

令和5年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

令和5年3月3日（金）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 報第 1号 専決処分報告について
令和4年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について
- 第 4 報第 2号 専決処分報告について
令和4年度上牧町一般会計補正予算（第9回）について
- 第 5 議第 1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第 6 議第 2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第 7 議第 3号 上牧町下水道条例の制定について
- 第 8 議第 4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第 9 議第 5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第10 議第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第11 議第 7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第12 議第 8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第13 議第 9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第15 議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第18 議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について

- 第19 議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 第20 議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について
- 第21 議第17号 上牧町道路線の認定について
- 第22 議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について
- 第23 議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について
- 第24 議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について
- 第25 議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について
- 第26 議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について
- 第27 議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について
- 第28 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について
- 第29 議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第30 議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第31 議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第32 議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第33 議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について
- 第34 議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について
- 第35 議第31号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第36 議第32号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第37 議第33号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第38 議第34号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第39 議第35号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第40 議第36号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について
- 第41 議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について
- 第42 議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について
- 第43 議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報保護に関する条例（案）
- 第44 議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）
- 第45 意見書案第1号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書
（案）
- 第46 予算特別委員会の設置及び委員の選任について

本日の会議に付した事件

第1から第46まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
こども未来課長	寺口万佐代		

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、令和5年第1回上牧町議会定例会を開会いたします。

本日、定例会が開会されましたところ、議員各位におかれましてはご出席賜り、厚くお礼申し上げます。どうか議員各位のご協力をお願い申し上げます。



◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） これから本日の会議を開きます。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 初めに、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 皆さん、おはようございます。

本日、ここに令和5年第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、我が国では、世界にこれまでも例のない急速な人口減少、少子高齢化の進行が見込まれており、年金、医療、介護をはじめとする接続可能な社会保障制度の確立や、地域の活性化と人口減少抑制を目指す地方創生は、一刻の猶予も許されない喫緊の課題でございます。加えて、全国各地で発生している自然災害に対する防災・減災対策、被災地の復興対策、エネルギー政策と地球温暖化問題など、国民生活に密接に関わる多くの難しい問題を抱えております。また、経済情勢においては、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進みつつある中、穏やかな持ち直しが続いている一方で、ロシアによるウクライナ侵攻を背景とした国際的な原材料価格の上昇や、円安の影響等によるエネルギーや食料価格等の物価高騰、欧米

各国の金融引締めによる世界的な景気後退懸念など、我が国経済を取り巻く環境は厳しさが増しているような状況でございます。

このように我が国が様々な課題を抱えている中、地方自治体といたしましても、時代の潮流を踏まえた施策を着実に進め、地域が持つ資源や潜在能力を最大限に生かすとともに、町民一人一人が力を発揮できる社会を築くことにより、日本に活力をもたらしていかなければならないと考えております。

学校適正化につきましては、協議会を設置し、答申を出していただきました。その答申の内容に基づきまして、中学校につきましては今後、上牧中学校で教育を進めていくということが決定しております。そこで、上牧町学校施設の再整備について、子どもたちが学校生活を送る中でどのような形がよいのか検討を重ねてまいりました結果、既存敷地の校庭部分に校舎を新築するということが最終案を決めさせていただきました。現在進めております基本設計業務が完了次第、令和5年度内補正予算で実施設計業務に係る委託料を計上したいと考えており、現時点の予定では令和8年4月1日の開校を目指し、スピード感を持って全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

町民と議会、執行機関が、まちづくりに関する情報を共有し、将来においても持続可能な町、将来を担う子どもたちが希望を持てる町を目指し、町民一人一人の思いを大切に、これまで積み重ねた施策を土台にさらなる質の向上を目指し、全力で町政運営に取り組んでまいり所存でございます。

令和5年度の予算規模といたしましては、一般会計は109億4,973万1,000円、特別会計は54億3,357万3,000円、合計で163億8,330万4,000円となっております。

それでは、令和5年度に取り組む主な事業等について、上牧町第5次総合計画の5つの政策体系に沿ってご説明を申し上げます。

まずは、町民とともに築く安全で笑顔のあふれるまちづくりでございます。

高齢者防犯電話購入費支援事業につきましては、20万円の予算を計上しております。オレオレ詐欺や還付金詐欺などの特殊詐欺の被害を受けやすい65歳以上の高齢者世帯に防犯電話購入費の一部を補助することにより、防犯電話機器を普及、促進し、高齢者の特殊詐欺被害の未然防止を図ってまいります。

魅力発信発掘推進事業では、564万円の予算を計上しております。地域の担い手の確保や地域産業に寄与するため、ふるさと納税制度を利用した地域産品等のPRを行い、上牧町の

魅力づくりに取り組みます。また、魅力の発信と併せて、商品の発掘や開発などの支援を行ってまいります。

自転車用ヘルメット購入費助成事業では、18万円の予算を計上しております。自転車による事故の防止と交通安全の推進、被害の軽減を図るため、購入費の補助を令和2年度より実施しており、令和4年度からは、65歳以上の高齢者に加え、7歳から18歳までの方も補助対象に含めることとしております。令和5年度からは、令和5年4月1日に施行される改正道路交通法に伴い、補助対象者を全ての年齢の方を対象とし、広く自転車用ヘルメット着用の促進を図り、交通安全対策を進めてまいります。

統一地方選挙費では、2,520万7,000円の予算を計上しております。令和5年4月9日執行予定の奈良県知事選挙、奈良県議会議員選挙及び令和5年4月23日執行予定の上牧町議会議員選挙におきまして、有権者の投票機会を広く確保することを目的に、ラスパ西大和のささゆりルームにおきまして新たに期日前投票所の設置を行います。

保健福祉センター空調設備更新工事及び屋根防水等改修工事実施設計事業では、1,050万5,000円の予算を計上しております。2000年会館の長期的な施設の維持管理を図るため、令和6年度に空調設備の更新工事及び屋上の改修工事を一体的に行うことを予定しており、事業実施に向けた実施設計業務を行います。

団体営農地防災事業では、1,450万円の予算を計上しております。全国的に豪雨の激甚化や地震によりため池の決壊が続いたことから、町内7か所のため池を防災重点ため池に指定し、耐震性や劣化状況の調査を行い、現時点の状況を確認いたします。また、ため池工事特別措置法も施行され、令和12年度までに防災重点ため池の整備を図ることとされていることから、早期の調査、対策を実施してまいります。

消防屯所整備事業では、5,307万8,000円の予算を計上しております。上牧町消防団第2分団西部第1分隊消防屯所は、竣工から48年が経過しており、新耐震基準を満たしていないことから、地域の消防及び防災力の強化を図るため改修工事を行います。また、第1分団北部第2分隊についても、新耐震基準を満たしていないことから、改築に向けての設計業務を行います。

次に、ともに支え合い健やかでときめきが生まれるまちづくりでございます。

福祉医療費助成事業では、9,041万5,000円の予算を計上しております。福祉医療助成において、さらなる経済的負担を軽減し、必要な医療を受けやすい環境をつくり、健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的に、医療保険診療の自己負担額から一部負担金を控除した

額を助成いたします。また、令和5年度から、乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を18歳に達する日以降の最初の3月31日までに拡充をいたします。

障がい者計画及び第7期障がい福祉計画策定事業では、483万6,000円の予算を計上しております。現行計画が令和5年度に終了することから、新たに両計画を一体的に策定いたします。

訪問入浴サービス事業では、131万1,000円の予算を計上しております。重度の身体障害があるため入浴が困難な方のご家庭へ、サービス事業者が移動入浴車で訪問し、看護師等が入浴の介護を行う事業を令和5年度から開始いたします。

重度心身障がい者（児）福祉タクシー助成事業では、574万3,000円の予算を計上しております。重度心身障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を目的に、タクシー利用料金の一部を助成するため、1人当たり400円分のタクシー利用券を年間40枚交付する事業を令和5年度より開始いたします。

子ども・子育て支援事業計画策定事業では、378万6,000円の予算を計上しております。現行計画が令和6年度に終了することから、第3期子ども・子育て支援事業計画を策定いたします。計画策定期間については2年間とし、令和5年度では保護者ニーズ調査、分析及び課題の抽出を、令和6年度では計画書の策定を予定しております。

病児・病後児保育事業では、197万9,000円の予算を計上しております。大和高田市実施の「ぞうさんのおうち」と上牧町ほか4町で実施の「いちごルーム」において、引き続き事業を実施いたします。また、令和5年度から香芝市実施の「病児保育室ぽっぽ」も利用可能となり、子育て支援の充実を図ってまいります。

学童保育事業では、4,308万9,000円の予算を計上しております。令和5年度から、かねてより保護者から要望が多かった学校休業日における保育時間の延長、夏季休業日から開始時間の30分前倒しを図り、午前7時30分から午後7時までの運営といたします。

不妊・不育治療助成事業では、225万円の予算を計上しております。不妊及び不育治療費に要する自己負担分を引き続き助成します。また、令和5年度から5年間の申請期限を撤廃し、不妊治療の助成範囲を一般不妊から特定不妊にも拡充いたします。

子育て世代包括支援センター事業では、1,252万6,000円の予算を計上しております。子育て世代包括支援センター事業につきましては、妊娠、出産、子育て期に関する相談に応じるなど、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を提供することにより、安心して子育てができる体制の確保を図ってまいります。

出産・子育て応援交付金事業では、1,397万9,000円の予算を計上しております。妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型支援を拡充するとともに、妊娠届出時5万円、出生届出時5万円を給付し、経済的支援と一体して実施いたします。

高齢者等インフルエンザ予防接種事業では、2,708万1,000円の予算を計上しております。高齢者等インフルエンザ予防接種を令和5年10月1日から令和6年1月31日までの期間、自己負担を無料で実施いたします。

人間ドック等助成事業では、1,720万円の予算を計上しております。国民健康保険におきまして、国民健康保険財政調整基金を活用しまして、満40歳以上、75歳未満の被保険者を対象に、人間ドック、脳ドックの受診費用の助成を行い、健康維持増進と受診率の向上を図ってまいります。

次に、快適で住み良く自慢できるまちづくりでございます。

可燃ごみ中継施設ウイルス除去噴霧装置取付事業では、430万1,000円の予算を計上しております。可燃ごみ中継施設にウイルス除去噴霧装置を取り付け、業務員を新型コロナウイルスの感染から守り、業務停滞を防止いたします。

道路・橋梁長寿命化事業では、1億2,540万円の予算を計上しております。長寿命化修繕計画に基づき、計画的に道路、歩道の整備や道路・橋梁定期点検を進め、長寿命化を図ってまいります。

道路冠水防止対策事業では、6,190万円の予算を計上しております。大雨等が発生した場合の冠水被害の防止、また軽減のため、排水施設の改修を実施いたします。

地域公共交通環境整備事業では、1,400万円の予算を計上しております。高齢者や未就学児等が快適に利用できる環境を確保するため、バス停ベンチに上屋の設置を進め、利用者の利便性向上を図ってまいります。

道路環境改善事業では、2,370万円の予算を計上しております。住環境の改善及び地域の安全、安心を図るため、北上牧地区の狭隘道路の拡幅を行います。また、町道における道路照明において、LED照明の導入を行います。

地方公営企業法適用事業につきましては、住民サービスを安定的に提供するため、令和5年度に下水道事業を公営企業会計の適用にすることにより、経営資産の状況を見える化し、中長期的な収支見通しに基づく経営基盤の強化に取り組んでまいります。

県域水道一体化につきましては、利益剰余金を活用させていただき、配水管等の更新など

を行ってまいります。

次に、地域の魅力を活かした賑わいがあふれるまちづくりでございます。

ペガサスフェスタ開催費では、495万円の予算を計上しております。地域活性化やにぎわいづくり、郷土愛の一環として、健康、環境、文化をテーマにペガサスフェスタ2023を開催いたします。

PRキャラクター活動推進事業費では、141万8,000円の予算を計上しております。町制施行50周年を記念して作成したゆりはちゃんを活用し、商工会キャラクターぺたろうと共に町内外にPRしてまいります。また、役場庁舎内において、PRキャラクターを活用した記念撮影スポットを設置いたします。

次に、歴史文化が息づき上牧っ子を育むまちづくりでございます。

統合型校務支援システム導入事業では、2,081万4,000円の予算を計上しております。教職員の負担が増大する中、教職員が行う業務の効率化、負担軽減を図るとともに、生徒、児童一人一人に合った学習指導、生活指導を行ってまいります。

小中学校体育館空調整備事業では、2億2,931万円の予算を計上しております。指定避難所である学校の体育館に、避難者の生活環境の改善を図るため、都市ガス機能が停止した場合においても電源供給可能なバックアップシステムを実装した空調整備を行います。また、夏場の熱中症対策として、児童、生徒の健康管理や安全管理の徹底を図ってまいります。

フリースクール事業では、714万4,000円の予算を計上しております。不登校児童、生徒が安心して活動できる居場所づくりとして、児童、生徒の学校復帰や社会的自立に向けた支援に引き続き取り組んでまいります。

小中学校体育館公衆無線LAN整備事業では、1,330万9,000円の予算を計上しております。指定避難所である学校の体育館に避難者が容易に連絡、情報収集ができるよう、公衆無線LANの整備を行います。

通級指導教室運営事業では、113万4,000円の予算を計上しております。特別な支援を必要とする児童、生徒が増加傾向にあり、特別支援学級に入級しなくても、個々の教育ニーズに合った教育を受けることで成果を上げてきております。令和5年度においても、引き続き通級指導教室の運営を行ってまいります。

児童図書制作事業では、164万4,000円の予算を計上しております。上牧町の未来を担う子どもたちの郷土愛を育む取組として、昨年度に引き続き児童図書制作を行います。

学校・地域パートナーシップ事業では、173万6,000円の予算を計上しております。優れ

た能力、技術、豊富な知識、経験を有する学校支援ボランティアの方々に、特技等を生かして学校の教育活動に協力していただくことにより、地域の教育力の向上と地域ぐるみの学校教育の充実と活性化を引き続き図ってまいります。

放課後塾「まきっ子塾」事業では、644万9,000円の予算を計上しております。基礎学力の向上や家庭学習の定着を目的に、学習アドバイザーによる宿題や自習活動の支援を引き続き行ってまいります。

史跡上牧久渡古墳群整備事業では、6,257万8,000円の予算を計上しております。平成27年に国の史跡に指定されました上牧久渡古墳群は、1つの丘陵上に特色のある古墳が8基確認されたほかに例のない古墳であり、地域における重要な文化財と位置づけられております。上牧久渡古墳群の計画的な公園整備を進め、令和5年度では整備工事に向けて仮設道の増設を行います。

以上、令和5年度に実施予定している全ての事業が、これからの上牧町及び町民生活にとって欠かすことのできない重要な事業と考えております。今後も町民の皆様にご満足に感じていただける施策の実現に努めていきたいと考えておりますので、町民の皆様、議員の皆様の町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、私の所信とさせていただきます。

それでは、本日提出しております議案につきまして、簡単に説明させていただきます。

まず、報第1号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第8回）につきましては、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実と経済的支援を一体として実施する出産・子育て応援交付金事業の補正でございます。

報第2号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第9回）につきましては、損害賠償請求に伴う弁護士委託料の補正でございます。

議第1号から議第2号につきましては、個人情報保護に関する法律が改正されたことに伴い、上牧町個人情報保護に関する法律施行条例等を制定するものでございます。

議第3号につきましては、令和5年4月1日から公営企業会計への移行に伴い、上牧町下水道条例を改正するものでございます。

議第4号から議第6号につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の制定及び一部を改正するものでございます。

議第7号につきましては、上牧町が所管する附属機関を新たに設置するため、上牧町附属機関設置条例の一部を改正するものでございます。

議第8号につきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正に伴い、上牧町手数料条例の一部を改正するものでございます。

議第9号につきましては、健康保険法施行令の一部改正に伴い、上牧町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

議第10号につきましては、子ども・子育て支援法の改正により、上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正するものでございます。

議第11号につきましては、学校教育法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第12号につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第13号につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものでございます。

議第14号につきましては、上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例についてでございます。

議第15号につきましては、県域水道一体化に向けて基本計画の決定及び基本協定の締結に伴い、これまでの任意協議会を法定協議会として設置するものでございます。

議第16号につきましては、奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更するものでございます。

議第17号につきましては、町道の路線認定についてでございます。

議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,434万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億2,114万1,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用できる経費について、予算書8ページ、第2表で総務費の電気自動車整備事業から、教育費の学校適正化事業までの合計7事業、金額にして1億9,359万4,000円としております。

また、第3条、地方債の補正につきましては、起こすことのできる地方債の変更として、

予算書9ページ、第3表、地方債補正変更として限度額を変更しております。今回の補正予算では、主に令和4年度事業完了に伴う不用額について減額計上しております。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきましては、説明書4、5ページ、款町税、項町民税、目個人分では、新型コロナウイルス感染症の影響による所得割の減少が、想定よりも影響が少なかったため、1,732万1,000円を増額計上しております。項固定資産税、目固定資産税では、新築家屋の増加及び償却資産の申告増加により600万円を増額計上しております。項たばこ税、目たばこ税では、売渡し本数の増加により1,749万1,000円を増額計上しております。款地方交付税、項地方交付税、目地方交付税では、国税が当初の推計より伸びたことに伴い、再算定の結果、7,703万2,000円増額計上しております。

説明書6、7ページ、款分担金及び負担金、項負担金、目民生費負担金では、途中入園の児童数の増加により、保育料571万9,000円増額計上しております。款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、説明欄、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金では、令和4年度国の補正予算（第2号）の成立により補助裏分が増額され、追加交付を受けたものでございます。目衛生費国庫補助金では、説明書20、21ページ、出産・子育て応援交付金事業費の財源として211万7,000円を計上しております。目土木費国庫補助金では、説明書22、23ページ、都市計画図修正業務委託料の財源として453万7,000円を計上しております。他の国庫支出金及び県支出金関連では、年度内事業費の調整、事業完了に伴う調整等を補正計上しております。

説明書8、9ページ、款寄附金、項寄附金、目総務費寄附金では、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を頂きましたので計上しております。寄附金526万9,000円のうち、283万5,000円をふるさとまちづくり基金に積立てしております。款町債では、事業完了による事業費の減額により補正計上しております。

次に、歳出につきましては、説明書12、13ページ、款議会費では、新型コロナウイルス感染拡大により研修等を中止したことにより減額補正計上しております。

説明書16、17ページ、項戸籍住民基本台帳費、目戸籍住民基本台帳費では、仕様変更に伴う契約差金により減額補正計上し、併せて、歳入、説明書6、7ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目総務費国庫補助金、説明欄、個人番号カード交付事務費補助金で同額の138万3,000円を減額計上しております。

説明書18、19ページ、款民生費、項社会福祉費、目社会福祉総務費、説明欄、重度心身障害老人等医療費では、対象者の利用状況等による調整額190万8,000円を減額補正計上し、併せて、歳入、8、9ページ、款県支出金、項県補助金、目民生費県補助金で95万4,000円を減額計上しております。目障害福祉費では、対象者の利用状況等による調整額948万7,000円を減額補正計上し、併せて、歳入、4から9ページ、款国庫支出金、項国庫負担金、目民生費国庫負担金で342万円、項国庫補助金、目民生費国庫補助金で173万5,000円、款県支出金、項県負担金、目民生費県負担金で171万円、項県補助金、目民生費県補助金で86万7,000円を減額計上しております。項児童福祉費、目児童福祉総務費では、入園児の増加に伴い314万8,000円を計上しております。

款衛生費、項保健衛生費、目母子衛生費では、出産・子育て応援交付金事業として317万7,000円を計上しております。

款農林商工業費、項農業費、目農地費では、町内防災重点ため池の7か所のうち、特に必要と認められた2か所のボーリング調査を実施する事業費として2,900万円を計上し、併せて、歳入、説明書8、9ページ、款県支出金、項県補助金、目農林商工業費県補助金で同額を計上しております。

款土木費、項都市計画費、目都市計画総務費では、都市計画図修正業務委託料として907万5,000円を計上し、併せて、説明書、歳入、6、7ページ、款国庫支出金、項国庫補助金、目土木費国庫補助金で453万7,000円を計上しております。

説明書26、27ページ、款諸支出金、項基金費、目財政調整基金費では、今回の補正額の剰余分を基金に積み立て、積立て後の基金残高は10億759万9,000円となっております。目公共施設整備基金費では、学校統合に伴う上牧中学校施設再整備の財源とするため、普通交付税再算定に伴い、追加交付されました普通交付税7,703万2,000円及び今回の補正の剰余分2,296万8,000円を積み立て、積立て後の基金残高は3億9,774万円となっております。目ふるさとまちづくり基金費では、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附を頂いた寄附金を積み立て、積立て後の基金残高は720万2,000円となっております。

議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ516万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億9,379万7,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきましては、説明書4、5ページ、款県支出金、項県補助金、目保険給付費交付金につきましては、普通交付金293万5,000円を、特別調整交付金60万8,000円をそれぞれ減額計上しております。款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金では、保険基盤安定繰入金646万2,000円を増額計上しております。未就学児均等割保険税繰入金では、22万6,000円を減額計上しております。款繰入金、項財政調整基金繰入金、目財政調整基金繰入金では785万4,000円を減額計上しており、基金残高は4億1,870万9,000円となっております。

次に、歳出につきましては、説明書6、7ページ、款総務費、項総務管理費、目一般管理費では、システム改修委託料60万8,000円を減額、款保険給付費、項療養諸費、目審査支払手数料では302万5,000円を減額計上しております。款保険給付費、項葬祭諸費、目葬祭費では9万円を増額計上しております。款国民健康保険事業費納付金、項医療給付費分では122万6,000円を、項後期高齢者支援金等分では31万2,000円を、項介護納付金分では8万円をそれぞれ減額計上しております。

議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,056万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億4,910万4,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきましては、説明書4、5ページ、歳入、款後期高齢者医療保険料、項後期高齢者医療保険料の現年度分では758万5,000円を減額計上しております。款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金の事務費繰入金で、共通経費等30万円を増額、保険基盤安定繰入金では327万6,000円を減額計上しております。

次に、歳出につきましては、説明書6、7ページ、款後期高齢者医療広域連合納付金、項後期高齢者医療広域連合納付金では、納付額が確定したことにより1,086万1,000円を減額計上しております。款保健事業費、項健康保持増進事業費、目保健事業費では、人間ドック費用助成金30万円を増額計上しております。

議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）につきましては、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,530万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億5,793万5,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

説明書4、5ページ、歳入につきましては、歳出の補正総額に対するそれぞれの補助案分率に応じた額を保険料、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金、繰入金ごとに計上しております。

次に、歳出につきましては、説明書6、7ページ、款保険給付費、項保険サービス等諸費では、利用定員が18名以下の小規模デイサービスや認知症対応型グループホームなどの地域密着型介護サービス給付費、そして新型コロナウイルス感染症の影響から、入所されている方が病院に入院されるケースが急増した施設介護サービス給付費において、当初の計画値ほど利用実績が伸びなかったことにより4,000万円を減額計上しております。

款地域支援事業費、項介護予防生活支援サービス事業費、目介護予防生活支援サービス事業費では、通所系サービスの利用が当初より執行見込額を下回るため、300万円減額計上しております。通所訪問型サービス事業費では、新型コロナウイルス感染症の影響から、4か月の中止期間などがあったことにより30万円減額計上しております。目介護予防ケアマネジメント費では、他の介護サービスを併用される利用者が増加したことにより、通所訪問型サービスのみのプラン料が当初見込んでいた額より下回ったため、150万円減額計上しております。項包括的支援事業任意事業費、目配食見守り支援事業費では、利用者が施設入所や対象要件になったことにより、執行見込額が増えなかったため60万円減額計上しております。目緊急通報見守り支援事業費では、独居高齢者や高齢者世帯の増加に伴い、緊急通報装置の利用件数が増えたことにより10万円増額計上しております。

議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）につきましては、既決の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,055万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,422万1,000円とするものでございます。

それでは、補正予算に関する説明書の事項別明細書で、主なものにつきましてご説明させていただきます。

歳入につきましては、説明書4、5ページ、款使用料及び手数料、項手数料、目下水道手数料では、5万7,000円増額し、16万4,000円に、款県支出金、項県補助金、目下水道事業県補助金では、34万1,000円減額し、360万9,000円に、款繰入金、項他会計繰入金、目一般会計繰入金では、177万5,000円減額し、一般会計繰入金の総額を1億7,086万8,000円としております。款町債、項町債、目下水道事業債では、850万円減額し、1億2,340万円としております。

次に、歳出につきましては、説明書6、7ページ、款下水道事業費、項下水道費、目下水

道総務費、節委託料で、委託業務の入札差金額61万6,000円を減額計上しております。また、節負担金補助及び交付金につきましては、令和4年1月から12月までの配水量の確定により、流域下水道維持管理市町村負担金218万1,000円を減額計上しております。節公課費では、令和3年度の消費税納付額が確定したことに伴い、令和4年度中間申告納付額が確定しましたので、消費税納入額25万1,000円を減額計上しております。項下水道建設費、目公共下水道事業費、節需要費では、公用車1台を廃車したことに伴い、車検代が不要となったため、10万円を減額計上しております。節役務費では、公用車1台を廃車したことに伴い、自賠責保険料及び任意保険料が不要となりましたので、7万9,000円を減額計上しております。節工事請負費では、公共下水道污水管渠築造工事及び公共下水道ストックマネジメント污水管渠改築工事におきまして、事前調査では判明しない障害物等の処分や処分できない障害物を回避するためのルート変更に生じる費用が少なくなったことにより、673万1,000円を減額計上しております。節公課費では、公用車1台を廃車したことに伴い、車検時の重量税が不要となったことにより、2万6,000円を減額計上しております。

議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）につきまして、既決予算の収益的収入及び支出の収入を179万9,000円減額し、水道事業収益を4億6,085万8,000円に、支出を585万4,000円に減額し、水道事業費用4億5,639万3,000円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の収入を879万1,000円減額し、資本的収入を1,105万6,000円とするものでございます。また、第4条による議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正として、賞与引当金繰入額を23万6,000円増額し、7,061万円とするものでございます。

内容につきましては、水道事業会計補正予算書3ページ、令和4年度上牧町水道事業会計予定積算書、収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益、第2項営業外収益、第4目他会計補助、第1節他会計補助につきまして、新型コロナウイルス感染症の終息に至っていない状況に加えて、原油価格、食料品などの物価の高騰を踏まえ、上水道基本料金の免除措置に伴う精算額179万9,000円を減額計上しております。

次に、歳出につきましては、人件費の調整と業務委託の取消し及び電気料金の値上げにより、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第2目配水及び給水費、第3節賞与引当金繰入額では、7万1,000円を増額し、139万円に、第9節委託料では、383万円を減額し、1,373万8,000円に、第12節動力費では、24万円を増額し、650万5,000円としております。第3目

総務費、第3節賞与引当金繰入額では、人件費の調整として16万5,000円増額しております。第10節委託料では、水道料金システムの改修費の減額により250万円減額計上しております。

次に、資本的収入及び支出、第1款資本的収入、第2項負担金、その他諸収入、第1目負担金その他諸収入、第1節負担金その他諸収入では、施設負担金と給水分担金の増額計上により879万1,000円を増額しております。

議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算についてでございます。令和5年度の一般会計予算でございますが、前年度比33.4%増の109億4,973万1,000円といたしました。

歳入におきましては、町税として、個人住民税で1,967万1,000円、固定資産税で1,185万5,000円、町たばこ税で1,644万7,000円が増収の見込みとなり、町税として前年度比で2.6%の増、金額にして5,479万5,000円の増収となる見込みでございます。予算額といたしましては21億3,691万5,000円となっております。株式等譲渡所得割交付金は1,169万6,000円の減額、地方消費税交付金は4,941万3,000円の増額、地方交付税は404万4,000円の増額となっております。

歳出の性質別内訳では、義務的経費の人件費でございますが、前年度比1.0%の増、扶助費につきましては0.4%の増、合わせまして2,377万4,000円の増額、交際費は7.4%の減、金額にして8,943万1,000円減額しており、義務的経費全体で前年度比1.5%の減、金額にして6,565万7,000円の減額となっております。

投資的経費につきましては、社会資本整備事業として、道路橋梁などのインフラ長寿命化事業、また小中学校体育館空調整備事業を進めるため、普通建設事業費で前年度比41.1%の増、金額にして2億3,234万2,000円の増額となっております。その他、先ほど令和5年度に取り組む主な事業等についての中で申し上げました上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心に、あらゆる事務事業を精査しながら、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉施策、生きがいや活躍できる場の提供など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を積極的に計上し、町民生活の向上や町のさらなる発展に向けて予算編成を行ったものでございます。

議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算についてでございます。平成30年4月から国民健康保険制度が変わり、同じ所得、同じ所帯構成であれば、県内のどこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指し、令和6年度の保険料水準統一に向け、加入者の負担の公平化が進められているところでございます。令和5年度の当初予算につきましては、上牧町保険料方針に基づき、前年度の国民健康保険税率を据え置いた保険税率とな

っております。

それでは、予算書の内容についてご説明いたします。第1条で歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ27億2,648万8,000円と定めております。前年度比3.7%の増、金額にして9,838万4,000円の増額となっております。第2条では、歳出予算の流用について定めております。説明書1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入、款国民健康保険税では4億73万9,000円を計上しております。前年度比9.6%の減、金額にして4,260万8,000円の減額となっております。減額の主な要因といたしましては、被保険者数の減少によるものでございます。

款県支出金では20億6,196万6,000円を計上しております。前年度比5.6%の増、金額にして1億1,010万8,000円の増額となっております。款繰入金では2億5,988万円を計上しております。前年度比13.6%の増、金額にして3,101万7,000円の増額となっております。

次に、説明書2ページ、3ページの歳出でございます。款総務費では4,217万円を計上しております。前年度比11.8%の減、金額にして564万1,000円の減額となっております。款保険給付費では19億3,846万4,000円を計上しております。前年度比6.2%の増、金額にして1億1,236万7,000円の増額となっております。主な増額の要因といたしましては、被保険者数が減少しているものの、高齢化や医療費の高度化などにより1人当たりの医療費の伸びが見込まれるためでございます。

款国民健康保険事業費納付金では、7億317万7,000円を計上しております。前年度比1.4%の減、金額にして1,021万4,000円の減額となっております。款保健事業費では、特定健康診査事業費、人間ドック等助成事業費、国保ヘルスアップ事業費など3,970万2,000円を計上しております。前年度比5.8%の増、金額にして217万4,000円の増額となっております。

議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。第1条、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,705万5,000円と定めております。前年度比6.7%の増、金額にして3,060万円の増額となっております。

説明書1ページ、歳入歳出予算事項別明細書の歳入では、款後期高齢者医療保険料では3億7,581万円を計上しております。前年度比7.3%の増、金額にして2,556万9,000円の増額となっております。増額の主な要因といたしましては、被保険者数の増によるものでございます。款繰入金では、9,927万6,000円を計上しております。前年度比5.6%の増、金額にして523万2,000円の増額となっております。内訳といたしましては、事務費繰入金2,128万1,000円、保険基盤安定繰入金7,799万5,000円となっております。款諸収入では、1,190万

8,000円を計上しております。前年度比1.7%の減、金額にして20万3,000円の減額となっております。これにつきましては、健康診査に係る費用、保健事業委託金として奈良県後期高齢者医療広域連合から受けるものでございます。

次に、説明書2ページ、3ページの歳出でございます。款総務費では371万3,000円を計上しております。前年度比26.1%の減、金額にして131万1,000円の減額となっております。款後期高齢者医療広域連合納付金では4億7,002万8,000円を計上しております。前年度比6.8%の増、金額にして2,992万8,000円の増額となっております。内容といたしましては、共通経費が1,622万1,000円、保険料が3億7,581万2,000円、保険基盤安定が7,799万5,000円となっております。款保健事業費では、健康診査に係る費用や人間ドック等助成事業費など1,331万4,000円を計上しております。前年度比17.5%の増、金額にして198万3,000円の増額となっております。

議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算についてでございます。第1条第1項保険事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億911万4,000円と定めております。第2項介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ984万4,000円と定めております。令和5年度予算につきましては、前年度比3.6%の増、金額にして7,653万9,000円の増額となっております。令和5年度は、第8期介護保険事業計画3か年の最終年でございますが、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、切れ目のない医療介護連携の体制づくり、日常生活の支援などに関する施策並びに介護予防・生活支援体制整備の充実強化を図ってまいります。

予算に関する説明書1ページ、歳入につきましては、款保険料で4億2,120万4,000円を計上しております。前年度比0.6%の増、金額にして260万8,000円の増額となっております。款国庫支出金で4億5,318万3,000円を、款支払基金交付金で5億7,044万3,000円を、款県支出金で3億1,752万6,000円を計上しております。それぞれ歳出における保険給付費及び地域支援事業費に対する法定補助率を基に計上しております。

款繰入金では4億4,654万8,000円を計上しております。これにつきましては、一般会計からの法定繰入れ分の3億6,800万5,000円となり、介護給付費準備基金繰入金の7,854万3,000円となっております。

次に、説明書2、3ページの歳出に移ります。款総務費では5,542万3,000円を計上しております。款保険給付費では20億5,047万7,000円を計上しております。前年度比3.7%、金額にして7,290万3,000円の増額となっております。その内容としまして、介護サービス等

諸費で3.7%、金額にいたしまして6,937万7,000円、介護予防サービス等諸費では3.0%、金額にして179万3,000円、高額介護サービス等費では2.5%、金額にして115万9,000円、高額医療合算介護サービス等費では7.7%、金額にして50万円それぞれ増額となっております。

款支援事業費では1億190万8,000円を計上しております。前年度比1.3%、金額にして126万9,000円の増額となっております。内容といたしましては、介護予防生活支援サービス事業費は3.3%減、金額にして186万9,000円、一般介護予防事業費では35.4%減、金額にして373万6,000円の減額となっておりますが、包括的支援事業任意事業におきましては21.0%増、金額にして687万4,000円の増額となっております。

款基金積立金では、5,000円の基金利息を計上しております。積立て後の基金残高は1億3,244万円となっております。

次に、介護サービス事業勘定でございますが、事項別明細書22ページの歳入、款サービス収入では984万3,000円を計上しております。前年度比26.1%増、金額にして203万9,000円の増額となっております。

23、24ページの歳出では、款サービス事業費で921万5,000円を計上しております。前年度比25%、金額にして184万3,000円の増額となっております。内容といたしましては、主に介護予防プラン作成委託料となっております。款基金積立金におきましては、指定介護予防支援事業所準備基金積立金として52万9,000円を計上しております。前年度比58.9%、金額にして19万6,000円の増額となっております。

議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107万2,000円と定めております。

歳入の主なものにつきましては、説明書4、5ページ、款諸収入、項貸付金元利収入、目貸付金元利収入、節宅地取得資金元利収入では106万3,000円を計上しております。前年度比30.02%減、金額にして45万6,000円の減額となっております。

次に、歳出の主なものにつきましては、説明書6、7ページ、款公債費、項公債費、目元金、節償還金、利子及び割引料、長期債元金では68万5,000円を計上しております。前年度比30.03%減、金額にして29万4,000円の減額となっております。目利子、節償還金利子及び割引料、長期債利子では3万8,000円を計上しております。前年度比マイナス44.12%減、金額にして3万円の減額となっております。款諸支出金、項基金費、目住宅新築資金等貸付事業基金費、節積立金では4万2,000円を積み立て、積立て後の基金残高は2,197万6,000円となっております。

議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算についてでございます。予算書1ページ、第2条、業務の予定量につきましては、前年度当初予算に比べまして、給水戸数が87戸増の7,383戸、年間総配水量は8万4,572立方メートル減の193万6,423立方メートルと定めております。

次に、第3条、収益的収入及び支出の収入、第1款水道事業収益では4億6,205万4,000円を計上しております。前年度比0.13%減、金額にして60万3,000円の減額となっております。支出の第1款水道事業費用では、4億5,215万4,000円を計上しております。前年度比0.35%減、金額にして157万8,000円の減額となっております。

次に、第4条、資本的収入及び支出の収入につきましては、第1款資本的収入では1,000円の枠取りをし、前年度比99.96%減、金額にして226万4,000円減額となっております。支出の第1款資本的支出につきましては、1億4,372万5,000円とし、前年度比66.85%減、金額にして2億8,985万4,000円減額となっております。また、収入額が支出額に対して不足する額1億4,372万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費7,108万円を計上しております。

それでは、主な内容について説明いたします。予算書15ページ、予算積算書の収益的収入及び支出、収入の第1款水道事業収益、第1項営業収益、第1目給水収益では4億2,798万9,000円を計上しております。前年度比0.15%減、金額にして66万4,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、大口事業者においては給水量が増加しているものの、コロナ禍の影響で巣ごもりによる在宅時間が緩和され、個人宅での使用水量の減少傾向が考えられることでございます。

第2目その他営業収益では1,428万3,000円を計上しております。前年度比3.8%減、金額にして56万9,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、新規の給水戸数が減少していることでございます。

予算書17ページ、支出の第1款水道事業費用、第1項営業費用、第1目原水及び浄水費では2億6,206万2,000円を計上しております。前年度比3.58%減、金額にして973万7,000円の減額となっております。主な要因といたしましては、有収率が増加しているものでございます。第2目配水及び給水費では6,661万8,000円を計上しております。前年度比9.79%減、金額にして723万円の減額となっております。主な要因といたしましては、令和4年度第4回補正で減額した委託料となっております。

予算書19ページ、第3目総務費では7,195万円を計上しております。前年度比16.17%、金額にして1万6,000円の増額となっております。主な要因といたしましては、人件費の増加となっております。

次に、予算書23ページ、資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入、第1項負担金その他諸収入、第1目負担金その他諸収入では1,000円で、前年度と同額の計上となっております。支出の第1款資本的支出、第1項建設費、第1目建設費では1億3,056万5,000円を計上しております。前年度比68.82%減、金額にして2億8,818万円の減額となっております。主な要因といたしましては、前年度の庁舎耐震工事の影響となっております。

議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算についてでございます。上牧町下水道事業会計予算につきましては、令和5年度から地方公営企業法の適用により水道事業と同様に公営企業会計方式を導入し、予算編成を行っております。

まず下水道事業会計予算書1ページ、第2条の業務の予定量につきましては、水洗化人口2万4人、年間有収水量206万6,785立方メートル、主要な建設改良事業では、汚水管渠等建設事業で5事業を計画し、1億2,751万3,000円と定めております。第3条の収益的収入及び支出、収入の第1款下水道事業収益の予定額につきましては、6億1,195万7,000円と定めております。内容といたしましては、第1項営業収益2億8,335万2,000円、第2項営業外収益3億2,860万5,000円となっております。

次に、支出の第1款下水道事業費用の予定額につきましては5億1,424万3,000円と定めております。内訳といたしましては、第1項営業費用4億7,169万4,000円、第2項営業外費用4,254万9,000円となっております。この第3条予算の収支につきましては、9,771万4,000円の単年度黒字となっております。

次に、2ページ、第4条の資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入につきましては2億185万5,000円と定めております。内容といたしましては、第1項企業債1億5,600万円、第2項出資金885万5,000円、第3項補助金3,700万円となっております。

次に、支出の第1款資本的支出は4億1,762万3,000円と定めております。内容といたしましては、第1項建設費1億3,374万9,000円、第2項企業債償還金2億8,337万4,000円、第3項予備費50万円となっております。この4条、予算の収支につきましては、2億1,576万8,000円の不足が生じますが、当年度分損益留保資金1億1,966万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額827万2,000円、当年度利益剰余金処分額8,782万8,000円で補填を予定しております。

次に、第5条の債務負担行為につきましては、下水道法事業計画変更業務において、期間を令和6年度、限度額を540万円とし、上牧町水洗便所改造資金あっせんに係る取扱金融機関に対する債務の損失補填につきましては、令和5年度から償還期間満了までを期間とし、限度額を町と金融機関で協議の上、設定した範囲内で貸付けを行った貸付金及びこれに伴う利子等の合計額に相当する額と定めております。

次に、3ページ、第6条の企業債につきましては、その目的及び限度額は、公共下水道事業債では7,850万円、流域下水道事業債では1,000万円、資本費平準化債で3,600万円、下水道事業債1,930万円、下水道事業債借換債1,220万円と定めております。その起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、それぞれ記載されているとおりでございます。第7条の一時借入金では、借入れの最高限度額を2億円と定めております。第9条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与金1,106万7,000円と定めております。第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計分1億4,514万7,000円と定めております。

それでは、主な内容について説明いたします。予算書19、20ページ、予算積算書の収益的収入及び支出、収入の第1款下水道事業収益、第1項営業収益、第1目下水道使用料では2億7,956万1,000円を計上しております。内容といたしましては、公共下水道への接続による使用料でございます。第2目他会計負担金、第1節雨水処理負担金では370万7,000円を計上しております。内容といたしましては、一般会計繰入金のうち、雨水処理に係る負担金でございます。第2項営業外収益、第1目他会計補助金では1億4,514万7,000円を計上しております。内容といたしましては、営業費に該当する一般会計繰入金でございます。第2目公共下水道事業補助金では95万円を計上しております。内容といたしましては、県補助金の流域下水道負荷軽減等推進事業補助金でございます。第5目長期前受金戻入では1億8,250万7,000円を計上しております。内容といたしましては、費用化する減価償却に応じて計上する部分でございます。

21、22ページ、支出の第1款下水道事業費用、第1項営業費用、第1目管渠維持費では1,311万9,000円を計上しております。主なものといたしましては、第2節委託料472万8,000円、第4節工事請負費400万円でございます。

23、24ページ、第2目流域下水道維持管理費では1億2,855万4,000円を計上しております。内容につきましては、流域下水道維持管理市町村負担金でございます。

25、26ページ、第4目総係費では2,627万8,000円を計上しております。内容につきまし

ては、職員の人件費でございます。第5目減価償却費では3億217万5,000円を計上しております。内容につきましては、第1節管渠等構築物である有形固定資産減価償却費の2億7,476万円、第2節の流域下水道の施設利用権である無形固定資産減価償却費2,741万5,000円でございます。

27、28ページ、第2項営業外費用、第1目支払利息では3,430万4,000円を計上しております。内容につきましては、企業債借入れ償還金利息でございます。第2目消費税及び地方消費税では、消費税及び地方消費税納付額として824万5,000円を計上しております。

次に、29、30ページ、資本的収入及び支出、収入の第1款資本的収入、第1項企業債、第1目企業債では1億5,600万円を計上しております。主なものといたしましては、第1節企業債8,850万円、第2節その他企業債6,750万円でございます。第2項出資金、第1目出資金では、一般会計からの出資金として885万5,000円を計上しております。第3項補助金、第1目国庫補助金では、社会資本整備総合交付金として3,700万円を計上しております。

31、32ページ、第1款資本的支出、第1項建設改良費、第1目管渠整備費では1億2,371万9,000円を計上しております。主なものといたしましては、33、34ページ、第9節委託料1,940万円、第10節工事請負費9,720万円でございます。

35、36ページ、第2目建設負担金では1,003万円を計上しております。内容といたしましては、大和川上流・宇陀川流域下水道事業における市町村建設負担金でございます。第2項企業債償還金、第1目企業債償還金では2億8,337万4,000円を計上しております。内容といたしましては、長期債元金2億7,115万8,000円と借換え分元金1,221万6,000円でございます。

議第31号から議第36号までは、上牧町政治倫理審査会委員の選任についてでございます。

議第38号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結についてでございます。

議第39号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結についてでございます。

大変長い説明をいたしました、いずれも重要な案件でございますので、慎重にご審議いただき、承認、議決、同意賜りますようお願いを申し上げまして、所信表明並びに招集のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

誠に申し訳ございません。先ほど私が説明いたしました38号は37号、39号は38号でございます。大変失礼いたしました。よろしくお願ひいたします。

◇

◎議会運営委員会の報告

○議長（吉中隆昭） 挨拶が終わりましたので、過日開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

服部議会運営委員長。

（議会運営委員長 服部公英 登壇）

○議会運営委員長（服部公英） おはようございます。議会運営委員長の6番、服部公英です。

それでは、議会運営委員会の報告を行います。

本日、令和5年3月3日招集の第1回定例会の運営について、3月1日、全委員出席の下、議会運営委員会を開会いたしました。

初めに、今定例会に町から提出されている議案は、報告2件、議案38件です。また、議員提出議案2件と意見書案1件も提出されています。慎重審議を期すため、本会議審議及び総務建設委員会、文教厚生委員会、予算特別委員会に付託する議案の振り分けを審議いたしました。本日の本会議審議に、報第1号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、報第2号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第9回）についての報告2件と、議第31号から議第36号までの6議案につきましては、上牧町政治倫理審査会委員の選任について、議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例（案）8議案及び議員提出議案1件を審議することとし、付託案件につきましては、総務建設委員会に、議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、議第17号 上牧町道路線の認定について、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について、議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について、議員提出議案第

2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）の12議案及び議員提出議案1件、文教厚生委員会には、議第3号 上牧町下水道条例の制定について、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について、議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について、議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について、意見書案第1号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）の13議案及び意見書案1件、予算特別委員会には、議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について、議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算についての7議案、以上の議案をそれぞれの常任委員会及び予算特別委員会へ付託することに全委員異議なく決しました。

次に、会議の日程について審議を行った結果、本日、3月3日、本会議、6日、総務建設委員会、7日、文教厚生委員会、9日、10日、13日、予算特別委員会、15日から17日まで一般質問、20日、本会議最終日とし、開会時間は一般質問が午後1時から、それ以外は午前10時からと決しました。

また、一般質問の持ち時間は、従来どおり理事者側の答弁を含め、1人1時間以内と決しました。今回、11名の議員が一般質問の通告をされており、3月15日、遠山、服部、牧浦、上村議員の4名、3月16日、石丸、康村、富木、東（あずま）議員の4名、3月17日、竹之内、木内、東（ひがし）議員の3名に振り分けられ、異議なく決しました。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

◇

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 報告が終わりましたので、これより委員長の報告どおり議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◎会議録署名議員の指名について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、3番、上村議員、4番、牧浦議員を指名いたします。

◇

◎会期の決定について

○議長（吉中隆昭） 日程第2、会期の決定について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月20日までの18日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から3月20日までの18日間と決定いたしました。

ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◎報第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、報第1号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第8回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第1号 専決処分報告についてご説明いたします。専第1号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第8回）については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年1月17日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算の内容については、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。



◎報第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、報第2号 専決処分報告について、令和4年度上牧町一般会計補正予算（第9回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 報第2号 専決処分報告についてご説明いたします。専第2号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第9回）については、緊急に処理を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり、令和5年2月7日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算の内容については、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

◇

◎議第 1 号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第 5、議第 1 号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第 1 号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について説明いたします。

社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通の両立を図るため、国の行政機関、民間事業者、地方公共団体等における個人情報の取扱いのルールの一統化を行うべく、個人情報の保護に関する法律が改正されました。本町における個人情報の取扱いは、上牧町個人情報保護条例に基づき運用してきましたが、令和 5 年 4 月から保護法に基づく運用となるため、同条例を廃止するとともに、保護法の規定に基づき、町が独自に定めるべき事項を定めるために、新たに上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

次に、条例の主な内容といたしましては、第 1 条で、個人情報の保護に関する法律の施行に関し必要な事項の定めを規定しております。

第 2 条、個人情報の保護に関する法律について、町長部局、教育委員会等、町の実施機関として指定しており、また、この条例で使用する用語は、個人情報の保護に関する法律で使用する用語の例によることと規定しております。

第 3 条、個人情報ファイル簿の記載事項では、個人情報ファイル簿には法第 75 条第 1 項に規定するもののほか、町長が必要と認めた事項を記載することと規定しております。

第 4 条、手数料等では、開示請求に係る手数料は無料とし、写しの交付、送付に要する費用は負担していただくこととしております。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは減額し、また免除することができると規定しております。

第 5 条、審査会への諮問では、上牧町個人情報保護審査会へ諮問することができる事由を規定しております。

第 6 条、委任では、この条例の実施のための必要な事項は規則で定めるとしております。

附則第1条では、この条例の施行期日を、第2条では、上牧町個人情報保護条例を廃止する。第3条及び第4条では、上牧町個人情報保護条例廃止に伴い、個人情報取扱いに関する義務及び罰則の経過措置を、この条例施行の日前に行った手続が、この条例を継続しているときは従前の例によるとする経過措置を規定しております。

以上が条例の主な内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について説明いたします。

個人情報の保護に関する法律に基づく個人情報保護制度の適正かつ公正な運営を確保することを目的とし、町に個人情報保護審査会を設置するための条例の制定を行うものでございます。

次に、条例の主な内容といたしましては、第1条、設置では、個人情報の保護に関する法律、上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例及び上牧町議会の個人情報の保護に関する条例に基づく個人情報制度の適正かつ公正な運営を確保するための審査会を設置すると定めております。

第2条、所掌事務では、上牧町個人情報保護審査会において審議する事項を定めております。

第3条、組織では、審査会の定数を、第4条では、委員の選考とその任期を定めております。

第5条、意見の聴取では、審査会は必要があると認めるときは、審査請求人、実施機関及

び議会の職員その他職員に対して出席を求めることができることとすることと、審査会の調査権限について定めております。

第6条、委任では、この条例の実施のための必要な事項は規則で定めるとしております。

第7条、罰則では、職務上知り得た秘密を漏らした者への罰則を定めております。

附則1では、この条例の施行期日を、附則2では、経過措置として、廃止前の上牧町個人情報保護条例の規定により委嘱された委員は、引き続き本条例の規定により委嘱を受けたものとする事としております。

以上が条例の主な内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第3号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第3号 上牧町下水道条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第3号 上牧町下水道条例の制定についてご説明いたします。

このことにつきましては、平成27年1月に総務大臣通知により、人口3万人以上の地方公共団体については令和2年4月までに、人口3万人未満の地方公共団体についてはできる限り公営企業会計に移行するよう要請があり、また、平成31年1月に適用範囲の拡大として新たなロードマップが示され、令和6年4月までに移行するよう要請されました。将来必ず課題となります施設設備の老朽化による更新需要の増加、節水や人口減による使用料収入の減少等、下水道事業にとって厳しさを増していく中、自らの経営状況を正確に把握した上で、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組む必要があるため、経理内容の明確化及び透明性の向上を図るとともに、経営情報を可視化し、より一層の経営の効率化及び健全化を推進するために、地方公営企業法第2条第3項の規定に基づき、地方公営企業法の全

部適用をすることから、本条例を制定いたします。

内容につきましては、上牧町下水道条例（平成2年12月条例）第22号の全部を次のように改正するものでございます。第1条、第2条を第1章として総則、第3条から第5条に、第2章として公共下水道の構造の技術上の基準、第6条から第12条に、第3章として排水設備の設置等、第13条から第21条に、第4章として除外施設、第22条から第38条に、第5章として公共下水道の使用、第39条、第40条に、第6章として都市下水路、第41条から第45条に、第7章として下水道の敷地等の占用、第46条から第49条に、第8章として雑則、第50条から第52条に、第9章として罰則、そして附則に、令和5年4月1日からの施行と経過措置を規定しております。

以上が上牧町下水道条例の制定内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第4号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について説明いたします。

職員の定年引上げ及び地方公務員法の改正を踏まえ、職員の加齢による諸事情等へ対応し、仕事との両立を支援するための環境整備として、職員の高齢者部分休業の導入に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定するものでございます。

次に、条例の主な内容としましては、趣旨、第1条で、高齢者部分休業について、条例に委任する事項が設けられた地方公務員法の規定に基づき、必要な事項を定めるものとしております。

第2条、高齢者部分休業の承認では、高齢者部分休業の承認を職員の1週間当たりの通常

の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で行い、高齢者部分休業を取得できる職員の年齢を55歳と定めております。

第3条、高齢者部分休業の取得中の給与では、職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合の給与の減額について定めております。

第4条、承認の取消または休業期間の短縮では、休業している職員の業務を処理することが著しく困難となり、この状態を継続することが難しくなった場合には、当該職員の同意を得た上で休業の承認の取消または休業時間を短縮することができることについて定めております。

第5条、休業時間の延長では、既に高齢者部分休業をしている職員の部分休業の延長を承認することができることについて定めております。

附則1では、この条例の施行期日を、附則2、3では、職員の高齢者部分休業に関する条例制定に伴い、関係条例の一部を改めております。

以上が条例の主な内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第5号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第9、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行により、職員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢による降任及び転任を行うに当たって遵守すべき基準を定めるほか、定年前再任用短時間勤務の制度を制定するなど、所要の改正を行うものでございます。

次に、条例の主な改正内容としましては、第1条では、地方公務員法の改正により、条例に委任された根拠となる法の条を改めるものです。

第3条関係では、職員の定年を現行年齢60年を65年とするまで引き上げる改正でございます。

第4条関係では、文言の修正と、定年による退職の特例では、原則1年を超えない範囲内で期限を定めることとされているが、管理監督職上限年齢の特例で、延長された職員の特例を追加しております。

第6条関係では、管理監督職勤務上限年齢の対象となる管理監督職は、一般職の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に規定する管理職手当を支給されている職としております。

第7条関係では、管理監督職勤務上限年齢は60年としております。

第8条関係では、他の職への降任を行うに当たって遵守すべき基準を定めております。

第9条関係では、管理監督職勤務上限年齢による降任及び管理監督職への任用の制限の特例を定めております。

第10条関係では、第9条の規定により異動期間を延長する場合及び他の管理監督職に降任する場合に、職員の同意を得なければならないことを定めております。

第11条関係では、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものと定めております。

第12条、第13条関係では、年齢60に達した日以降の退職者を短時間勤務の職に採用するための基準を定めております。

第14条関係では、この条例の実施に関し必要な事項は規則で定めるとしております。

附則第3項関係では、定年に関する経過措置として、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの間、段階的に引き上げるとしております。

附則第4項関係では、当分の間、職員が年齢60に達する日の属する年度の前年度において、当該職員への情報提供及び勤務の意思を確認するよう努めるものとしております。

附則第1条では、この条例の施行日を、附則第2条以降では、この条例の施行に関し所要の経過措置を規定しております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第6号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について説明いたします。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、地方公務員の定年を段階的に引き上げることに伴い、関係条例について所要の整備を行うものです。

次に、条例の主な改正内容としましては、第1条、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴い、語句を改めております。

第2条、職員の分限に関する条例の一部改正では、管理監督職勤務上限年齢による降任等に伴う降級については除く旨の規定を定めております。

第3条、上牧町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正では、懲戒処分の減給について、処分発令後に給料月額が変動した場合の取扱いを定めております。

第4条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間勤務職員勤務時間の割り振り、週休日、年次有給休暇等について定めております。

第5条、職員の育児休業等に関する条例の一部改正では、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職員として、定年条例第9条の規定により異動期間を延長された管理監督職を追加しております。

第6条、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正では、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の算定方法、61歳となる年度以降の職員の給料月額等について定めるとともに、給料表のうち再任用職員を定年前再任用短時間職員に改めるものでございます。

第7条、職員の旅費に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴う引用する規定等を改めるものでございます。

第8条、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正では、地方公務員法の改正に伴い、引用する規定等を改めるものでございます。

第9条、職員の再任用に関する条例の廃止では、現行の再任用制度が廃止されたことに伴い廃止すると規定しております。

附則第1条では、この条例の施行期日を、附則第2条では、用語の定義を、附則第3条から第5条では、条例改正に伴う経過措置を定めております。

以上が今回の条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第7号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長部長。

○総務部長（中川恵友） 議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

条例の改正趣旨としましては、上牧町が所管する附属機関に、上牧町まちづくり基本条例第38条の規定により条例の内容に見直しが必要か検討するために、新たに上牧町まちづくり基本条例検証委員会を設置するために所要の改正を行うものでございます。

次に、改正内容といたしましては、別表中、町長部局の附属機関に上牧町まちづくり基本条例検証委員会を設置するものでございます。担任する事項としましては、上牧町まちづくり基本条例第38条の規定に基づく条例内容の見直しの必要についての検証に関する事務でございます。

附則第1条では、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

附則第2条では、上牧町の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部についても、同じ内容等に改正するものでございます。

以上が今回の条例改正の内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第8号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、2019年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が国会で成立し、3年以内の施行が法律で義務づけられていた内容であるマイクロチップの装着等について、犬猫等販売業者に対し、取得した犬または猫にマイクロチップの装着及び環境大臣の登録を受けることが義務づけられ、また、犬猫等販売業者以外の犬または猫の所有者は、マイクロチップの装着の努力義務が課せられております。このことにより、本町において犬の登録があった場合における狂犬病予防法の登録手続の特例制度に参加することから、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について説明いたします。第2条第1項第9号中、登録の次に、「（動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第39条の7、第2項の規定が適用される場合を除く）に係る」を加えるものでございます。また、この条例は、令和5年4月1日から施行するとしております。

以上が上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例の改正内容でございます。慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第9号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第13、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の条例改正につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されたことに伴い、上牧町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容につきましてご説明いたします。上牧町国民健康保険条例第6条第1項中、40万8,000円を48万8,000円に改めるものでございます。少子化対策として、子育て世代の負担軽減を目的に、出産育児一時金を8万円増額するものでございます。産科医療補償制度の掛金1万2,000円と合わせた出産育児一時金の支給総額は50万円となります。

附則では、施行期日と経過措置を定めております。

以上が上牧町国民健康保険条例の改正内容でございます。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第10号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正

する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第33条の規定により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。国の子ども・子育て会議が廃止となり、こども家庭庁に新たに設置されるこども家庭審議会に引き継がれることになったため、子ども・子育て支援法において、子ども・子育て会議について定めている第72条から第76条が削除され、第77条から第87条が順に繰り上げられることに伴い、条文を整備するものでございます。

なお、地方版子ども・子育て会議の根拠規定は、条の繰り上げはあるが、従来の内容のまま残っており、子ども・子育て支援法に基づき設置される合議体であることから、本条例における子ども・子育て会議という名称はそのままとなっております。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第11号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て

て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。こども家庭庁の設置により、幼稚園教育要領の制定根拠である学校教育法第25条が改正されたことに伴い、引用する条項を整備いたします。また、子ども・子育て支援法において、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議について定める第19条第2項が削除されたことに伴い、引用している箇所を改正いたします。そして、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、児童福祉関係の内閣府令においても、親権者の子に対する懲戒権の規定を削る改正が行われ、条例で基準を定める際の参考基準という位置づけとなっていることより、同様に懲戒に係る権限の濫用禁止、第26条を削る改正を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

なお、第26条の改正については、既に内閣府令が公布、施行されていることより、公布の日からの施行といたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第12号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第16、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第159号及び第175号）により、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が令和4年11月30日と令和4年12月28日に公布され、ともに令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。家庭的保育事業等の安全計画の策定等の義務化、インクルーシブ保育を可能とするための設備、人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化するなどの改正により、条項、条文の追加、整備を行うものでございます。

また、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受け、自動車を運行する場合の所在確認や安全装置の装備の義務づけなどについて、条項の追加を行います。そして、民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（厚生労働省令第167号）において、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われ、親権者の子に対する懲戒権の規定が削られたことにより、同様に第14条を削る改正を行います。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものといたします。

なお、第14条の改正については、既に内閣府令が公布、施行されていることより、公布の日からの施行といたします。また、一部附則において令和6年3月31日までの経過措置を設けるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第13号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第17、議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この条例の一部改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（厚生労働省令第159号及び第175号）により、放課後児童健全育成事業の

設備及び運営に関する基準の一部改正が令和4年11月30日と令和4年12月28日に公布され、ともに令和5年4月1日に施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容についてご説明いたします。保育所を含む児童福祉施設等の児童の安全を確保するため、安全計画の策定等の義務化について、第7条の2を新たに加えるとともに、昨年9月に発生した認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされ死亡した事案を受け、自動車を運行する場合の所在確認について、第7条の3も新たに加えます。また、感染症や非常災害時における業務継続計画の策定等の努力義務化について、第13条の2も新たに加えます。そして、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置を明確化にするため、第14条第2項中において、職員に対しての研修並びに訓練の定期的な実施規定を整備するものでございます。

この条例は令和5年4月1日から施行するものとし、一部附則において令和6年3月31日までの経過措置を設けるものといたします。

以上が今回の改正内容となります。ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第14号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第18、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について説明いたします。

条例の廃止理由としましては、昭和63年から平成元年にかけて、国から市町村に対し、地域振興のために自ら考え自ら行う地域づくり事業、通称ふるさと創生事業として、地域づくりに自由に使える資金として当時1億円が交付されました。これを受け、その目的を果たすため、平成元年に上牧町ふるさと基金を設置し、これまでペガサスタウン、タイムカプセ

ルの建設等の事業をはじめ、事業に基金を活用してふるさとづくりを推進してきました。基金設置後28年経過し、今年度実施したタイムカプセルオープンセレモニー事業への活用を基金設置の区切りと捉え、基金残高を全額この事業に充当したことに伴い、同基金を廃止するものです。

附則では、この条例は令和5年4月1日から施行するとしております。

以上が条例の廃止理由でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第15号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第19、議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議についてご説明いたします。

奈良県の水道事業は、人口減少に伴う給水収益の減少、施設老朽化による更新需要の増加、職員の減少による技術力の低下など、困難な課題に直面しております。一方、将来にわたって安全、安心な水道水の供給を維持することは、県民生活の安定のためには必要不可欠であり、そのためには水道施設の老朽化対策が何よりも第一で、個々の市町村が単独で対処していくには限界があり、複数の市町村が連携して広域で対処することが必要であることから、県域水道一体化に参加する団体により令和5年2月に基本協定を締結し、同協定締結団体により今後一体化に向けた検討協議を深めていくため、令和3年8月に設置した奈良県広域水道企業団設立準備協議会（任意協議会）を地方自治法第252条の2の2第1項に基づく協議会、法定協議会として設置するため規約を定めるものでございます。

内容につきましては、第1条に協議会の目的を、第2条に協議会の名称、第3条に協議会を設ける団体を、第4条に協議会の担任する事務を、第5条に事務所、第6条に組織、第7

条に会長及び副会長、第8条に委員、第9条に協議会の会議を、第10条に事務局、第11条に経費の支弁の方法を、第12条にその他、附則に令和5年4月1日から施行すると定めております。

なお、この規約は地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第16号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第20、議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合格約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合格約の一部を変更する規約についてご説明いたします。

今回の改正につきましては、現行の組合議会の議員定数を組合市町の議会議長、計8人、大和高田市、御所市、香芝市及び葛城市の議会の議員の中より選出された議員各2人の計8人、上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の議会の議員の中より選出された議員各1人の計4人とし、組合議会の議員定数を20人に改め、組合議員の任期については、現行規約で組合議会の組織に組合市町の長が充てられていたことから、今回改正に伴い、該当する部分を削除し、新たに組合運営に関する重要事項等の意思決定を行うため、運営協議会を設置するものでございます。

なお、この規約の一部を変更するに当たり、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体の協議によりこれを定め、同法第290条の規定により関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、

次に進みます。

◇

◎議第17号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第21、議第17号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第17号 上牧町道路線の認定についてご説明いたします。

道路法第8条第1項の規定に基づき、宅地開発に伴い整備された道路等について町道へと認定するものでございます。路線認定を実施する箇所につきましては、宅地開発における緑ヶ丘5号線から緑ヶ丘7号線の3路線と、寄附による北上牧41号線と、宅地開発による中筋牛萩2号線から中筋牛萩4号線の3路線、計7路線、延長にして393.4メートルを認定するものでございます。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経なければならないことから、本案を提案させていただくものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第18号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第22、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について説明いたします。

一般会計補正予算（第10回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただ

いたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第19号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第23、議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

- 住民生活部長（山下純司） 議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計補正予算（第3回）の補正内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第20号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第24、議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

- 住民生活部長（山下純司） 議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）の補正内容につきましては、先ほど町長より

説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第21号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第25、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

- 健康福祉部長（青山雅則） 議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）についてご説明いたします。

介護保険特別会計補正予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第22号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第26、議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

- 都市環境部理事（吉川昭仁） 議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてご説明いたします。

今回の補正予算（第3回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第23号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 次に、日程第27、議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

- 都市環境部理事（吉川昭仁） 議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について説明いたします。

今回の補正予算（第4回）の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第24号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第28、議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

- 総務部長（中川恵友） 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算についてご説明いたします。

一般会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第25号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第29、議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

- 住民生活部長（山下純司） 議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

国民健康保険特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第26号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第30、議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民生活部長。

- 住民生活部長（山下純司） 議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

後期高齢者医療特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長よりご説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第27号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第31、議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

健康福祉部長。

- 健康福祉部長（青山雅則） 議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

介護保険特別会計予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第28号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第32、議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境理事。

- 都市環境部理事（吉川昭仁） 議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてご説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第29号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第33、議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

- 都市環境部理事（吉川昭仁） 議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

- 議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第30号の上程、説明

- 議長（吉中隆昭） 日程第34、議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

- 都市環境部理事（吉川昭仁） 議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について説明いたします。

今回の当初予算の内容につきましては、先ほど町長より説明させていただいたとおりでございます。

慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議第31号から議第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第35、議第31号から日程第40、議第36号、上牧町政治倫理審査会委員の選任について、以上の6件の議案については、この際、一括議題といたします。

一括して提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（阪本正人） 議第31号から議第36号の上牧町政治倫理審査会委員の選任について、一括してご説明いたします。

議第31号の前田春樹氏、議第32号の林智良氏、議第33号の篠崎雄爾氏、議第34号の永井實氏、議第35号の村井映子氏、議第36号の西田久美子氏につきましては、同委員会の委員としてご活躍いただいておりますが、本年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き選任いたしたく提案するものでございます。各氏は豊かな経験と優れた識見を有されており、同委員としてふさわしいと考え、提案させていただくものでございます。

なお、各氏の経歴につきましては配付の略歴のとおりでございます。ご同意賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、議第31号から議第36号までを一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから、議第31号から議第36号までを一括して討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから一括して採決いたします。

議第31号から議36号までの6件の議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、議第31号から議第36号については原案どおり同意することに決定いたしました。

◇

◎議第37号の上程、説明

○議長(吉中隆昭) 日程第41、議第37号 服部台明星線道路整備工事(その2)請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境部理事。

○都市環境部理事(吉川昭仁) 議第37号 服部台明星線道路整備工事(その2)請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

服部台明星線道路整備工事(その2)について、試掘調査結果により当初計画していた施工方法を変更する必要性が生じ、設計変更の日数を要したため、また、使用する2次製品が特殊資材であり、3月下旬まで納期が遅延する事態となり、本年度内施工が困難な状況となったことから、受注者との協議の結果、工期を令和5年8月31日までに変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎議第38号の上程、説明

○議長(吉中隆昭) 日程第42、議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工

事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

都市環境理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結についてご説明させていただきます。

令和4年9月20日より上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事を着手、実施しており、耐震化に係る工程においては年度内完了予定の見込みとなっておりますが、排水制御に係る中央監視装置の製造において、近年の社会情勢の影響を受け、相当期間の納期遅延が発生し、各工程スケジュールに影響が生じたことから、工期を令和6年1月31日までに変更いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

以上、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎議員提出議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第43、議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例（案）、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

8番、遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 議員提出議案第1号 上牧町議会の個人情報の保護に関する条例（案）について、提出者の上牧町議会議席番号8番、遠山健太郎でございます。

檀上より提案理由の説明をさせていただきます。

このたび、個人情報保護に伴う3つの法律、すなわち個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、そして独立行政法人等個人情報保護法という3つの法律が1つに統合され、改正個人情報保護法が令和5年4月1日より施行されることになりました。改正個人情報保護法施行後、各地方自治体における個人情報の保護制度は、同法により共通のルールの上で直接適用されることとなりますが、一方、各地方公共団体の議会は、この共通ルールの適用対象か

ら除外され、それぞれ自律的な対応に委ねられることになりました。現在、上牧町議会における個人情報の保護制度は、上牧町個人情報保護条例によって規律されていますが、さきの議会運営委員会委員長の報告のとおり、総務建設常任委員会に委員会付託されることになりました議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてにおいて慎重審議されることになっていますが、この条例施行により上牧町個人情報保護条例が廃止されることとなります。そのため、上牧町議会の個人情報の保護において、今までと同様の基準で規律する必要があると判断し、ここに上牧町議会の個人情報の保護に関する条例を新たに制定すべく提案するものです。各条文については、議案に付されている条例案のとおりです。

各議員におかれましては、慎重審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第44、議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

6番、服部議員。

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。

議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）についての提案理由の説明を行います。

上牧町議会基本条例は、平成25年に上牧町議会の在り方と基本理念を明らかにし、よりよいまちづくりに寄与することを目的に定められた条例であり、議会の最高規範です。令和2年第1回定例会において、上牧町附属機関設置条例が制定されました。その際、附則において上牧町特別職報酬等審議会条例は廃止され、上牧町特別職報酬等審議会は、附属機関設置条例を根拠に置かれることとなっています。しかし、上牧町議会基本条例第19条第2項において上牧町特別職報酬等審議会条例を引用しており、その部分の改正が誤って漏れていたため、このたび早急に改正をするための議案を提案いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。



◎意見書案第1号の上程、説明

○議長（吉中隆昭） 日程第45 意見書案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）、これを議題といたします。

本案について、提出者の趣旨弁明を求めます。

11番、東議員。

○11番（東 充洋） 11番、東でございます。

意見書案としまして、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）です。

皆さん、よく住民の皆さんと接する機会が多々あるというふうに思うわけですが、やはり年金額が上がらない。そして今、春闘も真っ最中という状況ですけれども、この物価高に見合う賃上げがされるのかどうかということが非常に注目をされているところです。年金で生活されている方にまずお会いしての声は、物価が高過ぎる。本当に何を削って生活した

らいいのだという声が皆様方にもたくさん小耳に届いているというふうに思います。そういう中で、ぜひ基礎年金が引き上げられるように、見直されるように切に願うところです。朗読をもって説明に代えさせていただきたいと思います。

物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）。

年金額の改定は、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の方）の年金額は名目手取り賃金変動率を、既裁定者（68歳以上の方）の年金額は、物価変動率を用いて改定することが法律で定められています。この規定により、年金支給額は毎年のように削減されてきました。そして、増税や医療・介護保険料の負担増、物価の高騰も相まって、年金額の削減はトリプルパンチとなっています。さらに生活保護に移行する高齢者も急増し、生きる糧としての食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状態をもたらしています。

年金はそのほとんどが消費に回り、年金の削減は、高齢者の購買力を低下させています。年金削減による購買力の低下と生活保護世帯への移行急増で、地域経済と地方財政に大きな影響を与えています。

よって、高齢者も若者も安心して暮らしていけるように、次の事項について要望します。

記。1、高齢者も若者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

2023年3月1日 奈良県上牧町議会。

ぜひ採択いただきますように、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 趣旨弁明が終わりましたが、この件につきましては議案熟読のため保留し、次に進みます。

◇

◎予算特別委員会の設置及び委員の選任について

○議長（吉中隆昭） 日程第46、予算特別委員会の設置及び委員の選任について、これを議題といたします。

お諮りいたします。

令和5年度予算案件については、委員会条例第5条第1項の規定により、6名で構成する

予算特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、令和5年度予算案件については、6名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員の選任について、どのような方法であればよろしいでしょうか。

（「議長一任」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 議長一任という声がありますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 異議ないようですので、私のほうで選任させていただきます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

先ほど設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項及び第7条第1項の規定により、1番、康村議員、2番、東（あずま）議員、3番、上村議員、4番、牧浦議員、5番、竹之内議員、11番、東（ひがし）議員、以上6名の方を指名したいと思います。

ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました6名の方を予算特別委員に選任することに決定いたしました。

予算特別委員会におかれましては、委員長、副委員長を互選の上、報告願います。

それではここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時21分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◎予算特別委員会正副委員長の互選結果について

○議長（吉中隆昭） 休憩中に予算特別委員会の委員長、副委員長を互選いただきましたので、ご報告申し上げます。

予算特別委員会の委員長に上村議員、副委員長に東（あずま）議員という報告でございます。委員の皆さん、どうかよろしくお願ひ申し上げます。



◎議第1号から議第30号、議第37号から議第38号、議員提出議案第2号、意見書案第1号の委員会付託

○議長（吉中隆昭） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第1号から議第30号、議第37号から議第38号、議員提出議案第2号、意見書案第1号については、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託し、また、一般質問については理事者側の答弁を含め1人1時間以内とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり所管の委員会に付託し、また、一般質問については1人1時間以内とすることに決定いたしました。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 2時23分

総務建設委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月6日（月） 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について
議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例について
議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について
議第17号 上牧町道路線の認定について
議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について
議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結につい
て
議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の
締結について
- 議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
委 員 遠山健太郎 木内 利雄 東 充洋
吉中 隆昭
1. 傍聴議員 康村 昌史 牧浦 秀俊 竹之内 剛 服部 公英
富木つや子 石丸 典子
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之

	企画財政課長	中本 義雄	まちづくり推進課長	金崎 恭彦
	建設環境課長	武安 康至	住民保険課長	和田 暁
	税 務 課 長	木下 優子	福 祉 課 長	俵本 大輔
	こども未来課長	寺口万佐代	総務課係長	吉田 順一
1. 事務局	局 長	森本 朋人	書 記	山口 里美
	書 記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。本日、3月6日月曜日ということで、厳しい寒さも和らぎ、先週中頃から気温もどんどん上がってまいりました。春めいてくるに当たって、まず今年の花粉は例年の数倍の花粉ということで、皆さん、マスクを外してええとなっていますけども、外される方は少ないのではないのでしょうか。ちなみに、今年の花の満開予報は3月22日らしいです。

暫時休憩をお願いします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時13分

○上村委員長 それでは再開いたします。

定足数に達しておりますので、これより総務建設委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。大変ご迷惑をおかけいたしまして、誠に申し訳ございません。皆さん方には絶えず、今後このようなことのないようにと言いつばかりをさせていただいておりますが、少し私も全体的に危機管理意識が薄らいできているのかなという懸念を抱いております。しっかりと危機管理意識を職員一人一人が持つように徹底をしたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、総務建設委員会に付託をされました議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、議第17号 上牧町道路線の認定について、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について、議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について、以上の議案を提出しておりますので、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶にさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○上村委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 おはようございます。遠山でございます。議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について質問させていただきます。

まず大きなところで1点、タブレットに詳しい説明を頂いていますが、傍聴していただいている方やユーチューブを見ていただいている住民の方にはこのタブレットが見られないものですから、この条例制定の趣旨と目的と内容の説明について、一度ご説明をお願いしたいと思います。

そして、通告をさせていただきます。細かい点で、条文の内容につきまして、3点ほど伺いたいと思います。

条文の第4条の手数料等、法第89条第2項に規定する開示請求に係る手数料は無料とするとあります。この無料にした理由について教えてください。個人情報の保護に関する法律の規定では、実費の範囲内において、できる限り利用しやすい額にするよう配慮すると書いてあります。これを無料にした理由について教えてください。

続きまして、附則の第1条です。こちらに施行期日が記載されています。具体的に施行期日が決まっているのであれば、その日にちを教えてください。

最後に、附則の第2条、上牧町個人情報保護条例（平成15年6月条例第9号）を廃止するとあります。廃止するに伴って、関連する規則や総合計画などがいろいろ改正や変更になると思います。今回、議員提出議案のところでもありますし、先ほど今中町長のほうから危機管理の意識という話もありましたが、条例が廃止になると、それに追随していろいろ変わることが多いと思います。この辺りのチェック体制といいますか、町の体制について伺いたいと思います。

以上、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についての趣

旨と内容でございます。

まず、内容といたしましては、これまで国におきましては、個人情報保護に関する法律をはじめ、個人情報の運用に関する複数の法律が存在していましたが、国の行政機関や地方公共団体などはそれぞれに個人情報保護条例を制定して運用してまいりましたため、その運用や解釈が統一されていない面がございました。このような個人情報保護法制の不均衡・不整合を解決すべく、個人情報の保護に関する法律に一本化を図られたものでございます。そこで、本町におきましても、現在の上牧町個人情報保護条例は廃止とすることとなりますが、法律施行後もこれまでと同様の運用を行うことができるような形で、必要な事項を定めるものでございます。

以上でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。この件につきましては、本会議の初日で、議会の個人情報保護条例というのを議員提出議案として私、提出者で説明させてもらったんですけど、あの提案理由の説明を作るのもすごい苦労したんですよ。何かいろいろ、総務省とか内閣府とかあの辺のものをコピーして、貼り付けてやっても、いまいち意味が分からない、伝わりにくいし、これをどうやったら分かりやすくできるんだろうって、自分の言葉で書き換えたら余計分かりにくくなるしというので、まあまあ苦労したところがあって。この個人情報保護については住民の方々に直結するところなので、どうやってお知らせをするのかなというのがすごい難しいと。

何度も重複しますが、個人情報保護に関する法律というのが3本あったんです、今までね。個人情報保護法と行政機関個人情報保護法と独立行政法人等、この3つの法律があってややこしかったから、1つの法律に一本化したんですね。議会の話は、その一本化の法律の中に議会が外れちゃったものだから、新しい条例をつくったという話ですよ。一本化されたその法律というのがすごい細かく詳しく書いてあるから、個々の自治体で条例をつくる必要がなくなったから、それを廃止したから、その法律に基づく施行条例をつくった。そういう内容という理解をしているんですけども、この流れをどうやって説明したらいいんだろうということ、大変難しいと思うんですけども、関係部署のほうとも協議をして、これ、多分いろいろ広報とかでお知らせすると思うんですけども、難しいと思いますけども英知を、熟慮していただいて、周知していただきたいと思いますけど、いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今委員おっしゃっている部分もございます。その部分につきまして、分かりやすく何かの形で周知できればなというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。

じゃ、次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、次の部分でございます。第4条の手数料を無料にする理由でございます。この部分につきましては、無料にさせていただくという形になりましたら、開示請求になる部分が、どなたでもというんですか、すぐに利用できるものかなというふうに感じているところで、無料とさせていただいたというところがございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 冒頭でもお話ししましたが、法律では実費の範囲内で、できるだけ利用しやすい額にするよう配慮するって書いてあって。だから、配慮したら無料になりますよね、これはね。だから、僕、法律がそもそも無料にすべきじゃないのかなというふうに思っていたぐらいなんですけども、よく理解できました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、この法律施行条例をいつ施行するかという部分でございます。この条例につきましては、令和5年4月1日から施行するという部分でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。第1条に、この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日から施行する。それが令和5年4月1日なので、この法律は4月1日より施行するということでよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 続きまして、この条例改正によりまして、各部署に反映するかという部分の

質問でございます。総務課といたしましても、この部分に関係する部署と連携、情報共有しながら、いろんなところの部分については改正していきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 私がちらちらと見ただけでも、総合計画の中にあったり、あと、上牧町まちづくり基本条例、条文自体にはないんですけども、逐条解説の中に個人情報保護条例のことが書いてあったりするので、一回一回改正するというわけではないけれども、漏れ落ちが極力ないように、先ほどの話ではないですけども、周知をしていただきたいと思っておりますけども、いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりさせていただきます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 いろいろな条例が改正になると、事務作業もたくさん増えますし、大変だと思いますけども、ご苦労かけますけども、先ほど言いました危機管理意識という意味では、大体、住民の方々は何かが足りないという、私たちの議会のチェック体制がなっていないというふうにお叱りを受けるんです。そこはもう我々、住民の代表としてすごい反省をしなければいけないことなんですけども、ぜひ行政と議会とが一体となって、チェック体制の強化に私たちが努めていきたいと思っておりますので、協力をお願いしたいと思います。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 おはようございます。東です。まず教えていただきたいんですけども、今、遠山さんの中にも出てきました情報の共有というのがあるんですけども、どことどこどこが共有されるんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その質問でございますが、個人情報扱っている所管との情報共有というふうに考えているという部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 この法律案をつくるときに、いろいろ審議されているんですけども、この情報が、例えば国・地方とが共有する。そうだけではなくて、民間の会社等もこの情報を利

用できるというふうにはならないんですか。それが懸念されているという論議がされているんですけど、国会の中では。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この条例制定につきましては、国の行政機関、地方公共団体の部分についての条例の一本化という部分でございますので、今の民間等の部分につきましては、ちょっと調べさせていただくという形になるのかなというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それは認識されていないということによろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 認識というか、その部分につきましては、この条例からは考えていない部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ここには民間は含まれていないということによろしいですね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、3条のところなんですけども、個人情報ファイルのところなんですけども、ここで町長が必要と認めた事項を記載するものとするというふうに書かれているんですけども、これはどのようなことが考えられるんですか。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○上村委員長 再開いたします。

総務課長。

○丸橋総務課長 先ほどの委員の質問について、1か所訂正をさせていただきたいと思います。

先ほどの民間の部分についてはどうかという部分でございますが、民間の部分につきましても一本化という部分になりますので、この法律の中に入っているという部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、経済的な戦略だとかいろんな部分があると思うんですけども、そういうときには、こういう個人情報も民間は利用できるというふうに捉えていいわけですか。

か。

○上村委員長 担当課。

○吉田総務課係長 民間が利用できるといいますか、もちろん個人情報の保護のレベルというのは現行の運用どおりといいますか、法律のほうに根拠法令が変わりましたので、そちらに準ずるといいますか、そちらの規定に沿って我々も運用はしていくんですけども、実際、現状、今までは民間のほうも、地方公共団体の自治体のほうも、それぞれで個人情報の定義がばらばらでしたので、今回の法律の改正につきましては、そこを一本化して、必要なところであれば、もちろんそれぞれの自治体とのやり取りのほうもできるようにはなっているんですけども、ただ、無条件でやり取りをするというわけではなく、もちろんそこはルールにのっとって保護のほうはさせていただくという形にはなっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 当然、そういうふうにはセキュリティーをきちんとして、個人情報ですので、幾ら民間が使えるからといって、むやみやたらと利用できるなんていうふうには思っていないんですけどね。しかし、一部何かの戦略とかそういうことで使うということになった場合、やっぱりセキュリティーの問題で漏れるという事例が何件かあるんですね。この法律に基づいてはないと思うんですけども、そういう部分が実例としてあるんですね。その辺がちょっと心配かなと思ってお聞きしたんです。それは上位法できちんと守られているということではないですか。

○上村委員長 担当課。

○吉田総務課係長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。そしたら、次の町長が必要と認めた事項というのはどういうことを指すんですか、これは。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回の質問でございますが、個人情報の取得をした年月日等を記載する部分でございます。

○東（充）委員 分かりました。

以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内利雄でございます。職員の高齢者部分休業に関する条例案について少しお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

この条例は、奈良県の条例は平成17年3月29日に施行されているんです。つまり2005年な

んですよね。それから今日まで約18年経過しておるんですが、今回、県の条例制定から18年たって、なぜ町でも条例制定をしなければならないようになったのかという理由がもうひとつ分かりませんので、まずこの点だけお聞きしたいと思います。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 ご質問でございますけれども、県のほうは、先ほどご質問いただきました2005年に施行されているということでございますが、町といたしましては、改めて今回、定年が延長されることに伴いまして、新たに条例をつくれという国からの指導でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 つまり、上牧町としては、この条例が制定されていなかったのもので、国から制定をなささいというふうなお達しがあったという理解でよろしゅうございますか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そこは了解します。奈良県が、第2条の後段の部分ですが、15分を単位として行うものとするというふうに記述されているんですね。本町は今回、条例案で出されているのが、30分を単位として行うものとする。これはなぜ、奈良県は15分、上牧町は30分、何か意味があるんでしょうか。

○上村委員長 担当課。

○中岡秘書人事課長補佐 この取得単位につきましては、法律のほかの条例で育児部分休業という休業がございます。その部分休業を取れる単位が30分ということになりますので、それと整合性を合わせて30分としております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 以上でございます。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。引き続きよろしく申し上げます。議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

まず前段にお話しをしたいのは、私、この定年の引上げ等につきましては大賛成な立場です。その中であえてお話しをさせていただきますと、今回の定年引上げ等についてですけども、大きく3つのことが発生したというふうに思っているんです。まず1つが、定年を60から65に上げる。これについては、私、大賛成です。もう1つが、役職定年制度を設けたということですね。これについては、まあまあ許そうかなと思います。もう1つが、60歳以上の職員の方の給料が7割になる。私は、これは正直反対なんですね。というところからお話しさせていただきます。もう1つが、60歳以上の職員の方の給料が7割になる。私は、これは正直反対なんですね。というところからお話しさせていただきます。

なぜかといいますと、結局賛成はしますよ。あえてそれで言っているんですけど、地方公務員法の改正ということで、2月21日に秘書人事課さんのほうで議員懇談会の資料を頂いて、法改正の趣旨というのがあって、今回なぜこういうことをしたのかというと、一部省略しますが、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に知識、技術、経験等を継承しようとするものということで、まさにすばらしい内容だと思っているんです。この中で、60歳以上の職員の方が引き続きする、降格とか出ているじゃないですか、言葉が。僕、これにすごい違和感がありまして、60歳まで部長職とか課長職で頑張っていた職員の方が、61歳になったら給料が7割になって、その課の主任とかになって、モチベーションの維持という意味では大丈夫なのかな、ここにあります「意欲のある」というものがそがれたり、はしないのかな、その辺りを心配するんですが、その辺りの考え方はいかがですか。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午後10時44分

○上村委員長 再開いたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 遠山委員のご質問でございますけれども、今現在も再任用という形で残って公務に就いていただいている職員がおりますけれども、実際、再任用で残っていただいているということで、もう仕事に対する意欲というのがあるというふうに認識をいたしております。それぞれ、やはり7割に落ちるといっていろいろ考え方はあると思っておりますけれども、当課としてはそういうふうに思っております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 もうめっちゃめっちゃ答えにくいお話だと思うので、本当に申し訳ない質問をさせてもらっていると思いながら、再任用の方と、今回の定年というのは、同じように見えても、私、実は再任用の方、僕が言うのも何ですけど、定年、終わっているじゃないですか。後で話します。退職金ももらっているじゃないですか。その中で、もう1回町に貢献をしたいということでやられている方と、純粋に60歳のやつが65まで伸びるわけです、今度。だから65までは普通の職員なわけです、イメージはね。

これからもしかして50年後、100年後になってきたら、60って定年時代があったねぐらいの話が65になるわけじゃないですか。それなのに、その5年間の給料が7割になるということの理解が、僕はどうしてもできないし、それはそうすべきじゃないということ、これ、町の話じゃないかもしれないけども、国にもっと訴えたい話。本当に町に財源があれば、上牧町は65歳まで満額の給料を払いますというぐらいにしてほしい。それによってモチベーションを維持することによって、高齢期ってもう言わないですけども、61歳から65歳の職員の方、もっと言うたら、その方が逆に横に主任でいたら、隣の課長補佐、やりにくくないですかという話です。再任用と違うのでね。普通の職員になるなのでというところを、でもこういう法律が決まった以上は、その辺りはしっかりモチベーションといいますか組織体制、この法律の趣旨を考えてやっていただきたいって、なかなか大変だと思います。もう7割になったから7割の仕事でいいやというわけではないと思うんです、これ。役職は変わりますよ。役職は変わるけども、そうじゃないと思うんです。そのスキルがあるから部長職にまでなった方なので、その方が60歳を超えたから7割になって、主任になるということに対して、どのような仕事をするのかということをもう一度考えないといけない時期に来ているかなと思う

ので、その辺りも踏まえてお願いしたいというのが私の要望なので、ぜひお願いしたいと思います。

次にお伺いしたいのが、退職金の規定というのがこれから変更になるんじゃないかなと思うんですが、その辺りの説明をお願いしますか。

○上村委員長 担当課。

○中岡秘書人事課長補佐 退職金につきましては、奈良県市町村総合事務組合という組合がございまして、上牧町においては、そちらの組合のほうに参加しているのが現状でございます。退職金についての改正につきましては、総合事務組合の中の条例の改正を行われる予定をしていると思うんですけども、退職の支払いについては、定年延長後、延びた年度末のお支払いという形になります。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ですよ。私がもらえるわけではないので、私が職員の皆様の退職金の心配をするのは変な話なんですけど、65歳になったら、60歳に比べて給料は7割になっているわけでしょう。退職金の規定はどうなるんですか。その辺り、教えていただけますか。

○上村委員長 担当課。

○中岡秘書人事課長補佐 今、委員ご心配いただいている件なんですけども、退職手当については、ピーク時特例という特例がございまして、7割になる前の給料の額で算定するような規定になっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ピーク時特例というのがあるんですね。その辺りについて、もう1回詳しく説明をお願いします。

○上村委員長 担当課。

○中岡秘書人事課長補佐 役職定年制を迎えて、給料が7割になったときに退職金の計算をしたら、やはり大分下がってしまうということもございまして、役職定年制になる前の高い給料額、7割になる前の給料月額、そちらのほうで一旦退職金の計算をして、その計算プラス、今度、率が下がった退職金の算定に係る部分を足した額が退職金として支払われる予定をしております。だから、額が減るということはありません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 何度も申し訳ないですけど、私が職員の方々の退職金の心配をするのはすごいおかしな話かもしれないですけども、多分、職員間の中ではそういうピーク時特例というのが

これからあるし、大丈夫だという認識はされているかもしれないですけども、私たち、この定年の引上げの条例の一部改正という議案だけしか拝見できないので、その辺りがどうなのかなど。その辺も含めて、しっかりまとめて、統一した見解を持ってやっていただきたいと思っているんですけども、何度も言いますけど、65歳に定年が延長されるということ自体は、皆様の職への意識であるというというふうに大いに賛成をしているところなんですけど、その5年間で、今までの再任用とは実は違うんだという認識をやっぱり僕はしてほしいと思っています、逆に。再任用がどうというわけではないんですよ。ないんですけども、普通の職員の方なので、定年が65になっているので。でも、その辺りだけをしっかりと認識していただけるように、これから秘書人事課さんのほうでも努めていただきたいと思っておりますけども、いかがですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そのように努力していきたいと思っております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（初）副委員長 東初子でございます。よろしくお願いいいたします。上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、1つ質問をさせていただきたいと思います。

タブレットの7のところにあるんですけれども、今回の動物の愛護及び管理に関する法律によりということで書かれているんですが、そのところの説明をお願いしたいと思います。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは説明させていただきます。

今回の条例改正の件なんですけれども、それにつきましては、動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日以降、ブリーダーやペットショップ等の犬・猫を販売する営業者に対して、犬・猫へのマイクロチップ装着が義務化されました。飼い主になる際には自身の情報に変更する必要があるとのことでございます。上牧町としましても、令和4年5月の広報にて周知し、義務化に伴う環境省データベースへの登録をお願いしているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これは1頭につき3,000円の登録手数料というふうになっているんですけれども、今のお話ですと、その販売業者というか、そこで登録されたときに、この手数料というのはどこでどういうふうにお支払いされるということになりますか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回、マイクロチップが義務化されたことによって、同日、令和4年6月1日よりワンストップサービス制度というものが、これ、自治体の加入、任意なんですけれども、スタートされました。それに伴って、マイクロチップを装着された犬に関しましては、町の窓口に来ていただいて、観察という形で登録されていることを、手数料が省けるという形で、今回この観察に係る登録手数料は3,000円なんですけれども、マイクロチップの導入により、ペットショップから個人さんに所有権が変更になる際に、変更の登録をしていただくんですけれども、その際に、オンライン申請であれば300円、郵送の紙の申請であれば1,000円という形の手数料の変更になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。ワンストップサービス制度により、ペットショップから個人さんへ権利が移行して、そのときに、オンラインであれば300円というのは、では1頭に

つき3,000円というのは省かれるというふうになるんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東(初)副委員長 分かりました。これからマイクロチップが、今は努力義務ですけれども、そういう形でなっていくという方向だと思うんですが、1つ関連なんですけれども、例えば地域猫とかそういうふうなことが今、いろいろと話題になっておりますけれども、猫に関してはもう一切、今はこの購入された方だけの話になってくるんでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 猫に関しましては、上牧町への登録というのがもともとございませんので、犬に関しまして、狂犬病予防法の観点から登録という形になっておりますので、猫に関してはそういった形かなと。

○上村委員長 東委員。

○東(初)副委員長 犬だけでした。申し訳ございません。そしたら、狂犬病の予防接種の分はまた別としてかかってくるということでの理解でよろしいでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 予防接種のほうは別途かかってきます。

○上村委員長 東委員。

○東(初)副委員長 分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時10分。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○上村委員長 それでは再開いたします。

議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（充）委員 まずはふるさと基金条例を制定し、そして今回廃止することになったわけなんですけども、それらについての説明をお願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例の概要といたしますか、それについてご説明させていただきます。

本条例は、昭和63年から令和元年度にかけて、ふるさと創生事業として1億円が交付され、平成元年3月に上牧町ふるさと基金条例が設置されました。本基金を活用いたしましてタイムカプセルの建設、また町政施行50周年記念事業等の事業に活用させていただきましたが、今年度、令和4年度に開催いたしましたタイムカプセルオープンセレモニーをもって本基金の役割を果たしたことから、上牧町ふるさと基金条例を廃止させていただくというものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 思い出しました。これ、竹下登総理大臣のときに1億円が各市町村行政に配られたという状況。何にするのかという議論が上牧町の中でも起こって、愛媛県に有名な石の彫刻家がいるということで、当時、江崎さんという議員さんがいた。それと池田、その当時は収入役か。2人で愛媛県へ行って、その彫刻家のところでいろいろ視察されて、そしてあの石を選んで帰ってきたという経緯があつて。公募して、僕もあの中に、タイムカプセルに入れようと思ったんです。入れようと思ったら、期限切れでもう締め切られていて、入れることができなかつたというのがあつたんですけども。

ほんで、1つなんですけども、関連なんですけども、タイムカプセルの中に入れられて、

引っ越しした人がいてる。そこに、その人が当然、県外なもので、すぐには取りに来られないというのがあって、高齢にもなっていて来られないということもある。そんな場合、私がその人の住所を知っているということになったら、それを私が代わりに受け取って送ってあげるといったことは可能なんですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 収納されているものの返却でございますけども、遠方の方の場合は、今おっしゃっていただいたような形で、代わりに当時の引換書をご持参いただいて、委任状というのを別に用紙、定めておりますので、それも一緒にご提出いただければと思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 お亡くなりになっているんですけど、私の先輩議員で青木太さんという上牧町の議会議員がおったんですけども、その方が三重県のほうに引っ越ししておられて、奥さんが健在なんですけれども、入れられていることが確かなので、もう奥さんの住所は分かっているんで、そこへ送ってあげたら喜ぶかなと思ひまして、そういうことでちょっとお聞きしたんですけど、それは可能ということですので、またいずれお世話になると思ひます。分かりました。

以上です。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について質問をさせていただきます。

さきの東委員のほうからお話がありましたとおり、この事業はふるさと創生事業ということで、昭和63年から平成元年の事業で、私、当時大学生だったんですけど、1億円研究会という研究会を立ち上げまして、全国の1億円のものを見に行こうという、そういうことをやったのが、「上牧町、それだったんだ、あれだったんだ」ということを初めて知りました。山形県の世界一大きいかかしか、金箔を塗ったトイレとか、あと日本一大きい獅子頭とか、よく無駄遣いの典型とやゆされることもありましたけども、それが上牧町のモニュメントだったんだということを、実は私、今回初めて知ったんです、恥ずかしながら。

ということで、大変感慨深いと思うんですけども、今お話がありましたように、あのモニュメントって50周年でオープンしまして、今あの中には30年前にやったタイムカプセルがな

いような状況ですけれども、あのモニュメントを今後どういうふうを活用するか、そういった案というのは今あるんでしょうか。その辺り、教えていただけますか。というのは、委員長。めっちゃ分かりにくいですよ、僕の質問ね。そこに鎮座ましましている、今、愛媛県の石ですか、立派なやつ。あれはあのままずっと上牧町の象徴として置いておく形。あれ、ちなみに、中にはもう何も入ってないですよ。その辺り、教えていただけますか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 昨年10月にオープンをいたしまして、中の収納品はもう全て別のところに保管をいたしております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 以前、少し僕、お話をさせてもらって、結局かなわなかったと思うんですけど、タイムカプセルというのは、開けてしまったらもう何もないんですよ。次世代に残すという意味で、前も話をしたんですけども、30年後、例えば80周年とか、20周年後の70周年でもいいです。というときに、タイムカプセルオープンセレモニーができないんです、今。なぜか。タイムカプセルがないからです。せっかくあそこにあるので、今回のときに、私、提案をさせてもらったんですけど、かなわなかったんですけど。そうすれば、例えば東議員が、前回かなわなかったんですけども、タイムカプセルを入れることできるかもしれないです。20年後にオープンするときに、東議員、来られるかもしれないという中で、せっかくあそこにあるし、もう1回タイムカプセルを入れたりするイベントというのは、僕はあってもよかったんじゃないかなと思うんですけど、その辺りの考え、やっぱりないということでもよろしいですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 30年ぶりに開封するというございましたので、記憶的に、当時の中の状況がどういうふうになっているとか、どのようなものが中に収納されているかということ、もう年月が相当たっておりますので、そういうこともいろんな危惧もいたしておりましたけれども、もう一度これを将来20年後、30年後のためにそこへ入れるということは、そういうこともあって、まだそこ、今のところは考えておりません。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 僕、個人的にはといたしますか、30年後に今中町長が100歳になられて、当時の町長ということでオープンセレモニーに参加する、そんな姿も夢見たりする。というのが、タイムカプセルがそこになればそれができないし、それが私たち現役世代、今の世代の定めじ

ゃないのかなど。20年後、30年後に上牧町の町制施行何十周年のイベントの事業をするために、今入れなければできないことを僕はしてほしかったというふうに思っただけですね。それがかなわないのであれば構わないんですけども、今後もモニュメントがある以上は、あれ、上牧町の象徴になると思いますので、ライトアップは要らないけども、上牧の議会広報でもあのモニュメントを、前の前の広報だったかな、表紙にわざと入れたりしながらさせてもらったので、何か有効活用をこれからも検討していただきたいと思います。前回提案はしているので、再提案は私、させてもらわないですけども、私の希望だけ今回お伝えさせてもらいたいと思いました。

以上です。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内でございます。上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例案についてお尋ねをします。

今、遠山委員のほうからあったんですけども、ちょっと弱いと思うんですが、器があるわけですよ。器があるわけですから、教育長とか、学校の関係の小学1年生等々に、また幼稚園生、保育園児でも構いませんけども、そういった関係でタイムカプセルを利用すると。器があるわけですから、単に子どもたちに書いていただいて、そこへ収納したらいいわけですから。それを成人式の日を開けるとか、もしくは何年後に開けるというようなアイデアがあってもいいんじゃないですか。別にお金、そんなにかかるものじゃないです。いわゆる収納する器はあるわけですから。この辺はいかがですか。あなたたちが無理やったら、部長か町長が答えていただきたい。教育長でも構いませんよ。きちんとしたものがあるわけですから、利用したらいいわけです。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今、木内議員のご質問なんですけど、さきの遠山議員のご質問もございましたとおり、再度タイムカプセルの今後の考え方というふうな形でご提案いただきました。そのときに、今後どのような形でしていくのかという部分も、担当課のほうとも相談はさせていただいて、その辺の結論が出ていないというふうなことで、先ほど課長のほうも答弁させていただいたとおりなんですけど、今、木内委員のご質問いただいた内容につきましては、もう一度内部のほうで、今おっしゃっていただいたように、タイムカプセルの器もあるので、その辺の部分も、今後の活用の仕方というのを再度検討のほうをしていきたいというふうには

考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 副町長から答弁いただきました。だから、私は小学生とか保育園児とか幼稚園児等々に活用していただいたら、やっぱり夢と希望が出てくるのではないかなと思っているので、副町長、また町長、教育長、そこら辺でしっかりとお取り組みいただくように強く申し上げておきます。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第17号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(充)委員 これ、それぞれ認定すること云々ということで聞くんじゃないんですけども、その開通した年月日なんていうのは分かるんですか、それぞれの。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今、手持ち資料ではちょっと分からないので、また確認します。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 なぜそういうふう聞くかといいますと、受けるのはいいんですけど、経年劣化で非常に傷んでいるというような場面もあるんじゃないかな。それを受けてしまった

のでは、新たに舗装し直すだとかという期間が短くなるということにならないかという、その心配があるものですから、そういうようにお聞きをしたんです。そういうときには、やっぱり十分注視しながら受けるということになっているのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。今回認定させていただく箇所につきましては、おおむね新たに開発された区域の新しい道路でございます。その道路につきましても、町のほうで認定させてもらう以前に検査等も行いながら、アスファルトの状況がまだ悪い箇所、ちょっと傷んでいる箇所については開発業者と話をさせていただいているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これは随分昔になるんですけど、今の葛城台なんですけども、協同ベニアがあの一帯を持っていたときに、家が建たずに、一応造成されて道路だけはきちんとつけられておったんですけども、あまりにも長い間、あそこに家が建っていないくて、道路とかあったんですけども、結構傷んだ中で移管を受けたという記憶があるんですね。その当時は多分、外川部長やったと思うんですけど、外川さんに、こういうのを受けるときには、やっぱりもっと整備した中で移管を受けるべきちゃうんかというようなことを話したことがあるんですけども、そういう心配の嫌いがあったもので質問しました。そういう懸念がないということで承ってよろしいですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回の認定路線につきましては、そういった懸念はないところでございます。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内でございます。上牧町道路線の認定について、1点お聞きしたいと思います。

事前に調べてこられなくて恐縮なんですけど、まず、例えば整理番号⑦、一番下なんですけど、これは中筋、次は何て読むんですか。牛萩。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 「ウシハギ」でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 牛萩はどこを指しているんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今、正確な資料がないのでお答えしにくいんですけども、当時、地区に基づいた路線の名称づけということをしていると考えられますので、細かいところはまた確認してお伝えしたいと思います。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 整理番号5、6、7は南上牧のところで、松里園と近所なんですけど、私も松里園に長いこと住んでいるんですけど、牛萩って聞いたことないんですよ、地名とかについて。ほんで、どこなのかなという。これ、読み方も分からなかったんですけど。ですから、中筋・牛萩2号、3号、4号について、これの牛萩はどこなんやなというふうに思っておるので、また後ほどお知らせいただいたらありがたいと思います。

それからもう1点、この2号、3号、4号、今申し上げたところなんですけど、ほとんど突き当たりなんですよね。ほとんどというか全部突き当たり、この3路線。町道認定については、突き当たりのところは認定をしないみたいな話があったように記憶しておるんですけど、特に2、3、4なんか、むちゃくちゃ短いんですよ。突き当たりを町道として認定を今までもしておったのかなと。そやから、きちんと抜け道があるとかみたいところじゃなかったらいかんのちゃうかなというふうに記憶しておるんですけど、この突き当たっているところも認定したのは、それは町の考え方としてはいかがなんでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 開発されて、道路、突き当たりなわけでございますけども、やはり家も建つ、住民さんもそこに住まれる中で、その道路の管理という部分は、やはり道路管理者としてはやっていかなければならないのかなと。過去に突き当たりについて認定という話、僕、ちょっと把握していないんですけども、今後やはり家が開発されるようになったら、段階を踏んで認定という形は進めていかなければならないと考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これから、そやったら突き当たりであっても、幅員さえあれば了解ということでもよろしいのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まず、開発の段階で幅員及び突き当たりに関しては回転帯、奥で車が回転できるような形というのが基本になってくるのかなと。そういったきっちりした形の行動

を取られている道路に関しましては、町としてはもう認定していく方向で考えなければいけないのかなと思っております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 というのは、回転のことは見落としたんですが、今申し上げている中筋・牛萩2、3、4に関しては、回転帯は設置されておったのでしょうか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 2号、3号については回転帯を設置されております。4号につきましては奥行き距離が短いので、回転帯は設置されてないと。恐らく、開発の段階でそういった形の規定はきちんと守ってつくられていると考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 さきの議員からあったように、ここら辺の、町が開発業者から移管を受ける道路に関しては、きちんとやっぱりしておかなくては、後ほど税金を投入しなければならないことが生じてくるので、そのところは課長、部長あたりでしっかりと厳格にお取り組みをされるように申し上げておきたいと思っております。

以上でございます。後ほどお知らせください。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第10回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（初）副委員長 東初子でございます。よろしくお願ひいたします。令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について質問させていただきます、少しだけ。

説明書の15ページの一番上の片岡城復刻AR製作事業費4万4,000円のところのご説明をお願いいたします。

一番下のところ、15ページのご当地ナンバープレート導入事業費の41万7,000円の減額のところ、ここもお願いいたします。

17ページの個人番号カード関連事業費の事務用機器借上料の減額のご説明、121万3,000円の説明をお願いいたします。

23ページの真ん中のところなんですけれども、消費者相談・保護費のところ、35万2,000円、消耗品費なんです、紙の折り込みではなくてファイルの作成に至ったところのご説明をお願いいたします。

最後なんです、23ページの都市計画総務費の委託料、都市計画図修正業務委託料907万5,000円、ここをご説明お願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 順次答弁お願いします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書14、15ページ、片岡城復刻AR作成事業費についてご説明させていただきます。

これにつきましては、今年度作成いたしました片岡城復刻ARにつきましては、当初予算では委託料として161万7,000円の予算を計上しておりましたが、事業が完了したことによりまして、157万3,000円ということに事業費が確定いたしましたので、4万4,000円を減額補正させていただくものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。AR製作が完成ということで、ということは、これは片岡城のところで、例えばスマホをかざすと見られるというようなことを前にお聞きしたように思うんですが、その辺の。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 現地に行っていましたら、2か所看板が設置されておるところが

ございまして、そちらにQRコードがついておりまして、それにスマートフォンをかざしていただいて、そのQRコードを読み取っていただきましたら、現地の案内の地図にかざしていただいたら、ARで画像が出てくるというようなことになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。そしたら2か所QRコードを読み取れる場所があるということですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。片岡城につきましては、本当に上牧町のやっぱりメインの観光地といたしますか、そういう形でARで読み取れる形にされたのはすごく……。また、それはそういう状況が見られるということですね。昔の状況といたしますか、お城の様子といたしますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 当時の景観を再現したといたしますか、その場所に立っていただいたら、片岡城の当時を再現したといたしますか、そういった画像が出てくるというような形でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。下牧のほうで、地元の方もすごく片岡城に関しましては思い入れも多くお聞きするんですけども、前に片岡城の旗、何か立っていたように、のぼりですかね。ということでおっしゃっていらして、最近はのぼりはもうないんですかということでおっしゃっていたんですが、その辺はどうなんでしょう。そんなのは立っていなかったですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今ご質問ののぼりなんですけれども、補正予算を計上させていただいて、その後、のぼりが片岡城に設置されておるとするのは私も確認しておるところでございますけれども。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 ということは、片岡城のところにはのぼりはあるということですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、設置されていると。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 理解できました。そしたら、そういう形でARが皆さんに、観光に来られた方も見ていただけるということで理解できました。ありがとうございます。

以上でございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 一般会計補正予算に関する説明書15ページ、総務費、総務管理費、町制50周年記念事業費の説明欄の一番下でございます。ご当地ナンバープレート導入事業委託料の減額補正についてご説明いたします。

41万7,000円の減額補正でございます。補正予算資料の歳出、ナンバー2でお出ししております。当初予算作成時は、ご当地ナンバープレートの図案が未定であったため、図案の原画作成料も計上しておりましたが、ゆりはちゃんを起用したことで、この原画作成料が不要になりましたので、減額補正を行うものです。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。原画の作成料が不要になったということで、このゆりはちゃんの原画に関してはもう町のものなので、そこには費用はかからないという理解でよろしいでしょうか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。ここの説明を見させていただきますと、ナンバープレートの交付率が、実は私もさせていただいたんですが、皆さん喜んでつけておられるのかなというふうに思っていたんですけども、ちょっと率が少ないように感じるんですが、周知とかその辺のことはどうだったんでしょうか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 ホームページにも掲載させていただいていますし、広報にも、11月号ですかね、出したんですけども、当初、交換希望という方で、初日はすごくたくさんの方に来ていただいたんですけども、もう最近、交換希望というのは落ち着いていまして、新規で登録に来られる方には、ご当地ナンバーにしますか、文字のナンバーにしますかということでお聞

きしているんですけど、大体半々ぐらいの感じになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 そうなんです。半々ぐらいということで、これからこれというのはずっとまだ残っていくとか、次にも使っていくという形で。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そうです、なくなるまで続けていきます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。せっかく作られたものですし、上牧町のかわいらしいゆりはちゃんのイラストもありますので、なるべく皆さんがつけて上牧町をにぎやかにとか、走るときにそういう形をまた広めていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書17ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費、個人番号カード関連事業費の中の事務用機器借上料の減額理由につきましてご説明させていただきます。

まず、事務用機器借上料の減額につきましては、マイナンバー申請用端末の導入選定を今年度行いました。その際に、基幹システムを共同利用しておりますNR7の参加団体さんに声をかけさせていただきました、その中で川西町さんとうちで意見が合ったので、共同で調達をかけました。それによりまして、当初予算計上しておりました額よりも安く導入することができたと、その差金分の減額を予算計上させてもらっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。川西町さんと共同で導入されたということで減額、121万3,000円になったということですね。すごくいいアイデアだというふうに思います。

これなんですけれども、本当に個人番号カード、駆け込み作成とかそういうことですごくご苦労されたかと思うんですけれども、本町の個人番号カード、どのぐらい現在作成されているのでしょうか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 個人番号カードの普及率といいますか、まず申請の率で言いますと、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）さんの2月19日時点の数値であるんですけれども、申請率につきましては73.8%、交付につきましては、やはり駆け込みで28日までの申請

分がポイント対象となりましたので、交付はまだ61.5%でとどまっております。ちなみになんですけれども、6月30日からポイント事業が始まっておるんですけれども、その時点では申請は49.7%、交付率は43.7%ありましたので、やはり今回の合計2万ポイントのマイナポイント事業というのは、かなり交付促進につきまして拍車をかけたかなというふうに思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。その分、本当に窓口では大変な思いをされたかと思えます。感謝申し上げます。また引き続きお願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、補正予算書22ページ、23ページの消費者行政推進費の中の消費者相談・保護費35万2,000円でございます。これはどうしてクリアファイルにしたかというご質問でございますけれども、悪質商法の件数、全国的に増えております。その中で、クリアファイルにすることによって長く保存していただける、そういうような考え方で今回、クリアファイルにさせていただきました。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 そうですね。やはり紙だけですと、どうしても広報と一緒に捨ててしまうという言い方はあれですけど、ファイルにされると、それだけ取り出してという形もあって、また、悪徳商法とかそういうことに関しての意識も向くかなというふうに思います。

町内で消費者相談と申しますか、そういうのは現在増えているんでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 いろんな事例がございますけれども、一応、今のところ圧倒的にやはり多いのは、通信販売に関するものが一番多うございます。今のところ、急激に1年間の相談件数が例年より増えているというものは、目立ったものはございませんけれども、事案としては、通信販売に関するものが多いということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。急激には増えていないということで、やはり通信販売というのは、物が手に取って見られるわけではないので、いざ届くと粗悪なものだったとかという相談内容になるんでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そういったものもございますし、一例を申し上げますと、定期購入という形で、1回でいいのが長期的な定期購入みたいな形になっているということで、その違いという形で、ご相談に来られるケースが多いです。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく理解できました。

以上でございます。ありがとうございます。

じゃ、次、お願いいたします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 予算書23ページの上牧町都市計画図修正委託料についてご説明いたします。

今回、本町の都市計画図でございますが、平成28年度に作成しましてから7年経過しております、その部分の用途地域図であったり都市計画図を修正して更新するための費用を今回計上いたしております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これはデジタル田園都市国家構想交付金という形を活用ということによろしいですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今回、この修正業務をするに当たりまして、費用がかなりかさむということで、何か補助を活用するものがないかということで、令和4年度第2次補正予算において、国のほうでデジタル田園都市国家構想交付金というのが設立されましたので、その交付金を活用して、今回、都市計画図の作成と、またそれに関しまして、今後、住民の方に周知できるような都市計画図、用途地域図をデジタル化しまして、そのデータを住民の方に公開する前提で、そういった交付金を充てていただけるということで、都市計画図並びにそういったインターネットでも閲覧できるシステムを構築して、業務のほうを進めてまいりたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これは例えばですけれども、ハザードマップですとか、防災に関することとかも含まれるんでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員おっしゃっているその部分につきましては、今後、担当

部署とコンテンツというのを設けまして、そちらのほうにもエントリーしていただけるように周知のほうをしながら、そういったハザードマップであったり、当課でありました都市計画図、また、ため池等の洪水ハザードマップ等、そういったものも構築しながら、住民の方々であったり一般の方にも幅広く閲覧していただけるようなシステムのほうを構築してまいります。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。そしたら、この説明を見ますと、住民サービスの向上を図り、窓口への来庁者数減少と職員、町民の接触の減少、また窓口対応業務の負担軽減につながっていく、コロナウイルス対策もですけれども、そういう形になっているんですが、実際に窓口という形になりますと、この場合はどういう形になるのでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 当課の窓口に来られる部分については、事業者の方でも用途地域図であったり、上牧町の都市計画の用途であったり、そういったものを窓口で、住民の方はなかなか用途地域図等は、そういうのは閲覧には来れないんですけども、ここ近年、事業者さんのほうから、上牧町において用途地域図であったり、用途のそういったものを事前に調べるために、インターネット等で閲覧できるような、そういったお話もちょっと頂戴しておりますので、今回、都市計画図を更新するに当たりまして、こういった交付金を使いながら、便利になるような形で事業のほうを進めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。事業者さんとか都市計画に関する方がもうそのままパソコンで見られるというような、上牧町の様子を。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員おっしゃっているように、事前に見られるような環境をつくって、行っていきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。最後に1つだけなんですけど、ASP利用料ということで、Application Service Providerかと思うんですが、これ、2年間の保守料というふうになっているんですけども、今後も2年ごとの保守ということになるのでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 2年間は今の費用で組んでおるんですけども、3年目につきましては、毎年ランニングコストといたしますか、そういった費用はかかってくることになると思います。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。

以上で終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は午後13時。

休憩 午前11時58分

再開 午後1時00分

○上村委員長 それでは再開いたします。

その前に、午前中、木内委員から質疑のあったことに関して、建設環境課からお答えがあるようなので、発言してもらいます。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 先ほど木内議員のほうからご質問のございました牛萩という名称でございますが、確認したところ、過去に、この地域で一部、小字で牛萩という地区がございました。そこを接続するという形で中筋・牛萩線という町道がございまして、そこに接する道路という形で、今回、中筋・牛萩、2号から4号までという名称を設定させていただいた次第でございます。

○上村委員長 ありがとうございました。

それでは、引き続き質疑のほうを続けていきたいと思えます。

ほかにございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。昼からも引き続きよろしくお願ひします。議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）につきまして、できるだけ具体的に通告をまず申し上げたいと思ひますので、順次答弁をお願いしたいと思ひます。

議案説明書の9ページのところです。真ん中より少し下で、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附ということで526万9,000円計上されています。タブレットでは資料11番で頂いていますが、詳しい資料を頂いているんですけど、この中で今回寄附をしていただいた方、もし分かれば、大口の方だけでも結構なんですけども、言える範囲、分かる範囲での情報を教えていただきたいと思ひます。どういった方から寄附があったのかということですね。

そして2点目が、寄附のほうが少しずつ増えてきているというふうに思っています。これにつきまして、今までの取組の成果であるかなというふうに思います。これは本来でしたら次の予算委員会で審議をされることかもしれませんが、この辺りの今後の取組について少し伺いたいと思います。

続きまして、12ページ、13ページ、歳出のほうになります。説明欄でお話しをします。下から太字の3つ目、出会い・結婚・子育て応援事業、こども未来課のところで、財源内訳補正と入っています。財源が補正されている、この内容についての説明をお願いします。

続きまして、14ページ、15ページです。右側の説明欄上から2つ目、上牧魅力発信発掘推進事業費、企画財政課さん。こちらについても同じです。財源内訳補正、こちらについての説明をお願いします。

その下、タクシー事業者燃油価格高騰対策支援事業費、まちづくり推進課さん。財源内訳補正とあります。こちらについても同様の説明をお願いします。

この説明欄の一番下、クーポン券発行事業費、企画財政課さん。こちらも財源内訳補正がありますので、こちらの説明をお願いします。課が入れ替わると言うんですけども、企画財政課さんであればまとめてぼんと一遍に説明していただいて結構かなと思います。

続きまして、18ページ、19ページです。右側の説明欄の真ん中より下、障害福祉費のところの障害者総合支援事業費福祉加算で、障害児施設給付費が1,699万2,000円の減額補正となっています。歳出のタブレット6番で詳しい説明を頂いていますけれども、利用者数が減となった理由についての説明をお願いします。

続きまして、22ページ、23ページです。説明欄の太字、下から2つ目、都市計画総務費、まちづくり推進課さん。先ほど東委員からも詳しい質疑を頂いたところですけども、こちらについては907万5,000円ということで、都市計画図を修正する業務の委託ということで、7年間していなかったということで、今回するという事なんですけども、ここはそもそも論で、なぜ今回の補正で上げたのか、なぜ当初ではなかったのか、この辺りについて伺いたいというふうに思います。

それと、タブレットのほうで、資料19で詳しく頂いているこの予算根拠の中の表のコンテンツ追加のところですけども、単価と小計が少しずれているのは、これは数量が0.6なのか、それとも値引きによってなのか、それとも打ち間違い、この辺りについての説明をお願いしたいと思います。

続きまして、26ページ、27ページ、最後になります。財政調整基金費ということで、今回、

基金残高が、私の記憶では久しぶりに10億を超えたと思っています。今までのコロナ禍やいろいろな事業の中で、基金がだんだん減って8億台になっていたんですけども、今回久しぶりに10億を突破したというふうに思っています。これも本来でしたら予算委員会で議論されることかなというふうに思うんですけども、基金の積立ての目安といいますか、めどといいますか、今後の活用方法などを教えていただきたいというふうに思います。

ぱぱっとしゃべりましたけども、以上です。順次答弁お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、補正予算書8、9ページ、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附金についてでございます。

まず、委員お尋ねの寄附者についてご回答させていただきます。まず、返礼品の伴わない寄附につきまして、4件の寄附を頂いております。そのうち2件が法人の方からの寄附を頂いております、まず1つ目、片岡台幼稚園さんですね。こちらから100万円の寄附を頂いております。それともう1件、法人なんですけれども、井上重量さん。こちらから30万円の寄附を頂いております。それとあと2件なんですけれども、1件は町内の個人の方からでございます、1万円の寄附を頂いております。もう1件が町外の方でございます、この方から10万円の寄附を頂いております。この個人さん2名の方につきましては、住所とか名前とかの公表は控えてくださいという申出がございましたので、町内の個人の方からと町外の個人の方から、それぞれ寄附を頂いております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。詳しいご説明を頂きました。2つの法人、そして町内外から個人1名ずつ大きな寄附を頂いたと。この寄附につきましては、大きい少ないという額では決してなくて、していただいたという気持ちすごいありがたいお話で、匿名希望という方も重々気持ちも分かりますし、ただ、やはり寄附していただいたということで、何らかの形で、私たち議会としてもお礼を申し上げなければいけないと思っていますので、今回この場で取り上げさせていただきました。本当に寄附を頂いた皆様にはお礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今後、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附金の今後についてということなんですけれども、今年度より返礼品を伴うふるさと納税制度というのを開始させてい

いただきました。これによる寄附が291件、今現在ございます。この返礼品を伴う寄附を開始したことによりまして、これまでよりも寄附者及び寄附の金額が増額してきておりますので、来年度も引き続き、このふるさと納税の制度を活用いたしました事業を展開してまいりたいというふうに考えております。

今、委託業者につきましては、さとふるさんというところに委託させていただいておるんですけれども、その1件だけではなくて、また違うといいますか、追加で新たな事業所にもお願いさせていただこうかというふうに考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しい説明、ありがとうございます。このふるさと納税制度につきましては、ここ数年で上牧町が大きく方針を転換した事業だというふうに私は思っています。今までは、積極的ではないという言い方は語弊がありますが、取り合いはよくないという精神の下でしていたんですけれども、今回、上牧町でも商工会なども頑張らせていただいて、いろんな返礼品ができたということで設けたと。そうしましたら、今回、補正で上がってきたのが、返礼品ありの件数が291件、そして額にして486万9,000円ということで、この寄附を頂いたということは大変有意義な事業だと思っておりますので、今後も引き続き取り組んでいただきたいと思っております。

あわせて、以前からふるさと納税制度のときに私がお話しをしていた逆のやつですね。ふるさと納税をしないしてほしいという取組があったと思えます。ほかのところ、上牧町の方は上牧町に納税をしてほしいという取組も引き続きしていただきたいと思えますが、その辺りもお願いできますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 上牧町の方がほかの自治体といいますか、そちらのほうにふるさと納税をしないというような形の取組をさせていただくに当たりまして、これ、上牧町のほうでも返礼品をある程度充実させていかなければいけないというふうなことを考えておきまして、上牧町のほうでも返礼品、特に今回、291件の中で、結構もう品切れといいますか、そういうふうに出るものもございまして、例えばイチゴであったりというのは非常に好調でございまして、その辺についても今後、来年度に向けて増産といいますか数を増やしていきたいというようなことも、事業所さんのほうもおっしゃっていただいておりますし、また新たな商品の開発の取組についても、来年度も引き続き努めていきたいというふうに考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 新しい事業をすると、そういういろいろな追加での業務等もあると思いますし、先ほどふるさと納税をしない取組というのはマッチポンプみたいな話で、ふるさと納税をしてくださいと一方で言いながら、うちはしないでくださいというのはすごい矛盾する、大変難しい問題だと思いますけれども、その辺りはうまく調整をしながら、税務課さんとも協議をしていただいて、原課としても頑張っていたきたいと思います。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 13ページの出会い・結婚・子育て応援事業費の財源内訳補正についてというところでございます。こちらのほうは、当初、地方創生臨時交付金を利用しまして、コロナ対策といたしましてZ o o mの活用を考慮いたしておりましたが、対面での実施に変更したことにより、こちらのほうを一般財源に振り替えたというところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 なるほど、よく分かりました。もう一度お願いします。何を対面に切り替えたんでしょうか。

○寺口こども未来課長 オンライン形式で、Z o o mにて利用させていただこうと思っていたんですけども、Z o o mを取りやめて、対面方式で実際に、感染対策をしながら実施しましたので、こちらのほうの活用をしなかったというところで、財源の振替をさせていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 よく分かりました。今、Z o o mをやめて対面でしたというのは、この結婚の相談事業のお話でしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、結婚相談とか、それからイベントにおきまして、Z o o mではなくて対面式、本人に来ていただいてという形になったので、そのようにさせていただきました。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございました。これにつきましては、NPO法人赤い糸さんのほうの協力を頂きながら結婚相談事業をしていただいているというところで、一番人と会っちゃいけないというコロナの中で、人と会わないと結婚はできないという中で、大変ご苦勞をここ

二、三年、赤い糸さん、されたと思いますけど、今の話を聞きまして、Z o o mではなくて対面でもいろいろな事業ができているということで、これも恐らく赤い糸さんの大変な努力ではないかなと思うんですけど、少し関連で申し訳ないですが、今、赤い糸さんの事業の中で何か進捗といいますか、成婚がまた増えたとか、そのような話というのは聞かれていますか。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　まだ成婚には至ってないんですけども、カップル数、今現在、進行中のカップルが6組から7組ほどいらっしゃいまして、それから、その中でも、もうご両親にご紹介を行っているという組も2組ほどあると聞いておりますので、いい結果というか報告がまた早いうちにできたらいいかなとは思っております。

○上村委員長　遠山委員。

○遠山委員　ありがとうございます。今、私、本当に申し上げたとおり、人に会っちゃいけないウイルスというのが蔓延している中で、人と会う事業を推進しているこの赤い糸さんの努力というのは並々ならぬものがあると思ひまして、その中で、そういう形で一定の成果を徐々に、こういうのは成果と言っていいかどうかですごく難しいと思うんですけども、その辺りは町としても全力的なサポートをしていただけてやっていただけるということは大変ありがたいと思っていますので、これからも事業推進、進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

以上です。

次、お願いします。

○上村委員長　企画財政課長。

○中本企画財政課長　そしたら、補正予算書14、15ページ、上牧魅力発信発掘推進事業費の財源振替についてでございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品の経費に対しまして、ふるさと納税制度を拡充したことにより、財源振替を行ったものでございます。

○上村委員長　遠山委員。

○遠山委員　分かりました。もう少し具体的に教えていただいてもいいですか。

○上村委員長　企画財政課長。

○中本企画財政課長　ふるさと納税の返礼品につきましては、経費が発生してまいりますので、その必要経費分、これにつきましては、今回の、先ほどのふるさと納税のところが入があったと思うんですけども、その2分の1を経費として活用させていただきますので、それで

財源振替を行っておるといところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。では、この左側の補正額の財源内訳の表の部分があると思うんですけど、このどの部分が今回の財源補正に該当しているのか教えていただけますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この125万円の分ですね。それについて、資料のほうを提出させていただきました。歳入の資料ナンバー7-1及び7-2で提出させていただいておりますので、ご参照いただければと思います。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 7-2を見たらすごい分かりやすい、多分そういうイメージだと思いますけれども、この表で言いますと1,250万円の特定財源、その他で追加になって、国・県支出金と一般財源のほうで125万マイナスになっていると。これが寄附によるまちづくり条例に基づく寄附による財源振替、そういう認識でよろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 まちづくり推進課のタクシー事業者燃料価格高騰対策事業費の財源内訳につきましては、特別交付税の対象となることが判明したことにより、一般財源に財源振替を行っております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 もう一度、申し訳ないですけども。特定財源から一般財源に54万円で振り替えられていると思うんですけど、もう一度説明、私が聞き漏らしたと思うので、お願いできますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 先ほどまちづくり推進課長のほうから説明があったんですけども、この54万円につきましては、特別交付税のほうで、この経費について対象となることが判明いたしましたので、この54万円につきまして財源振替を行ったというようなことでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。タブレットの資料、7-2の米印の2のところですね。

ここの記載って、そういう説明でよろしかったですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 もう見たら分かるやないかってあるかもしれないですけど、一応こういう形で聞くことも大事だと思っていたので、聞かせてもらいました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、次にクーポン券発行事業費の財源内訳でございます。この財源内訳といたしましては、先ほどの財源内訳の費用、そちらのほうを財源振替させていただきまして、クーポン券の事業のほうに全部寄せさせていただいたと申しますか、そこに固めさせていただいて、財源振替をさせていただいておるといような形になっております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 この表現の仕方、すごい難しいと思うんですけど、先ほど言いました、例えばタクシー事業とかその辺りにつきましては特別交付金の対象となったので、一般財源にしても対象になるからそっちに振り替えた。その分、余ったって言ったら語弊がありますが、クーポン券の事業に繰り替えたというのが、私たちは分かりますけど、住民の方にとって、ぱっと見ると、「何で今まで補助金対象だったのを一般財源にしたんだ」「いや、それは特別交付金の対象になったからだよ」というのがなかなか、知らない方はリンクできないんですよ。なので、それを説明すれば分かると思っています。今回、その余った分といいますか、その分につきましては全てクーポン事業のほうで充当することができたので、より一般財源としては有利な活用をした、そういうまとめという形でよろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。今、財源内訳、補正、まとめてお話しをさせてもらいましたが、イメージはそういうことだと思いますので、理解をしました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 19ページ、障害者支援事業費、障害児施設給付費の利用者減となった理由で
ございます。資料といたしましては、歳出のナンバー6でございます。いろんな要素がある
と思うんですけども、新型コロナウイルス感染症によって通所を控えている部分というの
もあると考えております。また、一番減少している部分といたしましては児童発達支援、こ
ちらのほうが、平成30年度の利用者が13名、令和元年度20名、令和2年度25名、令和3年度
27名、どんどん利用者が増えておまして、令和3年度につきましては、予算として29名分
を見込みましたが、コロナの関係か22名の利用ということでございましたので、大幅な減額
補正とさせていただいたところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 詳しい説明、ありがとうございます。タブレットの資料を基に詳しく説明いた
いたんですが、この障害児施設給付費というのは大変難しいって言ったら語弊があるんです
けど、じゃ、利用者がじゃんじゃん増えたらうれしいのかといたら、うまく言えない、そ
ういう事業でも正直ないと思います。ただ、利用者数が減った理由が何なのかということで、
施設を利用する必要がなくなった、この減はうれしいと言ったら語弊がありますが、認
められることなんですけども、コロナによってというのが今回、ここにやっぱり大きな影響
といたしますか、波紋といたしますか、この1年でそこにコロナによって通えなかった子どもた
ち、児童の方たちが来年以降どうなるのかということが、今後のウィズコロナ、アフターコ
ロナ、大きな問題といたしますか、課題になると思うんですね。今後、コロナが、来週からマ
スクも自由化になったりという中で、本来、来たいけども来られなくなってしまった一定数
の方たちを取り戻すといたしますか、安心して来ていただけるような取組とか周知というの
はどのように考えていますか。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 事業所につきましても、感染症対策をしながら実施していただいております
ので、利用申請があったときにはその旨、このような形で施設も感染症対策をしながら、ま
た、児童発達支援でしたら、小さな子どもがこの訓練を受けることによって、運動能力の向
上であったり、言葉の発声の仕方を学んだりという大切な部分でございますので、利用者が
利用したいとニーズの申請を上げていただいたときに、やはり施設のほうもこういう感染症
対策をしながら実施していただけるので、子どもさんのためにはこういうのを利用して、能
力の向上を図っていただきたいとは考えているところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。このコロナ禍の中で、介護事業所様とか、あと老健の方とか、本当に努力されていると思うんですよ。なので、そこが感染症対策をしていないわけでは決してなくて、万全な対策をしても、どうしてもクラスターが発生してしまったり、そういうおそれがあるから行かなくなってしまったという方がいらっしゃると思うのでね。その辺りは本当に官民連携となって、町としてもしっかりと対策を講じているから安心して来てくださいと。特に今、課長がおっしゃったとおり、幼少期の訓練ってすごい大事で、この年にやったから大人になってというか成長した過程で補えたってあると思うんですけど、このコロナでそれができないということが本当に口惜しくて、その辺りも引き続き官民連携となって頑張っていたきたいと思いますが、よろしいですか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 事業所と共に行政のほうもしっかりと頑張っていきたいと考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひよろしくお願いします。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 23ページ、都市計画総務費の都市計画図修正業務委託料でございます。質問の内容でございます。なぜ補正予算を上げたかという説明でございます。

今回、国による令和4年度第2次補正が行われまして、その際にデジタル田園都市国家構想交付金が設立されました。そのデジタル田園都市を活用して、今回、年度を合わせる必要性があることから、令和4年度上牧町第10回の補正に計上したというところでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 私、先ほどの東委員の質問のときに聞いていた内容というのが、今回、7年間していなかった都市計画の修正業務というのをやらなければいけないと。いろいろ調べたら、デジタル田園都市国家構想交付金というのがあるからこれを利用したという、順序が僕、逆だって、さっきの説明の認識だったんです。今のお話を聞くと、この交付金があるから、これを利用して、これを機に修正をしようというふうにしたという、どちらが正しいですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 修正しようとしたときにデジタル田園都市国家構想交付金というのが受けられるということで、今回、補助金の申請を行いました。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ということは、都市計画図修正業務委託料というのを、例えば今年度中に事業を推進しなければこの交付金が受けられないと。例えば来年度の当初予算とか、次年度とかで、ちゃんとした事業として土地計画図を修正するんだと、900万ぐらいの事業なので。というのだったら交付金を受けられない、そういう認識ですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今年度にこの補正予算を計上しまして、令和5年度に繰り越して、事業のほうは令和5年度で進めていくという計画でございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 もちろんそうですね。この3月でこれが終わるわけがないので、繰越し事業になると思うんですけども、うまく言えないんですけど、この都市計画図の修正業務というのは大変大事な業務だとも思いますし、ましてや今回、事業概要の中でデジタル化であるとか、プラットフォーム化をするという中で大変重要な事業なんですけども、何となくぱっと遣いではないですけど、ずっとやらなければいけなかった事業だけども、今この交付金があったから、よし、これをやってしまえというように聞こえてしまうんですけども、そうではなくて、きちりとした、順番立ててといたしますか、そういう認識でよろしいですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員おっしゃっているとおりでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 それであれば、この事業概要にもありますとおり、有効な事業として様々な期待、いろいろ書いてありますので、やっていただきたいと思います。

じゃ、次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今回こういう交付金を使って整備いたしますので、住民の方々の利便性であったり、その辺をきちりとした事業のほうとして取り組んでいきたいと考えております。

○遠山委員 お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 続いて、まず最初に、ナンバー19番の資料でございますが、今確認しまして、単価の部分でございますが、コンテンツ追加の記載の部分でございますが、こ

ちらのほうに誤記がありまして、本来、ここに入る数字につきましては右側の小計、181万5,000円が入るところ、299万2,000円という形で誤っておりましたので、この場で訂正させていただきます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 分かりました。これも僕、事前に言えていたら事前にお知らせしたのに、この場で言って申し訳なかったですけども、今、内容は分かりましたので、後日でもいいので、これ、差し替えの資料だけしていただきたいと思います。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その辺については今後注意しまして、先ほど委員おっしゃっているように資料の差し替えのほうをさせていただきますので、大変申し訳ございませんでした。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、補正予算書26、27ページ、財政調整基金についてでございます。

まず、この財政調整基金の残高の考え方についてでございます。財政調整基金の残高の考え方といたしましては、一般的に標準財政規模の10%から20%が適切と言われております。令和4年度における上牧町の標準財政規模はおよそ52億円となっておりますので、実質収支を補正する9月のタイミングで約5億から10億円程度基金があれば適正な残高であるというふうに考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 そうですね。ほかの市町村と比べるわけじゃないですけど、財政調整基金がもうなくなってしまったというようなニュースもある自治体もある中で、上牧町、粛々と基金を積み立てていただいて、このぐらいになっているというのはありがたいかなというふうに思います。

今後、この基金につきまして、何か事業といたしますか、使用・活用方針などがありましたらお知らせいただけますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今後につきましては、大きな事業で山辺・県北西部広域環境衛生組合の建設費や、また中学校の再編成等により多額の財源を要する見込みとなっておりますけれど

も、財政当局といたしましては、財政調整基金の水準を一定に維持しつつも、住民さんにとって必要な事業があれば、基金を取り崩してでも行っていくというようなことで考えております。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ぜひお願いします。個人的な話で恐縮ですが、私すごい貯金が苦手で、すぐ使ってしまうんですけど。貯金があれば全ていいわけではないと思っていまして、町におきましても、貯金は必要なときにはするべきかと思えますけども、必要なときに応じてしっかり使っていただく、そのような取組をこれからも進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

私のほうからは以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

木内委員。

○木内委員 それでは、木内利雄でございますが、補正予算について、何点かにわたり質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず最初に通告を申し上げます。繰越明許費が書かれておる8ページでございます。8ページの第2表、繰越明許費というのがございまして、その一番上のところに電気自動車整備事業というのがございまして、金額が935万円と記述されているところでございます。これはさきの2月21日の議員懇談会でも若干触れさせていただいたところでございますが、まずこの工期変更理由、つまり繰越明許等に掲載しなければならなかった理由についてお伺いをしたいと思うところでございます。

次に、ずっと飛びまして、説明書の17ページ。さきの議員からもございましたが、説明欄に書かれております個人番号カード関連事業費というのがございまして、先ほどの回答では、2月19日現在で申請件数が73.8%、数字が間違っておれば後で訂正してくださいね。交付率が61.5%という答弁があったところでございます。そこで、このことは確認はできたんですが、申請が73.8%、交付が61.5%なんですが、今後はこれに対して、町としてはこの数字を上げるためにどのような取組をされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

この件に関するもう1点は、特に高齢者の方かもわかりませんが、交付に来られたときの課題、問題点などはどのようなことがあったのか、また、それをどのように解決をされたのかについてお伺いしたいと思います。

これについての3点目でございますが、健康保険証にも代わってやれるということであっ

たんですが、私が行っている病院で、ちょっと前までは全然反応しないんです、機械に入れたって。病院の取扱いが悪いのかどうか分かりませんが、取りあえず健康保険証を出してくださいということで、健康保険証を出して。それから何か月かしたら、もう一遍試してみようやということで、その病院で試したら、いけるようになりました。歯医者も行っているんですが、そこの歯医者は、つい最近はまだもうスムーズに個人番号カードでいけるようになりました。よって、町のほうで調査をなさっているのかどうか分かりませんが、いわゆる診療助及び病院、また歯科医院等々において、全てのところでこの個人番号カードの読み取り機をきちんとセットされているのかどうか、ご存じであればそここのところをお聞かせいただきたいと思います。

次に、説明書のところで申し上げます。23ページのところで、団体営農地防災事業費、まちづくり推進課がやられている2,900万についてお伺いするわけですが、これ、私を見る限り、7か所のため池、地図が出ていなかったと思うんですね。もしあれでしたら、地図を今日もしくは後日にお示しいただいたらありがたいなと思います。

そこで、そのことをまず最初にお願ひしておくと同時に、今回は2,900万で井戸ヶ尻上池と尾平下池をやるということでございますが、ここの事業概要のところに示されているように、令和12年度までに集中的に防災重点のため池の整備を図ることとなっているということでございますので、この12年間でどのように取組をされるのか、まずお伺いをしたいと思います。

以上でございます。

○上村委員長 それでは、順次答弁のほうをよろしくお願ひします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、補正予算書8ページの繰越明許費の中の部分でございます。電気自動車整備事業の繰越しになった理由でございますが、電気自動車整備につきましては、再生可能エネルギーの利活用に効果的といたしまして、電気自動車や、車両と表裏一体にございます電気スタンドの整備を進めておりました。併せて、補助金についても予算の議決後、補助金申請の手続を進めておりましたが、国の補助金の予算枠を超えたため、補助金申請の受付が終了したことが判明いたしまして、補助金の申請ができず、令和4年度補助金については未交付となったところでございます。この分につきましては、今後につきましては国の閣議決定されました補正予算を活用したいという考えを持っておりまして、今回、事業につきましては繰越明許をしたというふうな部分でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 今、課長が答弁なさったんですが、国の補助金の予算枠を超えたため、交付申請の受付が終了したことが判明、補助金の申請ができず、令和4年度補助金は未交付となりました。これは予知できなかつたんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 予知といいますか、補助金枠があることは確認は取れていたところではございますが、少し事務を進めていく中で、考えていたよりは申請数が多くて、予算枠は超えたというふうな部分でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これ、予算に一遍載せたわけですから、補助金が交付されるという認識があつて、当然、予算化されたわけでしょう。そういうのは担当者、どなたか、あなたかどうかは知りませんが、これは事務力というか、そこら辺の技術的な問題があるんじゃないですか。だから、同様なことが、私の記憶が間違いなければあれですけども、建設環境課が担当やったかな、ベンチの上屋の問題。補助金が取れなかつたからということであつたと思いますけど、同様じゃないですか、これも。いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 委員おっしゃるとおりでございます。今回、令和4年度の補助金未交付、申請ができなかつたことにつきましては、私が事務の進捗状況、確認が不足したという部分もございまして、私の能力不足というところで起こつたことだというふうに思っております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 これ、いわゆる国への補助金の手続をあとどの程度早めてやっておれば予算の確保ができたの。どのように認識なさっていますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この補助金申請に必要な工事内容のデータ情報というのがございます。このデータ情報につきましては、工事締結業者に依頼させていただいてデータを、申請内容を入力させていただいて進めていくという部分がございました。少しその部分が遅れたのかなというふうに感じているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 スムーズに手続をした市町村、自治体は一定の補助金を確保しているわけです。だから、手間取っているからこういうことになる。先ほど申し上げたように、ベンチの上屋のこともそうだと思うんです。これは副町長、ちょっとお答えいただきたいんですが、こん

なことがやっぱりあってはいけません。いかがお考えですか。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今、木内議員おっしゃったように、建設環境課の前回の上屋の問題等もありました。今回、この電気自動車の設備に関しましても、今ご指摘いただいたとおりかなというふうには考えております。今後、町長も先ほどおっしゃっていましたように、やはりこの危機管理というのが一番大事になってくるのかなというふうには考えております。危機管理もそうなんですけど、やっぱり職員の意識改革をしっかりとしないと、こういうミスが何回でも起こってしまうというふうな形になりますので、今後につきましてはそのようなことのないような形で、職員に対して危機管理及び意識改革のほうを進めていきたいというふう

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そういう仕事をやっぱり主にやられるのは副町長ですから、しっかりとお取り組みを頂いて、二度とこういった凡ミスがないようにしていただきたい。よろしいですか。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今後そのような形で進めていきたいというふうには考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 そこで、今の話もそうですけど、議第37号、今回提出されている服部台明星線道路整備工事(その2)請負変更契約の締結、このことも以前にも申し上げたところなんです。時間にもコストがあるんですよ。今申し上げた議第37号 服部台明星線道路整備工事(その2)請負変更契約の締結についてもそうですし、今言っている電気自動車購入事業の工期延長についてもそうなんです。だから、時間にもコストがあるという認識をもっと持っていただきたい。今言っている道路に関しては、約半年間ぐらい延びたと思うんですけど、半年間延びたために税金を、1億何ぼか、ちょっと金額を忘れましたが、投入したにもかかわらず、本来ならば3月末ぐらい、4月1日から供用開始で、住民は利便性を享受できるわけです。そうでしょう。同じ税金を突っ込んでいるのに、こういうがために半年間ずらされて、住民は便利さを享受できない。今回のこの電気自動車の件もそうです、全く一緒。だから、時間にはコストがあるんだということをきちんと職員の皆さんも考えていただいて、税金を投入して、いつときも早く住民の皆さんにいろんな、電気自動車だったら電気自動車の件、道路やったら道路が使えるようになる、こういったことをスムーズに提供する。だから、時間にはコストがあるんだということをきちんと皆さん方も隅々まで、職員の隅々までが認識をいた

だきたいと思いますが、よろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今後また危機管理をしっかり持ちながら進めたいというふうに考えているところでございます。

○木内委員 ここは結構です。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書17ページ、個人番号カード関連事業費につきまして、先ほど、東委員の質問にもお答えさせていただきましたように、令和5年2月19日時点で、申請率が73.8%、交付率が61.5%、この数字がございます。それに関して、今後の取組について説明させていただきます。

マイナポイント第2弾、合計2万円というのがありましたけれども、そちらの最終の申請、マイナンバーカードの申請の締め日は2月28日となっております。最終の1週間、本当に窓口も混み合っておりましたので、実際に申請数につきましてはまだこれよりもさらに伸びてくるかなど。それで、マイナンバーカードを作るのも、申請されてからやっぱり1か月ぐらい、現状、国ではかかっております。ですので、交付がまだ追いついてないというような状況でございます。ですので、カードの申請自体は終わっておるんですけども、ポイントの申請期限が令和5年5月末となっておりますので、それまでの間は上牧町役場住民保険課窓口でもカードを受け取りに来られて、その後、ポイントの申請について、また協力をお願いしますというか、教えてくださいというようなお話があれば、一緒にまた申請のお手伝いをさせていただこうというように考えております。

そうしまして、木内委員のほうでご心配いただいております、それ以降、これが70何%になるかまだ分からないですけども、やっぱり100%まではまだまだ数字もありますので、私ども、今後はどういう取組をするか考えておるんですけども、一応、今年度、ペガサスフェスタ、11月3日に復活しまして、それでブースを作りまして、マイナンバーカードの申請の出張受付というのをやらせていただきました。当日、広報とかにも出させてもらって、二十数名が申請に来られたんですけども、やはり今後、ポイント自体はなくなってしまうんですけども、マイナンバーカード自体が税の申告であったり、先ほどの保険証の代わりであったり、社会インフラとして必須なものとなってきておりますので、任意ではあるんですけども、ぜひとも持っていたかかないといけないと、そう考えておりますので、今後そういうようなポイントはないんですけども、出張受付であったり、企業さんとの協力であったり、そ

ういった取組を窓口が落ち着きました後、研究させていただきまして、住民様には提供していきたいなと考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 今のところは了解しました。それで、窓口に来て申請とか等々に関して、どういう問題があって、それはどういうふうに解決を図ったのかについて、次、お伺いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 先ほども申しましたように、6月30日から2月末日までというのは、本当に役場1階窓口、もう実際に順番待ちをされまして、ロビーにも人があふれるというような状況もまま見られたんですけれども、やはりその中で問題点といたしますか、単純に住民票を取りにただけやとか、引っ越しの異動届やとか、そういうようなことで来られた方にも、大なり小なり影響はあったかなと。マイナンバーも、普通であれば申請だけやとそんなに時間はかかりません。交付の手続でもそんなに時間はかかりませんが、ポイントの申請のお手伝いというのが、電子マネーというのをご理解いただくところから始まるので、非常に時間も取られましたし、やっぱり仲よくご夫婦で来られるのはほほえましいことではあるんですけれども、そうなったらまたお二人のスマホを見ながら倍の時間がかかったりとか、そういうようなことが実際には起きました。その中で、私どもの対処としましては、やはり申請の窓口とマイナポイントの窓口を切り分けるとか、なるべく市民課のほうでも、普通の異動届であったり、戸籍の届出に対応できる正職員が2名ないし3名は課に残るような形で分散しながら業務を執り行ったような状況でございました。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 言ったように、私も役場に来ると、住民課の前辺りにはたくさんの方がおられて、「もう長いこと待ってんねん」という感じの方々が何名かおられるのを常々拝見しておったところでございます。職員の皆さん方には大変ご苦勞をかけたかと思えますけど、また知恵を絞って、忙しくなってきたときには、ほかから応援できるような体制を庁舎内で組んでいただけたらよろしいかなと思えます。大変ご苦勞をかけますが、しっかりとお取り組みをされるように申し上げておきたいなと思えます。ここまで了解しました。

3点目の、これは外部の問題ですけど、診療所、病院、また歯科医院等々に関して、どのような状況になっていますか。お聞かせいただきたいと思えます。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ご質問いただいておりますマイナンバーカードの保険証利用ということ

なんですけれども、これはもう国のデジタル庁も発表しておるんですけれども、令和6年度の秋にはもうマイナンバーカードで一本化するというような、まだ報道レベルで、そういうマスコミのニュース等にはなるんですけども、公言されております。それで、ちょっと医師会とかの会議に出させてもらいましたら、一応順調に病院のほうも申請して、機械を設置するまでの期間とかが多少かかるというのも聞いておるんですけれども、順次広めていっている状況ではあると。それで、でも実際に導入された病院に、国民健康保険に関してですけど、保険証をお持ちの方が行かれて、よく分からないと。病院さん側からは役場で聞いてくれということで、私どもも一応、資料とかをいろいろあさったり、実際にはユーチューブの説明動画とかですごく分かりやすく解説されていますので、職員のほうも。

国とか国保連合会から直接資料は来ないんですね。というのも、やっぱりこれは実際に医療業界のほうで進められている事業でして、たまたまマイナンバーということで保険証ともひもづけと。保険証かって、やっぱり健保協会とかその他の保険証もあって、それがみんな統一でされていることですので、非常に難しいな、困ったな、どうしてお伝えの仕方が一番いいのかなと。でも、これ、実際にはもう現場で数をこなすしかないといえますか、困られたことに対していろんなところに問合せをして、私どもなりに簡単なマニュアルは作りました。ただ、これも国保に限ってのことになってしまいますし、そこはやっぱり国が一本化したマニュアルとか、先ほど遠山委員のおっしゃっておられた50年後、100年後の時代であれば、マイナンバーカードはもう皆持っていて当たり前というようなことになれば、そこら辺のことはそんなに気にしなくてもいいのかなとは思いますが、今、非常に過渡期でして、いろんな情報が混じっておりますので、誤情報を伝えないように、一個一個解決しながら住民さんにはご説明のほう、努めたいと考えております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ありがとうございます。何でも新しい事業をスタートするときにはいろんな混乱があつて、担当される課、部署においては大変ご苦労されるかと思うんですが、しっかりと努力をしていただきたいなと思います。

ありがとうございます。ここは結構です。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 続きまして、23ページ、団体営農地防災事業費についてご説明させていただきます。

まず、最初に資料のほう、位置図がついてなかった件につきましては、その部分、追記し

まして、資料の差し替えのほうをさせていただきたいと思っております。

○木内委員 差し替えじゃなくて追加で。

○金崎まちづくり推進課長 追加で、はい。

○木内委員 結構です。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 令和12年度まで、集中的に防災重点ため池の整備を図ることになっていることから、期間内の早期調査・対策というところでございますが、今回の補正につきましては、2つの井戸ヶ尻上池、尾平下池を補正のほうで上げさせていただきまして、令和5年度につきましても、ツクモ池、二つ池、イコマ池、米山池、花ヶ池の部分についても令和5年度に、県のほうにこの事業の調査のほうの依頼をかける予定をしております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 私、新年度予算、まだ十分目を通していないので誠に恐縮なんですけど、つまり今回の補正では井戸ヶ尻上池と尾平下池をやるんだけど、令和5年度、新年度では、残りの5つの池の調査をやるということによろしいでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その部分については、県のほうに調査の要望をかける。調査につきましては、令和6年度に実施していただけるように、令和5年度で要望するという形でございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 申し訳ない、今回の補正以外の残りの5つの池に関しては、令和5年度でもまだ予算は組んでいないんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 予算のほうは組んでおりません。令和6年度で予算化するという……。訂正させていただきます。令和5年度につきまして、ツクモ池の1か所を予算化しております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 申し訳ない、ありがとうございます。そこで、令和12年度まで集中的に防災重点ため池の整備を図ることとなっているということなんやけど、整備まで行うのか、要は耐震性の調査だけなのか、この文面からは見えてこないんですが、いかがでしょう。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今回調査のほうをしまして、そのボーリングの土質調査、結果次第ではその部分、工事が必要という判断が下されましたら、次年度に設計のほうに入らせていただいて、工事費の積算をして、補強工事のほうを進めていくという手はずになっています。調査の結果で、必要性がなければする必要はございませんが、ボーリング調査の結果で工事のほうを進めていくという形になります。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 確認したいんですけども、事業の概要というところの後段のほうで、令和12年度までに集中的に防災重点ため池の整備を図ることとなっていることから、期間内の早期の調査・対策を実施していきます。調査だけなのか、令和12年度までに問題のあったため池に関しては全部整備をするのか、いわゆる工事ですね。補強されると思うんですけど、工事をやるのか。調査だけなのか、工事までやるのか、これはいかがですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 調査のほうを進めまして、その結果、そのため池自体、耐震性がないという部分については工事を実施させていただきます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 令和12年度までに、問題のあるところは工事を行うという理解でよろしいですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 12年度までに整備するという。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 整備を図ることとなっていると書いてあるんですけど、整備を図ることというのは、ちょっと私、読み取れないので。要は問題のあるところの補強工事、もしくはそれに関わる工事というのを12年度までにやるという理解でよろしゅうございますか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ありがとうございます。私の質問は以上でございます。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は14時20分。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○上村委員長 それでは再開いたします。

ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 東です。よろしくお願ひします。

初めに説明書4ページ、5ページでございます。ここで、町民税なんですけれども、個人分のところで1,732万1,000円増額になっているわけなんですけれども、ここではコロナの対応で、3%を減額で見込んだということなんですけれども、この3%というのは、どのような基準でマイナス3%になったのかというのを教えていただきたいと思ひます。

次に、固定資産税のところなんですけれども、固定資産税も今回600万増額になっているわけなんですけれども、どれだけ件数が増えたのかという件数を教えていただければというふうに思ひます。

次に、分担金及び負担金のところなんですけれども、ここでも非常に、保育所に通われる方が途中から増えたというふうな説明が資料でされていたというふうに思ひますけれども、状況はどうであったのかということ、もう少し詳しく説明をお願いしたいと思ひます。

22ページ、23ページです。農林商工費のところでは先ほど委員も質問されていたわけなんですけれども、このまちづくり推進課の団体営農防災事業費ですか、このところで位置図を出していただけるということなんですけれども、位置図を見たら分かるんですけれども、この花ヶ池というんですか、これは一体どの辺にある池のことなのかと思ひますけれども、それをお聞かせください。

その下なんですけれども、消費者相談・保護費のところなんです。ここなんですけれども、私は1月6日にコロナにかかりまして、そこから10日間、家から出ずにずっとじっとしてたんなんですけれども、その間、何にもやることのないものですから、一生懸命パソコンをいらっていたんですが、いきなり変なのが画面に出てきまして、どないしても消えない。電話番号を書いているんです。どこかの外国人の顔が出て、名刺みたいなのがぷっと出てくるんです。そこに連絡せいというて、050何番って、こう書いている。そこへ電話したら、これはこういうところがパソコンの中に入っていて、これを削除せんと消えませんとかって説明しよる、片言の日本語で。まずはコンビニに行ってGoogleの金券みたいなやつ、5,000円とか1万円とか5万円とかあるんですけど、それをまず買ってこい、その番号を電話で教えてくれということで、電話をつないだままコンビニへ行ってこい。そして、面白いことに、そのGoogleの券を何に使うんですかってもし店の人に聞かれたら、それは子どものゲームのために使う券やと言えと。パソコンでこういうことになっていると言うたら、それは税金が

かかるから、損をするから、それは言うたらあかん、こう言いよる。取りあえずマイクロソフトの印が出てきているんです、その外国人に。私は4年前に日本に来て、マイクロソフトに技術者として就職しましたとかいって説明しよる、自分の。

つくも橋の横の、桜ヶ丘のローソンへ行ったんです。そしたら、ローソンのおっちゃんが「何に使うんや」と言うから、いや、実は子どものゲームについて言われているんやけど、パソコンから消えへんねんと。「それ、あんた、詐欺やがな」という話になって、もう毎日のようにそれに引っかかっている人がおる。「今、あんた、時間があるんやったら、今から警察を呼ぶから、ちょっと事情を説明したってくれ」ということで。ちょっと待ったら、すぐ刑事の方が2人来られまして、「その画面を見せてほしい、写真を撮らせてほしいねん」と、「家へ行ってええか」と言うから、いいですよと言うて、家へ来よった。その画面を見たら、「また同じやつやな」ということで言っていたから、何件か知っているんやと思うんですよ。僕は金券なんか買わなかったんですけども。

その刑事が「わし、電話に出てええか」と言うから、どうぞというて。刑事が「何せえ言うんや」って電話で言うたら、ぷつんと切れよったんです。名刺みたいなのは残るんですけども、画面は消えよる。おかしいなと思って、それでずっとパソコンの中身を見ていたら、最近インストールしたアプリということで、APP.マイサーチ何とかかんとかって出てくる。そんなの取った覚えがないのに出てきているから、それを消したったんです。その名刺みたいなのが画面に残っていたんですけども、それも消えるんです。心配やから、五位堂の近くのところのパソコン屋に持って行って、これを見てもらったら、「パソコンに悪さしようとしているのと違って、お金を取ろうとしているだけや」と、「パソコンには多分影響はないやろう」ということやったんですけども。

何が言いたいかというたら、「あんた、詐欺に引っかかろうとしていたのを言うのは恥ずかしいやろうけども、みんなに教えたってほしい」というて警察官に言われましてね。恥ずかしいと思わんと、みんなに言ってあげてくれということ。そういうことがあったんですけども、やはり消費者相談ということで非常に、日々そういうような詐欺的なこととかというのが多分たくさん出てくるというふうに思いますので、その辺は十分注意されたほうがいいかなということなんです。私の話で申し訳ないんですけど、そういうことがありました。

次なんですけれども、その下の都市計画費の都市計画総務費。ここで、都市計画総務費の中で、これ、イメージ的によくつかめかなかったので説明をお願いしたいんですけども、この中で、住民公開サービス導入ということで299万2,000円と計上されているわけです。住民

公開サービスということ、具体的にどういうふうに住民公開サービスをするのかというのを教えていただきたいというふうに思います。窓口へ来て、そこで見られるというふうになるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

以上です。

○上村委員長 それでは、順次答弁のほうをよろしくお願いします。

税務課長。

○木下税務課長 それでは、補正予算書4ページ、5ページ、款1町民税の個人分、現年課税分でマイナス3%とは何を見込んだのかということについてご説明いたします。

令和4年度当初予算策定時に、令和3年中のコロナウイルスの感染の影響を見込みまして、大体、普通徴収と特別徴収に分けて、普通徴収というのが個人事業主の方になりますので、その普通徴収のほうの影響が大きいだろうということで、普通徴収がマイナス6%、お給料をもらわれている特別徴収の方がマイナス2%ということで、普通徴収分で1,022万円程度、普通徴収で1,469万円程度を見込んだ合計額ということになります。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 それで、3年度の分の状況を見てだと思っんですけども、そのマイナス3%の、3%になった根拠というのは。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 令和3年度当初予算を作成するときに、コロナの減少を見込んだのが、大体6%程度と見込んでおりまして、それよりはましになるだろうということで、その半分の3%程度ということを見込んだものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 前年度を見たときに、マイナス6%やから、それよりもということでマイナス3にしましたという解釈でいいですか。分かりました。

マイナス3%にするというときには、当然、当初のときの調定額よりも3%減らした額での90何%という徴収率を掛けて計上してきたということでよろしいんですか。分かりました。結構です。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 続きまして、固定資産税の600万円増加分で、件数をということでございませぬ。ご説明いたします。

件数といいますと、土地の分が18万8,000円で、家屋の分が203万1,000円、償却資産が378万1,000円の合計600万円ですが、家屋のほうに関しましては、新築家屋の見込み数が63件であったものが77件になったもの、それと見込んでいなかった新築の倉庫が1件あったということで、この金額の補正になったものでございます。償却資産につきましては、件数というよりも、病院などで大口の申告漏れや新規課税があったために増額になったものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 説明書の中で、令和4年度当初予算、積算時の家屋新增築数の見込みと実績ということで、金額は分かったんですけども、幾らになったかというのは。件数にしたらどれぐらいになるのかなという。人口は多分減っていているんでしょうけども、新築で来るということはそれだけ人が入ってきているということが大体そうだろうなと思ったものですから、件数はどれぐらいなのかなということで質問したわけなんですけどね。だから、77でいいわけですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そうです。令和4年度課税で新築となったのが77件。

○東（充）委員 分かりました。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 補正予算書5ページの分担金及び負担金の児童福祉費負担金、保育料についてでございます。資料が歳入の5番でご提出させていただいております。こちらのほうの状況ということでした。単純に申しますと、令和4年4月1日から令和5年2月1日時点のゼロ・1・2歳児の園児数におきましては、32人の増となっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これは例年に比べて多いんですか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 やはり働くお母さんが増えてきているのかなというところで、ゼロ・1・2歳児を預けられる方が多くなってきております。

○東（充）委員 分かりました。ありがとうございます。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 23ページ、団体営農地防災事業費の、委員の質問で、花ヶ池の位

置がどこかというご質問やったと思います。この池につきましては、五軒屋でございます。

○東（充）委員 五軒屋にあるの。分かりました。そしたら、また地図で調べさせてもらいます。ありがとうございます。

次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 続きまして、都市計画費の都市計画図修正業務委託料でございます。資料の住民公開サービスの部分でご質問があったと思います。その部分につきましては、住民公開という部分につきましてはインターネットで公開するという導入をいたします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、私が見たいと思ったら見られるというような状況になるんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 そういう形でシステムのほうを構築して、住民の方々が見られる環境を構築してまいります。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今まででしたら、例えば地図があるじゃないですか、いろんな大きさの地図が。あれを一々届けを出して、前からもらっていたじゃないですか。そしたら、あれをこれで見られるというふうな状況になるんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今回、閲覧できる部分につきましては、都市計画図の用途地域図、色塗りをしている図面を公開して、事業者さんであったり、そういった方が事前に上牧町の都市計画の用途を閲覧していただける環境を整備し、あと、いろんな情報もそこに、用途の条件であったり、そういったものも閲覧できるように整備してまいりたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 例えば、桜ヶ丘の1丁目のローソンのあるところなんかは、あの辺、委託かもわかりませんが、住専ではなくて商業地域というふう指定されていますというふうな分が載ってくるわけですね。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 そういった色分けしている部分の情報も記載して、分かるような形でシステムのほうを増築していきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 別にいろんな手続をせんでもネットで見られるというふうになるという理解でいいんですね。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員おっしゃったとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。ありがとうございました。

以上かな。終わります。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

木内委員。

○木内委員 木内利雄でございます。議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、内容に関しましてはもう先にお話しをさせていただいているとおりでございます。

それで、こういったときに、随分以前にもお聞きしたんですが、工期の遅れ、要は契約したときに工期はいつ幾日までですという工期が決まっている。これを逸脱したときには、ペナルティーというのが、どうなっているんだろうなというのが疑問なんです。例えば、私も

請負業を五十数年間やっておったわけなんです、大きな商業施設、ここですと以前のアピタとか、イトーヨーカドーとかみたいなのがありました、例えば10月末に終わってくださいよと。これが10月末に終わらなかったら、1日につき何ぼペナルティーですよと。当然なんですよね、民間ですと。つまり、従業員を雇い入れる、品物も契約する。にもかかわらず、半年間もオープンがずれたら莫大な損害なんですよね、商業施設としては。そういったことに関しては、本町の契約規則または条例等ではどのようになっているのでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員の質問でございますが、工事請負契約書の部分で、第22条に受注者の請求による工事の延長というものがございます。これを読んでおきますと、確かに天災とかそういう不慮の場合、致し方ない場合はその辺、発注者と協議して、必要であれば延長の変更を請求され、当然、当方で協議した結果、認められるのであればそういう形で工事の延長が可能であるというふうには思っております。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 要は天変地異、つまり3.11みたいな地震が起こったとかだったら別なんですよ。そういった以外に、天変地異のような要素は、これは誰でも認められます。しかし、今回のような形は、ペナルティーの部分はどうなっているんだというふうにお聞きしているんです。両者が、いわゆる発注者と請負業者、甲と乙が合意の下で、オーケーですよと、工期はこれだけ延長を認めますと、それで協議が調ったらいんですが、ペナルティーはどうなっているんでしょう。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時48分

○上村委員長 再開いたします。

まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 合意しておりますので、ペナルティーについては課しておりません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 私が申し上げているのは、甲と乙が合意できれば、それはそれでよろしいかと思うんです。ただ、乙のほうの問題で、いわゆる請負業者の問題で、天変地異とかそういうのじゃなしに、乙の請負業者の問題で発生したということであれば、甲と乙の協議が調わな

かった場合、ペナルティーの条例はどうなっているのでしょうか。そういう条例があるのかどうかをお聞きしているんです。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その部分については、今現在、ございません。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 私、この問題、随分以前もこういう場で協議したかと思うんですが、完全に甲と乙があって、必ずしも甲と乙の協議が調うという場面ばかりじゃないと思うんですよ。甲と乙があって、乙の責任によって工期が延びるということはあると思うんですよ。だから、その項目はきちんと入れておかんといかんと思うんですが、何でないのでしょうか。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時50分

○上村委員長 再開いたします。

総務部長。

○中川総務部長 今、木内地議員のご指摘の、工期が遅れた場合の責任ということですが、現在、本町の契約規則等については、その分の規定というのがございません。ただ、認める場合につきましては、先ほど木内委員からおっしゃっていただいた天候の不良であったり、その他、特別受注者の責めに帰すことができない事由による場合は工期を延長することを認めるというふうになっておまして、今回につきましては、事前に業者のほうから申請がありまして、世界的な物価高騰等の加減で部材が納期まで間に合わないというようなこともございましたので、その理由は業者さんの責めではないというふうなことから今回、工期を延長させていただいたということでございます。ただ、今、木内委員のご指摘の部分につきましては、現在、うちのほうの規定の中ではそういった部分を設けておりませんので、今後、少しそういった部分も研究をさせていただきまして、対応していきたいと考えているところでございます。

○上村委員長 木内委員。

○木内委員 ですから、甲と乙の協議が調うことしか前提に置いていないんです、うちの契約の条例等ではね。調わない場合はあるわけですから、きちんとそこを整備されて、俗に言うペナルティーを業者に課するという部分の条例の整備をされるように求めておきたいですが、よろしいですか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 今ご指摘の分、双方調った分のペナルティーの対応については、もう一遍総務課のほうでその分、見直しをさせていただきまして、対応していきたいと考えているところでございます。

○木内委員 ありがとうございます。以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者から提出のあった本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 不手際なこともたくさんございましたのに、全議案可決すべきものと決定を頂きまして、ありがとうございます。また本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございます。

○上村委員長 暫時休憩といたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時58分

○上村委員長 それでは再開いたします。

議員提出議案2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

遠山委員。

○遠山委員 遠山です。引き続きよろしく申し上げます。皆さん大変お疲れのところだと思いますので、当初より少し簡単にといいますか、ご質問したいと思います。

議員提出議案第2号ということで、上牧町議会基本条例の一部を改正する条例ということで、服部議員のほうで提出者になっていただいて、提出いただいています。ありがとうございます。

提案理由の説明という話もあったんですけど、提案理由の説明につきましては本会議場で詳しく説明していただきましたので、これはもう端的に、1点だけにしようかなというふうに思っています。今回の改正をこの時期に上げてこられた理由について、いま一度ご説明をお願いしたいと思います。

○上村委員長 服部議員。

○服部議員 令和2年3月の上牧町附属機関設置条例の制定に伴い、上牧町特別職報酬等審議会条例が廃止されています。そこで、第19条第2項にて上牧町特別職報酬審議会条例を引用していたため、その時点で改正すべきであったが漏れており、このたび判明したので、速や

かに改正したものでございます。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 ありがとうございます。今お話がありましたけども、上牧町特別職報酬等審議会条例、これ、令和4年1日に附属機関条例が設置されて、附則の第2条のところ廃止になっているというふうに思います。今、提出者の服部議員のほうから漏れていたためというふうに言われるのが大変恐縮なお話にはなるんですけども、今回、ほかのところでもありましたけども、条例が制定されたり廃止になったりに伴って、ほかの関係する条例が変わるということの、今回それが漏れていたということだと思うんですが、今後こういうものに対して、服部議員ではないんですけど、チェック体制といいますか、この辺りというのは理事者側でどのようにお考えになっているかってお話は何っていますでしょうか。

○上村委員長 服部議員。

○服部議員 その点につきましては、現在、担当課でも確認をしているところですが、複数条例にまたがる改正については、主に法制担当が確認しているところです。今後、条例等の規定についてはそれぞれの担当課が所管していることから、担当課の当事者意識の向上を目指し、法律等の改廃の情報を積極的に収集し、改正漏れがないように努めるというふうに聞いています。そのように聞いているところです。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 何かすごいこの議論が違和感しかないような感じがしまして、服部議員、申し訳ないです。というのは、上牧町議会基本条例ということで、これ、議員提出議案で制定された議案なので、改正については議員提出議案ということがあるかもしれないですけども、当初の令和2年4月時点でしたら今のお話でもいいんですけど、3年たった今という中で、私は、これは議員提出議案にすべきではなかったのではないのかなと正直思っているところがございます。提出者となっていたいただいた服部議員には大変感謝を申し上げるところなんですけども、今回ほかの議案でもありましたけども、条例改正・制定、国がたくさん法律を変えたりつくったりするので、それに伴って大変な改正作業だと思いますけども、理事者とそういう形で服部議員、お話をしていただいたのであれば、今後とも理事者の方にきつくといいますか、申し入れていただきたいと思いますが、いかがですか。

○上村委員長 服部議員。

○服部議員 今、遠山委員がおっしゃっていることにつきましては私も同感と思いますので、きつく申し述べておきたいと思います。

○上村委員長 遠山委員。

○遠山委員 大変恐縮でした。ありがとうございました。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして総務建設委員会を閉会いたします。

閉会 午後 3時03分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

総務建設委員長

上 村 哲 也

文教厚生委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月7日(火) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項
- 議第3号 上牧町下水道条例の制定について
- 議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について
- 議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について
- 議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について
- 議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第4回)について
- 議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について
- 議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第4回)について
- 意見書案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書(案)
1. 出席委員
- | | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 委員 長 | 竹之内 剛 | 副委員 長 | 服部 公英 |
| 委 員 | 康村 昌史 | 牧浦 秀俊 | 富木つや子 |
| | 石丸 典子 | | |

	議 長	吉中 隆昭		
1. 傍聴議員	東 初子	上村 哲也	遠山健太郎	木内 利雄
	東 充洋			
1. 理事者	町 長	今中 富夫	副 町 長	阪本 正人
	教 育 長	松浦 教雄	総 務 部 長	中川 恵友
	都市環境部理事	吉川 昭仁	住民生活部長	山下 純司
	健康福祉部長	青山 雅則	教 育 部 長	松井 良明
	総 務 課 長	丸橋 秀行	秘書人事課長	高木 真之
	企画財政課長	中本 義雄	建設環境課長	武安 康至
	上下水道課長	南浦 伸介	住民保険課長	和田 暁
	生き生き対策課長	林 栄子	こども未来課長	寺口万佐代
1. 事務局	局 長	森本 朋人	書 記	山口 里美
	書 記	横田 大樹		

開会 午前10時00分

○竹之内委員長 皆様、おはようございます。文教厚生委員長の竹之内剛です。よろしくお願
いします。昨日に引き続きまして、委員会を開催させていただきます。

昨日の総務委員長からもありましたが、最近はめっきり春の気候になりまして、朝夕の温
度差は激しいのですが、日中は20度を超えるという、今週も非常に暖かな日になりそうです。
地域におきましては、春の気候になったら雨が多い、この地域特有の菜種梅雨という言い方
の梅雨気候も、雨も今年は少ないようですので、気候のよいところで会議が開けることをう
れしく思います。

コロナ禍についてですけれども、収束という解決のほうには向かっておりますけれども、
新聞によりますと、昨日はコロナ感染者が今年に入って最も少ない人数であるというニュー
スも流れておりました。コロナ禍対策におきましては、3月13日を起点に国からの方針で変
わっていくと思われませんが、本委員会におきましては、昨日に引き続きまして、マスクを着
用したままの会議とさせていただきます。それと、感染の予防というところで、1時間に1
回程度の換気を取らせていただきたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより文教厚生委員会を開会いたします。

初めに、理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。文教厚生委員会に付託をされました議第3号 上
牧町下水道条例の制定について、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例
について、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、
議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 上牧町放課後児童健全
育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第15
号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、議第16号 奈良県
葛城地区清掃事務組規約の一部を変更する規約について、議第19号 令和4年度上牧町国
民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者
医療特別会計補正予算（第2回）について、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計
補正予算（第4回）について、議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第
3回）について、議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について、

慎重に、また活発にご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○竹之内委員長 本委員会に付託されました議案はお手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。

議第3号 上牧町下水道条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 おはようございます。石丸典子です。

上牧町下水道条例の制定についてということで、今回、上牧町下水道条例が全部改正されるということなんですが、これにつきましては令和5年度、令和5年4月1日から公営企業会計に移行するための改正ということを認識しております。それで、変わったところを順番にお聞きしたいと思います。何点かありますので、順番に通告をさせていただきます。

まず、法律第2条で、用語の定義という項目がありますがけれども、ここで、現在の下水道条例と比べて4つ増えているんです。まず第2号で、汚水ということで、わざわざここに汚水という定義がされているんですけども、下水道法では定義、下水の中に汚水も含まれているというふうな内容になっているんですが、今回わざわざここに挙げられたことについて説明をお願いいたします。もう1つは、第8号のところで、排水区域というのが新たに入ってきております。もう1つ、次のページですけども、14のところで管理者、これは資料でも出していただいておりますけれども、これについて説明をお願いいたします。それと、あと18のところで、消費税等相当額というのが挙げられています。これらについて、定義として挙げられたことについて説明をお願いしたいと思います。

次は第10条です。ちょっとページが入っていないんですが、条例の中の第10号で、それぞれ手数料が表で上げられているんですが、4つの項目の一番下のところ、排水設備工事責任技術者登録・更新手数料というのが新たに上がってきておりますが、これについて説明をお願いいたします。

次は、第41条です。占用の許可ということで、下水道の敷地または排水施設を継続して占用する工作物に対して占用料等が取られているということで、この徴収額等の根拠は上牧町道路占用料に関する条例に準用するということになっておりますが、中身、現行の条例では占用の期間を5年以内と定めておりましたが、今回これがなくなっておりますが、この説明

についてお願いいたします。

次は、第47条です。水洗便所の設置の普及及び奨励措置ということで、これ、新しく組み立てられています。現在、上牧町では水洗便所改造資金融資あっせん要綱というのが定められておりまして、平成3年2月25日に制定され、こういう事業が進められているところですが、今回、条例に入れられたことについて、説明をお願いいたします。

それと、最後のところですが、第49条で、委任ということで、この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定めるということで、現行は規則で定めておりますけれども、今後は管理者が条例の運用の詳細を定めるとなっています。どのような形で定められるのか、現行の規則はどのような扱いになるのか、内容等ご説明をお願いしたいと思います。

以上の項目です。よろしくお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、第2条の汚水を設けたという部分なんですけど、下水道事業につきましては、汚水と雨水も関連してきますので、あえてここで汚水というふうにならせていただいているところがございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 これまでの条例でも、汚水ということで、主にトイレからの排水というふうな理解を私はしているんですけども、この下水道法では、トイレからの排水だけでなく、生活や事業に起因するものも全て入っているというふうな内容なんですけど、今回わざわざ入れているということは、これまでも下水として処理している中に含まれていたのではないですか。何か特別の。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 特別ではなく、今まで汚水についても含まれておったんですけど、さっき言いましたように、雨水処理についても下水道で事業をする場合がございますので、あえて汚水という形で、ここであわせていただいているものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 下水という項目1つでいいものがわざわざ上げられているので、何か特別の要因があるのかなと思ったんですけども、下水道法では下水という用語のところでは汚水も含まれるというふうな説明がありましたので。じゃ、町の条例としては、下水と汚水というふうにならべて用語の定義をしているということでもいいですね。

○竹之内委員長 上下水道課長。

- 南浦上下水道課長 そのとおりでございます。
- 竹之内委員長 石丸委員。
- 石丸委員 ではお聞きしておきます。それでは、次の排水区域についてお願いいたします。
- 竹之内委員長 上下水道課長。
- 南浦上下水道課長 上牧町におきまして、処理区域と排水区域は同じ区域なんですけども、今現在、もう移行している類似の団体の条例も参考にさせていただいて、この項目を入れさせていただいたものでございます。
- 竹之内委員長 石丸委員。
- 石丸委員 それでは、次、お願いいたします。管理者のところですね。
- 竹之内委員長 上下水道課長。
- 南浦上下水道課長 下水道事業は公営企業になる、全部適用という部分で、町長ではなく管理者という形になりますので、ここで兼ねたという形で設置をさせていただいているものでございます。
- 竹之内委員長 石丸委員。
- 石丸委員 それで、これ、資料の2番のところで説明いただいているんですけども、管理者を、小さな自治体ですので置けないので、上牧町では町長を管理者に定めるというふうな理解でよろしいですね。
- 竹之内委員長 上下水道課長。
- 南浦上下水道課長 そのとおりでございます。
- 竹之内委員長 石丸委員。
- 石丸委員 では、次の消費税等相当額が入れられたことについて、説明をお願いいたします。
- 竹之内委員長 上下水道課長。
- 南浦上下水道課長 公営企業会計になるというところで、水道と同じ事業者という形になりますので、消費税というこの部分を設けさせていただいたものでございます。
- 竹之内委員長 石丸委員。
- 石丸委員 ありがとうございます。それでは、次のところですけども、手数料のところ、更新手数料が1つ上がってきているんですが、これについてお願いいたします。
- 竹之内委員長 上下水道課長。
- 南浦上下水道課長 今までの条例ですと、更新部分を載せていなかったというところで、更新の手数料も同額なんですけども、載せておったほうが適切であると判断したので、入れさせて

いただいたものです。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 新しく更新手数料ということで、一番下のところで加わったということですが、今回の下水道の補正予算の中で、新規登録者手数料というのが出てきていたんですけど、4万円かな。あれは、後で聞いたらいいんですけど、この区分にすると、一番上のところですか。新規登録者手数料とかというのは、現在どのような手数料になっていますか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 1万円といたしますのは排水設備の指定工事店の手数料でございまして、技術者登録手数料といたしますのは3,000円になっておるものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 じゃ、下水道の補正のところでお聞きします。4万円という補正予算が上がってましたので、1万円の4件分かなと思ったんですけど、新規ということになっていましたので、また後の議案のところで聞かせていただきたいと思います。関連になりまして申し訳ありません。この項目は分かりました。1つ増えるということです。

次ですけれども、占用の許可で、期間が5年以内というのが今回外されているんですけども、どういう場面で。占用のところ、分かりやすく説明いただけますか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 下水の施設の占用という、あまり件数はないんですけども、南上牧に都市下水路ってあるんですけども、そこは業者というか民間の方が橋とかそういうようなスラブをつけたりという形のときに発生するものと解釈しております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 期間、5年以内ということを取られたということは、期限は設けないというふうな理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ちなみに、そのところは、道路占用料は減免になっているのでしょうか。どのような形ですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それは下水の施設が道路の中に入っているという部分でしょうか。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今、地域を挙げておっしゃられましたので、その部分については道路占用料はかかっていないんですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 かかっておりません。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。ありがとうございます。

そしたら、47条の水洗便所の設置の普及及び奨励措置ということで、当然、企業会計ですので、水洗化を進めるという観点から入れられていると思っておりますけれども、説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今おっしゃられましたように、以前は要綱では設けさせていただいたんですが、今回、企業会計になるというところで、この部分を条例に載せさせていただいたものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 現在の要綱の扱いは、そのまま置いておかれるものですか、なくなりますか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 要綱は要綱で残す形になっております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。今回、新しく入っている特徴の1つだと思います。タブレットの資料では、管理者が町長になるという説明で、あとは細かい文言の説明かなというふうに捉えられがちですがけれども、ずっと見ていったら、企業会計に移るに当たっての条例のところが入ってきておりましたので、順番に聞かせていただきました。

最後の委任のところです。49条ですけれども、今後の規則に代わる詳細、条例運用のための詳細は管理者、町長が定めるとなりますけれども、これはどういう形で、いつ頃お示しされますか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 資料にも書いてあるんですけども、公営企業会計では規則を定める権利がございませんので、その部分は管理者という形で載せさせていただいておるところでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 何らかの条例運用の詳細というのを定められますね。それは、議会にはどのように公表していただけますか。要は、ほぼこの規則に準じた内容になるのではないかと思います。そのような理解でいいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 規則の部分はそのまま、今までどおりと解釈していただいたらいいのかなと思います。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 そしたら、現行の上牧町下水道条例施行の規則という形は残るということですね。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 規則自体の書きぶりといいますか、規則という部分は残らずに、その部分は管理者となるものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 規則という文言ではなく、運用方法なり詳細とかというふうな内容ということですか。タイトルが変わるということでもいいんですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。これ、令和5年4月1日から施行されるということで、令和5年度の新年道の予算書も公営企業会計の様式で提出されておまして、私も内容を少し見せていただいたんですけども、またしっかり中身を見せていただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○竹之内委員長 石丸委員の質問が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 おはようございます。富木でございます。何点か、今回の上牧町下水道条例の制定についてということで質問させていただきたいと思います。座らせていただきます。

今回の下水道の地方公会計、地方公営企業法で定められたということで、公営企業会計へ4月から移行するんですけども、これについては、11月の議員懇談会のときに、その準備のための条例の改正及び廃止ということで、7本という条例改正について説明を受けまし

た。その中で、もう一度ちょっと確認と、それから今回、準備をしながら、4月1日ということにあるんですけれども、今、石丸委員のほうから、今回のこの設置条例についての内容の質疑がございました。私からは、今回公営企業となるに当たって、大きな違いは会計の仕組みが変わるということなんですけれども、勉強不足ですけど、理解はさせていただきました。公営企業に変わるに当たって、このそのものが本企業会計に移るということで、再度目的、この会計についての効果とか、それから課題点等も出てくるかと思うんですけれども、この会計を導入することによって、基本的には会計処理、発生主義から複式簿記になるということで、その辺りから資産を生む経済状況、比較的、可能な限りの確にそういうふうな状況が見えてくるということで判断ができて、先の見通しが立てられるということで判断をしているんですけれども、その辺りも含めて、公会計を導入することによっての目的、ここで確認をさせていただきたいと思います。それと、効果等も言っていただくかと思うんですけれど、あと、課題点も含めて出てくるかと思いますが、その点についてお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 まず、効果でございます。中長期的な運営の仕組みがはっきりされて、経営がどういうふうに進んでいくか、先の見通しができるという部分が公益企業の効果であると考えております。あと、課題点なんですけど、独立採算制というところで経営していく上で、収入、支出の部分も考えていかななくてはならないという部分で、来年度の事業なんですけれども、料金改定の検討も考えております。その辺で、まだまだ収入より投資のほうが多い状況なので、その辺、これからの課題になってくるのかなと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 この公営企業会計というのは独立採算制ということで、自立というか、しっかりと利益も求めていくという組織になるんですけれども、今ありましたように、収入より支出のほうが多くなっていくというような見通しもあるかと思いますが、下水道事業の効率化であったりとか、それからコスト削減とかということについてもしっかりと図っていかねばならないと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 その点につきましても、ダウンサイジング等も取り入れて事業のほうを進めていきたいなと考えているところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。あともう1つですけど、課題点なんですけど、企業会計の担当職

員さんといえますか、これから会計上、いろいろと特定といえますか、専門といえますか、職員さんの育成とか、そういうことはどうなのかなとちょっと思ったんですけど、その辺はいかがですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 担当のほうも1人ですのではなく2名、3名で取り組んでいけばいいのかなと思っているところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 財務的な人材育成といえますか、そういう辺りはみんなでまとまった形で、チームとしてやっていくということになると思うんですけども、専門的なところら辺というのは、講習であったりとか、研修であったりとか、そのようなことも考えておられるのか、取り組んでいかれるのか、その辺りはいかがですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 その辺りも会計士なり専門家に来ていただいて研修を受けるとか、そういう形も取っていききたいなと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。これから経営状況とか、いろいろと議会のほうでも議論をしていくことになるんですけども、さっき言いましたように事業の効率化であったりとか、事業のコスト削減であったりとか、そのようなことも今後は計画的にやられていくと思いますけども、議会のほうでもしっかりと議論をさせていただきたいなと思います。

以上です。分かりました。ありがとうございます。

○竹之内委員長 富木委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 おはようございます。服部です。よろしくお願いします。

第28条のところで教えてほしいんですけども、第28条の3番で、一般排水と中間排水と特定排水という部分があるんですけども、この中間排水と特定排水というのを教えてもらえますか。どういうものを指して中間排水と言うのか、そして特定排水というのはどのようなものなのか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 排水につきまして、排水量が301立米から750立米までが中間排水という

形になってまいりまして、750を超えるものが特定排水という区分けになっております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。私、勘違いしていまして、流す排水の成分によって名前がついているのかなと思ったもので、量でされているということで理解しました。ありがとうございました。

以上です。

○竹之内委員長 服部委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 皆さん、おはようございます。牧浦です。よろしくお願いたします。

それでは、上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について……。

○竹之内委員長 牧浦委員、第9号です。

○牧浦委員 9号ですか。申し訳ない、1つ飛ばしました。

○竹之内委員長 それでは改めまして、第9号につきまして質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

今回のこの一部改正については、具体的には出産費用が年々増加傾向にあるということで、子育ての経済支援の一環として、4月から出産育児一時金を増額ということになっております。資料8、出していただいておりますが、この点について、資料を基にご説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました上牧町国民健康保険条例の一部改正につきまして説明させていただきます。

今回、少子化対策、子ども対策の充実と安定財源確保という目的にとりまして、健康保険法施行令等の一部改正をする政令が令和5年2月1日に公布されております。出産育児一時金の額が、法令が変わっておりますので、上牧町国保条例も、それに伴いまして改正をさせていただきます。具体的には、出産育児一時金の支給につきまして、これまで40万8,000円だったところを48万8,000円に変更することで、それにもととの条例にもあります産科医療補償制度の掛金1.2万円と合わせまして、支給額を50万円とするものです。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 ありがとうございます。この出産育児一時金なんですけども、年々出産をする費用については増加しているということで、厚生労働省の調査では、21年度の公的病院の出産費用、正常分娩は全国平均で45万5,000円、民間のクリニックでは47万3,000円ということで、また、これとは別に出産事故に備える産科医療補償制度の掛金1万2,000円の負担もあるということで、厚生労働省の調査でございました。上牧町においては、令和4年の当初予算のときに出産育児一時金の年度件数の資料を出していただいているんですね。その中で、3年度、それから4年度の出産育児一時金の件数を出していただいておりますけれども、見込数等、やはりこれはもう見込みというか、予定というか、そんなのはあまり捉えられない部分も多いかと思うんですけれども、3年度の見込みが11だったんですけれども、これは最終結果、決算では10件になっているんですね。4年度については13件になっているんですけど、まだ年度途中になりますので、そこ辺りはちょっと明確ではないかと思いますが、4年度について、また、5年度についての件数は、分かる範囲でお願いいたします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ご質問いただきました件につきまして、令和5年度当初予算の資料にも上げておるんですけれども、4年度見込み、ちょっとこれから3月、どうなるかまだ分からない部分はあるんですけれども、見込みとしまして10件を、そして、これまでの傾向といえますか、令和5年度に関しましても10件を見込んで予算計上させておるような状況でございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 これは国保加入者ということで対象になりますから、今、10件ということで、ちょっと少ない気もするんですけど、やはり少子化ということで、現状が表れているんですよ。

では、全体的な出生数というのは3年度、4年度でどういうふうになっていますか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 お聞きいただきました出生数につきましてですけれども、こちら、住民基本台帳年報というのがございまして、年度ではなくて何年中と、1月から12月末までの区切った数字になるんですけれども、3年度では上牧町では91名、4年度におきましては98名の出産がございました。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。4年度については、国保では10件というか、10名でいいのかな。全体的には98名ということで、出産されているということなんですけれども、先ほどからも申しましたように、少子化対策として今回、伴走型も含めて、経済対策も含めて、このような大きな、過去最高の引上げになっているんですけれども、今後の見通しといえますか、上牧町においても子育て支援をしっかりと進めていただいておりますけれども、それも背景にして、上牧町の子育ての中で、出生数というのはどのように、こういう言い方はおかしいんですけども、まちづくりの1つとして、今後どのようにお考えでしょうか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今回、補正予算につきましては、国保会計、国保の被保険者の方々に対しての出産育児一時金ということになりますので、やはりその他の協会けんぽとかであれば同じような制度改正、引上げがされてきて、同じように支給もされております。上牧町自体、出生数が著しく減っているということでもないかなとは思いますが、小規模の開発等もありますので、今後はやはり、上牧町まちづくり基本条例とかにも載っておりますけれども、定住化政策とかも町全体として進めていく中で、国民健康保険側としましては、対象者の方々

に対しましても、ほかの協会けんぽ等と開きのないような、公平な事業実施に当たりたいと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。この出産育児一時金については、少子化対策で、私たち公明党もこれまでずっと長年推進をしてまいりました。1994年に創設されて、最初は支給額が30万でスタートしました。さらにずっと増額をやりながら、2006年10月には35万円、2009年1月には38万円、そして同10月には42万円とずっと引き上げられてきて、今回50万ということで、やはり子育てをする、出産時、妊娠時からお金がかかるということで伴走型とかいろいろ今、経済支援、大きく国が打ち出しているんですけど、今後も本当に総合対策の中にしっかりとこの出産育児一時金の増額も、上がったばかりですけれども、今後は重ねていただきたいなという思いがいたします。これからも子育て支援の中で、上牧町もこの出産育児一時金も含めた形で、また子育て支援、しっかりしていただきたいなと思います。分かりました。

もう1点、出産時においては、一時金の中に産科医療補償制度というのが入っていますけれども、掛金が1万2,000円ということになっていますが、負担になっていますけれども、こういうことは、やはり望まないというか、あってはならないんですけど、この制度を使われた方々もいらっしゃるのかなと思いますが、その辺についてはどうでしょうか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ご質問いただきました産科医療補償制度につきましてですけれども、こちら平成21年に分娩に関して発症した重度脳性麻痺のお子様やご家族様の経済的負担を補償するものとして発足されております。それで、令和5年2月20日現在の厚労省の数値になるんですけども、分娩の可能な期間としまして、助産所でありましたら100%の加入率、病院・診療所におきましては全国レベルで99.9%の加入率になっておりますので、ほぼ99.9%の病院で、助産院については100%ですけれども、こちらの制度が適用されておりますので、皆様にはご安心して分娩のほうに立ち会っていただけるかなと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 出産事故に備えるという意味では、大変重要な制度かなと思っています。

分かりました。ありがとうございました。これで終わります。

○竹之内委員長 富木委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 先ほどは失礼いたしました。牧浦です。よろしくお願いいたします。

今、富木議員からありました、その追加になるんですけども、今年度は10件の出産が国保の中であったと。現在、出産費用は全国平均45万5,000円だと今、富木先生がおっしゃられたと思うんですけども、この上牧の近隣の状況はどのようになっているか、データは持っておられますか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 申し訳ございません、近隣の情報は資料を持ち合わせておりません。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。またその辺は集められるということでよろしいでしょうか。また分かったら教えてください。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 はい、今後調査いたしまして資料を製作するようにしておきます。

○牧浦委員 以上です。ありがとうございます。

○竹之内委員長 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ここで暫時休憩といたします。再開は11時。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時00分

○竹之内委員長 再開いたします。

議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について質問させていただきます。

資料によりますと、こども家庭庁を設置ということで、こども家庭審議会に名称等が変わるということで、やはり少子化が非常に問題な中で、このこども家庭庁の設置によって、今後どのようになるとお考えかを教えていただきたいと思います。

以上です。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こども家庭庁設置により、どのように変わっていくかというところなんですけれども、今までばらばらになっていた部分というのがあると思うんです、文科省とか厚労省という形で。その部分がまず一本化になるというところで、連携も取りやすくなると思いますし、そういったところで行政、私たちにとりましても、いろいろ事業というのでも連携しながら進めていきやすくなるのかなとは考えております。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○竹之内委員長 康村委員の質疑が終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について質問をさせていただきます。

資料のナンバー9にも、改正の趣旨であったり、改正内容をお示ししていただいておりますが、まずご説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 すいません、もう一度お願いします。

○富木委員 資料、ナンバー9ですね。出していただいております。この点について、改正の趣旨はこども家庭庁設置に伴っての上牧町の条例改正ということですが、1番目はそ

うです。2番目は改正内容、ご説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 改正の趣旨でございます。こども家庭庁設置法案の施行に伴い、関係法律の整備に関する法律第33条により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、上牧町子ども・子育て会議設置条例の改正を行うものでございます。

○富木委員 内容をお願いします。

○寺口こども未来課長 整備に関する法律33条により、国の子ども・子育て会議について定める第72条から第76条が削られて、それから、77条から87条が5条ずつ繰り上がる改正がなされました。これは国の子ども・子育て会議がこども家庭庁に新たに設置されるこども家庭審議会に移管されることにより廃止となることに伴う改正となっております。子ども・子育て支援法77条が地方公共団体の子ども・子育て会議の設置根拠となっておりますため、設置条例においても当該の規定を引用しておりますので、引用している条項の整備を行う改正でございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 今回の改正なんですけど、こども家庭庁が設置されます。この点については私、一般質問で詳しくさせていただこうかなと思っておりますので、ここでは少しばかり質問をさせていただきたいと思います。

こども家庭庁は、国は子どもの最善の利益を第一に考えるということで、子どもに関する取組とか政策を社会の真ん中に据えるこどもまんなか社会ということを目指して、今回のこども家庭庁設置の決意で、総理はじめ、国のほうで設置をしております。そのことによって、これまでの子ども・子育て会議がこども家庭審議会に変わるということによろしいですか。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、国のほうではそちらのほうに変わるという改正でございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 こども家庭庁の設置法の中にも、審議会等及び特別の機関ということで、こども家庭審議会を設置するというので、この概要にもございました。その中で、子ども・子育て会議については、2015年度4月から子ども・子育て支援新制度が開始になって、この制度に基づいて、子育て家庭のニーズとか幼稚園、保育所などの教育・保育、地域においてのそのような子育てを支援するというので、子ども・子育て支援事業計画というのが策定されております。それによって子ども・子育て会議の中で、子どもの子育てのサービスを確保、

しっかりと子育てを支援していくということで、子ども・子育て支援事業計画が策定されるんですけども、これが今回、こども家庭審議会により、その中でまた新しく子ども・子育て支援事業計画を策定していくというような、このような判断でよろしいですか。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　はい、そのように考えております。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　現在、上牧町においても2期の事業計画が、現行2期ですかね。次に、5年度の予算にも上がってきておりましたけれども、ここではやはり子ども・子育て会議ということで予算が計上されておりました。それはまた予算委員会で審議していただくということで、3期の支援計画の予算ということで上がってきておりましたけれども、このこども家庭審議会に変わることによって、委員さんの構成であるとか、運営であるとか、そういうことはこれまでの子ども・子育て会議とは何ら変わりはない、そのような体制、運営になるのか、その辺をお願いいたします。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　上牧町におきましても、委員さんおっしゃったように、今後、第3期の策定をすることになっております。子ども・子育て会議の委員につきましては、これまでと同様で、変わりなくしていただくことになっております。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　分かりました。内容等についてはこれまでと同じような形で体制的には行っていくということで、あと、今回、このほかに追加になるとか、特別に変わったところとか、そういうところはございますか。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　こども家庭庁になりまして、今後の第2期の計画ですか、その策定によりまして、支援事業計画につきましても、どのような形になるのかというのが、細かな部分がまだ届いておりませんので、今のところは前回と同じような形で進めていくような形は取らせていただいているところでございます。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　分かりました。この会議によって、上牧町の子育ての支援計画の中でしっかりと子育て支援をさらにまたサービスにつなげていただきますように、会議の委員の皆さん、それからニーズ調査であるとか、今後していかれると思うんですけども、その辺りの体制的

に、しっかりと万全の体制でまた進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

以上です。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ニーズ調査をしっかりと行って、住民さんの声を受け止めて、今後の事業につなげていきたいと考えております。

○富木委員 分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○竹之内委員長 富木委員の質疑が終わりました。

ほかにごございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 よろしくお願いたします。上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

これは以前、2月21日に、議員懇談会で説明がありましたね。そこで、再度になるかもわかりませんが、こども家庭庁設置法の施行に伴っていろんなことが改正され、上牧町で

の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正の内容を、もう一度で申し訳ないですが、お願いいたします。タブレットで①整備法により、②民法上の一部と書いてあるんですけども、これについて、詳しく説明をお願いしたいんですが。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　改正理由といたしましては、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、上牧町でも定めております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正を行うものであります。

①の、その整備法により学校教育法、子ども・子育て支援法が改正され、条例において引用する条項にずれが生じるために改正を行います。学校教育法の25条とありますが、幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定めとなっております。2項も読んだほうがよろしいですかね。2項には、文部科学大臣は、前項の規定により幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるに当たっては、児童福祉法第45条第2項の規定により児童福祉施設に関して内閣府令で定める基準並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保に配慮しなければならないという部分が追加されております。もう1つが、文部科学大臣は、第1項の幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項を定めるときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。こういう部分が追加となりました。これを同条に、上牧町の条例のほうで引用している箇所を25条第1項という形に改める改正でございます。

②の民法等の一部を改正する法律につきましては、親権者の子に対する懲戒権の規定を削る改正が行われることになりましたので、上牧町の条例におきましても、この府令というのが市町村が条例で基準を定める際の参考基準という位置づけになっておりますので、その府令と同様に改正を行うものであります。

以上です。

○竹之内委員長　牧浦委員。

○牧浦委員　今聞かせていただいた中で、親権者の子に対する懲戒権の規定を削る改正が行わ

れることとなりましたとあるんですが、これについては、虐待ということでもよろしいのでしょうか。その部分の規定が削られるということなんでしょうか。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　民法には、その懲戒権の規定についてなんですけれども、児童虐待を正当化する口実に利用されているという指摘が今までございました。それで、これまでも削除を含む見直しの検討がされていたんですけれども、なかなか進まず、その後、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律の検討課題によって、ここの懲戒権に関する規定の再検討ということがございましたので、今の民法822条の規定の在り方について検討を加えたというところで、今おっしゃっている児童虐待に関する部分にはなるんですけれども、必要な措置を講ずるということになりましたので、今般の改正になったというところがございます。

○竹之内委員長　牧浦委員。

○牧浦委員　なかなか難しい表現ですよ、これ。よく分かりました。ありがとうございます。

以上で結構です。

○竹之内委員長　牧浦委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長　討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長　ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第12号　上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

富木委員。

○富木委員 富木でございます。上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について質疑をさせていただきます。

今回は、国の基準が改定されたことにより一部改正となっておりますが、まず家庭的保育について、子ども・子育て支援制度の中の地域型の保育だと思っておりますけれども、小規模であったりとか、そのようなことが明記されているんですけれども、まず、家庭的保育事業のそのものの説明、どういうふうなものがそういうことに当たるということで、説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 家庭的保育事業と申しますのは、安定的な雰囲気の中で、少人数を対象として、きめ細やかな保育を実施する事業ということとされております。家庭的保育者、保育ママの居宅と申しますか、自宅とかその他様々なスペースで行う保育事業というところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 ありがとうございます。少人数で家庭的な雰囲気の中で、ベビーシッターさんとは違うけれども、認可を得て、例えば住宅、個人のおうちの中をしっかりと、国の基準に定めた形で認可された方がそういうようなことを、子どもをお預かりして保育していくというような認識でよろしいですか。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、そのとおりでございます。

○富木委員 分かりました。では、今回の重要ポイント、改正理由なんですけれども、資料がありますけれども、改正内容で、市町村の条例で基準を定めるということで今回改正がなされていますが、ポイントとしては3点挙げられておりますが、ご説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 まず1点目でございます。児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令、これにより改正する部分は、安全計画の策定義務、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準の緩和、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化が規定されることとなりました。これがまず1点目でございます。2点目が、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りにされて死亡した事案を受けてなんです

けれども、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、送迎用車両を用いる際の乳幼児の所在確認と、車両への安全装置の装備義務が規定されることになりました。3つ目が、先ほどにもございました民法等の一部を改正する法律の施行により、親権者の子に対する懲戒権の規定を削る改正という3点でございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 内容的には今ご説明いただいたんですけども、条文の中にも、第8条の2で、家庭的保育事業に対して、利用乳幼児の安全の確保を図るためにということで、事業所ごとに安全計画を策定して、その安全計画に伴って必要な措置を講じなければならないとあります。その辺を今説明していただいたんですが、この件についての、まずは策定をする、それから職員への周知、関係者・保護者への内容等の周知、連携を取るということ、安全計画を定期的に必要に応じて見直しをしていくということになっておりますが、その点についてもう一度確認をしたいと思いますので、ご説明お願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 安全計画の策定義務というところなんですが、これは必ず従わなければいけない基準となっております、整備の安全点検、それから利用乳幼児等に対する事務所外での活動や取組等も含めた生活における安全に関する指導とか職員の研修・訓練等の安全に関する事項の計画を予定しなければならないとなっております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 今回、この安全計画の策定が出てきたという背景はどのように捉えておられますか。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 安全計画を立てられているところもあると思うんです、いろいろな事業所でも。でも、もう立てただけで、そのまま職員に周知されていないとか、それがお飾り的なものになっているというのは、そういうことがあることによって痛ましい事件が起こったりとかというのがあると思うので、それをしっかり、安全計画の策定を必ずしなければいけないというところで、そういった事故とかをなくすためには必要ではないかなと考えております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 近年は保育所であったりとか、こういうような事業所内での、テレビとか情報で見ていると、やはり虐待とか、それこそ保育士さんであるとか、全部が全部じゃないんで

すけど、コロナ感染の対策であったりとか、保育士さんに物すごい量の業務が加わってきて、自分にゆとりがなかったり、子どもたちに接するゆとりがない。その中で、やはり小さい子どもですから、言うことを聞かないことも、当たり前ですけれども、そういうことに対して、虐待というか、つきつく当たったり、対応したりということもある中での、安全計画の策定ということをしっかりもう一度ここで義務づけるということになったのかなって。先ほど課長もおっしゃいましたように、策定しているところもあるけれども、それが絵に描いた餅になって、ただあるだけで、じゃ、それをしっかりと実行しているかというところではないということも浮かび上がってきていますので、そういう背景があつての今回の安全計画のしっかりした義務づけになったのかなって、私はそのように捉えておりました。分かりました。

次なんですけども、あと、インクルーシブ保育ですね。これについてご説明いただきたいと思います。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　インクルーシブ保育といいますのは、子どもの年齢とか国籍とか障害の有無にかかわらず、様々な背景を持つ子どもを同じ空間で受け入れて、全ての子どもがそれぞれ個々に必要な援助を受けながら一緒に成長できるような保育のことを指します。それがインクルーシブ保育という形でうたわれております。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　分かりました。やはり家庭的保育事業を利用する中で、社会福祉サービスを必要とする乳幼児であったりとか、そういう子どもたちの社会参加といいますか、社会における暮らしといいますか、一緒になって社会でしっかりと参加ができるようなということで、そういうところら辺の事前的な準備といいますか、乳幼児の保育に支障がない場合に限り、ほかの福祉施設の設備や職員を共用できるものとしますということで、一応、内容的には国のほうでの概要等も読ませていただいたんですけども、判断的に難しいなって思ったんですけど、もう少し分かりやすくお願いできますか。

○寺口こども未来課長　しばらくお待ちください。

○竹之内委員長　暫時休憩とします。

休憩　午前11時32分

再開　午前11時32分

○竹之内委員長　再開します。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 今、富木議員がおっしゃったように、家庭的保育事業所と、家庭的保育だけには限らないんですけども、こちらのほうは。地域型保育とか、事業所内保育も含んだ話にはなるんですけども、それと社会福祉施設を併設するときには、その保育に支障がない限り、家庭的保育事業所の設備とか職員は、その保育室及び各事業所特有の設備、それから乳幼児の保育に直接従事する職員を含めて、併設する社会福祉施設と職員を兼ねて、一緒に保育をすることができるという部分になりまして、設備とか人員基準の緩和というところで、この部分が改正になったところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 そういう意味では、乳幼児の社会参加が進むような形の体制であるということで、分かりました。

それから、次ですけども、2番目の、これは保育所の子どもたち、認定こども園の中でバスの置き去りがありました。事件がありましたから、それを受けての安全装置の義務づけということだと思うんですけども、説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 送迎車両、バス等を用いるときには乳幼児の所在確認、それから車両への安全装置の装備の義務の基準を定めている規定でございまして、こちらのほうも従うべき基準となっておりますので、上牧町におきましてもこちらの部分の改正をしたところでございます。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 この事件においては、またその後も事件が起こっております。こういう規定、義務づけをしっかりと周知していただいて万全な体制を、そのような事業をされる方にも取組をお願いしたいと思っています。

次ですけども、これ、安全装置というのは国の補助として出るかと思うんですけど、その辺はどういうふうになりますか。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 私どもも調べたりはしていたんですけども、その金額がまだ確定がされていなかったように思っているんですけども、補助はあるようには聞いております。

○竹之内委員長 富木委員。

○富木委員 分かりました。じゃ、次、お願いします。最後、3つ目ですね。先ほどの牧浦議員からも、前の質問でございました。これは私、どういうふうを受け止めていいのか分から

なかったんですけれども、民法等の一部を改正する法律の施行に伴い、省令においても親権者の子に対する懲戒権の規定を削除しますということで、タブレットの資料にもございました。この親権者の子に対する懲戒権ということで、分かりやすく、先ほどもお話を頂いたんですけれども、私なりに思うのは、親が子どもを教育する目的でしかったり、注意をしたりということで、しつけの一環やということでそういうふうに捉える。だけれども、しつけもエスカレートすると、今の保護者の方々は、時にはしつけがエスカレートをして、加減が分からないというか、そういう方々も中にはいらっしゃるということで、そういう辺りのことで、大きく今、児童虐待の問題がマスコミでも本当に多く取り上げられている中で、そういう懲戒権の問題という捉え方ということで、そういうケースの中でこの削除が行われたのかなって思ったんですけど、その辺はどういうふうに捉えておられますか。今回の削除について。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　現在ではしつけで体罰を行うことも虐待になりますので、しつけだからいいというわけではございませんので、そういったところもございまして、その部分でこのまま、これがしつけでは、監護・教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができるという規定が残っていると、整合性が取れないと思うんですね。そういった部分もありますので、これまでも、今まで削除、見直す検討がいろいろされていたんですけれども、やっとここに来て、この部分の削除という形に、今回で改正になったと考えています。これがここに残っているから、監護・教育に必要な範囲で懲戒することができるってなっておりますので、その監護しているときにはできるのではないかという部分が、整合性にはならないと考えますので、ここを削除することで、しつけにおける体罰も虐待、犯罪になるって今はなっておりますので、そこが大事なポイントかなと考えています。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　先ほどの質問の中にも判断しにくいところが、ちょっと難しい問題があるなということでありましたけれども、では、懲戒権の規定を削除しますとなっているんですけれども、例えばしつけなのか、体罰なのか、虐待なのかという判断というのは、やっぱりその親の捉え方、考え方1つだと思うんですけど、自分はしつけのつもりで、テレビとか情報がある中で、亡くなっている子どもに対しては、その親の発言といいますか考え方を聞くと、しつけの一環やったとかね。じゃ、しつけがどこまでどうなのかという判断をするのは、どこがするんですか。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　本当にこれ、難しい問題やと思うんですけども、実際に、虐待に關しましては、もう手を上げてはいけない、たたいてはいけないということになりますので、そこをしつげだから、言うことを聞かないからたたいていいんだという、その考え方自身を直していかないといけないと思うんです。それをなかなか、これまで相談の中でも、そういった形で通告があって、保護者の方にも言うんですけど、しつげですとかって今まではおっしゃっていましたが、やはりこれは体罰であって、こういった場合は、あまりそういうのが続くと児童相談所のほうに通告しないといけなくなりますよというふうな形で、私たちは、そういった報告があった場合はご本人さんに伝えたりとかというふうにしております。なかなかしつげだからというので、とても難しい部分ではあるんですけども、やはりそこは駄目なものは駄目という形で、しっかりお伝えしていくようにはしておるところです。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　感情論といいますか、やっぱり親の子に対する愛情なのか、感情的、また自分勝手、自分本位の考え方なのか、そこ辺りの判断というのは難しいなと思うんですけども、この点については、家庭的保育事業に対しての事業の設備ということで今回出てきているんですけども、個人的なものになりますと、まず両親のことになりますと、兎相であるとか、こども家庭相談センターであるとか、そういうところら辺、あと警察であるとか、またこども家庭庁の中にもあるんですけども、そのような連携の中でしっかりと対応していくということにもなるかと思いますが、この事業所内でそういうふうなことが起こるということも考えた上での、これは改正に今回上がってきているのかどうか、そこの辺り、お願いいたします。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　家庭的保育内においてもそういうことがあってはいけないというところでしたら、しっかり定められた、削除されたものだと考えております。

○竹之内委員長　富木委員。

○富木委員　分かりました。改正内容については3点ご説明していただきましたので、理解をさせていただきました。ありがとうございます。

質問は以上です。

○竹之内委員長　富木委員の質疑が終わりました。

ほかにございませつか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、1点質問したいと思います。

この議案なんですけれども、私はこれもこども家庭庁の新設による改正と思っていたんですが、その理解でよろしいのでしょうか。この資料を見ると、こども家庭庁のための変更のようにも思えるのですが、その辺だけちょっと教えていただければ。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらの改正につきましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令に伴って改正するものでございます。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 その省令を改正した原因というのがこども家庭庁新設による変更なのかというのを、その辺だけ知りたかったんですが。さきの議員らの質疑を聞いていますと、ちょっと自分自身の解釈が誤っているような気がするのです。僕はほんまにこども家庭庁新設による改正というふうに、すっと流してしまったので、その辺の確認だけです。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こども家庭庁の設置法に伴う整備に関する法律の改正につきましては、先ほどの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に関しましてはこども家庭庁設置法がされたことによる改正で、こちらのほうは児童福祉施設、先ほど申しました部分での改正でございます。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○竹之内委員長 康村委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 牧浦です。お願いいたします。先ほどと重複するところが多々あるんですけども、ここで一部聞かせていただきたいのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、安全計画の策定義務、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定と、感染症及び食中毒蔓延防止に必要な措置の明確化を規定します。この部分の説明をお願いしたいのと、認定こども園の送迎用バスに園児が置き去りになり死亡された事案を受けて、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令により、自動車を運行する場合の利用者の所在確認を規定しますと。どういう規定をされているのかと、それから、措置の明確化を規定するんですが、これはもう施設自体がするんでしょうか、それとも町が関与するんでしょうか。お願いいたします。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 安全計画の策定義務でございます。こちらのほうは、先ほども申しましたとおり、設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動や取組等を含めた生活における安全に関する指導、それから職員研修及び訓練、安全に関する事項についての計画を策定することとなっております。これは従わなければならないということで義務となっておりますが、一応、令和6年3月31日までの努力義務というところで経過措置が設けられているところでございます。

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための非常時の体制で、早期業務再開を図るために業務継続計画、こちらのほうは一応努力義務という形となっております。

感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化を規定するというところで、

これは国、参酌基準となっておりますので、こちらのほうも放課後児童健全育成事業、上牧町の条例のほうに規定させていただいたところでございます。

それから、2番目の認定こども園の送迎用バス、園児の置き去りの事案を受けてのところでございますが、こちらは自動車を運行する場合の利用者の所在確認を規定しているところで、放課後児童健全育成事業では車両の安全装置の義務規定というのはなくて、所在の確認をしてくださいということになっておりますので、うちの条例におきましても、その部分を一部改正させていただいております。この計画策定とかというのは、その事業所が行うということになっております。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その施設が提出する、それをまた町が確認しに行くという形でよろしいでしょうか。

○竹之内委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、そのとおりでございます。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。ありがとうございます。これで結構です。

○竹之内委員長 牧浦委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。質疑を行いますけれども、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正ということで、今回、安全計画の策定と、あと自動車、送迎用のバス等を運行する場合の所在の確認ということで書かれているんですけども、子どもの命と安全を預かる保育士さんであるとか指導員さんであるとかの役割が大変大事だと思います。その観点は全然書かれていないんですけど、私は指導員さん、保育士さん、先ほどの議案、1つ前の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準についてもそうですが、今回の放課後児童健全育成のところは上牧町としても行っている事業で、ここは町も関係してきている事業ですね。それで、保育士さんとか指導員さんの処遇改善と人員配置が最も重要だと思います。

これ、何でこういうふうな改正になったかといったら、コロナの感染症の対応で大変だったということが大きなことと、今後、災害時の対応も問われてきますね。それともう1つは、幼稚園の送迎バスの中で児童が亡くなっていたということで、安全計画とか、車の対応をし

ろというところにとどまっているんですけど、元は保育士さんが多忙であった、人員が不足していたのではないかと思いますので、その辺では、やはり人員配置が一番重要だと考えていますけど、町の見解はどうですか。

○竹之内委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　報道されているところでございます国の配置基準にしましても、ゼロ歳児は3対1であったり、6対1であったりと、火事になったりしたときにどうやってその子連れて逃げるんだとかという部分もあると思います。それはもうこちらのほうもいろいろ、いざというときには安全を確保しなければいけないというのが一番重要だと考えておりますので、その方法といいますか、何かあったときにはそれに代わるものを、6人乗りの乳母車に乗せて行くとかというふうな形で、何とかそこはクリアできるように町としては考えているところです。やはり人員配置というのが厳しいというのは様々な、上牧町の保育園に限らず、私立の保育所に限っても、その部分は苦慮されているところではないかなと考えております。

○竹之内委員長　石丸委員。

○石丸委員　町では努力されていると思いますが、これ、やはり国で、人員配置のところ、基準も何年も前のままの基準ということを言われていますので、ここをまず人員配置すべきだと考えているところです。上牧町でも学童の指導員さんの処遇改善等の補助もあったんですけども、町でやっているところ、民間のところは処遇改善が行われるんですけど、公立のところは会計年度任用職員さんの対応であるために、ほかと横並びにするとかで、なかなか処遇改善が進まないというところで。民間のところは進みますけど、公立のところはやっぱり10%、20%ぐらいというふうなデータも出されていますので、そういうところでしょうかり処遇改善が行われるような対応と、あと、人員配置が必要だということを申し上げて、質問を終わります。

以上です。

○竹之内委員長　石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決するものと決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○竹之内委員長 再開いたします。

議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしく申し上げます。

議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、まず最初に、この協議についてということで、協議会を設立されるんですが、具体的にどのような協議を進めていき、どういうふうな回数で、どういうふうな方法でというような具体的な計画というのは考えておられるんですか。まず1つ目、お願いします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 この設置に関する協議についてでございます。このことにつきましては、県全ての一体化に向けて、企業団の基本計画の決定及び基本協定書の締結に伴いまして、これまでの任意協議会を法定協議会として設置することに伴うものでございます。

この設置に関する協議の中で、地方自治法の第252条の2の2、第1項、この中で定められております協議会の設置でございます。読ませていただきますと、普通地方公共団体は、普通地方公共団体の事務の一部を共同して管理し及び執行し、もしくは普通地方公共団体の事務の管理及び執行について連絡調整を図り、または広域にわたる総合的な計画を共同して作成するため、協議により規約を定め、普通地方公共団体の協議会を設けることができる。こ

れに基づいて市町村の同意を得たいというところで、今回これを上げさせてもらっているところでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 今回、協議会ということで、各市町村長が25人協議され、協議会を行っているんですが、この協議が調った後、運営協議会というような形で進んでいくと思うんですが、その運営協議会になった場合は議員も参加するというような形になるのか、その辺をちょっと聞かせていただきたいなと思ひまして。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 一体化の準備室からはまだその辺りの報告は来ておりませんので、はっきりしたことは分からないんですが、令和5年度のスケジュールといたしましては、諸課題の継続検討、一部事務組合・企業団の設立の準備、設立許可、水道事業の認可、国交付金の事前協議等とございますので、まずはその部分から取り組んでいかれると思ひます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 私、後期高齢者の議会に参加させてもらっているんですけども、広域でする水道企業団というの、議会というのを設置してこの運営に当たっていくというふうになっていくんでしょうか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 議会を設置されての運営の計画はしております。そのスケジュールを見ましたら、令和6年度に議会の設立の案を出されているので、6年度には設立されるのかなと思っております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。私の質問は以上です。

○竹之内委員長 服部委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置ということで、水道の事業は、県域水道一体化ということで、令和7年度に事業の統合ということで進められているところですけども。今回、その設立準備協議会の規約ですけども、この中で、協議会の担当する事務の2つ目に、広域水道企業団が経営する広域的な水道事業等の計画の作成に関する事務を行うということで、これが大きな役割だと思ひますけども、先ほど服部

議員の質問の中で、これ、具体的に議会の議員も参加する組合議会的な、そういうのが令和6年度には設置されるだろうという答弁がありました。ということは、令和5年度中にその検討が行われるということですが、水道料金の決定などで地域住民の意見が反映されるような運営を望んでいるところですが、広域議会の議員定数などは令和5年度中に検討されるということによろしいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今のもらっているスケジュールですと、5年度はまだその部分が入っておりませんので、6年度で設置されると。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 こういう広域の組合議会というのは少人数の集まりでされることが多くて、なかなか住民の意見が反映されなかったり、チェックができないということがこれまでもほかの組合議会等でもあったんですけど、これはやはり広域議会の構成などについては、しっかり皆さんの意見が反映されるような、しかも、水道の場合はふだんの毎日の生活に関わる水の取扱い等も関わってきますので、それが県で1つになるということですから、それに対応できるような議員の定数を望んでいるところですが、その辺はしっかりお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 住民さん第一というところで、一体化の準備室の中でも声を上げていきたいなと思っております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 お願いします。それで、今回のこの規約のところでは協議会ということで、準備の協議会はそれぞれの自治体の首長が入ってくるという理解でよろしいですね。首長さんということで。別表のところでは上げられているのは、市長であったり町長が入られるということですね。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。以上で終わります。ありがとうございます。

○竹之内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これでは質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしく申し上げます。奈良県葛城地区清掃事務組合理約の一部を変更する規約案について質疑を行います。

この案の中で、上牧町、王寺町、河合町及び広陵町の議会の議員の中より選出された各1人というような形になっているんですけども、現在のところ、議長が充て職で葛城清掃事務組合に参加していると思うんですが、その辺の変更とかはあるんでしょうか。

○竹之内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 議長は今までどおりでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 これ、24人から20人に改めという形で、4名減らすというような形で書かれているんですけども、具体的に誰を4名変更で今度なくすわけですか。

○竹之内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 現在、組合構成自治体の首長8名と市議会議員4名、町会議長4名、市議会議員8名の24名で構成されております。それが、新しい案としまして、構成自治体の首長が参加しないという形になりまして、新しい形としましては市議会議員4名、町会議長4

名、市議会議員 8 名、町会議員 4 名の合計 20 名となっております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 各市町村の議長以外の議員 4 名という形で今答弁いただいたんですけども、議長以外の議員で市町村議会から議員で出ている議員というのは、どういう選考で議員は各市町村から出られるんですか。

○竹之内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 ちょっとその辺り、確認したいと思います。また回答させていただいてよろしいでしょうか。

○竹之内委員長 町長。

○今中町長 今お尋ねの件でございますが、我々首長は議員として参加をしておりました。それが、組合議会の議員さんの中から、首長が議員として参加するのはおかしい、あくまでも理事者側で参加すべきだというようなご意見がございました。1 つ例は、奈良県広域消防のほうでもそういうふうに変更になっておりますし、これからそういう流れになっていくんだろうというふうに思います。我々は理事者側として参加をする、空いたところに新しく議員さんを入れるということの改正でございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 今の説明でよく分かりました。私も葛城地区清掃事務組合へ参加させていただいた経験がございまして、各市議会の議長と議員が参加されており、各町村議員が割合的に少ないという形がありまして、上牧町だけではないんですが、市町村のほうがこの葛城地区清掃事務組合の中の議案に対しての意見が通りにくいというような形を受けますし、もっと大きな声を上げて、上牧町の条件をもう少し、負担の割合であるとか、そういうような条件がよくなるように。議長になったときに意見を述べればいいんですけども、議長をずっとするわけではないので、各市議会議員であれば、ずっと担当の同じ議員が出ているので、その点で、議員の意見が活発に述べられるので、各市町村長のほうが不利なんじゃないかなというようなイメージがあるので、今後は各市町村においても自分のところの意見をしっかりと述べていただくように頑張っていたきたいと思いますので、その点についてお願いするという形で、質問じゃないんですけども、私の意見を述べさせていただきます。

私は以上です。ありがとうございました。

○竹之内委員長 服部委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。葛城地区清掃事務組合の規約の一部改正ですけれども、服部委員の質疑と少し重複しますけれども、もう一度質問したいと思います。

その前に、資料14-1で、新旧対照表を見やすい形に訂正して提出していただき、ありがとうございました。議員懇談会の際にちょっと分かりにくいということをおっしゃっていただいたんですけども、訂正していただき、提出ありがとうございました。

この葛城地区清掃事務組合での事業で、今年の12月議会で東議員が一般質問をされたんですけども、4市4町でのし尿処理施設の補修のための基金の管理について質問されました。地元還元施設も含めて、この基金が支出されたことなど、問題がありました。適正な財政運営が行われるようしっかり情報公開を行っていただける、また住民の意見をより反映させるための運営の改善が必要だと思っているところです。今回の規約の変更で、組合議会の定数は24から20人に減っておりますけれども、住民の意見をより反映させる運営で、どのように改善されると思われますか。

○竹之内委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 新たに町議会議員の方4名を選出されるというところでございますので、そういったところから住民さんの声というところを反映させていただけるのかなというふうには思います。組合議会の円滑な運営を図るためにこういった形で、各首長さんも次回からは理事者側という形になっておりますので、そういったところも含めて、今後円滑な運営ができていくのかなという考えではおります。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。4人減っているけれども、これは8自治体の首長さんを減らしてということで、理事者側に回って、今まで各町からの代表は1人だったところを2名ずつになるということで、市のほうは議長と議員さんが2名で3名ということで、バランス的に少し近寄った形で、より住民の意見が反映されるような運営になるだろうと期待しているところですが、よく分かりました。

以上です。

○竹之内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算(第3回)について質疑を行います。

主に歳出7ページのところに関わってお聞きをしますが、今回は全体で516万円の減額補正予算です。医療費につきましては、12月の補正では医療費が伸びているということで、5,400万円の増額補正が計上されました。その後、この医療費がどのような傾向かということをお聞きしたいと思います。今回は、それぞれ手数料であるとか、納付金のところで減額の補正なんですけれども、医療費の動向をお聞きしたいと思います。1点です。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、令和4年度国民健康保険補正予算(第3回)につきまして、ご質問を頂きました医療費の動向についてご説明させていただきます。

医療費でございます療養給付費につきましては、12月議会のほうで第2回補正として計上させていただいておるんですけれども、12月以降も若干の減少は見られるんですけれども、やっぱり例年並みの医療費請求が来ておりますので、計算時期につきましては、またこの3月については、コロナもすごく収まってきておりますので、減少傾向になるかなとは思いますが、以上のような状況でございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今回、国民健康保険税についてということで、一般質問でも基金の活用であるとか引下げという項目で質問はさせていただいているんですけども、新年度予算の説明でも、医療費は1人当たりが増えてきているということの説明を頂いております。確かに医療費が上がってきているんだなというのは認識しているところです。今回は、医療費のところは直接補正には上がっていないけれども、10月以降も増えてきているということで、傾向を聞かせていただきましたので、結構です。

以上です。

○竹之内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくお願ひします。4ページ、5ページの歳入のところなんですけれども、財政調整基金の補正額の減額の理由について説明をお願いします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ご質問いただきました財政調整基金の減額につきましてですけれども、まずは歳入のほうの一般会計繰入金の中にあります保険基盤安定負担金、こちらのほうが増額となっておりますので、あと、歳出側なんですけれども、国保連合会のほうへの納付金なんですけれども、これも精算、決定通知を頂きまして、160万ほどですか、3項目あるんですけども、これの減額がございましたので、その分浮いてきた財源を、当初取り崩す予定をしておりました財政調整基金のほうの取り崩す額の減額で今回は対応させていただいております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○竹之内委員長 服部委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてお聞きをいたします。

歳出7ページですが、保健事業費で、人間ドック費用助成金で30万円の増額計上ですが、どのような傾向でしょうか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました後期高齢者医療特別会計におけます人間ドック費用助成金、こちらの30万の増加につきまして説明させていただきます。

後期高齢者におきましては、2万円を上限額といたしまして、受けられた人間ドックの2分の1を補助させていただいている形になります。ですので、積算のときも単純に掛ける何人というようなやり方で単価が変わりますので、非常に見づらいところがありましたので、各年度の決算を基に試算いたしているような現状でございました。それで、令和2年度でありましたら97万6,365円、令和3年度が106万5,004円というような状況の中、令和4年度におきましては12月末の時点で107万3,355円と、例年以上の受診対象者の方が上がってきておりますし、事前申請というのを行っておるんですけども、その中でも、最終的に受けられるかどうかはまだ蓋を開けないと分からないんですけども、事前申請者の方々もいらっしゃいましたので、それを見込みまして30万円の積算をさせていただいております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 金額が人それぞれ変わってきますので、人数がどうというのは分からないんですね。予算では、一応それぞれ何名という予算にされていますけど、それぐらいは受診されるであろうということでもいいですか。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 はい、そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。結構です。

○竹之内委員長 石丸委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくお願いします。

石丸委員の質問と同じ7ページの上の段の後期高齢者医療広域連合納付金、この減額についての説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 ご質問いただきました件につきましては、まず歳入の保険料のほうで758万5,000円減額しております。また、国保でもありましたけれども、保険基盤安定繰入金というのがございまして、こちらが、後期の場合は327万6,000円の減額になっております。その合計金額を、広域連合に当初、納付金として計上しておったんですけども、それを差引きさせていただいた1,086万1,000円、予算として計上しております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 今の説明の中で、減額30万円というところの部分なんですけど、その減額になった理由というのはわかりますか、後期高齢者。

○竹之内委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 この保険基盤安定繰入金というのは、低所得者や中間所得層の保険税負担の軽減を主な目的として交付されるものでございまして、被保険者数や所得等の状況を報告いたしまして計算されるものでして、そちらが最終的に交付決定のときに327万6,000円の減額となった根拠となります。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 ありがとうございます。以上です。

○竹之内委員長 服部委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第4回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 6ページ、7ページ、歳出の部分で、まず一番上の介護サービス等諸費、減額の理由。その次の段の介護予防・生活支援サービス事業の減額の理由。ずっと全部、下の段まで減額が続いているんですけども、それぞれの要因についての説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、減額の理由についてお答えさせていただきます。

まず、介護予防サービス等諸費、介護保険の資料ナンバー1に細かく数字を出させてはいただいているんですが、一番大きな要因は地域密着型サービスが減ったということでございます。それと同時に、認定者数というのがあるんですが、伸び悩んできております。認定者数が今、1,360件ぐらいあるんですが、大体24%の人がサービスをお使いになると思って当初予算を立てさせていただいたんですが、そこまでは行かずに、サービスをお使いになっている方が少なかったというのが最大の原因かなと思います。特に地域密着が動いた数が大きかったというところでございます。

それと、次の介護予防・生活支援サービス事業費でございます。介護予防なので、軽い方のサービスなんですけど、やっぱりコロナの感染状況に影響いたしまして、例えば今回でしたら8月、すごく感染者が多い時期がございました。そういう時期になりますと、物すごい数が、お使いになられる方が減少いたします。そういったところで伸び悩んだかなと判断して

おります。

その下の通所・訪問型サービス事業費ですが、これは郁慈会にお願いさせていただいて、緩和したデイサービスをさせていただいているんですが、これも感染の状況で、休止された時期が3か月ほど続きましたので、減少につながったかと思います。

以上でございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 今説明があった1つ目のところなんですけども、介護認定は受けたけれども、サービスを受けなかった人が多かったという形の説明だったと思うんですけども、そういう傾向は、介護保険が始まったときからでもずっと同じような傾向で続いていると思うんですけども、今回こういうような形で減額となっているのは、やっぱりコロナの影響があったというようなことはあるのでしょうか。1つ目の説明のところですね。2つ目、3つ目のところはコロナの影響というのははっきり出ていたと思うんですけども、その点についてはどうですか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 当初予算を立てさせていただいたときの数を見込んだんですが、そこまで認定者数も伸びませんでしたし、そこまでお使いにならなかった。だから、実数が思ったより伸びなかったというのが最大の原因かなと感じております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。それでは次に、1つ飛ばしまして、配食見守り支援事業について、減額になっているんですけれども、配食見守りが減った理由というのはどういうことなのか説明してください。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 これも当初の見込んだ人数よりも実際伸びなかったというのが原因なんですけども、令和3年度は実績、3月末で24人、実数で取られていたんですが、今、21名となっております。もっと伸びるだろうということで、事業所も変えたりして、増加を見込んでいたんですが、それも例年どおりと言ったら言葉は悪いですけども、増加には及ばなかったというところでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 配食見守りの申込み支援事業というのは、ケアマネジャーとかがプランを立てて申し込んでおられるのか、個人の方が配食見守り事業を知って、個人的に申し込んでお

られるのか、その点について教えてください。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 委員さんがおっしゃられたように、ケアマネジャーがプランを立ててお申込みの場合もございますし、あと、民生委員さんのほうから、こういう方がいらっしゃるんですがどうですかといった申請のアドバイス、支援をしていただいたり、家族さんからの窓口相談で申請に結びついたというところでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 最後になるんですけども、緊急通報見守り支援事業、この内容について、増加の原因と状況を教えてください。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 窓口相談しておりますと、やっぱり高齢のご夫婦とかおひとり暮らしの方の不安が強いということ、あと、民生委員さんからの支援ということでお申込みがどんどん増えてきております。それと、固定電話型とモバイル型という2つの機器を導入させていただきましたので、そこでまた申込みが増えてきているというのが現状だと思われま

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 この事業の中身についてなんですけれども、見守りという形で、セコムとか、各地区の自治会の民生委員さんたちであるとか、こういった形で見守りという形をしているのか、もう少し詳しく教えてもらえますか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 これは大阪ガスのセキュリティーサービスを使わせていただいております。固定電話またはモバイル型の電話で登録をさせていただきますと、簡単な機械をつけます。そこで月に2回、医療職、主に看護師ですが、お元気ですかということで「お元気コール」をかけさせていただきます。そこで健康状態の確認、それと緊急通報装置のボタンを1つ押せば、「緊急です、緊急です」という形でセンターにつながって、そこが必要と判断されたら救急車が出動するといった、そういったシステムになっております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 緊急通報装置を押しますと、まず消防署のほうに行くのですか。それか登録している家族さんのところに行ってから救急車のほうに行くのですか。その辺の点について。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 まず登録しているセンターのほうに行きます。そこから、必要であれ

ば救急車を呼ぶと同時に、登録されていた家族さんのほうにご連絡が行くといった形になっております。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。以上です。ありがとうございます。

○竹之内委員長 服部委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 続いてお願いいたします。今、服部議員の質問の中に、介護サービス等諸費の認定者数が減っているということだったんですけども、この中で私が聞きたいのは、認定基準が厳しくなったのか。たまたまなんですけども、周りでそういう人が増えている。これはどうなのか教えてください。そして、そのページの下の介護予防ケアマネジメント事業負担、ほかの介護サービスを受ける人が増えたということなんですけども、これ、どのような傾向なのでしょうか、教えてください。お願いします。

以上です。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 認定者数は減ってはいなくて、横ばいから微増といった状況でございます。それと認定の審査の中身ですけれども、要介護1・2の方が、安定の状態が続くと、その現状が変わらない状態が長く続くと、次の調査で支援2になりやすいというのはあります。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そこなんですよね。たまたまそういう人が何人かおって、1・2のときが続いたから、もう安定しているから要支援になりますよとされている人が何人かおったわけです。これはもう今変わったわけじゃなくて、前からもそうだったんでしょうか。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 はい、以前からもそのような状況が続いております。

○竹之内委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これについては分かりました。

次、お願いいたします。

○竹之内委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 すいません、次の質問、もう一度お願いできませんでしょうか。

○**牧浦委員** 介護予防ケアマネジメント負担金が減額になっているんですけども、この説明の中に、ほかの介護サービスを受ける人が増えたから減額になっていると書いてあったと思うんですが、この辺はいかがでしょうか。

○**竹之内委員長** 生き活き対策課長。

○**林生き活き対策課長** この介護予防ケアマネジメント費というのは、総合事業のケアプラン代でございます。従来の要支援1・2プラス、デイサービス、訪問介護以外の例えばレンタルとか住宅改修とかをお使いになられる方は、総合事業ではなく、介護保険のほうの介護予防給付というところから支給されるものでございまして、ここの総合事業分、デイサービスと訪問介護だけ使われる方の分については、ちょっとコロナの影響等で減ってしまったので、ケアマネジメント料が減ったという状況でございます。

○**竹之内委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 説明ありがとうございます。理解いたしました。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○**竹之内委員長** 牧浦委員の質疑が終わりました。

ほかにごいませんか。

(「なし」と言う者あり)

○**竹之内委員長** これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○**竹之内委員長** 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○**竹之内委員長** ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）についてお聞きをいたします。

説明書の4ページ、5ページのところで、歳入ですけれども、下水道手数料のところ、午前中の下水道の条例のところでも少し述べさせていただいたんですけど、この下水道手数料の説明の一番下のところで、新しく排水設備工事店指定新規登録手数料ということで、これ、予算のときにはこういう新規というのがなかったんです。今回4万円の増額ですけど、これは何件分で、手数料単価等お聞きをしたいと思います。

次は歳出で、7ページのところですけれども、共公共下水道事業費のところ、本会議の説明のところで、車を1台廃車にするということの説明がありました。この中では役務費と、あと公課費のところそれぞれ減額になっているんですけど、下水道事業、公会計になるんですけど、下水道事業として所有する車というのは何台ありますか、現在。

あと、もう1点お聞きするのは、工事請負費のところ、約673万円減額で、これは地方債が770万減額ということで、主な減額の要因になってきているんですけど、工事請負費の減額について説明をお願いします。

以上の3つです。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、1問目の排水設備工事店の新規登録の件数とお金なんですけれども、件数は4件でございます。それと、単価は1万円ですので、4万円という形になってまいります。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 午前中の下水道条例の手数料の表の中には、新規とかという形はなかったんですけど、更新の手数料との区分けのために新規というふうに入れられているんですかね。そういう理解でいいですか。登録手数料は1件1万円という表で、一番上が、表がそういう形になっていたんですけど、今回のこの記述が新規というふうに書いていますが、そのような理解でよろしいですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そういう理解でいいと思います。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。理解しました。

では、次の歳出のところの公共下水道事業費の減額のところと、公用車ですね。説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 まず公用車についてでございます。下水道事業としての公用車につきましては、今回1台廃車にしたことによりまして、残り1台のみとなります。

○石丸委員 続いてお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、工事請負費の減額の理由でございますが、例年、公共下水道、築造工事費と改築工事費の内訳の中で、単独事業費を組ませていただいております。この単独事業費の主な内容といたしましては、緊急対応費として、工事施工区間内におきまして、地中にある事前調査では分からない障害物等の処分や、処分できない場合、その障害物を回避するためのルート変更に生じる費用として充てております。今回、幸いにも障害物等も若干にとどまり、この費用が不要になったものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 緊急対応というか、工事を進めるに当たっての対策の予備費を盛り込んでいたけれども、それが要らなかったということですね。入札の執行残とかという、そういうものではないということですね。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 できたらこういうの、執行残ではないので、ちょっと説明書、資料をつけていただけたらありがたいと思いますけども。地方債まで減額という、大きな減額というふうに私は理解したので、今後、資料などをつけていただけたらありがたいのですが、できましたらよろしくをお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今後、資料の提出もさせていただきたいと考えております。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 ありがとうございます。また資料のほうもよろしくをお願いいたします。

○竹之内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

服部委員。

○服部副委員長 服部です。よろしくお願ひします。6 ページ、7 ページの公債費のところ、財源内内訳補正という形で80万円、これの説明をお願ひしたいんですけども。どういう意味なのか、基本的なことがちょっと分からないので、申し訳ないですけど。地方債が減額されていて、それに対して、一般財源がそこに同じ額が出ているということは、考え方として、地方債で払うべきものを一般財源から出したという、ただ単にそれだけのことなんでしょうか。どういうふうにかえたらよろしいでしょうか。基本的なところで申し訳ないです。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 この80万の減につきましては、資本費平準化債でございます。その借入れの率の調整を行った結果、80万が減額になったものでございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 減額になった80万円と、一般財源が80万というのが載っているんですけど、これはその説明で載っているんですか。そういうことで、こういう形で書き換えているんですか。内訳の欄に。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 委員長、暫時休憩をお願いします。

○竹之内委員長 暫時休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 1時56分

○竹之内委員長 再開します。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 当初、資本費平準化債で5,120万を借りる予定でしたんですけども、それを借りられなかったと。その不足分を、一般財源の80万を充てたという形でございます。

○竹之内委員長 服部委員。

○服部副委員長 分かりました。また担当課へ行って説明を受けますので。ありがとうございます。

○竹之内委員長 服部委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第4回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

石丸委員。

○石丸委員 石丸典子です。令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第4回)についてお聞きいたします。

補正予算書の3ページのところですけれども、収益的収入及び支出のところでお聞きをしますが、今回、水道の基本料金が9月から12月分補正されたということで、これは一般会計の資料の入の7-2でも、地方創生臨時交付金の活用の増減ということで資料を見させていただいたんですけど、この免除事業は当初予算、全額5,300万円でしたけれども、今回の補正で5,100万円というふうな資料が出されておりました。この中には、河合町からの給水分も1,200万ぐらい入っているというふうな内容なんですけど、今回、上牧町の水道のところで、他会計補助ということで、179万9,000円減額です。一般会計の補正の10回では、これが補正額マイナス182万7,000円ということで少し差が出てくるんですが、この差額が区域外給水分という理解でよろしいですか。この会計では上牧の給水分の減額ですね。3つほどですので、1つずつお聞きをいたします。お願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 この179万9,000円といいますのは、上牧町の分の減額でございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 一般会計の補正の10回の中には、河合町の区域外給水の分の補正も含まれた額で

減額になっているというふうに私は理解したんですが、それはそういうことでよろしいですか。

○竹之内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 6月に補正計上した際には、減免額を全額補助するものとして一般会計と水道事業会計で同額の補正計上をしておりました。上牧町から河合町へ区域外給水しておる基本料金、これの減免分、佐味田地区の部分になるんですけど、こちらについては河合町が負担をされるということになりましたので、その分のずれが出てきておるといものございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 今回、町のところでは179万、約180万円ですけども、河合町への給水の分も一般会計では少し、額は少ないんですけど、入っているということによろしいですね。減免があるので、そんなに減額になっていないという理解ですか。他会計補助ということで、元が一般会計ですので、普通はぴったりの額になるんですけど、河合町の分があるので、差が約3万円近くあるんですけど、そういうふうな額が河合町への給水分というふうな理解でいいですか。

○竹之内委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 上牧町から河合町のほうに区域外給水しておる部分で、その分の差額が出てきておるといことございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。細かい額で、どうしてかなと思ったんですけども、それぞれ減額になっているということで、最終的な免除の額が決定、こういう形で補正ということで、分かりました。

次の項目、1個ずつで申し訳ありませんけれども、水道事業費用のところの配水及び給水費の委託料で383万円減額になっております。これ、委託の取消しでというふうな説明があったんですけども、この内容の説明をお願いします。

もう1つ、次の下のところも委託料で、一緒にお聞きをしたいんですけども、総係費においては、委託料で250万円の減額。これはシステムの改修で減額という説明がありましたけど、この2点の委託料の減額について、もう少し内容の説明をお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、配水及び給水費、営業費用の委託料でございます。このこと

につきましては、県営水道一体化準備室で提出する計画書の作成として本町の水道施設台帳及び整備・維持管理計画策定業務委託料として当初予算に組み込んでおりました。しかし、一体化準備室と協議をしていく中で、本町職員が作った台帳がございまして、それを提出したらよしとする回答を頂いたので、その分でこの委託料が不要となったものでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 お聞きしておきます。分かりました。

では、下のシステム改修の減額についてお願いいたします。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、総係費の委託料でございます。このことにつきましては、本年度作業分の水道料金のシステムインボイス機能の追加業務といたしまして、当初は事業主が分からないというところで、各戸住民に配付する個別の帳票等を作成するシステム改修としておりました。しかし、近隣の市町に問い合わせたところ、比較的小規模での改修であり、本町といたしましても、改修内容を縮小して、現時点で取引のある事業所だけに対応する機能とし、個々の事業所につきましては、要望があった時点で対応できる機能としたことで、250万円の減額となったというところでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 システムの改修費用としては執行されているけれども、減額が出たということですか。

○竹之内委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 はい、そのとおりでございます。

○竹之内委員長 石丸委員。

○石丸委員 分かりました。以上で終わります。

○竹之内委員長 石丸委員の質疑が終わりました。

ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、理事者側から提出のあった本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 全議案可決すべきものと決定いただき、ありがとうございます。本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○竹之内委員長 ここで暫時休憩といたします。再開は2時20分とします。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○竹之内委員長 再開します。

意見書案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書(案)、これを議題といたします。

趣旨弁明の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書(案)について、少し質問させていただきます。座って質問します。

そもそも公的年金制度というのは、我々国民、特に高齢者には生活に関わる大事な問題です。平成28年度には、公的年金制度の持続可能性の向上を図るため、マクロ経済スライドによって、前年度よりも年金の名目額を下げないという措置は維持した上で、未調整分を翌年度以降に繰り越す仕組み、キャリアオーバー制度を導入しました。これが令和5年度の年金額に反映されるのです。そのため、今年度の年金額が前年度と比べて何%変化するか、この改定率、またはスライド率と呼ばれていますが、こういったキャリアオーバー制度を導入しています。年金額は、このマクロ経済スライドの導入の下、毎年改定されるということです。

この意見書(案)にあります年金支給額は、毎年のように削減されてきましたという表現。削減ではなくて、この公的年金制度の持続可能性を維持するための毎年度の支給額の改定と変更してはいかがですかという要望であります。その点、いかがですか。

○竹之内委員長 東議員。

○東(充)議員 この問題については、康村さんが中心になって、私が一応案を出させていたときに、県会のが出されているので、それを参考にしてほしいという意見で、何回もやり取りしました。そのおかげで、私一般質問に誤字脱字がいっぱい出てしまったんですけど。何回も何回も電話を頂いて、県会から取り寄せました。県会から取り寄せて、県会でもんだやつを、各会派でもんだ分をそのままここに載せました。だから、あなたの言うていることを100%聞き入れた文なんです、これ。ですから、私は改定じゃなくて削減だというふう

に解釈しています。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 今、東議員がおっしゃったことは、それは事実です。もう何度も電話でやり取りして、私も自民党ですので、またほかの会派ともいろんな意見調整も図らなありません。そういう立場ですので、基本的にはこの意見書(案)は通しますと言うていることは本当に、この物価高、大変な生活状況が続いていますので、そこで県会のほうもこれで行くということで決まりましたという報告を受けたんですけども、どうしてもこの毎年のように削減という、この削減が改定じゃないのかと。マクロ経済スライド制度という、このスライドというのは改定率というふうに書かれているので、改定のほうがいいんじゃないかということで、取りあえずは質問というんですか、文言の訂正をしてはどうかという提案がありましたので、東議員には申し訳ないですけど、取りあえずは提案させていただきます。内容に関しては、もう一切問題はないと私は思っていますので。

○竹之内委員長 東議員。

○東(充)議員 マクロ経済スライド。現役世代の人口減少や平均余命の伸びに応じた調整率を算出し、その分、物価や賃金に応じた年金額の上昇を抑える仕組み。マクロ経済スライド法は、年金の各名目額が前年度よりも下がらない範囲で適用されます。適用されなかった調整率は繰り越され、物価や賃金の上昇によって年金額が上がる年度に適用されます。調整率は21年度0.1%、22年度0.2%とも適用されず、繰り越されました。23年度の調整率は0.3%で、岸田政権は全て合わせた0.6%を23年度に適用。そのため、物価は2.5%上がりましたが、年金額は0.8%少ない1.9%、これ、88歳以上の方しか上がりませんというような状況で、やっ

ぱり改定ではなくて削減を、実質的に削減になっているという。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 もうこれで最後にします。この内容については、もう何ら問題はないと。実際にもう年金生活者は非常に苦しい生活だと思っています。あまりにも物価が上がり過ぎて、すごいなと、本当に。そこで、持続可能性のある年金制度を維持するために、このマクロ経済スライドを導入しました。これはもう当然のことだということで、それによって支給額を調整でも構いません。この削減というのが、そういった意味での削減ではなくて、コロナでこの2年間、マクロ経済スライドで年金を本当は下げなあかんのに、こんな時期に下げてはいかんので繰り越して、実際に年金額を上げたときに、その一部を下げさせてもらうという制度ですので、それを今回発動したということで、このマクロ経済スライドが実際に機能しているということで、削減ではなくて調整ないしは改定というふうに書いていただければと思うんですけども、それはもう難しいとおっしゃるなら、私のほうはもうこれで質問を終わります。

○竹之内委員長 東議員。

○東（充）議員 それが、県のほうで改定というふうにもしここが書かれているんでしたら改定にしたんですけども、県のほうは改定にせず、そのまま減額というふうになっていたの、県のほうを優先させようと言うたわけですから、県のほうを優先させていただいたという、それだけの理由です。

○竹之内委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○竹之内委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○竹之内委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

これをもちまして文教厚生委員会を閉会いたします。皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午後 2時30分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

文教厚生委員長

竹之内 剛

予算特別委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月9日(木) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について
議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について
議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について
議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
委 員 康村 昌史 牧浦 秀俊 竹之内 剛
東 充洋
議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
企画財政課長 中本 義雄 企画財政課長補佐 土井 教晴
まちづくり推進課長 金崎 恭彦 建設環境課長 武安 康至
上下水道課長 南浦 伸介 住民保険課長 和田 暁
税 務 課 長 木下 優子 徴 収 課 長 山本 敏光
福 祉 課 長 俵本 大輔 生き活き対策課長 林 栄子
こども未来課長 寺口万佐代 教育総務課長 辻村 純
社会教育課長 吉川信一郎 文化振興課長 野崎 威志
会 計 管 理 者 松田 志穂
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会委員長の上村哲也です。よろしくお願ひいたします。

本日から3日間にわたり、3月議会のメインでもある予算委員会を執り行うわけでございますが、どうぞよろしくお願ひいたします。委員の皆様に関しましては簡潔かつ明確な質疑のほう、よろしくお願ひいたします。理事者様におかれましては分かりやすく丁寧な答弁のほう、よろしくお願ひいたします。

それでは、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会したいと思います。

初めに、理事者側より挨拶をお願ひいたします。

今中町長。

○今中町長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会に付託をされました議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について、議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について、慎重にご審議をいただき、全議案可決すべきものと決定いただきますようお願いを申し上げます、ご挨拶にいたします。よろしくお願ひします。

○上村委員長 ここで、教育長が午後から奈良県教職員人事異動内示のためご退席なされますことをご了承いただきますようお願い申し上げます。

本委員会に付託されました議案は、お手元に配付の次第のとおりです。順次審議してまいります。本日から3日間予算審議を願うわけですけれども、理事者側より大量の資料が提出されております。審議をスムーズに行えるようにという趣旨で提出されておりますので、どうか委員各位におかれましては、こういったことを十分お酌み取りいただき審議していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

その前に、例年のように総括、歳入、歳出で分けようと思ひんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 そしたら、分けて行っていきたいと思います。

まずは、総括の質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町一般会計予算について、総括的に質問をしたいと思います。

当初予算の概要案を頂きました。ここに予算の規模として「令和5年度当初予算においては、上牧町第5次総合計画に掲げる施策を中心に、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を積極的に計上した」と書かれております。

令和5年度一般会計当初予算は対前年度4億7,220万7,000円の増と、このコロナ禍で傷んだ経済を立て直すのに非常に積極的な財政を組んでいただいたことはありがたいことです。しかし、財源には限りがございます。そこで、この当初予算の概要の7ページなんですけれども、一般会計、歳出予算の概要、借換債は除くと書かれている中で、特に減額された3点について、限りある財源、集中と選択が必要の中でこの3点が主に減額されております。その辺の説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 では、当初予算の概要、7ページに基づきまして、増減の中の減額の主な理由という部分でございます。

まず、1つ目の総務費でございますが、令和4年度におきましては、町制50周年ということで記念事業を予算計上させていただいておりましたので、その分がなくなっておるということと、併せて、国の臨時交付金事業をさせていただいておりましたが、そういった部分についても今回、減少しているという部分でございます。

土木費におきましては、令和4年度、服部明星線の改良事業ということで約1億5,600万円ぐらいを計上させていただいておまして、その分が予算からは抜けているということでございます。

公債費におきましては昨年度、第三セクター等改革推進債並びに減債基金を活用いたしまして、第三セクターにとりまして借りました起債のほうの繰上償還を前年度計上させていただいておりました。今年度はその分についての繰上償還という予算計上はできておりませんので、その分が減額になったというところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ありがとうございました。

以上です。

○上村委員長 ほかに総括はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。よろしくお願ひいたします。記憶が正しければ、議員になってから2回目の予算になります。ずっと決算のほうに行っていましたので、何を言うかも分からないですから皆さんよろしくお願ひいたします。

総括なんですけども、今回、一般会計が100億を超えました。町長の所信表明のときにもありましたが、町の考え方を聞かせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 令和5年度の当初予算の予算経費に考える町の考え方という部分でございます。この部分につきましては、本定例会の初日の日に町長のほうから招集挨拶の中で少し説明をさせていただいているところでございます。今回、予算重視した部分についてという部分につきましては、第5次総合計画に掲げる施策を中心に、町民、議会等から頂いておりますご意見、ご要望等の事業をはじめ、あらゆる事業を精査しながら、教育の充実や生涯学習機会の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指す施策を積極的に計上させていただいたというところでございます。

主な当初予算の概要と言いましては、当初予算の概要11ページから24ページに上牧町第5次総合計画5つの政策体系に沿って説明をさせていただいております。その中で少し具体的な内容といえますか、説明をさせていただきますと、令和5年度に新規拡充事業として予算計上させていただいている事業を中心に説明のほうをさせていただきたいと思ひます。

まず、子育て世帯への対策といたしまして、病児・病後児保育の施設の拡充であったり、学童保育所の夏季休業日からの開設時間の前倒し、これは30分なんですけども、午前7時からの開始ということ。それとまた、出産・子育て応援交付金事業の計上、また、子ども医療費の対象者を高校生までの拡充と、また、不妊・不育治療費助成事業では不妊治療の範囲の拡充。

高齢者対策といたしまして、高齢者等のインフルエンザの予防接種の自己負担の無料化、重度の障害がある方の入浴が困難な方の家庭への支援といたしまして訪問入浴サービス事業

であったり、重度心身障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進のために福祉タクシーの助成事業を実施する事業費等を計上させていただきまして、掲げておりますほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した政策を積極的に計上させていただいたというところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 見させていただきまして、積極的にいろいろ予算が組まれているなということを感じました。この100億を超えた中にやっぱり物価上昇というのは含まれているのでしょうか。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 その物価高騰に対応する分もということで予算的にも計上させていただいている、ただ、物価高騰の影響額というのはなかなか正確に算出することが難しい部分もございまして、正確な金額はと言われるとちょっとお答えはしにくい部分があるんですが、例えば光熱水費、電気、ガスでありましたら、あくまでも予算ベースではございますが、令和4年度で途中、補正計上もさせていただいておるので、金額的には丸々の影響という部分ではないんですが、予算ベースで比べますと、対前年度で約3,500万。庁舎の、それから各施設のガス、電気代で、燃料費等が高騰に対応するものということで計上させていただいておると、それ以外にも学校保育園等の賄い材料費、これも物価高騰によりまして、対前年度比ではございますが、約500万ぐらい増加となっております。そのほかにも消耗品費であったり、そういった印刷製本費の紙代であったりとか、工事に伴う部材等がやはり高騰になってきているということもございまして、そういった部分も踏まえた形で予算計上をさせていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にもうそれぐらいしかできないですね。どうもありがとうございました。また、よろしく。

僕の質問はそれで結構です。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 それでは、歳入に関しての質疑を始めていきたいと思っております。

東委員。

○東(初)副委員長 おはようございます。東初子でございます。よろしくお願いたします。

議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、質問させていただきます。まず最初

に一般会計予算に関する説明書の14、15ページの15ページの上、保育所等整備交付金について、1,199万円。この説明をお願いいたします。ここに令和4年度の保育士等処遇改善臨時特例交付金593万5,000円があったんですが、今回はないので、その理由をまた教えてください。

それと、その下の18、19ページの民生費県補助金のところの児童福祉費補助金のところですね。ここに保育対策総合支援補助金というの541万2,000円がありました。令和5年度予算はなくなっているように思うんですけども、説明をお願いいたします。

20、21ページ、教育費県補助金のところなんです。21ページなんですけども、教育総務費補助金475万4,000円のところなんです。前年が964万3,000円ということで減額になっている部分ですね。学校教育活動支援事業補助金、ここも減額になっております。これの説明をお願いいたします。

その教育総務費補助金のところに新しく学校安全特別対策事業費補助金が35万円ということで計上されています。この分の説明をお願いいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 それでは、順次答弁をお願いいたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書15ページの上段の部分です。民生費国庫補助金、児童福祉費補助金の保育所等整備交付金についてでございます。こちらは私立保育所等整備事業補助金としまして、老朽化により大規模な改修を行う必要のある保育施設に対し、改修に係る経費の一部を補助するものでございます。歳出の76で資料を提出させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。私立保育所の老朽化、歳出の76ページの説明にある分ですね。ありがとうございます。これは保育所はどこ。書かれていましたか。何でしたか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 慈光保育園に対して大規模修繕に係る費用の一部を補助する分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。慈光保育園の安全のためにとのこと、説明がありましたね。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 先ほどの資料ナンバーが76と申しましたが、申し訳ございません。74の間違いでございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 続きまして、前年度はこちらに処遇改善が入っていたのに今回は入っていないのはなぜですかというご質問です。

処遇改善なんですけれども、5年度におきましては公定価格のほうに組み入れるということで、公定価格のほうに入りますので、そちらで補助する形となっておりますので、こちらには上がってこないようになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。公定価格で補助するというので、分かりました。公定価格で補助されるということですね。理解いたしました。

では、21ページをお願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算に関する説明書21ページの教育総務費補助金の学校教育活動支援事業補助金について説明させていただきます。

令和4年度は245万7,000円の計上があったということで、令和5年度は19万9,000円のその差でございますが、令和4年度はコロナ禍の休校から明けた教職員の負担軽減ということで学習指導員を各校に1名配置して、教職員の負担軽減をしておりました。ただ、令和5年度はコロナに対する対応というのも変わってきてまして、そのような学習指導員は令和5年度は配置をしないという方向で進めております。

この5年度の19万9,000円の分なんですけど、現在、上牧小学校のほうのプールが使用できない状況になっておりまして、代替案といたしましてプール授業を町民プールで行う計画をしております。本来でしたら、教員の方が複数名でプールの監視をして、事故がないように見守っているんですけども、施設内ですと先生が出たり入ったりで見守っていただけなんですけれども、少し距離ができたことでなかなか複数の教員の先生についていただけないというところで、プール授業のある期間だけ授業補助ということで学習指導員を配置するということに対する補助金ということになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。ということは、出のほうでちょっと質問させていただくとも思っていたんですが、プールの改修される分がこれは授業に間に合わないということ

になってしまうのでしょうか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 今年度、プールの補修について補正予算を計上しながら修理をする予定を進めておったんですが、いろいろ見積もっていく中で想定よりすごく多額の費用がかかることが判明いたしました。今、決定ではないんですけども、中学校の整備を進めていく中で中学校との合同プールの話も出てきている中で、そういった中でプールの修理に費用をかけて行くかというところを精査しておりましたので、今、そういう状況ですので、来年度は一旦使用せずに代替案でいくというような計画になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。今、そういう形で中学校とのこともあって精査中という状況なんですね。分かりました。じゃ、町民プールを活用するという形になると。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 来年度はその方向で考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、その下の学校安全特別対策事業費補助金について説明いたします。歳入の資料ナンバー51番でございます。こちらにつきましては、静岡県の子供バス置き去り事件を受けまして、政府が緊急対策を取り、上牧町といたしましても幼稚園バスにそういう安全装置を設置するための事業の補助金となっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。バスの安全装置ということなんですけれども、やはり何回も起きてはならないことが起きてきていますので、本町でもよそごととは捉えずに考えておられるというふうに思うんですが、一番基本はやはり安全装置というよりも本当に人の目で確認というのが一番大事じゃないかというふうに思っておりますので、そのところをまたよろしくご指導のほうお願いいたします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 先ほど21ページの前に19ページでご質問があったと思うんですけども、そちらの回答をさせていただいてよろしいでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 保育対策補助金が入っていたのに今年度は入っていないというところの部分でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 4年度におきましては、医療的ケア児が保育所に入所いたしておりました。それに対する補助金を4年度で計上いたしておりました。5年度におきましては、その園児が卒園いたしまして小学校に入学するというところで、こちらの保育対策総合支援事業補助金は5年度は計上していないということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東(初)副委員長 そういうことなんですね。医療的ケア児の方が卒園されるということで、計上する必要がなくなったということですね。理解できました。ありがとうございます。ちょっとずれてしまって申し訳なかったです。

では、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 続いてお願いいたします。歳入の部分なんですけども、この中にふるさと納税の部分というのは計上はないんでしょうかということと、それでは次に、4、5ページ、町民税、個人分、法人分両方とも増えています、その考え方を教えてください。それと固定資産税、これも増額になっていますが、これもどのような考え方が教えてください。

11ページ、消防施設使用料の中の携帯電話基地局、これは新規なのかどうか。どういう内容なのか教えてください。

それと、この同じページ、土木使用料の駐車場使用料、延滞繰越分が増えているのですが、この説明をお願いいたします。

それから12、13ページ、保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金、これはいつまであるんでしょうか。分かっている範囲で結構ですので、お願いいたします。

次が14、15ページ、土木費国庫補助金の中の社会資本整備総合交付金、道路と住宅建築物耐震診断・改修が減っていますが、これの主な理由を教えてください。

そのページ、14、15ページの小学校費補助金、中学校費補助金なんですけども、記憶が正しければ、この補助金で文房具等々をやっていたのかなと思うんですけども、この内容に変わりがないのか教えてください。

続いて、18、19ページ、一番下の地籍調査補助金、南上牧、中筋出作、それと下牧1丁目、滝川台となっていますが、今年度はこれだけなのでしょうか。年度中に終わるのでしょうか、教えてください。

それでは、20、21ページ、教育費県補助金の中の施設型給付費等交付金、これは新制度に移行して幼稚園に使うとなっているんですが、どのような使い方をするのか教えてください。

以上です。お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 委員お尋ねのふるさと納税の項目がここにはないのかというご質問なんですけれども、それに関しては、予算書、歳入の22、23ページ、こちらの説明欄のところに寄附によるまちづくり条例による寄附というものが1,000万円上がっておると思うんですけれども、こちらがふるさと納税の部分の歳入ということで予算を計上させていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それについては分かりましたが、差引きというんですか、うちもふるさと納税が出ましたので、出ていく部分と入ってくる部分とどういう考えをしておられますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 出ていく分というのは上牧町から住民税が出ていく分というそういう意味合いでしょうか。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 町内の人が他市町でふるさと納税を受けたら上牧町の税金を払わなくてもええわけでしょう。その分はどのくらい見ていて、なおかつ、上牧町がふるさと納税の取組をすれば差引きどのくらいマイナスなのかプラス、まだ概算だと思うんですけれども、どのくらいを考慮しておられますか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 今現在、令和5年度の町民税に影響するのは令和4年中にふるさと納税をされた方ということになるんですけれども、まだ現在、確定申告中として、はっきりした金額は分からないのですが、令和3年中に上牧町の方でふるさと納税をされたという方が1,108名で、寄附の総額が8,479万8,100円なんですけれども、町税への影響額が3,903万3,795円となっております。令和5年度においても同程度は見込んでおります。

○上村委員長 牧浦委員。

○**牧浦委員** ということであれば、大体二千何百万ぐらいがマイナスということの考え方でいいのかな。そうじゃないのか。そういう計算の仕方じゃないんでしょうか。

○**上村委員長** 担当課。

○**土井企画財政課長補佐** ふるさと納税の控除の額につきましては一概に丸々出ているわけではございませんでして、普通交付税のほうでその75%部分が補填されているというような形となっております。

○**上村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 分かりました。うちもやっとならふるさと納税ということで、よそから入ってくるということになってくると、今までやったら丸々出していたのがちょっとましになるのかなという、その部分をどう計上しているのかなというのが気になりました。今のところは聞いておきます。まだ確定なことはできていないですからね。次もまたお願いいたします。

次、お願いいたします。

○**上村委員長** 税務課長。

○**木下税務課長** 予算書4ページ、5ページ、町税の町民税個人分の増額になっている理由でございませぬ。ご説明いたします。この町民税は令和4年度の決算見込額を基本に直近3か年における動向を勘案して定めた額でありまして、この中には既に新型コロナウイルス感染症の影響が入っているものとしております。したがって、令和4年度では2,400万円程度を見込んでおりましたコロナウイルスによる減少分をというのは特別には今回見込んでおりません。そのため少し増額となっております。

○**上村委員長** 牧浦委員。

○**牧浦委員** 今回はもう本当にコロナの影響を受けないということで、計上されたということでよろしいでしょうか。分かりました。

それでは、次、お願いいたします。

○**上村委員長** 税務課長。

○**木下税務課長** 同じ4ページ、5ページの町税、町民税法人分増額の理由でございませぬ。

法人税現年課税分につきましては、予算額7,738万1,000円、対前年度569万9,000円、率にして8%程度増額を見込んでおります。内訳といたしましては、法人住民税の均等割における対前年度予算2万9,000円の微減と同じ法人税割における対前年度予算572万8,000円、率にして17.5%の増との合計により全体として569万9,000円、率にして8%の増となったものでございませぬ。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 僕はさっき、これも同じようにコロナの影響を受けなくて計上したのかなとこども理解したんですけど、そうじゃないということなんですね。それも含むんですか。分かりました。結構です。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 続きまして、町税、固定資産税の増額の理由をご説明いたします。

固定資産税、土地につきましては、対前年度765万7,000円、率にして2.3%の減を見込んでおります。要因としましては、本町における地価は年々下落傾向で推移しているためとなります。家屋につきましては、対前年度予算1,802万3,000円、率にして4.5%の増を見込んでおります。要因といたしましては、家屋数の増加と新築軽減を受ける家屋の減少のためでございます。償却資産につきましては、対前年度予算666万5,000円、率にして10.2%の増を見込んでおります。要因といたしましては、令和4年度決算見込額を基に令和5年度における償却資産の新規課税、または現有資産の充実や更新による増加分と既存の償却資産に係る減価償却による減少分との相殺によるものでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。家屋についてなんですけども、4.5%増、家屋が増加したということですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 はい。去年の新築家屋が今年の前年家屋ということになりますので、年々増えていっていることになります。

以上です。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書11ページにございます消防施設使用料、携帯電話基地局の内容の説明でございます。

この部分につきましては、防災行政無線の電柱に携帯電話のアンテナの貸出しの使用料でございます。令和4年度からという質問でございますが、令和4年度につきましても予算組みをさせていただいております。以前からもこの分については予算組みをさせていただいているというところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。勘違いでしたね。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 11ページの町営住宅駐車場の滞納繰越分についてのご質問だったと思います。その部分につきまして、今回、31万4,000円という形で、滞納繰越しという形で計上させていただいております。前年度と比べますと4万2,000円増になっておりますが、その部分につきましては、当初予算ベース96万から前年の徴収率の残りの部分の14%は滞納分という形で算出しまして、あと、16年から滞納分として上がっている300万8,000円をプラスして、あと10%を掛けて31万4,000円を計上しているというところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 なかなかこれは減っていきませんよね。大変やと思うんですけど、ちょっと工夫しながら、だんだん減らしていただけて。ここには滞納繰越分でなくなるようにしてください。結構です。

次、お願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書13ページの保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金のところで、コロナのワクチンはいつまで続くのかというご質問だったと思います。現在言われておりますのは1年間の延長ということで、来年度3月31日までコロナワクチンは続きます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これについてはよく分かりました。やっぱり聞かれることが多いので、ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 予算書14ページ、15ページの土木費国庫補助金の減になっている理由でございしますが、これにつきましては大きい内容としましては、事業内容によって補助金がついてきますので、前年度とは事業内容が異なってきているというところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 よく分かりました。他市町村を見ても、この道路、橋梁のほう、修理にするか、もう1つ、建設し直すかというようなことがやっぱり議論になっていると思うん

ですけれども、当町ではどのような考え方をされていますか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 我々、建設環境課で事業を実施している部分に関しましては長寿命化、維持修繕というところがメインでございますので、主に修繕に関わる委託工事に伴う補助金という形で要望しております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次お願いいたします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 2番、住宅費補助金の部分の社会資本交付金、住宅・建築物耐震診断・改修の部分でございますが、この部分の減額というご質問ですが、その中に既存ブロック塀等の耐震対策の事業費がございまして、その部分で年々ちょっと件数も減っておりますので、その部分を過去の実績を鑑みて減らしましたので、その部分で前年と比べると減っているというのが要因でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今年ブロック塀で何件ぐらいあったんでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 9件です。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書15ページの小学校費補助金、中学校費補助金の就学援助費補助金、特別支援教育就学奨励費補助金の支給内容についてのご説明です。支給される項目については令和4年度と5年度は変更ございません。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 それでは、19ページ、農業費補助金、土地調査補助金の部分でございます。この部分の事業の内容でございますが、今回、上げさせてもらっているのが南上牧、中筋出作、下牧1丁目、滝川2丁目ということで、事業を計画しております。

委員の質問では年度中に終わるのかというところで、事業の内容としては、南上牧につき

ましては、令和4年度から始めまして令和6年度で完了になります。中筋出作につきましては、令和5年からスタートしまして令和7年、下牧と滝川地区につきましては、令和5年開始の令和7年で、この事業につきましては1地区に約3年ほど調査を費やしますので、調査がかかります。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 前でしたか、桜ヶ丘は結構かかりましたよね。住民の方がおられなくて追いかけていくというパターンが。今、この南上牧、中筋出作、下牧、滝川の中ではそういう事例というのは出てきているのでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 南上牧のほうで事業を12月に行いまして、調査は終わっております。これからその部分の図面であったり、そういったのを調整、作業があと2か年残っております。その部分、立会い等は全部済んでおるとは聞いております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書21ページ、教育費県補助金、教育総務費補助金の施設型給付費等交付金についてでございます。こちらは入の49で資料を提出させていただいております。よろしいでしょうか。こちらの説明でございます。子どもが健やかに成長するように支援することを目的に、子ども・子育て支援法により市町村が支弁する施設型給付費の支給に要する費用の一部を負担するものとなっております。下に図が書いていると思うんですけども、そちらの県の4分の1の負担金交付金の部分でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは分かりました。これは負担金なんですけども、使い道というんですか。県が半分、市町村半分となってくるんですけども、これは使い道というのは何なのでしょう。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 使い道といいますか、認定こども園に対する保育料ですね。保育に係る費用に充てる分でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 うちは認定こども園はないじゃないですか。そしたら、幼稚園にそれを使うとい

うことになってくると、幼稚園の授業料等々に何か使うということではないでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 いえ、上牧町在住の方で認定こども園に通われている方に対する費用でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そうですね。上牧町からよそへ行ってはる方もおられるから。ということは認定こども園に行っている方だけに使うということではないでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい。こちら、挙げますと、せいか幼稚園に行っておられる方がいらっしゃると思います。そちらの方に対する保育料、そちらのほうに使われていると思います。施設に補助する交付金でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。結構です。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

ここで、康村委員の通告を取りあえず終わらせていただきます。通告だけお願いします。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町一般会計予算について、歳入の質問を行います。

それでは、説明書の5ページですね。款1町税の中の町民税の個人分なんですけれども、これはさきの質疑では増加になっているということで、この本年度の見込額にはふるさと納税の影響額はどのように見込んであるのか、教えていただきたいと思います。

次に、その下の項4町たばこ税ですね。目、町たばこ税の約1,644万7,000円、この増の要因を教えてください。

それと、一番下の款3利子割交付金の利子割交付金が大幅に減少していますが、この減の要因をお願いいたします。

次に、7ページなんですけれども、款7の地方消費税交付金が大幅に伸びております。この増の要因をお願いします。

ちょっと抜けました。その上の款5株式等譲渡所得割交付金、これの減額の要因を説明をお願いいたします。

次に9ページですね。8ページ、9ページ、款13使用料及び手数料、この中の節2文化センター使用料、説明の中にペガサスホール791万7,000円となっておりますが、このうち一般貸出し分は幾らほど見込んでいるのかを教えてくださいたいと思います。

次に11ページです。款13使用料及び手数料の目4の土木使用料。ここの節1の住宅使用料のうちの説明欄、改良住宅が前年度が1,938万円と今年度は1,881万円と。この減の理由を教えてくださいたいと思います。

次に13ページです。12、13ページの款14国庫支出金。その節3児童福祉費負担金の説明欄に去年は保育士等処遇改善臨時特例交付金がありましたが、今年度はこの処遇改善の交付金はないのかどうか。あるいは一般財源化されたのか。その辺を教えてくださいたいと思います。

次に20、21ページですね。款15県支出金ですね。その目4農林商工業費県補助金の節1の説明欄の農地利用最適化交付金、これが令和4年度に比べて大幅に伸びておりますが、その説明をお願いいたします。

次に、款17寄附金ですね。その中の目2の総務費寄附金、説明欄によりますと、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附と。いわゆるふるさと納税の件なんですけれども、これを1,000万見込んだ、この根拠を教えてくださいたいと思います。

最後に29ページです。28、29ページの款21町債です。この中の町債の中の目1の総務債の中の節3第三セクター等改革推進債借換債、それから、その下の目2の民生債の中のコミュニティーセンター整備事業債100万円、その下の目3衛生債の節1ごみ処理施設整備事業債、これの説明をお願いします。

間違えました。このごみ処理施設の整備事業債ではなく、その下のごみ焼却施設除却事業債借換債、これの借換えの条件等はまだ既に決まっているのか、あるいはこの予算が決まってから交渉するのか。あるいは、その借換債の条件等、分かる範囲で教えてくださいたいと思います。

以上です。

○上村委員長　ここで暫時休憩とし、再開は11時15分。

休憩　午前11時02分

再開　午後11時15分

○上村委員長　それでは再開いたします。

質問のほうは通告が終わっていますので、答弁のほう、よろしくをお願いします。

税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、町税、町民税の個人分におきまして、ふるさと納税の減収額をどのように見込んでいるかというご質問だったと思います。

ふるさと納税は、住民税におきましては所得割の減収分ということになりますので、所得割を積算する際に前年度、前々年度というように3か年分の動向を踏まえて積算するんですけども、その中には既にふるさと納税の減収分は含まれておりますので、それを含んだ形でこの所得割を積算しておりまして、特別にふるさと納税幾ら分というふうに引いているわけではございません。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、町税のたばこ税、増額の理由でございます。

たばこは、もともと健康志向による全国的な喫煙率の低下や売価の上昇、喫煙環境の制約などにより減少傾向で推移していることには変わりはないんですが、令和3年10月にたばこ税の増税がありまして、そこで少し増税前に買占めがあったのかという形で、令和3年に少し増加した分がありました。

令和4年度もそれに引き続きなのかどうか分からないんですが、この間の第10回補正でも増額の補正をさせていただきましたように、売上げ本数が予算計上したときよりも随分多くなっております。1つの要因として、加熱式たばこの売上げ本数が増えているということがあるようでして、ついこの間なんですけども、一般社団法人日本たばこ協会から第3四半期、12月までの紙巻きたばこ等の販売実績についてというのが公表されております。それを見ますと、従来からの紙巻きたばこは同じように減少傾向なんですけども、加熱式のたばこが前年比よりも増えているということで、それを合計しますと前年比よりも増えているというように報道されております。上牧町におけるたばこ税の申告では加熱式たばこは紙巻きたばこに換算されて申告されますので、その内訳というのは分からないんですけども、上牧町でもそういう傾向があるのかなと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、一番下の利子割交付金がすごく下がっている理

由ということですが、交付金関係はその交付金の財源となる県の収入がどうかということで交付額が決まってくるので、国の地財計画等に基づき県における資産として情報提供を受けたものがとても下がっているということになります。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 この利子割交付金131万4,000円という計上されておりますけれども、ほんなら、これはどこから出てきたんですか。県からの割当てというか、地財計画からということで、それでよろしいんですかね。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書6ページ、7ページ、株式等譲渡所得割交付金減額の理由ですが、これも同じでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 同じページ、地方消費税交付金増額の理由でございます。これも同じでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。9ページですね。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは、予算書8ページ、9ページの文化センター使用料の予算791万7,000円のうちの一般貸出し分についてなんですけども、この分については町の行事以外の部分ということよろしいですか。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それで結構です。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 これについては、資料を歳入ナンバーの15に提出させていただいております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それじゃ、次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 住宅使用料の11ページになります。改良住宅の減額の理由についてのご質問だったと思います。この部分につきましては、改良住宅の戸数が5戸減ったことによりまして家賃の収入が減額したものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、5軒分が空き家になったということではないんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 12ページのところで保育士等の処遇改善臨時特例交付金が入っていないのはなぜかというところがございます。先ほど、東委員のときにもお伝えさせていただいた部分でございますが、こちらは4年度におきましては9月分までをこの臨時特例交付金という形で交付いたしておりましたが、9月以降は公定価格に含まれて支給するものとなっておりますので、今の5年度の予算には計上はしていないことになっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 申し訳ない。分かりました。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 21ページ、農地利用最適化交付金のご質問で増額になっている部分でございます。

この事業につきましては、歳出の資料ナンバー99をご覧くださいんですけど、その増額になっている部分につきましては、今回、国の予算拡充に伴いまして実施要綱等が改正されまして、農業委員会の活動に対する報酬部分について見直しがございました。このことから、本町の農業委員会の活動に関する報酬部分の見直しを図りまして、予算根拠の一番下の部分、活動報酬の部分でございますが、先ほど申しましたように国の実施要綱の改正に伴いまして、令和4年度までは1か月6,000円であったのが令和5年より1か月当たり1万2,000円、増額したことにより、今回その部分の予算が増額になったというのが理由でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 その増額の理由というのはどういうことなんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 農業委員会の方の活動を今後、活発にさせていただく部分で、報酬部分を見直しをかけて、活動に役立てていただけるようにということで改正が行われました。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そうしましたら、予算書22、23ページ、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附についての予算の根拠についてでございます。

本町におきましては、令和4年8月よりふるさと納税の返礼品の制度をスタートさせていただいております。これで8月から12月の4.4か月の実績といたしまして、486万9,000円の寄附がございました。来年度については、これは4月から返礼品のスタートを開始しますので、4月から12月までの9か月分、約倍程度の期間がありますので、今年度については486万9,000円の寄附がありましたので、約倍の970万程度が返礼品ありの分と、返礼品なしの分についても一定数寄附を頂いておりますので、それについては約50万程度の寄附、合計で1,000万円の寄附を計上させていただいておるというものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、この総務費寄附金の1,000万というのは暦年の4月から12月の見込みを計上しているという解釈ですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい。返礼品ありの分については4月から12月分までの寄附を見込んでおります。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、来年の1月から3月の分はまた来年度に乗せるということですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい。この返礼品を伴う寄附については寄附金以外にも必要経費というのが発生してまいりますので、その必要経費が確定するのが3月ぐらいになってきますから、その1月から3月については経費が確定次第、また翌年度に乗せてくるということになります。

- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 その経費というのはあれですか、返礼品を出している会社、それと「さとふる」というところになるのですか。
- 上村委員長 企画財政課長。
- 中本企画財政課長 経費と申しますのは、返礼品の品物代であったり、あと、返礼品を送る送料、今おっしゃったみたいにサイトの運営費等々が経費に当たってまいります。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。それでは、次、お願いします。
- 上村委員長 企画財政課長。
- 中本企画財政課長 それでは、予算書28、29ページ、第三セクター等改革推進借換債についてでございます。これにつきましては、令和5年11月に借換えを予定しております第三セクター等の借換推進債の分でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 今、23億まで減額されてきて、これから金利が上がるだろうという状況の中で5月11日と。当然これはまた南都銀行になるんだろうとは思ってらっしゃるんですけども、その辺はいかがなんでしょうか。
- 上村委員長 企画財政課長。
- 中本企画財政課長 借換え先については南都銀行で確定しております。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 確定しているということはもう金利のほうもほぼ確定しているということですか。
- 上村委員長 企画財政課長。
- 中本企画財政課長 借換えが11月になっておりますので、金利はまだ確定はしておりません。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。けど、上がるだろうという予測をされているんでしょうか。
- 上村委員長 企画財政課長。
- 中本企画財政課長 今の社会情勢で金利が上昇の傾向であるというようなこともございますので、担当課としては上がっていくだろうという予測はしております。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 元金の金額が23億とごついで、金利が非常に支払い利息に影響してくるんだろうと思うんですけども、これは南都銀行以外の銀行というのはもう考えていないのですか。

例えば、ほかにええ銀行が条件を出してきた場合はどうなるのですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 これは南都銀行ともう特約がございますので、南都銀行以外では借換えをすることができないということになっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

それでは、次、お願いします。このコミュニティーセンター整備事業債、これの説明をお願いしたいんですが。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 この地方債につきましては、町内の施設のLED照明の導入に伴う地方債でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 町内の施設というのはもうこういうのは決まっているんですかな。ちょっとまだよく分からないんですけども。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 施設の場所については、片岡台3丁目のコミュニティーセンターでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そうしましたら、ごみ焼却施設除却事業借換事業債ですね。こちらについては、焼却場の煙突の解体に伴う借換えになっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 借換債ということは当然長期で、また、金利等も変わってくるということなんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 これについては5月に借換えを予定しておりまして、金利等につきましては銀行のほうに照会をかけさせていただいて、有利な金利で借入れができる金融機関を、そこで借換えを行う予定をしております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、先ほどの第三セクターの場合はもう契約で南都銀行以外は駄目だと。けど、このごみ焼却施設の借換債についてはそういった縛りがないので、これから探すという解釈でよろしいんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい。これから金利の照会を金融機関に行いまして、有利な金利のところで借換えをさせていただくということでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 先ほどペガサスホール使用料の部分について文化振興課長から回答をさせていただきましたが、大ホールにおける一般利用分について、件数と使用料について補足で説明をさせていただきます。

件数につきましては109件、金額につきましては507万8,300円でございます。補足をさせていただきます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 私の質問は以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 おはようございます。それでは、歳入について質問をさせていただきます。

まず、町民税です。町民税なんですけれども、その中の個人分なんですけれども、先日の補正予算第10回で、令和3年度当初の調定額よりマイナス6%、そして、令和4年度においてはマイナス3%減額で計上したと。その要因はコロナ禍による影響があるのではないかと、いうそういう見通しで計上されてきたということなんですけれども、今年度、町民税現年度分におきましては、10億395万円というふうになら計上されてきているんですけど、ここにおいて、そういうコロナだとか他の要因があつて、少なく見積もっているという要因はあるのかなのかを教えてくださいたいと思います。

次に、固定資産税のところなんですけれども、資料入りの1で見せていただいたんですけども、土地が前年度当初とそれから決算ではそれぞれマイナスの2.4%の減というふうになら、金額にして784万5,000円というふうになっているんですけども、これらの要因についてご説明をお願いしたいと思います。

次に、滞納繰越分についてですけれども、個人分における滞納繰越分、それから、固定資産税の滞納繰越分、そして、軽自動車の滞納繰越分。そして、たばこ税なんですけれども、先ほども質問をされておられたんですけども、私はもうひとつ理解できなかったんですけども、ここで見ますと、資料1ではマイナスの104万4,000円、率にして0.7%が減になっているということなんですけれども、ここでいきますと、1,644万7,000円増ということになっているんですけども、これらについての説明をお願いしたいと思います。ここには第10回の補正云々ということも書かれていたわけなんですけれども、その辺も併せて説明をお願いしたいと思います。

次に8、9ページです。8、9ページの衛生費負担金のところなんですけれども、産前産後ヘルパー派遣事業負担金ということで新たに計上されているんですけども、これについての説明をお願いしたいと思います。

その下のほうなんですけれども、使用料及び手数料、使用料のところなんですけれども、庁舎使用料のところでは携帯電話基地局というのが計上があったんですけども、庁舎内にはもう携帯電話の基地局がなくなったのかどうか説明をお願いしたいと思います。

そして10ページ、11ページです。まず、ごみ中継施設等使用料というところなんですけれども、ここでは自動販売機だけが計上されているんですけども、衛生事務所使用料というのが令和4年度の当初では22万5,000円が計上があったんですけども、今回は計上はないわけですけども、この衛生事務所の使用がなくなったのか。ですから、ここで計上がなくなったのかなど。以前は、楽しいまちづくりの会が使用されたというふうに思うんですけども、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

その下です。土木使用料の住宅使用料なんですけれども、ここでは町営住宅についての使用料について、説明をお願いします。

そして、改良住宅については先ほどの委員が質問されていて、減額になった理由は分かったわけなんですけれども、ちょっと条例を調べていませんので、改良住宅は二百何軒やったかと思うんですけども、改良住宅が何軒あって、そして、今現在、この5軒を含めて、どれだけの空き家があるのかを教えていただきたいと思います。

次に、14、15ページです。ここでは真ん中あたりの衛生費、国庫補助金のところなんですけれども、国庫補助金で保健衛生費補助金なんですけれども、2,293万4,000円の中のうち妊娠・出産包括支援事業費補助金、資料の入りの38で説明されているわけなんですけれども、前年度と比較して、令和4年が188万2,000円、令和5年が74万8,000円ですかね、半額ほどになっ

ていて、934万ほどが減額になっているわけなんですけども、これらについての説明をお願いしたいと思います。

その下なんですけども、出産・子育て応援交付金ということで、これは新たな制度というんでしょうか、交付金として1,259万5,000円が計上されているんですけども、併せて、これの説明をお願いしたいと思います。

次に18ページ、19ページです。この中で一番上の段から2行目なんですけども、県補助金のところですよ。総務費、管理費の補助金に同和対策事業債利子補給金というのが各年度まで計上されていたんですけども、今年度の中では計上されていないんですけども、これについての理由。公債費のところを見ても、まだ小集落の借入れが相当金額が残っているわけなんですけども、これらに対する補助金ということではなかったのですか。その辺も含めて、ご説明をお願いしたいと思います。

そして、その下でございます。民生費県補助金です。民生費県補助金の社会福祉補助金、これについて資料に基づいて少し説明をお願いしたいというふうに思います。

28、29ページです。公債費の中で衛生債のところなんですけども、ここでごみ処理施設整備事業債ということで山辺の分が3億130万で計上されているわけなんですけども、これは今年度当初ということでこの金額は計上されたと思うんですけど、幾らになるかはまだ決まっていらないんですけども、7月に山辺の臨時議会が開かれますという中で、それはどうして臨時議会を開くかというたら、やっぱり物価の高騰によって、今、建設費が計上されている下で、まださらに高騰によって引き上げられるおそれがあると。その補正予算を組まなければならないということで、7月に臨時議会を予定していますという説明を前回の議会のときに受けているんです。

そういう中で、当然だと思ってしまうんですけども、3億130万の中にはそういう要因というのは含まれていなくて、それまでの説明であった分がここで計上されたとして、その後、増えた分はどうするのか。それとも、この中に増える分も見込んでいるのかどうかというところあたりを説明をお願いしたいということです。

そして、将来的に500億を超えるような大きな事業の中に上牧町も参画して、そこでお世話になろうということになろうかと思うんですけども、今後、将来にわたって、ここでどれだけの借入れをしなければならないのかというようなことが予測としてあるならば教えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は午後1時です。

休憩 午前11時50分

再開 午後1時00分

○上村委員長 それでは再開いたします。

東委員より通告は終わっておりますので、理事者側の答弁からお願いします。

徴収課長。

○山本徴収課長 税のほうと滞納のほうがございまして、税から先に説明をさせていただきまして、その後に滞納の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

○東（充）委員 はい、結構です。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 予算書4ページ、5ページ、町税、町民税、個人分の現年課税分10億995万円について、コロナの減免は特に考えていないけども、ほかの減免する理由があるのかなのかというご質問だったと思います。それでよろしいでしょうか。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今年度の当初予算を組むということは、この町民税においては令和4年度の収入が反映されるということですよ。ということは、3年続いているということですので、当然コロナの影響も今回の調定に上げてくるときには関係があるのかなのかということが非常に。前はここで3%少なくして計上していますよというのは言うてはるじゃないですか。そやから、今回もそういう状況があるのかなのかということ、まずそれが聞きたかったんです。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 今、委員おっしゃったように、令和3年度の課税、令和4年度の課税ではコロナの影響ということで、特に令和3年度では6%程度、令和4年度では3%程度の減額というのを別立てで考えて上げさせていただいたんですけども、もうコロナが始まって3年ほどたつということで、積算する段階でもうコロナの影響は含まれていると考えておりますので、特にコロナの影響でこれだけ減額というのはしていないんですけども、この積算のうちに含まれているものと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、前回は3%を見込んでいたけれども、これだけの補正予算で上げるだけの収入がありましたよということも鑑みて、今回においては、当然もう調定額の

段階でコロナの影響が反映しているかどうかというのはその12月31日の時点で大体つかめるので、今回にはそういうコロナだからということで減額しているというようなことはないというふうに理解していいわけですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 同じページの固定資産税、土地の減額についてでございます。土地につきましては、先ほども申したんですけれども、上牧町の土地は地価が年々下落傾向のため、同じように固定資産税も下がっているということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ここで言いますと、全体的に見ますと1,485万5,000円が増額になりますよというふうに予算書ではなっているわけなんですけれども、この総括の資料1ページを見る限りでは固定資産税の土地のところの分が2.4%の減額になります。金額にして784万5,000円が減額になりますというふうに総括表ではなっていましたので、要因は今、課長からお聞きしたように、毎年土地の価格というのが下がってきているということが大きな要因だというふうに理解したんですけれど、まずはそれでよろしいですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 前回の10回のときにも聞いたんですけれども、そのときに、例えば増額になった部分での要因は何ですかということは、新たな家を購入されたりだとか、それから増改築をしたりだとかというところが77件あったので、これは1つの要因として挙げましたというのがあったじゃないですか。ですので今回も、今、上牧町を見てみますと、前のレインボータウンのところであった駐車場のところはかなり家が建ってきている。そして、新たに桜ヶ丘のところにも、元の郵政の後にも家が建ってきているというような状況があるじゃないですか。そういうのをいきますと、この年度で反映されるのかどうかというのはちょっと分からないんですけれども、そういうところもやっぱり加味するということはあるんですか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 それは土地ではなくて、家屋でということでしょうか。

○東（充）委員 うん、そうです。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 家屋は建って、登記が上がった翌年度から課税になりますので、見込みという
うことでは立てておりません。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、例えば、もし、そこを買われたりだとかということになれば、
年度途中であっても今年度じゃなくて来年度の予算に反映されていることであって、この令
和5年度においてその分は反映はされないというふうに理解していいわけですね。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。そしたら、次、お願いします。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 同じページ、町たばこ税、現年課税分でございます。総括の資料ではマイナ
スになっているけども予算書では増になっているという点でございます。

令和4年度の当初予算を策定するのが令和3年の10月末ぐらいになるんですけども、策定
する際に、それまでは過去3年の売上げが年々減少傾向でありましたために、令和4年度の
当初の予算も減少傾向でということ組んだんでございますけども、結局、令和3年度は10
月に税率の改正があったために駆け込み需要がありまして、令和3年度の決算見込みが思っ
たよりも多かったということがございました。

その引き続きで令和4年度も、先日、第10回の補正で増額補正させていただきましたよう
に売上げ本数が多い傾向が続いておりまして、補正をした結果、この総括の表では補正を反
映した金額になっておりますので、決算見込みが1億5,900万円ほどということになっている
んですけども、たばこが増えているといってもこのまま増え続けるということではなくて、
結局のところ減少傾向には変わらないと見ておりますので、この決算見込みよりは当初予算
は減るだろうという見込みでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 難しいですね。本当に難しいですね。私が思った傾向的には、例えば大きな
店舗ができましたとかいうようなときに本数がごとと増えるというような傾向があるのかな

というふうに理解していたんですけども、どうも今回の、第10回の補正を見てもそうなんですけども、そういうことでもないというふうに見て取れるので、どこで要因としてそういうふうな状況になるのかというのは、やっぱり担当課のほうでもなかなか要因を見つけることができないというふうに理解していいんでしょうか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 たばこは町内で売れた分が税収として入ってくるというので、大きな店舗ができたなら、そこでよく売れるんじゃないかという、委員のおっしゃることもそれもあるかなとは思いますが、そういうことでもなくて、担当課としても、どうして上牧町でよく売れているのかということとはちょっと分からないところです。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 要因がなかなか私自身も理解できないというところがありますので、これはこの辺で置いておきます。けども、もし、何か特徴的な要因があるとするならば、また教えていただけますか。

○上村委員長 税務課長。

○木下税務課長 また何か分かりましたら報告させていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 お願いします。そしたら、次、お願いします。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、町税の説明をさせていただきます。タブレット番号、歳入の12番をご覧ください。よろしいですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、説明をさせていただきます。町税、個人分に関しましての説明をさせていただきます。

本年度の町民税個人分の滞納繰越分につきましては521万5,000円となり、昨年度と比較いたしまして29万2,000円の減の予算計上となりました。その主な要因といたしましては、町民税の滞納されている方に対して個別に滞納整理を実施させていただくことで、一定の成果が得られ、滞納繰越額の縮減につながる結果となり、昨年度と比較いたしまして、微減ではございますが、29万2,000円の減の予算計上ができたと考えております。

次に、固定資産税に移らせていただきます。本年度の固定資産税の滞納繰越分につきましては、1,922万5,000円を計上させていただき、昨年度と比較いたしまして517万6,000円の減

の予算計上となっております。

主な要因といたしましては、以前より、滞納額の縮減を図るために滞納整理を継続的に実施させていただいておりますが、固定資産税の滞納徴収につきましては一定の効果があるものと考えております。しかしながら、本年度予算に関しましては、例年でしたら大口の滞納者を考慮した予算計上をさせていただいておりますが、今年度は大口の滞納者を除外した予算計上を行わせていただき、予算を計上させていただきました。大口の滞納者が入る場合であれば補正予算を計上させていただく予定でございます。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 ここで見ていきますと、大口の方が影響しているんだと思うんですけども、収納率が3.8%が例年度の予算であったと。今回、令和5年度は8.5%ということで、収納率がずっと上がっているんです。その辺がちょっと不思議だなと思ったんですけども、そういう理由だというのは分かったんですけども、そしたら大口の部分はどうするんですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 大口の分は一応、もし配当等がございましたら、補正予算に予算計上をさせていただきまして、滞納に充てさせていただくという形になると思います。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 以前に1,000万でしたか、幾らでしたか、金額をちょっと忘れたんですけども、先にもらおうということでもらって、その後、入ってくるのか入ってこないのか不明だということはどうするかということで、みんなが同意して、取りあえずその分をもらっとうって、もらったという経緯がありましたよね。その後、ずっと同じような計上で、そのまま未納として取り扱ってきて、今回それを外すというところはどのような理由があるんですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 今、管財人が整理をかけていただいているような状況で、どういうふうな形にあるかはまだちょっと分かりませんが、管財人と弁護士から、どういうような状況というのは何回か報告は受けております。今後はその物件の部分がどういうふうになっていくという形のときに入ってくるのか入ってこないのかという判断の部分が出てくるのではないかなと考えております。

その部分なので、今、仮定の部分で、今どうするかどうしないかという部分で、大口の滞納者の部分を除外させていただいたという予算計上の仕方なんですけど、通常の固定資産税

の滞納の部分を今回上げさせていただいて、それを除外した部分で予算を計上させていただいて、滞納を徴収させていただくという形で今回、上げさせていただきました。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 除外したというのは分かるんですけど、それは今後、管財人のところも大きく影響するんだろうというふうに思うんですけども、滞納されている部分においては督促は常にしているというふうに理解していいんですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 これは一応破産しておりますので、督促等は送っておりません。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、大口のところは今、ざっと幾らなんですか。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今、固定資産税の大口滞納の部分でございます。この部分につきましては今、除外したというふうな形で課長が説明させていただきましたけども、調定額の部分におきましては除外はしておりません。収納する部分におきまして、弁護士との話の相談で入ってくる、入ってこないがありますので、収納時の部分で、ほかの滞納者の部分で収納率を上げたわけでございます。除外というよりは徴収率の中でまだ大口が入ってこないという考えでございます。

調定額に関しましては、十分取れるような形で調定額を上げさせていただいている部分でございます。

それと去年におきまして、ご説明させていただいたと思うんですけども、任意売却をさせていただきまして、先ほど委員言われました1,000万とはまた別に、去年の8月頃なんですけども、任意売却によりまして滞納額が900万ぐらい入ってきたということがございますので、その時点でもある程度、議員の皆様にはご説明させていただいたと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 滞納額は幾らなのか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 滞納額は1億9,635万7,371円でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 端数はいいんですけど、約1億9,635万7,000円ですね。調定額の中にはこの

分も含まれていますと。ところが、今回のこの予算計上のときには、この1億9,600万は除いての残りで収納率が幾らになるかということで計上しましたと。ですから、ここは入ってくる見込みが不確定なので、取りあえずは調定額のところには含めていますけれども、収納率のところにはこれは加味しませんでしたという理解ですね。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今のご理解でよろしいと思います。

それと、大口滞納者におきましては、先ほど課長が申しましたように、もし入ってくるという段階になりましたら、また議会にご説明させていただきまして、補正対応というような形でさせていただきたいと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 入ってきたときだけでいいんですよ。どういうふうな手法になるんですか。

例えば、途中でも1,000万入ってきましたとするじゃないですか。分かりませんよ。入ってくる、入ってこないのは分かりません。そのときには調定額のところから外れているこの分を1,000万入ってきたら、どういうふうな計算をするんですか。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 調定額におきましては、先ほど言いましたようにもう含まれておりますので、調定額の変動はございません。予算額という部分で変動するというところでございます。

○東（充）委員 いや、それは理解できてんのやけど。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 もう1点、どのような形で入ってくるのかということも今おっしゃっておられました。先ほども言いました、去年の8月頃に任意売却が弁護士を通じてあったということで、物件が売れました部分で900万ほど、500万がこの延滞金と滞納税という部分で納めていただきまして、その後、延滞金等の部分におきましても12月で補正計上させていただいたというような形で、予算のほうに反映させていただいているというところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 調定額の中には入っているのです、その分は当然、入ってきた分で計算できると。それで早い話、入ってきたら当然、幾らか収納率が上がるということでもいいわけですね。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 ほかの滞納部分におきましても、今回、予算におきまして予測させていただいた徴収率どおりには入るかどうかわかりませんが、大口が入りましたら、また収

納率は上がるのではないかなとは考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 続きまして、軽自動車のほうに進めさせていただきます。

軽自動車のほうは、滞納繰越分につきましては44万5,000円を計上させていただきます、昨年度と比較いたしまして8万7,000円の減の予算計上となっております。

主な要因といたしましては、これも滞納整理を進めさせていただきます、一定の効果が得られましたので、滞納繰越額を縮減することができまして、昨年と比べまして滞納繰越額を減少することができたということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 この資料を見ますと31.3%で、38%、30%、44.9%ということで、令和4年の見込みが44.9%という見込みになっています。今回の計上は25%ということになっているというふうに思うんですけど、要因はいろいろあると思うんですけども、この差は何なのですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 令和4年度分は結構徴収率がよかったもので、今の状況で44.9%の収納率になっております。もともとの予算計上のときにつきましては大体同等の25%で計上させていただいておりました。令和4年度は通常より滞納繰越分の滞納額の徴収がうまくいきましたので、徴収率が向上したから25%から45%に上がったというのが経緯でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 見込みなんですけれども、この下がりようがちょっと大きいので、それでここがちょっと気になったのです。そやから、見込みなんですけれども、4年度がよくなったというのは何ですって。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 やっぱ現場で滞納整理をこまめにかけていただきまして、滞納されている方の戸別訪問とかそういう形で督促、催告、送らせていただいて、支払いをいただくようにさせていただきました結果、払っていただいたというのが現状ありまして、徴収率が伸びたので、こういう形になったというのが現状でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それなりの大変な努力をされたということの結果だというふうに思うんですけども、その結果が今回はこれは反映されていない、分からないということなんですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 これは10月31日に予算計上させていただいております。そのときはまだ25パー前後だったんですが、そこからかなり時間もたっております。徴収もさせていただいております。それで、残りの約20%ほど上がったというのが現状でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。どちらにしても、すごい努力をしていただいて44.9%まで引き上げたという実績があるわけじゃないですか。今度は新年度になったら25%というふうに見込まれるような数字は多分出されたんだろうというふうに思うんですけども、今後、やはり同じように、どういう状況下にあるかはちょっと私も理解はできませんけれども、ここまで収納率を引き上げられたという実績を踏まえて、新しい年度もこれに近づけるような、そういうような徴収率を期待して、この件は終わっておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 徴収率の向上を目指して課員一同頑張ってまいりたいと思います。今後とも徴収率を高く見積もって、100%とは言いませんが、100に近い数字を出せたらと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。どちらにしても難しいところで、変にたくさん見積もってしまえば歳入欠陥なんて起こすことだってあるわけですから、その辺は何が何でもやるというふうにはならないというふうには思いますけれども、一応、私どもから言うのは、これだけの実績があるんですから、来年に向けても頑張ってくださいねということだけでとどめたいというふうに思います。

以上です。終わります。次。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書の9ページです。保健衛生費負担金の産前産後ヘルパー派遣事業負担金についてでございます。こちらは歳出のほうで資料を提出させていただいております。86番をお願いいたします。こちら、説明ということだったんですけども、事業の説明をさせていただいたらよろしいのでしょうか。この入の説明をさせていただいたら。事業の

説明でよろしいでしょうか。

○東（充）委員 のほうが分かりやすいでしょうね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらは、産前または産後の体調不良により家事または育児を行うことが困難な家庭に産前産後ヘルパーを派遣する事業を実施するというところでございます。その目的といたしまして、妊産婦の身体的・精神的負担軽減を図り、安心して子育てができる支援体制の確保を図ることを目的とした事業でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そういうこともあるんでしょうね。やっぱりいろんなことが起こると思うんですけど、やはりこういうことができますよということがあれば、新たに出産するということにも非常に力強いというんでしょうか、安心できるという、そういうような面も含まれているというふうには思いますので、こういう新たな施策に取り組むということについては非常に心強いなと思います。分かりました。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ちょっと対象者のところを付け加えたいんですけども、これは要支援が特に必要であると判断した家庭にという形で対象を限定しております。それを追加させていただきたいと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 お産をする人が全部受けられるというふうには理解していません。分かりました。ありがとうございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書9ページにございます総務使用料、庁舎使用料の携帯電話基地局がないのはなぜかという質問でございます。

この分につきましては、令和4年度まで総務課が担当しております農協施設のところに携帯電話基地局を設置したことによりまして、予算組みを計上させていただいたところがございます。その中で令和4年度、この施設がフリースクールの教育目的になったということで、予算組みの組替えをさせていただきました。そのことでこの部分に予算がないというふうになっているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、総務から教育のほうに移ったということですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 総務課から教育総務課のほうに変わったというところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 この携帯の基地というのがアンテナなんですけども、上牧町には町が管轄するところでは何件ぐらいあるんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 総務課で管理を管轄している部分につきましては、先ほどありました消防施設の部分では11か所がございまして、今、このフリースクールの部分を含めると今のところは総務課で分かっている範囲では12か所でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございました。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、歳入10から11ページの衛生使用料の22万5,900円が計上されていない件についてでございます。

これにつきましては、令和4年度までマリッジサポーターから使用料として、管理している課である建設環境課が頂いておったので計上させていただいておりました。ところがこの建物が令和5年度、総務課の管轄となったことにより、計上をしておりません。総務課のほうの入として22から23ページの財産収入の土地建物賃借料で計上させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 予算書11ページ、住宅使用料、町営住宅に関して、委員からの質問で説明という形でお聞きしたんですけども、どういった内容で説明というのをちょっとお聞きしたいんですけども、よろしいでしょうか。

○東（充）委員 お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 町営住宅につきましては、第1住宅から第6住宅まで、管理戸数といたしましては222戸、入居戸数につきましては141戸、空き家は今、81戸ある状況でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ここで聞きたいのは収納率が85%、これが第1住宅から第6住宅までの全ての住宅で86%を見込んでおられるということなんですけれども、これは全ての住宅に86は当てはまるんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 全体としては80%の徴収率になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これまでは80%ということですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その部分につきましては、令和3年度の決算時における徴収率となります。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、令和3年度の徴収率は幾らなのですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 79.7%です。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 令和4年の見込みはどれぐらいなんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 令和4年度の見込みとしましては、2月28日現在ですけれども、80.3%という形で見込んでおります。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そして、令和5年度の当初では85%ということになっているわけなんですけれども、約5%増えるという、この要因は何なのですか。

○上村委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時42分

○上村委員長 再開いたします。

まちづくり推進課長。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今ご質問いただいている部分につきましては、残りの分につきましては今後、督促を送付したり、催告、それで徴収努力するというところで85%という形で。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。ということは、約5%の分を徴収努力で今後は進めていくという目標値を定めて、ここに計上したという理解でよろしいですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 ちょっと補足説明させていただきます。今、督促の話でございますが、督促も鋭意やっているところでございますけども、ただ、それを今まで以上に、個別的にうちの徴収課が実施しております戸別訪問とかいうところも踏まえて、そういうことも見習いながら、しっかりと徴収率を上げる努力をするというところで、今後取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 1%、2%と簡単に言いますけども、やっぱりそこまで上げようと思うたら皆さんの大変な努力が必要だというふうに思うんですね。そこで5%というたら、私の感覚としたら非常に大きいのでね。5%上げようと思えば皆さんの本当に大変な努力が必要だろうというふうに思ったので、それでちょっと言わせていただいたわけなんですけれども、その辺で徴収努力を進めていくということですので、これはお聞きしておきたいというふうに思います。

この件については結構です。次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 同じく改良住宅の部分でございます。ご質問は改良住宅の今現在の軒数等をお聞きしたいということで、今現在の改良住宅の戸数について、改良住宅は今現在199戸ございます。あと、入居されている戸数につきましては165戸、今現在、空き家は34戸になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 もともとは200戸ですよ。池のところは火事になって、あそこがなくなって199になったという経緯だというふうに思うんです。その199戸のうち、今、教えていただいたように34戸が今、空き家となっていますということで、この改良住宅においては何親等なりということで、引き継ぐ方がおられればその方が優先されて入居できるというようなシステムであったかなというふうに思うんですけれども、今はもうそうではなくてもそういう方

たちも入居しないで、ただ空き家になっているというのが34戸というんですけども、これだけ高齢化してくるということになりますと、これは今後ともそのような傾向がますます増えるというような状況は考えられるのではないかというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。どのようにお考えになっていますでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 改良住宅の今おっしゃっている部分につきましては、どうしても1人世帯であったり、入居されている方が亡くなられて相続的なものが継承されないケースがちょっと増えております。なかなか同居されている家族さんも少なく、承継される方が減少しているというところで、継続して住んでいただけるケースがちょっと少ないということで、今、委員がご心配されているようなそういうケースがどんどん増えていく可能性は思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、ここで2つお聞きしたいんですけども、今でも34の空き家があるということ、これからもひよっとしたら増えるであろうという住宅をこれは空き家をどのように活用していこうとするのでしょうか。今のままでは募集も公募も何もしていないわけですから、また、公募することがこの住宅においてはできるのかどうかということをもまず知りたいんですけども。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今現在、空き家の部分につきましては、本庁のほうで長寿命化計画、個別施設計画の中で、町営住宅の1、2の部分は除却するという事業方針がありまして、そういった改良住宅も用途変更しまして、改良住宅とみなして、そういうような形でそういった方に移っていただけるような用途として今後、事業を進めていくための家屋として、ストックしておきたいというのが今の考えでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 資料を見せてもらったんですけども、そのときにはまだ小集落改良事業の起債残高というのはまだまだ大きな金額として残っているというふうに思うんです。その中にはこの改良住宅の部分も含まれているのではないかなというふうに私は思っているわけなんですけども、その辺はいかがでしょう。それで何を聞きたいかといいますと、先ほど課長が残っているところは用途変更してというふうにおっしゃったので、そういうふうに補助金とか、それから、そういう状況があるときに用途変更というのは可能なかどうかということ

が、まず知りたかったんです。それでそうお聞きしたんですけども。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その部分につきましては、建築してからの耐用年数等ございますので、その年数が過ぎれば用途変更というのは可能でございます。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 ちょっと補足させていただきたいと思います。

改良住宅の今後の利活用の仕方と空きの部分の改良住宅についてなんですけども、基本的に改良住宅につきましては、事業協力者向けの住宅というところで補助金を導入して住宅として活用させていただいているという流れの中で、今、利活用の問題、空き家の問題なんですけども、これにつきましては、町営住宅等運営基本方針策定委員会というのを設けております。この中で町営住宅の在り方について協議、検討していただいている中で、今言う空きの改良住宅につきましては町営住宅とみなして、先ほど課長も申しましたように、第1住宅、第2住宅につきましては一応除却の方針というところがあるので、その方にそちらに移っていただくような住宅として切り替えていくというような方針で今後、改良住宅は運用していきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 町営住宅の修繕のところでは聞いたんですよよかったのか分かりませんが、それで今回も1,000万ほど予算も組んでいると思うんですね。ということは、これは、例えば今年度ですぐにやろうというふうにできるのかどうかというのはちょっと私も分からないんですけども、そういうような計画をしているのかどうかもちょっと分からないんですけども、今の改良住宅を除くところで1,000万の修繕費を計上しているということは、今後そういうふうに公営住宅に基づいた町営住宅にしようとするならば、当然修繕費が、今で言うたら34戸個分要ると。一体幾らかかんねんという、その心配と、それから、もう1つは家賃をどうするのかと。今のは公営住宅法に基づく家賃を徴収していて、今1万円である改良住宅の家賃が今度はどうなるのか。公営住宅法に基づいた分になるということになったら、事業協力をされた方々はまだ1万円、新たに入られた方は公営住宅法に基づく分。それが、1万円が高いのか、公営住宅法によってのほうが高いのか安いのかというのがちょっと分からないんですけども、その辺のことはどのようにお考えになるんですか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 今、委員申されておる心配する部分につきましては、まさしくご指摘

いただいているとおりでございまして、当然、事業協力されて、1万円の家賃でというところの部分もございまして。町営住宅とみなす住宅につきましては1万円以下になるのか、どうなんだというところの話も、町営住宅を利用される方には定例家賃というところの部分もございまして、その辺のところのバランスというところもやっぱりかなり難しい問題はあるかと思えます。

ですので、先ほど申しましたように、町営住宅等運営基本方針策定委員会の中で、しっかりとそこは議論していただいて、今後、先の改良住宅の家賃を決めていかなければならないというのは、今、近隣の課題であるというところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 その辺のところはしっかりと論議していただけるんだろうなというふうに思っていますのでいいんですけども、修繕費の部分はどう考えますか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 修繕費につきましては、当初の中で1,000万ほどを上げさせていただいているんですけども、これはこの改修費用は含んでいないので、今、これについてはもう現状の住宅の改修と修繕というところの対応になっておりますので、よろしくをお願いします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今のところ34戸が空いているじゃないですか。これから審議会なり何なりでいろいろ論議されるというふうに思うんですけども、しかし、これが今34戸ですけども、いつまでに審議というんでしょうか、話合いが、決め事が終わるのかどうかはちょっと私は分からないんですけども、その間に34戸が40戸になりとかいうようなこともあり得るわけで、そうなったときには修繕ということは、まず、ふすまから畳から全てのものを変えざるを得ないというふうになっていると思うんですね。そういうところも全部修繕をしなければならないので、1戸当たり一体どれだけの費用がかかるのかは私も理解はできませんけれども、そういうことになったら非常に大きな修繕費がかかってくるのではないかなというふうに思うんですけど、その辺はどのようにお考えになっておりますか。

○上村委員長 都市環境部理事。

○吉川都市環境部理事 年数もたてば当然、修繕する部分もかなり多くなっていくところで、修繕費もかなりかさばるというところの部分もございまして。ですので、これは今後、県とも相談させていただきながら、何か入りの部分がないのかどうかということと、今、言うバリアフリー的な改修の仕方ということも一つ視野に入れながら、資金の調達を考えてい

かなければならないのかなと思っています。そうすると、当然改修費につきましては、今、委員申されましたように、やっぱりかなりかかってくるというのが現状であることを認識しております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 副町長、この点についてはどうなんですかね。どれぐらいをめどにこの話を処理しようとされておられますか。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今、委員の質問なんですけど、この運営委員会につきましたら、4年度からスタートさせていただいたばかりなので、どこまで進捗状況は進んでいるのかという部分もありますが、いつまでというご回答はこの場ではなかなか難しいのかなというふうには思っております。言えば、もし、節目、節目で何かそういうふうな動きがありましたら、また議会の皆様にご説明のほうをさせていただきたいというふうには考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 発足したばかりということですので、一足飛びに結論なんて出るわけではないだろうというふうに思います。しかし、県との調整も当然あるわけだというふうには思いますけれども、だらだらとするよりもやっぱり一定の期間を決めて、この段階ではこうするというようなスケジュール的なものをやっぱり組んで計画的に行かんと、一遍にできたからというて、34件や40件の修繕費が本当にぼんと出せるのかどうかというようなことも当然加味してないと駄目だというふうに思いますので、その辺をやっぱり計画性をもっと綿密にされたほうがいいのではないかなというふうに私は思うんですけども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○上村委員長 副町長。

○阪本副町長 今、東委員のご意見はごもっともかと感じております。以前にも私のほうでこういうふうな案件につきまして、少し自分なりに調べさせていただいた経緯もございます。先進事例で滋賀県の大きな市ではございますが、そこも公営住宅と改良住宅というふうな形で、この運営委員会等を立ち上げられまして、どのような形で進めていくのかという議論もされておったようなケースがございますので、そういうふうな先進事例も参考にしながら、この進め方につきまして慎重に議論をしていただけたらというふうには考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。こういう住宅というのは、やはり住宅に入りたいという方も非常に多くいらっしゃいますし、やはり、そういう福祉を増進させていくというのはもう皆さんの最大の役目でもあるというふうに思いますので、その辺はやっぱりしっかりした取組を今後、一層していただけるようお願いをしておきたいというふうに思います。

次、お願いします。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は14時10分。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○上村委員長 それでは再開いたします。

こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書の15ページ、衛生費国庫補助金、保健衛生費補助金、妊娠・出産包括支援事業補助金、こちらの前年度が188万2,000円、今回94万8,000円。この差額の減の理由はということでございます。資料なんですけれども、入の38をご覧ください。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 こちらに事業を下のほうに4番、7番、12番という形で掲載させていただいております。このもともとの事業費が、乳幼児相談事業費が15万1,000円ほど、それからプレパパママ教室事業費が19万5,000円ほど、それから12の子育て世代包括支援センター事業費が28万9,000円、あと端数なんですけど、こちらが事業費自体が減額となっております。これが63万6,618円が減額になっているのと、令和4年度におきましては、こちらに生き活き対策課の健診で使う視力検査の分の61万6,000円という費用がここに含まれておりました。それも減っておるというところで、これの補助金、補助率が2分の1でございますので、その差額が出ております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今のお話では補助対象になる金額が減額になっていると。ですので、必然的に2分の1を掛けたらこれだけの金額になるんですよという説明だと思うんですけども、今までの対象であった乳幼児相談事業なんていうのが今年度は2万7,853円ということになって、この辺がどうして減るんですか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 まず、乳幼児相談の事業費につきましては、報酬として、会計年度任用職員さんの金額をこちらのほうで計上させていただいていたんですけども、5年度にお

きましては課内の職員で行うというところで、その分が減となっております。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 続きまして、7番プレパパママ教室もお伝えしたほうがよろしいですか。

○東（充）委員 はい。

○寺口こども未来課長 こちらにつきましては、備品購入費が令和4年度は入っていましたが、令和5年度でその分が減額となっております。

12番の子育て世代包括支援センター事業費におきましては、主に申し上げますと委託料なんですけど、産後ケア委託料が前年度は201万5,500円のところが今回171万6,000円というところで、ここの部分でも30万弱の減額となっておりますので、補助金が少なくなっているというところがございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今の委託料のところなんですけど、そこで前回200万円だった分が今度は170万円に減額されているというのが大きな要因ということで、これは人数が減ったという意味ですよね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 人数ですね。利用される方が少なくなっているということです。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それはなぜなのですか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 これも利用者が希望されて、委託料に関わってくるんですけども、3年度がすごく利用が多かったんです。それで補正対応もさせていただいたところで、そのような形で足らなくなっちゃいけないと思ひまして、4年度はこれまでの利用者数を加味しまして、当初でちょっと多めに取らせていただいたというところがあったんです。しかし、4年度におきましては思ったより増えなくて、4年度の当初があまりにも多く取り過ぎたというところがございますので、5年度はこれまでの数値を平均とかしながら考えながら、これぐらいの金額という形で、今回、このように金額を少し少ない形で委託料を組ませていただいたという次第でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。分かりました。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　その下にあります出産・子育て応援交付金についてでございます。こちらの説明ということで、当初予算の概要の17ページにも掲載させていただいておりますし、出の89で資料を提出させていただいております。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　出産・子育て応援交付金でございます。こちらの事業は、核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中、全ての妊婦、子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう、妊婦及び特にゼロ歳から2歳の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、妊娠期から出産・子育てまで一貫して、身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型支援を拡充し、経済的支援を一体として実施する事業でございます。妊娠届出時に5万円、出生届出時に5万円を給付する事業でございます。

○上村委員長　東委員。

○東（充）委員　これは、例えば初めて出産されたということで非常に不安な状況があるというときに、そういうことで相談とかそういうのも、こういう制度もあるんですよとかということも含めて、ここで対応してもらえるとというふうに考えていいわけですか。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　相談窓口等もございますので、まず、この妊娠届を提出されたときに家庭状況であったりとか、今、困っていることであったりとか、その場でいろんな相談を受けまして、その方に沿った支援を進めていくというところがございますので、そこで、いろんな悩み事であったりとか不安な部分というのを聞いていただければ、保健師、助産師がいておりますので、しっかり寄り添って対応していきたいと考えています。

○上村委員長　東委員。

○東（充）委員　僕の一般質問なんか覚えてないと思うんですけども、うちがアンケートを住民の皆さんから頂いたときに、片岡台の2丁目の若いご夫婦なんだろうというふうに思うんですけども、名前なんかはちょっと分からないんですけども、その方が初めての出産だった、すごく不安だった要素が多かったらしいんです。初めて上牧町に来たものですから、そういう身内の方もいらっしゃらなくて、非常に不安であったというようなことで、いろんなことを書いてはったんですけども、こういう制度があったらよかった、こういう制度があったらよかったというて書いてあったんですけども、そうではなくて、やっぱりそういうときにはこういうのを活用して相談に乗っていただけるというふうに理解していいわけですね。

直接お聞きすることがあるのかどうか分かりませんが、もし、あったときにはこういうことをご説明してあげたらいいというふうにとってよろしいですね。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　以前アンケートをとられてということで、産後ケアが使えたらいいかなみたいな話をされていたと思うんです。転入とか妊娠届とかで窓口に来られたときにいろいろ伺って、こういう支援がありますよとか、そういう形で支援につなげていけますので、不安なことがあれば何なりと窓口なり、それから電話でも大丈夫ですので、お問い合わせしていただければ、どんな方法があるかというのはいろいろ考えながら、課員でも助産師、保健師、それから家庭支援委員がいますので、しっかり対応させていただきたいと思っております。

○上村委員長　東委員。

○東（充）委員　ありがとうございます。しっかりした対応をよろしく願いしておきたいというふうに思います。住民にとってもそれがすごく心強い状況になるのではないかなというふうに思いますので、しっかりよろしく願いしたいと思います。ありがとうございました。次、お願いします。

○上村委員長　企画財政課長。

○中本企画財政課長　それでは、予算書18、19ページ、県補助金、総務費県補助金、総務管理費補助金の中の同和対策事業債利子補給金が令和5年度予算に計上されていない理由についてでございます。

これにつきましては、事業債の償還が進んでおまして、対象利子額が奈良県市町村同和対策事業債利子補給金交付要綱に定める基準を下回りましたので、対象外ということになりましたので、今回、令和5年度予算には計上していないというものでございます。

○上村委員長　東委員。

○東（充）委員　ということは、もう進んでいるというわけですから、これ以上増えないわけですから、これからはもうこの分は言うたら廃目という形で、ここにはもう計上されてくることはないということですのでよろしいですね。

○上村委員長　企画財政課長。

○中本企画財政課長　そのとおりでございます。

○上村委員長　東委員。

○東（充）委員　先ほどもちょっと言ったんですけども、地区改良住宅を含めた部分で、まだ

相当額の分が起債の中に残っていると思うんですけども、それではここでは全く当てはまらない金額になっているということなんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい。これにつきましては対象の利子額が200万円を超えてくるものというのが対象になっておりまして、今現在、令和5年でしたら、もう対象の利子額が126万4,000円程度になっておりますので、もう対象外ということになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書19ページ、県補助金、社会福祉費補助金につきまして、資料に基づいてご説明をということでしたので、まずはタブレット番号、歳入43番を参照ください。

本資料におきましては、予算書19ページ、社会福祉費。まず、社会福祉費補助金の中で上から5つの項目、こちらの資料で説明させていただいております福祉医療費助成事務費補助金、重度心身障害老人等医療費補助金、乳幼児等医療費補助金、心身障害者医療費補助金、ひとり親家庭医療費補助金とさせていただきます。

こちらにつきましては、予算書67ページの社会福祉総務費の福祉医療費助成事業費、こちらが該当の事業となります。こちらの福祉医療費事業費の総額でございます9,041万5,000円、こちらが総事業費となりまして、そのうち7,838万2,000円、こちらが補助対象部分となりますので、その2分の1以内ということで、5つの項目のトータルが3,918万8,000円となります。内訳としましては、予算根拠に挙げております金額となりまして、これが予算書と合致しているような形になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。オーケーです。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 続きまして、社会福祉費補助金、介護予防生きがい活動支援事業補助金64万6,000円でございます。

こちらにつきましては入の資料44をお願いいたします。上牧町シルバークラブ連合会が行う活動に対して町が実施する助成事業について、奈良県から在宅福祉事業費補助金交付要綱に基づき交付される補助金、補助率、県費3分の2でございます。

69ページで、町といたしましては、シルバークラブ連合会補助金として24万5,200円を補助金として交付いたします。それに対しまして、補助金といたしましては適正老人クラブ活動に対する助成、こちらが各地区のシルバークラブさんの会員数、こちらにおいて50人以上のクラブ、11クラブございますが、こちらに対して23万7,600円、また、50人未満のクラブで30人以上のクラブが5クラブございまして、5万4,000円、合わせまして29万1,000円が補助金として交付されるものでございます。

また、活動促進に対する助成、こちらにつきましては、会員数がシルバークラブが1,440人としまして5万2,800円。これが活動促進に対する助成、そして、補助金交付されるものでございます。あと、活動支援事業といたしまして、シルバークラブさんが実施するウォークラリー、また、グラウンドゴルフ大会等、健康づくりの事業に対するものでございまして、こちらが30万2,000円。合計64万6,400円の事業に対しての補助金でございます。

○東（充）委員 了解しました。

○俵本福祉課長 続きまして、地域生活支援等事業費補助金でございます。627万1,000円でございます。こちらにつきましては、資料、入の32をお願いいたします。

こちらにつきましては、障害者総合支援法の規定に基づき、市町村が行う地域生活支援事業費の支給に要する費用に対する補助金でございます。県費におきましては4分の1、25%が補助率でございます。

対象経費につきましては、資料に記載しております事業、この合計でございます2,508万4,000円に対する県費におきましては4分の1の627万1,000円が補助金として交付されるものでございます。

○東（充）委員 オーケーです。了解しました。

○俵本福祉課長 続きまして、精神障害者医療費補助金。こちらにつきましては出の資料、54番をお願いいたします。

事業概要といたしましては、精神障害者保健福祉手帳の障害等級が1、2級の方及び自立支援医療、精神通院受給者証の所持者を対象として、医療費の自己負担額から1医療機関当たり500円を引いた額について助成する事業でございます。

これにつきましても県の補助金2分の1がございまして、町の歳出、1,868万8,000円のうち自己負担、所得制限撤廃に伴う新規申請分を除いた1,828万8,000円に対しての4分の1補助金でございまして、914万4,000円でございます。

○東（充）委員 了解です。

○**俵本福祉課長** 難聴児補聴器購入助成事業補助金でございます。こちらにつきましては、身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の児童で、両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満の軽度中等度難聴児に対し、補聴器購入費の一部助成する費用に対する県補助金でございます。

○**東（充）委員** 了解です。オーケーです。

○**上村委員長** 企画財政課長。

○**中本企画財政課長** それでは、予算書28、29ページ、町債の中にごございます山辺・県北西部広域環境衛生組合分担金分についてでございます。

委員ご質問の物価高騰により、この組合の建設費の増額補正を予定しておるが、この当初予算の中にその増額分を見込んでおるのかというご質問でございます。物価高騰に伴う増額分の具体的な金額は現状見込めておりません。委員おっしゃいましたとおり、増額分は補正計上するとの旨の回答を組合から頂いておりますので、それが確定次第、当町といたしましても補正予算を計上させていただくというように考えております。

○**上村委員長** 東委員。

○**東（充）委員** 総額が非常に大きな金額ですので、その15%引き上げるだとか何%引き上げるなんていうと、とてつもない金額になりますので、それを10市町村で振り分けるというんでしょうか、負担していくということになるので、これは必要な部分ですので、欠かせないものだというふうに思うんですけども、そういう中で我々の上牧町の財政にとって、やっぱり非常に大きな金額が必要となってくるということですので、初めにこれぐらいの金額かなというふうになっていたものが非常に大きな金額に、またプラスされてくるということが非常に懸念なものですから、それでお聞きしました。

これ、起債として、ふだんの計画として、物価高騰だとかいうのは置いたとして、起債は大体どの程度の起債を必要と計算をされていたんでしょうか。

○**上村委員長** 企画財政課長。

○**中本企画財政課長** それは2つ目の質問で頂いておったと思うんですけども、将来にわたってどれだけの借入れを必要としていたのかというご質問で頂いていたと思うんですけども、組合に係る借入額につきましては、令和6年度で15億7,500万円、令和7年度で5,510万円、これが見込んでおまして、令和4年度から令和7年度の総額で19億5,250万円を見込まさせていただいておったと。

○**上村委員長** 東委員。

○東（充）委員 よう分からんですけども、これが物価高騰で上がるとなったらまた大変ですよね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、委員おっしゃいましたように、これは令和4年12月時点で組合から提供のあった見込みとなっておりますので、これにも物価高騰による増額分というのは反映されておりません。ですので、先ほどの借入れ総額見込み19億5,250万円から増額する可能性はあるというふうな認識を持っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。これは我々が生活する上において何としてでも必要な施設なわけですので、ここにとっては操業が始まるようになるまで、あと僅かな期間だと来ているわけなんですけれども、それはそれとしておいて、財政負担がやっぱり大きくなって。必要なものなんですけども、その辺はやっぱり担当者の皆さんは十分頭を悩ませていただいて、そして、完成に至るときにはぜひ安心した財政でありますように祈るばかりだというふうに思います。よろしくをお願いします。

それから、もう1点だけ聞きが漏れたんですけども、よろしいでしょうか。先ほど、康村委員からもちょっと質問があったんですけども、第三セクター改革推進債ということで、これは当時、当初は46億でしたかね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 42億です。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 42億をどう借り入れるかということで、りそな、それから南都というところがございまして、やはり、利息の部分でりそなと南都とでは非常に大きな違いがあるということで、当然これだけの大きな金額だったものですから、南都に切り替えるということをおのとき、議会も同意しての第三セクター改革推進債を借り入れるときの、言うたら1つの条件であったというふうに理解しているんです。それで、今、利息は幾つでしたかね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 0.87でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 あのとき、りそなは「0.」と違いましたね。もっと大きかったと思うんですが。ここに変えたということで、10年後に利息は見直すということになっておったというふ

うに思うんですね。それが今になったという理解だというふうに思うんです。これまでに42億あったのがこの23億1,600万というところまで来ているという理解だというふうに思います。

ここでそのまま0.87で収まればありがたい話なんですけれども、ここがどうなるかというのが今ちょっと不透明というところなんですけれども、ここは交渉で何とかなるものなのかどうかということはちょっと私も分からないんですけども、やはり住民負担は、こういう言い方はおかしいですけども、やっぱりこの改革推進債を借りなければ上牧町の財政としてはもたないという状況にまでなっていたと。これも全て土地開発公社の時の首長の誤った施政というんでしょうか、施策であったということが言えると思うんですけども、首長が1つ路線を間違えると、10年、20年では立ち直らないということなんですね。

ですから、やはり住民ととって今のように、今中町長が議会にもそれにおいても、小さなことを議会に相談をして前へ進めていく、非常に大切なことだろうな。それでみんなでその判断をし合えるということが健全な財政を運営していく1つのよい例なのかなというふうに私は理解しているんですけども。

そういう中で改革推進債を借りたことによって、まだまだもたないから借りたいんですけども、毎年毎年当初予算から2億というお金を当然なしとして見て予算を組んでいかなければならない。反対に言いますと、2億という住民サービスがここでできないということにもつながるといふふうに思うんですね。そういう状況の下で10年進めてきた。これからまた15年ですか、進めていかなければならないという状況下になるというふうに思うんですけども、この辺の交渉事は皆さんにお任せざるを得ないんですけど、ぜひ利息の少ない状況で財政を支えていただくために頑張っていただきたいなというふうに、ぜひ頑張ってもらいたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。いかがでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 令和5年の11月末、30日が借換えの日となっておりますので、借換えにつきましては、事務手続、これまでどおり1か月前からの調整とはなってくるんですけども、それまでに相手さん、南都銀行さんと十分協議をさせていただきまして、なるべく低金利と申しますか、利率の安いかかりで交渉させていただき、努力させていただきたいと思ひます。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 よろしくお願ひします。

町長、毎月毎月、書換えに行かなければならないという状況を考えれば、今回のこの思い切った施策で第三セクター改革推進債を借りたということで財政がまあまあ立ち直ったという状況もあろうかというふうに思うんですけど、あのときの苦勞を思えばこの苦勞はまだまだ10分の1程度しかないので、思い切った苦勞をしていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。よろしいでしょうか、町長。ありがとうございます。

終わります。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 それでは歳出に入りたいと思います。

東委員。

○東(初)副委員長 東初子でございます。よろしく願いいたします。歳出の質問を引き続きさせていただきます。

説明の41ページ、下のほうですけども、地域の安全安心推進事業費、14番の工事請負費の防犯カメラ設置工事につきまして、この設置の基準というか、そこをちょっと教えていただきたいというふうに思いますので、工事費71万5,000円のところをお願いいたします。

次に43ページ、説明の上のところから2行目の高齢者防犯電話購入費補助金ですね。ここは20万円となっておりますけれども、前年よりも減額となっておりますので、その理由の説明をお願いいたします。

次に、45ページの説明の出会い・結婚・子育て応援事業費の12の委託料のところですね。ここの説明をお願いいたします。72万円。

その次、47ページの真ん中、PRキャラクター活用推進事業費の12の委託料、フォトスペース制作委託料の39万4,000円について、ご説明をお願いいたします。

それから、60、61ページになるんですけども、奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙費の部分なんですけれども、説明の一番下になるんですが、12の委託料のところ定期日前投票所設置委託料の45万4,000円について、これはラスパのささゆりルームのことなのかどうか、ちょっとあれなんですけど、お聞きしたいと思います。お願いいたします。

併せまして、その次のページ、町議会議員選挙の部分なんですけれども、その上牧町議会議員選挙費の12の委託料の同じく定期日前投票所委託料ですね、60万4,000円。併せて説明をお願いいたします。

66、67ページで、67の説明の福祉医療費助成事業費の19の扶助費の乳幼児等医療費ですね。

18歳まで拡充の部分ですが、ここの説明をお願いいたします。

70、71ページの説明の地域生活支援事業費の19の扶助費、一番下なんです、訪問入浴サービス事業費ですね。新しい事業だと思います。これの説明をお願いいたします。

72、73ページの上のところですね。重度心身障害者、説明の重度心身障害者福祉タクシー助成事業費574万3,000円の19の扶助費の福祉タクシー助成事業費のところを説明お願いいたします。

76、77ページの説明の病児・病後児保育事業費、上のところですね。18の負担金補助及び交付金、病児・病後児保育事業負担金のところをお願いいたします。新しい事業者が入っているということで、お願いいたします。

86、87ページ、不妊・不育治療助成事業費の225万円のところの説明お願いいたします。

88、89ページ、子育て世代包括支援センター事業費の中の12の委託料、産後ケア事業委託料185万5,000円と産前産後ヘルパー派遣事業委託料32万です。先ほどもちょっと説明ありましたけれども、お願いいたします。

それから、13の使用料及び賃借料の子育て支援アプリ情報配信サービス使用料26万4,000円。

それから、その下の出産子育て応援交付金事業費の部分で、委託料の子育て支援ガイドブック作成委託料87万6,000円と負担金補助及び交付金、出産・子育て応援交付金の1,300万円。ガイドブックに関しては刷新して作られるということが説明にありますけれども、どのようなものを作成されるのか教えてください。

122、123ページの節の19扶助費の中の使用料及び賃借料、真ん中からちょっと下のところですね。13の使用料及び賃借料のところの事務用機器借上料、統合型校務支援システム使用料のここの分、借上料が1,391万6,000円とシステム使用料の160万7,000円の部分をご説明お願いいたします。

それから、124、125ページのところですけれども、学校適正化事業費の学校統合準備委員会委員報酬の部分ですね。ここのところ、文教のほうでもございましたが、説明をお願いいたします。

その下の小・中学校体育館空調整備事業費、小・中学校の体育館の空調設備の事業費2億2,931万の部分をお願いいたします。

その下ですね。フリースクール事業費の711万4,400円のところ。

最後に、先ほども入のところでありましたけれども、上牧第三小学校屋外プールの改修工

事について、町民プールを利用されるということなんですけど、交通手段等はどのような形で行われるのか、ちょっと伺わせてください。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 東委員の通告が終わりましたが、ここで暫時休憩とし、再開は3時10分。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○上村委員長 それでは再開いたします。

東委員。

○東（初）副委員長 先ほどの質問の最後のプールのところの質問なんですけど、上小と三小とちょっと勘違いしましたので、私は三小の質問を少しだけさせていただきたいと思います。ですので、先ほど申しあげました交通手段の話はなしということで、上牧第三小学校の屋外プール改修工事についての質問にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページにございます、地域の安全安心推進事業費の工事請負費、防犯カメラ設置工事の基準があるかという質問でございます。

この部分につきましては基準は設けておりません。ですけれども、この設置につきましては、安心安全なまちづくりの実現に向けまして、子どもたちの登下校の様子を記録し、交通事故、防犯等の抑止力を高めることを目的として設置している部分でございます。その中で毎年1度、合同点検というのがございます。その中で地域の方たちの声を反映させたり、学校の状況を確認させていただいて設置するというふうな部分で行っているものでございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 ちょっと補足という形でさせていただきます。

この防犯カメラ設置につきましては計画的にさせていただきます、36か所という計画を基に予算組みをさせていただいて、計画をさせていただいたという部分でございます。令和4年度でこの計画の36か所につきましては全て設置したというところでございます。その中で先ほどの部分で、新たに今回1基、設置したいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。交通事故とかそういうことに対する防犯意識というか、そういうところをメインのように思うんですが、最近は本当に犯罪が全国的に見まして

もすごく増えておりまして、地域の住民の方のお声としまして、やはり、例えばですけれども、公園ですとか、そのような交通をメインではなくて犯罪の抑止というようなことも考えていただきたいというお声がありますので、また、その辺はいかがでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 公園等につきましては担当部署がございますので、そちらと協議、検討させていただいて、設置に向けて考えるところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。このご時世ですので、やはりそういう方面もちょっと考えていただいてということで、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書42ページにございます高齢者防犯電話購入費補助金の減の理由でございます。

この部分につきましては、令和4年度につきましては実績を加味させていただいたりして計算をさせていただいたんですけれども、令和5年度につきましては令和4年度の実績を基に予算組みをさせていただいたという部分がございます、令和4年度、令和5年度についての減額というふうになったところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。令和4年度が20件だったということで、その前は2年度と3年度は29件だったというところなんですけど、4年度が20件だったのでということで、5年度は20件という予定になったということでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 令和5年度のこの予算組みに関しまして、令和4年の実績でございますが、今、3月20日現在で31件がありますので、そのものを加味させていただいて、予算組みをしたという部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 なので、40件ですね。分かりました。よろしく願いいたします。

というのが、やっぱり近隣でもすごく特殊詐欺の電話がかかってきたとかというお話を伺うことがありますので、やっぱり、上牧町も増加傾向にあるのかなというふうに感じたんですが、その辺はいかがでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その増加傾向というのは。

○東（初）副委員長 犯罪というか、そういう電話がですね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 犯罪に遭ったという報告なんですけども、一応、今、役場のほうにも被害があったという件数は何件かございます。その中ですぐに対応するというので、警察等へ連絡させていただいて、未然に被害を防ぐという形で今やっているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。未然に防ぐために本当にこの防犯電話もすごく威力を發揮するのではないかというふうに思っておりますので、今後もよろしく願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書45ページの出会い・結婚・子育て応援事業についてでございます。資料は歳出の18でご提出させていただいております。

この説明ということですがけれども、事業概要から説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○東（初）副委員長 はい。

○寺口こども未来課長 平成28年から町民と行政が協力して少子化対策及び移住・定住促進を目的に育成をした結婚支援を行うマリッジサポーターが独立した団体となり、NPO法人マリッジサポート「赤い糸」を設立いたしました。「赤い糸」のサポーターを中心として、行政と連携しながら婚活イベントや結婚相談会、セミナー等を開催し、結婚を希望する男女の出会いの場の提供や、本人及びその親族に対して、結婚に関する支援を行う事業でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当にそういうマリッジサポートということで、少子化対策の一環として、いろいろとご努力いただいていることに感謝いたします。また、「赤い糸」を設立されまして、成婚率も少しずつ上がっているのでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 現在まで7組の方がご成婚されております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当に大変な活動だというふうに思っております。

また、その中で上牧町に住んでいただいてという少子化対策といえますか、やはり住んでいただきたいというふうに思っておりますが、その辺はどのぐらい住まれておりますでしょうか。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　成婚が決まって、2組の方が上牧町にお住まいでした。残念ながら最近1組が転出することになったんですけれども、現在まだ1組の方はいらっしゃいまして、その成婚されて上牧町にお住まいの方にはお子さんも誕生いたしております。

○上村委員長　東委員。

○東（初）副委員長　分かりました。やはり、一生懸命こうやって活動してくださっている中で上牧町にぜひとも住んでいただけたらなというふうに思いますので、また、ほかの部署の方々と協力していただいて、上牧町に住んでいただいたら、例えばですけど、引っ越し代とかリフォーム代とか何かそういうような助成をしていただいてというような、いろんな案があると思いますけれども、何かそういう形で上牧町に住んだら、ここで結婚、結び合って、ここで住んだら、また得に上牧町にで住めるよというようなことを皆さんで案を出し合っていただけたらなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○上村委員長　こども未来課長。

○寺口こども未来課長　こども未来課の事業というわけではなくて、やはり上牧町全体で、住みよい上牧町というところで、ここの上牧町はすごく住みよいところだなというふうに思えるような事業もどんどん連携しながら進めて、上牧町にぜひ住みたいと思ってもらえるように精いっぱい努力したいと思います。

○上村委員長　東委員。

○東（初）副委員長　ありがとうございます。その形でまた、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長　企画財政課長。

○中本企画財政課長　それでは、予算書46、47ページ、PRキャラクター活用推進事業費の中にございますフォトスペース制作委託料についてのご質問でございます。

これにつきましては、町制50周年を記念して作成いたしました上牧町PRキャラクターの「ゆりはちゃん」、これと商工会が作成されました商工会のキャラクター「上牧ぺたろう」を活用いたしまして、役場本庁舎内において、このPRキャラクターを活用した記念撮影スポットを設置したいと考えております。それに伴う委託料でございまして、委託料の内容とい

たしましてはパネルの作成及びデザイン料ということになっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。

このキャラクターを活用した記念撮影スポットなんですけれども、どんな形でどのように設置をされる予定なんでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 具体的なデザイン等はまだ、それを確定するのは来年度以降になってくるんですけれども、今、考えておりますのは役場のロビー周辺のところで、婚姻届であったり、出生届であったり、そういったとき役場に来られた方が記念として、そこで撮影をできるような形をとというようなものを考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました、やはり婚姻届を出しに来られた方とか、出生届を出しに来られた方がそこで記念写真を撮るといようなことを行っていただくということですね。すごくいい案だというふうに思います。

そこで婚姻届なんですけれども、私たちも要望書で出しておりますが、このたび、ゆりはちゃんが、そういうデザインが上牧町にございますので、上牧町独自の婚姻届を作成されてはと思うんですが。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今、ご質問いただいております上牧町のオリジナルの婚姻届ということで、ゆりはちゃんと商工会のキャラクターでぺたろう君と2つ合わせました婚姻届をデザインいたしまして、4月の1日から役場での配布、出張所での配布、併せまして、ホームページでのダウンロードをできるような段取りで準備は進めさせていただいておりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。すごく明るく、そうやって婚姻届をまた盛り上げて、届自体をかわいらしくしていただけたらうれしいかなというふうに思います。ありがとうございます。

次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書61ページにございます奈良県知事選挙及び奈良県議会議員

選挙費の中の委託料、期日前投票所設置委託料の部分でございます。内容的にも同じですので、次の上牧町議会議員選挙の部分と併せて説明させてもらってよろしいでしょうか。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 併せてお願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、この部分につきましての説明をさせていただきます。この部分につきましては、今回、ラスパの中にありますささゆりルームにおきまして、期日前を開設させていただきます。その中で会場の設営と撤去、あと、スタッフを委託で雇いまして進めるための費用でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これは何日間の設置になるのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 まず、奈良県知事、奈良県議会の部分につきましては、設営につきましては3月31日、撤去につきましては4月2日。スタッフのほうは期日前の日がございましたので、4月1日と2日でございます。町議会議員につきましては、設営につきましては4月21日、撤去につきましては4月22日、スタッフは5人となっているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。

ということはあれですね、ちょっと金額が。45万4,000円が県会のほうで、町会が60万4,000円という差はスタッフの差になりますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 スタッフが奈良県知事等の部分につきましては延べ10人でございます。町議会につきましては5人になっておりますので、その差が出ているというところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 もう一度お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 期日前につきましては4月1日、2日なんですけれども、スタッフにつきましては5名で延べ10人になります。町議会につきましては、22日に期日前をするということで、5名でさせていただくという分で、金額の差が出るという部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 設置委託料だけを見ますと、県会のほうが45万4,000円で、町会のほうが60万4,000円になっていますので、そこが町会のほうがちょっと高いというのが、何か県からの助成とかそういうことで金額が違うという意味でしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 暫時休憩をお願いします。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 3時29分

再開 午後 3時30分

○上村委員長 再開します。

総務課長。

○丸橋総務課長 申し訳ございません。奈良県知事等の部分につきましては31日に設営をさせていただきますので、この設営部分は令和4年度で執行させていただきます。残りの部分につきましては令和5年度で執行するという部分でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。そういうことですね。31日は令和4年度になるということですね。

あと、期日前の周知とかの方法はどういう形で。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 まず、広報紙で周知をさせていただくというふうに考えているところがございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 LINEとか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 まず、そのSNSも使って周知をしていこうというふうには考えているところがございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。以上でございます。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書67ページ、福祉医療費助成事業費、扶助費の中の乳幼児等医療費について、ご説明させていただきます。タブレットの議会資料、歳出の34番をご

覧いただきたいと思います。

そうしましたら、乳幼児等医療費につきましては、上牧町に在住される方で乳幼児及び子どもを養育している方に対して医療費の一部を助成し、乳幼児等の健康の保持及び福祉の増進を図るために医療費の助成をさせていただいております。

この事業につきましては令和5年度から、対象年齢を18歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡充することで、昨年末12月の議会にも条例改正を上げさせていただき、ご承認いただいたところとなっております。

まず、資料に基づきまして、就学前から高校生まで階層別に費用積算をいたしております。1人当たりの見込み金額というところがございますが、それは過去3年間の医療費実績、これの3か年の平均をまず見込み金額として予算の根拠とさせてもらっております。

そして対象人数につきましてはですが、県基準と町単独という形で分けて書かせていただいておりますけれども、乳幼児等医療費につきましては、今回、高校生の拡大もあるんですが、もうそれ以前に所得制限の撤廃を行っておりますので、県の基準で言いますと所得制限ありの制度でございますので、所得制限が本来であれば引っかかっているけれども、うちがお出ししている分につきましては町の単独、要は県補助には該当しないというような形になりますので、分けて上げさせていただいております。

そして、今回の高校生拡大につきましても、県補助の対象とはなっておりませんので、町単独の事業という形で分けて上げさせていただいております。

それで、この550名という数字なんですけれども、条例を上げるときには対象年齢で対象者を計っておったものでして、600名程度と認識をしておったんですけども、ひとり親家庭とか心身障害者医療とか重複されている方とかがいらっしゃいましたので、精査しましたところ、実際には550名が対象となるということで、今回の予算計上とさせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。高校生まで町独自でやっていただけるということで本当に保護者の方が喜んでおられます。町のほうにお声が届いていると思いますが、また、引き続きよろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 71ページ、地域生活支援事業費、訪問入浴サービス事業費でございます。

こちらの事業につきましては、地域における身体障害者の生活を支援するため、訪問によ

り居宅において入浴サービスを提供し、身体障害者の体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、福祉の増進を目的とした事業でございます。

実施内容といたしましては、看護師または准看護師、もしくは介護職員が身体障害者の居宅を訪問し、移動式の入浴セットを搬入して、入浴の介護を行う事業でございます。

対象者といたしましては、上牧町の住民基本台帳に記録されている在宅の身体障害者（児）で、以下のいずれにも該当している方を対象としたいと考えております。身体障害者手帳肢体不自由の1級または2級の所持者、寝たきり等の理由により外出や通所施設の利用が制限されている居宅において家族等の介護を得ても入浴が困難な方、医師が入浴可能と認めた方、介護保険法の規定による訪問入浴介護の対象とならない方でございます。

予算といたしましては、訪問入浴サービス事業費として131万1,000円を計上しております。

以上でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。131万400円の分ですね。説明のほうに2名というふうに書かれておりますけれども、これは扶助費の備考のところに1万2,600円掛ける1回掛ける52週というこれで。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 そのとおりでございます。1回当たり1万2,600円の入浴サービスでございます。それを1回、52週。こちらはニーズ調査で1回ぐらいは入りたいという希望がございましたので、1回。それで、医療ケア児につきましては今のところ3名いますが、2名の方が希望されておりますので、2名の予算計上とさせていただいたところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当に今までこのサービスを待っておられた方がおられると思います。やっぱり肢体不自由な方は本当に大変な方だと思います。また、家族も高齢とかになってきますと、お風呂に入れるというのはもう至難の業だと思いますので、このサービスは本当に喜ばれていると思います。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 予算書73ページ、重度心身障害者（児）福祉タクシー助成事業の説明でございます。

こちらにつきましては、重度心身障害者の生活行動範囲の拡大と社会参加の促進を目的と

して、タクシーの利用料金の一部を助成するため、福祉タクシー利用券を交付し、障害福祉の増進を図る事業でございます。

対象者といたしましては、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A1またはA2、精神障害者保健福祉手帳1級の方でございます。対象者に対して1人当たり400円分のタクシー利用券を40枚、年間交付する事業でございます。

費用の内訳といたしましては、需用費6万8,000円、役務費5万9,000円、扶助費として、助成事業費の分については499万2,000円、手数料、こちらが62万4,000円、合計574万3,000円の事業でございます。

以上でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。今まで本当に出かけたくてもなかなか出られないという方もおられたかと思います。また、こういうふうな補助ができると思われています。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書77ページの病児・病後児保育事業、18負担金補助、負担金補助及び交付金の病児・病後児保育事業費負担金についてでございます。資料が出の80番でご提出させていただいております。

こちらの事業は、保護者が就業している場合など、子どもが病気もしくはその回復期にある際に自宅での保育が困難な場合、保育士、看護師と連携して、病児・病後児保育事業を行う事業でございます。

実施内容でございますが、令和5年度から新たに香芝市実施の病児保育室「ぼっぼ」というところで協定を締結する予定をしております、合計3か所の病児・病後児保育室で事業を行う予定としております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。

新しく香芝市の病児保育室「ぼっぼ」というところ、これが増えたという理由というか事情は。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 病児保育室が増えることによって利用者の選択肢が増えるというところ

ろで、こちらは香芝市にございます。この協定を交わす前でも以前から提携外なんですけれども、実際にご利用されている方もいらっしゃるということもありましたので、こちらの病児・病後児室も見学をさせていただいて、すごくいい状況でもありますし、利用者がご利用になりやすいのではないかとということで、新たに土庫の診療「ぞうさんのおうち」、それから「いちごルーム」、それから「ぼっぼ」というところで、3つから選択できるような形で、住民さんの利便性を考えまして増やしたということでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。本当に住民さんが使いやすいというか、また、重なった場合のそういう選べる選択肢が多いというのは本当にありがたいかなというふうに思いますので、ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書87ページの一番下にあります不妊・不育治療助成事業について、説明をさせていただきます。

歳出資料の83番をご覧ください。令和4年度までは一般不妊治療だけを対象にさせていただいていたんですが、令和5年度からは一般不妊治療に加えまして特定不妊治療も助成の範囲とさせていただくとともに、申請期間も治療開始から5年間という縛りを要綱のほうでつくっていたんですが、それを撤廃させていただくということで、拡大をさせていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 ありがとうございます。不妊治療の範囲が特定不妊治療まで広がったということで、そういう不妊症に悩んでおられる方にはすごくいいんじゃないかなというふうに思います。特定不妊治療は体外受精とか顕微授精にということですよ。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これによって本当に少子化の対策、また、出産が増えることを願っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書89ページ、委託料の産後ケア事業委託料でございます。こちら

の質問内容をもう一度お願いいたします。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 産後ケア事業の現状をちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 令和4年度1月末時点ではございますが、ショートステイ型、宿泊になります。これは3名の方がご利用されております。延べ6泊でございます。デイサービス型、これは日帰りになります。こちらが8名の方がご利用され、延べ日数にいたしまして12日のご利用となっております。アウトリーチ型というのは自宅訪問なんですけれども、こちらは費用は無料なんですけれども、8名の方がご利用されて、延べ回数で言いますと14回ご利用という形になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。産後で本当にしんどいときにこういう助成があると本当に助かるなというふうに思います。

3名の方で延べ6泊という、この状況なんですけれども、これは例えば2日間とか続けてなのか、1日、1日取ってというようなことなのかというのはどうでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ばらばらです。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。以上でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 続きまして、その下にございます産前産後ヘルパー派遣事業委託料でございます。こちらもお出のほうで86番で、資料を提出させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 先ほども説明いただいたのであれなんですけれども、要支援というか、支援が必要と判断した場合のみということだったんですが、この辺の判断基準はどういうことになるのでしょうか。産前だったら、例えば、よくつわりとかそういうのもありますけれども、そういうのは関係ないということになってきますか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 養育支援が特に必要とあると判断した過程といたしますが、若年妊婦及び妊婦健康診査未受診で望まない妊娠等の妊娠期から継続的な支援を特に必要とする家庭

であったりとか、あと出産後間もない時期の養育者が育児ストレス、産後鬱状態、育児ノイローゼ等の問題によって子育てに対して強い不安や孤立感を抱える家庭、それから、食事、衣服、それから生活環境等について不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特にこの支援が必要と認められる家庭というふうな形で判断させていただきまして、産後1年までの間の方を対象といたしております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。ヘルパー派遣事業というのはこれは初めてですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、そうでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 やはりそういう形で助けていただけたらありがたいかなというふうに思います。私もちょっと訪問というか、小学生の見守りをさせていただいているんですけど、たまたまその子をおうちに連れていったときもお母さんもすごくしんどそうな方もおられたりとか、そういう場面も見たことがありますので、やはり、そういう産前産後のヘルパーで助けていただいたら、虐待とかそういうことの防止にもつながっていくのではないかなというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 その下の使用料及び賃借料の子育て支援アプリ情報配信サービス使用料でございます。こちら資料が87でご提示させていただいております。

この事業は町が交付する母子健康手帳の記録をデジタル化することで、一人一人に最適な情報を無料で配信するアプリで、家族の積極的な健康管理を促して、妊娠・出産・育児期の最適なタイミングで医師や専門家が監修した役立つ情報を町から配信し、継続的なサポートを実施する事業でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当に今の時代に合った流れだなというふうに感じております。母子健康手帳の記録をデジタル化というのは、これは以前からあるものなんですか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 母子健康手帳に記載されているような体重であったりとかそういうも

のをそこに入力ができるというふうな形になっているので、とても使いやすいのかなと考えておると、あと、無料で配信するというところがあるので、いろんな情報を配信させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 無料というのが一番魅力かなというふうに思います。困ったときに医師とか専門家の監修した役立つ情報を配信していただけるということで、妊娠・出産・育児の方にはすごくいいかなというふうに思います。

これは記録というのは個人個人がこの中に記録していくということですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 ご自身でそちらに記録していただくという形になりますので。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 その下にあります出産・子育て応援交付金事業費の中の委託料で、子育て支援ガイドブック作成委託料についてございます。

こちらなんですけれども、これまでこういった形で、第1回目の29年に発行の黄色い子育て支援ガイドブック、それから令和2年改定で、ピンク色の子育て支援ガイドブックを作成してまいりました。これが令和2年に改定しておりますので、その後、異動があったりとか変更になった部分というのは正誤表という形でお配りさせていただいているんですが、それを今度また新しく、一番最新なものにさせていただいて、これを基にいろいろな支援につなげたいということで、作成をする予定をしております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。正誤表という形ではなくてそのまま製本されるということですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。ガイドブックは本当に見やすく、子育てに役立つというふうに思っております。いいものができるように、またよろしく願いいたします。あり

がとうございます。

以上でございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 その下、負担金補助及び交付金の出産・子育て応援交付金についてでございます。こちらは出で89で資料を提出させていただいております。こちらの質問内容というのは、もう一度よろしく申し上げます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 こちらの概要にも書いていただいているんですけども、妊娠届出時の5万円、出生届出時の5万円ということなんですが、これは支給は現金という形でという理解でよろしいのでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、現金5万円でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。本当に妊娠・出産はお金がかかりますので、そういう形で助成していただくというのは本当に妊婦さんたちが安心していけるというふうに思っております。

以上でございます。ありがとうございます。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 今のは出産応援で5万円、それから子育て応援で5万円という形になります。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 理解いたしました。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書123ページの事務局費の使用料及び賃借料の校務支援のシステム使用料について説明させていただきます。歳出の資料ナンバーは159番でございます。

こちらに関しましては、教職員が校務の際に使用するシステムの導入に係る費用でございます。こちらは様々な情報管理とかもできますので、業務の効率化や負担軽減を図り、児童、生徒に向き合う時間をつくることで児童、生徒の学力向上を目指すものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これは、先生たちがいろんなデータとかそういうのを手

作業で今まで入れていたものがこういうふうなシステム化されたという理解でよろしいでしょうか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 本当に先生たち、もう毎日毎日忙しい中でのこういうシステムが導入されるということは、時間がそれだけ児童たちに目が向けられていい形ではないかというふうに思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 これは県のほうでというふうにならんとお聞きしたんですが。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 県下統一のシステムでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。県下統一でしたら情報の共有とかもできるということのことでしょうかね。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。以上でございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 続きまして、予算書125ページの学校適正化事業費について説明させていただきます。

今年度も中学校の整備に関しまして、学校統合準備委員会を開催いたしまして、いろいろ協議、検討を行っているんですが、来年度もまた、そういう部会も含めて会議を開催する予定しておりますので、その費用を計上させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 この間、議員懇談会とかでも説明もありましたけれども、今後の計画とかはどのように進んでいかれるのでしょうか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 中学校の整備に関しましては、令和8年4月の開校を目標に今後、校舎

の整備を進めていきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。またよりよい形にしていただけるようお願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、同じく125ページの小・中学校体育館空調整備事業費について説明いたします。こちらに関しましては、小・中学校の体育館は避難所としても指定されておりますので、避難時の環境を改善するためにも空調を整備するというものでございます。また、都市ガスが災害によって止まったときでも、エアのプロパンガスに接続して稼働できるようなシステムの導入も考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当に災害が増えてきておりますので、そういう意味では体育館のこういう整備は大事だなというふうに思っております。よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 同じく125ページのフリースクールの事業費について説明させていただきます。今年度9月30日にフリースクールを開設して事業を行っておりますが、来年度も引き続き行っていきますので、それに必要な経費を計上させていただきました。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。また引き続き、本当に不登校の子どもたちに寄り添っていただいて、今後もよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書129ページの工事請負費の上牧第三小学校屋外プール改修工事について説明させていただきます。第三小学校のプールサイドの下地の剥がれとか、あとまた、建屋の雨漏りがございまして、それらを改修する工事でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。第三小学校に関しては、これはプール授業に影響はない

ということでしょうか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○東（初）副委員長 理解できました。ありがとうございます。以上でございます。

私の質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 皆さん、お疲れのところと思いますが、次の方の通告で本日閉会したいと思いますので、もうしばらくご辛抱ください。

ほかにございませんか。

竹之内委員。

○竹之内委員 竹之内剛です。本日通告だけというところで、通告だけさせていただきます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 それでは順次申し上げます。

まず、41ページになります。説明欄、財産管理費のところの13番、使用料及び賃借料、ささゆりルーム施設使用料について、説明をお願いいたします。

次です。同じページになります。地域の安全安心推進事業、13番使用料及び賃借料のA E Dリース料についてのところです。説明よろしくをお願いいたします。

次に行きます。43ページ、ペガサスフェスタ開催費につきまして、こちらは当初予算の概要の11ページにもお示ししていただいておりますが、それと同様に説明をお願いいたします。

次に45ページの下のほうになります。13番の使用料及び賃借料のペガサスホール使用料、中央公民館使用料のところの説明をお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

次です。87ページになります。説明欄のところの療育相談支援事業、ほほえみ教室につきましての説明をお願いいたします。

続きまして、先ほどの東委員からもありましたが、125ページ、フリースクール事業のところで、東委員の質問では9月30日に開校で、来年度も事業を引き続き行われていくということで、こちらを今年度の内容について少し説明をお聞きしたいので、よろしくをお願いします。

続きまして、135ページです。上のほうになります。通級指導教室ペガサス教室、こちらも当初予算概要の23ページに示していただいておりますので、併用して質問させていただきますので、ご説明よろしくをお願いいたします。

続きまして、151ページになります。社会体育総務費の18番負担金補助及び交付金のところにつきましての質問をしたいので、説明よろしくをお願いいたします。

続きまして、最後です。153ページ、体育施設費のところの12番委託料、こちらの項目の中で何項目か質問させていただきたいので、よろしくお願いいたします。

そして、テニスコートを改修事業費のところです。こちらについても質問をお聞きしたいので、説明をよろしくお願いいたします。

私の通告は以上になります。

○上村委員長 竹之内委員の通告が終わりました。

本日はこれにて散会いたします。

今中町長。

○今中町長 さっきの12の委託料の中で、これは総額1,937万2,000円、この中で何項目か質問しますというような、今、答弁の仕方でしたけど、この中の何を質問するのか、ちょっと項目だけお願いしたいと思います。

○上村委員長 竹之内委員、お願いします。

○竹之内委員 まずどちらから言えばいいですか。

○上村委員長 153ページのこの中から何種類かとおっしゃった。

○竹之内委員 具体的に言ったらいいですね。

○上村委員長 はい。

○竹之内委員 153ページにつきましては、委託料のところですね。こちらは上から5番目、町民プール管理委託料についてです。町民プール管理委託料。1点で結構です。

もう1つありましたね。151ページに戻っていただいて、151ページの社会体育総務費のところの18番の7つの項目の中の、こちらはスポーツ少年団補助金及び登録料につきましてと、それと、来年度は体育祭は開催されるという方向だとお聞きしておりますが、ここは体育祭の走られた方に手渡している参加商品の予算が毎年40万程度で上がっていたと思うんです。来年度の体育祭についてのそちらが見当たらなかったもので、今年はどうされますかというところの質問をしたかったんです。

これでよろしいですか。お願いします。

○上村委員長 それでは、本日はこれにて散会いたします。

再開は明日3月10日午前10時といたします。

散会 午後 4時12分

予算特別委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月10日(金) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について
議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について
議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について
議第30号 令和5年度上牧町下水道事業特別会計予算について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
委 員 康村 昌史 牧浦 秀俊 竹之内 剛
東 充洋
議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
企画財政課長 中本 義雄 まちづくり推進課長 金崎 恭彦
建設環境課長 武安 康至 上下水道課長 南浦 伸介
住民保険課長 和田 暁 税 務 課 長 木下 優子
徴 収 課 長 山本 敏光 福 祉 課 長 俵本 大輔
生き活き対策課長 林 栄子 こども未来課長 寺口万佐代
教育総務課長 辻村 純 社会教育課長 吉川信一郎
文化振興課長 野崎 威志 会 計 管 理 者 松田 志穂
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会委員長の上村哲也です。

早速ですが、昨日に引き続き、令和5年度上牧町一般会計予算について、総括、歳入は終わっております。歳出の竹之内委員の通告が終わっておりますので、順次、答弁お願いいたします。

竹之内委員。

○竹之内委員 おはようございます。2日目になりますが、よろしく願います。

それではまず、通告いたしましたささゆりルームにつきましてですけれども、使用の規定につきまして、それと使用時間、利用時間について少しお聞かせいただきたいと思っております。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページにございます使用料及び賃借料のささゆりルーム施設利用料の部分でございます。内容というご質問でございます。この部分につきましては、住民の方々の子育てや就業を支援し、子育て家庭及びその活動を支援する団体などの総合交流の促進と、地域のコミュニティーの形成と福祉の向上を図る目的のために、ささゆりルームを設置させていただきまして、利用していただいているところでございます。予算といたしましては、利用料という形で予算を計上させていただいております。その中で、利用時間という部分でございます。利用時間につきましては、午前9時から午後9時までというふうに規定をさせていただいております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 数年前に、大型スーパーの経営者が変更になり、営業時間の変更になったという事で、そのときに質問させてもらったんですけれども、利用時間の変更ということで、午後9時までになったという事で、スーパーの営業は12時までと確認しているんですが、朝9時から夜9時までという事で、来年度も変更なしでいいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 変更ございません。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 9時ということで、利用する側にとって、9時というのは適格かどうかはあれなんですけども、いろんな兼ね合いがあって9時と決めるというので、それで理解します。それと、さきに述べていただいた住民の方のコミュニティーということで、ささゆりルームを開放されるときに、町民の方の利用ということで、利益を伴うような団体の使用はできな

いということがあったんですが、その辺につきましてはどうですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今もその考えは変わっておりません。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 それでは、最後ですけれども、今、商業施設は休みなしに経営されておりますが、ささゆりルーム、1週間のうち、この日は使えないとかという定休日等があるのか。それと、利用状況について少し、どのような時間帯で、空いている時間とか、満杯とか、そういうイメージでお聞きしてよろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 ささゆりルームの休室日でございますが、12月28日から翌年の1月4日までの日と、あと、ラスパ西大和店の休店日が休室日となっているところでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 理解しました。ありがとうございました。以上です。

続けてお願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 利用申請、数でよろしいでしょうか。団体、個人の方を含めまして、21の利用の申請を頂いているところでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございました。以上で結構です。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 続けまして、その下ですけれども、AEDのリースの件につきましては、こちらは何かお聞きしたいことがあって、まず、設置場所についてですけれども、前年度より増えているかどうか、少しお聞きします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 AEDの設置につきましては、令和4年度まで28施設に28台設置させていただいていたところでございます。令和5年度からは、1台、1施設追加させていただきまして、全体的に総務課で管理させていただいている施設につきましては、29施設と29台というふうになっているところでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 29施設の予定ということで、ホームページで、設置場所の周知はしていただい

ていると思うんですけども、順次、見やすいように載せていただいているということによろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 設置場所につきましては、見やすく周知をさせていただいているところがございます。今後、また追加等ありましたら、更新をさせていただきまして、周知させていただこうというふうに考えているところがございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 AEDにつきましては、近隣のスーパーやら銀行に設置されているということで、理解しているんですけども、学校等の施設においては、本来、職員室にあったものは、今は体育館の外に設置していただいたり、非常に何か緊急のときに利用できるということで、施設を利用させていただいたときに、確認させていただいています。学校等、外に設置になるので、最後、言っているのは、外の設置ということで、安全面といたしますか、いたずら等のこと、小学生も中学生もその場所にいるわけですので、その店に関して、何か支障が生じたことはありますか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 学校施設に設置しているAEDでございます。今、外にも各1施設に1台設置しているところがございます。先ほどの質問の中で、いたずらというところがございます。その部分につきましては、防犯カメラ等で鑑賞しておりますので、その部分で、いたずらがないのかなというふうに感じているところがございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 なぜこんな質問をしたかという、1,000回に1回、万に1回でも、その命を救うという上で絶対に必要なAEDということで、本当にそのときに使えないことがあったという事例も聞いたので、その辺の、カメラで監視されていて、子どもがいたずらすることはないだろうとお聞きしたので、安心しました。

以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書42、43ページ、ペガサスフェスタ開催日についてというご質問ですけども、委員、これはどのような。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 去年、ペガサスフェスタが開催されまして、私も見学させていただき、そして

見学させてもらった中で、ちょっと気になった点と、どのようにされているのかという点が、何点か質問させていただきます。

まず、2022年11月に開催されましたペガサスフェスタ、非常に盛況で5,000人だったと思うんですが、その程度の方が来られて、非常に人気だったということで、晴れてよかったんですけども、不思議とペガサスフェスタは、開催されてから中止になったことがないというジンクスを持っておられて、どなたか本当に晴男とかがおられるんだなと喜んでおります。気になる点といいますのは、雨天の場合は、中の行事も中止というお知らせがあったので、参加者の中から、どのような理由で中も中止なのかなということがあったので、その辺の確認をしたかったので、なぜ雨の場合は中の行事も全て中止なのかを、少しお聞かせください。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 結構、きつい雨が降った場合、2000年会館の駐車場が、水が結構たまるようになっておりまして、あそこが調整池の代わりの役割を果たしている場所ございまして、結構大きな雨が降った場合に、あそこの駐車場がかなりの水がたまってくるということで、小雨程度でしたら大丈夫なんですけれども、ちょっと大きな雨が降った場合は、駐車場が水がたまってくるということで、そういう形になっておるといものでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 2000年会館の建物の下の駐車場が、水がたまるシステムになっていると。大雨のときはそこが使用できなくなるということで、駐車スペースもなくなるということで、全面的な安全を考えて中止にされたという理解でよろしいですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。

それでは、次ですが、今年度、11月に開催されましたペガサスフェスタ、一般のお店というか、バザー的なことで出されるのは控えられて、キッチンカーが数台来られてやられてたんですけども、5年度におきましても、創意工夫されると思うんですけども、同じような形態でいかれるという計画ですか。全面的な計画で、バザーのお店出しのことだけで結構ですので、少しお願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 令和5年度の事業につきましては、ペガサスフェスタについては、多方

面での調整が必要になってきますので、詳細などいいますか、具体的にはあれなんですけれども、今年度、好評であったこともございますので、大きくは変更にするということは考えていないんですけれども、ただ一部、今年度、町制50周年ということもございまして、大きなところで言えば菊人形、これが50周年記念事業とやっておった事業なんですけれども、こういうものは来年度、令和5年度については、実施をしないという形にさせていただこうとは考えておるんですけれども、全体といたしましては、大きく変更はない形で行っていくかなというふうに、現時点では考えておるところでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ペガサスフェスタに関しては、お店出しを楽しみにしている団体の方もおられたりするので、その辺、また、検討しながら、周知しながら進めていただければと思います。

次ですけれども、今年度の開催に当たって、外の舞台が設置されなかったと。中だけでやられたと。従来、外の舞台で出られていた方も、中の舞台で参加されたと。私らの団体もダンスで、外で参加させてもらいましたが、今年は中でということで、中でやった人たちが、何か中のほうがええなという話も聞いていて、来年度ですけども、これも計画の中で、外と中と、中だけでやられるのかも、また、外も建ててやられるのか、その辺の来年度の計画について、少しお聞かせください。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 来年度につきましても、中のスペース、ホールのスペースだけで実施させていただこうとは考えておるんですけれども、これも出演者の方との調整がまた必要になってくると思いますので、その辺、出演者の方と相談をさせていただきながら、また進めてまいりたいというふうに考えております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。以上です。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 続きまして、45ページのNHK公開番組の事業費のところ、13番のペガサスホール使用料、中央公民館使用料という形で通告していますので、内訳で結構ですので、よろしくをお願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書45ページのNHK公開番組共催事業費の中の使用料及び賃借料の42万3,000円でございます。これにつきましては、公開番組の実施に当たりまして、

出場者の控室でありますとかスタッフの控室、また、実施本部などに使用するために、中央公民館、そしてペガサスホールの使用についての予算を計上させていただいております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 これは6月開催予定ということでよろしかったのでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 6月4日、日曜日の開催ということでございます。ただ、前日が予選会、その前日に設営ということでございますので、延べ3日間使用という形になっております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 この質問の中で、6月4日は、5月8日に国の方針で、コロナウイルスの分類化が5類に定義づけが変わるので、その辺は異常ないかと思いますが、その辺の懸念をしていたので、答弁、ちょっと欲しいんですけど、マスク等の密の関係とかありましたが、その辺は5月8日で解除とはいかないんですよね。どのようになるか分かりませんが、その辺の注意とか、懸念されるところを少し、注意される点、あれば。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 一応、今、解除という形で、政府の方針もなっておりますが、前回の2月に開催いたしましたNHKの公開番組のときと同じでございますけれども、施設のかけておりました入場制限も、通常に緩和いたしておりますので、そのキャパ数に関しましては、通常通りということになっております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 6月4日、たくさんの方が出られて、盛り上がることを願っております。以上で結構です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書87ページの療育相談支援事業費について説明させていただきます。これは、ほほえみ教室と称しております、小集団で一人一人の発達や特徴に合わせた療育プログラムを通して、発達を支援していく教室でございます。例えば、言葉が遅いとか、コミュニケーションが取りにくい、落ち着きがないとか、発達に偏りがある等の方々に、親子共々参加していただいている教室でございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。こちらは、今までも何度か質問させていただいておりますけれども、大きくは療育相談というところですが、教室にはなりませんかというところ

でも、相談という位置づけであるけれども、教室同等の内容でやらせていただいたということでお聞きしました。これ、一般質問でお聞きしたんですけれども、その中で、相談をされに來られて、教室同等のこともやっているということで、教室等のやられている内容を聞かせていただきたいのですが。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 火曜日と金曜日の9時から9時45分、10時から10時45分、2つの2時間制の教室をさせていただいております。療育支援プログラムと申しますのは、発達の専門家の先生と、あと、特別学級の指導できる先生とで、どういったプログラムが大事かということで、いろいろ一人一人のメニューを組ませていただいております。45分の中で、例えば、羽目板が必要だったら羽目板とか、ダイナミックな遊びが必要な子にはダイナミックな遊びといった形で、全体でもしますけれども、一人一人の課題を与えられて、取り組んでいただくという内容になっております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 詳しく説明ありがとうございます。最後なんですけれども、内容をお聞きして、利用状況、毎回変わっていくんですが、相談に関する利用状況、例えば、1年間通して、どの程度の、多いのか少ないのか、混み合ったりする時期もあると思いますが、利用人数について少しお聞きしたいと思います。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 今年度は、実質14名の利用がございました。来年度予定しておりますのが、今のところ7名でございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 利用者につきましては、毎年変動してましたし、前回、質問したときにも、途中から相談に來られる方もおられるということで、なかなか把握はできないと。利用者がこれだけおられるということで、やはり必要だなとも感じますし、引き続きやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。以上です。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書125ページのフリースクール事業費について説明いたします。今年度9月30日に、不登校児童の居場所づくりということで、フリースクールを開校して、現在、事業を進めているところですが、来年度も引き続き事業を進めていく予定でございます。その経費として計上させていただいております。令和5年度の新規というか、臨

時的なものとしては、工事請負費の相談室の引き戸設置工事になっております。こちらに関しましては、施設の1階に小さいお部屋、ございますが、もともとそちらに扉がなく、現在は子どもさんが1人になりたいときに利用したり、先生と子どもさんが面談をしたりというときに使っているんですが、今、入り口について立てみたいものを置いているんですけども、プライバシーの保護という点から、扉の設置工事を計上したものでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 予算の積算根拠の説明、ありがとうございます。

続いてですけれども、今、1週間のうちで、毎日ではなく、何曜日と何曜日、何時から何時ということになっておまして、その変更はありませんか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 当初から変更はございません。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。次ですけれども、指導体制について少しお聞きしたいのですけれども、指導者の方の人数と役割を少しお聞きしてもよろしいですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 指導してくださる方というのは、当初は4名の方をお願いしておまして、教員免許を持った方もいらっしゃいますし、認定心理士の資格を持った方もいらっしゃいますので、少し勉強を教えたりというところとか、あと相談に乗ったりとか、ちょっと体を動かすようなことも一緒にしたりということでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 認定心理士の方が1人おられて、指導者に教員免許を持っておられる方がおられて、子どもたちが通って、概要のところにも書いていただいている説明を読めば分かるのですけれども、居場所を提供しながら、学校復帰と社会自立を目指す、これは当初から確認しておられたと思うのですけれども、それに当たりまして、去年度、お聞きしている中では5名来られていると聞いておりますけれども、一人一人の把握も大事になるので、居場所も大事ですけれども、一人一人の資質といいますか、なぜ不登校になったのかとか、大きなくりで言いますと、認定心理士の方と教員の方がおられて、この生徒はどのように指導するからどうなったのかとか、ケース会議についてはされておりますか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 月に1回、定例会を開いております。

○竹之内委員 ここは非常に大事だったので、お聞きしたかったのです。ありがとうございます。

次ですけれども、指導者の方の、教員免許を持たれた方と、認定心理士の方がおられると。指導者の方の年齢とかそういうことはお聞きしてよろしいですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 幅広い年齢層の方がいらっしゃいます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 例えば、現役の教員免許を持たれた方は多世代におられると思うんですけども、なぜお聞きしたかといいますと、通っている児童、生徒は、その年齢ですけれども、フリースクールの場合、関わっていただける年齢の方が重要になってくると思うんですけども、今、幅広い年齢層とおっしゃいましたけど、例えば、65歳の方の教員免許を持たれてる人も教員免許を持たれていますし、大学卒業したすぐの25歳の方も教員免許を持たれています。子どもたちにとったら、年齢に近い人のほうが、コミュニケーションも取りやすいかなというところもあるし、逆に少し離れているほうが安心するというところもあるので、その辺をお聞きしたかったんですが、年齢は、いろんなデリケートな部分もあるのでということで、そういう答弁いただいたと思うんですが、その辺はやはり考慮していただいて、フリースクールの中の通っている子どもたちに合ったニーズの年齢層が一番いいんですけども、と言っても、なかなか指導者の方がたくさんあふれているということでもないなので、その辺を少し考慮しながら指導体制をつくってほしいと思いますけど、いかがですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 補助的な立場で、大学生の方も入っておりますし、もちろんベテランの方もいらっしゃいますので、その点では、幅広く見ていただけたらと思っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。最後になります。フリースクールは、自身で通って帰るという形態を取られると思いますが、通っている児童、生徒の手段、どのように、例えば、歩いて行きます、歩いて帰ります、車で行きます、帰ります、あると思うんですが、その辺の、早く帰りたくなってきたときはどうするのかとか、そういう対応はどうされているのか、お聞きしていいですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 通学手段に関しましては、保護者の方に送り迎えをしてもらっている子

どももいますし、自分で歩いてくる子どももいるんですが、早く帰りたい子どもは、もちろん好きな時間に帰れますので、保護者に電話して迎えに来てもらうとか、自分で帰ったりというのは自由でございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。以上で結構です。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 続きまして、予算書135ページの中学校ペガサス教室運営費について説明いたします。上牧町におきましては、小学校もちろん、中学校に関しましても、令和2年度に上牧中学校にペガサス教室を開設いたしましたので、それに要する費用の計上となっております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 予算の概要の23ページに説明を書いていますので、そちらを引用したいと思います。小学校におきまして、特別支援学級に入級しなくても、通級学級指導で、個々の教育ニーズに合った教育を受けることができ、成果を上げていくと。いわゆる抽出的な希望をしていくという形で理解しますけれども、中学生のペガサス教室も開設していただくことになっていると思うんですけども、こちらの事業概要を見ていましたら、下段のほうですけども、中学校通級指導教室では、上牧町立中学校に在籍している生徒が指導を受けるということでもあります。小学校の場合は、出前といいますか、訪問もやられていると書かれていますけども、中学校につきましては、どのようになっていますか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 中学校におきましても、第二中学校に訪問通級指導を行っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。

最後に、今年度の利用人数だけお聞きしてよろしいですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 以前、9月に報告させていただいてから、途中入級とかでちょっと増えておりまして、現在、小学校では55名、中学校では14名となっております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 昨日の通告の中で、151ページの社会体育総務費の18番、負担金補助及び交付金の項目の中で見させてもらったところでは、今年、町民体育祭は開催されると思いますが、その予算が毎年40万程度組まれていましたが、ここ3年間なくて、今回、まず、町民運動会が開催されるかどうかお聞きします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 まず、体育祭の予算の件でございますが、令和4年度につきましては、開催予定ということで予算計上しておりましたが、実施しませんでしたので、補正で減額させていただいていることでございます。それと、5年度に関しましては、予算書のとおり、計上はしていませんが、令和5年度に関しましては、町としては、町民体育祭の在り方と、今後のどういった形で進むかということをしっかり検討する年度として考えております。それと、先日、スポーツ協会の役員会を開いていただきまして、協会のご支援が、今までの体育祭でかなりお手伝いしていただいておりますので、その辺もスポーツ協会と相談しながら、令和5年度の体育祭であるのか、スポーツイベントであるのかをしっかりと検討させていただきたいと思っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 詳しい内容説明ありがとうございます。私がここで質問したのは、昨日も通告しましたけども、体育祭があって、みんなが参加します。走った後に景品をもらいます。その景品を計上してあったので、40万って何ですかと聞いたら、それは景品ですと言ったので、今回なかったの、どのようにされるのかということと、あと、今、令和4年度ですけれども、3年、2年、1年と遡ると開催されてなくて、何年か前に、今年はなかったですけども、どうされますかと言ったら、去年の景品がありますから、それを使いますという答弁を頂いてたんです。それ以後、景品を使う機会がなかったの、その景品を、もしかしたら5年度に使われるのかなということで、ちょっとお聞きしたかったんです。その辺はどうですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 体育祭の景品に関しましては、最近、ここ数年は予算計上させていただいていないのが現状です。今、竹之内委員おっしゃった、過去に計上していたので購入をしているストックというのがございまして、今後、体育祭を開催する場合は、そのストックを景品として使用しようということで、最近は予算のほうは計上しておりません。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 もしあった場合は、前回にあったのをお使いになるということで、そこで少し

お聞きしたいんですけども、4年間置いている景品があると思うんです。私、プール再開されましてから、水泳教室を担当させてもらうんですけども、道具を出し入れさせていただくときに、倉庫に荷物があるので見ていたら、何々競走用ってあるんです。あそこは塩素があって、いろんな薬剤があって、多分、プラスチック等があると経年劣化していくと思うんです。それで、もしそれを使用するのであれば、前年度ストックしていたものを使用すると、課長言っていただきましたけども、必ず点検をしていただいたほうが、あれってなるかもしれない、僕、見たときにそう思ったので、その辺のご注意だけしていただきたいと思って、質問させてもらいました。いかがですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 その辺の管理体制はしっかり確認もさせていただいて、今の状態も確認させていただきますので、しっかり管理していきたいと思っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 今年度は、5年度におきましては、今、答弁いただきましたように、スポーツ大会、行事等新しくなるという話をされてということで、非常に期待しておりますので、また連絡等いただけると思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書151ページでございます。社会体育総務費の下の18番、負担金補助及び交付金の中のスポーツ少年団補助金及び登録料についてのご質問でございます。令和5年度の計上といたしましては、スポーツ少年団、今現在、10団体登録されているんですけども、新たに入る方も含めまして、1人1,400円の162件計上させていただいた22万4,000円の補助と、県のスポーツ少年団の登録するのには、職員と指導者1人登録する3,000円を込みまして、22万7,000円の計上をさせていただいた次第でございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 これは前回にもちょっとお聞きしたんですけども、1人1,400円補助金が出ると。来年度においても、町外は出しませんということでお聞きしています。それは変わらないですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 変更ございません。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 この項目の中で、私、言っておりましたと思うんですが、もう1個なんですが、

町民プールの委託料につきまして、通告しておりませんでしたか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 通告はお聞きしておりますので、説明させていただきます。

○竹之内委員 お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 町民プールに関しましては、令和5年度も令和4年度同様、開催させていただきます。それに伴いまして、人件費であるとか、維持管理であるとか、点検であるとかという費用を計上させていただいた次第でございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。そこで、説明の中での質問をしたいんですけども、日頃のプールの開催時の管理の委託者につきましては、どのような選定をされますか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 令和5年度の選定をどうされるかというご質問でよろしいでしょうか。

指名業者の登録ですけども、プールの管理の業者数がそんなに登録がありませんので、指名競争入札で進めさせていただこうと考えております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 規定のできる業者が少ないということは、今も答弁いただきましたけれども、この質問の中で、プールが開催される以前の管理者の方と変わっていると思うんですけども、プールは、安全面に関しまして、例えば安全、清潔、いろんな面で管理していただけていると思うんですが、その中で、前回、閉鎖になる前の業者さんの場合を言わせていただくと、草刈りやら、子どもに対する対応やら、休憩やら、私らのほうも、安全面ですごく安心して参加できたんです。年が変わり、前年度の夏に行きましたら、管理の状態が、少しどうかなと思うところがあったので、その辺に関しましては、何か管理されている側からと、そして、利用されている町民の皆様から何かお話が出てないんでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 委託業者の指導であったりというのは、契約時にはしっかりと研修等も受けておられるということで、それと管理者である私どもも、コロナのこともありますけども、プールの監督体制については、死に至りますので、その辺はしっかりとしてくださいということで、話はさせていただいております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 管理者の課長のほうには届いてないかもしれないんですけども、少し意見、苦情に近いようなことも頂いていたたので、今、管理体制をしっかりとするという形を取るといことで、いま一度、命につながりますので、その辺を厳しく管理していただけたらと思います。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 今ご指摘のところでございます。委託業者が変更になったという話は承知しております。委託に際しましては、しっかりとした仕様書を提示させていただいて、仕様書に基づく履行はされているものというふうに認識をしております。今、委員ご指摘のところについて、うちのほうには声はまだ届いてはおりませんが、基本的に水、利用していただく方、子どもたちも含めて、安全を確保することが何よりも大切だというふうに認識をしておりますので、今後、利用していただく方が安全に気持ちよく使っていただけるような環境整備に、継続して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 今、水のことで言っていただきましたが、上牧町のプールは、非常に水がきれいだということで、近隣の施設からも評判がいいです。水に関しては本当にきれいで、水泳教室におきましても、安心して使わせていただいております。来年度、上牧小学校の児童も、プールを利用する方向で検討されているということなので、やっぱり管理に関しては、一層厳しく管理していただけるように、お願いしておきます。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 来年度については、上牧小学校の子どもたち、町民プールを利用するという形で進んでおります。その部分につきましては、教育委員会内部で、教育総務課、社会教育課が連携をしながら、町民の方々に不利益が及ばないようなスケジュール管理等も含めて、鋭意検討しているところでございますので、ご理解を頂ければというふうに思っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 ありがとうございます。では、次、お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書153ページでございます。テニスコート改修事業費の第1テニスコート補修工事についてのご説明をさせていただきます。議会資料で198番をご覧いただきたいと思ひます。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 令和4年度に関しましては、テニスコート補修工事の実施設計をさせていただきますまして、その実施設計が完了しまして、書いていますように予算額、第1テニスコート補修工事7,377万9,000円を計上させていただいていることです。第1テニスコートにつきましては、41年が経過してしまして、補修のほうも限界が来ておりますので、コート全面を改装して、新たなコートを2面、改修工事で作成させていただきたいと思っております。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 今、課長が答弁していただいたように、写真見ましても、利用者から、つぎはぎだらけで、見てくれもそうですし、使い勝手も非常に大変ということで、大変な高額になるんですが、数年前には下のテニスコートを順次交換されて、テニスコートはテニスコートで出てくるので、1と2があるのを、皆さん、ご存じない方も多いので、毎年テニスコートを改修するののかということもあったので、今回は思い切って全面を替えていただくという、非常にすっきりきれいになるということで、この写真を見ていただいたら、次の写真を見るのが楽しみになってくるんですけれども、分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○上村委員長 竹之内委員。

○竹之内委員 これで、私の質問は全て終わらせていただきます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 牧浦です。今日もよろしくお願いいいたします。

令和5年度上牧町一般会計予算書の歳出の部分でお願いいたします。

36、37ページ、中ほどの負担金補助及び交付金の職員研究費、令和4年はどういうことを行ったのか、また、令和5年の内容を教えてください。

その下の職員自主研修補助金、令和4年はどのくらいあったのか、令和5年の受講される予定はあるのかどうか教えてください。

その下の総務費の12番委託料、安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作業業務委託料、これはどんな人がどんなことをするのか教えてください。

その次、38、39ページ、ホームページ運営管理費、ホームページ保守管理委託料、作業内容はどうであるのかと、使いにくい部分の改善はどうされているのかを聞かせてください。

続きまして、40、41ページ、地域の安全安心推進事業費、ほかの委員からもありましたが、防犯カメラ設置工事なのですが、設置基準はどうなのか。それと、これは住民要望でつけら

れるのか、それとも委員会で決めるのかどうか、教えてください。

1つ抜けていました。その上の40、41ページなんですけども、植木管理委託料、消毒と伐採、剪定があるんですが、費用が上がっています。どの部分で上がっているのか教えてください。

その下の草刈り委託料、16か所、香芝市上中は旧焼却場なんですけど、五軒屋はどうか。佐味田は新町の住居のところなのか教えてください。

42、43ページ、ペガサスフェスタ開催費、内容は、50周年から、次のペガサスホールはどんな考え方をしておられるのか教えてください。

その下の「すむ・奈良・ほっかつ」事業費負担金、御墳印帖を利用して何かするという計画があるんですけども、これの内容を教えてください。

その下の協業のまちづくり公募型補助金事業費、協業のまちづくり公募型補助金についてですが、令和4年、どのぐらいの公募があったのか、また、令和5年は、予定ではどうなっているのか教えてください。

次、44、45ページ、NHK公開番組共済事業費、最近、ラジオ体操、それと、最近もまだ近いとか民謡も何かあったと思うんですけども、民謡魂ですか、NHKが頻繁にあるんですけども、これはどういう考えでやっておられるのかということで、お願いしたいと思います。

それと、その下の上牧魅力発信発掘推進事業費、内容は上牧町のファンをつくとあるんですが、例えばどんなことを考えておられるのか教えてください。

その次、46、47ページ、ふるさと納税業務委託料。ふるさと納税の物品、それから内容を教えてください。

その下のライトアップ事業費、桜ライトアップ委託料の100名の内訳を教えてください。

その下のPRキャラクター活用推進事業費、委託料、LINEスタンプの導入をされるんですが、どのように拡散していくのでしょうか。町内外とも示してあるんですが、その辺を教えてください。

その次、53ページ、犯罪被害者等支援事業費、町内で発生している部分なんですけども、令和4年度は何件かあったのでしょうか。

64、65ページ、指定統計費、指定統計報酬、どの地域をどのような方法で調査して、何に利用するのか教えてください。

その次、66、67ページ、委託料、ほほ笑みサロン片岡管理業務委託料、ほほ笑みサロン片岡の利用状況を聞かせてほしいのと、予算根拠の説明をお願いいたします。

前の委員もありましたが、福祉タクシー助成事業費なんですけど、400円を40枚、年間1万6,000円ということやと思うんですけども、これの悪用防止とか、足りない場合はどうなのか教えてください。

次が86、87ページ、不妊・不育治療助成事業費、令和5年度から治療範囲が拡充されます。また、利用期間も5年間撤廃になるんですけど、こうなったときに予算根拠はどうなっているのか教えてください。

それでは、102、103ページ、有害鳥獣被害防除事業費、有害鳥獣狩猟者謝礼、令和4年はどのぐらい取れたのか。令和5年は、今のところどのぐらい取れているのか。また、被害状況はどうなのか。そしてまた、カラスはどうなのか。ごみだけじゃなく、ふんであるとか果樹とか、そういうものがあるんですけど、この辺はどうなっているのか聞かせてください。

同じく103ページ、農地費、負担金補助及び交付金、土地改良施設維持管理適正化事業拠出金、タブレット出の103、残りの10%ということなのですが、説明をお願いします。これは危険の意見に指定される部分とは一緒なのでしょうか。

108、109ページ、道路水路維持管理費、道路水路清掃委託料、土砂の処分は町でできないということなんですけど、どこに委託されているのか、どのような処分をされているのか、教えてください。

110、111ページ、地域交通環境整備事業費、バス停ベンチ上屋建築確認申請関連業務委託料、これの設置する基準はあるんでしょうか。片岡台3丁目のバス停の五位堂向きのほうのバス停にベンチが置いてあると思うんですけども、そこにはなかなかスペースがなくて、今、立てているようなベンチは設置できるかどうかということなんですけども、その設置する基準はあるのかどうか教えてください。

次、118、119ページ、消防屯所整備事業費、消防屯所改築工事実施計画業務委託料、北上牧の屯所は改築になると思うんですけども、それから、片岡台の設定があると思うんですけど、片岡台は設計やと思うんですけども、この内容を教えてください。また、北上牧の屯所はいつ上がるのかどうか、教えてください。

次、122、123ページ、教育総務費の13番使用料及び賃貸料、総合型校務支援システム使用料、教育の質の向上、児童、生徒の学力向上とあるが、どのような方法ですか、概要の説明で分かりにくいので、説明をお願いいたします。

これはもう前の委員があつたんですけども、私の聞きたいのは、小中学校体育館空調整備事業費の中で、災害時の電源バックアップシステムはどのようなものか。そしてこれ、前の

委員のときに、プロパンガスとつないでと説明あったんですけども、再度お願いいたします。

その次の126、127ページ、小中学校体育館公衆無線LAN整備事業費、これは災害用なんですか、それとも、生徒たちが使うことはあるのでしょうか。お願いいたします。

次が140、141ページ、児童図書制作事業費、この中で報償費、児童図書制作絵づけ指導士謝礼とありますが、第2弾の児童図書の内容は、もう決まっているのでしょうか。言えるところまで結構ですんで、お願いいたします。

その次、146、147ページ、学校地域パートナーシップ事業費、この中で学校地域パートナーシップ事業コーディネーターの委員会、パートナーシップ事業運営委員会ってあるんですが、どのような委員会をされているのか。そしてまた、学校支援の方が減ってきているんですが、募集方法はどのようにされているのか、教えてください。

私は以上です。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 牧浦委員の通告は終わりました。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○上村委員長 それでは再開いたします。

順次答弁をお願いいたします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書37ページ、負担金補助及び交付金の、まず職員研修費のことについて答弁させていただきます。

まず、これにつきまして、令和4年度の実績をお伺いですが、全国市町村国際文化研修所の研修に2件、防火管理者の研修に4件、そして、保育士等キャリアアップ研修に1件等々の研修に参加いたしております。主に宿泊を伴う研修でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 結構です。令和5年の予定はあるのでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これから募集ということでございますので、まだ予定は未定ということでございます。

○牧浦委員 分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 次に、同じく予算書37ページの職員自主研修補助金の15万の計上のところでございます。これにつきましては、職員の勤務時間外に自主研修を行うとする職員を支援することによって、自己啓発及び資質、能力の向上に資することを目的として実施いたしております。現在、社会福祉費の資格申請等の申請がありまして、これの研修という形でございます。一応予定という形になっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これは勤務時間外しか認められないのでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 勤務時間外ということでございますが、あくまでも自己研修という形でございます。その場合、研修の日程等にもよりまして、必要な場合におきましては、職務免除扱いとさせていただきます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書37ページにございます委託料の安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務委託料についての内容でよろしかったでしょうか。

まず、内容でございますが、この部分につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴いまして、個人情報保護法が、地方公共団体に直接提供されることになったため、地方自治体には対応が求められるというところでございます。その1つといたしまして、個人情報保護法の求める安全管理措置、保有個人情報の漏えいや滅失または毀損の防止、また、その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じる義務が課せられているという部分でございます。併せて、その措置、対応、整備業務の委託料でございます。加えまして、職員が個人情報事務を適切に運用するために、運用の手引の整備に係る費用でもございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 何となく分かったんですけども、そういう個人情報の保護をする部署ができるのか。職員が何人かで当たるのか、これはまだ決まっていないのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 部署といいますのは、個人情報を取り扱うところでやっていくという部分でございます。

- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 ということは、その扱う部署で、特定した誰かをつくるという認識でよろしいのでしょうか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 特定の部分もございますし、その所管の中での部分になるというふうに感じているところでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 誰か1人がということじゃなくて、もう全体的にその課でということ、また、代表的にその人が主幹になってやっていくという状況、イメージでよろしいでしょうか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 そういう部分もございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 次、お願いいたします。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 ちょっと訂正させていただきます。個人情報保護事務の運用手引につきましては、全職員というふうになっているところでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 全職員ということなんですけれども、その人が中心に、全職員にというイメージでよろしいでしょうか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 個人ではなくて全職員という部分で、この手引は作成対象としております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 それでは、これが全職員に行き届くということ、よろしいでしょうか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 そのとおりでございます。
- 上村委員長 秘書人事課長。
- 高木秘書人事課長 それでは、予算書39ページ、ホームページ運営管理費の中の委託料、ホームページ保守管理委託料についてでございますけれども、令和4年4月1日から、ホームページがリニューアルいたしました。初年度に限りましては、保守料が出精値引きという形で、安価になっておりましたけれども、令和5年度から、10月からそれがなくなりまして、

値引きがなくなるということで、委託料がここにかかってくるということでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 言ってなかったですけど、ありがとうございます。そこまで行きたかったのですが、新しくすると、使いにくい部分が出てくるんですけども、この改善の方法はどのようなことをされていますか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今までリニューアルしました昨年当時、いろいろご意見も賜ったところがございましたけれども、その都度、随時、業者と協議いたしまして、いろいろ見やすいような環境に改善しております。今のところ、そういったご意見は賜っておりません。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。最後に1つ、バナー広告なんですけれども、今、バナー広告の状況はどうですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今のところ、0件という形になっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 実はそれなんですけども、ほかのところ、見に行くと、バナー広告、結構前のほうにあるんです。うちのバナー広告って一番下の最後のところにあるじゃないですか。あれの改善というのはできませんでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 今申しあげましたように、0件ということでございまして、課のほうで、先日からそういうことで、いろいろ協議もしておったんでございます。広告の大きさも含めて、今、委員おっしゃられましたように、今後、そういった形で改良を加えていけたらと思っております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 収入になりますので、よろしく申し上げます。結構です。

次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページ、上段にございます植木管理委託料の増額についての部分でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー5でお示しをさせていただいております。よろしいでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この部分につきましては、役場敷地内にあります樹木の管理であります剪定、消毒などの費用でございますが、増額につきましては、役場西館の敷地の西側に樹木がございます。その樹木の成長によりまして、隣接する電話線等にかかっている状況でございます。その樹木の状況によりまして、電話線等を切る事故があることから、この地区の電話に波及して通信障害等が起こる可能性が大きいので、事故を未然に防ぐために、伐採をする予定でございます。資料にもありますように、載せている部分については、今回増額する部分で、費用としては増加というふうになっているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。庁舎西側の樹木の伐採、これが項目として増えた部分で、あとは、微増という形でよろしいでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その西館の部分につきましては、増額の大きな影響を持っているというふうなところでございます。

○牧浦委員 結構です。次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページにございます委託、草刈り委託料の部分でございます。この部分につきましても、資料で歳出のナンバー6でお示しをさせていただいております。ご質問の草刈りの佐味田の部分の状況はどうかという部分でよろしいでしょうか。

まず、河合町の佐味田の部分につきましては、田んぼというふうな土地になっている部分でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 田んぼになっているんですけども、これ、佐味田になぜ上牧町が草刈りに行かなくてはいけないのかということなんですけども。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 申し訳ございません。この部分につきましては、町有地になっているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、新町の方が何軒か河合町のほうへ出ていっておられるが、そこは一応、上牧町何番地になっているという考え方と一緒にんでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その部分につきましては、上牧町の町有地になっている部分でございます。

○上村委員長 今中町長。

○今中町長 今、牧浦委員がおっしゃっておるのは、昔、土地開発公社で所有していた土地、それを解散するに当たり、上牧町に名義が変わっておりますので、その部分がまだ河合町佐味田領に残っているという状況で、今も続けて草刈りを行っている、そういうことございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 町長、すみませんでした。新町領の中には、河合町でありながら、上牧町の住所がついているところがありますので、その感覚と一緒にのかなと思いましたが、今、町長の話では、全く違うようで、分かりました。

それと、あともう1つ、五軒屋、普通財産、これもやっぱり同じなんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今、五軒屋の草刈りをさせていただいている部分につきましても、町有地ということになっておりますので、草刈りをしているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、今、町長がおっしゃったことと、五軒屋の土地というのは、そういう関連性はないんですね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この部分につきましても、先ほどと同じような土地開発公社の部分でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページございます下段の地域安全安心推進事業費の中の防犯カメラ設置工事の中の基準という部分でございます。この部分につきましては、基準といたしましては、危険な子どもたちが利用する、通学する、危険な箇所を洗い出しをさせていただいて、計画的に進めた部分でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これ、今回は下牧7丁目の設置になると思うんですけども、この設置基準は住民

要望で決まるのか、それとも何か委員会で決められるのか、そこら辺を教えてください。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 この部分につきましては、地域住民の方もございますし、学校関係の方もございます。その部分をもって、年1度の合同点検がございます。その中で状況を確認させていただいて、設置というふうな部分になっているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書42、43ページ、ペガサスフェスタ開催費の中で、来年度、令和5年度にどういうふうな内容でフェスタを実施していくのかという内容の質問でよかったですでしょうか。

来年度のペガサスフェスタにつきましては、今年度、50周年記念事業というのも、同じような開催をしたこともありまして、いつもよりもちょっと規模が大きくというか、いつもにない内容を盛り込ませていただきました。その内容の大きなものといましては、菊人形を展示させていただいて、行ったというのが主なところでございます。あと、発表のステージについても、これまで野外と、ペガサスホール内と、2か所にやっておったんですけれども、それを1か所に、ホールの中に集約して行わせていただいたというような形で実施させていただきました。

来年度、令和5年度につきましても、基本的には、大きな変更点もなく、実施していきたいとは思っておるんですけれども、ただ、先ほどの委員からの質問でもございましたように、答弁させていただいたように、菊人形については、50周年記念ということで実施させていただいた事業になっておりますので、この分は、来年度は行わないという形で、それ以外については、今のところ大きな変更なく、実施していきたいというふうに考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 確かに菊人形も好評で、それと船の、あれはペガサスフェスタでなかったですね。あれは50周年記念の中で、別の日にやったんですね。何せ今年は盛りだくさんで、好評を得ましたので、来年のペガサスフェスタ、ちょっとしんどいなと、どんな考えしてはるのかなと思って、ちょっとお聞きしたかったんです。それでは、また頑張って、今年のペガサスフェスタ、よろしくお願いいたします。

次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、その下の「すむ・奈良・ほっかつ」事業費の中に、御墳印帖プロジェクトについて、中身のお尋ねでございます。これまで「すむ・奈良・ほっかつ」の事業の内容を協議させていただきまして、現在、各町で行っておる事業について横展開をしていこうという話になりまして、現在、河合町が実施されております御墳印帖の事業を横展開させていただきまして、内容といたしましては、よくお寺とか神社に行ったらご朱印というものを頂けるかと思うんですけれども、これに見立てまして、各町のそういった歴史的な、上牧町であれば片岡城、あるいは久渡古墳群に行っていたら、御墳印というものを発行させてもらって、それで北葛4町の史跡を回っていただくという内容になっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それは今、上牧町は2か所でしたね。判こを押すというイメージなんでしょうか。まだ考えておられないでしょうか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 これが実際、河合町でされているものなんですけども、御墳印帖というものなんですけども、今回、上牧町と一緒にさせていただくに当たりまして、イメージとしましては、今、企画財政課長、言いましたように、片岡城、それと久渡古墳に訪れていただいて、スマートフォンか何かで行ったという写真を撮っていただいて、それを役場、あるいは文化センターに行ってくださいと、上牧町の場合は、ちょっと作成させていただいたんですけども、こういった和紙に入れましたこれを販売させていただくというイメージでございます。職員のほうには、行ってきましたよというを見せていただく、分かりましたということで、片岡城の場合でしたらこういう形になるんですけども、これを販売させていただくというイメージでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 やっとイメージが湧きました。販売ですか。幾らぐらいを想定されていますか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 1枚当たり100円でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 聞いておきます。本当にこういうことは楽しみです。結構です。

次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、その下、協働のまちづくり公募型補助金事業費の中の公募型補助金の実績についてのお尋ねでございます。令和4年度の実績といたしましては、2件の申請がございまして、2件とも採択をさせていただいたことになっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その2件というのは発表できますか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず1件目、上牧自主防災ネットワーク、それともう1件の団体が、片岡城址盛り上げ隊と、この2件になっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 令和5年度の予定はどうでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 令和5年度につきましては、7団体からの申請の予定があるというふうな予算を計上させていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 NHK公開番組共済事業費の前に、前回、民謡魂って上牧町でやられたと思うんですけども、すごい盛況で、若い女の子がいっぱい来ていて、これ上牧町の絵面かなと思うぐらいのレベルでした。そして、その中でバス送迎も出してくれたと、皆さん喜んでおられて、「上牧町はええ町やな」と、こういうことまで言うてくれはりました。本当にご苦労かけましたけども、次のNHK公開番組共済事業についての、NHKが大分頻繁に、ラジオ体操ものど自慢もあるという形なんですけども、何かあるんでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 まず、先ほど、委員がおっしゃっていただきました民謡魂のバスの送迎でございますが、奈良交通のご協力を頂きまして、便を増便していただいたということでございますので、まず、先もってそれを申し添えさせていただきます。

そして、NHKの公開番組が本町で頻繁に開催されるということでございますけれども、この実施に当たりましては、地域文化の振興と、そして住民福祉の向上を目的として、また、町のPRも目的といたしております。毎年夏に、次の年度の実施の希望というのが、申請がございまして、その中で、申請はまずさせていただくというのが大前提になってくるんですけ

れども、申請すれば、必ずそれが可能となるわけではございません。申請の内容によって、実施ができる施設であるかどうかということが、まず大前提でございますが、そして、伺っておりますのは、本町の文化センター、ペガサスホールでございますが、非常に使いやすいホールであると伺っております。また、スタッフにつきましても、本当に親切に対応してくれますということで、大変使いやすく、そして、この番組づくりに適したホールでないかということで伺っておりますので、そういったことから、公開番組の実施が頻繁というか、たくさんいただいていると思っております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それでも、やっぱり町長をはじめ、職員の方々のたゆまぬ努力があつて、こうやっていけるわけであつて、本当にさっき、バスも奈良交通があつて、行っていますけども、やっぱりこっちから言わないとやってくれないじゃないですか。ホールの職員もなかなか使いやすい、礼儀正しいと、こういうことも僕らは耳にしているわけです。やっぱり町を他町に宣伝する中に、こういうのが物すごい有効かなと、ご努力は本当に感謝いたします。

結構です。ありがとうございます。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書46、47ページ、上牧魅力発信発掘推進事業費の中にございますふるさと納税制度についてのご質問でございます。

まず、上牧ファンをどのようにつくっていくのかというご質問だと思うんですけども、まず、このふるさと納税制度を活用させていただきまして、上牧町の特産品を知っていただいて、上牧町を知っていただくきっかけを全国の皆さんに発信していきたいと思っております。そのふるさと納税の特産品を見ていただくといえますか、上牧に寄附を頂いて、上牧、今もこういうものがあるんやというような形で、上牧町をまずは知っていただくきっかけになってもらったらというふうに思っております。

あと、返礼品についてのご質問でございますけれども、返礼品につきましては、まず、上牧の商工会が行っております黒カレー、あとイチゴ、キャンプグッズであったり、あとはグローブを活用したサンダル、そういったものもございます。あとはオーダーメイドで作っていただける雪駄であったり、そういったものが特産品として上げられておるところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、これらを利用して上牧ファンをつくっていくということですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まずは、この制度を利用して上牧を知っていただいて、ファンをつくっていく、増やしていくというようなことで考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 その後のことは考えておられますか。例えば、黒カレーを買っていただきました。それで終わりやったら、上牧町はそれで消えるじゃないですか。その後のことって、例えばそうやって送られた方に、何か上牧町の催し物のパンフレットを送るとか、送らないとかいうことも、次のを考えてもらって、上牧町を奈良県内で知らしめしていくということなんですけれども、これはまだ考えておられないですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、委員ご提案いただきました件についても、検討していかなければいけないと考えておりますが、現時点では、特産品について、もう少し増やしていければということで、この開発に伴う補助金等も、また来年度も継続して実施させていただくような予算も計上させていただいておりますので、まずは、そういうところから始めていきたいというふうに思っております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 また、ご検討いただきたいのと、また次のLINEになってくるんですけども、LINEの中で、黒カレーとかイチゴ、グローブとかを選択してくれた方々に、LINEでいけるようなことがあれば、お金もあんまりかからないですし、また検討ください。

結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、その下にございますライトアップ事業費の中の桜ライトアップ委託料の内訳についてのご質問でございます。今年度、3月26日に開催を予定しております桜まつり、これは50周年記念事業の1つとして実施させていただくわけなんですけれども、令和5年度については、2000年会館に周辺にございます桜に提灯をつけさせていただいて、イメージとしては、南上牧の自治会が実施されております形での実施を考えております。事業費につきましては、この提灯を設置するための配線の必要性とかございますので、そういったものが主な事業費になっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 電気の設備、これの委託料ですか。例えば、提灯等々は職員の方々にやらせてもら

うとかいうことではなくて、全て委託ということによろしいですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 設置につきましては、業者のほうに設置をしていただくんですけども、桜が終わりましたら、撤去する必要がございますので、撤去については、職員で実施させていただきますということで考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、その下のPRキャラクター活用推進事業費の中にございますLINEスタンプ作成委託料の中で、町外の方にどのような形でこれを広めていくのかというご質問でございます。これにつきましては、まずは町内の方に、作成予定のLINEを拡散と申しますか、それで町外の方にも広めていっていただいて、そのような形で町内外の方に広めていきたいと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。スタンプを取らした人の費用というのはいかがでしょうか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 約ですけども、120円。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それでは、予算書53ページでございます。中段より下になりますが、犯罪被害者等支援事業の中の犯罪被害者の令和4年度の件数はという質問であったと存じます。令和4年度につきましては、0件でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これはできないほうがいいですから。結構です。ありがとうございます。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 予算書65ページ、指定統計費でございます。委員の質問につきましては、今回、調査の部分で、地区の指定等決まっているのかというご質問だったと思います。今回の調査につきましては、ただいま調査票であったり、調査地域等の選定につきましては、現段階ではまだ決まっておられません。今後、国・県から、その部分の調査区域につ

いては、後日連絡が入るということで、調査のほうは進めてまいるところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、国か県から、この場所という指定があるんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 はい、今、委員おっしゃるとおりでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 それを何に利用して、上牧町で利用することはあるんですか。それとも県、国が利用する部分に使うデータなんですか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 その部分の調査の活用につきましては、当然、上牧町であったり県、そういった団体の資料として活用されます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これ、ずっと資料を見せてもらったら、いろんなところに多岐にわたって調査内容があるんですけども、これはどうなんですか。教えてもらえないでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今回、令和5年度で実施する部分につきましては、住宅土地統計調査、1つのみ調査する予定でございます。その部分の費用として、今回、予算計上させていただきます。

○牧浦委員 住宅土地の調査だけなんですよ。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 あと、経済センサスという調査もございまして、その2つでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。経済センサスというのは、見せに行くんですよ。違いましたか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今の部分については、調査区の管理と、特に調査は実施しないというものでございます。調査はいたしません。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、土地、住宅だけなんですよ。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 経済センサスにつきまして、調査区の管理の調査と、あと、準備の部分の調査でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 67ページ、ほほ笑みサロン片岡管理業務委託料でございます。歳出資料32をご覧ください。こちらの質問といたしましては、予算根拠、利用状況の質問でございます。

まずは予算根拠からご説明いたします。本業務は、ほほ笑みサロン片岡の休憩スペース及びトイレの開閉業務及び利用前後の清掃、状況確認を行う業務で、シルバー人材センターに業務委託を行っているものでございます。本業務につきましては、1回の金額が930円で、朝、夜の2回、年間366日業務を行うものでございまして、事務費を含んだ委託料は762万451円でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 根拠の中で、1.12を掛けている理由というのは何でしょうか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 今まででございますけれども、消費税をかけて1.1にさせていただいてたんですけれども、今年度からは、インボイスの対応で、シルバー人材センターの分につきましては、追加で0.02、事務費としてお支払いしておりますので、その分を計上したものでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、0.2というのはインボイス以外に事務費として、シルバー人材センターに計上しているということでしょうか。

○俵本福祉課長 そうでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これについては聞いておきます。それでは、利用状況はどんなものでしょうか。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 利用状況でございますが、今年度、令和5年2月現在までで40時間、計95人、団体といたしましては、社会教育課、ボランティア団体、歴史ガイドボランティア講座の分で利用させていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。それで結構です。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 73ページ、重度心身障害者児福祉タクシー助成事業費でございます。こちらについては、悪用防止と400円掛ける40枚、1万6,000円分を使ったらどうなるかというご質問だったと思います。

悪用防止でございますけれども、タクシー券を配る際に、特設窓口、または福祉課の窓口で交付しようと考えておりますが、住民さんにお配りする際に、手帳を運転手に見せていただいて、利用券にも、手帳番号とお名前とを書かせていただくところがございますので、こちらを見せていただきながら、利用していただくように周知を図りたいと考えております。

○牧浦委員 分かりました。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 あと、年間でございますけれども、上限といたしまして、400円掛ける40枚、1万6,000円の交付でございますので、それ以上使われた場合は、自己負担でお願いしたいと考えているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。例えば重度で本当にという人も関係なくして、誰しものがそういう状況で、上限1万6,000円ということでもいいですね。

○上村委員長 福祉課長。

○依本福祉課長 こちらの事業の対象者といたしましては重度の方、身体障害者手帳1・2級、または療育手帳A1・2級、精神障害者手帳1級の重度の方を対象としておりますので、その方に利用していただきたいと考えているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書87ページ、一番下にあります不妊・不育治療助成事業の予算根拠ということで、ご説明をさせていただきます。現在、令和4年度中でまだ申請が全て終わっておりませんので、数はあれなんですけど、令和3年度実績では、14名の方が申請をされております。それを鑑みまして、5年度からは、助成範囲をいろいろ撤廃しましたので、そこにプラス10名ちょっとを換算いたしまして、25名ほどあるのではないかとということで、7万円掛ける25で、不妊治療にいたしましては、175万円を計上しました。不育治療

につきましては、今のところ、たくさんの方の人数の申請がありませんので、例年どおりという形で、予算を立てております。

以上です。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当に予算を立てるとなってきたら、こういう立て方しかできないですもんね。延べ人数で何人ぐらいのレベルでしょうか。1人の方が長く行かれるときも、多々あると思うんです。その年齢制限というのはいないんですね。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 年齢制限はしてありません。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は13時からです。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○上村委員長 それでは再開いたします。

まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 予算書103ページの有害鳥獣被害防除事業費の部分で、イノシシの被害のことで、ご質問やったと思います。令和4年でのイノシシの捕獲数につきましては、下牧地区にはなりますが、10頭捕獲しております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 今年はどうでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今言いました10頭の中に、今年の部分も入っております。

○牧浦委員 分かりました。それでは、被害状況はどうでしょうか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 ここ数年、下牧地区の畑等されている方が、柵等設置を、大分整備のほう、続いております。ただ、今、イノシシが出てきている部分については、下牧の山林部分であったり、そういったところで出没しているのが多く、猟友会では、足縄等設置して、捕獲にはご尽力いただいておりますけども、今のところ、畑等の被害は、かなり減少しているというふうには感じております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そうですね。実際に聞いてきたけれども、被害は大分落ち着いているらしいです。

それで、イノシシも、今年に入って、天皇誕生日に1頭捕獲したとも聞いております。それで、カラスなんですけれども、ごみのほうは、柵をつくったり、ネットをかぶせたりすることによって、どうにか防げるんですけれども、ふんとか、それから果樹、例えばキンカンとかミカンとか、どこかで取ってきて家に落とすという状況がたくさん起きています。貴船台の住宅あたりが特にひどいです。ふんなんかやったら、もうほぼ前のフロントガラスが、真っ白になるぐらいになっているんですけれども、この辺の対策は何か考えておられますか。また、被害届みたいなのは来てますか。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 今、委員おっしゃるような、住民さんから直接、そういった被害を受けたというのは、お声を聞いていないというのが、正直なところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 実際、カラスのふんのふん害、それから、どこかでキンカンとかミカンとかを取ってきて家の庭に落とすという被害が出ていますので、また考えておいてください。また、聞きに来ますよって、お願いしておきます。

それでは結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 同じく103ページ、農地費のところの18の負担金補助及び交付金の土地改良施設維持管理適正化事業搬出金の部分で、歳出の資料103の部分でございます。委員のご質問で、事業費の残りの10%は、負担部分はどうなっているのかというご質問だったと思います。その部分につきましては、令和2年度に、事業自体が既に行いまして、その時点で、その10%分につきましては、既に町のほうで負担をしておるということで、その部分については、もう既に負担済みという形のものになります。あと残りの部分について、令和元年から負担金を支払いしまして、最終、今年度で支払いが完了するという流れになっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 例えば、井戸ヶ尻池のことについて、事業拠出金、事務費拠出金ってあるんですけれども、それが合計で49万という、これが国が30%、土地改良団体連合会が30%の金額ですか。それとも残りの10%の金額を書いてあるんですか。

- 上村委員長 まちづくり推進課長。
- 金崎まちづくり推進課長 30%分でございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。そしたら、例えば、井戸ヶ尻池なんですけども、北側の土の提体が長年の老朽化により水漏れ発生しと書いてあるんですけども、井戸ヶ尻池は台風の時、大雨のときに崩れてやったやつと、今、ここに書いてあるやつとはまた違うんでしょうか。
- 上村委員長 まちづくり推進課長。
- 金崎まちづくり推進課長 その部分については、恐らく台風等、そういった影響で崩れた部分になっているというふうには認識しております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 ということは、台風のときにやった工事と、今、北側の水漏れが発生した部分の工事とは別物だということよろしいですか。
- 上村委員長 まちづくり推進課長。
- 金崎まちづくり推進課長 はい、そのとおりでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。ありがとうございます。結構です。
- 上村委員長 建設環境課長。
- 武安建設環境課長 それでは、予算書109ページ、道路水路清掃委託料についてでございます。この業務につきましては、自治会の清掃時に発生する残土の回収処分の委託業務となっております。毎年春と秋に、自治会内で一斉清掃していただいているんですけども、その際に発生する側溝、並びにますに堆積する土砂の回収業務でございます。内容物が残土、土砂でございますので、業者のほうに委託しての処分ということになっております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 いろんなものが入っているということで、町では処理できないということよろしいですね。
- 上村委員長 建設環境課長。
- 武安建設環境課長 町のほうで処分困難なものなので、業者の処分が必要になるところでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 ありがとうございます。結構です。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 続きまして、予算書111ページ、バス停上屋の件でございますが、これの基準ですけれども、バス停のベンチ並びに上屋の設置に関する基準につきましては、国土交通省から出されておりますベンチ及び上屋の道路占用の扱いについてを基準にさせていただいております。この基準の内容なんですけれども、まず、上屋ベンチを設置して、なおかつ、2メートル以上の幅員が確保できるところに対して、設置してもよいというところがありますので、今、質問のございました片岡台3丁目、五位堂行きのバス停なんですけれども、バスへの一番最大幅員部分が広くとれるところを、1か所ずつ、我々も確認していつているんですけれども、ただ、3丁目のバス停に関しましては2メートル73センチ、2.73メートルで、我々設定しております幅員の約3メートルに満たないというところで、設置対象からは外れているのが現状でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 確かにそうですね。広い場所になってくると、よその家の前だけが広くて、バス停は狭くて、次の広いところ言うたら駐車場の出入口でという状況です。これ、また何かいい方法があれば、結構、今までと違って、五位堂行きが増えているらしいです。この辺もまた考えておいてください。多分基準になかなかそぐわれへんと思うんですけれども、何かほかの方法がないか、よろしく願いいたします。

次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 予算書119ページにございます消防屯所整備事業費の中の委託料、消防屯所改築工事実施設計業務委託料の内容でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー150でお示しをさせていただいております。この部分につきましては、消防屯所の老朽化などに伴う改築を行うための実施設計費用でございます。施設につきましては、上牧町消防団第1分団、北部第2分隊屯所でございますが、築年数48年が経過しておりまして、耐震基準を満たしていないことから、大規模地震の発生により施設の倒壊等のおそれがあることから、消防屯所としての機能が果たせなくなる事態が危惧されるところでございます。消防団員の安全性の確保、及び円滑な消防団活動の向上を図るために改築する工事の設計業務でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 改築工事実施設計、これは片岡台の分だけしか載ってないんですね。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 令和5年度、今回の予算につきましては、片岡台の部分が実施設計費用として計上しているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 設計はこれであれなんですが、ということは、この年度には、改築までいかないのでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今回、片岡台の部分につきましては、令和5年度で実施設計をするということで、令和6年度に予算等計上させていただくと。改築工事費につきましては、令和6年度に計上する予定となっているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、その下段にございます工事請負費の消防屯所改築工事の部分で、完成はいつかという質問でございます。完成につきましては、入札等を行いまして、進めていく計画でございます。完成予定といたしましては、令和6年の2月というふうに、今考えて、計画しているところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。次、お願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書123ページの校務支援システムについて説明いたします。このシステムでは、出欠管理や成績管理などができまして、また、進路指導の面では、高校受験の願書もこのシステムで提出できるということなので、その高校まで出向いて提出する必要がないということで、教職員の業務時間の軽減だったり、負担の軽減ができる中で、今、このシステムを導入している学校の教職員のアンケートとかによりますと、そういう意味で、教材研究の時間をつくることができたということであったり、あと、グループウェアで、他校の学習指導案を見ることができるので、授業に生かすことができたということと、あと、成績管理では、テストの結果を入れることで、習熟度を計算して、個別の弱いところとかも見ることができるので、細やかなケアができるようになったと聞いておりますので、それが学力向上につながればいいなと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 まさにそうですね。先生のいろんな小手間を省いてあげることによって時間ができると、その時間を使って、また生徒たちにほかの教育をしていくと。データを自分で集積するのではなくて、機械にやってもらうことによって、空く時間をまた子どもに転化していくという認識でよろしいですね。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 そのとおりでございます。

○牧浦委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 予算書125ページの小中学校体育館空調整備事業費について説明いたします。空調を予定しているんですけども、災害時において、都市ガスの機能を停止する場合がありますと思います。その際に、バックアップシステムの装置を設置いたしまして、そこにプロパンガスを設置しますと、プロパンガスエアというものに切り替えることによって、それが、動力供給をするという緊急時の対応でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 予算書127ページの小中学校体育館公衆無線LAN整備事業費についてでございます。こちらにつきましては、平時においては、学校も授業などで使える装備をしております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 生徒が体育館で無線LANを使うということで、想定されているんですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 平時は教職員も児童、生徒も使える想定にしております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。結構です。次、お願いいたします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それでは、予算書141ページ、上段でございます。児童図書制作事業費に関しまして、第2弾の内容に関してでございます。議会資料では188番をご確認いただきたいと思っております。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 質問の内容でございますが、児童図書の制作第2弾の内容はという質問だったと思います。内容につきましては、片岡城を予定しております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 『ささゆりと中大兄皇子』、好評でしたので、次の第2弾、楽しみにしています。片岡城趾をどう作る、作らない。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 内容の題材としましては、片岡城に関する事なんですけども、それをどういった形にするか、今後、住民さんで、去年度は課の職員も踏まえて検討してきましたので、片岡城をメインとした題材で、いろいろ構成を練り上げて、絵本を作りたいと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。多分、片岡国春が造らあったんですね。今、「春ちゃんの黒カレー」、町長が命名していただいたのですけれども、この辺も何かコラボできたらいいなと考えています。またいい案があれば、考えながらやってください。お願いいたします。

次、お願いいたします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それでは、予算書147ページ、中段でございます学校地域パートナーシップ事業費につきまして、地域パートナーシップ事業に関しての委員会がどのような委員会かというご質問だったと思います。委員会につきましては、1年間で2回、委員会を開催させていただきまして、委員の方々は、上牧町学校地域パートナーシップ事業運営委員でございます。内容につきましては、コーディネーターが、各小・中学校、幼稚園と、パイプ役になっていただいている方がおられるんですけども、1回目は、学校ボランティア事業をどういったことをするかという計画を委員会で話をさせていただいております。2回目につきましては、その事業の結果報告をさせていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 学校支援のボランティアの方の数が、年々減っているように思うんですけども、この辺はどのように解決しよう思っておられるのですか。もしかして今回は増えているのかも分からないけども、コロナ禍でいつか忘れたんですけども、草刈りのほうも、運動場整備のほうも大分減ってきましたので、この辺はどうなのか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 実績としましては、令和2年度238名、令和3年度217名、令和4年度254名ということで、自治連合会で見守りの方々を登録していただいた関係で、実績については、増えているという状態でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、個々に増えているということで、うちの台帳を見ると、見守りも高齢になってきて少なくなっている。そして、上牧小学校、上牧幼稚園、上牧中学校、草刈り、運動場整備に関して言えば、やっぱり人数少なくなってきていると。たまたまなのかも分からないですけども、また、この辺、加味しながら、検討していただきたいと思います。ありがとうございました。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 それと、募集方法というご質問だったと思います。募集方法につきましては、学校支援ボランティアの募集としまして、チラシをつくりまして、各小・中学校であつたり、役場の中、2000年会館、図書館、片岡台出張所、あとはホームページ、SNSを通じまして、あと、各種団体にも、自治連合会であつたり、民生児童委員であつたりと、広い範囲で募集の案内は出させていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当にパートナーシップというのは、僕、大事な事業やと思っているんです。これに予算を使ってしまうと、もっとお金かかるだろうなど。でも本当に、例えば、上牧小学校、中学校であれば、自分の母校やからきれいにするという考え方で来てはりますので、これは無理くり来ているんじゃないかと、本当に自分の母校やからきれいにするという考え方で来てはりますので、この辺は、また一層、考えていただいて、よろしく願いいたします。

私の質問は以上です。ありがとうございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町一般会計予算の歳出について質問させていただきます。

それでは、予算書の35ページです。説明欄の一番下、一般管理費、9交際費、町長交際費の中に見舞金10万円が初めて書かれているんですが、この説明をお願いします。

次に、41ページです。款総務費、説明欄の14工事請負費の町有地管理工事と庁舎設備改修工事、この2つを説明をお願いします。

次に、その下の防災行政無線管理費、総務課です。これの12委託料、防災行政無線関係消耗品交換作業委託料456万5,000円、これの説明をお願いします。

次に、43ページです。さきの委員も質問していましたが、ペガサスフェスタ開催費、企画財政課の7報償費、ペガサスホールボランティアスタッフ謝礼6万円、ペガサスホールプロスタッフ謝礼10万8,000円、それと13番の使用料及び賃借料、ペガサスホール使用料16万5,000円、この辺の説明をお願いいたします。

次に、一番下の平和祈念資料展開催費、秘書人事課です。ここの報償費、ペガサスホールボランティアスタッフ謝礼が2万9,000円となっております。13番目の使用料及び賃借料、ペガサスホール使用料が44万1,000円、この辺の説明をお願いいたします。

次に、その下の45ページです。款2総務費のコミュニティーバス運行費、総務課です。コミュニティーバス運行費の出の16の中に、民間業者に委託すると書かれていたと思うのですが、その辺の説明をお願いいたします。

次に、その下のNHK公開番組登載事業費、秘書人事課です。ここで私が聞きたいのは、7報償費、ペガサスホールプロスタッフ謝礼32万円、その下のペガサスホールボランティアスタッフ謝礼3万5,000円、それと13番の使用料及び賃借料のペガサスホール使用料、3日間35万3,000円の説明をお願いします。

次に、その下の上牧魅力発信発掘推進事業費、企画財政課、564万円ですけれども、これはふるさと納税のことで、いろんな委員が聞いておりましたが、ここの18負担金補助及び交付金、特産品開発支援補助金60万円を引きますと、ざっとふるさと納税にかかる費用は500万円ほどです。寄附金が1,000万という解釈でいいのかどうかをお尋ねいたします。

次に、53ページです。目9の文化センター費の中の説明欄の14です。工事請負費、パワーアンプ及びスピーカー更新工事、この説明をお願いします。

次に、その下の目11諸費の一番下です、防犯灯管理費、これが1,248万円で、需用費が光熱水費1,228万円、修繕料20万円と。この光熱水費は、各大字の防犯灯の電気代のことか、その辺の説明と、この修繕料の説明をお願いします。

それと、これに関連してなんですけれども、もしこれが各大字の防犯灯の電気代とするなら、10年ほど前に街灯のLED化をしたと思いますけれども、そろそろ経年劣化の時期が来ていますので、その辺、今後どうするのかをお尋ねいたします。

次に、67ページです。款3 民生費、項1 社会福祉費の目1 社会福祉総務費、14工事請負費、片岡台コミュニティーセンター照明器具取替工事119万9,000円について、説明をお願いいたします。まず、この119万9,000円の財源内訳を教えてくださいと思います。

次に、69ページです。款3 民生費の目2 高齢者福祉費です。説明欄の一番上の町シルバークラブ連合会補助金245万2,000円、今現在の加入者数が資料には出ておりますが、今後の動向について教えてくださいと思います。

次に、95ページです。款4 衛生費の項2 清掃費、目では清掃総務費、説明の一番下、ごみ減量促進事業費、消耗品費で41万3,000円、これの効果について説明をお願いいたします。

次に、97ページです。款4 衛生費、項2 清掃費の目2 塵芥処理費の説明欄の中の塵芥処理費、この12委託料で、塵芥焼却場跡地地歴調査業務委託料184万9,000円、塵芥焼却場の跡地の調査と地質調査、ダイオキシンがかなりあるんじゃないかなという不安があるんですけども、その辺の説明をお願いしたいと思います。

それと、次に、99ページなんですけれども、款4 衛生費、項2 清掃費、目2 塵芥処理費の説明欄、リサイクル推進事業費、この委託料の草木リサイクル委託料とリサイクル委託料。これの説明をお願いします。

次に、115ページです。項4 住宅費、目1 住宅管理費の説明欄の住宅管理費、1 報酬、町営住宅入居者選考委員会委員報酬が計上されていますが、これについて説明をお願いします。

次に、117ページ、款7 消防費、項1 消防費の目2 非常備消防費、1 説明欄の報酬、消防団員報酬770万5,000円、消防団員の成り手とその辺についてのお話をお願いしたいと思います。

次に、119ページです。款7 消防費の目4 災害対策費、説明欄の一番下です。地域の防災力向上事業費、負担金補助及び交付金265万円、これの自治会防災事業補助金240万円、出の資料が153に出ているんですけども、この説明をお願いします。

それで、これと関連質問なんですけれども、以前にも災害備蓄費を町から支給されておりますが、その辺、もう10年ぐらいになると思うんですけども、消費期限と廃棄とかその辺はどうなるのか、そして、その入替えのときには、また、この費用とは別に出していただけるのかをお尋ねします。

その下の防災訓練事業費の委託料、防災訓練委託料15万円、これの内容をお願いします。テレビでもよく南海トラフのことが言われておりますので、よろしく申し上げます。

次に、款8 教育費、項1 教育総務費の目2 事務局費、説明欄の小中学校体育館空調整備事業費、125ページ説明欄の小中学校体育館空調整備事業費、これの空調設備には、災害時の電

源消失のときにも使えるというふうな説明がありましたが、その辺の説明をお願いします。
何時間ほどもつのか、その辺のこともよろしくをお願いします。

次に、その下のフリースクール事業費、教育総務課です。予算書の135ページの通級指導教室については、上牧町が運営されております。こういったデリケートな運営に関しては、私は役場が、教育総務課がやるべきだと思うんですけども、なぜ委託料を払ってフリースクールを民間業者に委託するのか、その辺の説明をお願いいたします。

次に、127ページの説明欄の一番上です。小中学校体育館公衆無線LAN整備事業費2,330万9,000円、つまり、私が思ったのは、Wi-Fiスポットなんですけれども、災害時に電源消失等でも使える設備は備えているのか、その辺のことを教えていただきたいと思います。動力源はどないなるのかということです。

次に、最後です。153ページです。款8教育費、項6社会体育費、目3の体育施設費、説明欄の14番です。工事請負費、県民グラウンドメンテナンス整備工事と、これの説明をお願いします。これ以外にも東グラウンド公園、あるいは共同利用しています釘池公園のグラウンド等もありますので、ここの説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 それでは、順次答弁をお願いします。

秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算章の35ページでございます。一般管理費の交際費100万円についての予算でございますけれども、令和5年度、見舞金10万円という形で予算を計上させていただいていることで、これまではなかったということで、今回はどうしてあるのかというご質問と承りました。交際費につきましては、ご承知のように、儀礼的な経費と、そして社会的な経費と、いろいろ大別されるわけでございますけれども、ほぼ、あまりないんですけども、支出の項目をより細かく、明確にしておきたいということでございまして、今回、あえてそれを入れさせていただいております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、今までも見舞金という項目は入れていないけれども、それに代わるようなものを出していたということでよろしいですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そういうことでございます。

○上村委員長 康村委員。

- 康村委員 分かりました。次、お願いします。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 それでは、予算書41ページでございます工事請負費、町有地管理工事の説明でございます。この部分につきましては、町有地の適正な維持管理を実施するための工事の費用でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 もうちょっと具体的に説明していただけませんか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 維持管理の主な内容でございますが、町有地管理の部分で、保健福祉センターの除草シート設置というか、張りつける工事でございます。それと、梅ヶ丘地区の公用地の樹木の伐採を予定しているところでございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 最初の説明の2000年会館ですか。ペガサスホールですか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 保健福祉センター、2000年会館でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 それの除草用の何かを張ると。具体的にどこになるんですか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 保健福祉センター、2000年会館の東側ののり面のほうで、除草シートを張りつける予定でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。じゃ、次、お願いします。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 それでは、その下にございます庁舎設備改修工事でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー7と8でお示しをさせていただいております。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 この資料を見させていただいて、ナンバー8のほう、つまりここのこれは委員会室という理解でよろしいんですね。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 この委員会室の電気をLED化にするという計画でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 議長室のLED化はしないのですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 議場室ですか。議長室ですか。

○康村委員 議長室です。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 議長室のLED化につきましては、今、計画的に進めていくという考えを持っているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ここで議長室、長年同じじゅうたんで、ハウスダストが本当にひどいので、花粉症とか持つてはる方は非常に大変なんです。今回、やっと交換してもらえるみたいなので、ありがたいんですけども、委員会室も、私の知る限りでは、ずっとそれをそのままやし、ハウスダストがすごいみたいなので、できるだけ早急に掃除を入れるとか、じゅうたんを張り替えていただくとか、議長室は事務局がバルサンをたいたりして掃除等やってくれたんで大分楽になったんですけども、取りあえずこの委員会室、非常に苦しいんで、できましたら早急をお願いしたいということで、お願いしておきます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それでは、防災行政無線の委託料456万5,000円ですが、これについて、消耗品の交換作業ということで、今現在、各大字の会長が、総務課に交換のために渡している状況なんですけれども、正直、この防災行政無線、大きいし、使い勝手悪いんで、常に手元に置いていることがないんです。一番手元に持っているのは何か言うたら、スマホなんで、スマホのLINEアプリのLINEWORKSとかを使って防災行政無線に使うとかしたほうが、よっぽど効率もええし、私も素人なんで個人的な意見なんですけれども、常に身近に持っているんで、費用もそんなにかからないし、その防災行政無線をどうしても使わなければならないなら、もうそれは仕方ないんですが、私の提案なんですが、その辺はいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今のスマホ等の質問でございます。今、スマホ、スマートフォン、皆さん持っているというふうに認識しているところでございます。そういう部分を使いまして、防災無線に代わる何か、物、調査、研究をしながら、財政状況もございまして、その辺、注視しながら、取り組んでいければというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よろしくお願ひします。それでは、次、お願ひします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書42、43ページ、ペガサスフェスタ開催費の中の報償費で、ペガサスホールボランティアスタッフ謝礼と、ペガサスホールプロスタッフ謝礼につきまして、ご説明させていただきます。これにつきましては、歳出資料ナンバー13を提出させていただきますので、ご参照ください。

そしたらず、上のペガサスホールボランティアスタッフ謝礼からご説明させていただきます。この6万円につきましては、ペガサスホール内の舞台を運営するスタッフの方の謝礼でございまして、2日間で10人分、単価が3,000円の6万円を計上させていただきますので、ご参照ください。

次に、プロスタッフの謝礼でございまして、これは先ほどのボランティアスタッフを統括される方の謝礼でございまして、これが2日間で2名分、1人2万7,000円の合計10万8,000円の予算を計上させていただきますので、ご参照ください。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 やっと分かりました。このボランティアスタッフ、2日間で10人分、3,000円と、有償ボランティアなんで、時間は何時間ほど拘束されているんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 きちんとした時間はあれなんですけど、想定としましては、1日ですの
で、大体8時間程度。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次に、プロスタッフ謝礼なんですけれども、これ、間違っていたら言うてください。僕、ペガサスホールにはプロの照明の方、半分ぐらい要請して、その方の謝礼だと思っていたんですけれども、そうじゃないということですよ。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 それはまた別の話だと思います。これはペガサスフェスタを開催する際に、先ほどの舞台の運営されるボランティアスタッフを統括される方の謝礼になっておりますので。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ペガサスホールを利用するときに、ボランティアスタッフ謝礼、プロスタッフ謝礼というのがところどころ出てきますけれども、あとは人数が違うとかの問題であって、これ

も全て同じ謝礼でいいんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 考え方については、全て同じような考え方で計上しておるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。これ、私の一般質問に関係しているんで、聞いてますけれども、次、13番、その下の使用料及び賃借料、ペガサスホール使用料16万5,000円、これの説明をお願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 これにつきましては、ペガサスホールの使用料でございまして、前日と当日の2日間、ペガサスホールを使用いたしますので、まず、前日分は平日になりますので、1日7万1,900円、当日11月3日が祝日になりますので、1日9万2,300円の合計を計上させていただきます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、一番下の次、お願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書43ページ、一番下の平和祈念資料展の開催費、ペガサスホールのボランティアスタッフの謝礼についてのご質問と承っております。先ほど、企画財政課長の答弁にもございましたように、平和祈念資料展の中のボランティアスタッフの謝礼というのは、会期中の1日、朗読劇を上演することを予定しております。その際の入場口の要員であるとか、場内の整理要員であるとか、また、舞台の音響照明、それぞれの要員の分の謝礼金でございます。これ、ボランティアスタッフです。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ここにはペガサスホールプロスタッフ謝礼というのがないんです。なくてもいけるという解釈でいいんでしょうか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 この朗読劇に関しましては、あまり高度な技術要しません。初めに申しましたように、職員の手作りでやっていくのが大前提でございますので、あまり高度な照明技術、また、舞台の美術的なものは使いませんので、ボランティアスタッフでも十分対応していただけるものと思っております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書45ページ、13番使用料及び賃借料でございますが、ペガサスの使用料でございますが、平和祈念資料展ということで、8月2日から8月15日までを予定いたしております。その間の資料展の会場となるロビーの使用料、そして朗読劇の、1日分のホール使用料が含まれましたペガサスホール使用料44万1,000円でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 だから、日曜日とかは割増しで、平日は安いと、その合計が44万1,000円ということではよろしいんですね。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 そのとおりでございます。

○康村委員 ありがとうございます。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書45ページにございますコミュニティーバス運行費の中の委託料、巡回バス運転業務委託料の内容でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー16で、年度実績と予算の内訳としてお示しをさせていただいております。

内容といたしましては、本町では巡回バスの運行業務につきましては、派遣業務としてシルバー人材センターと契約しているところでございます。高齢者の雇用促進、高齢者の働く意欲を持ってもらうとの考えの下、シルバー人材センターを活用しているところでございますが、昨今、高齢運転者の交通事故の割合は増加傾向にあるというふうな形でございます。その中で、長きにわたりまして、安全運転を続けてきていただいた優良なドライバーの方でも、年齢を重ねるごとに注意力や判断能力、運動能力は確実に衰えてきておるところでございます。本町の巡回バス運行中でも、車同士の接触事故や単独事故などの報告も、度々受けているところでございます。このことを受けまして、運転業務について、シルバー人材センターと、令和5年度以降の運用につきまして、事故などの含めた部分で、慎重に協議をさせていただきまして、その結果、シルバー人材センターの委託台数を減らさせていただいて、残りの台数を民間業者に委託先を変更するというふうに考えたところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 内容はよく分かりました。それでは、令和5年度から民間業者を入れると。これ

はもう決まっているんですか。これから選定に入る、そないになるんですか。コミュニティーバスが止まると困りますので、その辺、説明をお願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 民間業者につきましては、町内の仕様について、受けていただけるところが1社ございます。その1社につきましては、幼稚園バス等の運行している業者でございまして、そちらで随意契約という形で締結をさせていただいて、運行していきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 僕は民間業者は、奈良交通になるのかなと期待していたんですけども、そうなんです。聞いた話なんですけれども、広陵町は、広陵町内以外の高田とかも行けると。それは、奈良交通に委託しているということで、向こうまで行っているというふうに聞いているんですけども、それは、奈良交通ならできるといふふうに聞いてたんで、できれば、今、住民要望が、王寺へ行ってほしいとか、巡回のほうの五位堂までとか、いろいろ要望を聞くんですが、その辺はいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今のところは、町内のバス運行という形で考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、次、お願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書45ページ、NHK公開番組共済事業費の中の7番報償費のペガサスホールプロスタッフ謝礼、そしてペガサスホールボランティアスタッフの謝礼について回答させていただきます。

まず、プロスタッフの謝礼でございますが、NHKの放送番組でございますので、先ほどの平和祈念資料展と、若干内容が変わってまいります。放送番組、大変高度な技術が要しますので、ホールの管理を担当しておりますプロスタッフが、おのおの3日間入ります。それについての、謝礼の32万の計上をさせていただいております。

そして、その下のボランティアスタッフの謝礼でございますが、これは当日、本番の日、6月4日に1日分のもぎりのところでございますとか、また、場内の整理でございますとか、また、舞台の袖で、プロスタッフの補助的な役割を担っていただくための予算を計上しております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。あと、ちょっとお聞きしたいんですけども、NHKの公開番組、音響設備等は、NHKが自前で持ってきはるんですか。ああいった劇場いうんですか、音楽会をやるときには音響装置代いうんですか、音響のプロがやるということで、非常に高くつくと聞いていますけど、その辺の負担は今回はないんですか。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 このNHKとの公開番組につきましては、番組の制作、そして放送に関することにつきましては、全てNHK側で担っていただく形になっております。会場の設営、整備につきましては、自治体が行うことになっております。ただ、今おっしゃっていただいています道具の持込み等に関しましては、今、ありものを使っていただくのがもちろんなんですけれども、それ以外に必要なものは、全てNHKから、スタッフもみんな持込みをされますので、もともとホールに設備されているものは、それ以外のもので必要なものは、全てNHKから持込みをされます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。さっき聞き忘れたん違うかなと思うんですけど、その下の委託料、交通整理警備業務委託料28万2,000円、この説明をお願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 これは、来場者の方、そして前日の予選会の予選を受けられる方は、今までの例から申しますと、車で来られる方が大変多いですので、その誘導整理の要員といたしまして、交通整理員の業務を委託する委託料として挙げさせていただいております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、その下のペガサスホール使用料、お願いします。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、ペガサスホール使用料でございますが、その下の中央公民館使用料も含めましてですが、この番組を開催するに当たりまして、3日間、それぞれ楽屋以外に出場者、スタッフ、また、この事業の実施本部が置かれます。それは、楽屋内だけでは対応はできませんので、ペガサスホールの使用料と別に中央公民館も借りての運営、実施という形になりますので、中央公民館の使用料もここへ含ませていただいております。これ3日間の金額でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 細かい話なんですけれども、ペガサスホール、演台とかいろんなピアノとかあります。そういうのを借りる1点ごとにお金を払うという規則になっているはずなんです。ということは、NHKが前日、ペガサスホールの備品を使うと、その分の負担が増えると思うんですが、それは計算されているんですね。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 先ほど申しましたように、備品に関しましては、事業を実施するための会場の設営、整備も含めましてですので、その施設の整備も含めまして、自治体が準備するという形になっておりますので、それに対しての備品の借用料は発生しておりません。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は14時15分。

休憩 午後 2時05分

再開 午後 2時15分

○上村委員長 再開いたします。

企画財政課長。

○中本企画財政課長 それでは、予算書46、47ページ、特産品開発支援補助金につきまして、ふるさと納税の返礼品の必要経費に含まれておるのかというご質問でございます。これにつきましては、特産品の開発及び改良に取り組む事業者に対して交付するものでございますので、返礼品の経費の中には含まれておりません。ただ、この補助金を活用されて開発された品物につきましては、ふるさと納税の返礼品として登録をすることを条件としております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 いやいや、課長間違ってます。僕は、18番の負担金補助及び交付金、これを除いた残りが、実質の返礼品を伴うふるさと納税制度に係る経費が500万ほどですねと、その確認で質問したんですけど。つまり、1,000万の給付金に対して、必要経費が500万ほどかかるというふうな認識でいいのかという、そこで確認です。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 失礼いたしました。この部分、今の負担金補助及び交付金の部分は含まれておらず、あと、含まれておるのが、先ほど委員おっしゃいました上牧町魅力発信推進事業費の中に予算計上させていただいております報償費と役務費の通信運搬費、40万4,000円計上しておるんですけれども、このうちの40万円分、あと、委託料、あと使用料及び賃借料、

こちらの部分が、返礼品の経費として含まれておるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。ということは、寄附金、つまりふるさと納税が増えれば増えるほど、上牧町の実入りが増えるというふうな解釈でいいんですね。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、ふるさと納税の寄附金が増えていけば、経費も半分、2分の1の経費がかかりますので、結果的には、寄附金が増えれば、それだけ町に入ってくる部分は大きくなるということでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは、予算書53ページ、説明欄の14の工事請負費の中のパワーアンプ及びスピーカー更新工事についての説明をさせていただきます。資料につきましては、議会資料の歳出のナンバー29で提出させていただいております。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 それでは説明させていただきます。近年、大ホールの利用需要が増加し、利用者の音に対する要望も高まってきております。しかし、開館以来、長期使用に伴い、交換部品もなく、機器の経年劣化により、音のゆがみや音量調節が難しいことから、機器の利便性の向上及び強化を目的に、更新工事を行うこととするものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 今回、650万ほどかけて、スピーカー等を替えていただけるということで、ペガサスホールはいつ開館したんですか。オープンはいつでしたか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 平成5年でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。今回、こういったスピーカーを入れ替えていただいて、非常に、借りる方にとっては安上がりだというふうに思います。先ほど言いましたように、音響設備関係が非常に高く、その次に高いのが照明、プロの照明を雇う人の費用だそうです。音楽家にとって、この辺をいかに下げるかが問題なんですけれども、ペガサスホールの場合はそのスピーカーとかがついているので、思ったよりも安く借りれるというふうに思います。

ので、今回、本当にありがたい更新工事だなどと思いますので、できるだけ早く完了させてほしいと思います。いかがですか。

○上村委員長 文化振興課長。

○野崎文化振興課長 早急に入札等の手続をいたしまして、材料等が入りにくい状況でもありますが、その辺も調節しながら早期に対応していきたいと考えておるところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書55ページにございます諸費の防犯灯管理費、光熱水費の中で、各大字が整備した防犯灯の電気代という質問でございます。この部分につきましては、各大字が提示していただいた防犯灯の電気代でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 では、私の認識で正しいということで、それでは、次の質問です。このLED化はもう10年ほどになっていると思います。LEDはずっともつとは聞いてますけど、支える機材がもたなくなってくるはずなんです。その当時もそういうふうに言うてはったんで、電球は大丈夫だけれども、躯体がもたなくなるということで、その辺もそろそろ考えていただかなあかん時期が来ているのかなと思うんで、その辺、要望しておきますが、いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 そういう部分につきましても、どういう形がいいかというふうな部分も注視しながら、限られた財源等がございますので、何かの形で、補助の創設等含めた形で研究しながら進めていきたい、考えていきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 要は自治会負担になるのか、補助が前のみたいに半分になるのかというのが分からないと、自治会の準備ができないので、今回、こういった質問をしていますので、その点、よろしく願いいたします。

それでは、次お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 続きまして、その下にございます修繕料でございます。この部分につきましては、防犯灯に関係する修理代とさせていただいている部分でございます。

○上村委員長 康村委員。

- 康村委員 資料、これ、何番でしたか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 今回、資料では提出しておりません。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 防犯灯に付随した修理ですか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 防犯灯に関する修繕でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 では、防犯灯の取付けは自治会負担やけれども、それに関係した修繕があつて、町がそれを負担してくれたということですか。
- 上村委員長 総務課長。
- 丸橋総務課長 そのとおりでございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。次、お願いします。
- 上村委員長 暫時休憩をお願いします。
- 休憩 午後 2時25分
- 再開 午後 2時25分
- 上村委員長 再開します。
- 総務課長。
- 丸橋総務課長 この修繕料でございますが、本町がつけさせていただいた防犯灯に係る修繕代でございます。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 よく分かりました。では、次、お願いします。
- 上村委員長 福祉課長。
- 俵本福祉課長 67ページ、片岡台コミュニティーセンター照明器具取替え工事、この内容説明と財源内訳でございます。本施設は上牧町個別施設計画において、現行の機能を担保しながら、長期的に施設を存続させると方針が定められており、建物内の照明器具の大部分につきましては、蛍光灯110型という、よく使用されている規格よりも長い規格の蛍光灯が使用されております。この規格に適合するLEDではない蛍光灯を製造中止とするメーカーが増えており、入手困難な現状でございます。このことにつきまして、環境面に配慮したLED照

明に取り替える工事を実施するものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 この照明器具、LEDに切り替えていくということは、ほかの公民館も、今後、このLED化で、町がお金を払ってやってくださるという解釈でよろしいんですか。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 片岡台コミュニティセンターというのは、私、公民館だと思っているんですが、そうじゃないんですか。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時30分

○上村委員長 再開します。

総務部長。

○中川総務部長 片岡台3丁目のコミュニティーセンターの位置づけという部分でございますが、条例上、公民館の設置条例の中の施設ではないんですが、ただ、町の公共施設等の補助金要綱に当たる施設であるというふうには認識させていただいているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 そんなの当たり前のことで、上牧町の施設なんですから、指定管理者に流れていると思います。片岡台3丁目のコミュニティーセンターのLED化は全額町負担だから、私としては、町の負担で、ほかの公民館設置条例にある公民館、あるいは老人憩いの家等もLED化でしていただけたらということです。それが1か所だけというのは、何となく合点がいかないというのか、公民館の場合は、公民館改修要綱があって、75万の負担は自己負担というのは必ず課されていますので、今回の片岡台3丁目の自己負担があると思っていたんですけれども、出のほうを見てもないし、その辺の何か説明をお願いしたいと思います。

○上村委員長 総務部長。

○中川総務部長 康村委員のおっしゃっていただいたとおりで、公民館等の改修につきましては、公民館等の改修補助金に合致した場合については、補助金要綱に基づき補助をさせていただいているという部分でございます。今回におきましては、その補助金要綱のない中での工事費でございます。以前から補助金の要綱について、指定管理者が持つのか、町が建てた建物なので町が持つのかということで、いろいろ議会等、また、自治会長さんからもご意見等いただいている中で、令和5年度で補助金要綱の見直しをさせていただく予定をしてお

ります。その中でももう少し、今言うているような不明確な部分がありますので、そういったものを含めて、再度、見直しをさせていただきまして、それをお示しをさせていただいて、今後、それに基づいて運営していきたいというふうには考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、その改修要綱が令和5年度中に出来上がると。その辺、できるだけすばらしいものをつくっていただきたいと思います。先ほどの説明では、やはり、設備の維持するためにLED化を進めなければならないという説明でしたので、公民館も一緒に含めていただきたいと思いますので、その点、よろしく願いいたします。

以上です。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 財源でございます。財源につきましては、地方債を活用させていただきたいと考えております。事業債につきましては、令和5年度に新設されます脱酸素化推進事業債を、活用を考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 69ページ、町シルバークラブ連合会補助金の関係で、現在の会員数、また、今後、どういうふうな方向で会員数が推移するのかというご説明でございます。予算根拠として1,440名挙げさせてはいただいておりますけれども、現在、令和4年度の会員数は、1,403名でございます。1,403名ではございますけれども、今、シルバークラブとしましても、高齢化が進み、60歳になってもまだ働いている方が多い状況でございますので、新しい方がなかなか入っていただけないということで、会員の増強を図りたいと考えておられるところでございます。それで、シルバークラブが実施しますグラウンド・ゴルフ大会であったりとか、ウォークラリーとか、各種事業にクラブ会員以外の方も参加していただくように、皆さん、周知活動、交流活動を推進されて、できれば各地区3名ぐらいの会員の増強をしたいと、町のほうには話されているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 町のシルバークラブ、メンバーは当然分かっていると思うんですけど、平均年齢は幾らですか。

○上村委員長 福祉課長。

○**俵本福祉課長** 79.6歳でございます。

○**上村委員長** 康村委員。

○**康村委員** 79.6歳ですか。

○**上村委員長** 福祉課長。

○**俵本福祉課長** そのとおりでございます。79.6歳で最高齢が100歳の方、一番最年少が60歳と聞いております。

○**上村委員長** 康村委員。

○**康村委員** どこの大字も子ども会が潰れていって、その次に潰れていくのは、シルバークラブというようなことが、よくネットに書かれております。順番にこの組織が潰れていきますと、今度、役場がもたなくなってくるんで、自治会の負担も増えてきて、本当に、少子化が諸悪の根源だなと物すごく思っているんですけど、このシルバークラブの一例ですけれども、人数合わせで載せているだけという方がかなりいらっしゃると思っています。実際に動いているシルバーの方は、3分の1か半分ぐらいじゃないかなという気がしていますので、できるだけ、シルバークラブ連合会が存続できるような、新しい政策を打ち出してほしいと、それを要望しておきます。いかがですか。

○**上村委員長** 福祉課長。

○**俵本福祉課長** シルバークラブなんですけれども、今、自分たちでいろいろ会員の増強も考えておられますので、そのようなクラブからのお話ございましたら、どのような方法がいかが、一緒に協議しながら、実施はシルバークラブにやっていただく形にはなると思うんですけれども、いろいろな話には乗っていききたいとは考えているところです。

○**上村委員長** 康村委員。

○**康村委員** どこのシルバークラブも、まず会員を増やそうと努力しています。それでも増えない。気がついたら、会員は増えないで、平均年齢だけが上がっていつている。そやから、もうそろそろ、町の担当がもう少し力を入れなければならない時期が来ているような気がするんで、その点、お願いしておきます。いかがですか。

○**上村委員長** 福祉課長。

○**俵本福祉課長** シルバークラブの会長さん、また、幹部の皆様と一度話合いさせていただきたいと考えております。

○**上村委員長** 康村委員。

○**康村委員** それでは、次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 予算書95ページ、ごみ減量促進事業費の中の消耗品費についてでございます。この消耗品費につきましては、生ごみの減量化を目的としたボカシ菌の配布をさせていただいているんですけども、それに要する費用でございます。今、委員ご質問の効果という部分でございますが、なかなか数字的な効果というのが提示させてもらうのが難しいんですけども、過年度より、やはり住民さん、ごみ減量について一定の理解いただいているボカシ菌の要望、ございますので、やはりそういったことから需要もございますので、一定の効果が得られているのかなと感じているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。塵芥処理費の業務委託料。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書97ページ、塵芥焼却場跡地地歴調査業務委託料でございます。この業務につきましては、焼却場跡地の土壌汚染を確認するために、必要となる土質調査を行うに先立ちまして、汚染のおそれのある箇所の有無を把握し、調査箇所を選定する業務でございます。本業務の結果から、後の業務にて必要な箇所、土質調査を行い、汚染が確認された箇所については、撤去が必要な規模を算出して、除却作業に移っていくという流れでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、定点を決めて、まずそれで調べて、その辺、どのぐらいの濃度かという地質調査をしてから、本調査に入るという解釈でいいんですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 もしダイオキシンとかがいっぱい入っておったら、その除却の費用というのは、ある程度の見積りというんですか、すごいじゃないんですか。そんなん除却できるのかなという気がするんですけど、その辺、いかがですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 処理に関しては、相当の金額がかかってくるのかなと。もし、そういう部分があったら、撤去に関してはかかってくるのかなという部分がありますが、ただ、今から調査をしていかないと、その規模が分かりませんので、今後の調査の結果で、ある程

度、そういう部分が見えてくるのかなと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 続きまして、予算書99ページの草木リサイクル委託料でございます。これにつきましては、町内において持ち込まれた草木の処理に要する費用でございますが、草木に関しましては、焼却処分より安価で、なおかつ堆肥化が可能な施設にて処分を行っております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その次、同じ99ページでございます。資源ごみリサイクル委託料でございます。これにつきましては、内容としましては、空き瓶及びペットボトルの処分に要する費用でございます。空き瓶、ペットボトルにつきましては、山辺が稼働したら、そこでの処理になってくるんですけども、そこまで、こういった形で委託料の計上になってくるのかなと思います。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、これは、資源ごみのアルミ缶とかも含めてあるんですか。ペットボトルだけなんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 これの処分費用につきましては、空き瓶とペットボトルのでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 関連で聞きたいんですけど、空き缶ありますやんか。アルミ缶、それと鉄の缶と。アルミ缶がしょっちゅう出るんですけど、これは潰したらあかんという、前の集積場では潰さんと出してくれと言われとったんです。それは今でも同じなんですか。体積だけが増えて、いつも資源ごみの網が足りない状況が続くので、僕らとしては潰して入れたいんです。アルミ缶は簡単にべしゃっといくから、もっと入るんですけど、前の場合は、潰してもうたら困るということやったんですけど、その辺は今どうなっているんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 確認したいと思いますので、暫時休憩をお願いします。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時44分

再開 午後 2時45分

○上村委員長 再開します。

建設環境課長。

○武安建設環境課長 先ほどの質問、空き缶なんですけれども、現状としましては、潰して入
れていただいても大丈夫とのことでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 確認です。アルミ缶も鉄の缶も潰してもいいということですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。早速回覧を回さないかなという感じです。

次、お願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 115ページ、住宅管理費、1の報酬、町営住宅入居者選考委員会委
員報酬の2万4,000円についてのご質問だったと思います。この委員会につきましては、構成
委員数は10名でございます。そのうち、報酬のかかる方につきましては4名、3,000円で委員
会のほう、2回を予定しておりまして、合計2万4,000円を計上いたしております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 単純な質問なんですけど、疑問というんか、入居者なんか入れないという町の方
針なのに、なぜこんな入居選考委員会なんか開く必要があるのかがよく分からないんですけ
ど、そこの説明だけお願いします。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 立ち上げはさせていただいたんですけども、当然、今後、今言う
ています上牧町運営委員会の中で議論した中で、意見等されたときの入居申込み、募集、事
業はまだまだ進んではおらないんですけども、そういった事例が出た場合に、入居者の対し
ての募集の選考等するに当たって、会議等、必要ということで、取りあえず運営はまだ進ん
ではおらないんですけども、そういった事例が出た場合に、すぐに対応できるような形で、
予算化はさせていただいております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。予算計上だけしてあるという理解でいいんですね。

○上村委員長 まちづくり推進課長。

○金崎まちづくり推進課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書117ページにございます非常備消防費の報償費、消防団員の成り手はどうかという部分でございます。人口減少、高齢化が進む中で、地域住民の安全安心の確保に大きな役割を担う消防団の減少、全国的にも続いていることが問題視されているところでございます。本町の消防団員につきましても、定数に達していないのが現状でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 消防団員を増やそうといった、何か努力をされているんですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 消防団員の定数に達するという取組につきましては、今後につきましては、以前、令和4年4月、消防団に関する条例も改正させていただきましたし、町のイベント、ペガサスフェスタなどで人が多く集まる場所や広報紙などを活用しながら、人員確保に努める考えでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 最近、南海トラフのことも非常にテレビでやっているの、非常に危機を感じているんですけど、やはり消防団員は、私たちの安全安心を守っていただける一番身近な方なんで、できるだけ数を増やしてほしいと、それを要望して、この質問は終わります。

次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書121ページにございます、上段でございます。地域の防災力向上事業費の中の自治会防災事業補助金の説明でございます。資料といたしましては、歳出のナンバー153でお示しをさせていただいております。この部分につきましては、大規模災害への備えが急務であるという考えでございます。地域での防災活動、共助をより一層、充実や継続させていくことを目的に、地域の実情に応じまして、幅広く活用できる補助金制度を

創設することでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 自治会での裁量が非常に重視されているので、非常にありがたいです。これについては、もう結構です。

その次の関連で聞きました、10年ほど前から防災備品いただいているんですけども、もうそろそろ期限が来ているのがあるのかどうか、その辺もよく分からないし、今、担当課がそういうのを把握されているのかどうかもよく分からないんですけども、その辺はいかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 備蓄食料につきましては、期限が迎える前に、各自治会で、イベントなどで活用していただければというふうに感じているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 あまり食料関係はなかったと思うんですけど、例えば、子どもの紙おむつとかも消費期限とかいうのはないんですか。よう分からないんですけど、大地震もないので、そのまま箱で倉庫に入ったままで、ただし、毎年検品はしています。それが実際、使えるのかどうかもよく分からないんですけど、最近では生理用品も備蓄しなあかんと言われましたんで、それもやはり消費期限いうのはあるんですか。こんなものもあるんだなというのが分かったんで、その辺だけ1回チェックをお願いしたいと思うんですが、いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 その辺の確認につきましては、やはり、各自治会でしていただければと思っていますところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それなら、役場から各理事会にその旨の連絡をお願いしたいと思います。いかがですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 また、その旨、総務課から周知をさせていただくというふうに考えます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、下段にございます防災訓練事業費、防災訓練委託料の内容でござ

います。この部分につきましては、防災訓練事業費に係る委託費用でございます。前回、需用費で予算組みをしておりましたが、内容を一部、変更させていただいたことによりまして、委託料へ組み直しをさせていただいたところでございます。

訓練の内容でございますが、本町では、令和元年度、総合防災訓練を実施しておりました。令和2年度におきましても、各地域の方々の避難所運営訓練を予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症予防対策として中止となったところでございます。令和3年度、令和4年度につきましても、避難所運営訓練を実施予定でございましたが、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、参加していただく方の安全を考えまして、中止とさせていただきます。令和5年度につきましては、奈良防災士会から講師を招いて、各自治会の方々などを中心に、避難所開設運営訓練を計画するところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 それでは、予算書125ページの小中学校体育館空調整備事業費の中のバックアップ装置の件でございます。プロパンガス5本で1日もつというふうに聞いておりますので、3日間、そういう対応ができるように、15本置けるスペースを確保しております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、これ、できたら常に15本置いているわけですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 最初から15本置くのか、最初は少量にするのかというのは、今後、考えていきたいと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 続きまして、その下、フリースクール事業費でございます。委託を官民連携でというお話でございますが、当初、この事業は、不登校やひきこもりのお子さんを対象にしておりますので、まちづくりの体験とか、地域のそういう交流を通じて、様々な経験で社会的な自立を目的に居場所づくりを進める事業と考えておりましたので、NPO法人の方をお願いした官民連携という形で進めております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 確かにフリースクール、当初の頃の説明では、そこに来られている先生とかも、役場が全て手配したというふうな説明を覚えているんですけども、結局、今、その業者は、一体何をしているんですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 指導者の方は当初、教育委員会からご紹介はいたしましたけれども、雇用の形態、契約はNPO法人としておりますので、運営はそちらのほうで行っていただいております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、そういったデリケートな教育に対して、役場はもう全然関知してないのですか。その辺のどのようにされているのか、教えてください。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 もちろん教育総務課もケース会議に出席したり、現場も見に行っておりますし、常に入られるときの面談も行っておりますし、情報共有もしっかりして、全く関わっていないということはありません。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それは現在、生徒は何人でしたか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 登録人数は6人でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 6人のうち、ほぼ毎日来られる、どのような。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 人によって様々でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 予算書127ページ、小中学校体育館公衆無線LAN整備事業費でございます。こちらにつきましては、停電時、アクセスポイントにバッテリーを設けておりますので、大体1日ぐらいはもつようにはなっているんですが、アクセス数によりましては、それが少し減ったりすることもあると思います。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、1日しかもたないのですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 現状ではそのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 先ほどの聞いた体育館の空調整備からの電源とか使えないんですか。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 使えないです。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 できましたら、3日間分のを何とか考えていただきたいと要望しておきます。

では、次、お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書153ページ、真ん中ほどでございます。体育施設費の工事請負費、県民グラウンドメンテナンス整備工事についてでございます。来年度、令和5年度につきましては、県民グラウンドということで、2年に1回、実施をさせていただいております。令和4年度については、先ほど、東公園なんですけども、東公園は令和4年度実施しておりますので、東公園、県民グラウンド、東公園、県民グラウンドといった形でございます。あと、河合町にある釘池公園でございますが、この整備工事については、釘池は河合町のもので、整備工事については、毎年、草刈りをしながら整備をさせていただいているのが現状でございます。河合町と共同で草刈り等をさせていただいているのが現状です。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 このメンテナンス整備工事って一体どのような内容なんですか、草刈りじゃないでしょう。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 整備工事につきましては、まず、除草剤を散布しまして、グラウンドの専用のトラクターで、硬い土をならしまして、重機で凸凹した土をならすといった工法でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。できましたら、釘池公園のほうもグラウンドのメンテナンスをやっただきたいなと思って、もうあまりひどいので、いかがですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 河合町の担当課としっかり協議をさせていただきたいと思います。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員の通告をまず聞きたいと思います。

東委員。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 東でございます。

それでは、歳出における質問項目を述べてまいりたいと思います。

まず、36、37ページ、下段のほうなんですけれども、委託料の中の安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務委託料、これ、今議会の総務建設委員会の中で、個人情報の条例があったと思うんですけれども、これに関わることというふうには思うんですけれども、これについての内容説明をお願いしたいと思います。

次に、40、41ページです。財産管理費の中で、41ページのちょうど真ん中あたりなんですけれども、公用車購入費、備品購入費の中です。資料出の9で載っているんですけれども、令和4年度、環境衛生費で地球温暖化防止実施計画策定支援業務ということで、委託料として計上されておったわけなんですけれども、多分、この計画はできているというふうに思うんですけれども、この公用車の部分においても、地球の温暖化とか、そういうことに関わっての分だというふうに、買い換えるということだったというふうに思います。これについて、まず、令和4年度の計画策定がどうなったのかというところをお答えを頂きたいというふうに思います。

その下です。防災行政無線管理費なんですけれども、委託料です。委託料の防災行政無線関係消耗品交換作業委託料ということで、事業費が計上されているんですけれども、行政無線は、これはこれでいいわけなんですけれども、ただ1つ、やはり地域によっては、各方面に方向、角度によって、町からの放送が聞こえるように、常に調査をされているというふうに思うんですけれども、その辺についてどのような状況になっているのか、まずご説明をお願いしたいと思います。

その下なんですけれども、地域安全安心推進事業費で、14の工事請負費で防犯カメラ設置工事ということなんですけれども、設置される場所は、梅ヶ丘から中学校に上る通学路の階段のところにつけるというふうに理解しています。こういうふうに防犯カメラをつけていただ

くということは、非常に効果的で、安心できる状況になるというふうに思います。それはそれで大賛成なんですけれども、ちょっと関連なんですけれども、あの階段を上り切ります。上り切ったら、中学校に入る門があります。それを体育館のほうにずっと、足場が悪いんです、地道があるんです。そこの周りに、あれは水銀灯なんか蛍光灯なんかわからへんなんですけれども、道を照らすためにあるのか、多分そうだと思うんです。私が確認しているところで、もっとあると思うんですけれども、2本が電気切れているんです。これ、確認してもらえないでしょうか。毎日掃除していただいている方がいらっしゃるんですけど、その方の話によると、あそこは通る方がいらっしゃるらしいんです。友が丘のほうから体育館側のほうまでずっと地道を歩いてきて、階段を降りられて、畠田のほうに行かれている方がいらっしゃるというふうにお聞きしたんですけども、ということは、あの道を利用されている方がいてるのかなと。そういうことも踏まえて、あそこに照明がついてたのかなというふうに思うんですけれども、もしそういうことであるならば、電気が消えていますので、もう一度、調査いただけないかというふうに思います。

次に、42ページ、43ページです。先ほども質疑をされたと思うんですけども、平和祈念資料展開催費が計上されました。この計画では、昨年同様、劇をされると。あの劇、去年の劇は感動しました。本当にいい劇だというふうに思います。それが、やはり今年度も引き続きやっていただけるということについては、非常に興味深く拝見したいというふうに思いますので、ぜひ、皆さん大変とは思いますが、ご苦労をかけるんですけども、住民の皆さんのために頑張ってくださいなど。特に強調したいのは、今、国会が開かれているんですけども、日本という国が、非常に平和というものに対しての岐路というんでしょうか、非常にきな臭いというんでしょうか、非常に不安定というんでしょうか、昔の戦前というんでしょうか、そういうときのような時代に返るのかなという気がして仕方がないんです。防衛費なんかについても、5年間で43兆円というとてつもないお金を使うと言われているわけなんですけど、ほかの住民がせっぱ詰まって、何とかその年金を上げてほしい、何とかしてほしいという中身なんか全く無視して、お金はない、予算がないと言っておきながら、こういうところには43兆のとてつもない金を使うと。これでは一体、どちらを向いての政治なのかと本当に言いたいなと思っているぐらいなんです。そういう状況の中で、やはり戦争というのは悲惨なんだと。知覧へ行って案内してくれる方のお話聞いて、泣かない人はいてません。必ず感動というんでしょうか。すごい感銘を与えていただけるというのか、二度とこんなことを起こしてはならないというふうに思えるような状況で、それを知覧の特攻隊員の方

のことを、今度演じていただける計画だということですので、住民も非常に期待しているんだろうなというふうに思いますので、ぜひ成功していただきますようお願いをしておきたいなと思います。

次に、44、45ページです。その中で、コミュニティーバス運行費のところなんですけれども、先ほども質疑がございました。そういう中で、高齢者の事故も勘案して、バス2台分を民間に委託するとおっしゃってられました。それを運行していただける会社が町内に1社あるということで、幼稚園バスなんかもそこで運行していただいていると。どこの会社なのか、教えていただきますようお願いします。

次に、その下なんですけれども、出会い・結婚・子育て応援事業費ですけれども、委託料のところ、婚活イベント年2回、それから、個別相談、それから、結婚支援とあるんですけれども、これらについて具体的に教えていただきたいと思います。

その一番下段のところなんですけれども、上牧魅力発信発掘推進事業があるんですけれども、財源は分かりました。その中で、出の21の資料を読ませていただいたわけなんですけれども、主な事業等出した中で、1、返礼品代300万円、そして、ふるさと納税業務委託料、ふるさと納税サイト利用料と説明されているんです。具体的にどういうものなのかを教えていただきたいと思います。

次は、48、49ページです。ちょうど真ん中のところなんですけれども、交通安全対策費ということで、建設環境課の分ですけれども、修繕費とあるんですけれども、この修繕費について、再度ご説明をお願いしたいというふうに思います。

次は、58、59ページです。戸籍住民基本台帳費がありまして、13の使用料及び賃借料の中で、戸籍総合システム利用料という項目があるんですけれども、ここで、令和4年度の当初では370万8,000円、今回の当初予算では500万3,000円になって、129万5,000円の増額となっております。これについての説明をお願いしたいと思います。

その下の諸証明書、コンビニ交付事業費という項目の中で、13の使用料及び賃借料、コンビニ交付システム利用料があるわけなんですけれども、これも160万3,000円の増額となっているわけなんですけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

68、69ページの一番上のところ、先ほどの委員も質疑されたところなんですけれども、おっしゃっていた問題は、やはりどこの地域でも同じような状況があるのかなというふうには聞いておったんですけれども、ここで、実質、現在の加入者が1,403名とおっしゃっていたんですけれども、地域ごとにどれだけの方が入られておるのかを教えていただきたいと思います。

次に、76、77ページです。この中の学童保育運営費ということで、本当に町長以下、町の担当者の子ども未来課の皆さんには大変ご苦勞をおかけしたんだろうなというふうに思うんですけども、住民の皆さんの春休みだとか夏休み、冬休みの、そういうときに、開所をせめて7時30分にしてほしいという声が、多くの方から出されていたのを、ここで実現していた、これは本当に住民の皆さんが、働くお母さん方、お父さんもそうでしょうけども、非常に喜ぶことだろうなというふうに思います。感謝いたします。それで、お聞きしたいのは、学童保育指導員の報酬が引き上げられているわけなんですけども、約100何万、この施策を実行するに当たって、指導員の方を増やすことになったのかどうか、そういうことについての説明をお願いしたいと思います。

次に、96、97ページです。塵芥処理費のところ、先ほども論議されていたんですけども、塵芥焼却場跡地を調査するという事なんですけども、その後、どのような計画になっているのか、その点について、ご説明をお願いしたいと思います。

次に、98、99ページです。し尿処理費のところ、一番下に葛城地区清掃事務組合費があるんですけども、分担金の金額が資料には出てくるんですけども、私どもは、この部分においてはもう少し知りたいと。決算書、予算書について、我々委員に資料としてつけていただくのは可能なかどうか。可能であるならばつけていただきたいですし、葛城清掃組合をもう少し注視していきたいという機運もありますので、その説明をお願いいたします。

次に、108ページ、109ページです。ここの道路長寿命化事業費の13委託料、歩道維持修繕測量設計業務委託料で、出の114の資料で説明をされているわけなんですけども、その前に、令和4年の当初の資料で、歩道維持修繕を現況調査をするという、調査して計画書をつくるというのが昨年度、今年度にやられているというふうに思うんですけども、そういう中で、今回、220万で調査するということが出てくるんですけども、令和4年度の当初で計上されている費用で、一応の計画書ができたというふうに理解していいんですか。でないと、この220万の出資、どうしてここがどうなんかなというところが出るのかちょっと分からなくて、どういう基準でそういうふうになっているのか。例を言いますと、片岡台3丁目から片岡台1丁目に、3丁目のほうが早いのかな、あの歩道を整備したのは、個人名出して申し訳ないんですけども、松浦元部長、総務部長じゃなくて建設部長のときにやられた事業だと思うんです。そのときも、引き続いて、その後、桜ヶ丘のほうをやったと思うんです。そちらのほうは、今回、悪くなっているところが多いということで、このような計画は出されているんですけども、歩道の整備でいきますと、団地の前、あそこもかなり悪くて、あそこでけつまず

いてこける人で骨折した人もいてるという事実を、やっぱり認識していただきたいというふうに思うんです。それは舗装がもう、かなり傷んで劣化しているのと、それから、給水部分のところ、くぼみができているんです。あのくぼみで足を取られるというのも非常に多くて、やはり高齢化がしていますし、人の往来であるならば、桜ヶ丘のあその歩道よりも片岡台の前の歩道のほうが、当然、人の往来は何倍にも多いと申し上げておきたいというふうに思いますので、もし、そういうふうな順番、ここは何年度に計画していますかという順番があるんでしたら、我々にもその計画が分かるように示していただきたいというふうに思っております。よろしくをお願いします。

次に、110、111ページ、一番上から3行目ですけども、工事請負費、ため池貯留浸透事業対策工事について、資料の出の119で出しているわけなんですけれども、この事業は、例えば滝川だとか、そういうところに一遍に豪雨のときに流れ落ちるのではなくて、一旦ここでためるということなんかなというふうに思っているんですけども、その改修工事をするということなので、どのような改修になるのかという説明をお願いしたいというふうに思います。

次に、120、121ページです。ここも上段のところですけども、自治会防災事業補助金ということで、先ほども審議していただいていたところなんですけれども、住民の方々の要望を取り入れているということで、非常に評価しておきたいなというふうに思います。先ほどもあったんですけども、自治会も関わるんですけども、委託料として防災訓練委託料ということで計上されているんですけど、ここで先ほど、自治会等の絡みを何か言っていたというふうには思うんですけども、私の言いたいのは、せっかく補助金を出してもらって、そして各自治会で、みんなで防災を取り組んでいこうということに非常に役立つものだというふうに思うんですけども、それと、町も防災計画を新たに換えられたというのがありまして、当然、行政は住民のために防災計画を組んでやっている中で、各地域との連携を密にするために、ただ訓練をするだけではないしに、もっとレクチャーをしてもらいながら進めていくことが必要ではないかなと。そして、無線についても、去年、一応取扱いとかもやっていただいたこともありまして、やはり、密に地域と連絡を取れるようなものを構築していただければというふうに思うんですけども、その辺についてはどのようにお考えになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、126、127ページです。先ほども審議していただいたんですけども、小・中学校体育館の公衆無線LANを構築するということなんですけれども、これは、LANという方式な

んですけども、実際にはどのようなLANを考えているのでしょうか。LANにもいろんな種類があるんですよ。例えば、Wi-Fiの分をここでもつけるのか、ただ、LANで複数台の端末をつけてやるのか、いろんな意味合いがあると思うんですけども、実際に、具体的にどのようなLANをここで構築されるのかを説明していただきたいと思います。

次に、140、141ページです。先ほどもあったんですけども、児童図書政策事業費、これも非常に大事なもので、町長が今回のこの予算を計上されるに当たっての大きな施策として、やはり上牧町の魅力だとか、そして上牧町の地方の在り方とかというところを重視しているというふうに、私は理解しました。そういう中で、このようにまちづくりの一環として、皆さんに物語になるのかというのがあると思うんですけども、皆さんに喜んでもらえるようなものを制作し、そして広めて、上牧町をもっと知っていただくというようなことについて、ここで計上されたことは非常に評価したいですし、そして、今後、これについて携わっていかれる方々がどれだけいてるか、ちょっと知りませんが、その人たちも、上牧町の魅力について十分考えていただける場になるのではないかなというふうに思いますので、町長でも担当部長でも担当課長でもいいんですけども、その辺についてのご見解を頂ければというふうに思います。

次に、146、147ページです。ここで、ちょっと下のほうなんですけど、まきっ子塾のことというふうに思うんですけども、学校支援向上事業で644万9,000円計上されているんですけども、非常に好評であると同時に、もっとその年齢を上げてくれないかなんていう声もたくさん聞くんですけども、それは別として、現に、その日によっては違うかも分からないんですけども、大体どの程度の生徒さんがこれに参加されているのかなと。というのは、対象児童、生徒の中で、参加できる児童はどれぐらいの程度なのかなというふうに思います。それで、ちょっと心配しているのは、やはりお迎えに行かなければならないという点なんです。お迎えに行くことも、当然、時間が時間ですので必要というふうに思うんですけども、ところが、今、お勤めに出ている家庭が増えてきている状況で、お迎えができる、できないというところが、今のところネックになってきているのかなという、そういう声が聞こえるんですけども、その点はどのようにお考えになっているのか、ご説明を頂ければというふうに思います。

○上村委員長　ここで暫時休憩とし、再開は45分。

休憩　午後　3時32分

再開　午後　3時45分

○上村委員長 それでは再開いたします。

通告は終わってますので、答弁のほう、よろしくをお願いします。

総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書37ページでございます委託料の安全管理措置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務委託料の内容でございます。この部分につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正されることに伴いまして、個人情報保護法が各自治体に直接適応されることとなったため、各地方自治体には対応が求められておりますが、その1つとして、個人情報保護法の安全管理措置、保有個人情報の漏えい、滅失、また毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために、必要かつ適切な措置を講じるという義務が課せられております。その措置対応整備業務の委託料でございます。加えまして、職員が個人情報事務を適切に運用するための運用手引の整備に係る費用を計上しているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 分かりました。早い話、マニュアルを作るということですね。了解しました。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、ご質問のございました上牧町地球温暖化防止実行計画についてでございますが、本業務につきましては、現在発注中で、打合せ等も随時行っており、3月いっぱいをめどに成果品が上がってくる予定でございます。その中で、今、大まかな案までは仕上がっておるんですけども、ここで予算書41ページの公用車についてでございますが、この部分に関しまして、今回のこの計画の中で、公用車には低燃費車、ハイブリッドカーを導入していくという形でうたっておるんですけども、今、ここで購入されるのはハイブリッドカーでございます。

○上村委員長 東委員。

○東(充)委員 分かりました。計画そのものは3月末に提出され、出来上がってくるという理解と、それから、この車については、まだ、こういう計画はできてないにしても、温暖化のためにハイブリッドを購入するという理解で分かりました。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 はい、そのとおりでございます。

○東(充)委員 次、お願いします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書41ページ、防災行政無線管理費の中の委託料、防災行政無

線関係消耗品交換作業委託料の中で、防災無線が聞こえない状況等の質問でございます。防災行政無線が聞こえない場合がございます。その場合、電話なり、役場のほうに、総務課のほうに出向いていただいている場合がございます。そのときに話を聞かせていただいて、現状を確認するために、職員が聞こえないとおっしゃっている行政無線のほうに行かせていただいて、状況を確認しております。その場合、聞こえないというところを検討しながら、角度を変えたりしながら、聞こえるように努めているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それは、今、設置されている部分はそのままじゃないですか。聞こえるところを聞こえないところのほうに振るとするじゃないですか。そしたら、今度、こっち側のほうが聞こえなくなってしまうようなことはあり得ますよね。具体的に言いますと、桜ヶ丘のローソンがあって、そして道があって、そして、マンションなんかのいろんな飲み屋さんとか、衣服作っているところだとか、散髪屋さんだとか、パーマ屋さんだとか、あの辺が聞こえないらしいです。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今、委員がおっしゃっている部分につきまして、ちょっと聞こえる、聞こえないというのも、現地に行かせていただいて、調査させていただいて、内容を調整させていただきながら、検討、研究等をしながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 一応、一例として言いましたけども、あと、基本的には、もし聞こえにくいところがあれば、担当課、総務課のほうに、「いや、うち聞こえないねん」という電話連絡でもオーケーということによろしいですか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 電話でも対応させていただきまして、現地のほうにも、確認させていただく考えでございます。

○東（充）委員 了解しました。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 予算書41ページの防犯カメラ工事に関わりまして、第二中学校の西側の水銀灯の件でございます。水銀灯3本分、LEDへの浩館修繕は1月中に終了しております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 できましたか。分かりました。ありがとうございました。了解です。

○上村委員長 秘書人事課長。

○高木秘書人事課長 それでは、予算書43ページ、一番下の平和祈念資料展の開催費について、ご説明をさせていただきます。先ほど、東委員から、昨年の朗読劇、ご覧いただいたということで、身に余るご感想を頂きまして、ありがとうございます。今回もスタッフ、キャスト一同、頑張っただけで務めさせていただきたいと思っております。これの趣旨でございますが、今回まで、15回目でございます。今年で16回目を数えるわけでございますが、一貫して言えるのは、戦争の悲惨さを後世へと語り継ぐ、そして命の貴さを訴えていく。恒久平和を希求していくというのが、今までの、前回を通しての目的でございますので、今年もそういうことが、しっかりと伝えていくことができたらと思っております。よろしくお願いいたします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 何回も言うようですが、本当に感動しました。ほんまによかったと思います。それをまた、引き続いて今年もやっていただけるということは、本当に期待したいと思いますし、皆さん、仕事終わってからの練習とかになるというふうに思うんですけども、大変だろうと思うんですけども、その辺はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

もう1つ、今の情勢なんですけど、日本はトマホークというミサイルを400発買うのだと。それで買って、日本を守ると言うんですけども、相手国は何千発と持っているんです。400発で対抗できるわけやあらへんのに、そういうものにお金を使ってやろうというところに、何を考えているのかなというふうに思いますし、せやけども、そういう中で、一旦一発ミサイルを発射すると、今おっしゃったように、日本は焦土化されるということが現実として起こり得るということで、やっぱり悲惨さを訴えていただけるというのは、非常に国民にとっても大事なかなというふうに思ってますので、ぜひ頑張っただけで、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。次、お願ひします。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書45ページにございますコミュニティーバス運行費の中で、巡回バス、民間業者1社という部分で、それが町内、町外という確認だったと思いますけれども、その部分について説明をさせていただきます。今回、巡回バスにつきまして、2台の運行、民間にさせて、運行を予定しているんですけども、その部分につきましては、本町の仕様に乗っていただける業者が1社ございました。その1社につきましては、町外でして、

王寺町に事務所を構えておられる愛和交通と随意契約を締結する考えでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 前は畑だのそこらあたりにあったのかな、分かりました。了解しました。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 45ページの出会い・結婚・子育て応援事業費でございます。婚活イベントを年2回、それから個別相談会、結婚支援、具体的にはどういうことかというご質問だったと思うんですけれども、令和4年度におきましては、婚活イベント年2回、縁日を設定した婚活まつりを8月27日と、12月18日には、Xmasは目前！！Happy婚活パーティー！ということで、イベントをしております。5年度も2回のイベントを予定して、実施して、出会いの場の提供をして支援を行おうと考えております。

個別相談会におきましては、月1回、土曜日に開催しているんですけれども、こちらのほう、月1回は実施をお願いしますということなんですけれども、実際には32回、個別相談会を実施していただいております。延べ人数では58人の方に、個別相談会を実施していただいておりますので、5年度におきましても、同じような形で個別相談会を同時していただく予定としております。結婚支援の随時におきましては、登録者登録制度を行っておりますので、その登録者の中から個別に、この方とこの方が合うんじゃないかというような形で顔合わせをしていただいて、それぞれの支援を行っておるということでございます。これも同じような形で、5年度も、赤い糸さんをお願いしようと思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そしたら、初めのイベントですけども、何人ぐらいの参加が来られたんでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 一応、設定といたしましては、10対10で、10人10人で予定して募集をかけまして、参加していただく予定で、実際に10人10人の男女が参加されて、イベントを行っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 見込みとしては、10人10人であったと。そして、今回も当初予算も10人19人で組んだと。そやから、予算どおりの状況であったということですね。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 はい、そのとおりでございます。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 そしたら、予算書44、45ページでございます上牧町魅力発信発掘推進事業費についてでございます。資料につきましては、出ナンバー21で提出させていただいております。

まず、この資料に載せさせていただいております寄附返礼品についてのお尋ねでございます。この返礼品300万円につきましては、歳入のほうで、寄附によるまちづくり条例に基づく寄附といたしまして、1,000万円を計上させていただいております。この返礼品につきましては、寄附額の3割以内ということになっておりますので、300万円の金額を計上させていただいておるといってございませう。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 1,000万の3割以内で300万ということなんですけども、どういうものが返礼品として扱われているんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 まず、今現在のの上牧町の返礼品の何品目あるかというところからご説明させていただきます。今、13事業所、登録させていただいております、58品目の返礼品がございます。その中の代表的なものとして、先ほど答弁させていただいたんですけど、黒カレーであったり、キャンプグッズであったり、それとイチゴ、それとグローブの材料の余りといいますか、そういうものを活用してのサンダルを製造されておるといのも、返礼品でございます。それと、あと、オーダーメイドの雪駄であったり、ちょっと面白いもので、ピザ窯がついたバーベキューコンロのというものも、返礼品でございます。そういったものが返礼品の中にありますので、詳しい返礼品については、上牧町ふるさと納税という形で検索していただきましたら、その返礼品の一覧がずっと出てきますので、また、よろしければご参照いただければと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ありがとうございます。そこは全然見ていませんでしたので、申し訳ないです。一番高価なものは何なんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 やはり、一番高価なもので言いますと、先ほどのピザ窯のついたコンロ、これが一番高額といいますか。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ちなみに幾らぐらいの物なんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 寄附の額で言いますと、31万7,000円の寄附を頂きましたら、ピザのパーベキューのやつが、商品として入ってきたのをお送りさせていただくことになっております。

○東（充）委員 了解しました。次、お願いします。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 その次、ふるさと納税業務委託料についてでございます。これにつきましては、ふるさと納税の返礼品等、発送させていただいたり、また、商品の調達等をしていただくサイト、そのサイトにの委託料となっております。こちらのサイトでは、商品調達から商品発送、それと、寄附金の受領証明の発行に至るまで一括で管理をしていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ここにおいては、伝えれば、一括して配送までやってもらえるというところなんです。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○東（充）委員 で、その下は。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 今、ふるさと納税のサイトとしましては、先ほどの1か所だけなんですけれども、令和5年度からもう1つのサイト、考えておまして、こちらのサイトについては、先ほどの一括での管理ではなくて、掲載のみの、そのサイトを使用するだけのものになってきますので、ただ、先ほどのサイトとは連動しておるといえるか、つながっておりますので、そちらだけは記載のみという形になりますので、このシステムの利用料と、委託料ではなくて利用料というような形で予算を計上させていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ちょっとしつこいんですけど、新たにやるふるさと納税サイト利用料とにおいては、ネットもう1つ、受け付けるというのがありますと、今回は、そこと契約しますと。そこで、返礼品のあれがあれば、その前のふるさと納税云々のところが、配送とかそういうところまでやってもらえるということで、リンクしてますということよろしいんですか。

○上村委員長 企画財政課長。

○中本企画財政課長 はい、そのとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。やっとイメージがつかめました。ありがとうございます。

じゃ、次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書49ページ、交通安全対策費における需用費の中の修繕料についてでございます。この修繕料につきましては、町内に設置しておりますカーブミラーの修繕料となっており、突発的な破損による修繕が必要になったときのための予算計上でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それは分かりました。ところが、冬だとか、気候によって全く見えなくなっているというんでしょうか。そんなときはどないなんですか。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今現在、設置されている箇所、そういった箇所もあるかとは思いますが、すけれども、今回、この修繕に際して、設置するミラーに関しましては、曇り止め防止の塗装を確保したものを設置していております。冬場になると、そういう箇所、何か所もあるかなと思うんですけども、危ない箇所については、また別途、検討していかなければならないとは考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 結構見えなくなっているとかいうのがありまして、本当に壊れているのであれば、多分ここで対応してもらえるのかなというふうに思うんですけども、設置はされて、別段、土台も悪くなっているとかいうのではなくて、鏡そのものが劣化しているとか、見にくくなっているとか、そういうのがたまにあって、それを直してほしいという声もあるんです。そんな場合はどうしたらいいのかなと思ひまして。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今、委員おっしゃっているとおり、鏡面が白くなって、かなり見えにくくなっているところも、住民さんからご指摘を受けるときもございますので、そういったときは一度、我々のほうに、窓口のほうでもいいと思いますので、来ていただけたら、相談していただけたらなど。その中で、そこが、かなり危険度が高い場所であるのならば、こういった形の予算を使ってでございますが、修繕の対象になっていくのかなというふうには考え

ております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 どちらにしても、安全安心なわけですから、いろんなケースがあると思います。そこでやっぱり、柔軟な対応で安心を守っていただける、安全を守っていただくというふうに対応していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました予算書59ページ、戸籍基本台帳費、使用料、戸籍総合システム利用料、こちらの当初予算、500万3,000円計上させていただいております。昨年度の予算が370万9,000円、こちらの差額についてですけれども、現在、住民課で使用しております戸籍事務に用いるシステムなんですけれども、令和5年2月をもちまして、ちょうど5年たちましたので、リプレースを行っております。それが、今まで葛城市のほうにサーバーを置いた共同利用をさせていただいたんですけども、法改正でクラウド対応も可能となりましたので、業者選定時にクラウド化で見積りを募りまして、内容を検討しました。その結果、やはり保守料とか、ライセンス部分で若干だけ総額の増額はあったんですけども、ほぼ総額自体にそんな大きな変動はなかったんです。ただ、ふだんであれば、長期継続契約で60か月のリース契約を見越してやっていくんですけども、令和7年度末には、基幹システムの標準化がございまして、現在、上牧町の基幹システムの契約も、令和7年度末をもちまして、一旦切り上げると。その後は再度考えるという方針、出てございましたので、本来60か月の割るリース予算が、37か月の割戻しとなってしまいましたので、若干予算に差額が出ているような形となっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 その7年になったらどうなるんですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 物がパソコンですので、7年であればまだ3年とちょっとしか使ってない状況となりますので、逆にそうなりますと、利用料の部分は省けて、あとの残りの2年弱ですけども、その間、同じものを使うとなれば、安い利用料金額と保守だけ払っていけば使えるという状況にはなります。ただ、基幹システムが、今の既存のところをそのまま使うか。また、新しく変わった基幹システムに合わせて同じメーカーのものを使うかどうかというのは、その時点で検討を行いたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。

では、次、お願いいたします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 予算書59ページ、諸証明書コンビニ交付事業費につきまして、コンビニ交付システム利用料の当初予算835万1,000円に対しまして、昨年度が208万8,000円の予算だったということと、この差額についてということなんですけれども、こちらも同じようにコンビニ交付システムにつきましては、令和5年1月で入替えを行っています。ただそれは、同じメーカーの同程度の設定のものを入れさせてもらっているんですけれども、こちらは、コンビニ交付が導入されたのが、マイナンバー始まってすぐのことでしたので、当時は補助金を活用させていただきました。ですので、購入した本体に対して保守契約という形で予算を組ませていただきました。ですので、令和4年の9月議会になるんですけれども、当初予算計上していました保守委託料から、使用料に予算の項目替えをするというような設計図も上げて承認いただいております状況ではございましたけれども、その中で、今、比較しております208万8,000円の使用料というのは、実際には、令和5年1月から3月までの使用料分となりますので、3を割戻してもらって12を掛けると、結局835万1,000円となりますので、基本的な金額は変わっていないと。ただ、こちらのシステムにつきましても、令和7年度末、8年2月をもちまして、契約自体は、また検討の内容となりますので、本来の60か月ではなくて、短い38か月の契約とさせていただいております。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございます。

○上村委員長 福祉課長。

○俵本福祉課長 69ページ、町シルバークラブ連合会補助金のうち、1,403名のクラブの地域ごとの人数でございます。南上牧128名、松里園120名、五軒屋37名、三軒屋53名、米山台78名、新町148名、服部台81名、滝川台60名、北上牧66名、下牧88名、金富22名、友が丘36名、緑ヶ丘119名、片岡台1丁目43名、片岡台2丁目36名、片岡台3丁目28名、桜ヶ丘でございますけれども、1丁目から3丁目、合わせて桜ヶ丘シルバークラブとして活動されております、桜ヶ丘214名、葛城台46名、以上、合計1,403名でございます。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございます。結構です。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 予算書77ページ、会計年度任用職員の学童保育指導員の報酬増の要因なんですけれども、こちらのほう、30分繰上げでの増なのかというご質問だったと思います。

こちら、夏休み以降の夏季休業日、夏休みからの学校休業日に対して30分繰上げに伴うために、シフト等の調整等も行いますので、それに伴う増員でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 指導員が増えたというわけではないんですか。その中で、例えば6人だったら6人で回されるので、8時からだった分を30分前倒しの、その賃金がそこに加味されたという意味合いでよろしいのでしょうか。

○上村委員長 こども未来課長。

○寺口こども未来課長 1名の指導員を、募集を予定しております。その増員の分となっております。それと、今おっしゃったように、30分繰上げの分のシフト分というか、時間が長くなりますので、そちらの分も含んでおります。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。えらい苦労かけました。本当に大変だったと思うんですけども、ありがとうございます。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書97ページ、塵芥焼却場跡地地歴調査業務の説明でございます。今回の業務に関しましては、汚染のおそれのある箇所の有無を把握する調査業務でございます。質問のございました調査後の計画でございますが、この調査を経て、土壌調査を実施する箇所を選定していきます。その選定された箇所の土壌調査を行い、その委託業務になってくるんですけども、その委託業務を実施し、その後、もしその汚染された土壌が確認された場合は、土壌、土質、土を搬出する工事の発注という形になってきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 例えば、この分を譲渡すると、売り渡すということでは、大分時間がかかるということですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 調査及び工事、もし工事がなければいいんですけども、もし工事が出てくるとなると、1年半から2年ぐらいはかかってくるのかなという考えでしております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それぐらい期間をかけるというのは分かりました。で、一応売却は視野に入れてやっているわけですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まだちょっと決定してない部分があるんですけども、その利用した

いとかというお話も伺っておりますが、現状の段階では、まだ確定はしておりません。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 未確定ではあるけれども、一応、そういうお話はあるということだけでいいですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その認識で大丈夫です。

○東（充）委員 分かりました。了解しました。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 次に、予算書99ページ、葛城地区清掃事務組合の資料の添付にございますが、これに関しましては、一度確認させていただいて、今後、こういった決算等の資料が添付可能であるのならば、また、そういう形で、資料を作成していきたいと思えます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 どちらにしても、分担金は分かるんですけども、その分担金の使われ方というのは、うちだけではないんですけども、あと加盟自治体があるわけなんですけども、どのような状況で支出をされたり、していくのかというのは、当然知っている必要があるというふうに思うんです。この間の私の一般質問でも言わせていただいたんですけども、新たな分担金は新たにつくられて、今までの分はそのまま置いて、7億しかない。今後10年、本当にその7億でもつのかという疑問が私にはあるんです。それまでには、もう7億以上のお金を使ってきているわけです。そしたら、今後、ますます施設が古くなっていくわけじゃないですか。古くなれば、傷むところも出てくるわけですから、もっとその保守料、修繕料が増えるのではないかというふうに私は思っているんですけども、ところがそうではなくて、その施設よりも周りのほうをもっと重視していると。例えば、かもきみの湯だとか、それから公園だとかというところを重視して、今後、10億円を使っていくことになっているわけじゃないですか。私個人の考え方としたら、それは御所の仕事でしょう。いつまでも我々の自治体も含めてのものではないというふうに、私は思っているんですけども、そういうことにはなっていないらしいんですけども、そういうのもありまして、そやから、ひょっとしたら保守料のところでもた徴収されるというきらいがあるのかないかというところを、見極めていきたいというふうに思いましたので、こういう要望させてもらったんです。どうかその辺、くみ取っていただきますようお願いしたいと思えます。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今後、そういった形で提示できるように、また、葛城清掃事務組合にまたお話をさせていただきたいと思います。

○東（充）委員 お願いしておきます。次、お願いします。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、予算書109ページ、歩道維持修繕測量設計業務についてでございます。先ほどご質問のございました令和4年度の調査でございますが、上牧町内における歩道部分の全体的な調査を行い、その歩道の今後修繕していく順位づけという部分で調査し、計画策定を行いました。令和5年度のこの業務につきましては、その中の上位路線についての修繕のための詳細設計業務という形でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ざっとそうだというふうに思うんですけども、この計画、順位をしていくところの計画というのは、もうできているんですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 おおむね完成していますが、成果としては、最終調整中でございます。ただ、上位路線の路線に関しては確定していますので、上げさせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 その順位の計画の部分ですけど、我々も目にすることはできるんですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 その部分につきましては、順位という部分に関しては、ご提示はできるかなと思うんですけども、何年度に何、どこをいろうとかという形になってくると、なかなか予算等の問題もございますので、明確なご提示ができないかなという部分がありますので、また協議し、相談したいと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 例えば、その順位をつけておっても、いきなり1番やったやつが1番で行って、3番に上げられていたけども、非常に傷んだという状況が生まれてしまったというたら、2番に上がったとか、1番に上がったおそれもあると。そやから、そういうことも加味せなあかんでしょうし、今の段階では、予算は全くもって、どれだけつけていくかということも予測はできないということですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 はい、そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 そういうのは別として、大体、歩道はどれだけの順位のところまで位置しているのかなというところだけでも、我々が把握できればいいかなというふうに思うんで、もし見れる。どのようにして見せていただけるのかというのは、資料としてもらえるのか、それとも、担当課に行ってみるのかというのはあれなんですけども、そういう形で見れるということとは可能ということですね。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 まだ、その提示の仕方については、今後、協議していきたいと思いますが、明確な形でのご提示、できるように、調整していきたいと思います。

○東（充）委員 期待しています。次、お願いします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今のところで、見せてもらうということは、それでいいと思うんです。努力していただけるようお願いしたいと思うんですけども、その決め方です。順次調査して、順番が決まったんだろうというふうには思うんですけども、先ほども言いましたように、例えば、片岡台の歩道と桜ヶ丘の歩道としては、片岡台のほうを先にやったのには間違いありません。なぜかいうたら、桜ヶ丘のほうは、植え込みを残せと言うて、今残っているんです。片岡台のほうは全部撤去したんです。先に片岡台をやったというのは間違いありません。そこよりも、桜ヶ丘のほうが傷みがひどいということなんです。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 調査の結果、そういう形になっております。また、桜ヶ丘地区で傷みの激しい箇所については、やはり桜の木の本根であったりとか、そういう部分もございまして、どうしても優先順位はかなり高い位置に来るのかなと。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それは分かります。あの歩道はいち早く直したほうがいいと思います。まだ、片岡台とかそんなところよりも、あそこのほうがもっと悪いです。ですから、上位にランクされてしかるべきだなというふうに思います。その後、例えば、次の東へ行った交差点付近とか、そういうところあたりが悪くなっているんですけども、その辺は専門家が見てのことでしょうから、我々素人が見て分からないところもあるんかも分かりませんが、1つの基準としては、往来の話、人がよく通る、通らないの話も、非常に重要視されて書かれているわけなんですけれども、それで言うならば、片岡台のほうが、人の歩く確率はずっと多

いと。というところはどういうふうに加味されたのかなというところも疑問がありまして、それでお聞きしているんですけども。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 今回の順位づけに際しまして、その歩道の状況における加点をしながら、順位をつけていております。その中で、通学路であったりとか、歩行者の量であったりとかも加味しておりますが、やはり、一番大きいところは、傷み具合という部分が大きくなっていくのかなと。今、委員おっしゃるとおり、歩行者の量も、判断材料の1つとしては入れております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今後、その傷み具合は、我々も見せてもらいますけれども、その資料を見せてもらってから、また判断したいと思います。分かりました。以上です。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 それでは、111ページ、ため池貯留浸透事業対策工事についてでございます。この工事につきましては、先ほど委員おっしゃったとおり、滝川等に池から流入するいっときの水を抑えるための工事で、この池の余水吐の部分に関して、そういう切込みを入れて、排水断面を小さくして、少しずつ流していくという工事でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 例えば、ささゆり台も含まれてますよね。これには含まれていない。

○上村委員長 建設環境課長。

○武安建設環境課長 ささゆり台の滝川沿いの大きな調整池でございますか。あれは、開発の段階で設置されたもので、余水吐の口は狭められて、そういった形でなされておりますので、今回、我々の作業には入っておりません。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 それでは、予算書121ページでございます。上段でございます、自治会防災事業補助金と、その下段にあります防災訓練委託料の中で、住民の方との連携の部分でございます。

まずは、この自治会防災事業補助金の内容でございます。この部分につきましては、大規模災害への蓄えが急務というふうを考えているところでございまして、防災活動、共助によりまして、一層充実、継続していくことを目的に、地域の実情に応じまして、幅広く活用できる補助金制度を創設するところでございます。

併せて、防災訓練でございますが、令和5年度につきましては、各自治会の方々、会長、あと自主防災会の方を中心に、避難所開設運営訓練を計画しております。今後につきましては、こういうところも含めた形で、工夫を凝らして、住民の方たちとの連携をしていく考えをしていかなければいけないのかなというふうに感じているところでございます。また、上牧の自主防災ネットワークという組織がございまして、そちらのワークショップがございまして、そちらのほうに総務課の担当が参加させていただきまして、内容をレクチャー、連携させていただいているところもございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 今のお話は、多分、辻さんのやっているグループのあれなんかなというふうに思っているんですけども、それはそれでいいと思うんですけども、我々としたら、住民としてこうしなさい、ああしなさいというのは、それぞれの地域で決めていると思うんです。それに従ってやっていくわけなんですけれども、まずは、自分の身を守って、それからどう行動に移していくかというのはあるんですけども、その辺は町の訓練のときに、いろいろ各地域でやったというふうに思うんですけども、やっぱりそれがコロナのせいもあって、そういう訓練もなかなか開けてなかったということも当然あるんでしょうけども、それぞれの地域でそれなりの防災についての計画も多分しているというふうに思うんですけども、そういうときには、面倒かも分かりませんが、皆さんがその地域に来て、それを見ていただいて、町からはこういうふうな指示を出します、そのときにはこうしてくださいなんていうことをお互いに意思疎通できれば、もっと防災、減災にもつながっていくのかなと思ひまして、もう1つは、町長が、この補助金については考えたいということで、私が申しましたのは、例えば町のほうできちっと備蓄はしてもらっていると。ところが、その備蓄が本当にみんなに行き届くかがもう一つ分からなくて、例えば、地域で保管とかができるのであれば、保管もしたいというのがあって、自治会にお金ないから町どうですかというふうに尋ねたら、このような形で補助ができたということで、非常に各地域とも喜んでいのではないかなというふうに思うんです。それはそれで備蓄なり、ほかに、減災のためにどうしていくのかというようなことで使ったらいいというふうに思うんですけども、それだけでは足りなくて、やはり、皆さんの知識を住民の方々に伝えていただける機会もぜひ持っただきたいと要望しているんですけども、よろしいでしょうか。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 今後、また、先ほども申しましたように、防災訓練等、実施させていただく

中で、工夫を凝らしながらさせていただくという考えでおります。

○東（充）委員 期待しています。次、お願いします。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 予算書127ページの小中学校体育館公衆無線LAN整備事業について説明いたします。こちらの事業に関しましては、Wi-Fiの整備になります。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。LAN言うても、いろんな種類のLANがあるわけで、Wi-Fiと聞いて安心しました。

そして、もう1点なんですけども、Wi-Fiというのはルーターが置いてやるわけなんですけども、常時電源を入れて、常時使えるというのではなくて、事が起こったときにだけそのWi-Fiが使えるというふうにするのか、もう常時つけっ放し言うたらおかしいですけども、別にお金かかるわけではないんですけど、電気代がかかると。それから、設置料とかが要ると思うんですけど、その辺はどのように。

○上村委員長 教育総務課長。

○辻村教育総務課長 平時は学校職員も子どもも使えるように想定しておりますので。

○東（充）委員 そうですか。いいですね。期待しています。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 役場とそれから2000年会館とかには、Wi-Fiはどうなんでしょう。

○上村委員長 総務課長。

○丸橋総務課長 本町につきましては、令和4年度で、LGWANの無線化の整備を進めております。その無線化の整備が終わりましたら、無線の状況を調査しないといけないというふうに考えております。LGWANの無線化が終わって、その状況を調査した中で、総務課になるんですけども、庁舎の中のWi-Fi環境の整備を進めていこうというふうに考えているところでございます。

○東（充）委員 了解しました。次、お願いします。

○上村委員長 教育部長。

○松井教育部長 それでは、本年度作成をさせていただきました児童用図書、『かんまきかわらのおはなし』について、担当部長から答弁をさせていただきたいと思います。このたびの絵本につきましては、町民である町内在住の放送作家の方や、上牧中学校美術部生徒、それ

と行政といたしまして、社会教育課職員の協働により、完成をさせていただいたものでございます。このたびの一連の取組につきましては、上牧町まちづくり基本条例の理念及びまちづくりの基本原則を具現化するためのものであると認識しているところでございます。また、当該絵本につきましては、主として子どもたちに読んでもらいたいという思いから、内容が難しくならないように留意しつつも、歴史的背景、史実につき、一定の忠実さを考慮しつつ、作成をさせていただいた経緯がございます。これらのことから、社会教育課が丸となった試行錯誤の中での頑張りにより、町の内外からも好評を頂いており、担当部長としてうれしく思っているところでございます。

次年度、令和5年度につきましては、現時点におきましては、また構想ではございますが、片岡城を素材とした絵本を作成したいと考えているところでございます。また、内容によって、できることであれば、ゆりはちゃんにも登場してもらいたいシーンがつくれればよいと思っております。この部分について、町民の方々も好評を頂いておりますので、次年度、第2弾をつくるに当たっても、また、喜んでいただけるようなものになるよう、課内職員一同、頑張りたいというふうに考えているところでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 本当に積極的に検討していただいたということで、もう感激しています。これがまた、第2弾として、本当に皆さんに読まれて、喜ばれるような状況になれば、もっといい状況になるなと思っております。これがまちづくりの大きな礎の1つとなってもらえればよいなというふうに思っています。ぜひ頑張ってください。ありがとうございました。

次、お願いします。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 予算書147ページでございます。学校支援向上事業費のまきっ子塾についての、子どもたちの参加率のご質問だったと思います。参加率につきましては、まず、まきっ子塾の生徒全体では147名、参加していただいています。そのうち、出席になるんですが、学校ごとに報告させていただきます。上牧小学校につきましては84%、上牧第二小学校につきましては84.1%、上牧第三小学校については86.5%でございます。平均しまして、85%の子どもたちが参加していただいているのが現状でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ちょっと私は判断できないですけども、85%の参加というのは多いほうですか。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 多いほうだと思います。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 本当は、もう少し参加したいなというふうに思っているけれども、お迎えのところがちょっとネックになっているご家庭もあるのかなというふうにお聞きしているんですけども、その辺はいかがなのでしょうね。難しいとこだとは思っています。

○上村委員長 社会教育課長。

○吉川社会教育課長 社会教育課としましては、まきっ子塾に参加していく子どもたちの送り迎えの問題については、必ず保護者、またはおじいちゃんおばあちゃん等に迎えに来ていただく方であれば出席してくださいということで、毎朝確認もさせていただいているのが現状で、あと、共働きの親御さんのお子さんの場合でしたら、学童保育にも行かれていますに当たりましては、学校アドバイザーであったり、課員で学童保育にしっかり送り届けたりもしていますので、安全安心は、やはり今までどおり継続して、送り迎えは必ず来てくださいますということで、進めていこうと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それが一番安心ですし、安全やいうのは、もう十分理解できます。その形を今後も続けていくのはそれでいいんですけども、今おっしゃったように、どう工夫すれば、100とはいかないかも分かりませんが、もう少し高められるかって、やっぱり今のご時世ですんで、お父さんお母さん方がお働きになるというのが、今の常だというふうに思いますので、そこのところをどうカバーしてあげられるのかというふうに考えていただくのも、皆さんのお仕事かなというふうにも思います。その辺でやっぱり、誰もが受講できるというような形を、なるべく多く受けていただけるような形を、ぜひ確立していただきますようお願いをしておきたいと思っております。お願いします。ありがとうございました。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。再開は月曜日、3月13日午前10時とします。

散会 午後 4時47分

予算特別委員会会議録

1. 日 時 令和5年3月13日(月) 午前10時
1. 場 所 3階委員会室
1. 協議事項 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について
議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について
議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について
議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について
1. 出席委員 委 員 長 上村 哲也 副 委 員 長 東 初子
委 員 康村 昌史 牧浦 秀俊 竹之内 剛
東 充洋
議 長 吉中 隆昭
1. 理 事 者 町 長 今中 富夫 副 町 長 阪本 正人
教 育 長 松浦 教雄 総 務 部 長 中川 恵友
都市環境部理事 吉川 昭仁 住民生活部長 山下 純司
健康福祉部長 青山 雅則 教 育 部 長 松井 良明
総 務 課 長 丸橋 秀行 秘書人事課長 高木 真之
上下水道課長 南浦 伸介 住民保険課長 和田 暁
徴 収 課 長 山本 敏光 生き活き対策課長 林 栄子
1. 事 務 局 局 長 森本 朋人 書 記 山口 里美
書 記 横田 大樹

開会 午前10時00分

○上村委員長 皆さん、おはようございます。予算特別委員会委員長の上村です。

本日、3月13日月曜日、1週間が始まりました。今朝方まで降った雨も、飛散中の花粉を抑えるに当たってはよき雨だったのではないのでしょうか。それでは、この1週間、皆さん、ご多忙とは思いますが、しっかり乗り切ってまいりましょう。

それでは、早速ですが、予算特別委員会3日目を再開したいと思います。

議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 4番、牧浦です。今日も一日、よろしくお願いいたします。

議第25号、令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、まず歳入の4、5ページの国民健康保険税についてお願いいたします。被保険者見込み数が前年比で6.8%減少になっております。これについて比較したときにマイナスがかなりの減額なんですけれども、これの説明をお願いいたします。

8、9ページ中ほどの健康優良世帯表彰記念品、令和3年は20世帯、令和4年はどのようになっていますか。

12、13ページ、高額医療費、これの増額分の根拠を教えてください。

16、17ページ、人間ドック等助成事業費を430人予定で組んでおられると思うんですけども、令和4年はどのくらいあったのかを聞かせてください。

以上です。お願いいたします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 おはようございます。それでは、ご質問いただきました上牧町国民健康保険特別会計予算の説明をさせていただきたいと思っております。

まずは予算書5ページ、保険税の被保険者数の減についてということなんですけれども、議会資料、国保のナンバー2をご覧くださいませでしょうか。こちらは令和4年度の被保険者数4,998名に対しまして、令和5年度見込みでは4,659名とさせていただきます。主な被保険者の減の理由につきましては、団塊世代の方々が後期高齢者会計に移行されることと、また令和4年10月から社会保険をはじめとします健康保険税の適用範囲の拡大、短時間

労働者の方も社会保険の適用とかそういうこともございますので、そういったことからこのような現象が起きているかなと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。10月から社会保険の適用が、うちも役場の中でも、任用職員の方にもこれを適用ということでもいいんですね。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 はい、町村共済も同じように扱っております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ありがとうございます。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 健康優良表彰につきましてなんですけれども、令和4年につきましては13件となっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大分減りましたね。3年は20世帯。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 3年最初は10世帯となっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 これはどんどん続けていってもらうことによって健康のレベルが上がってくるというんですか、またよろしく願いいたします。

次、お願いいたします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書13ページ、高額療養費の根拠につきましては、議会資料、国保のナンバー6をご覧くださいませでしょうか。高額療養費に関しましては、令和3年度以降、若干伸びが見られるんですけども、これは医療の高度化等があるかとは思いますが、実際に受けられた医療がどのような診断をされて医療費に跳ね返るかというのは非常につかみにくいところがございます。この予算根拠としましては、過去3年度の実績を平均しまして見込んだ数字を令和5年度分として計上しております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そしたら、ここに載っている令和3年度、4年度、5年度の平均を今回予算化したということよろしいでしょうか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 申し訳ございません。4年度とかはまだ見込み数となっておりますので、元年、2年、3年の決算額を基に計算しております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 人間ドックの積算根拠をお聞きいただいておりますけれども、こちらにつきましても、令和4年度は実際に今、事業をしております、集計中にして、データが回ってくるのが2か月遅れたりしますので、非常につかみづらい状況でございます。でも、予定としては420程度を見込んでおるところでございますけれども、これの当初予算の計上につきましても、過年度の元年、2年、3年の平均から求めております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 ということは、430人分ということによかったですね。今年度も同じように予算化しているということは、人間ドック推奨というのはどのように推奨されていますか。僕も何人か一緒に連れていくんですけども、どこに載っているのというような形だったんです。広報に載っていると思うんですけども、途中、チラシも入れられたでしょうか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 基本的には、まず特定健診でお知らせする際に受診券をまいておるんですけども、その中にもお知らせを一緒に入れさせてもらっております。そしてまた、令和4年度保険事業計画にもございますし、広報でも締切りが近づいておりますということで上げさせてもらっております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 いつも送ってくるのは、ピンクの用紙でしたね。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そのとおりです。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 人間ドックの補助は、この近辺では上牧町だけですよね。大体4万円まで、ほぼ全額です。本当に喜ばれる企画やし、なおかつ高額医療に移らないようなこともひっくるめて、またこれからも頑張ってください。

私の質問は以上です。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について質問させていただきます。

それでは、予算書の4ページ、5ページの款1国民健康保険税の目1一般被保険者国民健康保険税、ここの節4、5、6の医療給付費分滞納繰越分、5番目の後期高齢者支援金等分滞納繰越分、介護納付金分滞納繰越分、資料を見て説明をお願いします。

次に、款4県支出金の中の目1保険給付費等交付金、この中の節2特別交付金、この保険者努力支援制度交付金、これは国から交付される交付金だということで、保険者の努力というんですか、頑張ってはるところには多く交付されるというふうに書いてあるんですけども、それで県のホームページを見ますと、奈良県自体は全国で比べますと47番目のうち45番目だということです。この上牧町を県内の市町村別で見ると、下から10番目の低さの保険者努力支援制度交付金の受給額というふうになっております。その辺の説明をお願いします。

次に、6、7ページの款6繰入金、目1一般会計繰入金、節3未就学児均等割保険税繰入金108万9,000円、これの説明をお願いします。

次に、その下の目1財政調整基金繰入金が、節の説明によりますと基金残高3億408万4,000円となります。これについて、令和6年度に県統一化された場合、この基金残高はどのようになるのかを教えてくださいと思います。

次に、10、11ページです。款2保険給付費、目1一般被保険者療養給付費が約1億円近い増額です。これの説明をお願いします。

次に、16、17ページです。款5保健事業費の目1保健事業費の節12委託料、国保ヘルスアップ事業費、出の13の資料の中のレッドカード事業、これの説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、タブレット番号、国保、ナンバー1、タブレット番号に沿って説明させていただきます。医療給付費分の滞納繰越分につきましては、令和5年度につきましては809万8,000円、調定額が2,699万3,418円、30%の収納率で計上させていただいております。後期高齢分につきましても、令和5年度につきましては、当初予算額が262万3,000円、調定額につきましては874万3,756円、収納率につきましては30%、介護給付金につきましては、令和5年度の当初予算額といたしましては93万3,000円、調定額につきましては311万

2,833円、収納率につきましては30%を計上させていただいております。

滞納繰越分に関しましては、予算編成当時、10月31日現在なんですけど、収納率が35.62%でございました。タブレット資料でお示しさせていただいている令和4年度分の滞納繰越分、3つの平均が約39%でございます。令和4年度の当初予算の編成時点につきましては、25%で予算計上させていただいておりますが、令和5年度の収納率に関しましては、約5%アップの30%で予算計上をさせていただきました。主な要因といたしましては、滞納整理をさせていただいて、滞納額の縮減をさせていただいたんですが、それが主な原因で、しかしながら、その反面、財産のない方や、財産があっても法律で定められている差押え禁止財産しか所有されていない方もおられますので、そのような事案が積み重なっておりますので、前年度と同様の予算計上をさせていただくのはできないような状況で、変化によって予算額の算出をさせていただきました。

以上でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 そそこでお尋ねしたいんですけど、もらえそうにないお金を滞納整理するのはいいことだと思っています。ただ、滞納整理された方たちがまた滞納するということはあるんですか。その辺だけ教えていただきたいと思います。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 滞納された方、そういう事案もございます。滞納されて、また滞納するということもございます。コロナ禍の状況でございますので、その辺は担当課としても注視しながら考えていきたいとは考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 コロナ禍、アフターコロナでこれから経済の活性化に向けて活動していく中で、今後はコロナ禍でという言い訳はできないと僕は本当に思っています。だから、もう二度と滞納をさせないというふうに考えていただきたいと、本当に難しい徴収課長の部署なんですけれど、その辺はいかがですか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 委員のご指摘がございました滞納させないという方法なんですけど、当課といたしましては、できるだけ少額のうちに滞納されている方と接点を持たせていただきまして、お支払いいただくようなきめ細やかな話し合い等をさせていただいて、できるだけ徴収を心がけた方向で、滞納されている方にはそれぞれ諸事情がございまして、その辺を十分考慮いた

しまして考えていきたいと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 なるほど。少額のうちにできるだけお会いして、回収に入ると。素晴らしいですね。よく分かりました。

じゃ、次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書5ページ、県支出金、特別、保険者努力支援制度交付金につきましてご説明させていただきます。予算計上は1,198万3,000円計上しております、こちらは保険者における医療費適正化に向けた取組等を評価する指標を設定し、達成状況に応じて交付金を頂けるといような制度でございます。その中でも、内訳、まず事業費分としまして480万円、取組評価分として718万3,000円の合計を今計上させてもらっているような状況でございます。ご質問いただいた中にあります数字なんですけれども、取組評価につきましては、奈良県内に39団体あるうちで28団体となっておりますけれども、一応こちらも該当する事業で取り組める事業につきましては積極的に事業を進めておりますので、もっと頑張っていきたいと思っているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 去年は何点やったんですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 先ほど順位を申しまして、点数としましては、令和5年度の取組の積算で465点上げておるんですけども、まだ出はないんですけども、去年の実績見込みでは461点なので、該当する事業を1つ増やしたとかいうような形になっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よそでやっていることをできるだけ取り入れて、できるだけ上位に上がるようにだけお願いしておきます。

じゃ、次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、予算書7ページ、繰入金、未就学児を聞いていただいておりますので、こちらにつきましては、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から、国、地方の取組として、国保制度において保険料を軽減するというような形になっておりまして、既に軽減されているものに対しまして、さらにその5割を軽減する制度となっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 何人いらっしゃるんですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 こちらは保険税の積算と同じで、該当する被保険者からシステムを利用して、該当する軽減措置とかもありますので、コンピューターが計算して出す数値となっております。未就学児均等割に関しましても、また県から交付通知が来るんですけども、今試算で何名該当するというのは出ないです。申し訳ございません。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 先ほど質問がもう1つ、順番が前後してしまって。療養給付費の増額について説明させていただきます。こちらはタブレット説明資料3番をご覧くださいませでしょうか。まず、令和2年度が非常にコロナ禍にありまして、受診控えから医療費が伸びることはなかったんですけども、その後、令和3年、令和4年度と徐々に医療費が増加してきたような状況でございます。令和4年度の12月末までは、ほぼ去年度並みの数字が来ておりました。1月以降は若干落ち着いた部分がございますけれども、まだ末までの見通しも立ちませんし、この増加傾向を捉えまして、非常に大きな金額になりますので、補正対応もなかなか厳しいところがございますので、令和5年度はこの伸び率を見越した予算計上とさせてもらっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 基金についてのご説明が抜けたというか、順番がテレコになっておりました。基金につきましては、今回3億480万4,000円の計上というか、基金残高となっております。県統一化後についてはどうなんだということですが、これは国の決まりではないんですけども、全国で多くの団体が保険給付費の10%から20%の基金を保有するというような傾向が見られます。令和5年度におきましては、保険給付費と比較しますと15.7%の基金残高となっておりますので、一応この枠内には入っておるのかなと考えております。ただし、今後、統一化後となりますと、十二分に状況を精査しまして、どんどん基金を取り崩して底をつくということのないように、内部でも協議しまして、慎重に事業を進めたいと

考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、お聞きいただきましたヘルスアップ事業の説明をさせていただきたいと思います。資料、国保、ナンバー13番をご覧ください。ヘルスアップ事業としましては、実施内容で特定健診の受診勧奨、未利用者の方々に対します勧奨事業、健康教育、健康相談、レッドカード事業や糖尿病性腎症重症化予防プログラム等がございます。そのうちレッドカードにつきましてですけれども、生活習慣病の受診勧奨事業というように思っていたらいいのかなと思ひまして、高血圧や高血糖、高コレステロール、高中性脂肪、肝性腎臓病等の方々に対しまして受診勧奨通知を出していく事業となっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 レッドカードとかなりきつい言葉なので、ということはそういった大きな病気を持つ可能性のある方に受診勧奨をするということですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 おっしゃっていただいておりますように、非常に数値が悪く、レッドカードというか、受診の対象となる方々が対象となります。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 そういった方に送った場合、ほとんどの方はやはり受診されるでしょうね。そこまでは追跡しない。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 こちらは委託事業になりますので、受診勧奨に至るまでの経緯でありますとか、結果報告は出していただいております、最終的にはご自身で判断されることでもありますので、でもそれが早期発見、早期治療につながればと考えております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。最後にもう1点お聞きしたいんですけど、先ほど牧浦議員が人間ドックの助成のこと、これは僕が聞き漏らしてしまって、来年度はどうなるのですか。やる方向でいくのかどうかを教えてくださいたいと思います。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 人間ドックの助成につきましては、特例措置としまして、令和5年度ま

での間は今の4万円の支給で続けていくとなっておりますので、そのように予算計上させてもらっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 特例措置なんですよ。ということは、その延長はあり得ない。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 令和6年度につきましては、ちょうど県統一化後となりますので、先ほども申しましたように、基金の状況等を十二分に精査しまして検討していきたいと思っております。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今回の康村委員の人間ドック助成の部分のご質問でございます。この部分につきましては、先ほどの財政調整基金を活用しながら、令和5年度まで特例措置という形でさせていただいております。今後、統一化になりましたら、そういう保健事業に関しましては、町で考えて継続してもいいというふうな部分のご意見も県から頂いております。そういった部分で継続した形で考えているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 県に統一化されますやんか。ある程度の裁量はできるということですか。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 各町村、基金を持っておられます。そういった部分の剰余といたらおかしんですけども、そういう部分があれば、医療費の抑制、医療費を抑えるための保健事業には充てていくというような形になっておりますので、同じように6年以降も続けさせていただきたいというところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 基金のある間は、その範囲内で健康に関することなら使ってもいいという解釈でいいんですね。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 基金に積んでおる資金があれば、そのような形でさせていただくということでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 県統一化で、奈良県のどこに住んでいても保険料は一緒やと。この趣旨は本当に国保を維持する上で大事やと思っています。ただ、奈良県の中でも物価の差がいろいろありますやんか。奈良市の方、上牧町の方。そういうこともやっぱり加味しなあかん点があるん

ではないかと僕は思っていますので、だから上牧町は人間ドックを受けられるというふうな、そういった裁量も必要だと僕は思っていますので、こういった質問をしているんですけども、県統一化について反対という意味ではございませんので、この辺だけは考えていただきたいと思っています。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 おはようございます。東です。まず初めになんですけども、先ほど牧浦委員からも質問があったんですけども、国民健康保険税のところなんですけれども、ここで前年度に比べて4,260万8,000円の減額となっているわけなんですけれども、これについても一度、主な要因を教えてくださいというのと、もう1つは今、康村委員が質問されていたんですけども、それぞれの滞納なんですけれども、この滞納の今の現状はどういう状況になっているのか。今予算は、一般会計もコロナとかそういうのは加味していませんと、それまではマイナス6%とかマイナス3%とかを加味して計上してきましたというのが、この間の説明であったわけなんですけれども、そういう状況も踏まえて、国保のところではどういう状況になっているのかというのが知りたくて質問しました。

それから、次に行きます。次は県支出金なんですけれども、ここでは前年度比と比べて1億1,010万8,000円増額となっているわけなんですけれども、これについての要因をお願いしたいと思います。

聞くはいつきの恥、聞かずに一生の恥ということで、県2号繰入金というのを教えてくださいいただけますか。

次に、6ページ、7ページの繰入金のところなんですけれども、一般会計、それから保険基盤安定云々あるんですけども、法定減免は2、5、7でしたっけ。それも含まれていると思うんですけども、それらの人数を教えてくださいと思います。被保険者は、今年度は減るんですよ。そういう中で、どういう状況なのかと思ひまして。僕はこの会計云々は、数字のこととあれでして、皆さんの施策なんていうのは、また町長の施策は先ほどの健診とかそういうところでは表れてくるのかなというふうに思うんですけども、それ以外のところはなかなか国保のところでは県一体化となってやりにくいところがあるのかな。しかし、一般会計からの繰入れで云々ということは、法律上は可能なんです。うちは今やる必要はないと思うんですけども。全くもって認められないということではないというふうに思ってい

るんです。いや、それは全然関係ないんですよ。また、そういう状況の下で、今マスコミで報道されているのは、話が外れるんですけども、国保が今、県一体化になって6年目になるんですか。そういう中で、各自治体が値上げをする傾向にあるというふうに言っているんですけども、来年度、令和5年度にはそういうことはどうも見られてないんですけども、今後、そういうような状況が近い将来にあるのかどうかというのがあれば教えていただきたいというふうに思います。ちょっと外れましたけど、お願いします。

次に、10ページ、11ページです。11ページのちょうど真ん中あたりに、負担金補助及び交付金で、日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金、これは初めて計上されてきたのと違うかなと思うんですけども、これについて説明をお願いしたいと思います。

次に、保険給付費のところなんですけれども、ここで前年度と対比しまして1億1,236万7,000円が増額になっているわけなんですけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

次に、14、15ページですけども、ここで国民健康保険事業費納付金、これは県に納めるお金だと思うんです。これは保険税、それから先ほどの2割、5割、7割の分だとか、そういうのも加味して全部ここで計算されて支払っていくということになっているんですよ。その納付金額は、元の県から通知が来るんですか。それでいったら、残るのは本当にほんの僅かですよ。言ったら事務費だけが残るのかなというぐらいしか残らへんのと違うかなと思うんですけども、今のところは県のお金を借りて、そして期限までに払わなあかんと。一般会計で処理するのではなくて、県から借りなさいよと、それで期限で返しなさいよと、そういう取決めみたいなのがあったというふうに覚えているんですけども、そういうのは今のところ上牧町にはないと思うんですけども。ここで、本当にこれがどういう形で今後回っていくのか、滞納の分がどうなっていくのかというところが非常に危機を感じていまして、それももし入ってこないというような状況になったとしたら、ここの部分がもしぼんと上がる、そんなに極端には上がることはないんだろうというふうに思うけども、しかし不安材料の1つであるということ間違いないので、その辺はどうなのかという見通しも含めて、教えていただけたらと思います。

以上です。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただきました、まずは税の減収についての主な要因ということでございました。こちらにつきましては、要因としましては、やはり先ほど申し

ましたように被保険者の減、これに尽きるかなと思うんです。質問が前後するんですけども、繰入金の中で減免者というようなことを聞かれておりましたので、先にそれを申しますと、当初予算計上の中では、15名の方を既にここで減免の措置として見込んだ予算の計上となっております。この減収に対しまして、東委員がおっしゃっていただくように、私どもも当然危機感もあるんでございますけれども、やはり国が令和6年度以降、後期高齢者の部分についての増額であるとか、また生活保護の方々の取扱いについてもいろいろ検討されているような実情がございますので、私どもは国の動きに従った事務を執り行っていきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 事務をつかさどる皆さんでどうのこうのできないということは十分承知しています。国から言われた、県から言われたことを忠実に守っていかざるを得ないと、それを遂行しなければならないというのは皆さんの仕事だというふうには思うんですけども、やはり国民健康保険税は社会保険ではなくて、社会保険であるならば、皆さんでしたら当然、役場からの持ち出しが皆さんの保険の中には含まれていて、それで保険を賄っていかれているんですけども、国民健康保険税は自分1人の部分で、どこからも補助がないんです。

話は横にずれますけども、知事会や市町村会の町長、知事が、国に対して、1兆円の国保に対してお金を出してほしいという要望は各団体でやっているみたいなんですけども、その1兆円がなかなか国保のところには回ってこない。余分な話ですけども、5年間で43億というようなお金をそんなミサイルに使うというんですしたら、1兆円ぐらいはここへ回してもいいのと思うんですけどね。そういうような時代なんですけれども、国保を運営していくために、みんなを苦しめていいなんていうようなことはあり得ないわけで、私はやっぱり今の国保税は、一人一人の負担を超えてしまった負担になってしまっているというふうに思っているんです。国保を安定化させなければならぬからといって我慢するなんていうのはとんでもない話で、そんな我慢をして、体を壊して医者にも行けへんかったらどないすんねんというふうに思うんですけども、そういう状況の下で、ここの滞納なんていうのも当然増えてくる可能性はこの物価高でもありますし、そういうことで増えてくるのではないかという嫌いはしているんです。本当に今、皆さん、生活が大変と言っていますので、この予算の推移のままで行っていただければいいんですけど、その辺が私は心配の嫌いをしているところなんです。その辺はいかがですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 東委員のおっしゃっていただいた住民一人一人の状況も、景色が浮かんできましたので、おっしゃるとおり、私どもは国・県から来ました指示に基づいたことしかできないんですけども、窓口課でもございますので、住民様の気持ちに寄り添えるように事務を努めていきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 この議会で今すぐなんて言いませんけれども、また機会がありましたら、今の滞納の状況というんでしょうか、例えば医療の部分のところでは一体何人分があって、どれぐらいの期間で、長い間置いておくなんていうことも多分できないんだろと思うんですけど、やっぱり適切な時期に適切な処置をしていかんと、結局は歳入欠陥みたいな形に陥ってもあまりよくないと思いますので、その辺は適切に処理しなければならないことがあるんだろと思うんですけども、それまで皆さんは本当に大変な努力をしていただいているというのは分かるんですけども、そここのところで前みたいに幾らと残ってきて、生活困窮だとかいろんな場面が、多分振り分けてもらえるというような状況があるのではないかなと思いますので、1回そういうのも見せていただきたいというふうに思いますので、今回は要りません、いいですけども、もし次のときでもあれば、ぜひそういうのも見せていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 検討させていただきます。

○東（充）委員 よろしくお願いします。そしたら、県支出金のところでお願いします。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 それでは、滞納のほう……。

○東（充）委員 滞納分で。1回、そんなのをまとめといてな。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 分かりました。

○東（充）委員 オーケー。次、お願いします。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 今の滞納部分の予算に関しまして、決算書のときでしたら、不納欠損ということで生活困窮とかそういう人数は上げさせていただいております。予算に関しまして、また今後検討させていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 決算のときには、不納欠損を上げるときに行方不明、それからいろいろ書いているのでというのが分かるんですけども、何年度に幾らあって、そしてそれを決算で合っていくと、それが全て予算に反映してくるというふうにはならないでしょう。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 先ほど説明させていただいた不納欠損の部分につきましては、不納として落としますので、予算には反映されていかないと。例えば令和4年度でしたら、最後の3月31日、年度末に不納として、歳入はありませんということで、不納欠損で落とさせていただいています。そういう落とさせていただいた歳入部分の明細ということで、不納欠損の資料をいつも上げている部分でございます。今回、当初予算ベースにおきましては、滞納者の資料を上げるということができませんけども、生活困窮者というレベルではちょっと……。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 その振り分けができないということね。なるほど、そういうことを言いたかったのね。分かりました。我々としたらこの数字だけではなしに、どういう状況になっているのかというのを見たいだけで、そやから何年度は何人というのは決算。そやけど当然そう言ったとしても、3月31日で全て切りますか。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 不納欠損として上げさせていただいたものは、3月31日で切らせていただきます。

○東（充）委員 分かりました。

○上村委員長 住民生活部長。

○山下住民生活部長 それと、先ほどのご意見なんですけど、研究できるようでしたら研究させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○東（充）委員 分かりました。結構です。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、ご質問いただいております県支出金の増額につきまして説明させていただきます。まず予算書ベースで見まして、1億1,000万程度の増額が出ております。そして普通交付税、特別交付税と細節分けしておるんですけども、この普通交付税につきましては、歳出の2款保険給付費、要は上牧町で実際に保険給付でかかった医療費の分、この分を普通交付金で県は丸々補助してくれております。ですので、今年度、単純にぼんと医療費が上がったといっても、この普通交付金で補えますので、今年度中で歳入欠陥が出ると

というようなことはございませんでして、それで補助金の金額が上がったというのは、普通に聞くと非常にうれしく聞こえるんですけども、これは普通交付金の金額が上がっているということは、昨年度とか、また今積算しております医療費の金額が上がっていると、そういうような形になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 なるほど、そういうことですか。分かりました。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 続きまして、特別交付金の中に含まれております県2号補助金、こちらにつきましても、これもあくまで国保の主体であります県が、保険税の負担抑制効果のために、これまでは県で上牧町にかかった医療費を差引きして、うちには交付金で請求されてこなかったんですけども、一旦、これだけかかりましたよと、それを見える化ということで、2号交付金というような形で一旦入れてくれはるんですけども、結局は最後の納付金でお支払いしているの、トンネルになっているような形になりますので、予算の枠としては増えるんですけども、これはあくまで上牧町はこれだけかかっているから気をつけなさいよという県の保険料抑制のための効果を見込んだ交付金となります。

○東（充）委員 それが1億223万5,000円。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そうです。あと歳出、国保の9番の資料をご覧くださいよろしいでしょうか。こちらで医療給付、後期高齢者支援、分かれておるんですけども、一番下の段、県2号繰入金というのがございますので、ここの6,300、2,700、950万、これを足していくと、ほぼ先ほどの金額に返ってくるかと思えます。

○東（充）委員 足したら、それがこの金額になるの。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 細かい計算がありますので、多少の差額はあるんですけども、基本的にはこの規模で行っております。

○東（充）委員 保険税負担抑制のための県繰入金活用が見える化、上牧町はこれだけですよということを数字で表してきたと。これは、それを入れるけれども戻せというものなんですね。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 次のページ、繰入金についての減免や法定繰入れのお話を聞かれていたかとは思いますが、こちらにつきましても、やはり法定外の繰入れというような形になりますと、違法ではないんですけども、保険制度上では望ましくないということでもありますので、一般会計から繰り入れて好きなように使ってもいいということではございませんので、ルールの下、基金の残高に注視しながら事業を進めたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 その辺はあるでしょう。名古屋市が違うんですよね。名古屋市は繰り入れているんですよね。1回調べてみてください。全くあかんというふうには多分なっていないはずですよ。やっぱり住民の声が大きかったんやと思います。今すぐやれと言っているのではないんですよ。そういうこともできるということを行っているだけで、今、上牧町にそれをやりなさいなんていうふうには今は求めていません。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 今後、検討や研究を進めてまいりたいと考えます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ここの部分が、先ほどの県へ払わなければならないうちの1つの計算の中にこれも入ってくるということですよ。よろしいですね。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 日本マルチペイメントネットワーク推進協議会負担金ということなんですけれども、これも使用料等は以前から上がっておりまして、口座振替を行うときにキャッシュカードをそのままカードリーダーに通して登録すると、それが今オンライン化の流れでいろいろ動きを持っていて、コンビニでもできるようにするとか、まだアンケートの段階ではございますけれども、協会が進めていらっしゃると思いますので、その通知に基づきまして、今回は負担金をこの金額だけ計上させてもらっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これは推進していくわけやから、今後そういう方向で進めていくために提示

をしたということですね。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、保険給付費の増額と、続きまして事業納付金の内容とおっしゃっておいりましたので、先ほども途中まで述べておりますので、2つ合わせてご説明させていただきます。基本的に保険給付費は増額しております。やはりこれは令和3年度以降、徐々に医療費が増えていっていると。被保険者の数が減っているけども、なぜにこれが増えているのか。そこは医療の高度化で1回受診したときにかかる費用が増額しているのではないかとと思われることと、やはりコロナ、大分落ち着いてはおるんですけども、コロナの判定が出るまでの費用が、外来で最近受けてはりましたので、その分が保険費負担とかになってまいりますので、増えた要因ではないかと考えております。ただ、保険給付費が増えたから、上牧町の国保財政がいきなり赤になるかということそうではなくて、普通交付金で補っていただけるんです。

ただ、次の質問でもございました事業納付金がございます、これは県が奈良県内の医療費とか、国保に係る事務費を取りまとめまして、人口ベースで上牧町であればこの金額を納めなさいよということですので、県内全体の医療費がそこにかかってくるということになります。ですので、やはり県統一化後、保険料の負担率は確定されるわけですけども、今申しましたような県全体での医療費、また国保経営を成り立たせるために必要な金額がこの数字であるということが提示されておまして、うちとしましても高齢者が多い町でございますので、医療費はたくさんかかっているけども、それは県内みんなで負担するからいいではないというふうに思ってしまうんですよ。でも実際のところはそうではなくて、そういう団体であるからこそ保健事業等を推進していき、県内全体の医療費を縮減していく。県内医療費を縮減することと県内全体の国保の徴収率を上げることが、この納付金を減らす流れとなりますので、そうなりますように全力で課一丸となって当たっていきたいと考えております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 上牧町が保険者である、各自治体が保険者であるというときに、本当に何がよかったのかということが、今さらながらですけども、上牧だって苦しいときはあったんで

すよ。昭和何年ですか、在原さんの時代だったな。あの当方で1億を超えるお金を一般会計から国保に繰り入れていたという時代があって、2年連続でそんなことがあったんです。これはすごいと思って、保険税が集まらんから値上げをする、値上げをするからまた滞納が増える、また一般会計から繰り入れる、また値上げをするというふうに悪循環を繰り返していたということがあったんです。そやけど、それがもう少し、先ほどのように、やっぱり自治体でももう少し許容範囲が増えるというようなことがあればもっといいのと思うんですけど。そやから今のご説明では、みんなの奈良県全体のことだからということで、1億1,200万もの医療費が上がったという部分のところには、奈良県全体も見ているところがあるというところが、我々としてはもう一つぴんとこないところなんですけれども、おおらかというんでしょうか、皆保険制度ということになればそういうこともあるのかもわかりませんが。そやけど、そういうふうになったとしても、今、県民、また上牧町の住民は、国保が本当に高い。本当に生活に大きな影響を与えているという。これは皆さん、今お仕事をして、ちゃんと社会保険でやられていますけど、退職したら一遍なくなりますよ。どうなるのか。ほんまに切実です。そやからその辺も、皆さん、今は安泰でしょうけど、もし退職したときびっくりするような状況になります。分かりました。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○上村委員長 ここで暫時休憩とし、再開は11時20分。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○上村委員長 それでは再開いたします。

議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東（充）委員 4ページ、5ページのここでも繰入金なんですけれども、保険基盤安定繰入金7,799万5,000円、これについてご説明をお願いします。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それでは、後期高齢者医療特別会計の予算について説明をさせていただきます。まず、今ご質問いただきました予算書5ページ、保険基盤安定繰入金7,799万5,000円、こちらにつきましてはタブレットの資料を用意させていただいております。ナンバー2をご覧ください。こちらにつきましては、低所得者の方々の保険料の軽減を行う制度がございまして、まず一般会計に県から補助金が入ってまいりまして、あと町の負担分も含めまして、金額を一般会計から繰入れというような形で受けさせていただいております。内訳で申しますと、表で示させていただいたように7割、5割、2割とありまして、その内訳はこうなっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 それで、この資料でいきますと7割、5割、2割なんですけれども、7割のところは1,720人、5割が464人、2割が540人となっているんです。対象者の方がいるということになっているんですけれども、これでそれぞれ幾らぐらいの所得であるならば、それぞれ7割、5割、2割になるんですか。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 細かい計算式を持ってこれていないんですけども、基本的にはこちらは後期高齢者広域連合で管理をしております、被保険者の情報を登録しまして、そこに見合います計算がございまして、通知が参りました分から今回の予算を計上させていただいているような流れになっているんです。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 7割軽減の方は、所得というのが大体幾らぐらいであったら、7割の法定減免が受けられるというような、そういう基準は向こうから決めてくるだけで、これは全て他

人任せみたいな形になっているんですか。そして、これも含めて県に払わなあかんというような状況になるんですけれども。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 算定式はございます。それは当然、理解をしておるんですけども、算定式でいいますと、所得から基本標準額の43万円を除いたものにつきまして、ゼロとなりましたら7割になります。令和4年度でありましたら、その差が28.5万円の所得であるならば5割軽減の判定になります。そして差額が52万円であれば2割軽減の判定となりますので、これをうちで一件一件はじいてというような計算はしておりませんで、基盤安定の負担金の県の積算を使わせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 この資料で見せていただいたら、これを合計しますと2,724人という人数になると思います。ところが、後期高齢者になっている方がこれの倍ほど、4,000人ぐらいだったというふうに思うんですけども。ということは半分がそれぞれの法定減免を受けられているという、そのような勘定になるのかなと思ったんですけど。

○上村委員長 住民保険課長。

○和田住民保険課長 それはおっしゃるとおりです。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 私はまだ後期高齢者の中には入らないんですけど、ここで後期高齢者になって、2割負担、3割負担のところ、住民の方々においても影響が結構大きくて、何でうちが3割になるんやとかいう質問があつて、ここも今の世情に鑑みたらやっぱり厳しいかなというところがあるのかなと思うんですけども、そういうことがあるということで分かりました。そういうことで、半分ぐらいが法定減免を受けられると。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

東委員。

○東(初)副委員長 東初子でございます。よろしくお願いたします。私から議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について質問させていただきます。2か所だけお願いたします。

説明書の18、19ページ、説明欄のところの緊急通報見守り支援事業費、12の委託料505万6,000円のところです。緊急通報見守り支援事業のところ、前年は411万9,000円ということで増額になってきていますけれども、ここのところの説明をお願いいたします。

そして、その下の説明欄の認知症初期集中支援推進事業費、認知症地域支援ケア向上事業費23万円、上のところも併せてですけれども、支援事業費のところの説明をお願いいたします。認知症がすごくだんだんと増えてきているという現状ですので、この辺の実情をお聞かせいただけたらと思います。

以上でございます。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書19ページの緊急通報見守り支援事業の部分で説明をさせていただきます。現在、緊急見守り通報装置の需要が伸びております。必要とされる方が増えておりますので、今年度、新規申請の方が増えておりますので、今年度も増加を見込んでこの予算額とさせていただきました。

○上村委員長 東委員。

○東(初)副委員長 分かりました。やはり高齢化が進んでいるのと、単独世帯が増えているということが原因でしょうか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 高齢ご夫婦でも、どちらかや両方とも病気を抱えていらっしゃるりとか、あとおひとり暮らしの方の増加も増えておりますので、今後も需要が高まると思ってお

ります。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。これは委託料ということで業者の方に、例えば握ったらそれが通じるとかというふうなことをよくテレビなんかでは見たことがあるんですけども、そういうようなことでしょうか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 胸にぶら下げるタイプもありまして、ボタンが2つだけついておりまして、緊急のときはその赤いほうのボタンを1つ押していただければ、業者に連動して通報が行くという形になっております。この委託料につきましては、そちらの業者さんにお支払いする形になっております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。そしたら、この場合は業者さんには伝わるんですけども、併せて町にということはないですね。まずは業者さん。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 救急車で搬送された場合は、その日または翌日に救急でファクスで連絡が町には参ります。そうではない部分で、救急車の出動までは行ってない部分につきましては、一月ごとに、どういう連絡が来てどういうお話をしたという報告書が参ります。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。一月ごとに報告書は、どこのどなたがこういう状況だったということは来るわけですね。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 よく分かりました。次、お願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、19ページの下の部分の認知症初期集中支援チーム事業費と認知症地域支援ケア向上事業について説明をさせていただきます。認知症初期集中支援チームと申しますのは、専門医、または専門家等々でチームをつくって訪問に行かせていただいて支援を行うというやり方でございます。それと、その下にあります認知症の地域支援等々につきましては、毎月、専門家の方による相談日を設けております。そこに予約制で、認知

症ではないかとか、認知症になっていても状態が変わったのではないかといったような相談を受けております。そういった部分で委託料として金額を取らせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。毎月、相談日は月に1回とか2回とかですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 月に1日を取らせていただいて、時間制で予約を頂いております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。本当に認知症の方が増えてきているというのが周りを見てもよく分かってくるんですけども、やはりご本人の意識がないというか、そういうこともあると思うんですが、そういう対応とかは。ここにご相談に来られる方は、例えばご家族の方だとかということになるかと思うんですけども。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 委員がおっしゃられるとおりで、ご主人、または奥様だったり、子どもさんがご相談に見えることが多いです。もちろん本人さんも一緒に来ていただければ、簡単な検査をすることもできますので、気軽に来ていただいていいかなと思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。相談のときにはお医者さんもおられるということですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 相談日にはドクターはおりませんで、認知症の専門の相談員で、資格はソーシャルワーカーや認知症専門の看護師が来られております。

○上村委員長 東委員。

○東（初）副委員長 分かりました。最初の段階の窓口としてソーシャルワーカーの方とかが対応していただけるということで、そういう窓口があると、悩んでおられる方が本当に助かるというふうに思います。また今後もよろしく願いいたします。

以上でございます。

○上村委員長 ほかにございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について質疑させていただきます。

それでは、予算書の17ページです。この目2任意事業費の説明欄の下のほう、家族介護

支援事業費、ここの19扶助費、徘徊感知機器通信料、説明書によるとGPSというふうに書かれているんですが、一体どのようなシステムになっているのか教えていただきたいです。それから、その下の成年後見制度利用支援事業費、これは資料を見させてもらったんですが、1人の予定というふうになっているんですが、この辺の説明をお願いします。

次に、18、19ページです。目3在宅医療・介護連携推進事業費、説明欄の在宅医療・介護連携推進事業費の12委託料、出の6の資料を見ているんですけども、この資料の中で、5番目の予算根拠、これは西和メディケアフォーラム事業負担金15万、それと在宅医療・介護連携推進事業委託料80万3,000円となっておりますが、3番目の実施内容、退院調整ルールづくり事業、これの予算の張りつけがないんですが、この辺の説明をお願いします。

次に、その下の生活支援体制整備事業費、7報償費の生活支援サポーター養成講座謝礼が2万4,000円、研修講師謝礼2万円と、この2つを説明していただきたいんですが。よく分からないんです。

次に、その下の先ほどの東議員が質問されていましたが認知症初期集中支援推進事業費、今現在、上牧町には認知症という病気の方は何人とか、そういうのを把握されているのかどうか、その辺を教えてください。それと、だんだん自分も高齢化になってきて、近所にも認知症の方がいろいろいらっしゃる。いざなったときには一体どのような支援を受けられるのかというのを、簡単でも結構なので教えてくださいと思います。

以上です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書17ページの家族介護支援事業の扶助費の徘徊感知機器通信料についてでございます。これは徘徊が心配な方に対して、例えばスニーカー、靴にボタン状のものをつけさせていただいて、その方がそれをつけて行動されたら、家族の携帯に通信が行きまして、どこにいらっしゃるというのが分かる、そういったシステムになっております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 それの大きさは小さいんですよね。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 このぐらいのものであると。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 靴はどのようにつけるんですか。

- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 かかと等に接続できるような形になっております。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 かかとに接続。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 くつつけるといいますか。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 靴の中ではないんですね。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 外側と聞いております。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 よく分かりました。次、お願いします。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 成年後見制度利用支援事業の謝礼の部分でよろしいでしょうか。成年後見人に選任された例えば後見人の方に対して謝礼をお支払いするといったシステムなんですけれども、被後見人の方がご自分の費用からお支払いすることができる能力がある方は、そちらからお支払いをしていただいているんですが、その能力がない方については町でお支払いをさせていただくという制度でございます。今のところ、上牧町としてはお一人いらっしゃいますので、その方の分を計上させていただきました。
- 上村委員長 康村委員。
- 康村委員 分かりました。次、お願いします。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 それでは、19ページ真ん中ほどの在宅医療・介護連携推進事業についてでございます。在宅医療の部分で、西和7町でメディケアフォーラムという横の関係で多職種連携できるような関係をつくっております。そういったところの負担金で15万円、あと在宅医療・介護連携推進事業委託料ということで、SNSのそういったシステムを使っておりますので、それで80万3,000円を上げさせていただいております。退院調整ルールづくりのところ、お金があまり見えてこないというお話だったかと思うんですが、メディケアフォーラムの中でそういったお話もたくさん、そういった事業費もその中に含まれて使わせていただいてもおりますし、あまり費用が発生しないといえますか、ソフト面が多くなっており

ますので、あまり多額の費用が発生していないところが現状でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 在宅医療と介護、この連携がうまいことしているという解釈でいいんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 五、六年前よりはかなりいいムードが出来上がってきたかなと思って
おります。というのは、ケアマネジャーさんが大変ご尽力されて、病院も尽力されて、入退
院につきまして連携を図るというシステムが8割方、構築できておりますので、かなりいい
ムードが構築されてきております。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 あと2割ほどがまだ足らんですね。正直、住み慣れたところで、できれば自分
の家で暮らしたいです。介護施設なんかへ行ったってろくなことないみたいなので。いや、
ろくなことないと言ったら語弊がありますけれども、できれば自分の家で暮らしたいという
のがあるんです。けども、近所の人たちを見ていますと、なかなか難しいと思いながら、そ
れでも一生懸命、自分の家で暮らしてはる人たちがいっぱいいらっしゃるので、医療と介護
の連携が本当に大事だと思っていますので、あと2割は何年ほどで出来上がるんでしょうか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例えば急に退院が決まって、準備が間に合わなかった。例えばドクタ
ーの見立てで、これやったらあした退院だろうという、そういうやり方になりますと、ケア
マネジャーさんが在宅でする在宅の準備が間に合わないということがありますので、そのケ
ースによって、いろんな退院調整ができる場合とできない場合があるということで、100%は
なかなか難しいかと思います。ただ、今、私は80%と言いましたが、在宅医療連携が必要の
ない場合もありますので、そういった場合も五、六%は含まれておりますので、そう考える
といい調整率になってきているのではないかと感じているところでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。大分安心してきました。

それでは、次、お願いします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、19ページの生活支援体制整備事業費の生活支援サポーター
養成講座謝礼と研修講師謝礼の違いということでございますが、生活支援サポーターさんは
現在30人弱いらっしゃるんですが、仲間を増やすために養成講座を開催します。サポーター

さんとして活躍されている方々に対しても、いろんな勉強というか、研修が必要ということで、それらの方々に対して研修会を開催する費用でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、最後の質問です。認知症の件です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 認知症の方の人数を出すというのはなかなか無理でございまして、私どもはそこまでの把握はできてないのが現状でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 認知症はもう治らないと僕は思っているんですが、その認識でよろしいんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 認知症の種類によっては、発生機序によっては治るものもございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。初期の場合は、ほとんどが治る可能性はあるんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 例えば脳血管疾患が原因で認知症になられた場合は、その原因を取り除けば治る場合がございます。それと、初期の場合というご発言でしたが、認知症の問題行動がすごく加速する前のちょっとしたときに家族さんが気づいて、例えば受診に行かれるとか、行動変容をされるとかという形で、それ以上進まないといったことはできると思います。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。それでは、最後の質問です。実際に私自身になったときには一体どのような支援を受けられるのか、具体的に聞いておきたいんですが。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 なってしまって、例えば家族がそう感じられてからということでございますか。そうしましたら認知症相談に来ていただいて、月に1回しか専門家が来ませんので、それを待てないと思いますので、例えば簡単な簡易検査の機械がありますので、そういった機械で簡単なゲーム感覚でやっていただくと。そこで高い点数が出れば、受診に結びつけていただく、そういったアドバイスをさせていただきます。そこに行く前までに、例えば地域の体操教室とか、脳健康教室とか、ちょっとしたとき、MC I とかといわれる段階のときに、そういったたくさんの方と触れ合って、同じ時刻に同じ活動をしていただくといったような活動にどんどん入っていただくといった予防も大事かと思えます。とにかくこれは

発症しているのではないかというときは、早めに専門医に受診していただいて指示を仰ぐというのが一番かなと思いますので、一連のそういったご相談に乗らせていただいて、アドバイスをさせていただくというところがございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

牧浦委員。

○牧浦委員 牧浦です。よろしくお願いたします。議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、4、5ページ、滞納繰越分普通徴収保険料、累積滞納額を聞かせてください。回収の見込みと考え方を教えてください。

10、11ページ、下のほう、介護サービス等諸費です。iPadの1の資料の説明をお願いいたします。また、認定者数はどのような人数を考えておられるのか聞かせてください。

それでは、15ページ、地域体操教室事業費、地域体操教室事業委託料、それと地域体操教室事業補助金とあるんですが、これはときめきOB会と、それからためトレ、2つぐらいに分かれているのか、3つぐらい分かれているのか。また、これの内容を聞かせてください。

次に、16、17ページ、包括的支援事業費の中の地域包括運営委員会の内容を聞かせてください。そして任意事業費の中で、家族介護支援事業費、紙おむつ支援費、何件を予定されて、1件の制限はどれぐらいやったか聞かせてください。そしてまた、任意事業費の中の配食見守り支援事業、何業者が入られて、何人おられるのか聞かせてください。

そして、同じく19ページ、生活支援体制整備事業費、生活支援サポーター養成講座、これはどこでやっているのか。また、今、生活支援サポーターの人数はどのぐらいになっているのか聞かせてほしいのと、生活支援体制整備事業はどういう内容なのかを教えてください。

以上です。よろしくお願いたします。

○上村委員長 牧浦委員の質問通告は終わりましたが、ここで暫時休憩とし、再開は午後1時。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

○上村委員長 それでは再開いたします。

牧浦委員より質問の通告は終わっておりますので、順次答弁をお願いします。

生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、滞納の累積額のご質問にお答えさせていただきます。現在、

285万4,150円でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 この回収の見込みと、それから考え方はどうでしょうか。

○上村委員長 徴収課長。

○山本徴収課長 回収の見込みといたしましては、できるだけ多くを回収する方向では考えております。回収方法といたしましては、国保税と同じような感じで、まず最初に滞納整理をかけさせていただきまして、督促催告を送らせていただきます。それで、その次に電話での督促です。それで、現地の訪問で払ってくださいという戸別訪問をさせていただいて、その後には財産調査に入らせていただきます。財産調査に入らせていただいた段階で、大概の方は通知をした段階では来られるんですけども、来られない方も時たまいますので、財産を差し押さえさせていただくという形を取らせていただいて、回収の方向に向けた取組をさせていただいているというのが現状でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 本当にご苦労さまです。なかなか大変やと思います。回収をよろしく願います。

次、お願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書の11ページ、資料1に基づいて説明をさせていただきます。まず、認定調査の認定者をどのくらい見込んでいるのかということだったと思いますが、1,400人から1,450人ぐらいの間と見込んでおります。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。そしたらiPadのほうの、項目で言いましたら地域密着型介護サービス給付費と、それから居宅介護住宅改修費について、ここは増減率が多くなっているんですけども、これの説明をお願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 地域密着型介護サービス給付費ですけれども、これについては小規模なデイサービスと、あとグループホームと、それに関連するショートステイを地域密着型サービスと呼ばせていただいております。現在、認定者数が今年はコロナで増減しながら大きな動きがあったんですけども、5年度あたりは安定してくるので、使いやすい身近なサービスが伸びるものと考えております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 そういう施設があるんですか。それとも、こっちから行くというか、施設があるんですね。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 地域密着型として上牧町内に登録の施設がございますし、また、本当は町内を利用するというのが地域密着型の趣旨なんですけど、どうしても足りない場合もございます。そういう場合は、近隣の市町村と連携しながら、そちらの他市町村の地域密着型を使わせていただくということもございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。本当に足りているのかなというのがありまして、そういう方向に行っていたというのは今初めて知りました。ありがとうございます。

それでは、次、お願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書15ページの地域体操教室についてでございます。現在、全部で17か所が……。

先ほど住宅改修の回答がまだだったと思うので、住宅改修の部分なんですけれども、最近、介護予防、要支援1・2の申請というか、利用者の方が増えております。そういった方々は、住宅改修を伴って安心、安全にご家庭で暮らしていただくというところで住宅改修が増えていくかと思っております。それで、ちょっと多くつけさせていただいている状況でございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 多くなったのは多くなったんですけども、やっぱり物価高騰になっていて、いろいろ材料費等々が上がっているのではないですか。そういう部分も加味されているということではないでしょうか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 見積りの中に、多少そういった現状があるかと思っております。だからといって住宅改修をそれだという形ではなくて、本当に必要な方の住宅改修の件数がというところでございます。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、地域体操教室をお願いいたします。17か所まで聞きました。

- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 現在、委託教室が6教室で、あと自主運営教室が11教室という形で動いておりまして、委託料とそのほかの料金で分けさせていただいております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 6か所の委託料は、町から補助が出ているイメージなんですか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 そのとおりでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 これで分かりました。それと、ときめきOB会は今何をされているんでしょうか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 通称ときめきOB会で自習教室を運営してくださっております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 教える人たちが、自主的に教室で練習をしているというイメージなんですか。そうではなくて。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 先ほど自主運営の教室が11か所あると言いました。そこで委託教室を数年されて終わった方々が、自主運営の教室という形で、ご自分たちである程度ご準備をなされて教室を運営されております。そこにときめきクラブの養成講座で免許を持たれた、資格を持たれた方々が、委託の教室よりも数少なくそこに支援をされに行くという形で、OB教室イコール自主運営教室になっております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 それでは、予算書17ページの地域包括運営委員会委員謝礼の委員会の中でどんなことをしているのかというご質問だったと思うんですが、まず、年に2回開くことを前提にしております。委員は各組織の代表の方、あと町民代表の方に加わっていただいております。主に地域支援事業の中身について精査していただいたり、ご助言を頂いたりしております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりましたが、内容は分かりますか。どういうことをしましょうというような

提案があるのか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 こちらで計画をさせていただいている事業について、ざっと説明をさせていただいた中で、PR、周知の仕方にもうちょっと工夫があるのではないかとか、あと地域ケア会議もさせていただいているんですが、それについてどうやって地域課題を発展させていくのかといったようなご助言を頂いております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 内容が分かりました。ありがとうございます。

それと、任意事業の中での紙おむつと、それから配食見守り、これをお願いいたします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 17ページの家族介護支援事業の中の紙おむつ支給事業についてでございます。紙おむつの支給については、要介護3以上の方で排泄に一部介助以上のお世話が必要な方を該当としておりまして、現在、52名の方にお配りさせていただいているんですが、最近、ここ二、三か月、増加が著しいので、来年度は多めに予算を取らせていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 大体は分かったんですけど、1件の制限はどのくらいありますか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 大体4,000円から4,200円の間でお配りさせていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。

配食見守りなんですけども、何業者が入っていて、何名が受けておられて、来年度はどうなるのか教えてください。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 業者数は2業者でございます。現在、実数22名の方が受けていらっしゃるんですが、入院されたりとか施設に入られると増減が大きいんです。これは何とも言えないので申し訳ないんですけども、業者数はそのまま配食数は増えていくものとして予算取りをさせていただいております。

○上村委員長 牧浦委員。

○牧浦委員 分かりました。それでは、次、お願いいたします。

- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 それでは、生活支援体制整備事業についてでございます。生活支援サポーターの活動場所でしょうか。養成講座の開催場所。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 それは養成講座をやっている場所と、実際にやっているところ、場所が2か所もあるということですか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 養成講座をやらせていただいているのは2000年会館の会議室でございますが、ただ、実習を伴いますので、実習については現場、生活支援を必要とする方のお家へ行かせていただいて実習をさせていただいております。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。それでは、生活支援体制整備事業委託料とあるんですけども、これは何をするのか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 主に社協に委託をさせていただいております。地域資源の掘り起こしと、あと生活支援サービスを受けたい方とこちらから提供する場合のマッチング等に当たっていただいて、社協の職員の方お一人にかかっていますので、主にその委託料でございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 それは生活支援サポーターと患者さんとをマッチングさせるというイメージですか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 そのとおりでございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 そしたら、その生活支援サポーターの数は今どのくらいいるのでしょうか。
- 上村委員長 生き活き対策課長。
- 林生き活き対策課長 今年度、養成講座を卒業された方を含めまして30名でございます。
- 上村委員長 牧浦委員。
- 牧浦委員 分かりました。私の質問は以上です。丁寧な説明をありがとうございました。
- 上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 4ページ、5ページの中の国庫補助金なんですけれども、この中で保険者機能強化推進交付金という項目がありまして、112万8,000円減額になっております。これについての説明をお願いします。

次に、10ページ、11ページです。下の段で、保険給付費のところなんですけれども、介護サービス等諸費というところで、前年度が18億6,223万9,000円、今度の令和5年が19億3,161万6,000円、これの比較が6,937万7,000円となっています。これについての説明をお願いしたいと思います。

次に、14、15ページの一般介護予防事業なんですけれども、ここで脳の健康教室事業費の中で、12委託料なんですけれども、脳の健康教室事業委託料の4の1のところにあるんですけれども、ここで脳の健康教室委託料のところ、教室委託と、それからレクリエーション委託があるんですけど、このレクリエーション委託というのは何なのかを教えてくださいと思います。

その下です。運動習慣教室事業費のところ、これも委託料で、運動習慣教室事業委託料で、これは4の2で資料を出していただいているんですけども、ここで地域体操教室、これについて説明をお願いしたいです。運動習慣教室事業委託料について説明をお願いします。

次に、18、19ページなんですけれども、一番下のところなんですけれども、傾聴ボランティア事業費の助成金なんですけれども、これについての説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書4ページ、5ページの保健者機能強化推進事業費の減額の理由でございますが、前年度と比べて、国が交付金の交付額を減額してきました。私どもの手元に入ってくる金額も減額となりました。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 何が原因で減額してきたかというところまでは分からない。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 申し訳ありませんが、把握しておりません。

○東（充）委員 分かりました。国が減額した、とんでもない。

次、お願いします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、次に11ページの保険給付費の増額の理由でございます。年々、上がり具合はいろいろなパターンで来るんですが、今回は上がり具合を推察するのがなかなか難しくなっているのではないかと思います。ただ、人数が変わらなくても介護度が重症化してくるということが予想はされてきておりますので、増額とさせていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 重度化が多くなっていくということで、ここも必然と多くなっていくというふうに捉えたらいいわけですね。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 分かりました。そしたら、次、お願いします。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 15ページの脳の健康教室事業費の中のレクリエーション委託料についてでございますが、席に着いて学習していただくのはしていただくんですが、それが終わりましたから、皆さんでいろんなレクリエーションに参加をしていただいております。例えば運動をしたり、手先を動かすような折り紙とか、そういったようなことに取り組んでいただいたりということで、そのレクリエーションを委託しているのです、その委託料という形でつけさせていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これにはどれぐらいの方が参加されるんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 脳の健康教室の参加人数は、実人数で30名でございます。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 次の質問なんですが、もう一度お願いできますでしょうか。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 資料の4の2なんですけれども、ここで地域体操教室委託料ですかね、補助金もあるんですかね。そういう中で、今、資料を出していただいているんですけども、ここもどれぐらいの方が参加され、どのような活動をされているのかというのを教えていただきたいです。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 地域体操教室では、全体で約250名の参加者がございます。そこにリーダー、住民で運動を教える方が約25名ほどいらっしゃいますので、総勢300人弱の方が運動をされています。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 コミュニティーセンターとか、そんなのでもやっているんですか。あそこはやってないんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 コミュニティーセンターではなくて、もう一方の集会所でさせていただいています。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。前にコロナで体操ができないということで、DVDか何かをつくってやったのは、ここなんですか。これのことなんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 ときめきクラブがDVDを作成されて、お配りさせていただいていますので、ときめきクラブのほうです。

○東（充）委員 了解しました。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 それでは、予算書19ページの傾聴ボランティア事業費について説明をさせていただきます。傾聴ボランティアさんという方がいらっしゃるんですけども、自宅に行ってお話を聞き取るというのはコロナ禍でなかなかできにくい状況ではございますが、ご自分たちで研さんを高めようということで勉強会を開催されております。そういったお勉強会のための費用として取らせていただいております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 このボランティアさんが決まっているんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 傾聴ボランティアさんも研修会を受けていただきまして、登録をさせていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 大体、登録されている方は何名ぐらいいてはるんですか。

○上村委員長 生き活き対策課長。

○林生き活き対策課長 十五、六名の方がいらっしゃいます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町水道事業会計予算について質問させていただきます。

まず1ページ、ここでの質問は、資料2で上水道給水計画の予算が出ているんですけども、この販売価格が5年当初、211円84銭となっているんですが、これの説明をお願いします。

次に、5ページです。上牧町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書の1、業務活動によるキャッシュ・フロー、これの当年度純利益が44万6,000円、よく分からないのでこれの説明をお願いします。この2点です。お願いします。

○上村委員長 順次、答弁をお願いします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 1問目の質問なんですけども、資料のどの部分に当たるところでしょうか。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 資料2の一番右端の5年当初の販売価格、この5年当初という意味がよく分からなくて、販売価格が211円84銭、グラフは分かるんですけども、5年当初という意味が、令和5年度の見込みではなくて5年当初の見込みなんですか。その辺が分からないんですけど。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 5年の当初、今出させてもらっている当初予算の基になっている単価でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 これが令和5年度ずっとこの値段でいくということですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。5年当初の見積りがこれだという意味の5年当初と書かれているということですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

この当年度純利益44万6,000円はどこから出てくるのかがよく分からないので、ここの説明をお願いします。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 この44万6,000円といいますのは、収入の部分と支出の部分で、差引きが純利益として44万6,000円が上がってくるというものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分からないので、間違っていたら教えてください。3ページの上牧町水道事業会計予算実施計画で、収入が4億6,205万4,000円、支出が4億5,215万4,000円なので、ざっと計算して1,000万ほどの純利益が5年度当期に出ると思っているんですけど、それがなぜ当年度純利益が44万6,000円なのかがよく分からない。この説明だけでいいんですけど。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時36分

再開 午後 1時45分

○上村委員長 再開いたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 資料のナンバー5を見ていただけますでしょうか。一番右端に利益の剰余金の差引き分がございまして。これは4年の見込みと5年の当初、この差が44万6,000円となっているものでございます。

○康村委員 もう1回言ってください。

○南浦上下水道課長 令和4年の見込額11億4,274万6,000円、それと5年の当初11億4,319万2,000円、この差が44万6,000円、これが純利益で、さっきの5ページに上がっている部分でございまして。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 つまり、これは令和4年度の純利益が44万6,000円という解釈でいいんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 4年度の見込みと5年度の当初の差、44万6,000円が上がってくるという見込みを立てているものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 もう1回確認しますが、令和4年の決算見込みの利益剰余金は11億4,274万6,000円と、それで、そこから5年を見込んだら、5年当初の利益剰余金は11億4,319万2,000円になるという解釈でいいですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。ということは、令和4年度の決算見込みは44万6,000円の純利益が出るだろうという予想なんですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。以上で私の質問を終わります。

○上村委員長 ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 12ページ、重要な会計方針なんですけれども、ここで有形固定資産、リース資産を除く主な耐用年数ということで、建物は17から65とかあるんですけども、建物というのは庁舎のことですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、今、改修しているではないですか。その改修が終わって後、最長65年まで対応することができるというふうな理解でいいんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。構築物は30年から60年となっているんですけども、これは何を指しているんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 水道の貯水池がこの構築物に当てはまるものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 あれも最近、耐震で補修しましたよね。そこから60年というふうに考えたらいいわけですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 了解しました。それで、このリース資産というのは。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 図面とかよくA0タイプを焼くコピー機があるんですけど、そのリース、その資産でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 リースというのは、コピーとかそういうものをいうわけですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 一番下のところなんですけども、短期リース債務と長期リース債務があって、短期リース債務が11万1,693円に当たるということによろしいんですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○東（充）委員 了解しました。ありがとうございました。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

康村委員。

○康村委員 1番、康村昌史です。令和5年度上牧町下水道事業会計予算について質問させていただきます。

令和5年度から公営企業会計が導入されたということで、複式簿記になっております。非常に興味ある私の分野なんですけれども、13ページの令和5年度上牧町下水道事業予定開始貸借対照表、その中の資産の部の1、固定資産、1、有形固定資産の土地が300万円、この説明と、その下の口、構築物74億413万3,000円、この説明をお願いします。それから、その下の無形固定資産、施設利用権6億2,251万5,000円、この説明をお願いします。それと、その下の流動資産、現金預金292万4,000円と、あまりにも少ないので、この辺の説明をお願いします。

次に、21ページ、22ページです。公会計複式簿記が導入されて、今まで分からなかったことが書かれているので質問させていただきます。21、22ページの支出です。営業費用、この光熱水費、説明欄のマンホールポンプ運転電力料金36万3,000円、その下の委託料で、マンホールポンプ保守点検管理業務委託料。マンホールポンプとは一体何だろうと思ったので調べてみましたら、自然流水でできないところはポンプで送り出しているというようなことを書かれていた。なるほどと思ったんですけれども、上牧町にはこのマンホールポンプが何か所ぐらいあるのかを教えてくださいたいと思います。

それと23、24ページ、節4の賃貸料10万3,000円のメールシーラーリプレースシステム機器賃借料、このメールシーラーリプレースシステムの説明をお願いします。

以上です。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 暫時休憩をお願いします。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1時59分

再開 午後 2時00分

○上村委員長 再開いたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 それでは、13ページの貸借対照表の有形固定資産の土地の部分でございます。この土地につきましては、南上牧でございます都市下水路分の施設の用地に当たるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 南上牧の牧浦さんがどこかよく分からないと言っているんです。僕も全く分からないんですけれど、もう一度説明を。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 2路線ございますけども、南上牧の公民館があると思うんですけど、その横に1メートルぐらいの三面張りの水路があると思うんですけど、それがずっと北向きに流れていっているのと、あともう1本は同じようなところなんですけど、出口が違うんです。口で言うのは難しいんですけど。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、その水路の土地がこの300万という意味ですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ということは、それ以外に土地は持っていないという、貸借対照表からはそう取れるんですが、そういうことですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 次の口の構築物につきましては、現在整備しております汚水の管渠と、今言っている雨水の水路、その部分に当たるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。それでは、次の施設利用権をお願いします。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 施設利用権につきましては、流域下水道と香芝市の公共下水道に流させてもらっているうちの管渠がございまして、その部分の負担金に当たるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

その下の現金預金なんですけど、企業債の償還とか、かなりの金額を償還されるんですけども、僅か現金預金が290万ほどと綱渡りみたいな資金繰りみたいななんですけど、それで質問させてもらっています。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 下水道事業につきましては、やっぱり収入より支出の部分が多いという部分で、僅かながら利益になっておるものでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 要は他会計からの金が回ってきて、それで決済しているという解釈でいいんですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。次、お願いします。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 次、マンホールポンプの運転電気料金の部分でございます。上牧町にございますマンホールポンプが何台あるのかというところで、12台ございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 ざっとでいいんですけど、具体的にどの辺にあるんですか。高台ではない。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 基本、低いところから高いところに持っていつている状態なので、大字別でいきますと、下牧、金富、松里園、五軒屋、梅ヶ丘でございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 よく分かりました。低いところから上げるのに使うということですね。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 最後の24ページ、メールシーラーリプレースシステム、これの説明だけで結構です。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 メールシーラーにつきましては、はがきに貼りますシール状の目隠しシール、その機械です。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 要は自宅に送ってこられる、あれのことですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 康村委員。

○康村委員 分かりました。これで私の質疑は終わります。ありがとうございました。

○上村委員長 康村委員の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

東委員。

○東（充）委員 15ページの重要な会計方針なんですけれども、ここで主な耐用年数ということで、構築物ということで50年とあるんです。この構築物というのは、管のことですか、汚水管のことをいうんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 そのとおりでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 機械及び装置は10年から20年となっているんですけど、これは何を指すんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどの康村委員への説明でもございましたマンホールポンプ、その部分に当たるものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 なるほど、分かりました。その下なんですけども、無形固定資産で、主な耐用年数、施設利用権ということで45年となっているんですけど、これは何を指すんですか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほど言いました流域の負担金と香芝市の管に流させてもらっていると

いう負担金でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。次に行きます。20ページの下水道使用料のところ、金額は2億7,956万1,000円となっていて、現年度分で2億7,794万3,000円、これはまず収納率はどれぐらいを見ているのでしょうか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 99.16%を見ております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 次の滞納繰越しなんですけども、調定額はどれぐらいになっているのでしょうか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今回の滞納繰越しにつきましては、過去5年の平均で出させていただきます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ということは、実際に金額として幾ら滞納金額があって、その収納率が何%だということで、ここに計上してくるというものではないと。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今回は過去5年の平均でいかせてもらっております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 ところが、実際にはあるんですね。滞納額があるということは。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 滞納率。徴収率。

○東（充）委員 滞納額。

○上村委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時30分

○上村委員長 それでは再開いたします。

上下水道課長。

○南浦上下水道課長 先ほどのご質問の滞納繰越額でございます。調定額が、789万5,267円掛ける滞納者掛ける0.61、それと徴収率が、掛ける0.336でございます。滞納、収入額が161万

8,000円となるものでございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 もう1点だけ教えてください。24ページの補助交付金のところで、水洗便所改造資金融資利息補給金、これは今までの予算にも計上されていなかったか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 今までもありました。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 分かりました。了解です。

ここで1万を計上しているんですけども、大体、年にどれぐらいの方が。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 最近は少なくなってきていまして、4年度の実績はゼロ件でございます。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 これから新たなところを引くという、北上牧だとかいうのを書いていたと思うんですけども、そういうところが供用開始になれば、このところは増えると考えられますか。

○上村委員長 上下水道課長。

○南浦上下水道課長 やはり増えてくるのかなとは思っております。

○上村委員長 東委員。

○東（充）委員 私の知り合いなんですけど、高齢になっているので、本当はやろうと思えば水洗になるんですけど、もうこの年でと言って水洗化にしないという家庭もあるみたいで、少し残念ですけども、そういう家庭事情もあるみたいです。分かりました。ありがとうございます。

以上です。

○上村委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○上村委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○上村委員長 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○上村委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。

理事者側より挨拶をお願いいたします。

今中町長。

○今中町長 長時間にわたり慎重にご審議を頂き、全議案可決すべきものと決定を頂き、ありがとうございます。本会議でも議決を頂きますようお願いを申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○上村委員長 これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉会 午後 2時34分

上牧町議会委員会条例第27条第1項の規定により署名する。

予算特別委員長

上 村 哲 也

令和5年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第2号）

令和5年3月15日（水）午後1時開議

第 1 一般質問について

8番 遠山 健太郎

6番 服部 公英

4番 牧浦 秀俊

3番 上村 哲也

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	金崎恭彦
建設環境課長	武安康至	生き活き対策課長	林栄子
教育総務課長	辻村純	社会教育課長	吉川信一郎

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇遠山 健太郎

○議長（吉中隆昭） それでは、8番、遠山議員の発言を許します。

8番、遠山議員。

（8番 遠山健太郎 登壇）

○8番（遠山健太郎） 皆さん、こんにちは。そして、ユーチューブにてご覧を頂いている皆様もこんにちは。上牧町議会議席番号8番、遠山健太郎でございます。議長より発言の許可を頂きましたので、通告書の記載に従い、いよいよ私自身、通算32回目、2期目の一般質問もとうとう最後の機会となりましたが、一般質問させていただきます。

通告に入る前に、少しお話をさせていただきたいと思います。まずは、本日、無事に義務

教育課程を修了され、卒業式を迎えられました上牧中学校、そして上牧第二中学校の生徒の皆さん、保護者の皆さん、本当におめでとうございます。特にといいますか、上牧中学校の卒業生の皆さんは覚えてらっしゃらないかもしれませんが、9年前、皆さんが義務教育に初めて入ったとき、上牧小学校の入学式のときにとっても不安そうな顔をしていた皆さんの前で、「今はどきどきしている気持ちがあるかもしれないが、9年後にはわくわくした気持ちで卒業できることを祈っています」というふうに、私は当時PTAの会長をしていましたので、入学式でお話をさせていただきました。9年間の義務教育課程はいかがだったでしょうか。特に最後の3年間、中学校はコロナ禍の中でいろいろ苦労もあったと思いますが、これからの皆さんの未来に幸多かれと心よりご祈念申し上げます。

さて、改めてお話をさせてもらいたいと思うんですが、私自身、この2期8年間、32回の定例議会の中で、通算32回、時間にして約1,900分、上牧町議会議員としてこの場に立ち、様々な質問や提案をさせていただきました。思い返すに、上牧町という町を自分自身の目で確かめ、歩き、そして自ら自分の意思で選んで、今から22年前の31歳のときに、上牧町の葛城台に初めて自分の持家となる小さな小さな家を建て、晴れて上牧町民となった自分が、上牧町民となって14年後の2015年に、この上牧町に何らかの形で恩返しをしたい、自分が選んだこの上牧町を逆に選んでもらえる町にしたい、そしてこの議場の場に立ちたい、そんな思いで上牧町議会議員に立候補の決意をしました。周囲の方からは、町内に親戚もいないし、同級生も一人もいない、選挙に必要と言われる地盤と看板、いわゆる地盤、支援していただける方々の組織、そして看板、自分の認知度、そして知名度、いずれもないに等しく、それ以上に選挙に対する知識が全くない中で、その挑戦は無謀過ぎると言われました。

幸運にもという表現が正しいかどうか分かりませんが、その8年前の2015年に、当時、先輩議員として公私ともに大変お世話になった堀内英樹議員にいろいろな教えを請い、助けていただき、また、私のことを知らない中でも、多くの方々に大きな期待を寄せていただき、648票もの得票を頂き、この場に送っていただいた後は、自分自身のよりどころである、当時新しく制定された上牧町まちづくり基本条例の基本理念や、同条例を策定する際に立ち上がった策定委員会で頂いた議会や議員に対する厳しい数々の意見を参考に、そして何より地盤、看板がない自分に期待をしてくれた町民の皆様、堀内英樹元議員など、全ての皆様に恩返しをしたくて、この8年間、自分のできることをできる限り活動してまいりました。そして、その中で根本的な考えが、この一般質問の機会は32回全てやり切ろうと。これを実現し、そして、委員会や議会場での様々な発言や提案、是々非々の所作につながったと今では思っ

います。今日は、そんな思いを胸に、自分の一丁目一番地と言っても過言ではない、そして、とても大事に、大切に思っている上牧町まちづくり基本条例に関連した質問をさせていただこうと思っています。どうぞよろしくお願いします。

それでは、本日の一般質問通告の要旨に入ります。

まず1つ目、子どもにとってのまちづくりへの参画とは。本年4月1日より施行されるこども基本法の基本理念の中の1つに「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」とあります。上牧町では、この法律施行に先駆けて、上牧町まちづくり基本条例の第6条に、未成年のまちづくり参画の権利として、「未成年の町民についても、各々の年齢に応じてまちづくりに参画する権利を有します」と定め、町内の未成年者、子どもに対し、子ども議会の開催等を通じてまちづくりに参画する機会を設けています。上牧町内の子どものまちづくりへの参画機会について、以下の点の見解を伺います。

1つ目、中学校の再整備事業などの一連の学校適正化事業について。学校生活の当事者、主役である子どもの意見を聞き、議論をする場を設けることについて。2、生涯スポーツの中で、子どもの心身を育むスポーツ少年団事業について、もっと町として積極的に関与し、取り組んではどうか。3つ目、上牧町まちづくり基本条例第6条の「未成年者」という表記の改正について。

大きな2つ目、まちづくり協議会について。上牧町まちづくり基本条例第35条に規定するまちづくり協議会について、上牧町での必要性和今後の方針について見解を伺います。

3つ目、上牧町まちづくり基本条例と将来の上牧町。上牧町まちづくり基本条例施行後、間もなく10年を迎えます。町の最高規範として位置づけられているこの条例の制定により、上牧町は大きく変わったと思っています。これからもこの条例を生かし、どのようにまちづくりを推進していくのか、町長の所信を伺います。

以上が一般質問の要旨です。再質問は質問者席からさせていただきます。質問をよりの確にし、時間短縮に努めたいと思いますので、理事者の皆様におかれましてもご協力のほどよろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 質問者席に戻ってまいりました。

それでは、早速ですが、大きな質問の1つ目、子どもにとってのまちづくりへの参画とはの1番目、上牧町で大変注目されている中学校の再整備事業などの一連の学校適正化事業に

ついてですが、現段階では、上牧中学校の敷地内に新たに校舎を新築するための基本設計を行っていて、基本設計が完了次第、実施設計に移行することが決まっていると思います。その中で、再整備のいわゆる大きく施設面等に関するハード面と、統合に対する考え方や生徒たちの思い等を具現化するソフト面、この2つの方法があると思いますが、それぞれ分けて聞いていきたいと思っています。

まず、ハード面における取組と子どもへの情報共有についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現在、本町におきましては、中学校の統合に向けたハード面の整備としての校舎等の整備、加えて、ソフト面での統廃合後の学校のありようのほうにつきまして、それぞれ総合的に検討を進めているところでございます。今後、それらの取組を進めていく過程におきまして、学校とも十分な連携・協調を図りながら、子どもの意見・要望等を聴取する仕組みや仕掛けを構築することが必要であると認識をしております、当該寄せられた子どもの意見につきましては、最大限尊重し、可能な限り反映をさせていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 分かりました。じゃ、続いてハード面に対する取組について説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 中学校に係る校舎棟の整備に関しましては、現在、既存の上牧中学校の敷地内に校舎を新築するべく基本設計を行っているところでございまして、同設計が完了次第、実施設計の段階に移行していくということとなっております。

このような状況の中、町内の子ども、とりわけ中学校の統合による影響を受ける子どもは、当該統合に対する期待と、反面、不安も同時に抱えているものと認識をしております、それらの子どもの期待に応え、不安を払拭することが何より必要であるとの考えの下、適切な時期に分かりやすい形で新築校舎の概要などの情報を子ども向けに発信し、当該情報を共有することが必要であると考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、基本的な考え方、そしてハード面での取組の説明を頂いたんですけど、子どもたちの期待に応え、不安を払拭することが何より必要であること。そして、その考えの下、適切な時期に分かりやすい形で新築校舎の概要等を

子どもたち向けに発信していただくことを今説明していただきました。

その子どもたち向けの発信ですが、ここでいきなりなんですが、ちょっと提案がありまして、今、教育委員会で発行しています学校適正化だより、これはとてもタイムリーで分かりやすく、情報提供と共有という観点からすばらしいものを作っていたらと思っています。この発信は、これはぜひ生徒、児童の視点に少し変える形で、子ども向けの学校適正化だよりみたいな形で作っていただいて、生徒、児童に対する情報発信と共有、ひいては生徒、児童、子どもたちの学校再整備に対する参画という観点から、ぜひ活用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員今ご提案の件でございます。実は、まちづくり基本条例を策定させていただくときのコンセプトとして、中学生にも分かる条文ということで、十分に配慮、もしくは検討したという経緯がございます。例えばご提案の部分につきましては、現行、適正化だよりを発行しておりますが、より子どもたちの目線で、子どもたちにも十分理解をしていただける内容に工夫を凝らして今後作成をさせていただくという方向性で検討しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、まちづくり基本条例策定の経緯を僕も今思い出しました。まず最初に、条文を「です・ます調」にするか「である調」にするかだけでございます。議論をしたんですよね。子どもたちに分かりやすいためには「です・ます調」がいいんじゃないかと、いや、厳しいことを言うから「である調」がいいんじゃないかということで、「です・ます調」になった。そういう流れもあって、それら含めて未成年者のまちづくりに対する参画意識ということだと思っておりますので、今のお話を思い出しましたので、大変ありがとうございます。ということで、前向きにこの学校適正化だよりをうまく活用しながら、情報発信・共有をしていただきたいと思います。

じゃ、次にソフト面です。統合という名の再編には、ソフト面での取組、子どもの気持ちとか心の取組が大変重要になってくると思いますが、どのようにお考えでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 統合後の中学校のソフト面における在り方に関しましては、現在、総務部会、通学部会、学校教育部会、PTA部会の4つの部会機能を有する上牧町学校統合準備委員会において協議検討を進めているところでございます。中でも、新たな中学校の創

設に当たり、とりわけ学校名や制服、校章、校歌などの選定、制作に際しましては、子どもの希望や意見を最大限尊重するべきとの考えから、子どもたちの思いを反映させることができるような仕組みづくりを構築していきたいと考えているところでございます。

また、そのためには、従来のアンケート方式に加え、学校統合準備委員会における案件の議論に先立ち、当該案件に係る意見を簡便で、かつ形式張らない方法などにより事前に子どもたちから聴取をして、当該聴取した意見について、当該委員会で報告をするなり、子どもたちの意見を委員会の議論の段階で反映をさせていきたいという考えを持っているところでございます。

なお、子どもの意見に耳を傾けるという取組につきましては、一定、手間と時間がかかるものと認識をしておりますが、丁寧その取組については進めていくことが何にも増して肝要であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。今、末尾の部分で、一定の手間と時間がかかるということをしっかり認識していただいていますし、その上で丁寧に取組を進めていくことが肝要ということ部長の言葉からしっかり頂いたことを大変うれしく思います。今説明がありました、能動的かつ自発的な意見の場をつくっていただく、しかも委員会の場に間に合うような形でしっかりやっていただくということで、それを切に願っています。よろしくをお願いします。

では、最後に、この質問の締め部分として、上牧町まちづくり基本条例。私自身、条例策定当時より、当時まさにご担当だった松井教育部長とともに策定をしたこの上牧町まちづくり基本条例を通じて、上牧町内の子どもたちが自分たちもまちづくりに参画しているんだという気持ちをぜひ持ってもらいたいなというふうに思っているんです。ぜひ様々な場で、子どもたちから意見を聞く場、情報を共有する場においてはこんなことをイメージして子どもたちに伝えてほしいんです。「これは、上牧町にまちづくり基本条例というとても大事で大切な条例があって、そこに、未成年のまちづくりに参画する権利としてしっかりと君たちの権利が保障されているから実現しているんだよ」と、「だから、この上牧町まちづくり基本条例に基づいて、みんなの意見を聞いて、まちづくりに役立てようとしているんだ」という発信をしてもらいたいなというふうに思っているんです。この質問の最後に、現在、教育部長、担当部長でもありながら、今申し上げました、当時一緒に条例策定をさせていただいた松井部長に学校統合に対する思いを伝えていただきたいと思います。お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 未成年のまちづくりの参画につきましては、質問いただいております遠山議員とともに上牧町まちづくり基本条例の制定に携わらせていただいた担当者の1人として、このたびの中学校の統廃合を契機として、さらに、町内の全ての子どもによる年齢及び発達の程度に応じた形での本町のまちづくりへの参画意識をさらに加速させていきたいというふうに考えております。また、さきに開催をいたしました上牧町学校統廃合準備委員会の会議におきまして、担当部長としてその思いを皆様方にお伝えさせていただいたところでございます。

この先も、統合してよかったと思っただけのような学校となるよう、当事者であり主役である子どもに加えまして、町民の皆様方が前向きに参画をしていただけるような機運を創出し、この学校統合に係る取組を子どもを含めた町民の方々と行政との協働により重点的に推進し、議会の皆様方のご理解、ご協力の下、町が一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。このたびの中学校の統合を契機として、さらに子どもたちの上牧町のまちづくりへの参画意識を加速させたいという強いお言葉が本当に何よりうれしく思います。今説明のありました、町民の皆様、当事者である子どもたちが前向きに参画できる機運をぜひ創出し、町が一丸となって取り組めるよう、議会として、そして私自身も議員の1人として、できる限りの尽力をしたいと思います。ありがとうございました。

では、次の項目に移ります。生涯スポーツの中で、子どもの心身を育むスポーツ少年団事業について、もっと町として積極的に関与し、取り組んではどうかという点です。こちらについては、より具体的な通告が、本日の4番目に登壇される上村議員からも通告があります。皆さんご存じのとおり、上村議員はまさに長年にわたってこの上牧町でスポーツ少年団の活動の中心になって尽力されている方です。ですので、より詳細な提案や質問についてはぜひ上村議員にお任せすることにして、私からは端的に、まず上牧町におけるスポーツ少年団員の登録状況、そして、本町におけるスポーツ少年団を取り巻く状況について答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、本町におけるスポーツ少年団の登録状況に

ついてご説明をさせていただきます。令和4年度、本町におけるスポーツ少年団は、軟式野球2チーム、ミニバスケットボール2チーム、硬式テニス、少林寺拳法、剣道、バレーボール、空手2チームの合計7種目、10団体により、138名の方が登録を頂いておりまして、それぞれ活動をしていただいているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。令和4年度の町内のスポーツ少年団の登録状況、7種目、10団体、138名というお話がありましたね。

では、現在の活動状況等を取り巻く状況についてはどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町の状況をご説明させていただく前に、全国的な傾向についてまずは説明をさせていただきます。スポーツ少年団につきましては、子どもたちにスポーツを通じて爽快感や達成感、他者との連帯感等の精神的充足による楽しさや喜びをもたらすため、昭和37年に日本スポーツ協会により創設されたものであると承知をしているところでございます。近年、本町のみならず、全国的にも登録団員数の減少が課題とされており、昭和61年度をピークに、登録団体数は減少の一途をたどっているという状況でございます。

また、本町のスポーツ少年団を取り巻く状況といたしましては、本町におきましても、少子化、スポーツ系の電子ゲームの普及、学習塾や各種習い事との兼ね合いなどにより、子どものスポーツ離れが現実的に生じており、登録団員数が減少しているというのが現状でございます。また、以前は、スポーツ少年団を核とした、保護者を交えた、いわゆる家族ぐるみでのコミュニティーが確立をされており、休日のグラウンド等におきましては、練習をされているところにご家族の方がご参集をされ、イベントでも開かれているかのごとく、にぎわいと活気があふれていたように記憶をしているところでございます。現在はそのような光景を目にする機会も少なくなり、担当部長としては寂しい思いをしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 今、全国的な状況と町の状況ということで、とても寂しい思いをされているというお話がありました。

1個前のスポーツ少年団の登録状況の話の中で、7種目、10団体、138名という話がありましたけども、スポーツ少年団の活動、様々なスポーツがありますけど、やっぱり私たちの世代になってくると野球の話になっていまして、今、WBCも盛んになっているので、野球の話をしたと思っているんですけど、上牧町はたくさん野球をできるグラウンドがあって、

グラウンドもたくさんいらっしゃいますし、横にいらっしゃる上村議員みたいな、野球に関しては優秀なすばらしい指導者もたくさんいらっしゃる。また、上牧町はかねてより、役場もそうですが、ソフトボールがとても盛んなところなんですね。にもかかわらず、先ほど説明があったスポーツ少年団、野球チームは2チームあるというお話だったんですが、上牧第二小学校を中心に活動してきた歴史ある上牧ジャガーズというチームがあるんですが、昨年12月をもって解散となりました。また、もう1つのチーム、上牧小学校と第三小学校を中心に活動しています上牧ジャイアンツ、こちらも伝統のあるチームなんですが、この3月で部員が全て卒業することになって、休部状態になってしまうと。つまり、来年の4月からは、スポーツ少年団の野球チームに参加する子どもたちが上牧町内にゼロになるという状況になっています。そういうことも踏まえて、スポーツ少年団の諸活動で一番困っていることは、これは、次の話は野球だけじゃないですけど、私はずばり部員集めだと思っています。ぜひとも町でこの部員集めに関して協力をしていただきたい。具体的には、町の広報やホームページなどを積極的に活用していただいて、協力していただきたいと思いますが、その辺り、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご提起ございました野球については、かなり深刻な状況として受け止めているところでございます。二小を中心とするジャガーズにおいては、本年度、6年生が8名、それ以外の学年の方が1名で、何とか9名でチームの存続ができておったんですが、8名が卒業するということなので、今、議員がおっしゃったようなことになってしまいました。そのこと等も受けまして、その部分について、町の対応といたしまして、スポーツ少年団の登録数が減少している中、本町といたしましても、活動の拡大と充実を図るために、まずは現在活動をされている登録団体の方々の様子を広く知っていただけるというような仕組みをつくることは必要であると考えております。また、スポーツ少年団への興味関心も薄れつつある現状において、その興味関心を高めるための取組をしていく必要があるのかなとっております。そのためには、町広報、ホームページ等で、町民の方々、子どもも含めて、スポーツ少年団の認識、認知度を高めていただけるような取組もまずは必要であるのかなと。それが解決におけるまずなし得る手だてなのかなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。僕からすると、町のできることにしては、僕

は満額回答だと思います。今やっている状況をつぶさにお伝えする。募集というよりも、このチームはこんな活動をしているんですよ。もっと言うと、先ほどスポーツ少年団の在り方もそうですけども、こういうために活動しているんですよ、子どもたちの心身を育むためにやっているんですよということを町の広報紙もしくはホームページですることがどれだけ有効になるか。大変有効なことだと思いますし、満額回答と僕は思います。本当にありがとうございます。

という中で、それに加えてというお話で、満額回答いただきながら、加えてと言ったら恐縮なんですけど、部員募集に有効な方法として、入部希望者の子どもたち、エンドユーザーに直接情報を提供する手段として、案内チラシの配布というのがあるんです。「こんな活動していますよ」「どうですか、体験会やるけど来ませんか」、こちらについても、学校ごとに配布の可否を判断するんじゃなくて、教育委員会が主体となってルールづくりをしたり、方針を決めてもらって、まさにエンドユーザー、入部希望者である子どもたちが直接情報に手が届く。まさにこれが情報共有ですわ。そんな方法を模索してもらいたいと思いますが、その辺り、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） スポーツ少年団に関する取組につきましては、常に子どもたちを真ん中に据えたものであるべきであるという考えから、子どもを取り巻く関係機関のそれぞれの互いの連携が必要であるというふうに認識をしております。教育委員会における取組に同調した形で、各学校においても、チラシの配布等に際して、積極的な協力など、スポーツ少年団の活動の充実や活性化を図る上における協力体制が今以上に必要になってくるものと認識をしております。

また、チラシ等の配布については、各団体が自発的に学校に依頼をされていたというのが現状であるというふうにお聞きをしておりますので、その辺、教育委員会が学校に一言かけるだけで学校の協力体制もさらなるものになっていくのかなという考えでもおりますので、その辺、その時期が参りましたら、学校に事前に連絡するなり、団体の方が行かれたときの対応について積極的な対応をするという形の指導はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ありがとうございます。私は今日32回目なので、32回目の中でもめちゃめちゃうれしい答弁を今日頂いたと思っています。この質問をして本当によかったと思

っています。ぜひ前向きに考えていただいて、教育委員会主体となってチラシの配布であるとかというのを統一してもらいたいなというふうに思います。私の質問はこのぐらいにしまして、あとは、このスポーツ少年団は、上村議員、よろしくお願いします。ということで、ありがとうございました。

次の項目に行きます。3のまちづくり基本条例第6条の「未成年者」という表記の改正についてですが、こちらは端的に私からお願いを申し上げたいなというふうに思っています。冒頭でもご紹介したとおり、この4月よりこども基本法という子ども施策を横断的に規定する基本法が施行されます。この基本法を通じて、子どもの権利の在り方がより具現化されていきます。そこで、上牧町まちづくり基本条例の第6条に規定している「未成年のまちづくりに参画する権利」の「未成年」という表記を「こども」という表記に改正してはどうかという提案です。ただ、提案といっても、上牧町まちづくり基本条例は最高規範という位置づけで、簡単に改正できないことは重々承知しています。ぜひ、次年度、この令和5年度は上牧町まちづくり基本条例の検証年度に当たるとお思いますので、検証を実施する検証委員会の場でご提案いただき、検討していただきたい、そんなお願いをしようかなと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、遠山議員からご提案いただきました「未成年」という表記の部分でございます。今、議員おっしゃっていただきましたように、今までも子どもを権利の主体として位置づけた、その権利を保障する総合的な法律が存在しませんでした。国におきまして、子どもたちの権利を守るということで、本年4月1日より施行されますこども基本法では、「未成年」という表記ではなく、「こども」という表記に統一されているというのは認識しているところでございます。

今、遠山議員からも少しご意見頂いたとおり、本年度、まちづくり基本条例ができてから2回目の検証委員会を予定しているところでございますので、その検証委員会の中で、今ご指摘いただいた分も含めて議論をさせていただきたいと考えているところでございます。また、併せて、本町が作成しております他の計画等においても同じような表記等もあるかと思っておりますので、そういった部分も併せて検証を行いながら、必要な場合は適宜改正していきたいとも考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） これはまたありがとうございます。この「こども」という表記なんで

すけど、私の通告書を見てのとおり、こども基本法は「こども」って全部平仮名なんですね。ただ、子ども議会の「子」は漢字が入っていたりとかして、表記のぶれがあるのはそういう理由だったり、いろいろ見たところによると、「子ども」というのが複数の意味が含まれているから「子どもたち」とつけないんだとか、そんな議論もあったり、すごいややこしいんですけど、その辺も踏まえて、検証委員会でぜひ諮っていただきたいと思います。今いただけるというお話をしたので、安堵をしています。ありがとうございました。

この件については以上です。

では、次の項目に移ります。

大きな2番です。まちづくり協議会についてです。現在の状況について、まずお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） まちづくり協議会についてのご回答でございます。まちづくり基本条例第35条に、まちづくり協議会について、要請等について規定をさせていただいているところでございますが、ただ、現状、少子高齢化がさらに進む中、安心して安全な住みよい地域を持続していくために、町民が身近な課題で、できるだけ町民に近いところで主体的に解決し、地域の特性や個性を生かした地域づくりに取り組むためのまちづくり協議会について定めているところでございますが、現状、コロナ等もございまして、住民の方々、また自治会等への説明、情報共有というのを一部できない部分もございまして、現状におきましては、まちづくり協議会の設立と申しますか、そういった協議会の成立というのが現状できていないというようなところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ちょっとお話ししにくいような内容で申し訳ないです。この条例策定時に、このまちづくり基本条例第35条にまちづくり協議会の条項を入れたほうが良いと、入れようという話を策定委員会でしたのは、これはまさに当事者は私なんです。私なんですけど、今、正直進んでないという状況があったということは、僕は残念とは実は思っていないです。思っていない。何でつくってないんだとは思っていないんですね。ただ、このまちづくり協議会という組織が何なのか、つくることによってどんな利点があるのか、これをしっかりと皆さんにもいま一度認識をしてもらいたいなど。

今、冒頭で少しまちづくり協議会についての説明を頂きましたけども、ご承知のとおり、このまちづくり協議会というのは、一番いいのは、宝塚市のホームページを見ていただくと

皆さんすごくよく分かるんですけど、まちづくり協議会と。ぜひ見ていただきたいと思えます。まちづくり協議会というのが20ぐらいあるんですけどね。このまちづくり協議会というのは、簡単に言いますと、自治会組織の広域連携です。自治会ではやり切れない様々な事案を小学校区という形で少し広げて、大きな組織にして解決するというものです。例えば、具体的には自主防犯組織とかごみの問題、夏祭りの開催、子ども会のイベントなど、広域で実施するものです。

昨今、上牧町でも、自治会の役員の成り手不足とか、例えば自治会内の清掃、草刈りの問題とか、あと、町が材料を支給しますかまどベンチの作製する人がいないとか、そんな問題がいろいろ問題視されているんですが、まさにこれを少し枠を広げて広域で解決する、これがまちづくり協議会というものだという私は認識なんです。このまちづくり基本条例策定当初は、自治連合会の代表の方にも入っていただき、これは議論をすごく深めたんですけど、ちょっと時間がたってしまったので、いま一度、自治連合会等も通じてこの必要性の有無をもう1回考えていただきたい。特に上牧の場合は、小学校区といっても、今3つですよ。将来再編があったら減るかもわからない。そもそもまちづくり協議会自体が本当に要るのかなということも踏まえて、先ほど来話がありますけれども、今年、このまちづくり基本条例が検証にかかる年になりますので、その場でこの議論を一度しっかりしていただきたいと思いますが、その辺り、いかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、遠山議員おっしゃっていただいたとおり、自治連合会におきましては、一応、役員の方々について、視察の研修ということで過去させていただいておるんですけども、そういった情報共有につきましては、今現状、それ以外にできていないというのが現状でございます。

ただ、前回の検証委員会の意見の中でも、委員より、しっかりと議論する機会を設けていくことが重要であるというご意見等も頂いているところでございますので、改めて今回、検証委員会の中でも少しご意見等も賜りながら、今後、また自治連合会、また町民等への情報共有も必要であろうと考えておりますので、現状、検証委員会の結果を踏まえて議論を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） ぜひお願いします。先ほどもお話を申し上げましたけども、条例に規定があるからこのまちづくり協議会をつくらなきゃいけないというわけではないんです。正

直、組織をつくれば、それはそれで手間もかかるし、いろいろな問題も出てくると思います。ただ、せっかく規定があって、規定をつくったので、片や自治会単位では成り手不足の問題が生じているし、ニーズはあると思うんです。需要と供給のバランスというわけじゃないですけど、しっかり担当課ではイニシアチブを取ってここは対応していただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。ありがとうございました。

では、最後の項目になります。今中町政が誕生して、この2月ではや14年となりました。また、早いもので、今中町長の4期目の任期も実はちょうど折り返し地点なんですね。町長就任の際に公約に掲げていただき、制定をしていただきまして、そして、就任当初より重きを置いていただきましたこの上牧町まちづくり基本条例も、様々な議論の中で町政運営に大きな影響を与えていると思います。ぜひ今中町長にこれからの上牧町のまちづくりに対する思いをこの機に一度伺いたいと思います。今中町長、よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今お尋ねのまちづくりの考え方、私は一貫して申し上げているのは、「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」、これをやっぱり最終形、まちづくりの基本理念というふうに私は考えております。普通は、例えば「笑顔があふれる」であるとか「笑いのある」とか、そういう表現の仕方をよくされますが、私はあえて「ほほ笑み」という言葉を使わせていただきました。住民の方々の中から自然に出てくる、ほほが緩むような、そういう形が私は「ほほ笑みあふれる」と。それを出てくる、出していただくということになってくると、やっぱり安全・安心なまちづくりをどのようにやったのか、どのようにやっていくのかと、そこが問われていくんだろうというふうに考えております。

そしたら、今までどういうことをやってきたのかと。ご存じのように、上牧町は財政健全化団体に陥りました。そのときに、併せて土地開発公社の問題がございました。これをまず解決していくということでなかったらその次のステップがないわけでございますので、まず健全化団体からの脱却。これは2020年、2021年の決算で脱却をさせていただきました。その次に、開発公社の解散。これは議会の議員にも大変厳しいご意見を頂きながら、最終的には上牧町のためということと新しいまちづくりをしっかりと進めていこうと、そのために開発公社は解散をするべきだという皆さん方のご理解を頂いて、42億円借換えをしたというのか、そういう形で解散をさせていただいた。それからのまちづくりをやっぱりしっかりと一つずつ積み上げさせていただいたと。その中には、皆さんご存じのように、子育ての支援の問題、それと高齢者の対策の問題、それから医療費の問題、こういうことを一つずつやらせ

ていただいたというのが住民の間で一定の評価を頂いているのではないのかなというふうに考えております。

その一番結果として現れているというのは、人口の問題でございます。皆さん方、町の人口の増減、気になる人は見ていただいていると思いますが、ほとんど社会増減、自然増減、俗に言う自然増減、出生、死亡、これのバランスだけで今人口減少が続いている。社会増減、転入転出、例えば一時期住民からこんな声もございました。上牧町はこのままであったら大変なことになるから、税金が上がると、暮らしにくいと、こういう一部声が上がったことがございました。そのときにはかなり転入された、転出されたというような一定事実もございます。ここ最近見ておりますと、転入転出のバランスはほとんど変わらないと。プラマイゼロとは言いませんが、ほとんど変わらないような形で人口が推移してきている。自然出生、死亡で、おおむね毎年200人前後の人口が減少をしているというのが今の上牧町の実情でございます。

そういう中で、町としては、遠山議員もよくご存じのような施策、たくさんありますが、主なものをご紹介させていただきますと、出会い・結婚・子育て応援事業、学童保育、それと、不妊・不育事業、それと、ほほえみ教室、そして、障害者の方々に対しての例えば手話通訳、こういう事業でありますとか、それと、今年度から、5年度から実施をいたします障害者の方々福祉タクシーの助成事業であるとか、それと、人間ドック、これの助成事業でありますとか、あと、先ほどほほえみ教室も申し上げましたが、通級のペガサス教室、それと、小・中学校等の補強でございますとか耐震でございますとか、それと、エアコンの環境整備、これもしっかりやらせていただきました。それと、まきっ子塾、それと、フリースクール、それと、5年度もやらせていただきますが、児童図書。これは、子どもたちと、それから住民の有志が一緒につくり上げていく、こういうもの。こういうことがやっぱりしっかりと住民の中で評価をされてきているのではないのかなというふうに私としては感じております。

それと、議員さんの中から、委員会、そして一般質問等でも出ている、例えば授業料の無料化であるような話とか、それと医療費の無料化、これもそうですが、給食費の無料化、こういうものがやっぱりこれからしっかりやれるかどうか。それと、もっと細かく言いますと、高齢者の移動、こういうものももっとしっかりとやれないとか、いろんな事業がこれから山積しているわけですが、こういうことが全て今の状況、今の地方自治体でそういう要求に応えられるかどうかというのがこれから我々にかかってくる大きな課題ではないの

かなというふうに感じております。

それともう1つ、「ほほ笑みあふれる和」の部分でございますが、これは先ほどから遠山議員がおっしゃっているまちづくり基本条例、これに尽きるのではないのかなというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 10分ちょっとお話を頂きましてありがとうございます。もうちょっと僕はお話したいと思っています、というのは、コロナ禍でタウンミーティングが最近ないではないですか。なので、今中町長が町民の皆様が発する機会がすごい減っているんじゃないかなと。大変僭越なんですけども、私は60分しか時間がないので、そのうち半分ぐらいは今中町長にしゃべってもらいたいなというふうに最後思っていて、お話しさせてもらったんです。まだもうちょっとだけお付き合いくださいね。

ちょっと話がそれるんですけど、今年の1月に二十歳のつどいというのが上牧町で行われました。今年参加をした二十歳の子たちというのが、私も小学校のPTAをしてたときに送り出し、迎えた子たちなんですけど、ちょうど1年前は成人式だったんですけど、その終わった頃に、当時19歳だったその子たちと会う機会があって、その子たちがこんな話をされたんです。「成人が18歳になるから、来年20歳になる自分たちは成人式に参加する権利がないかもわからん。その上、仮にあったとしても、コロナで開催されないかもわからん。自分たちは高校生のときに修学旅行もなかったし、卒業式もなかったし、インターハイも花園も甲子園もなかった。そんな自分たちに成人式までなくなるのか」と。そんな中で、これはちょっとしゃれなんですけど、「もし幸運にも成人式があったら、そんな僕たちに小学校時代の運動会でめちゃくちゃ面白い話をしてくれたPTA会長の遠山さんに面白い話をお祝いしてほしい」と言われたんですね。うれしさ以上に、10年近く前のPTAの会長の話を覚えているなんて逆にすごいなというふうに思ったんですけど、今から思えば、冗談ですけど、私は実は去年の5月に議長選挙に立候補させてもらいまして、今から思えば、そのときにしゃべりたいから立候補したんじゃないかなとやゆされるぐらいの話なんですけど、冗談はさておき、今年の1月に、町の担当部局の英断で、成人式改め二十歳のつどいと名を変えて、華やかに、そして盛大に実施をしていただきました。

その二十歳のつどい、私自身は、人数制限があったので、参加することも壇上でお話しすることももちろんできなかったんですけど、後日、今中町長からすばらしい祝辞を頂いたと子どもたち自身からたくさんお話を頂いたんですね。私が知っている今中町長の祝辞は「人

間は動物である」という名文句だったんですけど、今年は他力本願という話をされた。他力本願というのは決して悪い言葉ではなくて、まず自力をつけて、自力をつけることによって周りの方の協力を仰いでいく、そういうものだという話をしたというのを聞いたんです。すばらしいなと思って。これは浄土真宗からの教えだと思んですけど、先ほどの話にちょっと戻すと、上牧町はまさにこういう状態じゃないかなと思っていまして、まさに上牧町は、最初、今中町政が誕生した当初というのは、財政再建、土地開発公社の解散、とにかく自力をつけなきゃいけない。いろんなことをやりたいけど、まずは自力をつけて、周りの人に認められる力をつけるということに傾注をした。そして、大分できるようになって、いざやろうとしたときに、今度は他力ということで、いろいろな方、これが僕は、協働であり参画、また、僕がいつもここで言う連携です。そういう中で、出会い・結婚応援とかフリースクールであるとか、様々な事業を連携で進めていった。これからもますますこういう形、僕は奈良モデルじゃなく上牧スタイルという形だと思んですけども、ぜひこういう形でまた引き続き進めていただきたいと思いますが、今中町長、もう少し時間があるので、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、タウンミーティングの話もしていただいて、先ほど、タウンミーティングの話をし忘れていましたので、おっしゃっていただいてありがたいと思っております。コロナで中止をしておりますが、落ち着いてきたら、またタウンミーティングも始めさせていただきたいなというふうに考えております。いろんな顔も見れるし、いろんなお話もしていただけるのでね。中には厳しい意見もございしますが、心の中で「勝手なことを言うな」と思いながら、いろいろ聞かせていただいているので、またそういうことも来年度実施できるようであればしっかりやっていきたいなというふうに思います。あれは私にとってとてもいい教訓といたしますか、教科書といたしますか、あれがあるから今現在があるなという思いもしっかりと持っております。

それと、二十歳のつどいで、今、遠山議員がおっしゃっていただいた、その話をさせていただきました。今、デジタル社会でございますので、極端に言えば、いろんな情報は幾らでも取れるし、情報の発信はできると。1人で何でもできるのかということ、やっぱり、いや、そうと違うよと。それを若い人たちに分かってほしいというつもりで、他力本願を例にとって、これはひょっとしたら浄土真宗のお坊さんに怒られるかもわかりません。あれは私の独自の解釈でございます。やっぱり自力をつけるためには、今日もそれに近い話を卒業式でもしたんですけど、学力、知識、経験をしっかりと積むんだと。そのために子どもたちは頑

張らなあかんよと。そういう力をつけて初めて、例えばデジタル社会の中で、フェイクなのか、本物なのか、そういう判断ができる。しっかりと判断をつけるためには、学力、知識、経験が必要です。その力をこれからしっかりつけてくださいというつもりでお話をさせていただきました。それが自力だと。他力とは何だと。本来、浄土真宗で言う他力は、阿弥陀入来のことを他力という。しかし、私は、それも含めて、自分以外の人が他力だと。自分にそれだけの力をつけて、その努力を一生懸命にやっていること。それを見せるということではありませんが、そういうものが見えてきて初めて、周りが、助けてやろう、例えば伸ばしてやろう、こういうことになるんだと。それが自力と他力の関係ですよ。他力を頼もうとしたら自力をしっかりつけなさいと、こういうことを子どもたちに言いたかったので、引用をさせていただきました。

それは我々大人でも一緒でございます。私もそうやし、今ここにおる全員がやっぱりそういう考え方で私は仕事をしていくというのが大事なのではないのかなというふうに常々考えております。そういうことで、しっかりとまちづくりについてはそういう考え方もそれぞれが持ちながら、「和のまちづくり」でございますので、まちづくり基本条例を基として取り組んでいけばすばらしい町になるのではないのかなというふうに考えております。

ただ、悲しいかな、財源の問題がそこで大きく関わってまいりますので、大変厳しいところがあるのかな。それともう1つ、例えば教育であったり、福祉であったり、本来的には、これは国の役割だと、本来、国がやるべきだというような話が当然あるわけでございます。そうしたときに、どこのまちに住んでも同じだということであれば、我々を、上牧町を必要なのかという話になるわけですよ。一緒だったら合併したらいいじゃないかと、こういうことになりますので、その辺の考え方もやっぱり難しいところがあるのかなと。それぞれの町々、今でも広域行政は一定進んできておりますので、例えば水道にしても国保にしても、どこに住んでも同じだという条件になるわけでございますが、一定、それぞれの町々にいろんな特色がある。それでなかったらまちは存在しないと、こういうことになっていくのではないかと。やっぱり上牧町があるということは、上牧町独自のまちづくり、上牧町独自の歴史文化があると。それを大切にしよう。ここがやっぱり一番大事だし、しっかりやる必要があるのではないのかなと思います。

○議長（吉中隆昭） 遠山議員。

○8番（遠山健太郎） 今中町長、ありがとうございます。自分のレジュメの中で「今中町長、最低20分確保」と書いてあって、大分よかったなと思って、本当にありがとうございます。

した。

今中町長、先ほど他力本願のことをアレンジだというお話をされましたけど、ちょっとうんちくネタですけれども、日本語の中で間違って解釈をされているベスト3というのがあります。他力本願は第3位らしいですね。他力本願は人任せというイメージがあるけど、そうじゃなくて、おっしゃったとおり、阿弥陀如来様の力を借りてやるというのが他力本願というので、勘違い。ちなみに第1位はハッカー。皆さん、ハッカーってご存じですかね。コンピューターウイルスのところに侵略していく人のことをハッカーという。実は、あれは正式名称はクラッカーなんですよね。ハッカーというのは、コンピューターとかを普通の人よりも詳しい人のことをハッカーというらしいです。これは余談でしたけども、今中町長、ありがとうございました。

そろそろ持ち時間を終わることになりましたけども、今中町長に頂いた町政運営に対する思い、これからぜひ頑張っていたきたいというふうに思っています。私自身も、お話しただきましたけども、自力と他力のお話がありましたけども、私ももっとも自力をつけていかなきゃいけないなど。いろんな人の力を借りて、自分自身も頑張っていかなきゃいけないというふうに改めて思いました。本当にありがとうございました。

以上、結びになりますけども、この議場におられます町長、副町長、教育長、本当にありがとうございました。そして、部長、理事の皆様、それだけでなく、議会審議に当たり、私は時にはぶしつけな表現であったり、分かりにくい通告をたくさんしたと思いますけども、全ての課長の皆様、課員の皆様に心よりお礼を申し上げまして、私の2期8年、最後になります通算32回目の一般質問を終わりたいと思います。本当にありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、8番、遠山議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後2時5分。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 2時05分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇服 部 公 英

○議長（吉中隆昭） 次に、6番、服部議員の発言を許します。

6番、服部議員。

（6番 服部公英 登壇）

○6番（服部公英） 6番、服部公英です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い質問させていただきます。

質問の前に少し時間を頂きます。本日卒業された上牧中学校、第二中学校の皆さん、誠におめでとうございます。そして、保護者の皆様、立派に成長された姿を見て、涙ぐんでおられたことでしょうか。28年前の保護者としての自分自身のことを思い出しているところです。コロナ禍の中で卒業式に参加してお祝いができなく、大変残念に思いますが、この場を借りて一言お祝いを言わせていただきます。本日卒業された皆さん、これからの人生が楽しく、目標を持って、充実したものになるよう願っています。高校生になられる方、専門学校に行かれる方、社会人になられる方、これからいろんな問題や苦難も起こりますが、1人で悩まないで、親や友達、身近な人に相談して、これからの時代を生き抜いてください。地域の皆さんは、皆さんのことを応援しています。

それでは、質問通告書に従い、質問させていただきます。

まず、私の質問は、大きな項目2点になっております。

まず1点目、学校統廃合について。上牧町学校適正化基本計画に基づいて、上牧中学と上牧第二中学校の統合の整備案について説明があり、校舎新築案が採用された場合は事業費45億4,000万円が必要と説明がありました。これだけの金額を使うとなれば、次に小学校の統廃合を計画しているところですので、財政的に考えて、義務教育学校として上牧中学校区と第二中学校区の小学校と中学校を統合したほうが中学校の統廃合が進むと考えますが、町としての考え方を聞かせてください。②小学校の学校適正化について意見や要望など出ていると思いますが、現時点ではどこまで審議されるのか聞かせてください。③1年生から9年生まで、義務教育学校として教育するメリットとデメリットを教えてください。

大きな項目の2番目、住環境整備について。①北上牧地区に新しく民間企業が住宅開発している場所の道路整備について説明してください。②役場前の道路整備について説明してください。③第1住宅から第6住宅までの入居状態と整備計画を聞かせてください。④西名阪側道の舗装工事について、今回の場所は住宅の出入口になっており、傷みが激しいところで

した。工事内容を聞かせてください。⑤電気自動車充電スタンド設置について、時期早尚ではというような書き方になっているんですけども、書く欄が少なくて申し訳ございませんが、繰越明許になっている今の状況について説明してください。

以上です。再質問につきましては質問者席にて行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 座って質問させていただきます。

まず、質問項目で質問したところから、用意してくれている答弁から聞かせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず1点目の小学校の適正化について、現時点での状況等についてのご質問でございました。小学校の統合に関する検討に関しましては、計画策定時の推計では、上牧第二小学校において全学年が単学級となる可能性が高い。令和13年度までの統合を見据え、令和13年度に入学する児童の出生が確定をすることとなる令和7年度において人口動向等の再調査を実施し、現行計画の方針についての検証を行うこととしておりますので、現時点におきましては具体的な検討、審議には至っておらず、決定をしているということではない状況でございます。

また、小学校の統廃合に関する意見等につきましては、計画策定時のパブリックコメントにもございましたとおり、通学に係る安全の確保に関する意見、通学時間の増加等に伴う子どもたちの負担増加を懸念する意見、学校数の減少に伴い、少子化が加速することで、地域の衰退を危惧するといった意見がございました。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） この小学校の統廃合については、当面は現在の3校を堅持しつつも、引き続き統廃合等については検討を続けると書いてありまして、この令和5年度、新1年生が6年間同じ学校に通うことができるよう、令和11年度を統廃合の最短目標として書いておられるんですが、この最短目標という11年度というのは決定になっているんですか。目標であって、決定ではないということですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 現行の考え方といたしましては、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、令和13年度の統合を見据えて、そのほぼ中間期に当たる令和7年度において再検討を行うということとさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 令和7年度の人口動向の再調査を行いというような形でここにも書いてあるんですけども、私は、一般質問通告書にも書いたように、先日の説明会のときには、上牧中学校の校舎全面改築、新築案を採用された場合、45億円という形の多額な金額が要るということを聞きまして、小学校のときも次にまた多額な金額が要るのであれば、この45億円という考えがあるときに、学校義務教育化というのは、9年間を通して1つの学校として、ちょっと先を見据えた計画に変えないと、小学校と中学校と両方を造っていくというのはすごい金額になると思うんですね。この45億円というのを聞いたときに、強く、ここにも書いてるように、小中一貫校に将来的な可能性を残すというふうにも書いておられるので、そういう考えは今後持っていくことになったりはしませんか、ここでじっくりと考えてみませんかという意見を言っているんですけども、その点についてはどのように考えますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 本町における義務教育学校小中一貫校の移行に関しては、あくまで学校適正化を検討する上においての1つの選択肢であるとは認識をしております。ただ、現状につきましては、中学校においては上牧中学校に新築校舎を建設して、小学校においては、若干後になりますけども、引き続き継続的に検討を行い、その枠組みを決めていくということにしております。議員ご指摘のとおり、中学校の改修だけでも相当の事業費がかかってまいります。それと併せて、その後、また小学校を考える上においても、上牧小学校等、いずれかの学校の改修は必要になってくると考えておりますので、そのことについては、補助金、有利な起債等を財源として求めながら、町の負担を限りなく少ない形で、よりよいものを整備していくという考え方でおります。現時点において、そのことを総合的に勘案して、一足飛びに義務教育学校小中一貫校への移行は現時点では考えていないということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ここで考えたほうが私はいいいというふうに判断したんですけども、町としては、今のところ、一足飛びにそういうような義務教育学校というような形で校舎を建て替えたり、そういう設計で造ったりはしないというような考え方で捉えていいですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今後の子どもの数、児童、生徒数の推移によっては、その辺の議論がまた小学校の適正を考えるまでの期間において出てくる可能性はないとは申しませんが、

現状の推移を、若干減少傾向で推移がこのまま継続するようであれば、取りあえずは小学校、中学校それぞれにおいて適正化を考えると。その適正化を考える上において、小学校、中学校の子ども数が極めてゆゆしき事態に陥った場合についてのみ、また義務教育学校への移行も考えていくというスタンスで教育委員会はおります。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） それでは、1つ目、私が聞いたかったことはそれで結構です。

2つ目、そしたら、小学校適正化についての意見や要望など、現在のところどのぐらいまで審議されているのかというのはさっき答弁の中にありましたか。もうあれだけ。ほかには聞いていませんか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） パブリックコメントでお寄せを頂いた意見の以降、個別に教育委員会を訪れられて、その辺の考え方とかをお聞き、お問合せに来られた住民の方はいらっしゃいます。その部分については教育総務課で丁寧にご対応させていただいて、それについての回答を求められるということはなく、一定ご理解を頂けてお帰りを頂けたのかなというふうに承知をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 勉強会みたいになるんですけども、③の1年生から9年生までの義務教育学級として教育することのメリットとデメリットというのはどんなものがあるのかお答えください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご質問の義務教育学校のメリットについて説明をさせていただきます。本町の状況ということではなく、一般的な話としてご説明をさせていただきたいと思っております。

メリットの1つといたしましては、小学校から中学校への進学において、新たな環境での学習や生活にうまく適応できず不登校につながるという、いわゆる中1の壁の緩和・解消、また、系統性や連続性を意識した小中一貫教育の実現や、幅広い学年間の交流による精神的な発達の促進などが期待できるものと一般的にはされているところでございます。

一方、デメリットといたしましては、9年間という長きにわたり、人間関係が低下をするということで、一旦、人間関係が崩れてしまうと、その解消を行うのにかなりの努力が必要であるという点、また、小学校卒業の達成感や中学校入学への新たな区切りにおける新鮮さ

が失われてしまうという点、また、小学校高学年に期待できる児童のリーダーシップ、当然、小学校は6年制でございますので、5、6年になると、下の子どもたちを思いやる、いわゆるリーダーシップが目覚めてくる時期ではございますが、そのリーダーシップを発揮できるということが少なくなっていくのかなというような点が一般的なデメリットとして挙げられているものと承知をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） メリットとして、今、生徒の数が減ってきている、1つのクラスで授業を行わなければならないということで、今回、学校統合というのが進んでいるんですけども、義務教育学級という1つの大きなくくりですと、1つのクラスという学年はできるかもしれませんが、学校内での子どもの数というのは増えると思うので、そういった点でもメリットはあるというふうに私は思うんですけども、先行して隣の王寺町ではやっているということを知っているんですけども、ここ何年かされておるので、そういった辺りの問題とか、よかったなというような点は聞いておられますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 王寺町の実例について事細かにお聞きをしているということはございませんが、王寺町も、いわゆる義務教育学校に移行される部分については、十分な議論、住民意見と子どもたちの思いに寄り添った形でその枠組みを決められたというふうには認識をしておりますので、その分、準備は周到にされているのかなと思っております。当然、現行の小学校6年生、中学校3年生の枠組みを、それを一括して行うということになりますので、教育課程しかり、その辺の部分については、その分、子どもたちがそれにすぐ順応できるのかどうかということも含めて、総合的な検討が必要であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。この義務教育学級のデメリットとしては、学校の先生の確保であったり、学校の先生の資格というのはまた変わってくるんですか。その点を教えてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 義務教育学校に移行した場合については、それぞれの子どもたちの数によって配置をされる定員は変わってくる可能性はあるのかなと。規模が大きくなりますので、その部分に比例して、先生の数は増えるのかなと思っております。

ただ、小・中学校一貫の教育を進める上において、いわゆる教員の免許資格として、小学校、中学校双方の免許証を所有されている方については両方の中学校課程、小学校課程で対応できるんですけど、そうでない部分については、要は、小学校の担当と中学校の担当がその辺は連携・協調する必要がありますので、その所有免許状の関係についても、一定、検討の中の課題事項として考えていく必要があるのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。1つ目の項目の私の質問は以上で、これで置いておきます。いいと思います。今後、義務教育学校を目指すのであれば、もっとじっくりと住民の方と会議を重ねて、そういう方向に持っていくというような話になってから持っていくと、ただ単に金額の問題だけで、私のように勝手に義務教育学級のほうがいいんじゃないかというような話は時期尚早というか、ちょっと筋が違うなというふうに思いますので、今後、どういった形で上牧町は子どもたちの教育環境をしっかりと整えていってもらえるのか、これから私もしっかりとまた意見を述べたり、聞かせてもらったりしますので、協力のほどよろしく願いいたします。

以上です。

そしたら、議長、2番目の質問の項目に入りますので、よろしく願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、2番目の質問でございます。当該箇所の道路整備につきましては、令和4年度に測量及び詳細設計が完了いたしまして、そして、令和5年度に道路拡幅改良工事に着手する予算計上をさせていただいているところでございます。道路の形状といたしましては、片側歩道付きの道路で、車道幅員が6.4メートル、そして歩道の幅員が1.7メートルということになっており、狭隘道路の拡幅を目的とした改良工事ということになっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今、具体的に説明していただいたんですが、出来上がりというのはいつになりますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本工事の実施に当たっては、地下埋設管を移設する必要があるございまして、設備会社との事前協議の結果、埋設管の移設完了時期については令和6年の2

月頃というふうに伺っております。ですので、工事発注の時期につきましては、準備工、そして移設に必要な掘削作業を考えると、10月頃を一応予定しております。ですが、本格的な着手については2月以降の工事着手となりますので、この工事につきましては、令和5年度から令和6年度にかけての債務負担行為により、年度をまたいだ工事になることが予想されております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 今回、一定、道路の完成が令和6年度の秋には通れるようになるというような理解でいいんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 現場が同じところになるんですけど、今、カラーコーンを立てて、穴が空いているところの修理してくれているんですけども、あれは急な補修という形で行ってもらえるんですか。危険なんですけども。今やっている道路の、岸田の肉屋さんと吉川さんの家の前にカラーコーンを立てて穴を空けているところ、あれ、今言っている道路とは関係ないんですけど、申し訳ないですけども。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 本工事に含まれる工事ではございませんが、修繕というところで工事は終了しているというふうに伺っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 質問項目にないことを聞いてしまいました。申し訳ございません。

この業者との地元の説明会は終わっているんですけども、その後の業者の進捗状況というのは分かっているんですか。県に対しての許可申請であるとか、そういうふうなのがちゃんと順調に進んでいるかというのは、その辺は聞いていますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 特にその辺の報告はございませんが、ただ、開発するに至って、本町において開発行為というところの手順は踏んでいるというところで認識しております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。そしたら、2つ目、今、役場前

の舗装道路を、議会中、毎日通ってくるんですけども、きれいに順番にしてくれているんですけども、この舗装工事については、県道ということで県がしてくれているから、町としての詳細は県に聞かなければ分からないと思うんですけども、今、舗装してあるところからかがや病院の前、服部記念病院の交差点のところまでは道路補修をしてもらえると全部きれいになるんですが、その辺の説明を聞いているところだけでも聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員申されております役場前の道路につきましては、当然、県が管理している県道であるため、過年度より高田土木事務所に舗装の修繕の要望を行ってまいりました。今回、令和5年1月30日から3月24日にかけて、夜間工事ということで舗装修繕が行われております。具体的には、施工範囲については、役場前から整骨院付近までというところで、施工延長は457メートル、そして、施工面積については3,490平米ということになっておりまして、舗装断面につきましてはおおむね20センチの厚みだというのは承知しているところです。

そして、今後の舗装修繕の予定ということで、高田土木事務所に対しまして確認させていただきました。そうすると、回答といたしましては、未確定なため、報告できる内容は現在ございませんという回答を頂いております。ですので、今後、町といたしましても、修繕が必要と思われる部分、今、議員指摘されたところにつきましては、引き続き高田土木事務所に対しまして要望していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。カーブになっていますし、以前もあそこでひっくり返って事故された方もおられるので、引き続き高田土木に修理をお願いしていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

それでは、3番目、質問をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、3つ目の質問でございます。第1住宅から第6住宅までの入居状態と整備計画を聞かせてくださいということでございます。

まず、第1住宅から第6住宅の入居状態につきましては、全体管理戸数が222戸、そして、それに対して入居戸数については141戸ということで、入居率に対しましてはおおむね64%ということになっております。空き家戸数については81戸ということで、空き家率が36%という状況でございます。

今後の整備計画というところでございますが、これにつきましては、町営住宅等長寿命化計画、個別施設計画に基づきまして、町営住宅の点検の強化及び早期の管理修繕により、ライフサイクルコストの縮減を目指して、計画に基づく予防保全的管理、長寿命化に資する改善を実施していきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 個々の空き家の数、入居率、順番に、第1、第2、第3、第4というふうな形で教えてもらえますか。資料を作ってもらっていると思うんですが、タブレットに送ってもらっても結構なんですけれども。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、第1住宅につきましては、入居戸数が31、そして空き家が3というところでございますので、空き家率については0.08%ということになっております。第2住宅につきましては、入居戸数が33、そして空き家が27ということでございますので、45%。そして、第3住宅につきましては、入居が11、そして空き家9ということで、空き家率が45%。第4住宅につきましては、入居が16、そして空き家が14ということで、空き家率が46%。そして、第5住宅については、35の入居に対して、空き家が19ということでございますので、空き家率が35%。第6住宅につきましては、入居が15、そして空き家が9ということで、空き家率が38%という状況となっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） もう一度、第1住宅につきましては、空き家になって、返却すれば、除却していくというふうに理解しているんですけども、第1住宅についても一度。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、第1住宅の空き家数3というのは、先ほど議員ご指摘いただきましたように、空き家になれば解体という手順で事業を進めているところでございますが、今回、この空き家の3という部分については、まだ中に動産物が入るとるところで、処理をまだしていただけてないというところ3という数字が残っておるところでございます。今後は、動産物の撤去をしていただいた後に解体という手順になっていくかと思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 一つずつ解決して聞いていきたいと思うので、この第1住宅の空き家の動産というのは、今、空き家という状況で、家賃収入はもらってないというふうに理解して

よろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 当然、本来は動産物撤去までという部分はあるんですが、当然そこは見込めない部分であるので、そこはストップして、家賃は変わっていないという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、第2住宅の全体の戸数と空き家の数をもう1回言ってもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 管理戸数につきましては60、そして入居が33、そして空き家については27という状況になっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） この第2住宅については、耐震診断の数値が悪いということで、移動してもらおうというような計画になっていると思うんですが、このうちの33件がまだ入居されているということで、その方たちとのコミュニケーションというか話合いで、いつ頃移転するとか、今後の先行きの見通しとかという、その話合いとかはしたことはあるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員指摘されておる部分につきましては、現在ございません。ですが、基本的には早急に対応していきたいというのは考えているんですが、当然、住宅の在り方というところで、町営住宅等の運営対策協議会、委員会というところの中でいろいろ在り方について議論していただいて、しっかりとどういった形で引っ越ししていただくとか、そういう部分も含めて、しっかりと方向性を定めた上で、住民に対して説明をさせていただきたいなというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、この引っ越しというのを先に見据えて計画しているんですけども、計画の見込み年数というのはまだまだ先になると。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 現実やっぱり先に見えない部分もございます。併せて、今あるほかの継続利用する住宅の例えば空き家の確保とかの部分で、それと改修云々、それぞれでいろいろ財政的な部分もございますので、そういったことも含めまして、しっかりとその

辺のところの方向性というのを協議させていただいて進めていきたいと考えておりますので、いつまでという明確な時期というのはなかなか申し上げにくいというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） そしたら、第2住宅はそれでオーケーです。

第3、第4については、既存の住宅は耐震診断をクリアしているので今後使っていくというようなことを聞いたんですが、それはそういう考え方で間違いないですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 基本的にはその考え方でいいと思います。ただ、需要が見込めない場合につきましては、解体というのも1つ視野に入れながら事業を進めていくということになっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。そしたら、第3も第4も、今後、第1住宅みたいな形で、解体も視野に入れて考えているというような考え方なんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 私は、第3も第4も移っていくというふうに以前答弁いただいたように記憶しておるので、第3、第4の壁の塗り替えであるとか、今後の整備していく計画などあれば聞かせてくださいというふうに考えておったんですけども、除却していくというような考え方もあるということは、整備はしないというように理解してよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 現在、修繕等で対応していくということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。個々に修理があれば対応していただけるという。

それでは、第5について、戸数と空き家をもう一度お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 第5につきましては、戸数につきましては、入居戸数が35、そして空き家については19ということになっております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 第5については、屋根も修理して、中も修理して、空き家は、今度、第

2住宅の方が移るよという形で、計画的に空き家にしていて、申込みを受け付けていない。第6、第5については、そういった形で計画的に空き家をしているというようなことで聞いているんですけども、その状況は今後もまだ変わりませんか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員申されたとおり、現状、そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 第2住宅の方が先が見えなくて変わってこないというのは、今、最初に答弁いただいたんですけども、何年も先が見えない状態の人を空けておくのに、この第5と第6を空けて待っているということは、第5と第6も、その間ずっと空けて、計画空き家という形でずっと空けておくというような考え方というのはあまり好ましくないんじゃないですか。使える間に住宅というのは使わないと、古くなっていくんじゃないでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員申されていますとおり、それはおおむね承知しているところでございます。ただ、じゃ、すぐさまそっちに移すのかというところの話、誰を移すのというところの話もございます。ですので、そこらはしっかりと方向性、そういうのを定めてからしっかりと実施していかなければいけないものかなと考えております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） この空き家の数を今聞いたんですけども、だんだん入居者が高齢化しているんですね。そして、介護するにしても、2階、3階のところを介護するというのは大変なので、1階で空いている部分に変わるとかいう、そういう施策は考えていませんか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今申されておりますように、そういったものの考え方も含めて、運営協議会の中でしっかりとそういう方向性を定めていただいて進めていくというふうを考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。また今後ともよろしく願いいたします。

そしたら、4番目の、今回、西名阪側道の舗装をしていただいて、本当に喜んでいるんです。危ないところがきれいになって、走っていても気持ちがいいですけども、一番危なかったところなので、舗装工事の内容、上面だけされているとちょっと具合悪いなと思って、ここでもう一度確認のため聞いているんです。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今、議員申されております当該路線である町道桜ヶ丘葛下川線につきましては、総延長が1,370メートルと路線延長の長い町道であることから、舗装修繕におきましても、年度を分けて発注させていただいております。今年度施工した区間につきましては、第6住宅付近から第5住宅付近で、延長としては213メートルということとなっております。舗装の構成断面についてなんです、これはアスファルト6センチ、そして上層・下層路盤が24センチということで、計30センチの厚みの改修を行っておるということでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。念のために聞くんですけども、1回これをこういう順番にしてもらって、何十年先までこれは使えると思うんですけども、今後、長い路線で、傷んだ箇所から計画を5つに分けてするとしても、一番傷んだところから舗装していくというような計画は立てられるんですか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この舗装修繕につきましては、当然、CBR調査等も入っての実施をさせてもらっています。そのCBR調査の設計条件といたしましては、10年後まで75%が健全であるという調査結果をもって、30センチの厚みということにさせていただいておるところでございますので、その辺で、車両の大小なり、通行量によって、いろいろ、若干その辺は前後するかもわかりませんが、おおむねそういう設定条件で工事をさせてもらっていただいておりますので、ただ、今後は、ある程度全線完了すれば、傷んでいるところについては、大きなのを緊急的に修繕はしていかなければならないのかなとは思っております。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。いろいろ聞かせてもらいました。

そしたら、最後の電気自動車のスタンドの繰越明許の今の状況について説明していただけますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ご質問いただきました自動車の繰越明許の部分でございます。充電設備の繰越明許についてでございます。電気自動車につきましては、購入を終えまして、事業は完了したところでございますが、充電設備におきましては、令和3年度の補正予算での

補助金を活用するため、工事請負契約を締結した後、補助金申請を進めておりましたが、国の予算が超えたため、現在、令和4年度の補正予算での財源確保のため、補助金申請する事務手続を準備しているところでございます。ただ、スケジュール等が現在示されておりませんので、公表されましたら、速やかに手続にかかりたいと考えているところです。

また、本補助金につきましては、工事等の施行時期に関しましては補助金交付決定後と定められておりますので、令和4年度の完成はできませんので、本定例会におきまして予算の繰越手続を行ったところでございます。交付決定後、下りましたら、速やかに設置をしたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） この充電設備について補助金が出るというような理解でいいんでしょうか。私は車だけの補助金かなというふうに思っていたんですけども、それが充電設備にも出るということであれば、金額的には900万円の中の幾ら補助金が出てくるのかというのはあったら聞かせてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 車の部分については、1台につき車種によって50万円から80万円というふうに聞いているんですけども、充電設備については、補助金というのはどういうふうな国からの連絡というか指定があって、幾ら補助金が出るのか、その辺、もう一度聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 本定例会においても、建設委員会でも議会資料で少しお示しをさせていただいておるんですけども、充電設備のインフラ工事の事業費ということで、935万円を繰越明許ということで上げさせていただきまして、これに伴う国からの補助金等につきましては221万6,000円を現在予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。ありがとうございます。町からの持ち出しは、その残りの700万円ぐらいということでもいいですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 一部起債を借りる予定をしております、一般財源としておおむね73万4,000円を予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 服部議員。

○6番（服部公英） 分かりました。

私の質問は以上です。丁寧な説明ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、6番、服部議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後3時。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 3時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇牧 浦 秀 俊

○議長（吉中隆昭） 次に、4番、牧浦議員の発言を許します。

4番、牧浦議員。

（4番 牧浦秀俊 登壇）

○4番（牧浦秀俊） 4番、牧浦秀俊です。

まずは、上牧町内の中学校の皆様、卒業おめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

私の質問の前に、3月12日に上牧町で公開収録の放映について話させていただきます。町制施行50周年を記念して、NHK「民謡魂 ふるさとの唄」が放映されました。奈良県出身の城島リーダーを盛り上げようと、関西ジャニーズJr.の3人が登場して、古くから人々が行き交った交差点・奈良県の知られざる魅力に迫りました。若い人たちがたくさん列をして集まっていました。上牧町でこんな催しがあったこと、大変うれしく思います。そのことは、上牧町に暮らせば何かがあり、自分たちの未来を託せるまちであることの1つであるとして発信をして、まちづくりに使っていきたいと思います。

それでは、議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問いたします。

1つ目、まちおこしと観光資源について。1つ、特産品黒カレーの町の取組は。2つ目、上牧のキャラクターの考え方は。3つ目、観光資源である片岡城跡。CGを駆使し、片岡城

を再現したが、どのように利活用していくのか。4つ目、片岡城跡でボランティア団体がコキアを栽培しているが、町ではどのように支えていくのか。5つ目、黒カレーと片岡城跡を結び、1つにしたいが、町の考え方を聞かせてください。6つ目、これからの上牧町のまちおこしと観光資源の考え方を聞かせてください。

2つ目、町内小・中学校の状況について。1、学級崩壊が危惧されるような情報が町の内外から寄せられていますが、どうなっているのか。2つ目、どのような対応をしているのか。

3つ目、これからの対応は。

再質問につきましては質問者席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 暫時休憩します。

休憩 午後 3時03分

再開 午後 3時04分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、1つ目の、まちおこしと観光資源についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、質問にございます特産品黒カレーの町の取組はということでございます。まず、特産品の黒カレーにつきましては、町商工会が黒カレーで町を盛り上げようと、町の飲食店や製造・加工工場、その他、会員企業の協力によってレトルト商品を開発され、町制50周年を記念し、町長が片岡城の歴史から名を取り、「片岡の里 春ちゃんの黒カレー」と命名されました。現在、販売につきましては、上牧町商工会議所、そして町内事業所7か所、近鉄百貨店奈良店、道の駅なら歴史芸術文化村などで販路を拡大されておるというところがございます。また、ペガサスフェスタや毎月第1、第3土曜日に開催されておりますふれあい朝市、そして、馬見丘陵公園にて開催された馬見チューリップフェア、唐古・鍵遺跡公園にて開催されたおもしろ歴史フェスティバル、そして、町商工会自主事業として、上牧町新名物黒カレー感謝祭2022、そして、奈良県のコンベンションセンターで開催された大立山まつり2023、そして、3月26日に開催されるさくら祭りへの出展など、黒カレーのPR活動等を精力的に行われておるというところがございます。

そして、町の取組といたしましては、町長が国や地方等へ公務で出向かれた際に記念品として贈られ、黒カレーのPR活動に尽力していただいております。今後におきましても、町といたしましては、引き続き町内外で開催されるイベント等の情報提供を積極的に行い、多くのイベントに参加していただけるよう商工会に対し働きかけ、「片岡の里春ちゃんの黒カレー」のPR活動等への協力を行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に今まで町長をはじめ職員の方々、いろいろPR活動ありがとうございます。ふるさと納税の返礼品として使っていただけるということなんですが、どのような考え方で、そしてまた、上牧魅力発信発掘推進事業で、これでも使っていただけるということなんですけども、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 黒カレーにつきましては、現在、ふるさと納税の返礼品ということで登録をしていただきまして、返礼品ということで現在利用させていただいているということでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ありがとうございます。

それでは、上牧魅力発信発掘推進事業の中にもこの黒カレーを使っていただける、これを、中心じゃないですけども、魅力発信発掘推進事業の中でどないかして使っていってもらうという話があったと思うんですけども、どうでしょう。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 魅力発信という部分でございますが、現在、黒カレーという形で登録を頂いているということでございますので、また、併せて、開発に伴う補助金等も別途準備させていただいておりますので、そういった部分を活用しながら、また改めて黒カレー以外に新しい返礼品をつくっていただきましたら、またそれはうちのふるさと納税の返礼品ということで手続を取らせていただいて、登録という形でしていきたいとは考えているところです。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら、これは上牧魅力発信発掘推進事業の中の1つとして黒カレーがあると。1つでもある。雪駄とか、あと、バーベキューコンロ、そういうのもこの中には

入っているんですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、議員おっしゃっていただいた分につきましては、ふるさと納税の返礼品ということでご登録いただいていると認識しております。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） それでは、この魅力発信発掘推進事業の中にふるさと納税の返礼品等々というの含まれているわけではないんですね。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） そしたら僕の勘違いやったと思います。魅力発信発掘推進事業の中にふるさと納税とかもあってというようなことやと理解していたんですけども。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ふるさと納税の返礼につきましては、その事業の中の返礼品ということでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。

それでは、次のキャラクターの考え方について聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 次の2つ目のキャラクターの考え方というものでございます。令和4年度におきまして、町制施行50周年記念を祝しまして、町内の小学校の子どもたちに3つの案を示させていただきまして、投票していただき、決定したものをPRキャラクター「ゆりはちゃん」として、令和4年11月3日のペガサスフェスタにて発表させていただきました。また、商工会では「上牧ぺたろう」を作製されておられましたので、この2つのキャラクターが様々な場所で上牧町のPRを、現在活動を行っているところでございます。

主な活動内容につきましては、令和4年11月3日に開催いたしましたペガサスフェスタ、令和4年12月1日、ちょうど施行50周年を記念いたしまして、メタセコイアのイルミネーション点灯式及び商工会による花火大会、また、令和4年12月10日、11日の町制施行50周年記念式典のパネル展、また、令和5年1月28日、29日におきまして実施されました大立山まつり等に参加させていただいているというのが現状でございます。

それ以外にもいろいろなところで活動はさせていただいておるんですが、今後におきましても、たくさんの方々が訪れるイベントにて、ゆりはちゃんと商工会の上牧ぺたろうが共演し、

来場者の方々がキャラクターたちと一緒に記念撮影をしている様子も見られ、これまでになかった形での情報発信方法が1つ増えたことになっております。今後も、商工会と連携協力しながらPR活動を行っていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） これからもぺたろうとゆりはちゃんをやっぱりコラボでPRしていくという形でいいということで聞かせていただきました。どうしてこれを質問するのかということなんですけども、大立山まつりに行ったときなんですけども、このときに上牧町が紹介されました。そこにぺたろうとゆりはちゃんがやってきて、一番にぎわっていたということ報告させていただきます。また、このときに上牧町が紹介されて、悲しいことに、ある人たちは「上牧町はどこにあるの」、そして別の人は「上牧町には何があるのか」、こういう質問をされたんです。なるほど、まだまだ知名度が少ないなということを感じたんですけども、本当にさっきの「民謡魂」でもそうですけども、これからいろんなことを積み上げていって、上牧町をPRしていくという方向でいきたいと思っておりますので、また、この上牧町のキャラクター、ぺたろうとゆりはちゃんとペアで考えていただきたいなと思うんですけども、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 今、両方を使つてのという部分でございます。それについては十分認識をさせていただいておりますが、場面場面等も、いろんな状況等もございますので、なかなか2つ一緒に出れないというような状況等もございますので、そういった部分は少しゆりはちゃんになってしまうのかなというところはあるかとは思いますが、十分、啓発に当たりましては、原則一緒に、商工会と連携しながら、協力しながらPR活動をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） よろしくお願いたします。それでは、次の質問、3つ目の、観光資源である片岡城跡でCGを駆使して片岡城を再現したが、どのように利活用していくのか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、本町下牧地区に存在する片岡城跡につきましては、本町における数少ない歴史的遺産の1つであり、今後の本町の活性化を考える上においては重要な資源であると考えているところでございます。このたび、片岡城復刻AR制作事業に際しまして、再現CGの監修をご担当いただきました滋賀県立大学の中井均名誉教授によります

と、片岡城は歴史的価値が極めて高く、国の史跡指定を受け得る可能性を有する貴重なものであるとの話をお聞きしたところでございます。しかしながら、当該整備を行う上におきましては、その前段階における取組として、専門家や町民を交えた協議会を立ち上げるなど、専門的見地からの意見や町民のニーズを十分に分析しながら進めていくことが肝要であり、加えて、財政面における影響も熟慮する必要があります。一定の覚悟を持って町として慎重かつ丁寧に進めていくことが必要であると認識をしているところでございます。

また、現時点におきまして歴史遺産及び文化財を所管しております社会教育課では、現在運用しております、先ほどご説明申し上げました片岡城復刻ARに関しましては、歴史ガイドボランティアによる来訪者団体に対する片岡城の案内に際して、ARの具体的な操作方法等を分かりやすく説明し、普及啓発を図るというソフト展開を行っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 内容は分かりました。皆さんも片岡城址に行かれましたか。ARを見にもそうやけど、あこに上がって見に行かれたかな。実は上がるとがっかりなんです。何も無いんですよ。だから、そのグループの人たちも今コキアとか植えてくれているんですけども、民有地と、それから町有地と混在しているというところがたくさんありまして、このことも影響しているのかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ちょっと聞き漏らしましたので、もう1回ご質問をお願いいたします。

○4番（牧浦秀俊） その上へ上がったときに、片岡城跡の跡、その中には民有地と町有地が混在していると思うんですけども、そのことが何か影響するという部分もあるんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご指摘の片岡城の本丸付近には町有地と民有地が混在をしている状況は認識をしております。今後の史跡としての整備を考える上においては、当然、民間所有者の方のご協力を得る必要があるとは思っておりますが、現時点において、民有地が所在をしているからといって、顕著な問題は現れていないのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 分かりました。もう1つなんですけど、伊邪那岐神社の南側から北側に

抜ける、あれはハイキング道なんですか、ハイキングロード、草刈りはしてあるけども、そんな整備はされてないと。あれも民有地やと聞いているんですけども、あれは笹ゆり回廊の1つに入っているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 笹ゆり回廊の一部と位置づけをしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） あれの整備とか、どういう具合になっているんですか。僕は最近見に行ったんですけども、入れるような状態じゃないと。笹ゆり回廊であるのであれば、どうにかしなあかんなど思っているんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今ご指摘の笹ゆり回廊については、滝川の遊歩道等もその中に入っております。当然、整備をされているところ、自然を残すところ、その辺のすみ分けを明確にさせていただいて、上牧町は歴史的な自然が豊富であると。また、片や、滝川の遊歩道についてはアスファルト舗装もされておりますので、要は都会的なコンテンツもあるというような、その辺の部分を総合的にアピールしていければなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当に片岡城跡共々、伊邪那岐神社、結構これは歴史価値の高いものだと聞いております。そやから、あの辺の整備というのをまたやっていただいて、観光資源として使えるようにしていただきたいと思います。それはお願いしておきます。

その次、4番目の片岡城跡でボランティア団体がコキアを栽培しているが、町ではどのように支えてくれるんでしょうかということなんですけども。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 令和3年度から、片岡城跡主郭部分の町有地にて、ボランティア団体片岡城址盛り上げ隊の方々によりコキア（別名ほうき草）を栽培していただいていることは承知をしているところでございます。なお、この取組につきましては、片岡城跡を広く知っていただくことを目的とした桜の植樹やのぼり旗の設置など、本町としての考え方や方向性に合致をするものであると考えているところでございます。今後、片岡城址盛り上げ隊の方々や本町歴史ガイドボランティアとの連携・協働により片岡城跡の付加価値を高めるとともに、広くその存在を内外にアピールしていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 本当にコキアをもし一面に植えると、馬見丘陵公園のように見栄えのある場所にできる。そして、こちらの片岡台団地の景色もきれいですし、こっち側の畠田の景色もきれいですので、そこに桜が咲いて、まだ桜は大きくなってないんですけども、コキアが一面にあってと。そしたら、CGを見て、上へ上がってきたらコキアがあるというような状況がいかなものかなと思っていました。現在、協働のまちづくりの公募のお金と、それから会員の年会費でやりくりをやっている状況なんです。まだ1年目なので、なかなかコキアの栽培もうまいことってないです。そやから、この辺がまた町でも協力していただけないかなというように思っているんですけども、令和元年度より森林環境譲与税というのがあったと思うんですけども、また課が違うんでしょうか。令和6年から森林環境税がプラスされて、個人住民税の均等割で、県民税が年に1,000円、町民税が年に3,000円が始まります。この辺も加味していただいて、片岡城跡とあの辺の辺りの整備環境というのをやってもらえないかなということなんですけども、その考え方はどうでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 私が税務課長をさせていただいたときに、森林環境税の部分が今度住民税に上乗せをして課税をされて、その原資を基に各市町村に交付されているというふうに承知をしております。片岡城の整備、当然、先ほども説明をさせていただきましたとおり、民有地も含まれておりますので、その辺、民有地についてはアプローチが今現時点ではやれないということもございます。町有地の中での活用の在り方について、当然、この片岡城は史跡でございますので、いたずらに無秩序に開発をするということができませんので、その辺、今後の課題ではあるんですけど、発掘調査等をして、影響のない部分について、そのような形で森林環境税の譲与税、交付金を活用しながら、まちづくり推進課との連携の中で事業を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） ぜひともお願いしたいと思います。次の5番目に行くんですけども、黒カレーと片岡城跡というのは本当にニオイチみたいなどころがありまして、やっぱり春ちゃんの黒カレーということからすると、観光資源とまちおこしと、これが一体になっている象徴だと思っているんです。この辺の考え方を、例えば、それと、笹ゆり回廊と滝川河川敷と、これを加味して、町ではどのように考えておられるか聞かせてください。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員おっしゃいました春ちゃんの黒カレーにつきましては、片岡城を築城した片岡氏、片岡国春、片岡春利氏の名前から取り、上牧町の様々な魅力を広く知ってほしいという願いを込めて町長が名づけをされたものと聞いております。このような経緯もあり、町長自ら機会あるたびに率先してPR活動をされているなど、町長の春ちゃんの黒カレーに対する思い入れは大きいものと担当職員としてはいつも感じているところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、片岡城跡の存在を広く内外にアピールする上におきましては、黒カレーとの結びつけのみならず、町が植樹をした桜、のぼり旗、片岡城址盛り上げ隊などにより栽培をさせていただいているコキアをキーワードとして結びつけることにより、先ほど答弁いたしましたとおり、片岡城址の付加価値を高め、町の魅力向上につなげていければというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 5番、6番続けて言ってくれはったようなもので、本当に感謝いたします。そして、本当に先ほどから部長がおっしゃるように、町長が本当にほかのところでいろいろ言ってくれてはるおかげで、やっぱりほかの町長も「黒カレー、どうや」というように聞いてくださいます。そやから、本当にそういうことというのは、一人一人が上牧町の魅力を発信していくという形においては、本当に先ほどのNHKのあれと一緒になんです。今まで何もなかった上牧町にキャラクターができました、NHKの「民謡魂」がやってきました、黒カレーがあります。こういうことが一つ一つつながって、上牧町の知名度をまだまだ上げてくると思うんです。この辺、またいろいろと皆さんよろしく願いいたします。

この問題については、私の質問はこれで終わります。

○議長（吉中隆昭） 牧浦議員。

○4番（牧浦秀俊） 2番目の上牧町の小・中学校の事業状況についてなんですけども、これは不備がありましたので、今回は取り下げさせていただきます。次、またよろしく願いいたします。

私の質問は以上です。これで終わります。ありがとうございます。

○議長（吉中隆昭） 以上で、4番、牧浦議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後3時40分。

休憩 午後 3時26分

再開 午後 3時40分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇

◇上 村 哲 也

○議長（吉中隆昭） 次に、3番、上村議員の発言を許します。

3番、上村議員。

（3番 上村哲也 登壇）

○3番（上村哲也） 3番、上村哲也です。議長に発言の許可を頂きましたので、通告書に基づき質問させていただきます。

その前に、この春ご卒業の皆さん、ご家族の皆さん、ご卒業おめでとうございます。まだまだ世知辛い世の中ですが、まだまだ捨てたものではないと思います。しんどいとき、つらいときは前進しているあかし、つらいとき、悩んだときは成長しているあかしです。何事にも負けず、しっかり頑張ってください。

それでは、質問に入らせていただきます。私は次の議会に存在するかどうかまだ分からないもので、しっかりと爪痕を残したいと思い、私の中の言っておきたい、発言しておきたいことを3点質問させていただきます。

まず1つ目、上牧町でスポーツやあらゆる競技の功績者、功労者への配慮について。質問の要旨です。1番、1つ目、今現在、本町のスポーツ団体、もしくは様々な競技の各種大会の成績などの結果の確認方法は。2つ目、功績者に対しての本町の対応はどのようなことをしておられるのかお聞かせください。3つ目、住民の方々にもっとスポーツや競技に興味を持っていただくために、何かのついでではなく、年一、二回、表彰式などを決まった時期に行い、町のイベントとしてしっかりと盛り上げられないものか。

大きな2つ目、子どもたちのスポーツ離れの傾向について。この質問は、先ほど遠山議員からバトンも受け取りまして、かなりのプレッシャーですが、頑張っまいます。私は少し違う方向から、角度からの質問をしようと思います。1つ目、現在の子どものスポーツや運動に関わる時間が減少傾向にあるようで、その結果は目で見て分かる状況となってい

ますが、本町の対策はどう考えているか。2つ目、あらゆる分野のスポーツ少年団やクラブチームへの入部志願者へ助成金または支援金などを考えてみてはどうか。

そして、大きな3つ目。がん患者等への支援について。令和3年3月議会の一般質問で、がん患者等の社会復帰への支援等について質問させていただきました。そのときの質問を一部読ませていただきます。「がんは、1980年以降、死因の第1位を占め続ける国民病でありますが、その病状や治療に伴う副作用、後遺症に関する悩みのうち、外見の変化をはじめとした身体的、精神的な負担とともに、社会生活上の不安を抱えている方も多くおられ、治療を受けながら社会復帰を希望される方も多いことも事実です。上牧町としては、現在、社会復帰の支援としてどのような支援があるのかお尋ねします」と質問させていただきました。この質問は、令和4年12月議会で、東議員が実体験を基に、切実な思いで追従してくださいました。答弁でも「近隣の状況を見ながら前向きに検討したい」とありましたが、今現在、本町はどこまでお調べになって、どのように考えているのかお聞かせください。

以上です。再質問は質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） それでは、まず初めに、全国大会などにおける各種競技に関わる成績や結果の確認方法について回答をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 全国大会などの出場に際しての成績などの結果確認につきましては、原則といたしまして、本人もしくは保護者からの自己申告によることとしているところでございます。

また、功績顕著な方で、いわゆるネット等で報道される場合はありますので、その部分については、スポーツ振興係のほうで、当該競技で上牧町の住民が出場しているときとかについては注視をしているという状況でございます。

○3番（上村哲也） それでは、次に、全国大会などへの出場者に関わる情報把握について回答をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 全国大会等への出場者に対しましては、当該出場選手への激励の意味を込めて、町として補助金の支出を行っているところでございまして、当該補助金の申請におきましては、該当者におきまして、該当者の情報の把握はできておりますので、表彰に際しましてもその情報を使うなど、表彰式の案内などに活用しているというのが現状でござ

います。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） 待つ側ではなく、補助金の書類の提出に期間等の時期などを細かく提出していると思うんですけども、大会概要とかパンフレット等ね。こちらからの連絡じゃなく、町側がどうでしたかという問いかけはできないものでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 全国大会に出場される場合については、それまでに補助金の申請がございまして、担当者でその辺の結果の確認とかはこちらから積極的に行うということも十分に可能だと思いますので、その辺の部分については職員に徹底をさせていただいて、受賞の方が気持ちよく表彰式に臨んでいただけるような体制はつくっていきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） 頼もしい答弁ありがとうございました。

それでは、2項目めの質問のスポーツ功労者に対する本町の対応について回答をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 従前は、町民体育祭においてスポーツ功労者の方々に対する表彰を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、町民体育祭そのものが中止を余儀なくされたため、3年間は表彰式を行うことができておりません。

なお、コロナ禍以前は、町民体育祭が雨等で中止になった場合にあっても、その後に行われますペガサスフェスタの舞台発表等を活用させていただいて表彰式を行っていたという経緯もございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） それでは、3項目めの質問のスポーツ功労者に対する表彰式について、本町の考え方やあるべき姿という観点から答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） スポーツ功労者に対する表彰につきましては、議員が壇上でもお述べになられた、スポーツや競技に興味を持っていただくための機会となり、加えて、表彰を受けられる方にとっての励みとなることや、また、大きいくりで言いますと、本町のスポーツの振興、活性化につながる取組であるというふうに認識をしているところでございます。

また、当該表彰は、スポーツの祭典である町民体育祭において行うことが最も適切であるという考え方を持っております。しかしながら、町民体育祭を取り巻く現状といたしましては、参加町民等の減少に加え、各自治会の参画や協力が得られにくい状況になっていることは明らかなことをごさいます。次年度、令和5年度におきましては、町民体育祭の在り方やプログラムの内容、併せて名称等についても検討を行うこととしておりますので、その中で当該表彰式の在り方についても検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。体育大会の在り方とか等もいろいろ難しいと思いますけど、よき方法に検討をよろしく願いいたします。

それでは、次に、スポーツ功労者に対する表彰式の定期的な開催とその定着に向けた取組について回答をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご提起のとおり、何かの行事に付け足して実施するというのではなく、決まった時期における開催を定着させるとともに、町のイベントとして盛り上げることによってスポーツの振興を図っていくということにもつながるものと考えておりますので、その辺はしっかりと、先ほど申し上げました町民体育祭の在り方と同時に検討をさせていただいて、この時期になると必ずこういう表彰式があるということが一定町民の皆様方に定着するように取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

なお、本年度につきましては、今月26日日曜日に開催を予定しておりますさくら祭りにおいて、表彰をすることができておりません過去3年間の表彰を同時に行うこととしておりますことを併せてご報告申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。さくら祭りのときに3年間の表彰を行っていただけということで、待ちに待った方もおられると思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。これを機に、しっかりとしたイベントとして、上牧町が盛り上がっていくよう願っております。

それでは、子どもたちのスポーツ離れの傾向について。2つ目ですね。まず、本町における子どものスポーツ離れの状況について答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 議員ご指摘のとおり、子どものスポーツ離れにつきましては、さきの遠山議員の質問に対しても答弁をさせていただいたところでございますが、本町におきましても、少子化やスポーツ系の電子ゲームの普及、加えて、学習塾や各種習い事の兼ね合い等により、一定進んでいるものと認識をしているところでございます。また、そのような事態を解消する一助となる取組が、スポーツ少年団の充実、活性化であるとも認識をしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 上村議員。

○**3番（上村哲也）** ありがとうございます。それでは、次に、少し視点を変えて、町内小・中学校における子どもの体力や運動能力と運動習慣などの現状を、把握しておられる範囲で結構ですので、説明をお願いいたします。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 議員お尋ねの町内小・中学校における子どもの体力や運動能力、運動習慣などの現状につきましては、例年実施をされております全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を基に、その概要を説明させていただきます。当該結果に見る限りにおきましては、国・県との比較において、一部平均を下回っている項目がございますが、本町において、学校教育のアプローチにおける体力・運動能力については深刻な状況には至っていないものと認識をしております。

ただ、子どもたちが学校から帰って、もしくは土曜日、日曜日における活動については、先ほど議員ご指摘のとおり、スポーツ少年団の団員数の減少等もありますので、その部分の取組については、今後強化を図っていく必要があるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 上村議員。

○**3番（上村哲也）** データではそうかもわかりませんが、僕が幼い頃からの状況と比べると、明らかに体力が低下していると思われれます。今さらその時代の体力は不可能やと思いますけども、少しでも元気な子どもたちが育ってほしいと思います。

それでは、次に、スポーツ少年団等に対する支援の在り方について、まず、現在の補助または支援制度について答弁をお願いいたします。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** スポーツ少年団等に関わる現行の補助制度についてご説明をさせていただきます。当該補助制度といたしましては、町内在住で、スポーツ少年団に係る7件に

登録をされている団員には1人1,400円、上牧町の登録のみの団員につきましては1人800円の補助金を交付させていただいているところでございます。

○3番（上村哲也） 分かりました。それでは、次に、スポーツ少年団等への入団志望者に対する助成金もしくは支援金に対する考え方や方向性について答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご提案のスポーツ少年団やクラブチームへの入団志望者に対する助成金もしくは支援金につきましては、本町におけるスポーツ少年団等の充実、活性化を図る上においての方策の1つであり、用具の調達、例えば野球でしたらグローブとかになってきますが、その部分の調達に際しての初期段階において保護者負担の軽減を図るということからすると、有益な取組であるというふうに認識をしているところでございます。

ただ、この部分については財源が伴ってくる話となりますので、今後、当該入団に際して、助成金もしくは支援金に係る保護者等のニーズの分析や費用対効果についての検討を引き続き行い、他団体の実例を調査研究しながら、そのあるべき方向性を適切に見極めていきたいというふうに考えておるというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。少し前向きな答弁で、うれしく思います。やはり、今、経済的に苦しい家庭も多くあると思われまます。その中で、子どもにさせてあげたくてもさせてあげられない状況の中、少しでも頼もしい、そういう部分があれば、保護者の財布のひもも緩んでくるのかなと思われまます。

そこで、1つ案として言っておきたいんですけども、それは、例えばスポーツ振興クーポン券のような券で町外の子どもたちに配ってみると、またそれを使いたくなる状態になるのかなと思うので、お考えいただければどうかなと思うんですが。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご提案のスポーツに特化した内容のクーポン券、これについては、当然、スポーツ少年団のみならず、中学校のクラブ活動においても、子どもたちが活動する上において、いわゆる消耗的な部分も多数あると思いますので、その部分については、一定、住民の方、子どもたちの思いを含むと、ニーズは高いのかなと思っております。この部分についても検討させていただいて、家庭的な状況でクラブ活動ができないとか、スポーツにいそむることができない子どもたちについては、積極的な手を差し伸べる必要があるということは認識をしておりますので、そういうようなことを解消する1つの方法として今後

検討していければなというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。検討していくとの言葉を聞いてちょっと安心しました。よろしく願いいたします。

それでは、2つ目、ありがとうございました。

それでは、3つ目、答弁をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） それでは、3つ目のがん患者等への支援についてというところで、現在、本町でどこまでお調べになって、どのように考えているのかというところでございます。ちょうど上村議員には2年前に一般質問していただき、その時点では、奈良県下では三郷町のみが乳房パッド購入助成を実施されているところではございましたが、現在、また、三郷町のほかにも、五條市、大和郡山市、明日香村が上限2万円から3万円の設定で購入費助成を実施されていると承知をしているところでございます。また、この令和5年度からも、新たに4つの自治体が助成を開始されるようにも聞いておるところでございます。

そして、奈良県において、県の新年度予算の新規事業といたしまして、がんとの共生に向けたアピアランスケア支援事業として240万円を予算計上されておるところも承知をしておるところでございます。これの内容につきましては、購入費助成を実施している市町村に対して県が事業費の2分の1を補助するという支援制度になると、現状このように聞いておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。じわじわと前向きなのが伝わりました。県はもとより、上牧町独自としても検討していただけたらありがたいなと思います。

ここで、町長のお考えを聞かせてもらえますか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長から説明をさせていただきました。県の状況等もございまずので、上牧町としては当初予算には組んではおりませんが、その状況をしっかりと見定めながら、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（吉中隆昭） 上村議員。

○3番（上村哲也） ありがとうございます。町長から積極的という言葉が聞けたので、僕はこれ以上言葉はありません。よろしく願いいたします。

僕の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、3番、上村議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 4時02分

令和5年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第3号）

令和5年3月16日（木）午後1時開議

第 1 一般質問について

10番 石丸典子

1番 康村昌史

7番 富木つや子

2番 東初子

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	建設環境課長	武安康至
住民保険課長	和田暁	生き活き対策課長	林栄子
こども未来課長	寺口万佐代	文化振興課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇石丸典子

○議長（吉中隆昭） それでは、10番、石丸議員の発言を許します。

10番、石丸議員。

（10番 石丸典子 登壇）

○10番（石丸典子） 10番、日本共産党の石丸典子です。今期最後の一般質問をさせていただきます。今回は4点ですが、まず1点目、国民健康保険税について。2点目、指定管理者による公の施設の管理について。3点目、歩道の補修計画について。4点目、河合町清掃工場の黒煙についてです。

まず1点目ですけれども、国民健康保険税について。国民健康保険税は2024年、令和6年

度に完全統一されます。基金の活用と保険税の軽減をお伺いするものです。

2つ目、指定管理者による公の施設の管理について。上牧町公民館設置条例では、分館として庁舎西館、その他12の公民館が設置をされております。このその他12の公民館は、片岡台1丁目、片岡台2丁目、南上牧、松里園、桜ヶ丘、米山台、金富、葛城台、滝川台、友が丘、緑ヶ丘、下牧です。それぞれ自治会が運営し、指定管理者として町が委託をしているものです。公民館等は、多数の住民に対して均等に利用されることを目的に設置されています。地域によっては、運営に大変な苦勞があります。特に、このコロナ禍で利用者が減って運営が大変であったり、利用料の返金等到大変苦勞があったようにお聞きをしております。この中で、業務の効率化を図るためのデジタル化（利用者登録、スマートフォン申込みなど）が検討されており、平等利用の確保やセキュリティーが心配されているところです。町の見解をお伺いいたします。

3つ目、歩道の補修計画について。令和4年度に歩道補修の現況調査が実施をされました。予算額440万円で、町内全域28キロにおいて調査が行われております。令和5年度の当初予算では、これに対して、具体的に設計の委託料が計上されたところです。河合町内の釘池公園に面する歩道の整備についてお伺いいたします。

4つ目、河合町清掃工場の黒煙について。この問題は昨年の12月議会で取り上げましたけれども、その後の対応をお伺いいたします。

以上の項目です。再質問につきましては質問者席から行わせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それでは、順次、答弁のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） それでは、1点目の国民保険税についてでございます。まず、国民健康保険につきましては、平成30年4月から国民健康保険制度が変わり、奈良県も保険者となり、市町村と共に国保の運営を担い、財政運営の責任主体となり、国保運営の安定化が図られております。また、同じ所得、同じ世帯であれば、県内どこに住んでいても保険料水準が同じとなることを目指し、令和6年度には保険料水準の統一化が行われるなど、加入者の負担の公平化が進められているところでございます。上牧町の令和5年度の保険税につきましては、上牧町保険料方針に基づき、4年度の保険料率を据え置いた税率となっております。

ご質問の統一後の基金の活用につきましては、引き続き人間ドック等助成などの保健事業の財源として活用していきたいと考えております。また、国民健康保険事務費納付金に不足が生じた場合につきましても、財政調整基金を充てて納付させていただきたいと考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 先日の予算委員会でもこのような内容はお聞きしたところですが、当初の上牧町の保険料方針では、統一される来年、2024年度で保険料の引上げが行われることになっておりますけれども、この引上げ率が4.3%ということで大きな率になりまして、統一時は基金の活用がないということで、保険料の引上げが4,564円ということで、当時策定されました上牧町の運営方針ではそのようなことになっておりますけれども。

この中で、当初は、計画時には基金残高が約5億というふうな試算で行われておりましたけれども、先日の予算委員会では、この基金が3億ということで、かなり減ってきております。それで、基金に対する考え方については、保険給付費の10%ぐらいを残しておきたいというご説明もありました。2億ぐらいは残されるということで、あと、医療費の納付金への対応ということでお聞きをしているんですけれども、国保の県単位化で一番力が入られるのは、医療費の削減というところと徴収の強化ということで、これがまずされると思います。

医療費の削減のためには、やはり人間ドック等のそれぞれの保健事業が大切だということでは十分分かってはおりますけれども、この物価高で、住民負担を軽減するという観点からは、なるべく保険料を抑えていくということで、必要な方が医療を受けやすいような保険料にするという観点で、社会福祉の観点ということが大変重要になると思いますけれども、県統一化でその辺はなかなか独自の施策が行われないということですが、その点はどうですか。今後もそのような見通しでしょうか。運営方針は6年間のを立てられましたけれども、当初、3年ごとに見直しが行われるというふうな予定がありましたけれども、今後、県の国保運営方針の見直しはどうですか、ありますか。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） まず1点目にお聞きしている部分につきましては、統一後の保険料の軽減の部分でお聞きだと思われまますので、軽減の部分でお答えさせていただきます。統一後の保険料の軽減につきましては、被保険者の保険料負担の公平性を図るために、保険料等の減免基準は県内統一化されることとなります。それに伴いまして、上牧町独自で保険料の軽減措置、また減免といったことはできないということになったということでございます。

す。

それと、2点目の奈良県の国民健康保険運営方針につきましては、今、議員おっしゃられましたように、3年ごとに見直されます。そういうことで、令和5年11月頃に見直しの予定になっております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） この見直しについては、保健事業等、どういう内容でしょうか。具体的に軽減とか減免とかの規定が変わるというものではないということでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） この部分につきましては令和2年11月、令和3年度から実施されました前回の奈良県国民健康保険運営方針がございます。この部分を見直しされまして、令和6年度からの国保運営に活用していくという部分がございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 上牧町では、令和元年と令和2年に限って、子どもの均等割の減免を特例措置ということでされたんですけど、これは期間限定ということだったんですけど、その後、令和4年度は未就学児までの均等割が半額ということで、少し軽減が進んでいるわけなんですけれども、保険料の減免等につきましては、国民健康保険法の第77条で、市町村は、条例または規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、またはその徴収を猶予することができるということで、この国保の77条の条例を活用して、子どもの均等割を条例によって減免するということは地方自治体の判断でできるという規定ですので、その辺は、県が運営方針ということで決めていますけれども、地方自治体としてこれは活用できるものだという、厚生労働省からの事務連絡の中で、そういう内容が読み取れるものですけれども、これは特定の対象者にあらかじめ基準を設けて減免を行うことは、明確に法令違反とは言えないものの、適切ではないということで、政府の意見とか解釈が広く、このことでできませんというふうに自治体も言われているわけなんですけれども、この国保法に基づいた地方自治体としての減免は可能だと思いますので、その辺をしっかりと町としても活用いただくなり、また県にも申し入れていただきたいと思いますけれども、それはいかがですか。

費用にしたら、上牧町で子どもの均等割の減免が行われたのは、予算で、年間で約900万ぐらいだったと思います。その後、未就学児の均等割、半減ということで制度が拡充してきておりますけれども、この辺はやはり子育て支援策ということと、あと、国民健康保険に限っ

て人頭割の課税がされるということで、特に子どもの数が多ければ多いほど負担が多くなるという観点で、町独自の施策として、この減免をぜひ設けていただけるように検討していただきたいのと、県や国にもぜひ要望をしていただきたいと思いますが、この点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 住民生活部長。

○住民生活部長（山下純司） 子どもの均等割部分の減免につきましては、確かに2年間、上牧町で実施させていただきました。その後、県との調整もありまして、県単位化が進むということで、そういう部分につきましては、県内被保険者の負担、公平性を図るために、上牧町だけでそういった部分をするというのはちょっといかなものかということで、できなくなったという経緯がございます。そういった点から、独自ではできないというふうには考えております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 本来なら国の制度で改正をされるべきですけれども、自治体の判断で、法律の範囲内で、また決められた枠組みの中で、地域の実情とか予算の範囲で工夫は幾らでもできますというのが地方自治の役割です。ましてや、国民健康保険においては保険者が上牧町ですので、県単位化ということで、全てもう県の方針どおりであったら、上牧町の役割というのは、ただただ徴収強化と医療費削減というところになりますので、その辺は十分検討して、住民負担軽減、子育て支援の観点から、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

今朝、ある新聞で見ました憲法学者の小林 節さんの言葉ですけれども、地方自治は、国政が法律や予算で決めた枠組みの中で、地域の実情と実力に応じて福祉を具体化することなんですということをおっしゃられまして、昨日の今中町長の発言の中でも、町独自の施策をいろいろ進めていきたいということをおっしゃられましたので、法律の範囲内でできることは、やはり町としてしっかり判断をして、声を上げていただきたいと思ひます。また、こちらからも、県や国の制度となるようしっかり運動もしていきたいと思ひますので、今後またよろしくお願ひいたします。国保の件は分かりました。結構です。

では、次の項目をお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、次の項目でございます。議員がご憂慮いただき、質問をさせていただいております内容のうち、まず公民館の使用申込み等に係るデジタル化に関しての平等利用の確保という観点から回答申し上げます。

公民館の使用に際しましての利用者登録やスマートフォン申込み等のデジタル化につきましては、ご利用いただく方への利便性の向上や業務の効率化を図る目的からは有益なものであるというふうに、まずは認識をしているところでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり、公民館の平等利用の観点からは、公民館をご利用いただく方の中には、高齢者の方やスマートフォンをお持ちでない、もしくはその使用に不安がおありの方も少なからずおられるということから、その運用に際しては一定の課題があるものと認識をしているところでございます。

また、公民館における使用申込みに係るデジタル化に関しまして、町といたしましては、基本的には各自治会の自主性を尊重しながら、その考え方については最大限支持をするというスタンスではございますが、デジタル化の移行に際しましては、つぶさに完全移行ということではなく、一定の期間においてはデジタルによる対応と従前の対面による対応を並行して行っていただくなど、一定の配慮は必要であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 現在、指定管理として契約をされておりますけれども、この委託期間は、現在の公民館等運営のところはいつまでになっていますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 指定管理の期間につきましては、それぞれ統一的なものはありません。基本的には5年間を限度として、各自治会のほうに指定管理をお願いしているというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） それぞれの公民館の使用のされ方については、集会場的な役割、自治会等、集会に主に使われているところと、本来の公民館としての役割と、ちょっと混ざっているところもあると思います。地域によったら、ちょっと離れたところであって、いろんな方が使われているということで、本当に運営が大変なところもあると思います。そのお世話をする人がもうないんだとまで言われるところもあるんですが、そういうところは、拒否されたら町が運営されますか。自治会で全て面倒を見てくださということにならない場合。

例えば、具体的に言いますと、桜ヶ丘の場合は、桜ヶ丘公民館ということで3町の公民館として、東グラウンドの端っこにあります。桜ヶ丘1丁目であるとか3丁目の方の自治会の集まり等は憩の家が使われていて、なかなか本来の集会施設的な使われ方はされてないんで

すね。公民館ということで、いろんな趣味であるとか、スポーツであるとか、シルバークラブは憩の家かも知れませんが、子ども会とかそういうことで使われていますので、とてもそこまで、ちょっと異例の形ですね。場所もちょっと離れていますし、異例の形ですので、もう自治会としてよう運営できないという場合は、町が運営されますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 一定の方向性として、各自治会に指定管理をお願いしているというのが現状でございます。ただ、今、議員おっしゃいましたとおり、かなり管理面において苦慮していただいているというような、桜ヶ丘地区のみならず、ほかの自治会からも聞いておるところでございます。公民館の設置目的は、基本的には身近なところで管理運営をしていただくことによって、当該地区の方々の利用を促すという趣旨で指定管理をさせていただいているという経緯がございますので、それぞれの自治会での困り事については、公民館を所管しております文化振興課のほうにおっしゃっていただきまして、町として、地元の自治会の方々と情報共有、課題の共有をさせていただきつつ、現行の指定管理という形については堅持していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 住民の方々の協力で、地域の施設を使いやすく使っていただくという趣旨はよく分かっております。

指定管理ということで、公民館を運営する側が行うのは、利用者の料金を自らの収入とするということで、それで使用料金を設定する、あと、使用許可を行うということなんですけど、使用許可を行ったり、申込みを受け付けたりするところが、やはり多数の住民に対して均等にというところで、はっきり言いまして、スマホでLINE登録とか、なかなかできない方もありまして、説明会、行かせていただいたんですけども。そういうところで、やはりスマートフォンであるとかLINEとかで対応できない方は、どうしても申込みができないというところについては、やはり多数の、どなたでも利用できる、特に高齢者とは限りませんが、なかなかふだん使っておられない方は利用しにくいということで、代理の方で申込みをしていただくとかいろいろありますけれども、本来の誰でも使えるという立場からすると、少し変わってくるのかなと思いますので。その辺はやはりしっかり、町の施設がありますので、管理はそれぞれの自治会であっても、町としてのその辺の対応も、また助言もいただきますように。いろいろ工夫して行われているのは、それぞれの地域でよく分かっているんですけど、どうしても排除される方もありますので、あらかじめ登録をしておくだ

とか、いつが空いているかなかなか分からなくて、全部デジタルで、画面で行うということであれば、本当にいつ空いているのか分からないということ等があったり、いろいろ問題も出てきておりますので。地域によってはいろいろ試行錯誤で、より利便性を図るということで、なるべく人の手をかけないようにということで行われているんですけども、その辺はやっぱりよろしく周知をしていただきたいと思います。

町が直接運営していたら、すぐにそんなことにはしないと思うんですけども、指定管理ということは、公民連携ということで民間になりますので、やはり効率を重視されてきますので、なかなか役場的な考え方ができなくて、より効率化ということで、便利なようにということが優先されますので、その辺を大変心配するところです。しっかり準備期間を設けるであるとか、また変更されるということは、その旨を私のほうからもまた申し上げたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員のご指摘、そのとおりだと思っております。こと桜ヶ丘地区につきましては、鍵の開け閉め、保管についてかなり支障があるんだというふうに担当課のほうに相談にもお越しになりました。そのことを打開すべく、今回の形を構築されたということでございますが、先ほど私、答弁させていただきましたとおり、基本的には自治会の会員の皆様方の考え方の取りまとめという形での説明会に至っているのかなとは認識をしておりますが、その辺、対応に苦慮するという場面があるのであれば、基本的には自治会の主体性を尊重するのですが、その部分については町としての意見、誰にも使ってもらう従前の形も並行で行う等の意見という形で、自治会には伝えさせていただきたいというふうには考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） よく分かりました。それでは、この2つ目の項目は結構です。ありがとうございました。

次、歩道の補修計画についてお願いいたします。今回、写真の画像を用意しているんですけども、釘池公園のところの歩道。まずそれを映し出させていただきました。3枚あります。お答えいただく前に、ちょっと説明をさせていただきますね。

まず1番目ですけども、この上の部分が西側になります。右側が北で、木のあるあたりが釘池公園のところになります。下の方向が東で、左が南になります。私が今回言っております釘池公園に面する歩道というのは、この北側、右側のところの歩道のことを今回、質問

の項目で挙げているところです。

では、2番目の写真をお願いいたします。これはもうちょっとおかかり橋に近づいたほうですけれども、木の根っこがこのように歩道の半分以上までぐっとうっているところです。

3番目の写真をお願いいたします。これがおかかり橋に一番近いところの木ですけど、これ、ほとんど歩道じゃない状態で、人が通れるところは20センチか30センチぐらいのところなんです。ここは上牧町の歩道ですけれども、もうすぐ河合町の敷地になるので、はっきり言って上牧町民はなかなか通行されていない、少ないと思います。散歩に行かれるぐらいです。住宅も、ちょうど釘池公園に面していますから住宅はありませんが、もうちょっと東のほうは、木は全部伐採されているところです。この整備を今回お伺いするものです。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず、本町が管理いたします路線の歩道に関しまして、計画的な修繕を行っていくに当たりまして、歩道維持修繕計画策定業務を今年度、令和4年度に実施させていただきました。目視による路面の性状調査及び評価を行いまして、その結果を基に各種条件を勘案した整備優先度を決定し、歩道の修繕に向けた基本方針を策定したところでございます。

令和5年度に修繕に向けた詳細設計を予算計上させていただいております。これにつきましては、桜ヶ丘1号線、5号線、12号線の歩道の一部と濁明星線、そして北上牧三軒屋線の一部の詳細設計を予定しているところでございます。

そして、今、議員ご質問の要旨にもありますように、釘池公園に面する桜ヶ丘2号線の歩道整備につきましては、次年度、令和5年度の設計路線には入っておりませんが、修繕計画の優先度が上位に位置する部分でございますので、次のタイミングで実施できるものと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 令和5年度の予算でも、220万円の一般財源で、歩道補修の測量設計ということで委託料が計上されて、今、説明がありましたように、桜ヶ丘の西名阪沿いなど6か所と、あと北上牧の2か所ということで、資料でも出していただいて、予算でも説明があったかと思っておりますけれども。

歩道の現況調査結果が今年度末にできるということで、これをぜひ公表いただいて、この調査結果とともに計画も一緒に策定されているんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 先ほど先ほど申しましたように、整備の優先度の順位づけをさせていただいておるといふことでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 歩道や道路整備への住民さんの要望は非常に多いんです。どこが先かということ、何でということ、強く言ったところが先にされるのかとか、そういうふうな声もありますので、ぜひこの調査結果と整備計画の公表を広報などでお知らせいただくというのはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） お知らせすることはやぶさかではないんですが、ただ、お知らせすることによって、上から順番に工事をしていくというものでもない部分もございます。当然、優先度が高いところから工事という部分はあるんですが、ただ、緊急的な話もあって、下位の順位のものも上位に上がってくる場合もそれはあるかと思うので、ある程度、順位は公表することは問題ではないかと思うんですけども、順番どおりに工事が実施されるものではないというのもしし添えた上での公表といいますか、そういうところの話は可能かなとは思っておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 調査結果と整備計画ということで、この点が整備の対象地域ですというふうなことの公表はできるということですね。決して順番ではないということなんですね。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） はい、そのとおりでございます。

○10番（石丸典子） 釘池公園に面する歩道ですけれども、これにつきましては、通行量とか利用者の観点からいうと大変少ないかもわかりませんが、両方に歩道がある道路で、その桜ヶ丘2号線というんですか、あの道路は。あの道路は車のスピードが大変早くてということ、河合町の高塚台の、隣接する住民さんから、速度規制をしてほしいというふうな要望があるというのを河合町の議員からお聞きをしたことがあったんですけども、警察にその旨申入れをされたら、両方に歩道がある道路については、制限速度は50ですというふうに言われたというんですね。ところが、歩道というふうな状態ではなく、木が植わっているだけの道路ということもありますし、やはりそれだけ車の交通量が多い、スピードを上げているというところでもありますので、町の歩道になっておりますので、なかなか上牧町の

方が通ってないではないかというのではなく、そういう境界線のところが一番いろんな整備が遅れたりとか問題が起こったりしますので、やはりちゃんと整備をしていただきたいと思っています。よろしくお願いします。

去年の予算委員会の中でも少しこの部分は言わせていただいて、毎年毎年調査ばかりしているではないかとか、桜の木を伐採したところを優先的に道路整備するべきで、わざわざまた調査をするんですかというふうなことも言わせていただいたんですけど、歩道整備のための樹木の伐採をされたら、次は道路整備という形で流れるべきだと思いますので、そういう方向でぜひよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

また町民の方への広報なども、こういう調査をして、こういうところで歩道の補修整備をしますということでお知らせいただけたら、また町の広報もより見ていただけたと思います。一番関心の高いところですので、そういうところでぜひお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

では、最後の河合町の清掃工場のところをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、河合町の清掃工場の黒煙についてのご説明でございます。建設環境課では、河合町の清掃工場の煙突の状況確認を行った際に、黒煙を確認した場合には、その旨を報告し、改善するよう連絡することとしております。また、奈良県の廃棄物対策課によりまして現場調査、確認が12月初旬に実施されたと伺っておるところでございます。

そこで、当町といたしましては、昨年12月議会で石丸議員より問題提起された部分について、これを受けまして、令和5年1月4日付で河合町に要望書を提出させていただいております。その内容といたしましては、河合町清掃工場煙突から排出される日中の黒煙及び浮遊物の解消と対策方法の提示。そして、2つ目として、河合町清掃工場における大気汚染調査の結果の開示を要望させていただきました。そして、同月の19日に書面により河合町より回答を得ております。その回答といたしましては、まず1つ目として、周辺住民に影響が及ばないように焼却施設整備点検等及び適切な温度管理のさらなる徹底を図ることと、2つ目の大気汚染調査結果につきましては、年2回町内2か所で大気汚染調査を行っており、今年度については2月中旬に行いますという回答でございました。具体的には、その後、河合町清掃工場において改めて職員の意識向上、そして整備点検の徹底を図っているということをお伺いしております。また、大気汚染調査結果につきましては、今年度は

2月15日から16日に実施されたということで、結果は4月以降に河合町のホームページ上で掲載するということを伺っております。

○議長（吉中隆昭） 石丸議員。

○10番（石丸典子） 早速文書で、新年早々申入れを頂いたようで、ありがとうございます。

私たちが、河合町と上牧町の共産党議員団で、河合の清掃工場に1月27日に申入れをさせていただいて、いろいろお聞きをしたところですが、なかなか対応が難しいというか、やはり温度が下がってくると黒煙が出るということで、状況をお聞きしたところです。

最近は少し減ってきております。お昼前とか夕方に、毎日ではないですが、色のついた煙が出ていることがありますけれども、改善されてきているのかなと思いますけれども。煙突の下のところ、住宅開発が今、家がたくさん、あつという間に建ちかかっておりますので、余計気になるところもありますが、今後またしっかり注意していきたいと思います。大気汚染調査の結果は4月ということですので、またお知らせいただきたいと思います。早速対応いただきまして、要望いただきましてありがとうございました。またよろしく願いいたします。

以上で全て質問を終わりましたので、私の一般質問、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、10番、石丸議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は13時50分。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 1時50分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇康 村 昌 史

○議長（吉中隆昭） 次に、1番、康村議員の発言を許します。

1番、康村議員。

(1番 康村昌史 登壇)

○1番(康村昌史) 1番、自由民主党の康村昌史です。議長の許可を得ましたので、一般質問を行います。

私の一般質問の質問事項は、ペガサスホールの有効活用とふるさと納税についてです。質問の要旨として、1、上牧町文化センター、愛称ペガサスホール施設の概要説明をお願いします。2、ペガサスホール使用料と附属設備使用料等の説明をお願いいたします。3番目に、上牧町のふるさと納税と返礼品について説明をお願いします。4点目が、ペガサスホール使用料、附属設備使用料等を対象としたふるさと納税の返礼品にはいかがですかとの提案でございます。

以上ですが、再質問は質問者席で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 康村議員。

○1番(康村昌史) それでは、まず初めに、1つ目の項目の上牧町文化センター、愛称ペガサスホール施設の概要説明をお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 教育部長。

○教育部長(松井良明) それでは、まず1つ目の項目について説明をさせていただきます。

ペガサスホールにつきましては、皆様ご承知のとおり、平成5年10月に、演劇を主体とした施設として完成をしたところでございます。ペガサスホールを象徴する大ホールにつきましては、舞台から扇形に配した1,003席の観客席を有する、県内でも観客収容規模の大きいホールとして定評のある施設であるというふうに認識をしておるところでございます。加えまして、ペガサスホールには、大ホールの利用に際してのサブホールとしての利用や小規模な催しに対応をするべく、小ホール及び4つの楽屋、各種展示にも対応でき、天井が高いということにより、広さを感じていただけるエントランスロビーなどがございます。

○議長(吉中隆昭) 康村議員。

○1番(康村昌史) それでは、次に、ペガサスホールのパンフレットによりますと、収容定員1,003席、可動席71席、母子席7席、車椅子3席と書いていますが、この説明をお願いいたします。

○議長(吉中隆昭) 教育部長。

○教育部長(松井良明) ペガサスホール、大ホールの観客席の配置について説明をさせていただきます。議員、今おっしゃいましたとおり、固定席につきましては、1階席において562席、2階席におきましては360席、合計922席がございます。また、可動席につきましては、

1階舞台側前方のほうに4列、71席を設けているところでございます。母子席につきましては、1階席入り口付近、舞台に向かって左側に7席を設置させていただいているところでございます。また、車椅子席につきましては、1階席の入り口付近、舞台に向かって右側に3台分の確保をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 今日びの時代ですので、車椅子席が少し少ないなという感じがしております。そこで、この可動式の椅子を動かせば、車椅子というのは、そこへ止めることはできるのですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほど説明させていただきましたとおり、可動席については舞台の前方でございます。ペガサスホールについては、舞台まで降りるところは階段となっております。車椅子の導線上、そこを用いるのは困難であるというふうに認識をしております。ただ、現状、先ほど車椅子席につきましては3台分と説明を申し上げましたが、昨今、4名以上の車椅子を用いての利用の方もいらっしゃるということは確認をしております。その際におきましては、母子席の付近にフラットなスペースがございますので、数台程度はそこで見ただけということが可能となっておりますので、当面は、4人以上の希望があった場合については母子席付近の部分で対応することによって、4名ないし5名程度は対応できるのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 車椅子に対応するような工事というたらまた大変なので、その辺は、もう今のところは仕方がないなと思いますが、今後、利用者が増えてきた場合は、車椅子対応の座席等を考慮していただけるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員ご提案の部分について、ホールの構造上、かなり大規模なしつらえの変更が必要になってくると思われま。とはいえ、ニーズが高まるのであれば、またその部分、さらなる車椅子席の確保に向けて検討はしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、次の質問です。さきの予算委員会で、パワーアンプ及びスピーカー更新工事の工事請負費649万1,000円が計上されていますが、ペガサスホールの使用料

金ご案内にある附属設備品は取り替える予定はありますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 議員ご指摘のペガサスホールにおける設備、備品ということによろしいでしょうか。

○1番（康村昌史） はい。

○議長（吉中隆昭） その部分につきましては、現在使用していただく方が丁寧に扱っていただいているということで、故障等の支障が出ているということは確認をしておりません。ただ備品、設備の中には耐用年数の問題もございます。また備品等の状況を担当課のほうで日々確認をさせていただきながら、良好な環境でご利用いただけるという体制整備については引き続き行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、ここで少し観点を改めて質問させていただきます。最近、NHK主催による公開番組等でペガサスホールを積極的にご利用いただいておりますが、このことについて、ペガサスホールの管理運営を担当いただいている部長の考えや思いを聞かせていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 昨今のコロナ禍にあって、NHK主催による公開番組等で積極的にご利用いただいているところではございます。当該利用に際しましては、施設の規模や各種設備の充実、本町のペガサスホールについての評価でございますが、主催者のほうからは使いやすい、また使い勝手がいいという一定の評価を得ているところでございます。また、当該評価につきましては、ペガサスホールにおけるボランティアスタッフの方々のご尽力と、文化振興課職員による丁寧な対応によるものであるというふうに認識をしているところでございます。このことは、ペガサスホールの管理運営並びに同ホールの利用促進を担当させていただいております担当部長として、また本町に住む1人の町民として、とてもありがたいことであり、大変うれしく思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） つまり、ペガサスホールは、主催者側からは使いやすい、また使い勝手のよい施設として一定の評価を得ているとのこと。ペガサスホールを大いに活用していただきたいと思います。

それでは、次に2つ目の項目の、ペガサスホール使用料と附属設備使用料等の説明をお願い

いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 上牧町文化センター設置条例第8条別表に記載をしておりますペガサスホールの使用料につきましては、施設使用料、冷暖房料、附属設備使用料の合計額をもって算出をさせていただいているところでございます。施設使用料につきましては、平日と土、日、祝日ごとに設定をしており、利用時間帯に応じた使用料を設定しているところでございます。冷暖房料につきましては、1時間当たり1,000円という単価を設定させていただいているところでございます。また、附属施設使用料は舞台設備、音響設備、照明設備、小ホール設備、その他の設備の区分がございまして、それぞれ使用いただく備品ごとに、当該ご利用の時間帯の長短にかかわらず、1回の利用に係る利用料として設定をさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） ペガサスホールで頂いた使用料金ご案内表なんですけれども、いろんな附属部品があるということが今回、僕、初めて分かったんですけれども、ほかの施設に比べて、やはり役場が持っているということで、借りる使用料が本当に安いということを聞いていますので、もっとこのペガサスホールを利用していきたいなと思っています。

それでは、次の3番目の、上牧町のふるさと納税と返礼品について説明をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） では、上牧町のふるさと納税と返礼品についてご回答させていただきます。令和4年度からふるさと納税制度を活用させていただきまして、上牧町の魅力発信や地元特産品のPR、案の拡大による地域経済の活性化につなげるため、寄付者にお礼の品として贈呈する商品、サービスを提供していただいている協力事業者を令和4年6月より募集させていただきまして、商工会や町内の事業者等の協力もあり、現在、黒カレー、イチゴ、キャンプグッズ、レモンケーキ、パンケーキなど、創意工夫を凝らしていただいた逸品を取りそろえることができましたので、令和4年8月19日よりふるさと納税の返礼品の贈呈をスタートさせていただきまして、現在13事業者58品目の返礼金を登録いただいている状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） 去年の8月、ふるさと納税の返礼品を取り扱っているということで、非常に喜ばしいことなんですけれども、上牧町の住民課と税務課で調べましたところ、このふ

るさと納税で、上牧町の住民が他の市町村に寄附した金額は、令和2年で839人、金額で6,722万2,000円。令和3年は、上牧町の住民がふるさと納税で寄附した金額は、1,108人で8,479万8,000円と非常に多額に上がっております。令和3年の20歳以上の人口が1万8,663人ですので、上牧町の住民の担税力があると思われる20歳以上で計算しますと、住民の約5.93%が他の市町村に寄附していると。他の市町村に寄附している上牧町の住民の数が年々増えているという危機感を覚えています、その対策はどのように考えておられますか。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） ふるさと納税制度といいますのが、自分が生まれ育ったふるさとに貢献したいであったりとか、自分との関わりが深い地域を応援したいというような方たちが地方公共団体に対して寄附を行うという制度で、一定限度、所得税、住民税のほうから、今、議員おっしゃっていただいたとおり、控除される仕組みだというふうに認識しております。ただ、この制度を活用して応援したいという納税者の方々の気持ちと、それと併せて今、税が流出しているという部分につきましては、そういう税が流出することによって上牧町の税が減りますよというようなことも併せて周知はしていきたい。ただ、本町におきましても、このふるさと納税というのを始めさせていただいているところでございますので、内容としては相反する部分が少しあるのかなということで、なかなか難しい部分があるとは認識しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） それでは、他の市町村に負けない魅力ある返礼品をもっと考えていただきたいと思います。

それでは、最後の質問です。次に、4つ目の項目のペガサスホール使用料、附属設備使用料等をふるさと納税の返礼品とすることについての答弁をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ふるさと納税の本町における返礼品について、ペガサスホール使用料や附属設備使用料等を返礼品として提供することに関しましては、平成31年における地方税法の改正により、令和元年6月1日以降のふるさと納税に係る制度の見直しによる返礼品の要件は満たすものであると認識をしております。制度上問題はないものと認識をしております。ただ、一方で、ペガサスホール使用チケットを返礼品とした場合、当該返礼品に係るニーズは限定・現局的なものになることが想定され、同ニーズを的確に見極めるためには一定期間が必要であることから、現時点におきまして直ちに導入するというのではなく、

今後検討すべき課題であるというふうに認識をしているところでございます。また、議員ご提案のとおり、ペガサスホール使用チケットを返礼品とすることにより、ペガサスホールの利用促進や、1,003席の収容可能なホールを有する町としてのアピールという観点におきましては、有益な取組であるというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 康村議員。

○1番（康村昌史） よく分かりました。ペガサスホール使用チケットを返礼品としてできる限り早く活用することを希望して、私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、1番、康村議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は午後14時20分。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時20分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇富木つや子

○議長（吉中隆昭） 次に、7番、富木議員の発言を許します。

7番、富木議員。

（7番 富木つや子 登壇）

○7番（富木つや子） 皆さん、こんにちは。7番、公明党、富木つや子でございます。議長の許可が出ましたので、通告に基づいて一般質問をいたします。今回の質問は、子どもの幸せと女性の健康をテーマに、大きく2項目についてお伺いをしてまいります。

いよいよ春が訪れ、桜の開花とともに、今日は上牧幼稚園の卒園式でございました。園児の皆様、ご卒園おめでとうでございます。この日を迎え、幼かった園児の成長を共に喜び合い、町の宝物として、これからも守っていきたいと思います。

それでは、質問に入らせていただきます。2022年、総務省が5月に発表した15歳未満の子どもの推計人口は、前年より25万人少ない1,465万人で、41年連続の減少、過去最少となって

おります。このように国の想定を上回るペースで少子化が進み、虐待やいじめ、自殺といった子どもたちを取り巻く環境は、一層深刻化が進んでおります。全ての子どもの健やかな成長には、社会全体で支える仕組みが求められています。通常国会において、こども家庭庁設置法、併せて子どもの権利を保障するこども基本法が成立しました。こども基本法、こども家庭庁設置法を受けて、本町としての見解や展開等をお伺いいたします。大きな1つ目、こども基本法、こども家庭庁設置法について。(1) こども基本法の重要性。(2) こども家庭庁設置の意義と役割。(3) こども家庭庁設置による本町の虐待や貧困など、子育て問題に対する取組。

大きな2つ目、子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)接種について。厚生労働省は、子宮がんの発症予防を目的としたHPVワクチン接種については、2022年4月より定期接種対象者への積極的勧奨が約9年ぶりに再開され、2023年4月1日からは9価HPVワクチンの定期接種についても開始をいたします。本町の対応等をお伺いいたします。(1) 積極的勧奨再開について、定期接種対象者及びキャッチアップ対象者への周知。(2) 接種率や町民の反響。(3) 9価HPVワクチンについて、現在定期接種として使用できる2価や4価のHPVワクチンとの違い、効果や安全性についての認識。(4) 9価HPVワクチンの定期接種化に伴う対象者への周知でございます。

再質問は質問者席で行ってまいりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長(吉中隆昭) 富木議員。

○7番(富木つや子) 1番目の質問に入る前に、こども基本法とこども家庭庁の設置について、この2つの法律制定の背景と把握についてお願いをいたします。

○議長(吉中隆昭) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(青山雅則) それでは、こども基本法とこども家庭庁設置法、この2つの法案が設置された背景でございますか、まず、こども基本法につきましては、日本が1994年に子どもの権利条約を批准した際、日本政府は現行法で子どもの権利は守られているとの立場を取り、国内法の整備が行われませんでした。そのため、日本には児童福祉法、母子保健法、教育基本法、少年法、児童虐待防止法、子どもの貧困対策推進法、成育基本法など、子どもに関わる様々な個別の法律がございますが、子どもを権利の主体として位置づけ、その権利を保障する総合的な法律がなく、子どもをめぐる問題を抜本的に解決し、教育、保健、医療、福祉などの子どもの権利施策を幅広く総合性を持って実施するには、子どもの権利に関する国の基本方針、理念及び子どもの権利保障のための原理原則が定められる必要があったため、

憲法及び国際法上に認められる子どもの権利を包括的に保障する基本法という法形式が必要となったところでございます。

そして、こども家庭庁設置法、これにつきましては、子どもをめぐる環境が一層深刻さを増している日本の現状況において、2020年の出生数は約84万人と過去最少を記録するなど、少子化対策は待ったなしの課題となっております。また、児童相談所が対応した虐待件数は、2020年で20万件を超え、過去最多を更新しております。独り親家庭では、貧困状態により、親が育児に関われずに虐待などにつながるケースも多く見受けられ、早急に子どもと家庭を社会全体で支える取組が求められるようになったという背景があったことによるところと認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 背景と把握について、分かりやすくありがとうございました。

全ての子どもの人権を保障するこの内容の中で、子どもの権利条約が国連総会で採択されましたけれども、日本は子どもの権利条約を批准したものの、これまで国内法で子どもの権利は守られているという解釈に立ってきましたから、法律はありませんでした。しかし、批准から20年以上経過した現在、特に子どもの命が奪われたり、傷つけられたり、子どもの虐待や子どもの権利に抵触する現象が様々起こってきております。このような現状からも、国内法の整備を行わない限り、現実、子どもの権利を守ることができずに、法整備が今回必要となったということでございます。今回こども基本法が制定され、また、その上で子ども施策を一元化、具体策を立案し、その推進役を担うこども家庭庁設置法が制定をされたということでの認識でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） もうそのとおりで結構だと思います。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。では、1番に入っていきたいと思います。こども基本法の重要性についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） こども基本法とは、全ての子どもの権利を保障し、子どもの視点に立って政策をつくり、総合的かつ計画的に実施する、そうした子ども政策を推進する上での基盤となる法律であると認識をしているところでございます。重要なポイントといたしましては4点ございまして、1つ目は、子どもの定義を年齢で区切らず、心身の発達の過程にある者と規定し、切れ目ない支援を目指す。2つ目は、子どもの権利条約4原則を基本理

念に反映する。3つ目は、少子化対策、子どもの貧困対策など、別々に策定されていた大綱をこども大綱に一元化すること。4つ目は、子ども施策の具体的な達成時期を規定し、必要な財源措置を努力義務にする。このことなどが重要なポイントとなっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長のほうから法律の背景とか重要ポイントを説明していただきました。全ての子どもの権利を保障し、子どもの視点に立って政策を立案・策定し、総合的、計画的に実施するということで、基本的にはそのような考え方で政策推進のための法律となっているということで、重要ポイント4点、どれも重要だなということを思っておりますが、ここで、私は1つ目の子どもの定義と、2つ目、子どもの権利条約4原則についてご説明を願いたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず1つ目の子どもの定義でございますが、今までは18歳という年齢で区切られていたところはあるんですが、今回のこども基本法に関しましては、年齢で明確に区切らず、心身の発達の過程にある者というところで定義を定めているところとなっております。

2つ目の、子どもの権利条約の4原則でございます。1つは差別の禁止。2つ目、生命、生存及び発達に対する権利。3つ目、児童の意見の尊重。4つ目、児童の最善の利益と、4原則はこのようになっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。今回、こども基本法に子どもの権利が明記をされておまして、こども基本法が制定されたことは、私、非常に重要であると思っております。これによって、子ども施策はこの4原則を基本理念として実施されるということによるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） はい、この4原則に沿って進められるように理解しております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、次、こども基本法を受けてのこども家庭庁に入りたいと思います。（2）の質問で、こども家庭庁設置の意義と役割についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 昨年の6月にこども家庭庁設置法とこども基本法が成立し、今年の4月より子どもに対する様々な課題に対する対応、子ども政策推進に当たり、司令塔の役割としてこども家庭庁が創設されることになりました。こども家庭庁は内閣府の外局として創設され、内閣総理大臣の下にこども政策担当大臣を置き、こども家庭庁のトップはこども家庭庁長官となるところでございます。

このこども家庭庁には3つの部門が置かれます。1つは企画立案・総合調整部門。これは全体を取りまとめる部門となっております。2つ目、成育部門。こちらは子どもの育ちをサポートする部門となっております。そして、3つ目に支援部門。これは特に支援が必要な子どもをサポートする部門というところとなっております。

これまでに少子化問題が浮かび上がり、国として様々な取組がなされてきました。しかしながら一向に歯止めがかからず、将来を担う子どもが減り続けております。また、子どもの貧困やヤングケアラーの問題など、今まで見えていなかった子どもを取り巻く問題が次々と明るみに出るようになり、さらには幼稚園、保育園、認定こども園の所管が異なることに代表されるように、子どもの問題に対応する国の省庁がばらばらで縦割り状態が進み、子育て支援が十分に行き届かないという課題が浮き彫りになっていました。このようなことから、様々な支援が子ども自身に漏れなく行き届くよう、縦割りになっていた部分を一元化にして、全ての子どもが健やかに成長できるようにということで、このこども家庭庁が創設されたところとなっております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今の部長のご説明どおり、こども家庭庁は、こども家庭庁長官をトップに、少子化や児童虐待、子どもの貧困に関する深刻な様々な問題など、総合的に対応して子ども政策の司令塔を担うということで、新しい行政組織となっております。今、部長が説明していただいた体制については、3つの部門ということでありましたけれども、1点目としては、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

1点目、政策計画、企画立案、自治体・民間との協力ということで、企画立案・総合調整部門。これは全体の取りまとめということで、それから2つ目に妊娠・出産支援や子どもの安全などを担う成育部門。これは子どもの育ちをサポートする。それから、3部門の3点目ですけども、虐待やヤングケアラーなど、様々な困難を抱える子どもや家庭を支える支援部門ということで、特にここについては、支援が必要な子どものサポートというような内容での考え方でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員おっしゃっていただいたとおりでございます。先ほど、各部門につきましての具体的な内容について触れさせていただいておりませんでしたので、改めてもう一度説明をさせていただきます。

まず、1つ目の企画立案・総合調整部門というのは、子どもや若者の意見を聞いた上での政策全体の企画立案。それと地方自治体や、先ほど議員が申されたような民間の団体との協力といったところが内容だと思います。2つ目の成育部門でございます。妊娠・出産の支援や母親と子どもの健康支援、保育所や幼稚園などの就学前の子どもの育ち、小・中高生の居場所づくりや放課後児童クラブ、子どもの安全、性的被害や事故の防止といった内容となります。そして3つ目の支援部門につきましては、子どもの虐待、さらにレアな重い部分になるんですけども、子どもの虐待防止やヤングケアラーなどの支援、血縁家族以外と暮らす子どもの生活や社会へ出ていく支援、子どもの貧困や独り親家庭の支援、それと障害のある子どもの支援、こういった内容になっておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） よく分かりました。ありがとうございます。

そこで、(3)の質問に入っていきたいと思いますが、こども家庭庁設置による本町の虐待や貧困などの子育て問題に対する取組ということで、近年、親の身勝手な都合や考え方で、幼い子どもの命が虐待によって奪われているという事件が問題となっておりますけれども、本町はどのような現状でしょうか、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 本町におきましても虐待ケースは年々増加しておるところでございます。核家族が増加し、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上にあふれているというのが現状となっております。特にネグレクトの家庭や心理的虐待が増加傾向にあります。家庭の中で育児に悩む親や、身勝手な行動をしている親がいることがうかがえておるところでございます。相談できる人、頼れる人が身近にいない環境などが状況の悪化にもつながっているのかなど、このように考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 1つ戻りたいと思いますが、先ほど3部門の支援体制ということで説明していただいたんですが、こども家庭庁はこのような各部門によって分かれていて、約300人以上の体制で、これまでの縦割り行政を解消して、省庁にまたがる子ども政策を一元化さ

せ、必要な子ども政策を一挙に担うということで、そこで、要は司令塔ということで示されているんですけども、そのような理解でよろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） はい、そのとおりでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、本町においての現状なんですけれども、かなり最近、虐待についても、事件というのが大きく報道されるようになりました。その中で、虐待や子育てに困難を抱えている世帯が増加傾向にあるということで、2020年度に全国の児童相談所が対応した虐待件数は20万件を超えて、過去最多ということになっています。独り親家庭では半数以上が貧困状態にあって、親が育児に関われずに虐待などにつながるケースもあるようですけれども、先ほど虐待の状況というのをお話しいただいたんですが、上牧町においても増えている状態だなというのを感じております。その中で、虐待につながるケースですね。この二、三年の中で、やはりコロナの状況がありましたから、コロナの影響も考えているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） コロナの影響に関しましては上牧町だけに限られたことではなく、全国的な動向でお話しをさせていただきますと、それは十二分に影響していると考えられます。特に、女性がコロナ禍で失業などによる経済的基盤が奪われ、そのため、ステイホームや学校の一斉休校など、これまでより家庭の中で親と子が濃密な時間を過ごすことにより、さらに親のいら立ちがピークになり虐待に移るようなケース、また、行動制限によって不安や孤立感が増大し、子育ての悩みを相談できない孤独感などが親を不安定な精神状態に追い込み、そのストレスから虐待につながるケースなど、虐待件数が増えているのは、少なからずコロナが影響しているのは間違いないのかなというようには考えておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 全国的にそのような状況にあるというのは私も承知をしております。やはりコロナによる影響というのは、もう本当に、思ってもみないようなところにも影響が出てきている。家族の中では特に、やはり独り親家庭というのは、働く中で子育てをすることは本当につらいといいますか、大変だなということを常々、私も知っている方を見ますとそういうふうに感じることもあり、胸が詰まるときがあるんですけども、やはりそう

なると虐待につながるということも分からないでもないなというのはちょっと感じたりすることもありました。やはり今回のことは、こども家庭庁、しっかりとその辺を、全国的な国の施策として市町村にも反映をしていただいて、また、子どもを守っていただきたいというふうに、このように感じているところです。

ここで、こども家庭庁設置を受けて、子育て問題等について、本町としての、こども家庭庁を設置されたということで、それを受けて、本町がどのような体制になるのか。組織的、人的にどのような体制になるのか、その辺をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） このこども家庭庁の創設により、子どもを取り巻く問題が一元化され、子育て支援が強化されるようになります。改正児童福祉法により、市区町村において、来年の令和6年4月に子ども家庭センターが設置されるようになります。子育て世代を包括的に支援するため、児童福祉と母子保健がこの子ども家庭センターに整備されることになっております。

本町におきましては、既にこども未来課のほかに、子ども総合相談係として子育て世代包括支援センター（母子保健型）と子ども家庭総合支援拠点、これが一体的に機能しておる状態でございます。人的配置といたしましては、助産師1名、保健師1名、家庭支援員、これは保健師、保育士資格を持つ職員でございます。これが2名、あと、社会福祉士1名、計5名を子ども総合相談係に配置をしておるところでございます。また、先ほども申しましたように、令和6年度まで責任者としてセンター長を配置する必要があり、このセンター長を中心に指揮命令系統の確立が求められるところでもございます。今後も専門職の配置をしっかりと整え、全ての妊産婦、子育て世代の支援拡充に取り組んでまいりたいなど、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） こども未来課、児童福祉、子ども家庭総合支援拠点と、それから母子保健、子育て世代の包括支援センターが子ども総合相談係として一体的に機能しているというお話でございました。

保健センターなりで今の包括的、一体的に連携を、私も相談をさせていただいたりするんですけども、その辺はもう本当にしっかりと連携されて対応していただいているなということを感じております。大変な事案も多く、専門的な知識や、すぐ解決するというような問題でもありませんし、時間も要するような担当部門でございます。また、令和6年度に子ど

も家庭センターが設置されるということですが、やはり専門職ということで、常々、この配置については大変ご苦勞していただいているということで、これからもセンター長の責任者を配置するのは大変に、体制は求められているんですけども、ご苦勞をこれからされるのかなと思ったりもしております。いろいろと職員さん同士がしっかりと、この問題については今回また新たな国の体制になりますので、これまでと同様、連携を取りながら、またしっかりと取り組んでいただきたい、業務を遂行していただきたいなと思いますので、よろしくお願いいたします。

次へ入っていきます。こども家庭庁に期待する点と、それから今後の課題についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設により、常に子どもの最善の利益を第一に、新たな司令塔となることにより様々な課題、新たな問題の解決を図るべく、斬新な政策を今後期待したい、こんなふうと考えておるところでございます。

今後の課題といたしましては、全ての子どもが健やかに安全・安心に成長できる環境をいかに持続して提供できるかが大きな課題となるのではないかと、このように今思っておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、部長の期待の中に、新たな問題の解決の中で、斬新な政策に期待をしたいということでございました。課題についても、やはり全ての子どもが健やかに安全に成長できる環境をいかに持続していくかということが本当に大きな課題になっていると私も思っております。私、今、様々な困難を抱える子どもの問題がある中で、こども家庭庁が設置されて、こども基本法を基に子どもの権利に対する第1番に責任を持つ体制ができたことは、本当に大きな前進だなと思っております。

また、これまでの子ども政策は、先ほどもありましたように、3つの部門の中に、企画立案・総合調整部門ということで、子どもの意見とか若者の意見を取り入れるということで、そこでまとめて調整をしながら政策に反映するというのが部長からもございました。そのように、これまでは子ども政策は当事者の子どもの不在という点が指摘をされておりました。本町でも、さっきおっしゃいましたように、子どもたちが健やかに、安心して育つように、現場の声をしっかりと聞いていただいて、政策に反映をしていただきたいと思いますが、その辺をお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今回、国の本気度というのが見えてきておりますので、当然、我々、自治体もしっかりと取り組んでまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） また4月1日から新しいスタートとしてしっかり体制整備もしていただき、皆さんと協議をしながら、連携を取りながらスタートしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これでこの質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） それでは、大きな2つ目です。子宮頸がんワクチン、HPVワクチンの接種について、（1）からお願いをいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 昨年の令和4年4月に定期接種対象者である5学年、平成18年4月2日から平成23年4月1日生まれの448名にお知らせと予診票を送付させていただいたところでございます。ご家庭においてよく検討していただいてから接種していただくために、詳細な情報が記載されている、厚生労働省が作成されましたリーフレットも一緒に同封をいたしました。また、キャッチアップ対象者である9学年、平成9年4月2日から平成18年4月1日生まれの871名に対しましては、はがきにより個別通知をしております。そのはがきにはQRコードを掲載して、HPVワクチンに関する情報を読み取ってもらえるようにいたしました。その上で接種を希望される方には、生き活き対策課窓口において予診票を発行し、詳細な情報もお伝えしておるところでございます。そして、周知につきましては、令和4年4月の広報やホームページ、SNSなどにも掲載して周知を図ったところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ありがとうございます。ちょっと確認をさせていただきたいと思えます。積極的勧奨が再開になりまして、定期接種またはキャッチアップ。何年でしたっけ、これ、キャッチアップというのは25年でしたっけ。平成9年4月から平成18年4月生まれの方、871名の方々にということで、定期接種者については小6から高1に相当するという判断でよろしいですね。448名については予診票と詳細な情報を掲載された厚生省のリーフレットも一緒に同封して、個別通知をしていただいた。それから、キャッチアップについては、これは令和4年度、25歳の方々ですよね。相当となる年齢に対しては、接種情報を読み取るコード

つきのはがきで個別通知をしたということで、あと、接種希望者には予診票と、それから詳細情報をお伝えしているということで、4月の広報、SNS等にも掲載、周知をされたということで、接種者の皆様には個別通知ということでしていただいたということで、ありがとうございます。しっかり通知をしていただいたということで、ありがとうございました。

次なんですけれども、その方々の接種率と、また、町民の反響についてお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、定期接種対象者から回答させていただきます。先ほども申しましたように、これは448名となっております。このうち45名の方がHPVワクチンを1回以上接種しており、令和5年3月1日時点の接種率は10.0%となっているところでございます。続きまして、キャッチアップ対象者。こちら先ほど申しましたように871名でございます。このうち、令和4年4月1日までに接種されている方は260名、接種率は29.9%。令和4年4月1日以降に新たに40名の方が接種されたため、接種率は34.4%と増加をしておるところでございます。

○7番（富木つや子） 昨年との対比ですけど、分かりましたらお願いいたします。

○健康福祉部長（青山雅則） 令和5年3月末の接種状況というところのご質問なんですが、3月末の状況はまだ分かっておらないところでございますので、2月末で、今年と昨年度で対比、数字を報告させていただきます。昨年、令和4年2月末の接種状況は、対象者1,316名のうち193名の方が接種を終えられております。今年の2月末の接種状況でございます。対象者1,318名のうち280名の方が接種をされているというところで、昨年と比べると、かなり増えている状況となっているところでございます。

続きまして、町民の方の反応でございますが、接種をするべきか、やはり迷われている方も多いところで、接種状況を見てから接種したいとの声がありました。積極的勧奨が再開されて初年度でありましたので、9価が定期化されるまで接種を待っている方もいらっしゃったというところで、令和5年度も引き続き接種勧奨をしていきたいなど、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 接種率について、定期接種者については448名のうち45名、令和5年度3月1日時点では、接種者は10.0%ということになっているんです。キャッチアップのほうは29.9ということで、多いなというのを思ったんですけども。それと、3年度の2月と4年度の2月を対比したときに、3年度については1,316名のうちの193、14.6%。それから、

令和5年2月末では1,318名の対象者で280名が接種、21%ということで、前年度より7ポイントほど上がっているんですね。今度、やはり去年の4月から再開をしておりますので、先ほどおっしゃいましたように、町民の反応というのは、まだ様子を見ながらということで、5年度については9価が定期接種化されるということで、しっかりとこの辺の安全性とか、そういうことも調べながらされるというような状況なのかなというのを感じました。分かりました、ありがとうございます。

では、次の質問をお願いいたします。(3)です。

○議長(吉中隆昭) 健康福祉部長。

○健康福祉部長(青山雅則) 9価HPVワクチンについて、現在の定期接種として使用できている2価や4価のHPVワクチンとの違い、効果や安全性についてというところでございます。

ヒトパピローマウイルス(HPV)感染症を予防する9価ワクチンは、2価や4価のHPVワクチンよりも多くの遺伝子型を標的としております。ヒトパピローマウイルスは100種類以上の遺伝子型があり、そのうちHPV16型と18型の感染が子宮頸がんになる原因の50から70%を占めております。2価ワクチンはそのウイルスを含んでおり、4価ワクチンはそれに加えて尖圭コンジローマの主要な原因となるHPV6型と11型を含んでおります。そして、さらに9価ワクチンは、それらに加え、HPV16型と18型に次いで子宮頸がんの原因となるHPV31型、33型、45型、52型、58型を含んでおります。効果につきましては、子宮頸がん及びその前がん病変の罹患率の減少、子宮頸がんでの死亡率の減少などが期待されておるところでございます。安全性につきましては、厚生労働省のワクチン評価に関する小委員会において議論された結果、定期接種化となることから、一定の安全性が認められているところとなっております。

○議長(吉中隆昭) 富木議員。

○7番(富木つや子) 今、効果や安全性について、9価ワクチンについてご説明していただきました。やはり効果については、がんにかかる方が少なくなって、子宮がんでの死亡率が減少したということと、それから、安全性につきましては厚生労働省が今回、定期接種化したということで、一定の安全性が認められたということで、そのような認識をさせていただきました。

厚生労働省のHPVワクチンについてのリーフレット(概要版)があるんですけども、これなんですけれども、この中には、子宮頸がんは年間1万人が罹患して、約2,800人が死亡

しているということで、患者数、死亡数とも近年増加傾向にあるということと、それから、年齢層に比較して、50歳未満の若い世代でかかる方が多いということです。ワクチンの効果は、今言ったように、子宮がんの原因、50から70%を防ぎ、がんになる前の状態が減るということと、がんそのものを予防する効果があることも分かってきていて、今回、定期接種化になったということで私も理解をさせていただきました。そのことから、やはり定期接種化になったということで、一定の安全性というのを認められていますし、その点からも子宮頸がん、そのワクチン、検診についても皆さんに正しく知っていただくことが本当に重要だなということを感じました。

次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 続きまして、9価HPVワクチンの定期接種化に伴う対象者への周知というところでございます。上牧町におきましても、令和5年度4月号広報、あとはホームページやSNSにて9価ワクチンの定期接種化について掲載し、周知を図りたいと考えております。

令和5年度の新中学1年生及びキャッチアップ対象者には、個別にて通知でお知らせをさせていただこうと考えているところでございます。なお、定期接種対象者につきましても、周知する回数をもっと増やすなりしながら、一人でも多くの方々の目に届くような工夫を重ねてまいりたいなど、こんなふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） 今、9価ワクチンについての定期接種化に伴う対象者への周知ということで頂きました。定期接種対象者については、ホームページとか広報とかSNSに掲載、周知をしていく、また、新中学1年生の対象者について、それからキャッチアップ対象者へ、それぞれには個別通知でお知らせをするということで、分かりました。

今、部長から定期接種化、この9価についてもお知らせ、周知については回数を増やしなからというか、そう受け止めたんですけれども、皆さんにしっかりと周知をしていくということを、ホームページとかそういうこととかの一般的な周知なんですけれども、そういうことだけじゃなくて、周知、広報、皆さんにお知らせを増やしていきたいということをお話いただきました。

私も今回、この子宮がんの質問に当たっては、以前、上牧町内の方ではありませんけれども、私の友人の娘さんが、一番楽しい娘時代を過ごすことなく、子宮頸がんて亡くなった悲

しい出来事がありました。彼女は、平成25年からの定期接種の積極的勧奨を差し控えていた時期でもあり、ワクチン接種はしていなかったそうです。友人はいまだに後悔と悲しい思いを抱えながら過ごしておられますけれども、このような現実を私は身近に接して、今回、ワクチンの積極的勧奨が約9年ぶりに再開され、4月1日から9価の定期接種化が開始されるのを機会に、ワクチンの有効性とか安全性とかそういう情報は、接種を検討するほうにとっでは重要な判断材料となりますし、事前の情報提供というのはすごく重要になってくるということで、改めて感じさせていただきました。

十分な情報がなかったために接種の検討が遅れたり、また、接種機会を逃すといったことがないように、9価HPVワクチンの接種が可能となる定期接種者へもより情報が行き渡る方法を考えていただいて、ご案内していただきたいなということをお願いしたいと思っておりますので、先ほど、部長言っていただきましたが、もう一度よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほども申しましたように、新中学生及びキャッチアップの対象者の方には個別通知をさせていただく予定で、それ以外の定期接種対象者に関しましては、何分人数が多いもので、現状は個別通知というのは考えておらないところではございますが、周知する回数をいろいろ工夫しながら、一人でも多くの方々に届くように工夫を重ねてまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 富木議員。

○7番（富木つや子） ぜひ定期接種者へもそのような対応をよろしく願いしたいと思います。

最後になりますが、私ごとですが、これまでの5期20年間、この議場で一般質問をさせていただきました。この20年間、町民の代弁者として、毎回の一般質問では、現場第一という生活者の視点で、皆様の声を届けてまいりました。理事者の皆様には長年にわたりご丁寧なご答弁を頂きましたこと、また、議員の皆様には質問する機会を与えていただきましたこと、心から感謝を申し上げます。

これで私の最後の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、7番、富木議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は15時20分。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇東 初子

○議長（吉中隆昭） 次に、2番、東議員の発言を許します。

2番、東議員。

（2番 東 初子 登壇）

○2番（東 初子） 2番、公明党、東 初子でございます。議長の許可を頂きましたので、通告書に基づき一般質問を行わせていただきます。

その前に、少しだけお話をさせていただきます。まず初めに、このたびご卒園、卒業されるお子様たち、また保護者の皆様方、ご卒園、ご卒業、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

そして、先ほどは富木議員の議員生活最後となる一般質問が行われました。一口に5期20年と申しましても、様々なことがおありだったことでしょう。上牧町の女性議員として住民の皆様のお声を町政へと届け続けてこられましたこと、そして、先輩議員として、私たち後輩議員に対しましても、厳しくも温かくご助言くださいましたこと、尊敬の念を持って、心より感謝申し上げます。富木議員、本当にありがとうございました。

もう1つ、トルコ・シリア地震から約1か月過ぎましたけれども、この地震により5万人を超える方々がお亡くなりになり、今なお避難生活を余儀なくされている方が、トルコだけで約200万人に上るとお聞きしております。改めましてお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。役場窓口でも募金箱設置を行っていただいておりますが、一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

そして、国内では3.11東日本大震災から12年。改めて犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された全ての皆様に心よりお見舞いを申し上げます。復興は進んでおりますが、心に負った傷は癒やされるものではなかなかないのではございませんでしょうか。今なお苦しんでおられる方々もおられることとお察しいたします。

私たちは現在、自然災害にコロナ禍、孤独の問題等々と危機の時代を生きています。この危機を乗り越えていくために、見守り、声かけ、励まし合い、共に支え合うことこそが大切と考え、中でも励ましが乗り越える力となるのではとっております。その意味で、まずは私自身、子どもに光を当てることで大人も地域も元気に輝くと信じ、朝の子どもたちの登校の見守り、声かけをと、毎日、子どもたちにエール、励ましを送らせていただいております。それが町の元気につながっていくと信じております。

それでは、質問に入らせていただきます。質問事項、1つでございます。带状疱疹ワクチン接種助成について。質問の要旨。带状疱疹は、水疱瘡と同じウイルスで起きる病気で、日本人成人の90%以上は带状疱疹の原因となるウイルスが体内に潜み、80歳までに3人に1人が带状疱疹にかかると言われております。かかった方の話によりますと、刺すような痛みで夜も眠れないほどの激痛があり、日常生活に支障を来したとのこと。これにかかると神経の損傷により、その後も痛みが続いたり、合併症を引き起こすこともあります。加齢、疲労、ストレス等による免疫力の低下が発生の原因になることから、50歳以上の人はワクチン接種が可能となります。感染症対策として、ワクチンを接種しやすい環境を整えてほしいとのご要望を頂いております。本町の現状及びお考えをお伺いします。①本町の带状疱疹ワクチン接種者の現状について。②带状疱疹ワクチンの接種の周知啓発について。③町民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の費用助成の実施について質問させていただきます。

再質問は質問者席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 初めに、令和3年12月議会でも富木議員より質問がありましたが、その後の状況等をお聞かせください。1番目の、本町の带状疱疹ワクチン接種者の現状はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 带状疱疹ワクチン接種につきましては、現状、法令で定められた定期予防接種ではまだなく、あくまで任意予防接種であることから、罹患された方というのは直接、病院のほうに申し込んで接種されている状況となっております。したがって、本町といたしましても、具体的な接種状況についての把握はいたしかねているところとなっております。ただ、今までに問合せ等で十数件、特に接種費用などについての内容だったというところがございますが、生き生き対策課のほうに数十件問合せ等はあったというところ

になっております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはり定期接種ではないということで、なかなか現状が分かりづらいというところなんですね。

それでは、2番目の带状疱疹ワクチンの接種の周知啓発についてなんですけれども、この带状疱疹についてというのは、私もそうだったんですけど、まだまだご存じない方がたくさんおられるというふうに思います。それで、以下についてお聞かせいただきたいというふうに思います。この発症する原因というのは、加齢、疲労、ストレス等による免疫力の低下というふうに聞いているのですが、ほかにも何かあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、議員申されましたように、免疫力の低下により引き起こすというところがございます。それ以外に、糖尿用などの生活習慣病や、関節リウマチなどの治療で免疫抑制剤を使用されているという方も引き起こしやすいという要因の1つとなっているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはりそういう生活習慣病の関係も引き金につながるということでよろしいのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、後にも出てくると思うんですけども、予防といたしては、規則正しい食生活と睡眠というところがメインになってきますので、生活習慣病というのは逆に悪い要素につながるのかなというところがございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。かかりますと後遺症とかも出てくるというふうにも聞いておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。期間とか、再発があるのかとかということですけども。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 50歳以上の約2割に神経障害性疼痛が残ると言われております。長く痛みが残り、6か月以上、場合によっては5年から10年になることもあるそうでございます。それと、これは宮崎県で行われた調査なんですけど、約6%の割合で再発することが分かっているというところがございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはりその人によってはそれだけ長い期間がかかるということもありますし、再発も2割ぐらいの方がということですね。50歳以上の方がかかるというわけではないんですよ。免疫力の問題ですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 年齢で具体的に区切れば、50歳以上から発症しやすくなって、ピークを迎えるのは70歳代と聞いておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。それでは、やはり高齢の方がこれに苦しむということが多くなってくるというふうに思うんですけれども、先ほどもありましたけれども、予防方法としては、やっぱり生活習慣の見直しというような形でしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず、免疫力の低下によって引き起こす病気でございますので、その免疫力をアップさせるには、日頃、規則正しい生活、ストレスを持たないことやしつかりした睡眠、食生活ということになってまいります。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはりストレスなどを抱えずに免疫力を上げていくことしかないのかなというふうに思いますけれども、ワクチンというのがあるんですけれども、この予防効果というのはどのようなものでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） このワクチンには大きく2種類ございます。1つは生ワクチン、ビゲンというものでございまして、これは病原体となるウイルスや細菌の毒性を弱めて製造されておるワクチンになります。もう1つは不活化ワクチン、シングリックスというものでございます。これは病原体となるウイルスや細菌の感染力を失活して製造されています。生ワクチンのほうは1回接種で有効性は約60%、不活化ワクチンのほうは2か月間隔で2回の接種が1セット、予防効果は90%以上とされているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはり生ワクチンよりも2回接種の不活化ワクチンのほうが、効果が90%ぐらいということで、上がるということですね。

そしたら、1人当たり、予防接種にかかる費用というのはどのぐらいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず生ワクチン、リゲンのほうは5,000円から9,000円。不活化ワクチン、シングリックス、こちらは若干高くて、1回2万円から2万5,000円。ただし、2回接種が基本となりますので、その倍の4万から5万と、かなり高額な費用がかかるというところになってきます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） やはりかなり高額な費用がかかるために、皆さんワクチン接種をちゅうちょされているというお話も伺っているんですけども、これなんですけれども、各自治体独自で接種費の補助事業が進められているというふうにお聞きしているんですけど、既に全国では50を超す自治体で導入されているようにお聞きしているんですが、奈良県内とか近隣で接種費用を補助している自治体というのはあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今申されましたように、全国では50を超す自治体が導入されているというのも認識しておるところでもございます。ただし、かなり大きな人口規模の自治体というところがございます。そして、奈良県内で今助成されているところがあるのかというご質問ですが、奈良県内では残念ながら、今、どこの自治体も費用助成の実施はされておるところではございません。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。やはり大きな自治体を中心というところで、奈良県内では今のところ行われていないということで、理解できました。

国が定期接種化に向けて調整をしているというお答えを前回のときにお聞きしているんですけども、その現状と、今どのような形で進んでいるのかお聞かせください。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 以前、令和3年12月のときに同じようなご回答をさせていただきました。そのときは、国の厚生科学審議会で定期接種に向けた調整が行われているというところのお話をさせていただいたと思うんですが、その後、まさに新型コロナウイルスの影響で、この定期接種化の調整の話が棚上げになっているような状態で、一向に何の進展もないというふう聞いておるところでございます。今後、コロナの状況もやや落ち着きつつございますので、また定期接種化に向けての調整の再開も進められるのかなど、このように考えておりますので、国の動向を注視しながら、まるで2年前と全く同じような答弁になってし

まうんですが、本町においても十分国の動向を注視しながら、また他市町村の状況も視野に入れ、対応についての検討をしてみたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。進んでいるのかなというふうに私も思っておりまして、そうやって住民さんのほうからお声がありましたので、そういうふうな形で期待して質問をさせていただいたんですが、コロナの影響で棚上げになっているというところで、理解できました。

3番目になりますけれども、町民の健康を守るという観点から、带状疱疹ワクチン接種の費用を助成して、接種を受けやすくしていただくという町独自のお考えは、今のところどうなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 高齢者の带状疱疹ワクチンは、先ほども申しましたように、国のほうで定期接種化の検討をされているワクチンの1つではございますが、罹患率に関しましては、現状、ほかの感染症、例えば定期予防接種である高齢者の肺炎球菌、インフルエンザ、これに比べるとまだまだ非常に低いというところもございます。期待される効果や安全性、持続性に関して今後も検討が必要とされているところではございますので、現時点におきましては、本町といたしまして、費用助成の実施は考えていないというところでございます。ただ、この带状疱疹は免疫力の低下、先ほども言いましたように70歳代で発症のピークになると言われております。これによる細菌感染によって発症する病気であるため、睡眠や食事をしっかり取るなど規則正しい生活を送ることや、発症してしまったらすぐさま受診され、適切な治療をいただくということがとても大切であると本町としても考えているところがございますので、そういった意味におきましては、住民の皆様方に注意喚起というところでの周知啓発を今後は広く行ってまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。注意喚起という形で行っていただきたいというふうに思います。本当に高齢になると抵抗力も落ちますし、病状も長引いて、大変な思いをされている方がおられます。ワクチンを打つことによって発症率も格段に下がり、その分、医療費の抑制にもつながるということで、ぜひ今後も引き続き費用助成のご検討をお願いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） その辺は、現時点では、先ほど答弁させていただきましたが、前向きに、国の動向も注視しながら検討させていただきたい、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○2番（東 初子） 分かりました。お願いいたします。

私、1期4年間、議会のたびに一般質問をさせていただき、今中町長、松浦教育長はじめ、理事者、職員の皆様に丁寧なご答弁を頂き、感謝申し上げます。

これで東 初子の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、2番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆さん、ご苦勞さまでした。ありがとうございました。

散会 午後 3時40分

令和5年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第4号）

令和5年3月17日（金）午後1時開議

第 1 一般質問について

5番 竹之内 剛

9番 木内 利雄

11番 東 充洋

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之
企画財政課長	中本義雄	まちづくり推進課長	金崎恭彦
建設環境課長	武安康至	上下水道課長	南浦伸介
福祉課長	俵本大輔	教育総務課長	辻村純
社会教育課長	吉川信一郎	文化振興課長	野崎威志

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午後 1時00分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、こんにちは。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

————— ◇ —————

◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。

————— ◇ —————

◎一般質問

○議長（吉中隆昭） 日程第1、一般質問について。

一般質問の持ち時間は、理事者側の答弁を含め1人1時間以内です。質問者はその点、十分心得て質問し、理事者側は的確かつ簡潔に答弁をお願いいたします。

————— ◇ —————

◇竹之内 剛

○議長（吉中隆昭） それでは、5番、竹之内議員の発言を許します。

5番、竹之内議員。

（5番 竹之内剛 登壇）

○5番（竹之内剛） 皆様、こんにちは。議席番号5番、竹之内剛です。議長の許可を得ましたので、一般質問通告書に従い一般質問をさせていただきます。

私の質問は、大きく分けて3つになります。まず1つ目、1、町主催の行事の再開や公共施設利用の方針について。コロナウイルス感染症発生以来、約3年にわたり文化活動やスポーツ行事等が中止、制限されてきました。その影響として、人と触れ合う機会の減少により

人間関係の希薄化が進み、高齢者にとっては社会的孤立、子供たちにとっては人間関係構築を体験的に学ぶ機会等が減少したと思われます。また、運動の機会が減少し、年齢を問わず人々の体力の低下が指摘されています。このような問題を是正するには、個々の努力に任せるだけでは不十分で、行政が主導し、住民の社会活動の場の創出や体力維持、増進に向けた運動の機会の提供を積極的に行う必要があると考えます。そこで、文化活動やスポーツ行事、また公共施設の利用等に関する本町の方針について質問します。

①行事再開の方針について。体育祭、文化祭、ペガサスフェスタ、マラソン大会。

②公共施設の利用について。2000年会館、中央公民館、ペガサスホール、町民グラウンド、体育館、学校施設、町民プール。

③その他、社会活動の支援について。ボーイスカウト、スポーツ少年団、文化教室等。

項目2つ目、公共施設相互利用実証実験について。現在、本町が近隣7市町と共に実施している市町の単位を超えた公共施設相互利用の実証実験は、合理的で、住民サービスの観点から見ても有益な取組であると考えています。そこで、実証実験の状況と今後の課題について質問します。

①実証実験の対象施設の選定方法について。

②実証実験後、今後の公共施設利用への活用について。

③予約等のシステム上の問題の有無について。

3つ目の項目、災害時の対策について。大規模災害時のライフラインの確保について。①電気、水、ガス供給対策。

以上の項目になります。再質問は質問者席で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今回の質問に関しまして、さきの議員からも重複する質問等が重なっていると思われまますので、質問する側から割愛、その他スムーズに進ませてもらいたしたいと思いますので、ご答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、まず初めに、1つ目の行事再開の方針についてのご質問に対し、教育委員会事務局が所管をしております体育祭、文化祭及びマラソン大会につきまして回答させていただきます。体育祭につきましては、過去10年間において、平成27年度と平成30年度の2回しか実質開催ができておらず、とりわけ最近の3年間におきましては、新

型コロナウイルス感染症の影響で中止を余儀なくされたところでございます。次年度、令和5年度以降につきましては、参加町民の減少に加え、各自治会の参画に向けてのご理解やご協力が得られにくい状況となっております。そのことから、開催そのものが難しい状態になっていると認識をしているところでございます。これを受けまして、令和5年度におきましては、町民体育祭の在り方やプログラムの内容及び名称についての検討をスポーツ協会と協議をしながら検討し、予定では令和6年度から新たな形、枠組みでの開催を目指すこととしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。前回もその答弁を頂きまして、聞いておりました、令和5年は在り方について、そしてプログラムの内容等を検討して、名称等も変えていく話し合いをするということでお伺いしております。

それで、内容について検討されるということですので、私から今回は、参考までに聞いていただきたいんですけども、今までの行事等については、よくもあり、そしていろんなことが考えられたので、まずは今、さくら祭りでも今回開催されますニュースポーツについて、これはスポーツ指導員の方が子供たちを集めて、前回も何度かやってもらって非常に好評で、囲碁ボールとか吹き矢とかいろんな種目があるんですけど、その辺をしっかりと普及していただいて、さくら祭り等もありますので、その協議を新しいスポーツ大会に持ってきていただければと思うのと、あとは競技性のある種目、例えば競走、得点、今答弁いただいたように、なかなか自治会の集まりで協力を得にくくなっているということで、創意工夫が必要と思うんですが、競技性のある種目、そして観点を変えてレクリエーション的種目を総合的に入れていただき、あとは団体競技、その辺を検討していただければと思いますが、いかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員のご提起のとおり、従前の町民体育祭においては、大縄跳びであったり地区対抗リレーがかなり盛り上がっていたというふうに記憶をしております。その部分、一定盛り上がりのあるようなプログラムも含めて検討させていただきたいと思っておりますし、ニュースポーツに関しましては、上牧町第5次総合計画の中にニュースポーツの普及振興という項目がございますので、そのことから強力で押し進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 人気なのは残して、新しく提案をしていくという方向でお願いしたいと

思います。

続いて、文化祭についてなんですけれども、こちら先ほどの趣旨の中にあっただけなんですけれども、これは大人の方の参加、作品等の展示なのかなと思われるんですが、この辺についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 文化祭に係る今後の展望について、まず回答させていただきます。令和4年度におきましては、ホールの人数制限を行い、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で実施をさせていただいたところでございます。令和5年度につきましては、今後の国の方針等に基づき、可能な限りにおいて、平時の開催に近づけた形での開催を予定しているところでございます。文化祭については、文化協会等に主体的に動いていただいているんですけど、もっと広く参加をしていただける範囲を拡充できるような手だてについても担当課で検討をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 4年度はやはりコロナ禍の影響で制限があったと思います。来年度、5月8日からコロナウイルスが5類に移行されますが、それ以降はまた状況が変わってくると思いますので、参加、出品をされる人ももちろんわくわくされる、そしてそれを見に来る方もわくわくされる、それをどのように周知して人に来ていただくか、この辺がまた難しいと思うんですが、その辺はまた創意工夫いただけると思うので、よろしく願いしておきます。

続きまして、マラソン大会についてお聞きします。マラソン大会につきましては、こちらから質問させていただきます。まずは1つ目に周知の方法、そして2つ目に開催日の設定について、まずその2つをお願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） マラソン大会の周知につきましては、広報、ホームページで発信をさせていただいているところでございますが、周知の方法としてはそれで適切かと思うんですが、それに加え、周知の時期はもうちょっと早めに周知をする必要があるのではないかと考えております。また、開催の日程でございます。皆さんもご承知のように、今回については奈良マラソンと期日が重なってしまって、参加が低調であったということを事務局担当としても反省をしているところでございます。次年度の日程調整におきましては、他の行事等との調整をしっかりと図った上で日程を決定していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 去年12月に行われましたマラソン大会は、初めて町外の方も参加可能になりましたが、町内・町外別に参加人数をお聞きしてよろしいですか。カテゴリー別でなくとも結構です。全体で結構です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今その参加人数の資料を持ち合わせておりませんので、後ほどご連絡させていただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今答弁いただきました中に、周知の方法は広報等で行われているということで、私どもも参加させてもらったんですけど、久しぶりのマラソン大会で、ざっと申しますと少し寂しい状況かなというのを感じました。1か月遡って、河合町のマラソン大会も行われまして、そちらも行かせてもらったんですが、あまり人数は変わらないんですが、少し多いかなというイメージだったので、河合町の周知はどのようになっているのかと思っていたところなんです。周知の方法につきましては、難しいと思うんですけども、広報で周知する。小学校、中学校であればプリントという形で、全児童、生徒に配布する必要があるかと思うんですが、その点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） マラソン大会については、子どもの部、成人の部、いろいろあります。子どもの参画を図る上においては、学校へのチラシ配布等も有益なことではあると思っております。その辺については学校とも十分協議をしながら、校長先生のご意向も確認をしつつ、対応できるのであればすぐにでも対応させていただきたいという考えではおります。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 小学校でピラをまくに当たっては、さきの議員の質問の中にもあったように、学校ではなかなかデリケートな部分もあるとおっしゃっておりまして、これからスポーツ少年団の紹介についても積極的に小学校で配布するように進めていきたいとおっしゃっていただいていますので、その辺は少し安心をするところですが、開催日についてですけれども、さっき答弁していただきましたけども、奈良マラソンと重なっております。これは今回だけではなくて、過去にも重なっているときがありましたので、日程につきましてはもう少し早く周知ということも言っていただきました。

もう1つ、小学校もそうですけど、中学校もそうですが、スポーツ少年団におきましては

しっかりと参加していただいて、少し昔になりますが、野球部は野球のユニフォーム、サッカーはサッカーのユニフォーム、そしてバスケットはバスケットのユニフォームで出ておられた記憶があります。それと中学校におきましても、バスケット部は必ず参加という形で、男子バスケット部と女子バスケットは走ってくれていたという、盛り上がった思い出があるんですが、その辺についても昔に戻ったイメージで、しっかりと小学生も呼んでいただき、中学校も呼んでいただき、一般、そして町外も参加していただくように創意工夫していただければと思います。

そして、周知の方法でもう1つなんですが、ポスターを掲示して、それを見てこんなことがあるんだという、視覚から入ってきて記憶に残りますので、大型スーパーとかもありますので、これは経費がかかることかもしれませんが、上牧町マラソン大会と大きく書いていただいて、それこそ町出身の有名なランナーを呼んで一緒に走っていただくとか、そういう工夫もできればと思うんですが、その辺はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、るるご提起いただいたことについては、検討させていただきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） あまり有名過ぎるとお金がすごくかかるので、町出身のランナー、全国大会とかに出るランナーもいますので、その辺、またよろしく願いいたします。

それでは、1項目めについては以上です。ありがとうございます。

それでは、②番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員のご質問につきましては、部局がまたがっておりますので、教育委員会所管の部分について、①②③を通じて回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 結構です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2つ目の公共施設の利用についてのご質問に対し、これも教育委員会事務局が所管をしております中央公民館、ペガサスホール、町民グラウンド、町民体育館、学校開放に係る学校施設及び町民プールについて回答させていただきます。た

だいま列挙して申し上げました施設のうち、中央公民館、ペガサスホールにつきましては、本年2月1日から当該施設に係る利用制限を解除させていただいたところでございます。町民グラウンド、町民体育館及び学校開放に係る学校施設につきましては、本年2月1日の町全体的な施設の利用制限の解除に先立ち、既に利用制限を解除させていただいたという経緯がございます。一方、町民プールにつきましては、本年度につきましては町内在住者限定としておりましたが、来期におきましては限定措置を解除し、可能な限りにおいて平時に近い形での運用を予定しているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） それぞれの項目をありがとうございます。そうしましたら、1つずつ質問をしたいんですけども、2000年会館、中央公民館につきましては、数年前、コロナ禍になる前に私から質問させていただいていまして、月曜日の開放について非常に希望があるので、休館になっておりますが、この辺は検討していくということをお聞きしておりましたのですが、数年間にわたってコロナ禍ということと、あとワクチン接種の件でその部屋は今使えないということがあったので、まず2000年会館と中央公民館についてお聞きしてよろしいですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 2000年会館につきましてですが、今、議員もおっしゃられたように、コロナのワクチン接種の関係で、実際、協議が進んでないというところもございまして、令和5年度も年2回実施する予定となっておりますので、それが落ち着き次第、じっくり検討させていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 分かりました。公民館、2000年会館につきましては、夜間の使用についても今の状況ではまだ難しいということで理解しておきます。ありがとうございます。

続いてですけども、町民グラウンドは夜間の施設があります。つけたとて球技や野球をするほどには至りませんが、以前、あれは何のためについているのかと聞きましたら、消防等の訓練で使用すると。あまり明るくつけてしまうと、住民さんの方々が迷惑をして、虫が来るということで、あの明かりのままでも使用できるスポーツがあるので、夜間の開放はどのようになりますかということをお聞きしました。それ以後、話は進展していませんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 夜間における照明について、その辺の詳細を前任者から引継ぎは受けておりませんが、夜間におけるニーズ、明るさ等の問題があれば、その部分については一定改善する方法もあるのかと思っております。現時点において、担当しております社会教育課にそれについての要望等を聞いていないというのが現状でございます。

○**議長（吉中隆昭）** 竹之内議員。

○**5番（竹之内剛）** そうしましたら、引き続き検討をよろしくお願いします。

あと、体育館につきましては、会合を数年前に17時から19時も使用できるように条例改正していただいて、使いやすくなっていると思うんですけども、その中で時々体育館も使いながら、いろいろ状況を見学させてもらいますが、バスケであったり、バレー、卓球、バドミントン、町内のスポーツクラブの方が非常に活用されております。この中で、スポーツ行事を含むんですけども、町主催のスポーツ大会が今あるかどうか分かりませんが、多分郡大会という形でしかやっておられないと思うんですが、町主催の町民カップのような大会をしていただくということはできないでしょうか。

○**議長（吉中隆昭）** 教育部長。

○**教育部長（松井良明）** 今おっしゃっていただいた大会等の開催につきましては、子どもたち及び大人の方々の体力増強という観点からも有益であるとは思っております。ただ、これを実施する上においては、町だけではできない部分がございますので、スポーツ協会等の意見も聴取をさせていただきながら、その方向性については今後検討していくべき課題であるのかなという認識をしているところでございます。

○**議長（吉中隆昭）** 竹之内議員。

○**5番（竹之内剛）** 引き続き、スポーツ協会とも検討しながらよろしく願いいたします。

学校施設の、先ほどの答弁の中にありました、コロナ禍を含む中で2月から先行して使われているところもある、これから緩和されていくということをお聞きしましたので、こちらは割愛させていただきます。

続きまして、町民プールのことですが、前年度は町民以外、町外の方は参加できないと。町民プールを使用した水泳スクールに関しましても、町外の方は参加させられなかったんですけども、今年度は町外も参加できるということで、町民プールは非常に水がきれいということで評判がよいんですけども、開催していただくのはありがたいんですが、いかんせん参加人数が少ないということで、今年も開催されるということで、何か活性化を考えた行事等を考えておられることはないですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今そのような考えは特段ございませんが、今評価を頂いた、水がきれいということと、基本的に安全面に十分配慮した形で運用していくということとしておりまして、運用方法等につきましては例年どおりの運用とさせていただきたいと思っております。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 1つ、町民プールを使った提案なんですけれども、スポーツはスポーツ大会があります。走る、投げるとか。プールにおきましては、やっぱり水泳大会、水泳レクリエーションという形で来ると思うんですけれども、難しいです。健康面も安全面も考慮しなければ難しいですけれども、この場で提案させていただきます。もし検討の機会があれば、水泳大会という形で検討していただければと思いますが、いかがでしょうか。検討してください。

では、その次をお願いします。その他、社会活動支援についてです。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、3つ目のその他の社会教育活動の支援についての質問に対し、順次回答させていただきます。

まず初めに、ボーイスカウトに関しましては、ただいまこの場におられ、5期20年の長きにわたり町民の方々の生の意見を行政に届け、つなげることを信条として活動されてこられました富木議員による橋渡し役としてのお取り計らいにより、当該ボーイスカウトの代表の方と実際にお会いし、今後の支援の在り方について協議の場を持たせていただいたところでございます。その際、今後の町のボーイスカウトに対する支援につきましては、この先の当該団体による本町へのまちづくりへの参画や協働に向けた考え方や具体的な事業について、引き続きご検討いただくということを前提として、前向きに検討させていただくことを互いに理解し、共通認識を図らせていただいたところでございます。

一方、スポーツ少年団に関しましては、町内在住でスポーツ少年団に係る奈良県登録をされている団員には1人1,400円、上牧町登録をされている団員には1人800円の補助金を支出しているところでございます。

次に、文化教室でございますが、文化教室は町が主体となって実施している事業であることから、支援という概念ではなく、町としての今後の在り方について回答をさせていただきます。文化教室は、時代の動向や教室を希望される方々のニーズに合ったものであり続けら

れるよう、町民が集い、学ぶ場所と機会の提供など、生涯学習を通じて人と人の触れ合いを深めるような教室運営を行うことが何より重要であり、そのことは町の魅力向上にもつながり、町長が標榜しておられる選ばれる町になるための一助であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この中で、今スポーツ少年団のことについて少し質問させていただきます。これまで体育祭のことについて、そしてスポーツ少年団の人数の減少について、周知して増やしていくという質問もあったかと思うんですが、まず、これから他町では、スポーツ大会、体育祭は中止になっていることが多いんですが、本町においては引き続きスポーツ大会という形で開催していただけることを非常に感謝しております。その中において、スポーツ少年団の参加、組織が社会教育課の中でのスポーツ少年団と思うんですけども、その中で、一昔前はスポーツ少年団の方が体育大会に参加して、非常ににぎわっていたという記憶が確かに僕もあるんです。

そして、その中において、これはこれから復活検討してほしいんですけども、体育祭においてスポーツ少年団に参加してもらい、コラボした競技種目を考えた上で、参加を周知していただいて、もう一度、子どもたちがスポーツを楽しめる、野球、サッカー、いろんな競技の子が集まって盛り上がる。そして大人が集まって、多世代の人を集める魅力的なイベントにすることはできないかということで非常にわくわくはしているんですが、そしてスポーツ少年団の参加という提案を今させてもらいましたけれども、そちらはバスケ、野球、陸上、空手、剣道、いろいろあると思うんですけども、個別の種目をユニフォームで参加してもらって、例えば空手、剣道であるならば演舞、もちろん日本の武道ですよ。演舞してもらおう。剣道であればここに風船をつけて、ぽんと割る、レクリエーション的なものがある、そういう提案もあるんですけども、演舞をしてもらって、格好いいなど。オリンピックで空手も種目になりましたし、その辺をやってもらいたいと思いますので、バスケについても、野球、サッカーについても、こちらは皆さんの記憶にあると思いますが、ストラックアウトという形で数字を抜いていく、レクリエーション的な楽しいイメージ。そういうイメージで導入してもらえれば盛り上がるのではないかとということで提案させていただきます。あとはクラブ対抗のリレーのような、昔はあったんですよ、野球とサッカーと競走して、親が盛り上がる、コーチが盛り上がる。その白熱した熱戦をもう一度よみがえらせていただきたいと思って、創意工夫が必要ですが、広報等にも関わってくるんですが、ぜひお願いしたいと思

います。いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） スポーツ少年団の充実、活性化については、さきの議員からもご質問いただいております。また現状、かなり団員数が少なくなっているということで、その団員たちの取組を今後、町民体育祭に代わるイベントとして考えております際に披露をするということで、その辺で広めていく。その広がりによって団員数が増えてきたときについては、町が行うスポーツイベント等に積極的に参加をしていただくことによって、さらなる充実を図っていけるのかなというふうに考えておりますので、このことについても、町民体育祭の在り方を考える上において考慮させていただきたいという考えを持っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） そういうところはスポ少からずっとつながるんですけども、第5次計画にも書かれていたと思うんですが、数年前に質問させていただきましたけども、地元でスポーツを進めて、育てて、出ていってもらって、コーチで帰ってきてもらうという、第5次計画にも書かれていたんですが、ここで前回の議員のときにお話になりました表彰、功労賞等のことで、自己申告してもらって表彰するという形になっていたと思う。これからは少し変えていくという方針をお聞きしたんですけども、今現在においてやっぱり大人で活躍している人もいます。例えばバスケットでいうと、以前、子ども駅伝で初めて上牧町が入賞したとき、町の部で3位になったときのバスケットの女の子が、高校で名古屋でウィンターカップに出場し、そして今関東の大学で活躍しています。上牧出身の子です。正月やお盆には帰ってきます。野球でいいますと、こちらの上牧町在住で、京都の高校に行きましたけども、甲子園に出て、今大阪ガスに所属してキャプテンを務めて、日本選手権で優勝しているという、こういうすばらしい選手もおりますし、もちろん陸上競技においても、今年高校生で都道府県駅伝の男子で選ばれて走った子もいます。特殊な競技ですが、ボクシングにおいても、現在の上牧町の大学生で、国体入賞、数年連続で優勝しているという選手もいます。そういう人をリサーチしてもらって、呼んでいただいて盛り上がるという方法もあるんですが、その辺の構築をぜひしてもらいたいと思うんですが、そちらだけお考えをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今、議員の質問をお聞きしておるんですが、質問の内容と違うとこ

ろがあって、分かる範囲で対応はさせていただいておりますが、その辺について、また次回でも詳細の通告を頂いたら、用意周到で回答させていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それと、先ほどマラソン大会の人数について資料がなかったんですが、その部分について説明させていただきます。今回、46名の参加がございました。そのうち42名が町内で、4名が町外という参加の状況でございました。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 細かい数字をありがとうございます。やっぱり200、300、参加してもらえるマラソン大会であってほしいと思うので。

そうしましたら、町においてのスポーツ振興普及という形で様々質問させていただきましたけれども、この項目の最後ですけれども、ご答弁は結構ですので。前日に部長から、小学生の体力テストにおいて、一部は平均を下回り、ほとんどは平均の上で、緊急な対策を講じるところではないとおっしゃっていたんですけども、やはり体力向上とする上で、本当に底上げをしていくのであれば、子どもたちにアンケートを取って、競技的なこと、興味があること、そして体力を向上するためにどのようにするかという調査も必要かと思うので、ぜひその辺も検討していただきたいのと、あと町民の体力向上の上では、体力テストをまずしてもらって、個々の事項の今の体力を把握するということが大事です。これも行事ですけれども、町民参加全体の体力測定ということをやると非常に盛り上がるのかなと思いますので、その辺も検討していただければと思います。こちらは答弁は結構ですので、ありがとうございます。

そうしましたら、次の項目。これで大きな1番は終わりですよ。ありがとうございます。もう1個ありました。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 1つ目の、行事再開の方針についてのペガサスフェスタについてご回答をさせていただきたいと思います。令和4年に行いましたペガサスフェスタにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして3年ぶりの開催となりました。感染状況を考慮し、手指消毒のアルコールの設置であったり、専用の飲食スペースの確保など、できる限り感染対策を講じながら開催させていただいたところでございます。令和4年におきましては、町制50周年記念ということもあり、ステージでの劇団ペガサスによる特別講演であったり、また菊人形展、上牧町のPRキャラクターであるゆりはちゃんのお披露目であっ

たり、またキッチンカー、協定を結んでいる企業の協力など、これまでになかった新しいコンテンツも取りそろえさせていただきまして、過去最高となります約5,000人の方々に来ていただき、楽しんでいただけたらと思っているところでございます。

令和5年度におきましても、新型コロナウイルス感染症の状況等もございしますが、適時適切な運営を行っていき、創意工夫の下、少しでも多くの方に来ていただき、楽しんでいただけるようなペガサスフェスタを開催していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 細かなご答弁をありがとうございます。来年度に向けても非常に盛り上がっていったらと思います。今年は50周年で、大きな枠で菊人形のこととかをやられたということで、1点だけです。予算委員会でもお尋ねしたんですが、来年度も中でやられるということなんですが、もし雨が降った場合、中では開催できるので、駐車場のあそこはため池になるので、豪雨になると使えなくなるので中止になったと、その点が非常に懸念される所です。その辺の検討、今すぐにはお答えは出ないと思うんですが、雨でもできる行事であってほしいので、その辺の検討、駐車場の件ですが、ご検討だけよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議員におっしゃっていただいたとおり、また予算特別委員会の中でも担当課長から少しご答弁をさせていただいたところでございますが、あの駐車場は、確かに雨が降りますと、貯留浸透的な機能を備えているということで、一定程度、水をためて浸透させるということになっておるんですけど、ただ、あこのスペースは特に飲食を提供する、今年でいうと商工会さんであったり各種団体であったり、特に飲食を提供していただいたりというようなスペースとなっておりますので、そうなりますと中止の段階がどの時点でどういうふうに判断するのかということも、なかなか難しいのかなと思っているところでございまして、ただ過去におきましては、確かに1回ぐらいであって、それ以外は小雨の中ではできるという判断をさせていただき、せっかく1年に1回のイベントでございしますので、できる限り楽しんでいただきたいということで、創意工夫をしながら実施していきたいと思っておりますので、令和5年度におきましても、議員にご意見を頂いた分も踏まえて、その辺についても検討していきながら実施していきたいと思っているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、質問事項の2、公共施設相互利用実証実験について、1つ目の実証実験の対象施設の選定の方法について回答させていただきます。当該実証実験の対象施設の選定方法につきましては、公共施設に関する中和・西和広域連携検討会の中で、7市町において共通して設置をしております体育館、アリーナ及び文化施設としてのホールを対象とすることが決まり、当該基本的な考え方の下、当町におきましては、体育館2か所、文化施設としてのホール1か所を対象施設として決定させていただいたところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） ありがとうございます。では、2番をお願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、2つ目の実証実験後、今後の公共施設への活用について回答させていただきます。当該実証実験につきましては、令和4年10月1日から本年3月31日までが実施期間とされておりまして、現在も当該実証実験は継続中でございます。今後の展望といたしましては、来年度、令和5年4月1日から同年9月末日までの期間において、今年度における各市町での実証実験の結果の振り返りと検証を行うこととされておりまして、同年10月1日からは第2弾の実証実験を行うこととされているように聞き及んでいるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） この3月31日に一応終了して、4月1日から9月末でということをお聞きしているんです。これから継続してやられていくわけで、ここで問題になってくるところがあると思うんですが、3番の予約等のシステム上の問題点が他町でも発生しているので、その辺がどうだったのかということをお聞きできますか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどの回答で、本町の実証実験の結果を漏らしておりましたので、併せて今報告させていただきます。本町における2月末までの申込み状況でございますが、このシステムを利用した申込みについては、体育館における町外利用者の方の1件のみにとどまっております。ペガサスホールでの申込みの実績はございません。

続いて、問題について説明をさせていただきます。今、件数等の報告をさせていただきましたが、どこの市町にあっても利用はあまりなかったというふうな報告を受けております。

これがまた第2弾の実証実験を行うに際しての課題であるのかなというふうに認識をしています。また、当町のこの部分を担当しております社会教育課、文化振興課の担当から聴取した段階でのレベルでの課題といたしましては、この実証システムを運用する上においては、従前の紙媒体による受付状況をつぶさにシステムに落とし込むという必要がございます。それをしないと、いわゆるダブルブッキングが生じてしまいますので、紙媒体での申込みをリアルタイムでシステムに落とし込む作業が加わったということで、若干の事務の煩雑さが生じているというふうに担当から聞き及んでおりまして、町としての課題でもあるのかなというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 今、最後に言っていたシステム上のことで、担当の方が非常に困っていたということを他町でも聞いています。その辺がこれからの課題になってくると思うんですが、紙媒体であるのか、パソコンで申し込むのか、その辺がなかなか難しいところですね。これから検証を続けていかれるということで、いい方向で皆さんが利用できるようなことが構築できればと思いますので、その辺をお聞きしておきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 3つ目の3番、災害時の対策について、こちらでは大規模災害時のライフラインの確保について、今現在、電気、水、ガスの供給対策、こちらを少し確認させていただきたくて質問項目に入れました。よろしくお願いします。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 3つ目の災害対策についてということで、令和3年12月議会におきまして、竹内議員からこの分についてご質問を頂いていると記憶しております。そのときの質問の内容といたしましては、電気の供給についてということで、奈良県内の自動車会社と提携を結んで、災害時に電気を供給できる車を貸出しされている市町村があるということで、上牧町のそのときの考えはどうかというようなご質問を頂いたところでございます。そのときの私の答弁といたしましては、現在、協議を進めておりますので、協議が整えば締結をさせていただきたいというふうに答弁をさせていただいたところでございます。協議の結果、令和4年、昨年4月に、日産自動車株式会社と奈良日産自動車株式会社と電気自動車及び再生可能エネルギーを核とした災害に強いカーボンニュートラルな地域づくりに係る包括連携協定を締結させていただきました。多様な資源の活用といたしまして、自動車販売会社の

EV車を活用し、災害時でも避難所等で継続して電力を供給できる体制といたしまして、電気自動車1台と電気の軽自動車1台を買わせていただきましたというのが現在のところでございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 電気の供給体制は、去年4月に僕も見学させていただきました、非常にすてきなことだと思っております。あと、ガスに関しましては、これはガス会社の担当のことになると思うので、水に関して少しお聞きしておきたい。水だけで結構ですので、よろしくをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、水の供給対策ということでお話しさせていただきます。災害時には給水拠点を設置させていただきました、非常用給水資機材を用いて応急給水活動を実施するという、こういう運びになっております。上下水道課で保有しております非常用給水資機材についてですが、これは1.5トンのダンプトラックが1台、そして軽四のダンプが3台、そして仮設水槽として容量2立米の給水容器として1基、そして給水車として活動させていただく給水タンク、容量1.5立米が1基、そして1立米が2基、そしてポリ容器、50リットル以下が240個、そして500リットルについては10個で、飲料用の水袋6リットルについては1万枚、そして10リットルの飲料用水袋については2,000枚ということと、機材といたしまして仮設給水栓が10基、そしてそれに伴う加圧用のエンジンポンプが1基を保有しておるという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 竹之内議員。

○5番（竹之内剛） 非常に細かく説明していただき、緊急時のときは安心して、まずは3日間のいでいける、1週間しのいでいけるということを確認いたしました。これで少し安心できました。ありがとうございました。

以上で結構です。これで私の質問項目は全て終わりましたので、これで終わらせていただきます。適切なお答弁、ありがとうございました。以上で終わります。

○議長（吉中隆昭） 以上で、5番、竹之内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は14時。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。

◇

◇木内利雄

○議長（吉中隆昭） 次に、9番、木内議員の発言を許します。

9番、木内議員。

（9番 木内利雄 登壇）

○9番（木内利雄） 9番、木内利雄でございます。議長より指名、許可を頂きましたので、通告書に従い順次質問をさせていただきます。

その前に、一言お祝いを申し上げたいと思います。この春、幼稚園を卒園、また小・中学校を卒業されました皆さん、誠におめでとうございませう。それぞれ次のステップに進まれるわけですが、お体を大切に、お大事に頑張られますように祈念を申し上げるところでございます。また、保護者の皆様方には、誠におめでとうございました。一言お祝いを申し上げました。

それでは、質問事項に入らせていただきます。

1点目は、静香苑で火葬後、遺骨を骨つぼに納めた後に残ったいわゆる残骨灰の扱いについてでございます。

2点目は、2022年9月30日に開校したフリースクール事業についてお伺いいたします。

3点目は、学校の安全を高めるSPSの認証取得について、それぞれお伺いいたします。

それでは、早速ですが、質問の内容に入らせていただきます。

1点目の残骨灰に関してお伺いいたします。静香苑で火葬後、遺骨を骨つぼに納めた後に残ったいわゆる残骨灰についてですが、2022年10月24日付産経新聞では、以下のように報道されているところであります。火葬場を持つ全国の自治体で、残骨灰から金や銀などの貴金属を抽出して換金する取組が広がっている。危機的な財政状況にある京都市も、2022年に初めて実施し、約1億2,000万円の収入を見込む。残骨灰の取扱いに明確な定めはなく、各自治体に委ねられているのが現状だが、個人の尊厳を理由に実施しない自治体も。多死社会を迎える中で、直面する課題として注目される。

今申し上げた多死社会とは耳になじみのない言葉ですが、高齢化社会において、多くの人が死に接するという意味の多死社会ということでございます。また、京都市は2022年秋に、保管場所にある2021年1月から9か月分の残骨灰約39トンから約35キロの貴金属を抽出した。量と売却見込額の内訳ですが、金、ゴールドは約7.2キロで、換金額は約5,980万円。2点目はパラジウムで約6.3キロ、これも5,670万円。3点目は銀、シルバー、約21キロで190万円。4点目はプラチナで、約0.2キログラムで103万円。合計1億1,950万円の貴金属を抽出し、圧縮された残骨灰は2.3キロまで減容、要は容積が減ったということです。当初は39トンあったやつが2.3トンまで減容された。再び保管場所に戻し、今後ほかの残骨灰についても同様に取り扱うという。以上が産経新聞の報道内容でございます。そこで、静香苑についてお伺いいたします。

1点目は、貴金属の活用はあるのか否か。

2点目は、直近5か年、つまり2017年、平成29年から2021年、令和3年の上牧、王寺、河合町の3町の合計及び3町以外、その他の年間火葬件数についてまずお伺いするところでございます。

次に、フリースクール事業についてお伺いいたします。不登校の児童、生徒が安心して活動できる場を提供するとともに、不登校児童、生徒の学校復帰や社会的自立に向けて支援し、不登校児童、生徒の減少を目指す目的のために、居場所づくりとしてフリースクールを設置するとして、本町では2022年9月30日に開校したところでございます。そこで、下記事項についてお伺いいたします。

1点目は、開校の曜日と時間。

2点目は、学年別の利用者、登録者数についてお伺いいたします。

3点目は、プログラムについてお伺いいたします。

4点目は、成果と課題について。

5点目は、学校別の不登校の児童、生徒数について。

以上、それぞれについて答弁を求めるものでございます。

次に、学校の安全を高めるSPSの認証取得についてお尋ねいたします。昨年、2022年3月議会での私、木内の質問に、松浦教育長は、SPS認証支援申込みをした学校には画竜点睛を欠くことのないように期待し、応援したい。そして、来年3月頃には笑顔で認証取得ができたと報告できるように全力で取り組むと力強い答弁があったところであります。よって、その後の進捗状況についてお伺いいたしたいと思っております。

質問事項、内容については以上でございます。再質問に関しましては質問者席で行わせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、1つ目のご質問でございます。貴金属の活用はあるのか否かということでございます。静香苑では、火葬後の残骨灰に含まれる貴金属の活用につきましては、現状としてはございません。政令指定都市等の中には、残骨灰の中から金や銀などの貴金属を抽出して財源に充てているところがあるようですが、静香苑ではそれらと規模の違いがあること、また遺骨や遺骸を大切にする遺族感情に寄り添うことが大切であるとの考えで、開園当初から実施していないというのが現状でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） それでは、今の部分についてお尋ねしたいんですが、これらの換金するということについて、組合議会等で議論されたことはあるのか否か、まずお伺いしたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） ございません。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） では、次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、2つ目の質問でございます。直近5か年の年間火葬件数ということでございます。まず、平成29年度におきましては700件、そしてその他として構成町外として46件で、746件となっております。平成30年につきましては743件、そして構成町外として59件で、合計802件。令和元年につきましては779件、構成町外が65件ということで、844件。令和2年が768件、そして構成町外が64件で、832件。令和3年が761件で、構成町外が107件ということで、868件。

以上となっております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今、5か年のそれぞれについて火葬件数を述べていただいたところであるんですが、まずお聞きしたいんですが、令和3年の上牧町、王寺町、河合町以外で、他の市町村からの火葬依頼があったと思うんですが、これは令和3年以外は50とか60とかの火葬件数なんですが、令和3年だけが107件というふうに突出しているんですが、これは何かあっ

たんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） この件につきましては、組合の見解といたしましては、奈良市火葬場の建て替えによりまして周辺火葬場へ流れたことによる増加というふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 奈良市が修繕とか改修とかがあって、こういうのはお互い貸したり借りたりというのか、融通し合うというのはよくあることなんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 融通といいますか、当然、市町で処理されるという部分はあるんですけど、そこが使えないというところであれば近隣のところで利用されるということがあるかと思えます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 次に、檀上でも申し上げたように、最終的に残骨灰はどのように扱っているのかという点について答弁を求めたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） それでは、残骨灰につきましては、委託業者であります株式会社三宝が引き取りまして、選別を行い、納骨灰及び金属類、そして廃棄物に選別されるということになっております。納骨灰、残骨につきましては、年1回の合同供養祭を愛知県の豊橋市にあります永福寺で行いまして、愛知県の新城市にある賢居禅院へ納骨されておるといこととなっております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 最終的には株式会社三宝さんでという話だったんですが、この三宝さんに関しては、どのような経緯でこの業者に最終処分を任せているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） まず三宝さんに決定した経緯ということで、これにつきましては、平成17年に王寺町が上牧・薬井線道路築造工事に伴い、礼拝堂の処理を三方さんに委託されたということで、このことから組合におきましても、残骨灰の処理を平成18年、開園当初から三宝さんをお願いしているというところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄）　そこで3町の組合議会等へ三宝さんから一定の報酬というか、換金はあるのでしょうか。

○議長（吉中隆昭）　都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁）　現在は回収、選別、そして供養を無料で委託しているという状況でございます。

○議長（吉中隆昭）　木内議員。

○9番（木内利雄）　先ほど冒頭で理事から答弁があったんですが、遺族の心情から見て、換金するのはどうかというふうな発言があったように思うんですけども、よく考えてみると三宝さんも換金しているんですよ。せやから静香苑で換金するのか、名古屋の三宝さんで換金するのかだけの差なんですよ。これはいかがですか。

○議長（吉中隆昭）　都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁）　今の議員のご指摘のとおり、そういうことも考えられるんですけども、世間といたしましては、遺族感情に配慮する形で、今現在までそういう形で委託をしてきたということが現状でございます。

○議長（吉中隆昭）　木内議員。

○9番（木内利雄）　ちなみに皆さんのタブレットに、本日朝、議会事務局にお手数をかけて、残骨灰資料がタブレットに入っているかと思うんですが、見ていただいたらよろしいかと思えます。これはざっくりとした数字でしかやっておりませんので。カメラはしばらくの間、私を映さずに向こうを映してくれて結構ですよ。これはほんまにざっくりとした数字でやっておりますので、木内が試算をしたということで捉えていただきたい。今回、京都市の人口を1として、3町、つまり上牧、王寺、河合の人口を出したと。これが奈良市を1とすると、3町の合計では0.042となる。全国47都道府県では、京都市と比べて86倍となるという、ざっくりとした数字で計算したので、詳細にはまた皆さんでやっていただいたらいいと思います。

右端の備考欄にあるのは、京都の新聞報道は9か月間の実績だったので、それに1.3を掛けて、1年間に換算したという意味の1.3を掛けてあるだけの話です。それでいくと、京都市は金、ゴールドは金額換算で年間7,774万円、3町、つまり静香苑においては326万円、全国に直すと66億8,564万円。全国になるとすごいと思いますね。これを全国の金の重量に直すと805キロになるんです。805キロの金が、全国に換算すると、それだけの金が取れるんです。金以外で、ゴールド以外で全金属、先ほど申し上げた銀とかそういうのも入れてやると、京都市は年間1億5,500万円、上牧町、王寺町、河合町でいくと年間651万円、これは全国でいくと

133億円なんです。携帯電話のレアメタルを集めるとか言っていたのもそうなんです、それがどれだけ集まったかは存じ上げないんですが、これは133億円も貴金属が集まるということでございますので、しっかりところら辺も念頭に置きながら、今回、町長に後で感想を聞くんですけども、一石を投じるということで置いておきますので、またご検討いただけたらと思います。今までDから答弁をやって、私がいろいろ申し上げた。ここまでのかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今聞かせていただいて、全国的に数字を示していただいたら、すごい額になるんだなど。京都の場合、それと我々静香苑の場合、年間の残骨灰の処理の量も違いますので、全国的、京都、それと静香苑と一概には比較できないのかなというふうにも感じておりますが、今、木内議員のおっしゃるように一石を投じると、考えてみてもいいのではないかと、こういうご示唆があったというふうに聞かせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。それで、いろんなご意見があると思うんですが、方法もいろいろあると思うんです。だからパブリックコメント、または知識人、宗教人等々のお話も聞いて、よりよい判断をされること、それと、換金してもいいと言う人もおると思うんです。これを可とする人もおれば不可とする人もおる。そやから火葬場に来られたときに、あなたは可ですか、不可ですかという選択をしてもらってもいいわけです。だから別に、それで可とする人は、保管はここですと。不可という人はここですと。付加という人に関しては、三宝さんへ持って帰ってもらったらいいいわけです。だから静香苑で換金するのか、名古屋の三宝さんで換金するのかの差だけであって、だから分別して可という人はここで保管しましょう、不可という人はここで保管しましょうという方法もあるので、しっかり協議してお取り組みいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 今回、木内議員よりご提案ということで、しっかり受け止めさせていただきまして、またいずれにいたしましても、3町で構成しております静香苑環境施設組合でございますので、そこでしっかりと協議、検討を行っていければということをお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 結構です。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、フリースクールに係るご質問につき、回答させていただきます。まず1点目の開校曜日につきましては、年末年始、祝日を除き、毎週火曜日、木曜日及び金曜日としているところでございます。また、開校時間につきましては、午前11時から午後3時までとしているところでございます。当該開校曜日及び時間につきましては、不登校状態に陥っている児童、生徒の状態を考慮しつつ、ほかの自治体や適応指導教室、民間のフリースクール等の事例なども参考にしながら、設立当初に定めたものでございまして、現在利用していただいている子どもたちのペースには一定合ったものになっているように感じているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 今ありました毎週火曜日、木曜日、金曜日、それから11時から午後3時までという答弁でございましたが、まず曜日も何で毎日しないんだというのも1点なんですが、時間帯、これは何で11時かなと思うんです。普通の学校が始まるのは何時ですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 8時30分頃だというふうに認識しております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。8時30分に普通の学校は始まるんです。11時というと、ゆっくり起きてきて、だらっとした生活態度でもいけるんです。せやから、本当に本来の学校へ戻りたい、本来の生活に戻りたいというのであれば、普通の学校と一緒にように8時半からとするのが通常考え方だと思うんですよ。ほんで、8時半に来られない方は別に10時でもいいよと、そういうフレキシブルな考え方でもって、頭から11時やと言ったら11時にしか来ないんですから。8時に来たって開いてないわけですから。この点はいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 今の議員のご指摘のとおり、11時と設定をさせていただいたのは、当初は居場所づくりという形でスタートをさせていただいたところでございます。また今後、当然、学校復帰を視野に考える上においては、従前の11時ではなく、いわゆる子どもたちの生活習慣は一朝一夕に変わるものではないという認識をしておりますので、その部分、学校復帰を視野に入ってくる子どもがいるということを前提に考える上においては、通常の学校と同じ時間帯に開校をさせていただいて、当然その部分については、一応登校も、来てもら

うときも帰ってもらうときも子どもの自由には任せてはおるんですけど、子どもたちの学校復帰を目指す上においての選択肢の1つとして、早期8時半からの開校についても重点的に検討していく項目であるというふうに認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） よろしくお願ひしたいと思います。それから曜日なんですが、いろんな理由があって、火曜日、木曜日、金曜日が開校日ということに設定されたかと思うんですが、児童、生徒たちはいろんな環境の子がいると思うんです。保護者の皆さんが家庭におられる曜日がこの曜日やとか、この曜日は保護者は全く家にいてないとかみたくないいろんなケースがあると思うんですよね。であるならば、月曜日から金曜日までしっかりと普通の学校のように開校されるのが、児童、生徒のためにはよろしいかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） フリースクールの利用に際しましては、年度単位で申込みの更新をさせていただくこととしております。近々に来年度に来ていただける方の部分の確定ができますので、当然その選択肢の中で、いつでも来れるという体制が一番望ましいとは思いますが、子どもたちの初期段階において、3日間を開校日と定めるという方向性の下に定めさせていただいたものでございますが、今後来ていただく方、子どものニーズ、それと先ほど議員がおっしゃいました、家庭の事情でお母さん、お父さんが働きに出ておられるところ、仕事との兼ね合いで希望される日の部分も若干変動してくるのかなという認識をしておりますので、今後は一足飛びに5日間開けるということではなく、それらのニーズに即応した形、また来てもらうための条件をクリアにしていくという観点からも、引き続き検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 大切なのは、この子たちに本来の学校に帰っていただくという本来の取組だと思うので、この子たちが取捨選択できるように、フレキシブルな考え方ができるように、教育委員会でしっかりとお取組をされるように申し上げておきたいと思ひます。

それでは、学年別の利用者登録者数、それからプログラムについて、それと成果と課題について、この3点について答弁いただきます。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） まず、令和5年2月末日現在の利用者の内訳についてご説明をさせ

ていただきます。小学校につきましては、3年生が1名、5年生が1名、6年生が1名、計3名。中学生につきましては、1年生が1名、2年生が2名の計3名。小・中学校合わせまして合計6人の児童、生徒に対して利用を承認させていただき、日々通所していただいているという状況でございます。

続きまして、フリースクールにおけるプログラムについてご説明をさせていただきます。フリースクール事業は、不登校児童、生徒の支援としての居場所づくりを目的として当初始めさせていただいた事業でございます。現時点では、引きこもり状態からの脱却、また子どもたちにとって安心して過ごせる居場所の定着を目指している段階であるため、子どもたち一人一人の気持ち、体調などを踏まえ、毎日、専門の指導スタッフが、子どもたちに今日は何をしたいかということの働きかけをしていただいた上、確認の上で、個別に対応したプログラムについて運用をしているという状況でございます。ただし、継続利用ができていない子どもたちにつきましては、議員がおっしゃいましたとおり、これから本格的に学校復帰を視野に見据えたフェーズに移行することが想定をされますので、その部分については、子どもたちの思いと、実際に指導に当たっていただいている指導員の方々との意見を聞きながら、教育委員会において検討していきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、成果について説明をさせていただきます。現在利用している子どもたちは、フリースクールが安心して過ごせる場所になっていることに一定の安心感が芽生えてきているように思っております。また、日々、子どもたちを見ている担当者といたしましても、笑顔が徐々に戻ってきたということも成果として大きいものであるのかなというふうに認識をしているところでございます。

一方、課題といたしましては、現在、スタッフとの面談、指導を行い、子どもに寄り添った支援を統一できてはおりますが、開校当初は、繊細な子どもたちに対してスタッフの指導が合わないというケースもございました。また、現在、フリースクールを利用してくれている子どもたちは、とても心優しく極めて繊細な心を持っている子たちでございます。それがゆえに、他者への思いやりが普通以上に強く、ささいなことでも気に病んでしまうというところも時にございます。そのため、子どもたちの優しさによるそれぞれの思いをうまく理解して、共有することができる関係性を今後保っていくことは喫緊の課題であり、過度に周りを気にすることのない一定安心できる場所であるということとをさらに子どもたちに分かっていただいて、フリースクールの運営については、そのような観点からも官民連携をしながら推し進めていきたいと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。そこで1点お尋ねするんですが、現在6名が登録されていると。学校復帰に近くなつたと感じておられることはあるのか否か。ここら辺のところはあるんでしたら、少しそこら辺を掘り下げて答弁いただきたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 個別具体的なお話はあれなんですけど、途中から利用していただいている女の子がおります。彼女は当初、フリースクールへ来たときに帽子を目深にかぶって、このご時世、マスクをしておりますので、表情が全く分からないというところで、片隅で孤立をする場面が多く見受けられました。その彼女が、最近に至っては帽子も脱いでおりますし、小学校中学年なんですけど、その下の子どもにお姉さんのごとく立ち振る舞いをしているということも聞いておりますので、その部分について、今後さらなる学習面のフォローができれば、学校復帰も現実であるものとして見えてくるというような事例もございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。お尋ねしているんですが、課長とか部長は、この開校日には顔を都度のぞかせて、その6人の子どもたちと話したりなんかは、そういう活動はなさっているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 何分、フリースクールを始めたばかりでございまして、暗中模索の状況であるんですけども、教育委員会といたしましてもNPOに任せきりということでございけません。担当者、担当課長、担当部長としても、毎回とは申しませんが、行かせていただいて、子どもたちの様子を見つつ、また指導に当たっていただいている方、運営に当たっていただいている方との情報共有を積極的に図るということにしております。とりわけ担当課長については、かなりの頻度で行って来ておりますので、かなり親しみを感じてくれていて子どもが多いのかなという認識をしているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 部長とか課長とかは大変忙しい立場ですから、しょっちゅうは行っていないと思いますが、誰でもいいんですけど、補佐でもいいんですけども、別に会員でも構わんと思いますが、そこら辺は向こうの指導員と連携しながら、しっかりとじかに皆さんが見て、課長が、もしくは部長が報告を受けて、適切な運営の仕方をされるように強く望んでおきたいと思います。

それでは、次、学校別の不登校児童、生徒数についてお願いいたします。一番最後です。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） それでは、本町における学校別の1年間において欠席日数が30日以上の不登校児童、生徒数の状況についてご説明をさせていただきます。本年1月末日現在のデータにはなりますが、小学校で13名、中学校で21名の不登校に至っている児童、生徒が存在をしております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 13、21とおっしゃいましたかね。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 小学校の内訳についてご説明申し上げます。上牧小学校が5名、上牧第二小学校が2名、上牧第三小学校が6名、中学校におきましては、上牧中学校が15名、上牧第二中学校が6名という状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。合計で34なんですけど、現在フリースクールに登録されているのが6名。34マイナス6で28かな、この子たちに関してはどのような手当をなさっているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） かねてから、フリースクール開設に当たって小・中学校の校長には、設置の目的であったり意義を説明させていただいているところでございます。また、現在、それぞれの学校において不登校状態になっている児童、生徒については、学校においても積極的なアプローチをしているところでございますが、学校の従前の取組で学校復帰が見込める児童、生徒も少なからずいるということもございます。また、学校としてフリースクールに入るのが適切であるという児童、生徒も中にはいるのですが、ご家庭の状況であったり、保護者の意向も確認をする中で、現在の不登校の子どもたちをフリースクールにおいて全て網羅はできていないという状況でございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） これは全く私の知識がないところで申し訳ないんですが、そこでお尋ねするんですけども、三十数名が不登校でおると。学校の先生方は、これらの児童、生徒をフリースクールに行かせるよりも自分のところへという引っ張り合いみたいのはないんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 引っ張り合いではないと思うんですけど、基本的に学校の先生方は、やはり学校復帰を第一義に考えておられるのかなということは感じます。フリースクールにおいても、そのフリースクールの取組の過程の成果として学校へ戻るということも期待はしているのですが、取りあえずは家から出にくい、社会的な自立がうまくいかない子どもたちのまず受皿として居場所をつくることによってということで、学校の先生とフリースクールの運営については、考え方に若干のずれがあるのは認識しております。ただ、どちらについても、子どもたちの将来を考える上においての学校、教育委員会の取組でございますので、その部分について、それぞれの事情はありますけども、フリースクールに入ることによって学校復帰が早期に実現をするということも、学校の先生方も十分認識をいただいていると思いますので、その部分については、個々の子どもの状況に応じた形での適切なアプローチが必要ではないのかと考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 私は現場のことは全く申し訳ないですけど分からないんですが、とにかく子ども第一、児童、生徒第一、この子はどっち側に行かせたほうがいいのかというのを、別にいがみ合っているわけではないとは思いますが、この子のためにはどっちがいいのだというのを高いところから判断されて、しっかりとその子のため、全ては子どものために、課長もしっかりとお取り組みいただきますように。男よりも女性が行かれたほうが、割と子どもはなじみやすいのかなというふうにも思ったりもしておるんですが、課長もしっかりとお取り組みいただきますよう、部長もよろしく願います。全ては子どものため、この一言を念頭に置いて、この事業を成功させるように、しっかりとお取り組みいただくようお願いして、この件は結構でございます。ありがとうございました。

あと次、教育長、願います。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 少し時間を頂きたいと思います。SPSのこのセーフティー・プロモーション・スクールにつきましては、令和4年の3月定例議会で、1年後の認証に向け、精いっぱい努力をさせていただきますと私からお答えしたことを記憶しております。本町では当初、第二小学校からまず名のりを上げていただき、その後、第二中学校でも声を上げていただき、1小学校、1中学校の2校で、この1年間の認証に向けての取組を進めてまいりました。認証に向けてのハードルはとりわけ高く、第1段階といたしましては、書類選考とそ

の主たる内容でございました。全国でこれまで認証を受けられた先進校の取組事例を参考にしながら、上牧の地まで足を運んでいただいていたの助言指導やレクチャー、またコロナ感染のピーク時にはリモートによる校内研修を持つなど、多くの先生方にご苦勞いただいたところでございます。

東日本大震災からちょうど12年、九州の熊本地震から約7年が過ぎました。その復旧、復興は厳しい道のりではありますが、迅速かつ着実に再生することを目途に日々努力されておられる学校や地域に少しでも近づくことは、上牧町にとっても貴重な学びになることは言うまでもございません。向こう3年間で、二小は防犯教育、第二中学校は防災教育を柱に据え、7つの指標を確実にクリアできるよう努力していただくことを大いに期待しております。

一例を申し上げますと、二中の取組の一環としては、移動を伴う避難訓練の際、自衛隊の方からAEDを用いた救命救急講習のアドバイス、また来年度は、令和5年5月27日、土曜日ですが、土曜参観、休日参観を行い、生徒と保護者での防災ワークショップも計画をされているように聞いております。今までになかった取組だと私自身も感心をしているところでございます。何よりも、子どもたちの気持ちを引きつけるために、教員がまずは危機感、危機意識を持つことが大切だと言われております。上牧町で生まれ育った子どもたちに、上牧町だから大丈夫だということではなく、自然災害を含む様々な被害は、寺田寅彦が申しましたように、天災は忘れた頃にやってくるという名言のとおりでございますが、いつどんな形でどこに起こるか分からない現状でございますので、そんな認識をしっかり子ども、保護者、地域の方々、また我々教員の意識の中にしっかり植え付けていきたい、そんなふうに考えております。両校が掲げた防犯、防災のテーマは、日本の至るところで学校や地域で直面している課題でございます。

そんな中、私も微力ながら、何か学校とSPS本部との橋渡しになればと、大阪教育大学藤田教授の下へ足を運ばせていただくこともございました。具体的に申しますと、当初、何から手をつけてどんな書類を整えたらいいのかと。書類選考をしっかりクリアしなければ、この認証を受けることがまずできませんので、やる気があったところでまず書類をしっかり整えなさいというのが、SPS本部からの第一の要望でございましたので、学校サイドは不安材料が結構多くございました。ただ認証に向けての取り組む姿勢や情熱はかなりのもので、そのプロセスにおいては評価に値するものだと感じておりました。

そしてこのたび、このような努力が実を結び、SPS認証校として承認されることとなりましたことをまずはご報告させていただきます。つきましては、大変口幅ったい、手前みそ

のような話で申し訳ないんですが、国・県、また関係団体、警察、消防、赤十字、自衛隊、自治会、見守り、様々なそういう関係団体の皆様方にもご出席を賜り、来週3月24日金曜日に両校合同で認証式を執り行う運びとなりましたことをご報告させていただきます。

いずれにいたしましても、認証されるか否か、先行き不透明な中、画竜点睛を欠くことのなきよう精いっぱい提出書類等の作成に努力を費やしていただき、その結果、期待に違わぬ堂々と認証されたことを報告させていただきます。まずは、本日までの経過はここまででございます。どうぞご理解、ご協力を申し上げたいと思います。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 教育長、ありがとうございます。おめでとうございます。まず松浦教育長、そして部長や課長、そして現場では学校長や、学校長を補佐した先生方、これらの皆さん方の力を結集して、ただいまの教育長の認証を頂いたというお言葉になったのかと思います。誠におめでとうございます。皆さんにほんまに現場の学校長、先生方にも感謝を申し上げるところでございますので、また教育長や部長からよろしくお伝えいただきたいと思っております。

そこで、これは奈良県初だというふうに認識しているんですが、そこら辺のところはいかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） 私の聞き及んでいるところでは初めてだと、上牧町が最初であるように思っております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） 1点危惧しているのが、学校の統廃合の部分を本町は抱えておりますので、この辺りの点はどのように取り扱うのでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 松浦教育長。

○教育長（松浦教雄） この件とは別に、いろんな議員さんから、学校スポーツの部分についても、このたび質問がたくさんございました。強いてこの中でお話ししておきたいのが、話があちこちに行くんですが、部活動の部分で、向こう3年間で、土、日に外部指導者を導入して移行しなさいという話が出ております。そして、せんだってから学校統合の部分については、令和8年度を目途に統合していくという話も進んでおりますので、今年は第二小学校も第二中学校も、新しく令和5年度4月1日より校長先生をお迎えすることになっておりますので、その引継ぎ作業が非常に大事な部分になってくるのかなと私自身考えております。

もちろん現校長から次の校長先生にしっかりバトンタッチをしていただく意味においても、このSPSの取組もしっかりやってもらう。もちろん上牧中学校ではこのSPSの取組を今行っておりませんが、行ってないから防犯・防災教育が全く皆無であるということではございません。それなりにきちっとやっていただいておりますので、統合の際には、二中のこの教育をしっかり移行できるように、上牧中学校もまた新しい校長先生を迎えますので、またしっかりその辺の部分も伝えていきたいと、教育委員会としてはその辺の方向づけをしっかり確認していきたい、そんなふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） ありがとうございます。当然、教育長もご案内のとおり、今月、3月1日に、戸田市美女木の市立美笹中学校、ここで新聞の見出しが、17歳、中学侵入、教員切りつけという事件が発生して、テレビ、また新聞でも大きく報道をされたところでございます。このときは校舎3階で男性教員60歳を切りつけたということで、命は別状ないということでございますが、こういった事件があまりにも多くニュース、新聞等に出てくるわけです。ですから保護者からすれば、学校は安全なところだと思って家から送り出しておるんですが、現実としては、二十数年前の池田教育大学附属小学校で多くの小学生が犠牲になって、教員たちも犠牲になったと。こういうことが、世の中変わりつつあるんですね。今まではなかったような事件が起こる。そして、保護者の皆さんが、学校は安全やと思っているにもかかわらず、こんなことが起こると。こういったことがないように、SPSを教育大学の藤田教授が構築をされて、全国に普及をされているところなんですけども、しっかりとそこら辺も踏まえてお取り組みいただくようお願い申し上げたいが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育長。

○教育長（松浦教雄） 今、議員がお述べのごとく、私はちょうど2001年、平成13年ですか、上牧第三小学校の教頭をさせていただいておりました。6月8日だったと思います。この大阪教育大学池田校の事件が起こりました。この事件を発端にSPS教育が始まったわけでございますので、本町の現状は、防犯、防災でございますが、今、議員がお述べのごとく、不審者に対応する、そういうような実地訓練も、重ねて学校に話をさせていただいて取り組んでまいりたい、そんなように考えております。

○議長（吉中隆昭） 木内議員。

○9番（木内利雄） このSPAに関しては、令和3年、2021年9月に初めて一般質問をさせていただいて、約1年半ほどたつんですけど、その間、教育長をはじめ、部長、課長、また

先ほど申し上げたように学校現場の学校長等々には大変ご苦勞をかけたところでございます。衷心より感謝御礼を申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、9番、木内議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は15時10分。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 3時10分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◇東 充 洋

○議長（吉中隆昭） 次に、11番、東議員の発言を許します。

11番、東議員。

（11番 東 充洋 登壇）

○11番（東 充洋） 11番、東でございます。いよいよ我々12名の議員の一般質問が最後というふうになりました。本当に4年間というのは早いもので、この一般質問にそれぞれの議員が、本当に住民の皆さんの声をこの議会の中でお届けするという事で邁進されてきたことだというふうに思います。先日、遠山さんから、8年のお話ございました。私はこれで44年目の一般質問となるわけですが、議長にならせていただいて2年間、8回、一般質問を行っていないんです。その間は全て一般質問を行ってまいりました。その間、理事者の皆さん方には、一つ一つ検討を頂いて、そして住民の皆さんの声を聞き入れていただいて、実現したものや、まだまだ検討されているというような問題もあろうかと思えます。引き続き、一般質問で住民の皆さんの声をお届けしてまいりたいというふうに思います。

それでは、一般質問に入らせていただくわけなんですけど、もう1点、今の社会情勢について少しだけ述べさせていただきたいと思えます。本当にきな臭い、あむないというような気がしてならないんです。敵基地を攻撃できる武力を拡大して持つんだ、5年間で43兆円と

いうとてつもないお金を使って軍備増強していく、こう言っているんですけども、トマホークを400発買うと言っているんですけども、これは持つことが認められていないということが1つ明らかになりました。たとえ400発持って、そしてあの3文書の中に書かれているとおりに、もし日本が1発でもミサイルを発射するということになれば、相手国は何千発というミサイルを持っているわけですから、それに日本は耐え切れるのか。そのために自衛隊の基地はどんどんと改良して、地下に指令部を置くような段取りまでしているというふうに報道はされているわけなんですけれども、しかしながら、地上における国民のことはどうなるかということ、そこは全く示されていない。日本が焦土化になるということは浜田防衛大臣も認めておられるという状況です。これは本当にひどい話だというふうに思うんです。自衛隊の基地はミサイルとかそういうものには対応できるように、何とかというふうになっているわけなんですけれども、国民のところにおいては全くそれが用意もされていない。そのような計画も示されていない。そしてまた、報道によりますと、北朝鮮はどんどんとミサイルを撃ち続けているわけなんですけれども、しかしながら、国内では飢餓状態ということで、国民の飢餓がすごく問題視されている。日本も43兆円というお金を使うけれども、物価はどんどん上がって、本当に我々の生活が非常に脅かされているという状況で、大きい、小さいの違いはあったとしても、北朝鮮と一緒にやないかと言いたいような状況になっているのではないかというふうに思います。ということで、一般質問に入ってまいりたいと思います。

私の一般質問は、高齢者福祉について、そして町内美化について、教育不登校についてであります。この最後の不登校については、先ほど木内議員が非常に詳しくお聞きになりましたので、後で一言だけお伺いして終わりたいというふうに思うんですけども、まず高齢者福祉についてです。

その前に、誤字がたくさんありまして、直していただきたいと思うんですけども、真ん中ら辺の要望1というところなんですけども、全くもって読まれへんというような漢字で、ここは補聴器と入れていただきたいと思います。そして2つ目のところの町内美化のところ、片岡台、ここを出張所からというふうに直していただけたらというふうに思います。申し訳ございません。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、上牧町第5次総合計画後期基本計画では、高齢になっても安心して住み続けられる町、高齢者の活動の場があり、一人一人が健康で生きがいを持った生活を送り、いつまでも自分らしく安心して住み続けられる町を目指しますというふうに書かれております。現況と課題においては、地域包括センターへの認知症に関する相談が急増しており、相談件数が

増加すると想定されていますとなっており、補聴器装用で、軽度であればあるほど認知機能低下を予防することができるとして、早期の補聴器の使用が必要であるというふうに書かれている論文があるわけですがけれども、よって、要望としまして、補聴器購入に対する一部助成を要望します。

また、補聴器をつけている方々に対してなんですけれども、公共施設では、公共施設に誰もが集える町、公共施設の複合化、多機能化により、町民の多様なニーズに柔軟に対応でき、質の高い公共サービスを提供できるようになり、誰もが利用しやすく誰もが集え、町民活動や世代交流の拠点として公共施設が活躍する町を目指しますとも書かれております。ここで要望2としまして、保健福祉センター会議室や、また文化センター、またホール等にヒアリンググループの設置を要望いたします。

2つ目には、町内美化についてであります。片岡台の出張所交差点、あれから西へ行きますと、花壇があるわけなんですけれども、ベンチつきの花壇なんですけれども、これが配置されているわけなんですけれども、そこに花がなくて全くベンチだけというような形になっているんですけれども、新型コロナウイルスの影響で人出も少なく、非常に町自体も活発でなくて、少し沈んだ状態であったわけなんですけれども、ようやく下火にもなりつつあり、そして春というような状況にもなりまして、これからどんどんと人出も増えるのではないかと。そして、非常に活発な町を目指して、あそこに花壇つきのベンチに花をぜひ植えていただき、景観や美化、そしてみんなが本当に潤えるような、そのような状況をつくっていただければいいのではないかなということで、ぜひ花を植えていただきたいという要望をしたいと思います。

教育のところなんですけれども、不登校のことについてなんですけれども一言。前回、不登校の話をさせていただいたときに、フリースクール等を設置してほしいという要望とともに、町長にこういう施設をつくっていただいて、何としてでも落ちこぼれをつくらない上牧町にしてほしいという要望をしたところ、町長は努力すると、そのようなことは誰一人つくらないようなまちづくりをするという答弁を頂きました。それで、このフリースクールも実現できたものというふうに私は解釈しているわけなんですけれども、そういう中で、ぜひ子ども一人一人が健やかに育てていただけるような、そのような環境をつくってほしい。そして、非常に不登校というのも、何が原因で不登校になっているかということすら、今は非常に限定できない難しさがあるというような状況だと思いますので、そういう中で環境づくりでフリースクールもできているわけですから、何としても落ちこぼれを出さないような、そのような上牧町にさせていただきたいと思いますので、その点についてだけご答弁いただければ

というふうに思います。

再質問は質問者席から行わせていただきたいと思います。どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） まず1つ目の要望の、補聴器購入に対する一部助成というところでございます。高齢者の加齢性難聴は、日常生活を不便にするだけでなく、社会参加活動の縮小やコミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子になるとの指摘もあることから、東議員の通告書にも記載されているように、国においても、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究が現在進められているというところの認識は、私どもも持っておるところでございます。現在、本町においての補聴器購入費の助成につきましては、あくまで身体障害者手帳を交付されている方を対象といたしております。障害者総合支援法に基づく補装具給付費制度のご案内をさせていただいているところとなっている状態でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） その辺はよく理解しているところです。あえて、そうではなくて、手帳を受けておられない方で、購入される方をぜひ補助してほしいという要望なんです。町長は、前回この話をしたときには、国だとか、それから県の補助的なものが今のところないということで、単独ということでは今のところは考えておられないという答弁だったというふうに思うんですけれども、私の言っている高齢者の人たちへの補聴器の補助というのは、どういうイメージを抱いておられますか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今回ご指摘いただいている、身体障害者手帳の交付とならない軽度・中等度の難聴高齢者への補聴器購入費の助成と認識をしているところでございます。これにつきましては、本町でも令和2年度より実施しております。同じ軽度・中等度の難聴児、子どもへの助成は実施しておるんですけれども、これと違って、全国的にも助成を実施されている自治体がまだ少ない状況かなというところで、今実施を行っている子どもの高齢者版と認識をしておるところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 斑鳩町が行っているんです。私は補聴器を購入したら、みんな補助を申請してもらえるものなのかというふうに初め理解したんです。ところが、調べてみたらそ

うではないんですよ。やはりきちっと医療機関にかかって、そしてその一定の基準があって、それで補助を求める。だから僕は、斑鳩町で何百万もの補助金が予算として計上されているのかと思ったんです。ところが、よくよく聞くと年間50万だそうです。それで予算組みをしているということです。ここに「高齢者補聴器購入費助成制度について」ということで、斑鳩町が出している、ネットから引いたやつがあるわけなんですけども、町在住の65歳以上の人、両耳聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満、または一部耳の聴力レベルが30デシベル以上かつ片側の耳の聴力レベルが70デシベル以上というような規定があって、それをきちっと耳鼻咽喉科とか検査できるところでそれを証明してきて、そして申請をするというような状況になっているというふうに、ここでは案内されているんですけど、誰でもが買えば、補聴器を購入すれば補助を受けられるというようなものではないという状況ですので、これも補助するということはお金の要ることなんですけども、そんなに大きな予算を組まなければできないというような、そのような状況ではないのではないかというふうに思うんです。それによって、そういう今お示したレベルの方々が補聴器をつけることによって、外へ出たり、多くの人たちと集えることができるということによって、認知症だとか、そういうことが少しでも軽減される、そしてまた、軽いものであるならば治るというような事象もあるというふうに言われているわけですから、これはやらないという法はないのではないかな。一人一人のそういう、今多くなろうというふうに計画でも言われているわけですから、そこを少しでも少なくするというのであるならば、できる手は打つべきではないかなというふうに思うんですけども、その点はいかがでしょう。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 先ほど、近隣でも実施されている自治体、あえて申しなかったんですけども、今、議員から言われましたように、まさに斑鳩町と三郷町が同じような条件で実施をしておると。ただ、これはあくまでも65歳以上の方限定で、先ほど議員が申されましたように、聴力レベルが50デシベル以上70デシベル未満とか、それのかかった費用、例えば補聴器はピンキリで、かなり額が数万から数十万といった開きがございます。ただ、購入費の2分の1とは申しますが、上限設定2万円とされております。こういう言い方を我々がしているのかどうかあれなんですけども、仮に60万、70万の補聴器を買われて、町からの助成が2万円やと、これで買おうかという気が起こる方がどれだけおられるかという部分も、若干感じざるを得ない部分もございます。

それともう1点は、かたくなにというところではないんですけど、先ほど申しましたように、

難聴児、子どもの部分に関しては、国の補助、制度が実行されているにもかかわらず、これからの高齢化社会の中で、なぜ高齢者に対する国庫補助制度がないのかというところは常々、私どもは感じておるところでございます。ここ数年、毎年のように国・県に要望し続けております。決して意地になっているわけではないんですが、これはすぐさま、それでは上牧町も実施しようかではなく、今しばらく状況もしっかりと調査研究を進めていきたいというのが心情でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 70万も何十万もするようなものを2万円で足りるのかというようなお話だというふうに思うんですけども、どのような補聴器を購入されるのかということもあるかもわからないんですけども、それよりも上限2万円で助成しますよということになれば、そしたら幾らか分かりませんが、やっぱりつけてみようかという方もそれなりにいらっしゃるのではないかな。それによって認知症が少なくなるという可能性があるということであるならば、これから認知症の人が増えていくであろうという見込みをここでしているわけです。補聴器を軽いうちにつけておくと、認知症が直ったり、軽減されるということが学術的に明らかと言われているんです。そういうふうな明らかになっていることをどうして。上牧町は補助金の50万円の25万が欲しいわけですか。例えば2分の1の国庫補助率といたら、例えば50万の予算を組んだとして、2分の1といたら25万。25万の補助が欲しいために、もっと様子を見るという、そのような状況をおっしゃっておられるんですか。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） いえ、決して財源欲しさに待たせているわけではございません。そこは誤解されては困るところでございます。全く同じ条件で子どもの補助制度が創設されているのに、なぜ高齢者がいないのかという疑問があるゆえに、国・県に要望しているわけでございますので、その50万円、25万円欲しさ、財源不足のために待っているわけではございませんので、そこは何とぞ誤解されずによろしく申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。そういうことではないということなんですけども、しかし、きちっと計画によってそういうふうを示されているということは、これに対する予防が必要となるわけですね。なかったら、こんな計画を立てる必要もないわけですから。ところが、明らかにそういう認知症の方が増えていくであろう、実際に増えていきますと、この間の予算委員会の中でもおっしゃっておられました。そういう中で、1つの手だてとして、

こういう制度も緩和させる1つの手段であるというならば、当然、十分検討されていくことも必要ではないかなというふうに思いますので、そういうふうに今質問をさせていただいているということなんです。

聞こえにくくなるということは、多分表にもなかなか出にくくなるし、出ることがやっぱり億劫になってくると違うかなという嫌いが、お年寄りを見ていたら、そういう気もするんです。そういう人が確かにいるんですよ。ですから、その辺もやっぱり十分考慮していただく必要があるのかなというふうに思いますし、県とか国に要望していただくということは、それはそれで積極的に進めていただければというふうに思うんですけれども、町自身も、例えば斑鳩町みたいに、50万だといっても、やるとなれば50万という財源が要するということは確かなので、その辺は十分検討もされる必要があるんだろうというふうには思うんですけれども、その辺は思い切った施策を講じる必要があるんじゃないか。町長はこの点はどう考えられますか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長からご説明を申し上げました。私も上京するときに、上牧町の要望として、県を通じて、もしくは直接口頭でお願いしたりいたしております。おっしゃるように、高齢者がどんどん増えていっているというのも事実でございますし、難聴になってくると、聞こえにくくなっていくということになりますと、いろんな情報が入らないと、そういうことから認知症を発症するという確率が高いということはおっしゃるとおりだろうというふうに考えております。それで、我々としては、それが分かっているながら、国が制度としてしっかりと設けないというのはいかがなものかという考え方の下から、国にも要望いたしておりますし、そういう動きを見ながら、我々としてはしっかりと今後検討していく必要があるのではないのかというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。積極的なご検討をぜひお願いしたいと思いますし、国・県に対しても、当然その要望を上げていただいて、積極的な施策を講じさせるように努力を頂きたいというふうに思います。何が言いたいかといいますと、43兆円ものお金をそんなところに使うんやったら、何千万、何千億でいいからここへ使ったらどうやねんと言いたいということを付け加えます。補聴器は分かりました。

次、ヒアリンググループをお願いします。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） ヒアリンググループの件でございますが、現状、保健福祉センターの会議室におきましては、このヒアリンググループは設置しておらない状態でございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） なるほど、それは私も知らなかったです、ごめんなさい。ほかに今使われている2000年会館の会議室だとか、そういうところに、こういうループがあれば、これは補聴器をされている方に対して、電磁波によってよく聞こえるようになるという、そういうものだと思いますので、補聴器をかけた方々がここでより集えたり、いろんな皆さんとの集まりができるような状況になるということで、今これが非常にイチオシという感じで言われているというのがありまして、それで上牧町にもというふうに、ペガサスホールにあるということでしたので、それはどういうふうにありますよということを周知されているんでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） ペガサスホールに既に設置をしている部分でございます。実は今回の東議員からの通告で、初めてその辺の詳細を調査させていただいて、開館当初から設置をしております、そのメンテナンスもしておったんですが、職員の中の認識として、あるということが今回をきっかけに分かったというところでございます。その辺をきっかけとして、その部分について、シールで表示をするというのが一般的にあると思われまますので、そのシールを調達させていただいて、積極的にアピールをさせていただこうと思っております。

それと併せまして、ヒアリンググループはあるんですけど、具体的な運用がなかったもので、そのヒアリンググループに使用する受信機をある機関からお借りしまして、実際にその場所でも実証実験をさせていただくと、十分に聞こえるということでございますので、今後、ペガサスホールで運用していく上においては、受信機が、先ほど議員がおっしゃいました補聴器でも、このヒアリンググループに対応する補聴器でないと聞こえませんが、今かなりいい製品が出ているということで、スイッチの切替えで対応できる部分はあるんですけど、それをお持ちでない方、このヒアリンググループに対応してない補聴器をお持ちの方については、専用の受信機を町で用意調達するのか、その辺はまた議論をさせていただくんですが、それをそこに常設をして置いておけば、そのような形の方のニーズにも十分応え得るものであるのかなというふうに考えておりますので、今後は設置がされていることを知った上においては、積極的にアピールさせていただいて、あまり近隣でもされていないという情報も聞いておりますので、上牧町のペガサスホールの魅力の1つとして発信も兼ねて周知を図っていきたい

というふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） こういうマークです。このマークをつけるということで、積極的にこの場所で座っていただければ、そういう難のある方でも、十分聞いていただけますよということアピールしていただきたいというふうに思います。

○議長（吉中隆昭） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（青山雅則） 今、教育部長の話等も受けまして、保健福祉センターに関しましても、今後前向きに設置に向けて検討してまいりたい。今現在、実は私もこの通告を頂いて、初めてヒアリンググループをいろいろ調べさせていただきました。厚生労働省も、今、情報アクセシビリティ支援として、いろいろご活動も力を入れておられるところで、これも私も存じ上げなくてお恥ずかしいところだったんですが、奈良県におきましても、公共施設等で講演会などを主催する団体に対して、このヒアリンググループの機器を無料で貸出する事業を行っているというところでございますので、今後そういったところも活用しながら、早期に保健福祉センターでも対応、設置できるように前向きにじっくり調査研究を進めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 部屋に1つ、ずっと置いとけとかいうのではなくて、今おっしゃったように、どこかに1台を用意して、そういう方たちが入っているグループが使いますといったときには貸出しするだとかというような方法で十分だというふうに思います。そんなにむちゃくちゃ高いものでもなかったというふうに思うんです。今部長がおっしゃっていただいたり、国もこれを推奨するというような形で、補助金関係のところもあるというふうに聞いておりますので、積極的な検討ということでしたので、ぜひお願いしておきたいというふうに思います。次、お願いします。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 次の町内美化ということでございます。質問の要旨にございます片岡台出張所から西に下る道路のUR住宅側歩道に花壇のついた石のベンチが設置されておるとのことと、地域住民から花を新たに植えてほしいという要望があるということでございます。町の見解はということでございますが、まず片岡台21号線の歩道に設置されておる花壇付きのベンチにつきましては、当時、当該箇所に車両が頻繁に歩道へ乗り上げ、迷惑駐車等があったこと、そしてまた、開発当初に施行された平板ブロック舗装の損傷が激し

かったということで、カラー舗装に打ちかえるとともに整備を行ったというふうに伺っておるところでございます。また、当該箇所につきましては、道路勾配のある路線でもあることから、高齢者等が休息できるようにということで、ベンチタイプのもので、景観美化のため、花等の植栽ができる花壇一体型の構造物を採用したというのを伺っておるところでございます。

設置当時は、花壇に花が植栽されておりまして、地元自治会で維持管理をしていただいていたということも伺っておるところでございますが、現在、議員のご指摘のように、花等はないと、こういう状況でございます。花を新たに植えることにつきましては、冒頭、議員からもご指摘いただきましたように、地域の方々の癒やしの場にもなるということと、また町内美化の推進の向上にもつながるといふところの考え方もございますので、工夫を凝らしながら、今後検討を行っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 初め、あそこに車が路上駐車するというのであれが置かれたという、それを聞いたことがあるんですけども、あそこに花を植えて、そして自治会が面倒を見るなんていう話は、私は聞いたことがない。ですから、あのような状況になっているんだというふうに思うんですけど。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） かなり古い話だと思うんですが、当時担当されていた方から伺ったのは、そういう理由として我々は聞いたということで、今ご報告させていただいたということでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 要は、これだけコロナ禍も収まってきて、人が触れ合うということが多々出てくるであろう。そして、団地のところは、今まではあの歩道になるまでは木があったわけなんですけど、それも全部撤去されている。そういう中で、あそこに季節的な花が咲くというような状況になれば、華やかになるのと違うかという思いがありまして、活用する必要があるやろと、あのまま置いておくのはもったいないやろと、そういう思いがあって今回要望を質問したということなんですけども、それは花を植えていただけということですよしゅうございますか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） しっかり工夫を凝らしながら行っていきたいというのは考え

ています。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 可能なのかどうなのかが分からないんですけども。映してくれる。こういう形で並んでいるんです。10基あるんです。多分車がとめられないように置いたんだというふうに思うんですけども、もっと東側、1棟のところに入っていく出入口があるんです。今、あそこへ路上駐車をしないために、緊急自動車があればすぐ外れるというふうにしているんですけども、そのところを除いて、あれをもう少し間隔を広げて、上のほうにも置いてもらえないかな。ちょうど交差点側に幾つか、2つでも。そしたら、ずっと下まで行かなくても、どういう花が植えられるのかは分かりませんが、華やかになるのと違うかなと思いました。これではあまりにも下へ行き過ぎているんです。今私が映しているところあたりが一番手前のところになるんです。それがずっと下に10個あるんです。その10個のうち、幼稚園側のところのあたり、車をとめられるかもわかりませんが、その辺を間引いて、もうちょっと上の交差点側のほうに1つか2つかを置いてもらえれば、ずっと華やかになるのと違うかなという気がありまして、そういうところも含めて検討いただけませんか。動かすとなればまたお金が要ってしまうので、どうなのかというふうに思うんですけども、そのほうが見栄えがいいのと違うかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（吉中隆昭） 都市環境部理事。

○都市環境部理事（吉川昭仁） 議員の提案のことも踏まえてしっかり検討させていただきたいと思うのと、今現状、多分このベンチにつきましてはしっかりと固定されている部分があるかと思います。これを移動させるということになりますと、この舗装も修繕していかなければならない部分もございまして、そこらもしっかりと検討させていただいて、対策、対応させていただきたいというふうに思っております。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 町長、この点についてはいかがですか。

○議長（吉中隆昭） 今中町長。

○町長（今中富夫） 今、担当部長からも説明を申し上げましたように、もうコロナも終わりましたし、町制50周年の最終に当たっておるわけですが、引き続き町を明るくすると、そういう意味で花を植えるというのは、あの付近も高齢化がかなり進んでおりますし、花を植えて町を明るくすることはやっぱり景観上いいことだと思いますので、工夫を

凝らしながら、また担当課で実施をさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 分かりました。ぜひよろしく願いいたします。次、お願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） 先ほどの不登校に関係することで答弁をさせていただきます。不登校の対応については、教育委員会といたしましても、学校といたしましても、一定の時間と、それぞれの子どもが不登校に至った要件は様々ございます。また、子どもたちも様々おります。その部分について、その子どもに合った形でのお取組を継続的に行うということがまず大事ななと思っております。誰一人残すことのない学校教育の在り方については、かねてから目指しているところでございますが、不登校の子どもについては現存しているというのが現状でございます。その現状に耳をそらすのではなく、子どもたちの思いに寄り添った形での対応等をさせていただく中で、目標としては、学校へ帰って戻れるというのが一番ベストな形ではあるんですけど、国の考え方も若干変わっておりまして、学校に直ちに何が何でも戻すということではなく、フリースクール等、居場所をつくることによって、その居場所づくりが功を奏した結果として学校へ戻れたという形が一番望ましいと思っております。今、不登校に悩んでおられる子どもたち並びに保護者の方々については、日々ご心配をされていることは十分理解しておりますので、その保護者の思いにも寄り添う形で、子どもたちの今後を見据えた上での不登校対策については、重点的かつ丁寧に取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） このフリースクールに通うということは、出席日数に加算されるということによかったですね。

○議長（吉中隆昭） 教育部長。

○教育部長（松井良明） そのとおりでございます。基本的に出欠状況については、校長の権限ということにはなるのですが、フリースクールを設置させていただいた意義とか目的を十分に校長に説明させていただいて、全ての学校において、フリースクールに来てくれている期間においては出席扱いとすることで統一をさせていただいているところでございます。

○議長（吉中隆昭） 東議員。

○11番（東 充洋） 私がお聞きしたお母さんからの一番の心配が、やはり高校への進学

ときに出席日数がということでの心配を非常に深刻にされておったので、その辺で、出席日数が加算される居場所づくりをということで要望したわけなんですけども、これが実現したということで、それが可能になったということは非常によかったというふうに思います。ありがとうございます。終わります。

これで私の一般質問は終わらせていただきます。本当に4年間、皆様方にはいろんな要望をしたり、いろんなお話をさせていただき、本当にご努力いただいたということに対して感謝いたします。今後もやはり住民の皆さんの声を一つ一つお聞きいただいて、この上牧町が、「ほほ笑みあふれる和のまちづくり」を目指して、ぜひ議会も、それから理事者の皆さん方と一緒に築くために頑張ってもらいたいというふうに思いますので、今後ともどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） 以上で、11番、東議員の一般質問を終わります。

これで本日の一般質問を終わります。



◎散会の宣告

○議長（吉中隆昭） 本日はこれで散会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

散会 午後 3時54分

令和5年第1回（3月）上牧町議会定例会会議録

議事日程（第5号）

令和5年3月20日（月）午前10時開議

- 第 1 予算特別委員長報告について
- 第 2 議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について
- 第 3 議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について
- 第 4 議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 5 議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について
- 第 6 議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 第 7 議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について
- 第 8 議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について
- 第 9 総務建設委員長報告について
- 第10 議第 1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 第11 議第 2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について
- 第12 議第 4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 第13 議第 5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議第 6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 第15 議第 7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 第16 議第 8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第17 議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について
- 第18 議第17号 上牧町道路線の認定について
- 第19 議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について
- 第20 議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について
- 第21 議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について
- 第22 議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）

- 第 2 3 文教厚生委員長報告について
- 第 2 4 議第 3 号 上牧町下水道条例の制定について
- 第 2 5 議第 9 号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 第 2 6 議第 1 0 号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 7 議第 1 1 号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 8 議第 1 2 号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 2 9 議第 1 3 号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 3 0 議第 1 5 号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について
- 第 3 1 議第 1 6 号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について
- 第 3 2 議第 1 9 号 令和 4 年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 3 3 議第 2 0 号 令和 4 年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
- 第 3 4 議第 2 1 号 令和 4 年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第 4 回）について
- 第 3 5 議第 2 2 号 令和 4 年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第 3 回）について
- 第 3 6 議第 2 3 号 令和 4 年度上牧町水道事業会計補正予算（第 4 回）について
- 第 3 7 意見書案第 1 号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書
(案)
- 第 3 8 議第 3 9 号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 9 議第 4 0 号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について

本日の会議に付した事件

第 1 から第 3 9 まで議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	康村昌史	2番	東初子
3番	上村哲也	4番	牧浦秀俊
5番	竹之内剛	6番	服部公英
7番	富木つや子	8番	遠山健太郎
9番	木内利雄	10番	石丸典子
11番	東充洋	12番	吉中隆昭

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	今中富夫	副町長	阪本正人
教育長	松浦教雄	総務部長	中川恵友
都市環境部理事	吉川昭仁	住民生活部長	山下純司
健康福祉部長	青山雅則	教育部長	松井良明
総務課長	丸橋秀行	秘書人事課長	高木真之

職務のため議場に出席した事務局員

議会事務局長	森本朋人	書記	山口里美
書記	横田大樹		

開議 午前 9時57分

◎開議の宣告

○議長（吉中隆昭） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（吉中隆昭） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。それでは、日程表に従い、順次議事を進めてまいります。



◎予算特別委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第1、予算特別委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（予算特別委員長 上村哲也 登壇）

○予算特別委員長（上村哲也） 皆様、おはようございます。3番、上村哲也です。

令和5年度予算特別委員会の報告を行います。

初めに、予算特別委員会の審議日程について説明いたします。3月3日の本会議において、3月9日、10日、13日と日程が決まりました。同委員会はその3日間をかけ、全6名の委員出席の下、慎重審議をいたしました。

次に、予算特別委員会に付託され、審議した各予算の予算規模及び審議結果について報告いたします。まず、予算特別委員会に付託された議案と予算規模は以下のとおりです。

議第24号 令和5年度一般会計予算総額、歳入歳出それぞれ109億4,973万1,000円、議第25号 令和5年度国民健康保険特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ27億2,648万8,000円、議第26号 令和5年度後期高齢者医療特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ4億8,705万5,000円、議第27号 令和5年度介護保険特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ22億911万4,000円、

介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額それぞれ984万4,000円、議第28号 令和5年度住宅新築資金等貸付事業特別会計予算総額、歳入歳出それぞれ107万2,000円、議第29号 令和5年度水道事業会計予算総額、収益的収入及び支出、収入4億6,205万4,000円、支出4億5,215万4,000円、資本的収入及び支出、収入1,000円、支出1億4,372万5,000円、不足する1億4,372万4,000円は過年度分損益勘定留保資金で補填するものとする。議第30号 令和5年度下水道事業特別会計予算総額、収益的収入及び支出、収入6億1,195万7,000円、支出5億1,424万3,000円、資本的収入及び支出、収入2億185万5,000円、支出4億1,762万3,000円、不足する2億1,576万3,000円は当年度分損益留保資金1億1,966万8,000円、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額827万2,000円、当年度利益剰余金処分額8,782万8,000円で補填するものとする。

以上、7会計予算を予算特別委員会で慎重審議し、それぞれ採決の結果、全7議案について、全委員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、各予算に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第24号 令和5年度一般会計予算。

本議案における質疑は、総括、歳入、歳出と区別して行いました。

最初に、総括の質疑についてです。

委員より、令和5年度一般会計予算は、対前年度より約4億7,000万円大幅増額となっている。コロナ禍で傷んだ経済を立て直すためにも、この積極的財政を評価します。しかし、限りある財源のため、総務費、土木費、公債費が大幅減額になっている説明を求める。答え。令和4年度は、町制50周年記念事業のために総務費が増額となった。また、土木費は、濁明星線の工事が終わるために減額となった。さらに公債費は、減債基金等を活用して繰上償還を実施したから、令和5年度は減額となった。問い。今回、当初予算が100億円を超えたが、町の考え方はどうなのか。答え。第5次総合計画に掲げる政策を中心に、教育の充実や生涯学習の創出、子育て世帯や高齢者に対する福祉支援、生きがいや活躍できる場の提供など、ほほ笑みあふれる和のまちづくりを目指した施策を積極的に計上した。

以上が総括質疑の主な内容です。

次に、歳入についての質疑内容を報告いたします。

問い。町民税について、個人分、法人分の増額についてどう考えるか。答え。前年度まではコロナ禍の影響分を積算の中に組み入れてきたが、本年度から組み入れないので影響を受けない積算を行った。問い。町たばこ税の増額の要因は。答え。たばこの健康上の理由のため

めに、全般的にはたばこの本数は減少しているが、令和3年10月に増税があり、売価が上昇した。また、加熱式たばこが増えている。

次に、住宅使用料について。問い。令和4年度当初予算と比較して57万円の減収となった要因について説明を。答え。改良住宅は1戸が火災で撤去したため199戸となり、令和4年度においては170戸を管理運営してきたが、令和5年度において5戸の空き家が見込まれるため、165戸の管理運営となり、徴収率95%を見込んで1,881万円を計上。令和4年度当初予算と比較して75万円の減収となった要因である。問い。学校安全特別対策事業費補助金35万円について説明を。答え。子どもの送迎用バスへの車内置き去り防止安全装置の装備に関わる支援。

次に、ごみ焼却施設整備事業債について。問い。物価高騰で令和5年度中に分担金の見直しが行われる予定と事務組合議会で説明があり、上牧町の分担金総額ほどの程度見込んでいるのか。答え。現在における山辺・県北西部広域環境衛生事務組合分担金の総額は、19億5,250万円と見込んでいる。分担金の見直しについては、今後、十分注視して検討していく。

以上が歳入についての主な質疑内容です。

次に、歳出における質疑内容の一部を報告いたします。問い。一般管理費の町長交際費の支出明細に初めて見舞金という項目が追加された理由は。答え。支出の項目をより細かく示すために、初めて計上した。

次に、安全管理設置対応業務及び個人情報保護事務の運用手引作成業務について。問い。どのような内容なのか。答え。個人情報保護法の中の安全管理措置に対するマニュアルをつくる作業委託である。職員全員に対応できるようにしていく。

続きまして、ささゆりルーム施設利用料について。問い。利用目的と利用規定や利用時間について問う。答え。住民の子育てや就業支援、子育て家庭の活動を支援する団体などの交流促進と地域のコミュニティー形成、そして福祉の向上を図る目的で設置し、現在、21団体が利用している。利益を伴う団体等の使用はできない規定を定めており、利用時間については午前9時から午後9時までとしている。

次に、防災行政無線管理費について。問い。防災行政無線は大きくて使いづらいので、近年、大体の方がスマホを持っており、いつも身近にあるので、防災行政無線よりもスマホのアプリを利用して災害時の通信手段にしてはどうか。答え。その点も含めて検討する。

AED設置について。問い。設置場所と周知について問う。答え。令和5年度に1台設置予定で、合計29施設に設置予定である。周知については、町のホームページで詳しく載せており、今後、設置の追加があれば更新していく。

次に、地域の安全安心推進事業について。問い。防犯カメラ設置工事の設置基準はあるのか。また、犯罪抑止のため公園等にも設置すべきと考えるが、今後の方針を伺う。答え。基準は設けていないが、交通事故防犯等の抑止力を目的に設置しており、年に1度、合同点検を行い、地域の声、状況を確認して設置しており、36か所設置の計画を基に予算組みをして、令和4年度で36か所全て設置を終えた。公園等は、担当部署や地域の声と協議検討し、設置に向けて考える。

問い。高齢者防犯電話購入費補助金の減額理由について説明を。答え。令和4年度現在、31件の実績を基に、令和5年度は40件分、20万円の予算計上をしたため減額となった。

続きまして、ペガサスフェスタ開催費について。問い。令和5年度の開催について伺う。答え。令和4年度については、町制50周年記念行事も含んで拡大した面もあった。令和5年度においては多方面での調整が必要になってくるが、しかし、大きくは変更せず開催する予定である。雨天時の開催中止については、2000年会館下の駐車場が調整池になるため、これからの課題である。問い。ペガサスホールボランティアスタッフ謝礼とペガサスホールプロスタッフ謝礼の内容の説明を求める。答え。ボランティアスタッフ謝礼とは、ペガサスホール内の舞台運営のためのボランティアの方たちで、2日間で10人分、1人1日3,000円。また、ペガサスホールプロスタッフとは、ペガサスホールボランティアスタッフを統括される方の謝礼で、2日間、2人分、1日2万7,000円です。

次に、平和祈念資料展開催費について。問い。令和4年度の同事業において、職員の皆さんの朗読劇がすばらしく、感動し、非核平和都市宣言を行い、平和を願う上牧町の企画でした。今年度の企画について説明を求める。答え。令和4年度、朗読劇が高評価であったので、令和5年度においても、戦争末期、知覧から出撃した特攻隊を課題に、職員等がスタッフ、キャストを務め、上演の予定を計画している。

続きまして、コミュニティーバス運行費について。問い。巡回バス運転業務委託料の内容の説明を求める。答え。コミュニティーバスの運行はシルバー人材センターに委託していたが、昨今、高齢者運転の事故が多いため、シルバー人材センターには3台中1台を委託し、残り2台を町外の民間業者に委託する。

次に、PRキャラクター活用推進事業費について。問い。役場庁舎内において、PRキャラクターを活用した記念撮影スポットを設置とのこと。どんな形でどこに設置するのか伺う。答え。町制50周年記念で製作したゆりはちゃんと、商工会のキャラクター、上牧ぺたろうのパネルを作成し、予定では役場のロビー周辺に設置し、婚姻届や出生届を提出される際にそ

こで記念撮影を行ってもらおう。問い。上牧町独自の婚姻届用紙を作成と聞くが、どのようなものか伺う。答え。ゆりはちゃんとぺたろう君の入ったデザインの独自の婚姻届を制作し、4月1日から使用可能とする予定。

次に、福祉医療費助成事業費について。問い。扶助費の乳幼児等医療費4,471万2,000円について説明を。答え。町単独事業として、令和5年度から乳幼児等医療費助成制度の対象年齢を18歳に達する日以降の最初の3月31日まで拡充したため。

次に、学童保育運営費について。問い。学童保育指導員報酬を令和4年度当初予算と比較すると228万8,000円の増額で、学童保育運営費においても46万4,000円の増額となっている要因について説明を。答え。保護者から要望が多かった学校休日における保育時間の延長を実施するもので、開所時間を午前8時から午前7時半に前倒しすることによる、指導員1名の増員等による報酬や運営費増額が要因となっている。

次に、療育相談支援について。問い。指導内容と利用人数は。答え。小集団で一人一人発達や特徴に合わせた療育支援プログラムで発達支援を親子参加で実施しており、専門の先生と指導員とで個人に合った必要メニューを組み、全体指導、個人指導に取り組んでいる。前年度は15名、今年度予定者は7名である。

続きまして、不妊・不育治療助成事業について。問い。扶助費の不妊・不育治療医療費225万円について説明を。答え。令和5年度から不妊治療の範囲を特定不妊治療（体外受精、顕微授精等）にも拡充し、最初に治療を受けた年度から5年間という申請期間を撤廃し、支援の充実を図る。

次に、リサイクル推進事業費について。問い。草木リサイクル委託料792万円の説明を求める。答え。町内から出た草木の処理は、焼却よりもリサイクルのほうが安価で堆肥にもなるので、リサイクル業者に委託している。問い。アルミ缶やスチール缶のリサイクルについては、缶を潰してリサイクル袋に入れてはいけないのか。答え。缶を潰してリサイクルに出しても問題ない。

次に、フリースクール事業について。問い。Smile Farm かんまきの近況は。答え。令和5年度も運営を継続し、不登校児童、生徒に居場所を提供し、一人一人に寄り添った支援を行うことで、不登校児童、生徒の学校復帰や社会的自立を目指す。

次に、小中学校体育館公衆無線LAN整備事業について。問い。災害用だと聞いているが、ふだんも児童、生徒は使うのか。答え。Wi-Fiを整備するため、ふだん使いも考えている。

次に、第1テニスコート補修工事7,377万9,000円について説明を。答え。これまでコート2面については部分改修をしてきたが、設置後41年が経過していることもあり限界に来ているとの判断で、令和4年度の実施設計完了に伴い、コートを全面改修する予定である。

次に、議第25号 令和5年度国民健康保険特別会計予算についての質疑内容を報告します。

問い。国民健康保険税が前年度よりかなり減額だが、その説明を。答え。被保険者の減であり、6.8%減っている。それは団塊の世代が後期高齢者保険に移行されたことによることと、10月から社会保険の適用範囲も増えたためである。

次に、一般被保険者高額医療費について。問い。予算額がかなり設定されているが、その根拠は。答え。医療の高度化が進んでいるためであるが、令和元年、2年、3年の平均値を予算化した。

次に、保健事業費について。問い。人間ドック等助成事業は、令和6年度の県統一化後も継続する予定か。答え。財政調整基金を活用して継続する予定である。

以上が令和5年度国民健康保険特別会計予算に対する質疑内容です。

次に、議第27号 令和5年度介護保険特別会計予算の質疑内容です。

問い。介護サービス諸費がかなり増えている説明を。答え。人数は増えてはいないが、要介護の度数が上がっている。問い。認定者は、どのような考え方で予算を組んでいるのか。答え。1,400人から1,450人ぐらいを想定している。

次に、認知症総合支援事業より。問い。事業内容の説明を。答え。認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける社会の実現を目指した取組であり、認知症初期集中支援推進事業と認知症地域支援ケア向上事業の2つの事業で構成されており、地域の課題やニーズに応じて取り組む。

以上が令和5年度介護保険特別会計予算の質疑内容です。

次に、議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算に対する質疑内容です。

問い。下水道事業予定開始賃借対照表の有形固定資産、土地3,000円の説明を求める。答え。南上牧公民館の周辺にある水路の底地である。

以上が予算特別委員会に付託された7会計予算についての審議経過要旨です。

委員各位の質疑内容を全て報告するのが本意ではありますが、時間の制約もありますので、一部割愛させていただきました。ご了承のほど、よろしく願いいたします。

また、職員各位におかれましては、予算審議がスムーズに、そして予算内容が安易に分かる資料の作成を頂き、感謝、御礼申し上げます。

以上をもちまして、予算特別委員長報告といたします。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。

◇

◎議第24号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第2、議第24号 令和5年度上牧町一般会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第25号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第3、議第25号 令和5年度上牧町国民健康保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第26号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第4、議第26号 令和5年度上牧町後期高齢者医療特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第27号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第5、議第27号 令和5年度上牧町介護保険特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第28号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第6、議第28号 令和5年度上牧町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第29号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第7、議第29号 令和5年度上牧町水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第30号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第8、議第30号 令和5年度上牧町下水道事業会計予算について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎総務建設委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第9、総務建設委員長報告について。

上村委員長、報告願います。

上村委員長。

（総務建設委員長 上村哲也 登壇）

○総務建設委員長（上村哲也） 改めまして、皆様、おはようございます。3番、上村哲也です。

総務建設委員会の報告を行わせていただきます。

去る3月3日の本会議において、総務建設委員会に付託されました町長提出議案は12議案、議員提出議案1件で、次のとおりであります。

議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例

の制定について、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、議第17号 上牧町道路線の認定について、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）について、議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事請負変更契約の締結について、議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例（案）、以上の12議案と議員提出議案1件については、3月6日、全委員出席の下、総務建設委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。結果、さきの12議案と議員提出議案1件は可決すべきものと決しましたことをご報告いたします。

次に、委員からの議案に関する主たる質疑は以下のとおりです。

議第1号 上牧町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について。

問い。この条例制定の趣旨は。答え。個人情報の保護に関する法律が改正することに伴い、上牧町個人情報保護条例を廃止し、新たにこの条例を制定するもの。問い。国の法律改正により、個人情報の保護制度が変わるといふ住民の方々にとって大変重要な事案だが、内容が難しく、周知の仕方も工夫が必要と思うがどうか。答え。分かりやすく周知できるようにしていきたいと考えている。

次に、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について。

問い。60歳を超える職員の給与を7割に引き下げることに伴って、当該職員の勤務意欲が減退することのないような体制整備が必要だと思うがどうか。答え。現在の規定においても、定年後引き続き意欲を持っている職員については、モチベーションを持って再任用職員としてやっていただいている。

次に、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について。

問い。上牧町庁舎前に設置されているタイムカプセルは、町制施行50周年を機に昨年10月に開封されました。よって、その後の活用方法として、現在、本町に在住の方や幼稚園児、小・中学生らが記念となる絵画や作文などをタイムカプセルに収納し、もう一度楽しい思い出となり、夢が膨らむタイムカプセルとしての活用を求める。答え。再度、活用の仕方を検討したい。

続きまして、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算（第10回）についてでありま

す。

歳入より。問い。町民税の1,732万1,000円が増収となった要因は。答え。当初コロナウイルスの影響を加味し、調定額を3%程度、金額にして2,473万6,000円の減収を見込んで当初予算を計上したが、想定していたよりも所得割の影響が少なく、令和4年12月末時点で約700万円程度と見込まれるため、1,732万1,000円増額補正したとの答弁がありました。

寄附によるまちづくり条例に基づく寄附526万9,000円について。問い。返礼なし寄附金40万円の寄附者はどのような方か。答え。井上重量様より30万円、匿名の町外在住の個人の方より10万円寄附を頂いた。問い。ふるさと納税に関する取組は、当町にとってもこの数年で大きく方針を転換した事業だが、これからも継続的に実施してもらいたいどうか。答え。返礼品ありの制度を今年度より実施したことで、返礼品ありの寄附が291件も寄せられた。今後はさらに委託業者を増やすなど、積極的に事業展開していきたいと考えている。

次に、歳出であります。出会い・結婚・子育て応援事業費より。問い。財源内訳が補正となっているが、その説明を。答え。当初、コロナ対策としてオンラインでの結婚相談やイベントを予定していたが、対面で実施することとしたため一般財源として計上した。問い。結婚相談事業の委託先であるNPO法人かんまきマリッジサポート・赤い糸が、大変な努力をされながら、このコロナ禍において精力的に相談会やイベントを開催されているが、現在この事業が実施している中で進捗があれば教えていただきたい。答え。イベントや相談等を通じてできたカップルが、現在進行形で6組から7組ほどおられ、その中でも結婚に前向きになっているカップルも2組ほどあると聞いている。

続きまして、片岡城復刻AR制作事業費について。問い。4万4,000円減額の説明を。答え。当初予算161万7,000円計上していたが、事業が完了したことにより157万3,000円の事業費が確定したため、4万4,000円の減額補正を行うもの。

ご当地ナンバープレート導入事業について。問い。41万7,000円減額の説明を。答え。凶案の原画作成料を計上していたが、ゆりはちゃんを起用したことで原画作成料が不要となり、減額補正を行うもの。

障害者総合支援事業費について。問い。幼少期の発達支援はとても大切な事業なので、事業所とも官民連携を密にして、利用者が安心して利用できるように促進してほしいかどうか。答え。事業者と連携をしながらやっていきたいと思う。

消費者相談保護費について。問い。クリアファイル作成に至った経緯を。答え。消費者トラブルを未然に防ぐための啓発物として、A4サイズのクリアファイルにすることで紙より

も長く保存でき、それにより住民の意識向上にもつながると考えられる。広報かんまき令和5年4月号に折り込み、全戸配布するもの。

都市計画総務費について。問い。都市計画図修正業務委託料907万5,000円の説明を。答え。都市計画図作成より7年経過しており、今回修正、更新するため、交付金を活用し、デジタル化とシステム構築を行うための委託料。問い。事業費の中の住民公開サービス導入費299万2,000円について説明を求める。答え。上牧町内の用途地図をインターネットで閲覧できるように作成する予算を計上した。

次に、財政調整基金費について。問い。基金を活用した事業やコロナ対策等で減っていた財政調整基金が久しぶりに10億円を突破したため、今後の財政調整基金に対する考え方や活用方法についてはどう考えるか。答え。山辺・県北西部広域環境衛生組合の事業の建設費や中学校の再編などで、多額の財源を要する事業も控えているので、財政調整基金を一定水準維持しつつ、住民の皆様にとって必要な事業があれば、基金を取り崩してでも事業展開をしていきたいと考える。

以上が総務建設委員会に付託された12議案と議員提出議案1件についての審議経過要旨であります。

以上をもちまして、総務建設委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第10、議第1号 上牧町個人情報保護に関する法律施行条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第2号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第11、議第2号 上牧町個人情報保護審査会条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第4号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第12、議第4号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

て、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第5号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第13、議第5号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第6号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第14、議第6号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第7号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第15、議第7号 上牧町附属機関設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第8号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第16、議第8号 上牧町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第14号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第17、議第14号 上牧町ふるさと基金条例を廃止する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第17号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第18、議第17号 上牧町道路線の認定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第18号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第19、議第18号 令和4年度上牧町一般会計補正予算(第10回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第37号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第20、議第37号 服部台明星線道路整備工事（その2）請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第38号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第21、議第38号 上牧町水道事業管理棟耐震化及び大規模改修工事 請負変更契約の締結について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議員提出議案第2号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第22、議員提出議案第2号 上牧町議会基本条例の一部を改正する条例(案)、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

ここで暫時休憩します。再開は11時10分。

休憩 午前10時54分

再開 午前11時10分

○議長（吉中隆昭） それでは再開いたします。



◎文教厚生委員長報告について

○議長（吉中隆昭） 日程第23、文教厚生委員長報告について。

竹之内委員長、報告願います。

竹之内委員長。

（文教厚生委員長 竹之内剛 登壇）

○文教厚生委員長（竹之内剛） 皆様、おはようございます。文教厚生委員長、5番、竹之内剛です。

文教厚生委員会の報告を行います。

去る3月7日火曜日、午前10時より全6名の委員出席の下、本委員会に付託されました議案と審議結果は次のとおりです。

議第3号 上牧町下水道条例の制定について、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約について、議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について、議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算（第3回）について、議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算（第4回）について、意見書案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）、以上13議案と意見書案第1号を文教厚生委員会で慎重審議し、それぞれの採決の結果、全13議案、意見書案第1号について、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

次に、各委員からの議案に対する主な質疑内容を報告いたします。

議第3号 上牧町下水道条例の制定について。

問い。条例の47条の水洗便所の設置の普及及び奨励措置を定めた理由について。答え。これまででは要綱で、公共下水道への接続を図るため水洗便所改造資金についての利子補給を実施していたが、企業会計に移行するため条例化した。問い。下水道事業は令和5年4月1日から公営企業会計へ移行され、会計の仕組みが変わるが、公営企業会計を導入することにより、効果や課題点についての説明を。答え。効果として、中長期的な運営の仕組みがはっきりすることで経営状況の把握ができ、将来の見通しができる。課題については、経営上、独立採算制となり、収入、収支を考えていかなければならない。来年度は料金改定の検討に取りかかる予定である。また、企業会計の担当職員の育成についても、会計士の専門家による研修の実施も考えている。

次に、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

問い。子育て世代への経済支援として、条例改正についての説明を。答え。少子化対策、子ども対策の充実と安定財源確保という目的で、健康保険法施行令等の一部改正が令和5年2月1日に公布された。それに伴い、出産育児一時金の支給額が法令により変わったための条例改正である。支給額については、今回、産科医療補償制度1万2,000円を合わせて42万円から50万円に増額された。

次に、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について。

問い。こども家庭庁の設置法により、子ども・子育て支援法が改正された説明を。答え。こども家庭庁の設置法案の施行により、子ども・子育て支援法が改正されたことに伴う上牧町子ども・子育て会議設置条例の改正である。内容としては、こども家庭庁に新たに設置されるこども家庭審議会に移管され、国の子ども・子育て会議が廃止されたことに伴い、引用する条例の整備を行うものである。

次に、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について。

問い。家庭的保育事業の説明を。答え。家庭的保育事業とは、家庭的な雰囲気の下で、少数人数を対象にきめ細やかな保育を実施する事業である。問い。今回、国の基準により改正された内容の説明を。答え。児童の安全確保として、1、施設に対して安全計画の策定義務、インクルーシブ教育のための設備、人員、施設の緩和、感染症及び食中毒の予防及び蔓延防止に必要な措置の明確化の規定、2、送迎車両を用いる際の乳幼児の所在確認、車両への安

全装置装備の義務規定、3、民法等の一部改正により、親権者の子に対する懲戒権の規定が削除された。

次に、議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について。

問い。今後の広域議会では、水道料金などの協議が行われるが、住民の意見が反映される議員数は何名になるのか。答え。令和6年度に決められる予定である。問い。職員に対し、感染症または食中毒の予防及び蔓延防止の研修並びに感染症の予防及び蔓延防止のための訓練を定期的実施するように努めなくてはならないとあるが、その方法についての説明を。答え。事業所が報告書を提出し、町が確認する。

次に、議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組規約の一部を変更する規約について。

問い。規約の一部を変更した内容の説明を。答え。1町から選出される議員数のバランスを考慮し、町議会より1名選出議員を増やし、4市4町、各議長、計8名、4市、議会議員、計8名、4町、議会議員、計4名とし、議員定数を24名から20名に改めるものである。

次に、議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について。

問い。医療費は12月の補正予算で5,400万円を増額したが、傾向はどうか。答え。増加傾向である。

次に、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算（第4回）について。

問い。介護サービス等諸費の減額補正内容についての説明を。答え。地域密着サービスが減ったことと同時に、認定者数が伸び悩み、予定していた利用者に満たなかったことが要因で減額補正となった。問い。介護予防生活支援サービス事業費の減額補正内容についての説明を。答え。新型コロナ感染が多い時期の影響で利用人数が減少したことにより減額補正になった。

以上、文教厚生委員会の委員長報告といたします。

○議長（吉中隆昭） 委員長の報告が終わりましたので、ただいまより議案の審議に入ります。



◎議第3号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第24、議第3号 上牧町下水道条例の制定について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第9号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第25、議第9号 上牧町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第10号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第26、議第10号 上牧町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第11号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第27、議第11号 上牧町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第12号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第28、議第12号 上牧町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第13号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第29、議第13号 上牧町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第15号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第30、議第15号 奈良県広域水道企業団設立準備協議会の設置に関する協議について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第16号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第31、議第16号 奈良県葛城地区清掃事務組合同規約の一部を変更する規約について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第19号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第32、議第19号 令和4年度上牧町国民健康保険特別会計補正予算（第3回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第20号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第33、議第20号 令和4年度上牧町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第21号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第34、議第21号 令和4年度上牧町介護保険特別会計補正予算(第4回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。

◇

◎議第22号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第35、議第22号 令和4年度上牧町下水道事業特別会計補正予算(第3回)について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第23号の質疑、討論、採決

○議長(吉中隆昭) 日程第36、議第23号 令和4年度上牧町水道事業会計補正予算(第4回)

について、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「討論なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(吉中隆昭) ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎意見書案第1号の質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第37、意見書案第1号 物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善を求める意見書（案）、これを議題といたします。

提案理由の説明は終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を委員長の報告どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は委員長の報告どおり可決されました。



◎議第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第38、議第39号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○議長（吉中隆昭） 総務部長。

○総務部長（中川恵友） 議第39号 上牧町議会議員及び上牧町長の選挙における選挙運動の

公費負担に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

公職選挙法施行令の一部が、最近における物価の変動等に鑑み、国政選挙等における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の借入れ、選挙運動用自動車の燃料費、選挙運動用ビラの作成及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担が改正され、令和4年4月6日から施行されております。本条例は、同施行令に準じて条例で定める必要があり、4月に町議会議員選挙の執行が予定されていることから、速やかに改正させていただきたいので提案するものでございます。

次に、条例の主な内容といたしましては、第4条第2号ア及びイの改正では、選挙運動用自動車の借入れ費用と燃料費の1日当たりの上限を、第8条では、選挙運動用ビラの作成費用を、第11条では、選挙運動用ポスターの作成費用の1枚当たりの単価をそれぞれ改正するものでございます。

附則では、条例の施行日を公布の日から施行するとしております。

以上が条例の主な内容でございます。よろしくご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。



◎議第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉中隆昭） 日程第39、議第40号 上牧町政治倫理審査会委員の選任について、これを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

阪本副町長。

○副町長（阪本正人） 議第40号 上牧町政治倫理審査会委員の選任についてご説明いたします。

政治倫理審査会委員としてご活躍していただきました前委員隅田氏の逝去に伴い、政治倫理条例第5条第3項の規定により、前任者の残任期間であります本年3月31日まで中山眞由美氏を後任とし、さらに引き続き同氏を4月1日より選任いたしたく提案するものでございます。中山氏は、豊かな経験と優れた識見を有されており、同委員としてふさわしいと考え、提案させていただくものでございます。

なお、中山氏の経歴につきましては、配付の略歴のとおりでございます。

ご同意賜りますよう、よろしく願いいたします。

○議長（吉中隆昭） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） 討論なしと認めます。

これから採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案どおり同意することに決定いたしました。



◎閉会の宣告

○議長（吉中隆昭） お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（吉中隆昭） ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は閉会することに決定いたしました。



◎町長の挨拶

○議長（吉中隆昭） 閉会に当たり、招集者の挨拶をお願いいたします。

今中町長。

（町長 今中富夫 登壇）

○町長（今中富夫） 全議案、議決を頂きましてありがとうございます。

皆さん方には、4月に選挙という大きな舞台があるわけですが、この3年間、マスクで大変息苦しい思いでそれぞれ活動していただきました。もうすぐマスクも取れるかとは思いますが、一般の住民の方々がマスクをしておられますと、なかなかマスクを外せないのではないのかというふうにも思います。いずれにしても、出馬をされる皆さん方全員がこの議場に戻ってこられるようお待ちいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

それと、吉中議員、9期36年、富木議員、5期20年、上牧町の大変厳しい財政状況の中、再建にご尽力、ご努力を頂きまして、本当に長年ありがとうございます。これからゆっくりするということでも恐らくないだろうと思いますが、体に十分お気をつけていただいて、また何をお頼みしに行くか分かりませんが、そのときには快くお受けいただきますよう、引き続き上牧町の発展にご尽力いただきますよう、体にも気をつけて、これからしっかりと地域で違う形でご尽力いただきますようお願いを申し上げまして、お礼のご挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（吉中隆昭） これをもちまして、令和5年第1回上牧町議会定例会を閉会いたします。

どうも皆様、ご苦労さまでした。

閉会 午前11時41分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 吉 中 隆 昭

署 名 議 員 上 村 哲 也

署 名 議 員 牧 浦 秀 俊